

平成29年  
2 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成29年 2 月 23 日 開会

平成29年 3 月 22 日 閉会

## 平成29年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月23日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
黒木正一議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第70号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自2月24日（金曜日）	
至2月28日（火曜日） 休 会	
3月1日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	15
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	15
1. 議員発議案送付の通知 -----	16
1. 議員発議案第1号追加上程、採決 -----	16
1. 代表質問 -----	16
外山 衛議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	16
・知事の政治姿勢について	
・みやざき産業人財確保支援基金について	
・みやざき男女共同参画プランについて	
・公共施設等総合管理計画等について	
・子供の貧困について	
・医療行政について	
・森林行政について	
・自然公園について	
・県産品の販路拡大について	
・県外への情報発信について	
・観光振興について	
・農政問題について	
・漁業振興について	
・土木行政について	

- ・国体に向けた施設整備について
- ・中学校の部活動について
- ・警察行政について
- ・県立宮崎病院の再整備について

**後藤哲朗議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 43**

- ・知事の政治姿勢について
- ・都農高校の再編統合について
- ・公金の管理・運用について
- ・総合政策行政について
- ・当初予算案について
- ・働き方改革について
- ・南海トラフ地震への対応について
- ・東京オリンピック・パラリンピックについて
- ・福祉保健行政について
- ・林業の振興について
- ・商工観光労働行政について
- ・農水産業の振興について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

**3月2日（木曜日）**

- 1. 出席議員 ----- 75
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 75
- 1. 代表質問 ----- 76

**田口雄二議員質問（県民連合宮崎） ----- 76**

- ・知事の政治姿勢について
- ・総合交通対策について
- ・医療福祉について
- ・県立宮崎病院の建てかえについて
- ・県土整備行政について
- ・農政水産行政について
- ・林業活性化について
- ・警察行政について
- ・教育行政について

**河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 105**

- ・知事の政治姿勢について
- ・奨学金返済支援について
- ・オリンピックと国民文化祭について
- ・防災・減災対策について
- ・福祉保健行政について
- ・イノベーション創出の取り組みについて
- ・多様な働き方について
- ・女性が就職しやすい環境整備について
- ・農業におけるICTの活用について
- ・延岡南道路について
- ・教育行政について
- ・特殊詐欺について

**3月3日（金曜日）**

1. 出席議員 -----	127
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	127
1. 一般質問 -----	128
<b>満行潤一議員質問 -----</b>	<b>128</b>
・29年度当初予算について	
・商工観光戦略について	
・安心安全な県土づくりについて	
・県職員の人材確保について	
<b>徳重忠夫議員質問 -----</b>	<b>141</b>
・重点施策と財政運営について	
・高病原性鳥インフルエンザへの対応について	
・農業政策について	
・特殊詐欺被害及び交通死亡事故について	
・高齢者のセルフネグレクトについて	
・県内建設業について	
・記紀編さん1300年記念事業について	
・外国人観光客への対応について	
<b>清山知憲議員質問 -----</b>	<b>154</b>
・県職員の生産性向上について	
・部活動のあり方について	
・県農業のGAP（農業生産工程管理）への取り組みについて	
・都市公園の有効活用について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生徒の健康について</li> <li>・ 医師確保について</li> </ul>	168
<b>山下博三議員質問</b> -----	168
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 宮崎牛の目指す方向性について</li> <li>・ 本県の東アジア、EU、アメリカ等海外戦略について</li> <li>・ インドネシア技能実習生の取り組みについて</li> <li>・ 物流対策について</li> <li>・ 東京ビル再開発について</li> <li>・ 本県の農業について</li> </ul>	
<b>中野一則議員質問</b> -----	181
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 教育行政について</li> <li>・ 農業政策について</li> <li>・ 観光行政について</li> <li>・ 医療行政について</li> </ul>	
<p>自 3 月 4 日（土曜日）</p> <p style="text-align: center;">休 会</p> <p>至 3 月 5 日（日曜日）</p> <p>3 月 6 日（月曜日）</p>	
1. 出席議員 -----	195
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	195
1. 一般質問 -----	196
<b>日高博之議員質問</b> -----	196
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界ジュニアサーフィン選手権について</li> <li>・ ヘベスの産地拡大について</li> <li>・ 地域包括ケアシステムについて</li> <li>・ 県内重要港湾の機能強化及び活性化について</li> <li>・ 消防非常備町村における消防の常備化について</li> <li>・ 古民家の利活用について</li> </ul>	
<b>関師博規議員質問</b> -----	210
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立高等学校再編統合における高等学校教育整備計画について</li> <li>・ 新田原基地周辺の防音工事等対象区域見直しについて</li> <li>・ 畑地かんがい整備事業進捗と営農実態について</li> <li>・ 介護人材確保策について</li> </ul>	
<b>右松隆央議員質問</b> -----	220

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 儲かる農業の加速化と各種農業政策について</li> <li>・ 林業の成長産業の加速化と各種林野政策について</li> <li>・ 本県の教育問題への取り組みについて</li> </ul>	
<b>横田照夫議員質問</b> .....	234
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新田原基地騒音補償区域見直しについて</li> <li>・ 技能労働者確保について</li> <li>・ クロピラリドについて</li> <li>・ 宮崎国体デモ競技等について</li> <li>・ ゆたかさ指標について</li> </ul>	
<b>3月7日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	249
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	249
1. 一般質問 .....	250
<b>重松幸次郎議員質問</b> .....	250
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年度当初予算について</li> <li>・ あらゆる危機事象への防災対策について</li> <li>・ 健康社会について</li> <li>・ スポーツランドみやぎの推進について</li> <li>・ 発達障がい児とペアレントメンターについて</li> <li>・ 視覚障がい者対策について</li> <li>・ 子供子育ての支援について</li> <li>・ 橋通りバスレーンについて</li> <li>・ 交通安全対策について</li> </ul>	
<b>来住一人議員質問</b> .....	263
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 農業行政について</li> <li>・ 教育行政について</li> </ul>	
<b>渡辺 創議員質問</b> .....	273
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住促進について</li> <li>・ スポーツキャンプについて</li> <li>・ 海外からの観光誘客について</li> <li>・ 宮崎イメージの確立に向けた広報宣伝戦略について</li> <li>・ 災害時対応について</li> <li>・ 教育行政について</li> <li>・ 土呂久公害教訓の次世代継承について</li> </ul>	



1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第48号まで及び請願）	320
二見康之総務政策常任委員長	320
太田清海厚生常任委員長	322
清山知憲商工建設常任委員長	324
右松隆央環境農林水産常任委員長	326
渡辺 創文教警察企業常任委員長	328
1. 討 論	330
前屋敷恵美議員	330
来住一人議員	332
1. 議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号まで採決	334
1. 議案第2号から第28号まで、第30号、第32号から第40号まで及び第44号から第48号まで採決	334
1. 請願第20号採決	335
1. 請願第21号採決	335
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	335
1. 討 論	335
前屋敷恵美議員	335
1. 議案第72号採決	336
1. 議案第71号採決	336
1. 特別委員長調査結果報告	336
横田照夫みやざき創生対策特別委員長	336
田口雄二海外経済戦略対策特別委員長	339
丸山裕次郎スポーツ・観光対策特別委員長	342
1. 議員発議案送付の通知	345
1. 議員発議案第3号から第5号まで追加上程、採決	345
1. 副知事退任挨拶	346
稲用博美副知事	346
内田欽也副知事	346
1. 閉 会	347
<hr/>	
1. 資 料	349
平成29年2月定例県議会日程	351
議案送付文書	352
代表質問時間割	355
一般質問時間割	356



議案委員会審査結果表（平成28年度補正予算関係）	-----	357
議案・請願委員会審査結果表（平成29年度当初予算関係）	-----	358
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	361
1. 議案議決件名一覧表	-----	363
1. 議員発議案等	-----	369
受動喫煙防止対策の強化措置に関する意見書	-----	371
北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する意見書	-----	372
「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書	-----	373
地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書	-----	374
海洋ごみの処理推進を求める意見書	-----	375
1. 請願一覧表	-----	377
1. 議事経過	-----	385

2月23日（木）

# 平成 29 年 2 月 23 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 泰
警 察 本 部 長	野 口 博 継
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀
人 事 委 員 長	村 社 秀

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

---

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成29年 2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、横田照夫議員、高橋透議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る 2月16日の議会運営委員会において、本日招集されました平成29年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計70件、その内訳は、当初予算19件、補正予算13件、条例25件、予算・条例以外13件であります。このほか2件の報告があります。またさらに、副知事の選任同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から 3月22日までの28日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、3月1日から2日間の日程で代表質問、3月3日から3日間の日程で一般質

問を行います。

一般質問終了後、議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。3月8日から2日間の日程で常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正関連議案を審査の上、3月10日の本会議において各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。その後、3月13日から4日間の日程で同じく各常任委員会ですら当初関連議案等を審査の上、3月22日の最終日の本会議において議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3月22日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表の

とおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第70号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第70号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成29年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成29年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、先月、2期目の任期の折り返しを迎えました。この間、県議会の皆様を初め、多くの県民の皆様の御協力を賜り、東九州自動車道など交通インフラ整備の大きな進展、大型案件を含む企業立地、フードビジネスや東九州メディカルバレーなど、将来を担う成長産業の育成と人材確保のための産学金労官が一体となった支援体制の構築、また、伊勢志摩サミット等における「宮崎キャビア1983」の提供など、県産品の認知度の向上、さらには、2巡目国体や国民文化祭の開催内定など、県政を一步一步着実に前進させるとともに、新たな成長に向けた礎づくりも進むなど、確かな手応えを感じております。

一方、我が国は本格的な人口減少社会を迎えており、県内では、特に若者世代や中山間地域での人口流出が進んでおります。人口減少対策や中山間地域対策は、短期間で成果が出るもの

ではありませんが、若者の県内就職の促進、中山間地域における所得の向上や医療・福祉の維持確保など、未来を見据えた地方創生の取り組みを着実に、そして力強く進めてまいりたいと考えております。

また、2巡目国体や国民文化祭の準備を本格的に進めるとともに、世界農業遺産など世界ブランドの活用、スポーツキャンプ地としてのグレードアップなど、「文化・スポーツを生かした地域づくり」に一層取り組んでまいります。

さらに、9月に宮城県で開催される全国和牛能力共進会において、何としても3連覇を勝ち取り、口蹄疫からの復興と「畜産王国宮崎」を全国に発信していかなければならないと決意を新たにしております。

一方、全国各地で自然災害等が猛威を振るっておりますが、今年度、県内でも熊本地震及び台風16号による被害や、高病原性鳥インフルエンザが発生しております。引き続き、「常在危機」の意識を徹底し、県民の皆さんと協働して、防災・減災、防疫対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

今後とも、さまざまな県政の課題に真正面から向き合うとともに、本県が大きく飛躍する絶好の機会を逃すことなく、これまで以上に「対話と協働」の基本姿勢を大事にしながら、果敢に挑戦していきたいと考えておりますので、県議会の皆様を初め、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告をさせていただきます。

1点目は、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

昨年12月に川南町、ことし1月に木城町の養鶏農場において2例の高病原性鳥インフルエン

ザが発生いたしました。国、自衛隊、関係市町村に加え、建設業協会を初めとする関係団体等の御協力をいただき、迅速かつ的確に防疫措置を完了することができました。関係の皆様への御尽力に深く感謝を申し上げます。

しかしながら、隣国の韓国においては、過去に例のないほど多数の発生が確認されており、国内においても、本県以外に6道県で計8例発生しております。また、国内における死亡野鳥からのウイルスの確認状況や渡り鳥の飛来状況等からも、依然として発生リスクが高い状況にある上、同じ韓国で発生が相次ぐ口蹄疫への警戒もさらに強めていかなければならない状況にあります。引き続き、万全の対応をとってまいりたいと考えております。

2点目は、門川南スマートインターチェンジの開通についてであります。

門川町とNEXCO西日本九州支社とともに整備を進めてまいりました東九州自動車道門川南スマートインターチェンジにつきまして、3月25日に開通する運びとなりました。この開通により、高速道路の利便性が向上し、県北地域の産業活性化や観光の振興、迅速な救急救命活動、防災機能の強化などに大きな効果が期待されます。これまで開通に向け御支援をいただきました県議会の皆様を初め、関係自治体や団体等の方々に、心からお礼を申し上げます。

3点目は、「スポーツランドみやざき」の展開についてであります。

本県では、多くのスポーツキャンプ・合宿の受け入れを行っているところでありますが、ことしの春季キャンプにおきましても、日本プロ野球7球団、Jリーグ20チームなど、多くのスポーツチームのキャンプが実施され、大変な賑わいを見せているところであります。また、

本日より、KIRISHIMAサンマリンスタージアム宮崎を中心に、ワールドベースボールクラシックに向けた侍ジャパンの強化合宿が実施されております。

本県でキャンプを実施したチームには、大学駅伝3冠・箱根駅伝3連覇を達成した青山学院大学陸上競技部を初め、Jリーグ年間王者となった鹿島アントラーズ、プロ野球セ・リーグを制した広島東洋カープなど、好成績をおさめるチームも多く、大変縁起のいいキャンプ地、結果の出るキャンプ地であります。侍ジャパンにおきましても、この宮崎での充実した強化合宿を経て、世界一に輝くことを期待しているところであります。

今後、2019年にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが日本で開催されますので、国内外の代表チームの事前合宿が本県で実施され、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展に結びつくよう、引き続き、官民一体となって取り組んでまいります。

それではまず、今議会に提案いたしました平成29年度当初予算案について御説明申し上げます。

平成29年度当初予算案につきましては、不断の取り組みとして「第四期財政改革推進計画」を着実に実行しつつ、人口減少問題に真正面から向き合い、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を着実に推進していくため、重点施策として、「人口減少対策と中山間地域対策の強化」「世界ブランドのみやざきづくりの推進」及び「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」を掲げ、未来志向の地方創生に取り組む予算として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結

果、当初予算額は、一般会計5,778億3,500万円、特別会計1,255億2,899万8,000円、公営企業会計454億6,351万7,000円となります。

このうち一般会計の歳入財源は、県税958億3,000万円、地方交付税1,824億2,500万円、国庫支出金864億8,703万1,000円、繰入金305億3,208万7,000円、県債608億4,110万円、その他1,217億1,978万2,000円であります。

なお、この中で、引き続き地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、29年度においても特別枠を設け、「県営電気事業みやざき創生基金」を活用した事業を9.7億円、「大規模災害対策基金」を活用した事業を6.7億円及び公共事業を45億円、総額61.4億円を追加で措置しております。

このうち「県営電気事業みやざき創生基金」は、国の地方創生推進交付金の活用により必要となる県費や、畜産新生の推進に向けた取り組みの財源として、また「大規模災害対策基金」は、防災・減災対策を集中的に進めるための財源として、それぞれ活用するものであります。

また、公共事業につきましては、国の予算措置の状況等を踏まえ、補助・交付金事業を20億円、きめ細かな事業を展開することのできる県単独事業を25億円、それぞれ上乘せし、総額で28年度と同規模の予算額を確保したところであります。

これらの公共事業の執行によりまして、社会資本の着実な整備と防災・減災対策の強化を図るとともに、地域経済の活性化にも資するものと考えております。

なお、29年度の一般会計当初予算額につきましては、T P P対策関連の国庫補助事業の減等

により、28年度の当初予算額と比較して0.7%のマイナスとなっておりますが、今年度の11月補正予算において、国の経済対策の実施に伴う経費を300億円以上措置しており、繰越事業費が前年度と比べても大幅増となる見込みでありますことから、これらの予算を一体的かつ円滑に執行することにより、事業効果を最大限に発揮させていきたいと考えております。

以下、平成29年度当初予算案の主な事業について、3つの重点施策に沿って御説明申し上げます。

まず1点目は、「人口減少対策と中山間地域対策の強化」であります。

若者の県内企業等への就職・定着を図るため、「みやざき産業人財確保支援基金」を設置し、奨学金の返還支援に取り組む企業等を支援するとともに、県内企業と高校が連携した高校生の県内就職・定着を図る取り組み、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターにおける移住希望者への支援など、若者の県外流出の抑制とU I Jターンのさらなる促進に取り組んでまいります。

また、県立芸術劇場と川崎市立文化施設が連携した演奏会の開催など、包括連携協定を踏まえ、川崎市との交流をさらに拡大するとともに、新たな都市と連携した施策の展開を検討するなど、都市との交流促進に取り組んでまいります。

また、大学生など若者を対象に、みずからの結婚、妊娠・出産、子育てについて考える機会を提供するとともに、児童養護施設の退所者等の社会的自立を支援するアフターケアセンターの設置、女性の再就職を支援するセミナー等の開催や、仕事と家庭の両立を支援する事業所をふやすための取り組みなど、子育て支援とワー

クライフバランスの充実強化に取り組んでまいります。

さらに、中山間地域における農業所得向上に向けた取り組みへの支援を行うとともに、有害鳥獣による被害の防止に向けた総合的対策、在宅医療の推進を図るための訪問看護師の確保・育成や訪問看護ステーションの設置支援、木造住宅耐震化のより一層の推進など、持続可能な中山間地域の暮らしづくりに取り組んでまいります。

2点目は、「世界ブランドのみやざきづくりの推進」であります。

まず、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域や祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを活用した市町村の地域づくりの取り組みを支援するとともに、東京オリンピック・パラリンピックを控えた首都圏への情報発信・販路開拓等の機能強化を図るための新宿みやざき館KONNEのリニューアル、今議会に提案しております「美しい宮崎づくり推進条例」に基づく県民との協働による美しい景観づくりの取り組みなど、発信力の強化と地域の誇り、郷土愛の醸成を図ってまいります。

また、各地に点在する活用されていない地域資源や文化財を掘り起こし、ブランド化を目指すとともに、土呂久公害の教訓を次世代へ継承する取り組みや、温暖な気候や恵まれた自然環境を生かしたサイクルツーリズムの確立やサーフィン環境の整備など、新たな地域資源の掘り起こしや再評価を進めてまいります。

さらに、平成32年度に本県で開催される国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に向けた準備を進めるとともに、東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップに向け、スポーツ合宿地としてグレードアップを図る取

り組み、高校生や地域住民が芸術文化に親しむ機会の提供、甲子園優勝を目指したチーム支援や選手の育成強化など、文化・スポーツの振興にも取り組んでまいります。

3点目は、「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」であります。

まず、東京オリンピック・パラリンピックを控え、需要の増加が予想される森林認証材の安定的・効率的な供給体制の確立に取り組むとともに、食品製造業者の取引拡大を図るための県内外の卸売業者等とのマッチングの支援、宮崎牛の輸出拡大を図るための拠点となる高い衛生基準に対応した食肉処理施設の整備支援、全国和牛能力共進会3連覇を勝ち取るための取り組みとさらなる販売促進策の展開など、本県の強みや特性を生かした成長産業の育成加速化に取り組んでまいります。

また、産学官連携による県内産業の将来を担う人材や地域経済を牽引する中核企業を育成するための集中的支援、新製品・新技術の開発、ものづくりベンチャー企業の育成など、産学官が一体となったサポート体制の充実にも取り組んでまいります。

さらに、本県の観光をリードする人材の育成や市場ニーズに対応した新たな観光地づくりのほか、新たな技術や科学的データを用いた施設園芸や漁業、畜産経営の実証に取り組むなど、次代につながる新たな産業づくりも進めてまいります。

当初予算案の概要については以上ですが、あわせて、新たな予算を伴わずに県民サービスの向上を図る、いわゆるゼロ予算施策も積極的に実施していくこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。



議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、新たな行政機関として設置する宮崎県動物愛護センターの名称、位置及び所管区域に関する規定を追加するものであります。

議案第21号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、警察法施行令の一部改正による地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の改正に伴い、本県警察官の定員について必要な改正を行うものであります。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、水産試験場水産物加工指導センターの加工室等の使用料の新設や、建築士法改正に伴う建築士事務所登録申請手数料の改正等を行うほか、宮崎県立看護大学の地方独立行政法人化に伴い、関係する使用料及び手数料を廃止するものであります。

議案第23号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、通勤実態等を踏まえ、一般職の自動車に係る通勤手当を見直すとともに、常勤の特別職について、国の状況等を踏まえ、一般職の例により通勤手当を支給するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第24号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国等との均衡を考慮し、手当の額や支給要件の改正等を行うものであります。

議案第25号「みやざき産業人財確保支援基金条例」は、本県の産業を担う人財の確保を図るため、県内企業等に就職した若者の奨学金返還を支援することを目的とした基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第26号「宮崎県森林整備加速化・林業再

生基金条例の一部を改正する条例」は、基金を活用した事業の実施期間の見直しに伴い、基金の設置期間を延長するための改正を行うものであります。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、宮崎市と共同で設置する動物愛護センターについて、公の施設としての名称を「みやざき動物愛護センター」とするとともに、宮崎県立看護大学の地方独立行政法人化に伴い、公の施設から削除するものであります。

議案第28号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定NPO法人等の海外への送金等に関する届け出見直されたこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第29号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、県民の利便性の向上及び事務処理の効率化の観点から、個人番号の利用が可能な事務を追加するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第30号「宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例」及び議案第31号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、条例が適用される実施機関として、「県が設立した地方独立行政法人」を追加するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第32号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の対象となる子の範囲の拡

大や介護部分休暇の新設等を行うものであります。

議案第33号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、住民の利便性の向上及び事務処理の効率化の観点から、知事の権限に属する事務のうち、医療法人の分割に係る事務について、取り扱いを希望する市に権限を移譲するための改正を行うものであります。

議案第34号「宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、訪問看護を行う事業所に就業する看護職員の確保を図るため、修学資金の貸与を受ける者の資格要件の緩和を図るなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第35号から議案第37号までは、公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、当該法人による財産の処分及び職員の引き継ぎに関する条例、また、関係条例の整理に関する条例をそれぞれ制定するものであります。

議案第38号「美しい宮崎づくり推進条例」は、市町村、県民及び事業者と連携して、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものであります。

議案第39号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」は、宮崎県育英資金の延滞利息の利率を引き下げるための改正を行うものであります。

議案第40号は、「包括外部監査契約の締結について」、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第41号から議案第43号までは、平成29年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金

を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第44号から議案第46号までは、みやぎき男女共同参画プラン、みやぎき文化振興ビジョン及び都市計画に関する基本方針の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第47号及び議案第48号は、公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、当該法人が徴収する授業料等の料金の上限及び業務運営に関する中期目標について、地方独立行政法人法の規定により、それぞれ議会の議決に付するものであります。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成28年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計マイナス268億1,256万1,000円、特別会計マイナス6億5,824万7,000円、公営企業会計1億6,207万3,000円であります。

なお、一般会計の歳入財源は、県税30億4,000万円、地方交付税27億8,731万5,000円、国庫支出金マイナス90億6,138万5,000円、繰入金マイナス79億9,481万円、諸収入マイナス104億7,073万3,000円、県債マイナス17億9,047万7,000円、その他マイナス33億2,247万1,000円であります。この結果、平成28年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,992億247万9,000円となります。

以下、新たに予算措置を伴う主な事業について御説明申し上げます。

まず、昨年12月とことし1月の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限措置により、経済的影響を受けた農場への支援に係る経費を計上しております。

また、地方創生拠点整備交付金を活用する事業として、工業技術センター及び食品開発センターの試験研究機能の強化を図るための施設整備や、フードビジネスを担う人材の研修拠点となる県立農業大学の食品加工施設の整備、「みやざき地頭鶏」のひなの供給拡大を図るための畜産試験場の種鶏増殖施設の整備に係る経費を計上しております。

また、商品開発や販路拡大等に取り組む情報通信・観光関連企業に対する産学金労官が連携した一貫支援体制の整備や、JR九州が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対する支援、鶏肉の輸出に向け処理加工施設の再編整備を行う企業への支援等も行っております。

また、県立美術館の新たなコレクションとして、美術品等取得基金を活用し、本県出身の彫刻家の作品を2点購入することとしております。

さらに、公共事業についてであります。昨年9月の台風16号による被災地の復旧整備や中山間地域の農業生産基盤整備に係る事業を計上しております。

次に、平成28年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

国の補正予算に係る公共事業等について、事業実施期間が不足することなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第62号「宮崎県税条例の一部を改正する

条例」は、消費税の税率改正実施時期の延期等による地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税法人税割の標準税率改正実施時期が延期されたこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第63号「国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良法施行令の一部改正に伴い、受益者等から徴収する負担金の償還利率の見直しが行われたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第64号「宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例」及び議案第65号「宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例」は、それぞれ基金を活用した事業の終了に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第66号「宮崎県国民健康保険運営協議会条例」は、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度以降の国民健康保険事業の運営に関する事項について審議を行う附属機関を設置するための条例を制定するものであります。

議案第67号は、県営広域営農団地農道整備事業沿海北部6期地区1工区トンネル工事、議案第68号は、県営湛水防除事業嵐田地区2工区排水機製作・据えつけ工事、及び議案第69号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）佐土の谷2号トンネル工事の、それぞれ請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第70号は、県立農業大学の土地の一部を川南町の企業誘致用地に供するため、財産に関する条例第2条の規定により、当該土地と建物の処分について、議会の議決に付するもので

平成29年 2月23日(木)

あります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす24日から28日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、3月1日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時32分散会

3月1日（水）

# 平成 29 年 3 月 1 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西村賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有岡浩一	(愛みやざき)
3 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清山知憲	(同)
9 番	島田俊光	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	星原透	(同)
14 番	濱砂守	(ひむかの会)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
19 番	高橋透	(同)
20 番	丸山裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	黒木正一	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	山下博三	(同)
26 番	右松隆央	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	徳重忠夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満行潤一	(県民連合宮崎)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後藤哲朗	(同)
34 番	外山衛	(同)
35 番	松村悟郎	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	蓬原正三	(同)
38 番	井本英雄	(同)
39 番	宮原義久	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	永山英也
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
福祉保健部長	日隈俊郎
環境森林部長	大坪篤史
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	郡司行敏
県土整備部長	東憲之介
会計管理者	高原みゆき
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教育長	四本孝
警察本部長	野口泰
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	金子洋士

## 事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	奥野信利
議事課長	長倉健一
政策調査課長	小田博之
議事課長補佐	伊豆雅広
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成29年3月1日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

受動喫煙防止対策の強化措置に関する意見書

---

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 代表質問

○星原 透議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。自由民主党、外山衛でございます。

本日は、早くから大勢の方々に傍聴いただき、まことにありがとうございます。

では、通告に従いまして代表質問を行います。

まず、平成29年度当初予算案について伺います。

歯どめのきかない人口減少時代におきまして、地方の活性化、いわゆる地方創生が課せられる中、本県も、これまで各分野でさまざまな施策に取り組んでこられました。が、悩ましいことに、全国下位の県民所得や若者の県外流出、過疎化の進行など困難な課題を抱え、いまだ光明が見えないのが現状でございます。こうした中、県民が豊かさを真に実感できるようにしていくためには、直面している少子高齢・人口減

少対策や経済・雇用対策、インフラ・防災対策など、各種施策を強力に推進し、本県の明るい未来の創造のために果敢に取り組む姿勢が必要であると考えます。そこで、今回は、河野知事の2期目の折り返しとなる予算案になりますが、その概要について伺います。

また、予算案の基本方針にございます「未来志向の地方創生」とはどのような意味なのかを、知事に伺います。

続いて、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本県も平成27年度に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で、しごとを「興す」、人を「育てる」、まちを「磨く」、資源を「呼び込む」という4つの施策目標を掲げ、これまで多くの取り組みをされてきたところでありますが、本県の地方創生における主な取り組みやこれまでの成果について、総合政策部長に伺います。

次に、本県の経済の活性化を図るためには、基幹産業である農業の振興が重要であると考えます。本県の平成27年の農業産出額は3,320億円、全国5位と、全国有数の農業県に発展してきたところでありますが、一方、農業経営体数、農業就業人口の減少や国際化の進展など、本県農業を取り巻く情勢は大きく変化しており、新たな視点での振興策が必要であると考えます。このような中、農政水産部長はこの2年間、県内くまなく現場に足を運び、生産者の声を聞き、農水産業振興の陣頭指揮をとってこられました。そこで、農政水産部長として、これまでどのような考えで農業振興に取り組んでこられたのか。また、今後の本県農業の振興の方向性について伺います。

以上で壇上からの質問は終わり、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

当初予算案についてであります。平成29年度当初予算の編成に当たりましては、昨年10月に決定した当初予算編成方針に基づいて編成をしております。財政改革の取り組みを不断の取り組みとして位置づけ、これを着実に実行しますとともに、人口減少問題に真正面から向き合い、中長期的な視点に立った施策を着実に推進するため、3つの重点施策としまして、「人口減少対策と中山間地域対策の強化」「世界ブランドのみやざきづくりの推進」「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」を掲げ、未来志向の地方創生に取り組む予算として編成したところであります。この予算額につきましては、公債費やT P P対策関連の国庫補助事業の減などにより、対前年度比0.7%減の5,778億3,500万円ではありますが、通常の新規・改善事業に加えて、総額61.4億円の特別枠を設置し、地方創生を初めとした地域経済の活性化や防災・減災対策の強化に積極的に取り組むこととしております。今年度の11月補正で、国の経済対策の実施に伴う経費約300億円ほど措置をしており、この大幅な繰越事業費と一体的な執行というのが可能でございまして、限られた財源を工夫しながら、必要な事業を構築できたと考えているところであります。

次に、未来志向の地方創生についてであります。これからの人口減少時代に的確に対応し、希望ある未来を築くことは、本県の最重要課題であります。県の総合計画や地方創生総合戦略、さらには毎年度の予算編成においても、これを重点施策として掲げ、その対策に取り組んできたところであります。しかしながら、平成27年の国勢調査結果を見ますと、本県の人口



は5年間で約3万1,000人減少しております。残念ながら、そのスピードに歯どめがかからない状況にあります。この人口減少は我が国の構造的課題でもあり、短期的に成果が出るものではないと考えておるところでありますので、持続可能な地域づくりに向けて、長期的な見通しを持ち継続的に取り組む、そういう意図を込めて「未来志向の地方創生」としたところであります。将来世代への責任を果たすという観点から、若者の県内定着を目的として成長産業の振興を図るなど、しっかりと先を見据えて、今取り組むべき施策を力強く推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（永山英也君）〔登壇〕 答えいたします。

本県の地方創生総合戦略では、まず、成長産業の育成等により仕事をつくり、若者の定着を促進すること、そして、子供を生み育てやすい環境づくりや、郷土愛と挑戦力を持った人財育成を進め、魅力にあふれ、暮らしやすい地域社会を築くことを目指しております。これまでの取り組みの結果、交通インフラの整備促進等も追い風としながら、フードビジネス等の成長産業の育成、産学官が連携した県内企業や産業人財の育成体制の整備、また、大型案件を含みます企業立地の進展、さらにクルーズ船の寄港増大など、特に産業や雇用の面では成果が上がっていると思っております。また、県内市町村においても、認定を受けました世界農業遺産の活用や、宮崎こばやし熱中小学校の開催など、自治体の垣根を越えた連携による取り組みのほか、美郷町渡川地区における「渡川みらい会議」のような住民主体の地域ビジネスへの取り組みも生まれておまして、地域づくりの面におきましても、確かな進展が見られると考

えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 答えいたします。

農業振興の取り組みと今後の方向性についてであります。「農は国の大本なり」「百姓は国の礎なり」、前者は日本書紀の言葉、後者は信州松代藩の家老、恩田木工の言葉であります。

「農業と農家は、国の豊かさを生み出す根源的な存在である」という意味であると理解しております。私は、この言葉を大切に心に刻み、生産者や農業団体の皆さんとともに、本県農業の振興に取り組んでまいりました。農業は今、大きな変革期を迎えておりますが、このような変化をチャンスと捉え、果敢に挑戦することが、我々に課せられた使命であると考えております。口蹄疫からの再生・復興や、牛肉の輸出拡大、食の安全分析センターの設立、世界農業遺産の認定、キャビアの伊勢志摩サミットでの採用などは、その挑戦の一つの成果であると考えております。そして来年度は、前人未踏の3連覇がかかった全国和牛能力共進会の年となりますが、私は、今後とも、この挑戦の心を多くの生産者、関係者の皆さんと共有し、若者が夢と誇りを持って取り組める本県農業の実現を図ることが、極めて重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 農政水産部長におかれましては、ぜひとも将来の農業に夢と希望が持てる明るいものとなりますように、今後引き継いでもらいたいと思います。

それでは、再度、当初予算案について伺います。人口減少問題に的確に対応し、若者の定着や産業育成に力点を置かれ、持続可能な地域づくりに向けて、新年度の予算案を編成されたということですが、予算額を見ますと、一

般会計5,778億円と、4年ぶりに減少しております。そこで、今回、当初予算がマイナスになった要因について、総務部長に伺います。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 平成29年度当初予算が対前年度比マイナスとなった主な要因でありますけれども、公債費及び普通建設事業費の減によるものでございます。まず、公債費につきましては、これまでの財政改革への取り組みによりまして、県債残高が減少しております。その償還費用であります公債費が、前年度よりも約21億円減少しておるところでございます。また、普通建設事業費であります。普通建設事業費のうち単独事業分につきましては、防災拠点庁舎やえびの警察署庁舎の建設などにより、前年度より約22億円の増となっておりますが、一方で補助事業分につきましては、平成28年度当初予算に計上しておりましたT P P対策関連の国庫補助事業が、平成29年度は大幅に減少したことから、約44億円の減となっており、この結果、普通建設事業費全体では約24億円の減となっております。これら2つが主な要因となりまして、予算総額が前年度に比べマイナスとなったところでございます。

**○外山 衛議員** 次に、全国的に急速な少子高齢化の進展と人口減少という大きな課題に直面し、地域活力の低下が進む中、今後、本県におきましても、特性を生かした地方創生のあり方、本県の進むべき道筋を示していかなければならないと考えます。そこで、本県の地方創生は何を目指すのかを、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（永山英也君）** 地方創生の眼目は、都市に向かう人やお金の流れを転換し、地方においても、将来に明るい希望を持てる社会を築いていくことにあると認識をしております。

都市部と比べて、経済や都市機能などでは弱い面がある本県のような地方におきましては、まずは外貨を稼ぎ、地域内の経済循環を拡大させますとともに、人のきずなや美しい自然、ゆったりとした時間の流れといったよさを生かしながら、経済的な豊かさとお金にかえられない価値とが調和した、「新しいゆたかさ」を実現できる社会を目指していく必要があると考えております。本県の置かれている状況は厳しいとは思いますが、この宮崎に住みたい、子供を生み育てたい、また、宮崎で育ち、役に立ちたい、そして宮崎に戻り、移り住みたいと多くの人に思ってもらえるような地域づくりに向けて、着実に施策を推進してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 人口減少が加速化する中で、非常に困難であると思いますが、今後も、未来を見据えた地方創生に取り組んでもらいたいと思います。

続きまして、人材確保について伺います。

本格的な人口減少社会という現状を踏まえ、県では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、社会減対策と自然減対策を講じることで、平成72年の県人口80万人超、29歳以下人口割合30%以上という高い数値目標を掲げておられます。人口減少に歯どめをかけるということは、一朝一夕にできるものではないことは重々承知しておりますが、それでも人口減少対策は待ったなしの状況であります。特に若者世代の人口流出が進んでおり、高校を卒業して大学へ進学する18歳人口や、大学卒業後の就職時における20代前半の人口流出が著しい状況にあります。このままでは、本県の産業を支える担い手が足りなくなり、地域経済が縮小していくのではないかと、非常に危惧をしている次第でござ

います。

今、若者は、大学等に進学するに当たって、その半数が奨学金を借りていると言われていす。本県の若年層の労働人口をふやすためにも、こういった人材を県外に流出させてはならないと思います。昨年6月議会におきまして、我が会派の島田議員が、「県内の産業人財の確保・定着を図るためには、奨学金を返済している優秀な若者を支援することが有効ではないか」と質問をし、県におかれましては、「その必要性を検討する」との答弁でございました。知事は提案理由説明において、「本県の人口減少問題に真っ正面から向き合う」と発言しておられましたが、県内企業の人材確保は困難さを増しております。先日公表されました九州経済白書におきましても、調査対象企業の4分の3以上が、「人材不足が悪影響を及ぼす」との懸念を示しております。そこで、本県の将来を担う若者の県外への流出を食い止め、県内企業の人材を確保するためにどのように取り組んでいられるのかを、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の人口減少対策を考える上で、若者の県外流出の抑制は大変重要な課題であろうかと考えております。県内企業におきます産業人財の確保と定着に向けまして、県では昨年、企業成長促進・産業人財育成プラットフォームを産学官で連携して設立し、関係機関と連携して体系的に人材育成講座を実施する「ひなたMBA（みやざきビジネスアカデミー）」を初め、インターンシップの充実やグローバル人材の育成など、さまざまな取り組みを展開しているところであります。

御質問の奨学金の返還につきましては、その負担が若者の県外流出の一つの要因とも言われておりまして、県内企業からも、その対策を求

める要望もいただいているところであります。

このようなことから、来年度新たに「みやざき産業人財確保支援基金」を設けまして、奨学金の返還支援に取り組む企業を支援するための事業を実施することとしたものであります。今後、この基金によりまして、県内企業と連携をしながら、若者の県内定着、また、必要な人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 県内企業の人材確保を支援するための事業「みやざき産業人財確保支援基金」の具体的な内容について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（永山英也君）** この基金事業は、大学や短期大学等を卒業した方を対象に、この事業に登録した県内企業に就職した場合、基金から一定額の奨学金返還を支援するものであり、今後4年間で320名程度の支援候補者を決定し、奨学金返還を支援する予定としております。支援額につきましては、例えば4年制大学を卒業した場合は、奨学金返還額の2分の1以内、上限100万円とし、このうち4分の1の25万円については、就職した企業の負担としております。また、支援時期については、県内企業への定着を図る必要もありますことから、就職後1年目、3年目、5年目の3回に分けて支援したいと考えております。制度の実施に当たりましては、県内高校生や保護者、学生等に周知を図ることはもちろんのこと、大学等に在学中から県内企業の情報をメール等で発信するなど、学生が県内企業の魅力等をしっかり理解できるような取り組みを展開してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** この事業を進めるに当たっては、登録されている企業の充実が重要と考えま

す。学生への制度の周知に加えて、多くの県内企業の賛同が得られるように取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、男女共同参画推進について伺います。

男性も女性も平等に生き生きと活躍できる男女共同参画社会づくりは、大変重要なことと認識をしております。国におきまして、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されたことを受け、本県におきましても、宮崎県男女共同参画推進条例の制定や、みやざき男女共同参画プランの策定に取り組まれております。このような中、昨年4月には、働く場における女性の活躍を推進するため、いわゆる女性活躍推進法が完全施行されております。これまで、県はもとより、県民や市町村、企業、各種団体等が、それぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでこられた結果、多様な生き方を認め合う社会になってきていることや、さまざまな分野で女性が活躍されていることを実感しております。そこで、男女共同参画推進に関する現状と県の取り組みについて、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（永山英也君）** 本県における男女共同参画意識は、近年高まりつつあります。一方で、県の平成27年度労働条件等実態調査によりますと、民間事業所の係長相当職以上に占める女性の割合は、14.6%にとどまっております。また、全国的に女性の給与水準は男性の約7割と、男女間の賃金格差が生じているなど、さまざまな課題があると認識をしております。このため県では、男女共同参画センターと連携しまして、男女共同参画推進に関する研修や啓発を行いますとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市町村審議会

等の女性登用の働きかけや、企業の経営者等を対象に、女性の働き方に対する理解を深めるセミナー等を行っております。さらに、働きやすい職場づくりに向けて、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所の登録を、宮崎労働局と連携して進めておきまして、2月1日現在、登録数は860件となっております。今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** また、今議会におきまして、みやざき男女共同参画プランの変更が議案として上程されておりますが、第3次みやざき男女共同参画プランの特徴について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（永山英也君）** 今回のプランの最も大きな特徴は、「あらゆる分野における女性の活躍の推進」を、3つあります基本目標のトップに掲げまして、女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけたところであります。具体的には、男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和を図るため、労働局と連携して、長時間労働の抑制等の働き方改革や、イクメン・イクボスの普及に取り組むなど、さまざまな施策を展開することとしております。また、経済分野における女性の活躍を進めるため、企業、団体、行政で構成します「みやざき女性の活躍推進会議」のより一層の活性化を図りますとともに、「Hinata・あぐりんぬ」や「ひなたもりこ」などの、各分野における女性の活動のサポートに努めてまいります。さらに、今年度設置しました、体系的な人材育成メニューであります「ひなたMBA」への女性の積極的な参加を求めまして、本県産業を支える重要な担い手であります女性の活躍を、人材育成の面でも推進してまいりたいと考えておりま

す。

**○外山 衛議員** 今後の社会におきましては、女性の活躍は重要な鍵となりますので、男女がともに暮らしやすい社会が実現するよう、多様な働き方へのニーズに対応するなど、計画を推進していただきたいと思います。

次に、宮崎県公共施設等総合管理計画について伺います。

庁舎や道路などの公共施設につきましては、老朽化の進行に伴い、施設の維持管理費用が増大していくことが見込まれますが、これに加えて、今後計画がされております防災拠点庁舎や、2巡目国体のためのスポーツ施設の整備も大きな財政負担となっていくものと考えます。これらにしっかりと対応していくためにも、現在保有する施設の現状や維持管理等の将来経費を早急に把握するとともに、計画的に点検や修繕等を行うという予防的保全を実施し、公共施設等総合管理計画の基本的な方針として位置づけた、施設の長寿命化を初めとするさまざまな対策に着実に取り組んでいくことが重要であると考えます。これらは、各部局共通の課題であることから、公有財産調整委員会のもと、全庁を挙げて取り組んでいくべきだと思いますが、今後どのようにして計画を推進していくのかを、稲用副知事に伺います。

**○副知事（稲用博美君）** ただいま御指摘がありましたように、全ての公共施設の維持管理等に係る将来経費を把握しまして、予防的な修繕・改修などにより財政負担の低減化・平準化を図るということは喫緊の課題となっております。このため、昨年9月に策定しました公共施設等総合管理計画に基づきまして、庁舎などの施設類型ごとに、施設の更新等に関する将来経費や効果的なメンテナンスサイクルを取りまと

めた施設類型別計画を、平成32年度までに策定していくこととしております。公有財産調整委員会につきましては、新たに企業局と病院局を加えますとともに、専門部会を設置するなど、公共施設等総合管理計画を全庁的に推進していく体制を整備したところであります。今後は、この委員会におきまして、施設類型別計画策定の進捗状況を適切に管理し、全庁的な将来経費を把握しながら、公共施設の保有・運営・維持の最適化を図るなど、公共施設等総合管理計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○外山 衛議員** 厳しい行財政運営が続くことが予想されますので、公共施設を取り巻く状況を共有しながら、公有財産調整委員会が中心となってこの計画を着実に進められるように、要望いたします。

関連しまして、企業局における設備の老朽化対策について伺います。企業局は、経済性を発揮しながら、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業を通じて、公共の福祉の増進に寄与する役割を担われておりますが、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、事業を取り巻く環境の変化に適切に対応していくことが必要と考えます。その中で、先ほどの公共施設等の老朽化対策と同様に、企業局の施設設備も例外ではなく、今後も企業局が公営企業としてその役割を果たしていくためには、建設から長期間経過した施設等の計画的な更新を進め、経営の健全化、効率化等、経営基盤強化への一層の取り組みが不可欠であると思えます。そこで、企業局における発電設備等の老朽化対策については、どのような考えのもとに取り組まれているのかを、企業局長に伺います。

**○企業局長（図師雄一君）** 企業局における発

電設備につきましては、平成27年度から10年間の局の経営方針を定めた「企業局経営ビジョン」に基づき、計画的な点検整備や更新を実施するなど、長寿命化に取り組んでおります。発電設備のうち、運転開始からおおむね60年を経過したものについては、発電効率の改善や保守管理の簡素化等も考慮した全面的な更新を検討することとしており、現在、この考え方にに基づき、渡川発電所大規模改良事業を進めているところであります。このような設備更新等の経費について、企業局経営ビジョンにおいては、平成36年度までの10年間で約195億円を見込んでおり、その後も投資が必要となることから、これの財源確保も重要となってまいります。企業局といたしましては、本県の恵まれた水資源を活用した水力発電が果たす役割は、将来にわたり大変重要であると考えておりますので、引き続き健全経営の維持に努め、適切な老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 企業局におかれましては、地方振興積立金を活用し、県営電気事業みやざき創生基金の原資として一般会計にも繰り出しをされておりますが、今後とも健全経営に努め、公共の福祉の増進に資するよう、公営企業の役割を果たしていただきたいと思っております。

次に、子供の貧困問題について伺います。

県におかれましては、平成28年3月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画として、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定されました。この計画は、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していきける社会の実現」という基本理念のもとに、保護者に対する生活・就労支援など、さまざまな施策が盛り込まれているところであります。子

供の貧困問題につきましては、その要因が多岐にわたっており、また、そこから生じる課題が複雑に絡んでいる場合も多く、このため、その対策は、県と市町村、行政と県民、関係団体など、多様な関係者が一体的に取り組まなければならないものであると考えます。このような状況を踏まえ、計画の初年度に当たります今年度、県は子供の貧困対策にどのように取り組んだのか。また、来年度はどのように取り組むのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありましたように、子どもの貧困対策推進計画は、今年度が4年間の計画の初年度でありますので、まずは子供の貧困対策を進めるため、昨年6月に、知事を本部長とします「宮崎県子どもの貧困対策推進本部」を設置するなど、部局横断的な体制を整えたところであります。また、民間のさまざまな関係団体等で構成します「宮崎県子どもの貧困対策協議会」を設置しまして、計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行うこととしたところであります。さらに、計画を具体化するためには、地域住民に身近な市町村の取り組みが重要となりますので、市町村が実施する子供の貧困の実態調査や計画の策定に対して支援を行うなど、施策の着実な推進を図ってまいりました。来年度も、引き続き市町村の取り組みを加速化させるとともに、広域的に取り組む県の役割としまして、新たに人材の養成や全県的なネットワークの構築を図るなど、関係機関と連携しながら、しっかりと施策の推進に取り組む、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 子どもの貧困対策推進計画には、県や市町村と民間団体などによる連携した取り組みが重要であることが記述をされてお

ます。現在、民間による取り組みの一つとして、地域の子供たちに無料または低額で食事を提供する子ども食堂がございますが、このような取り組みは、まさに行政と民間団体が連携すべきものと考えております。近年、子供の貧困に対する問題意識が高まりを見せる中、新聞やテレビなどでもたびたび取り上げられているように、全国的に子ども食堂の開設が活発化しているようであります。本県におきましても、このような事例がふえてきていると伺っておりますが、子ども食堂の取り組みについて、県としてどのように捉え、今後どのように対応していくのかを、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 県では現在、NPO法人等の民間団体による8件の子ども食堂の運営について把握しておりますが、この取り組みは、県内で今後さらにふえていくものと考えているところであります。ことし1月に入りまして、子ども食堂の取り組みについて地域の理解を深めることを目的とした啓発イベントを、県とNPO等との協働事業として開催いたしました。予想を超える反響がございまして、県内外から大勢の皆様にご参加いただくなど、子ども食堂に対する関心は大いに高まってきているものと感じているところであります。子ども食堂につきましては、子供のみならず、親や高齢者も利用できるほか、学習支援をあわせて行う事例があるなど、子供の居場所づくりや自立支援といった、子供の貧困対策はもとより、世代間の交流にも寄与するなど、大変意義のある取り組みであると認識しております。県といたしましては、このような取り組みが県全体に広がるよう、引き続き先進事例などの情報提供を行うとともに、新たに団体間の交流促進を図るなどの支援を行ってまいりたいと考えて

おります。

**○外山 衛議員** 子ども食堂につきましては、県民の関心も急速に高まっております。必要な情報提供などのサポートにしっかりと取り組んでいただくようお願いします。

子供の貧困対策につきましては、実態を最も的確に把握し得る市町村の果たす役割も大きいわけであり、また、県や市町村が関係機関や民間団体と連携をしながら、地域の実情に応じた対策に取り組むことが極めて重要と考えます。平成29年度は、今年度の取り組みを踏まえ、計画の基本理念の実現に向けて、引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、地域医療構想について伺います。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、将来、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービス体制の構築、医療機関同士のバランスのとれた医療機能の分化、連携の推進を目的として、地域の実情に応じた方向性を定めるため、昨年10月に地域医療構想が策定されました。この中で、本県の2025年の必要病床数を見ると、現在、機能別に不足する病床や過剰な病床など過不足が混在しており、病院間の調整も難しいのではないかと思います。そこで、策定された地域医療構想について、今後どのような取り組みを行われるのかを、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 地域医療構想につきましては、2025年に向けて、在宅医療等を含め増大する医療需要に対応するために、機能別に、高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療まで、患者の病状に見合った、より適切な医療サービスを受けられる体制をつくらうとするものであります。このため構想で

は、必要病床数の推計において、特に慢性期の入院患者のうち、一定部分を在宅医療等で対応するという考え方で算定しておりまして、その結果、本県の医療機関の必要病床数は現状よりも少なくなっております。なお、全国では、大都市部において必要病床数が不足する地域が多く、また、人口減少が進む地方のほうでは過剰となる地域が多いという傾向が見られております。構想策定後は、各医療機関において、それぞれが担うみずからの医療需要と、それに必要な病床数について検討していただきまして、それをもとに、各地域の地域医療構想調整会議におきまして、構想に定める必要病床数を目安としながら、各圏域における医療機関の担う機能別の医療需要と必要な病床数について協議していくこととしております。県としましては、調整会議での議論が円滑に行われるよう、必要な支援に努めまして、各地域において必要とされる医療の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 医師の地域偏在でありますとか医師不足等、地域住民の安心・安全の確保にも地域格差が広がっておると考えています。調整会議等での議論を深めていただき、各地域における必要な医療体制の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、再造林対策について伺います。

本県の森林は本格的な収穫期を迎えており、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働に伴う木材需要の高まりにより、森林の伐採が増加してきております。さらに、新たな木質バイオマス発電施設や大型製材工場の増設も予定されているようであります。今後、木材の需要がますますふえ、森林の伐採も進み、森林資源が枯渇するのではと危惧しているところであり

ます。そこで、将来にわたって森林資源を維持するためには、伐採跡地の確実な植栽を行う必要があると考えますが、県は再造林対策にどのように取り組んでいくのかを、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 再造林対策につきまして、本県では、「伐って、使って、すぐ植える」というモットーのもと、県内の再造林率が80%になることを目標にしまして、林野庁の森林整備事業や森林環境税を使った事業による支援、低コスト化に向けた一貫作業システムの普及、さらには、森林所有者の負担軽減のための民間企業による資金協力などに取り組んでいるところであります。しかし、地域によって再造林率に大きな差がございますので、今後、それぞれの地域の実情を踏まえながら、森林所有者の再造林意欲の喚起や、施業集約化等による林業採算性の向上、再造林作業の担い手の確保などに、きめ細かく対処する必要があると考えております。このため、本年を本格的な「再造林元年」と位置づけまして、西臼杵支庁や農林振興局を単位とする7つの地区協議会と本庁の推進本部で構成します「山村地域の持続的発展推進会議」、通称「山会議」と呼ぶことにしておりますが、これを設置することにいたしました。既に準備のできたところから順次スタートしているところでございます。今後、県と市町村、林業関係者等が一体となりまして、地域の実情に応じた対策について重点的に協議し、将来の25年、50年先を見据えた再造林対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** ただいま答弁いただきました対策を着実に実行していくためには、その担い手である林業就業者をいかにして確保・育成す



るかが重要と考えます。しかしながら、長期的な木材価格の低迷に伴う林業採算性の低下や山村地域の過疎化等によりまして、林業就業者数の減少や高齢化が進行していますことから、10年後、15年後には林業の担い手が不足するのではないかと懸念しております。さきの11月議会におきまして、「林業大学校のあり方を含め、他県の事例も参考にしながら十分検討していく」との答弁がございました。今後、再造林を適正に進めるためにも、林業担い手の確保・育成が重要と考えますが、県の取り組みについて、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県の現在の林業就業者の状況を見てみますと、就業者に占める65歳以上の割合は約2割と高い水準にございますので、今後、再造林を適正に進めていくためには、担い手の確保・育成にしっかりと取り組んでいく必要があります。このため来年度は、林業への就業前に必要な知識や技術を習得する「みやざき林業青年アカデミー」研修に加えまして、UIJターン希望者や林業未経験の後継者を対象とした林業体験や研修など、林業にまずは関心を持っていただく事業にも取り組むこととしております。また、林業大学校につきましても、さきの11月議会における答弁を踏まえまして、現在、他県の状況について調査しているところであります。本県としての考え方をできるだけ早い時期に取りまとめるなどしまして、今後の人材育成について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、計画的な再造林を進めていくための苗木の安定供給についてお尋ねします。本県は全国有数の杉苗木生産県ですが、数年前、伐採跡地の再造林に必要な苗木生産が追いつかず、植栽を見合わせた現場が

あったといった話を伺いました。今後、新たな木材需要により伐採がふえていく中で、植える苗木がなければ、伐採跡地の再造林は進みません。そこで、近年の苗木需給の状況について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 苗木需給の状況ですが、平成26年と27年には、再造林面積が増加したため苗木不足が生じたところであります。そこで県では、苗木生産者や森林組合、市町村などの関係者から成ります需給調整会議を年4回開催しまして、需給情報を共有しながら計画的な生産に取り組んだ結果、平成28年の苗木不足は解消され、本年も十分に供給できる見込みでございます。今後とも、伐採跡地への再造林に的確に対応するため、県の採穂園の再整備や民間の生産施設等の整備支援によりまして、将来に向けた苗木の安定供給に努めますとともに、生産技術研修なども開催しながら、品質の高い苗木生産を支援してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今後も、森林資源の環境に資する再造林の確実な実施が図られるように、担い手の確保対策もしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、森林伐採について伺います。森林の伐採が増加している中で、境界を誤って過失により森林を伐採する「誤伐」、他者の所有する森林を故意に伐採する「盗伐」と疑われる事例が報道されております。森林所有者が知らないうちに森林が伐採され、再造林が行われず放置されることも懸念されます。そこで、県では森林の誤伐や盗伐の現状について把握をされているのか。また、その対策にどのように取り組んでいくのかを、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 誤伐や盗伐が

疑われる森林の伐採につきまして、市町村に照会をしましたところ、平成26年度は2件、27年度は4件、そして平成28年度は本年の1月までですが、19件となっております。このため先月、西臼杵支庁と農林振興局の林務担当課長会議で今後の対策を協議し、そのうち緊急対策としまして、まず、誤伐等の情報を市町村や森林組合と共有して、その情報に係るような伐採届が市町村に提出された際には、特に慎重かつ的確な審査・指導を実施するように市町村に要請したところであります。また、森林所有者に対しましては、山林を譲渡する際に境界を十分に確認して慎重に契約することや、日ごろから森林の見回りや保全に留意することなどについて、早急にチラシを作成して注意喚起することとしております。さらに、今後の対策としまして、市町村が来年度から整備する林地台帳の作成支援、森林組合等が実施します境界明確化への助成、そして県や市町村による伐採パトロールの強化などにしっかりと取り組みまして、誤伐や盗伐の防止に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 所有者が大きな不利益をこうむらないように、しっかりと誤伐や盗伐対策に取り組んでいただくようお願いをいたします。

続きまして、自然公園について伺います。

昨年7月、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデル地域の一つに、宮崎・鹿児島両県にまたがる霧島錦江湾国立公園が選定され、12月には取り組みの基本方針となる「霧島錦江湾国立公園ステップアッププログラム2020」が取りまとめられました。このプログラムにおきましては、訪日外国人利用者数を、2015年の7万1,000人から、2020年には20万人まで増加させるといった目標も掲げられております。霧島錦江湾

国立公園は、これまでも多くの観光客が訪れる名所であります。国内利用者はもとより、外国人利用者にもこの公園の魅力を満喫してもらえるようにすることが重要と考えます。国立公園満喫プロジェクトを推進するため、今後どのようなことに取り組みされるのかを、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 昨年12月に策定しました霧島錦江湾国立公園のステップアッププログラムにおきましては、重要な柱として3点設けました。1点目が、公園内の魅力の創出や滞在しやすい環境整備、2点目が、主要交通拠点から公園までのアクセスの整備、3点目が、外国人観光客を含めた誘客対策、その3点を中心にして計画をまとめたところでございます。具体的には、案内標示の多言語化や遊歩道等のユニバーサルデザイン化などのハード事業、さらには、地元の食や文化等を生かしたツアー開発などのソフト事業を実施しますとともに、民間活力の導入による上質な宿泊施設やキャンプ施設の整備、主要なスポットを周遊できる列車やバス、高級タクシーの誘致などについて鋭意取り組むこととしております。このうち、初年度となります平成29年度につきましては、えびの高原や御池等における遊歩道や展望台の改修、外国人観光客の受け入れ体制の整備などを実施したいと考えております。また、特に外国人観光客に対しましては、広域的な対応も重要となってまいりますので、環境省や九州各県、そして関係団体とも十分に連携して、魅力ある周遊ルートの設定や情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 南九州の魅力を中心に情報発信して、地域の活性化につなげていただきたいと思います。

続いて、県産品の販路拡大について伺います。

人口減少、少子高齢化が進展し、国内市場が縮小する中、本県経済の活性化を図るには、海外市場を開拓する必要性がますます高まっていくものと考えております。県では昨年3月に、世界市場も視野に入れた「みやぎきグローバル戦略」を策定し、県産品の輸出促進に鋭意取り組まれているところであります。このような中、先月、知事は、アメリカのニューヨークとロサンゼルスを訪問され、焼酎、宮崎牛のトップセールスなどを行われました。アメリカは、みやぎきグローバル戦略の中で重点国の一つに位置づけられております。そこで、今回のアメリカ訪問の手応えと、今後、販路開拓に向けてどのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回、県産品の輸出を初め、アメリカとのさらなる交流・取引の拡大を図るために、ニューヨークとロサンゼルスを訪問したところであります。県産品のセールス、また関係団体との意見交換を行ってまいりました。ニューヨークで焼酎と宮崎牛のプロモーション、また関係者との意見交換を行ったところでありますが、私が思っていました以上に、まず宮崎牛、日本からアメリカに輸出される和牛の4割をこの宮崎牛が占めているわけですが、その品質も含めて大変高い評価をいただきました。ニューヨークのステーキレストランでは、アメリカ産の和牛もあるわけですが、その2倍の値段で宮崎牛が売られていると。シェフの絶賛も加えて、そういう取り扱いをしていただいているということが、その評価のあかしであり、今後さらなる販路拡大に向けて可能性を感じたところであります。焼酎は、

まだまだ知名度は低いわけですが、大変興味を持っていただいたということ。それから、日本料理のレストランが急拡大をし、日本酒というものが大きく伸びている中で、また日本産のウイスキーも非常に大きく伸びている。焼酎の伸び代も大変大きいものがあると感じたところであります。

また、さらなる流通体制の充実や認知度向上を図るために、どちらの都市におきましても貿易商社を訪問しました。しっかりとしたパートナーを確保すること、これも販路拡大に大変重要でありまして、具体的な取引の構築・拡大を要望したところであります。また、日系の文化交流団体や県人会の方々ともお会いしまして、今後とも連携を深めつつ、現地での情報発信について強化をしていくよう、その理解と協力をお願いしてきたところであります。

アメリカは、県産食品の最大の輸出先となっております。また、世界市場のゲートウエーとして大変重要な市場であるということを改めて感じたところであります。アメリカの市場で評価されることが、ほかの地域への販路拡大にも直結をするということでありまして、今回の訪問で得ました人脈というものを最大限に活用しながら、また、今後ともジェトロ等の関係機関とも連携し、販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今後も積極的に世界で戦う準備を行っていただきたいと思えます。

次に、首都圏における情報発信拠点のあり方についてお伺いします。

現在、新宿みやぎ館KONNEのあるJR新宿駅南口は、昨年バスタ新宿などの開業により人の流れが変わり、通りのにぎわいも増しております。県では今回、当初予算に首都圏情

報発信拠点整備・機能強化事業を計上し、来年度、新宿みやざき館KONNEをリニューアルすることにより、首都圏における本県の情報発信力を高めるとされております。そこで、今回のリニューアルの考え方、内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新宿みやざき館KONNEにつきましては、設置以来19年間、首都圏の情報発信拠点としての役割を果たしてきたところでございますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、このたび現施設の大規模なリニューアルを行い、「食」を初め、観光や歴史等の宮崎の魅力の発信や販路拡大等に取り組む総合的な拠点としてまいりたいと考えております。具体的には、1階に物販コーナーを集約し、県産品のすばらしさを、わかりやすく、また効果的に消費者にアピールしますとともに、情報通信技術等を活用し、観光情報等の充実を図ることといたしております。また、2階に飲食コーナーを設置し、宮崎ならではの食材や料理が楽しめる場所にしたいと考えております。さらに、近隣のイベント広場等を活用して、市町村や関係団体と連携したイベントを実施するなど、さまざまな方法で宮崎の魅力の発信を行いますとともに、近隣のビルに事務所や商談ルームを確保し、販路開拓機能の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 首都圏におきましては、全国の自治体がPR合戦にしのぎを削っております。このような地域間競争を勝ち抜くためには、施設のリニューアルを契機に、本県の魅力を強力に発信し、本県経済の活性化につなげていくことが重要と考えます。県としても、今回のリニューアルをチャンスと捉え、スピード感

を持って、しっかりと情報発信を行っていく必要があると考えます。そこで、新たな情報発信拠点の活用を含め、首都圏における情報発信にどのように取り組まれるのかを、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 首都圏は、国内最大の人口、情報の集積地であります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、今後ますます、国内のみならず国外に向けても、その発信力、また求心力が高まると見込まれますので、その活力を積極的に取り込みまして、宮崎のさらなる飛躍につなげることが大変重要であると考えております。今回、スポーツキャンプで来県をされたある企業幹部と話をしておりましたら、非常に印象的だったのが、今の日本の情報の流れというものが、やはり東京から地方に流れるというものがあります。ですから、地方の情報であっても、東京で発信することにより届けていく、さらには東京オリ・パラにより国外に向けても発信をしていくことが大変重要であろうかと考えております。

今回のリニューアルによりまして、新宿KONNEの発信力や交流機能を高めることとしておりまして、ここを核として、首都圏での各種PRイベントや販路拡大等のプロモーションはもとより、宮崎ゆかりの企業や店舗ともしっかりと連携した取り組みを進めまして、宮崎のなお一層の知名度向上と外貨の獲得を行い、本県の経済活性化につなげてまいりたいと考えております。県が整備する施設でありますけれども、県だけではなく、県内の市町村や関係団体、企業の皆様とも一体となってここを使っていく、まさに「オールみやざき」の体制で、宮崎の魅力の発信というものに力強く取り組んで

まいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。特に飲食スペースの運営について、業者の選定などがなかなか困難かと思われまゝので、関係団体・企業等としっかり協議を行った上で、本県の魅力を十分伝えることができる施設としていただきたいと思ひます。

続きまして、観光振興について伺ひます。

本県は、美しい景色や温暖な気候に加え、各地に点在する神話ゆかりの地や多彩な食など、多くの魅力的な観光資源に恵まれております。日南海岸地域では、風光明媚な海岸線をサイクリングロードとして位置づけ、ルートの考案や環境整備により、年間を通して利用しやすいサイクリング環境を提供するため、日南海岸サイクルツーリズム協議会が昨年発足をしたところでもあります。全国的に見ましても、自転車による地域振興の取り組みが多くなっており、例えば、広島県と愛媛県を結ぶ「しまなみ海道」では、サイクリングのプロモーションを行い、年間10万人を超える人が訪れており、今では自転車道が地域経済に貢献する一大観光地となっていると伺っております。このような中、来年度予算に計上されております、「みやざきサイクルツーリズム推進事業」で取り組む内容と今後の展開について、商工観光労働部長に伺ひます。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 「みやざきサイクルツーリズム推進事業」につきましては、本県の豊かな自然や温暖な気候などを活用し、サイクルツーリズムを本県の観光誘客の柱の一つとして確立するため、市町村や関係団体等と連携して取り組むこととしたところでございます。内容といたしましては、まず、より誘客を促進し消費効果を高めるため、本県に適し

たサイクルツーリズムの形態やターゲットの明確化、実践する地域の選定等について、マーケティング調査を実施することといたしております。また、その調査結果を踏まえたサイクルルートでの試走ツアー等を開催し、ツアー参加者へのアンケートなどを通して、受け入れ環境の向上につなげるとともに、質の高いガイドを育成するなど、魅力的で持続可能なサイクルツーリズムの仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** これが観光ツールの一つになるといいと思っておりますが、サイクリング中の事故など、安全対策を十分行わなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、農政問題について伺ひます。

まず、先行きが不透明となっているTPPについてであります。トランプ新大統領のもと、去る1月30日に、アメリカはTPPからの離脱を表明し、今後は2国間の貿易協定の締結に向けた交渉に切りかえるという方針であるようであります。先般行われました日米首脳会談におきましても、トランプ大統領からFTA要求はなかったものの、2国間で貿易や投資分野などを幅広く協議する経済対話を新たに立ち上げることで合意し、これが今後はFTA交渉に発展しかねないとも伝えられております。このような状況から、農業分野における国際貿易交渉は極めて不透明な状況となったと考えております。

一方で、これまでは、TPP協定の発効を見据え、国は「総合的なTPP関連政策大綱」を定め、TPPの影響が大きいと考えられる農業分野に対しては、「攻めの農林水産業への転換」に向けた体質強化対策を、緊急的かつ集中

的に実施してきました。農林水産関係においては、平成27年度補正予算で3,122億円、平成28年度第2次補正予算では3,453億円と、多くの対策事業を予算措置し、本県もこれらの事業を活用して、農業の体質強化に向けた取り組みを推し進めてきたものと理解しております。そのような中で今回の大きな情勢の変化であり、FTA交渉となれば、TPP以上に厳しい条件を突きつけられる心配がございます。その場合、これまでのTPPを前提とした体質強化に向けた施策、例えば畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などが今後どうなっていくのか、先が見通せない状況に、生産者も不安に思っているのではないかと考えます。そこで、TPPの発効が見通せず、FTA交渉という新たな動きがある中で、農業を基幹産業とする本県としまして、農業の体質強化に向けてどのように対応していくつもりなのかを、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県といたしましては、これまで、産地パワーアップ事業と畜産クラスター事業で総額約170億円の施設や機械の整備に取り組むなど、国のTPP関連対策の積極的な活用により、意欲的な生産者の規模拡大や生産性の向上などに一定の成果を上げることができたのではないかと考えているところがあります。これらの生産基盤の強化に関する対策につきましては、TPP協定のあるなしにかかわらず、大変重要な取り組みでありますので、対策事業の継続と予算の確保につきまして、引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。今後とも、本県農業のさらなる発展に向け、環境の変化や国際競争に負けない力強い生産体制の構築に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今後とも、県におきましては、迅速な情報収集に加えて、本県の農業基盤が揺るがないように国への要望をしっかりと行うよう、取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、防疫体制について伺います。この冬は、11月の中旬から、秋田県の野鳥から相次いで鳥インフルエンザウイルスが確認されるなど、発生リスクが高い状況にございました。本県としても厳戒態勢をしいていたものと考えますが、残念ながら、12月19日に川南町で、国内では今季6例目が、また、1月24日には木城町で国内9例目の発生が確認されました。発生農場の防疫対応につきましては、建設業協会、自衛隊等の協力を得ながら迅速に進められ、いずれも、目安とされる72時間よりも約1日早く、41時間程度で防疫措置を完了しております。このことは、農林水産省を初めとして、高い評価を得ていると伺っており、日ごろの関係機関との連携、訓練の成果であると考えております。一方で、国の疫学調査チームの報告によりますと、本県の発生農場2例ともに、防鳥ネットの破れや壁のすき間、穴などが確認されたとのことではありますが、県が行った、今季の鳥インフルエンザの発生防止対策と県内での発生を受けた取り組みについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 高病原性鳥インフルエンザにつきましては、海外の状況等から、今シーズンは発生リスクが高いと考え、県内全養鶏農場、992農場ございますけれども、その立入指導に加えまして、過去に発生があった地域の農場への再巡回など、防疫対策の強化に関係団体等と連携して取り組んできたところであります。しかしながら、そのような中で、県内で2例の発生があったことは大変残念であ

り、重く受けとめているところでもあります。県といたしましては、発生を受けまして、直ちにチェックシートを配付し、農家みずからの緊急点検を促すとともに、ため池や河川の近くなどリスクの高い地域にある農場につきましては、家畜防疫員が直接農場に立ち入り、より踏み込んだ指導を行っているところでもあります。現在も発生リスクの高い状況にありますので、最大限の警戒のもと、引き続き発生防止に努めてまいります。

**○外山 衛議員** よろしく申し上げます。現在、韓国において口蹄疫が広がりを見せておりますので、これも心配でございます。引き続き防疫対策に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

昨今、肉用子牛の価格が全国的に高騰しております。参考までに国のデータを調べたところ、5年前の全国の平均子牛価格は1頭当たり41万2,000円であったのに対し、直近の平成28年次は79万5,000円と、この5年間で上昇し続け、価格は約2倍となっております。南那珂地域家畜市場の状況を見ましても同様の傾向で、本年1月の初競り市場では88万2,000円を記録し、県内及び全国の家畜市場においては、時期を迫うごとに最高値を更新している状況ではないかと考えます。そこで、肉用子牛の価格高騰の要因について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 肉用子牛価格高騰の要因といたしましては、全国的な農家の高齢化や担い手不足等により、飼養戸数、飼養頭数がともに減少していることが挙げられます。具体的に申し上げますと、国の畜産統計における平成28年2月時点の全国の繁殖雌牛飼養戸数は4万4,300戸で、5年前と比較いたしますと約1万5,000戸、割合にして約25%減少してお

り、それらの農家が飼養している繁殖雌牛頭数は約58万8,000頭で、5年前と比較いたしますと約8万頭、割合にして12%減少しているところでございます。このような全国的な肉用牛生産基盤の縮小を背景として、市場で取引される肉用子牛の頭数も減少していることから、本県も含めて子牛価格が高騰している状況でございます。

**○外山 衛議員** このような価格高騰の状況下にあつて、子牛を販売する側の繁殖農家はともかく、高い子牛を購入して、約1年半後に肉牛を出荷する肥育農家は、厳しい状況下にあるのではないかと推察されます。そこで、肥育素牛の価格高騰による肥育経営への影響及び対応策について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 現在出荷しております肥育牛は、導入時点の素牛価格が平均で約64万円であり、枝肉相場も近年、比較的安定しておりますことから、現状におきましては、肥育経営は利益確保が可能な状況にあると考えております。しかしながら、1月の県平均子牛価格を見ますと、議員から御指摘もございましたように90万円近くに達しておりました。今後、収益性の低下や導入計画に支障が生じる等の影響が懸念されるところであります。このため、県といたしましては、宮崎牛肥育素牛確保対策事業により子牛導入を後押しいたしますとともに、来年度から、本県独自の制度資金となります肥育素牛価格変動対策資金を創設し、支援を行うこととしております。さらに、収益がコストを下回った場合に差額の8割を補填いたします牛マル繁事業において、生産者積立金の一部を助成いたしますとともに、本県の実態に即した事業の運用を行っているところでもあります。これらの対策に加えまして、輸出拡

大や消費拡大等の販売力の強化に、関係団体と一体となって取り組みながら、肥育経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今後、価格高騰の中で肥育農家の経営が行き詰まるようでは、宮崎牛ブランドの存続も危ぶまれてくると考えます。マル緊事業等の経営安定対策も重要ではありますが、やはり何といても、安定的に市場に子牛を出荷する、そのための出荷頭数をふやすなど、将来にわたって本県の肉用牛が基幹産業であり続けるためにも、生産基盤対策が最重要課題であると考えます。そこで、本県肉用牛生産基盤強化に対する取り組みについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 肉用牛生産基盤の強化を図るためには、地域ごとに増頭や生産性向上等の具体的な目標を定めた「人・牛プラン」の着実な実行を図ることが極めて重要であると考えております。このため県では、今年度、推進キャラバンとして、県内の11地域においてJA、市町村等と意見交換を行うなど、プランの目標達成に向けた取り組みを推進しているところであります。その結果、各地域で、畜産クラスター事業等を活用した担い手の施設整備や、JAが主体となった畜産団地等の地域拠点施設の整備などが、積極的に進められているところであります。このような取り組みによりまして、本県の繁殖雌牛頭数は、平成28年2月現在で7万8,800頭と、前年に比べて3,000頭増加したところであり、今後とも、畜産農家を初め、市町村やJA等と連携しながら、プランの目標であります繁殖雌牛8万頭の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 3,000頭ふえたということであ

ります。枝肉相場も値上がりが続きますと、小売業も厳しい経営となる。また、消費者の牛肉離れにもつながりますので、肉用牛の生産基盤強化に努めていただきたいと思います。

次に、水産業についてであります。本県の水産業におきましては、近海カツオ一本釣り漁業、マグロはえ縄漁業が県全体の漁獲量の3分の1を占めております。また、沿岸におきましても、まき網漁業や定置網漁業など多種多様な漁業が行われております。本県の漁船に関する統計によりますと、平成25年の漁船総数2,659隻のうち、船齢が15年以上のものが90%となっており、操業に支障を及ぼしかねないことが大きな課題となっていると考えます。近年、ソナーなど装備の高度化により、漁船の建造にも多額の資金を必要とするため、漁業への新規参入や後継者育成の支障にもなっているようにあります。このような状況を改善するために、水産庁におきまして、平成27年度から、漁業者に漁船をリースすることにより漁船導入を支援する事業をスタートされました。この事業を希望される漁業者も多いと聞いておりますが、本県における漁船リース事業の利用の状況と、今後の本事業を含めた経営改善に向けた県の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にございました、国の「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」につきましては、宮崎県漁村活性化推進機構等がリース母体となり、漁船の導入やそれに伴う設備の改修を支援するものでございまして、漁船をリースすることによって、漁業者の負担軽減を図るものでございます。これまでに11隻が国の承認を受けて取り組みを開始しておりまして、現在、13隻が事業の活用に向けて申請手続を進めているところであります。



本事業につきましては、さらなる利用の要望も  
ありますことから、県といたしましては、国に  
対して、事業の継続や予算の拡充を要望してい  
るところでございます。また、持続可能な水産  
業の構築を実現するためには、こうしたハード  
面での支援だけではなく、経営指導等ソフト面  
での取り組みをあわせて行う必要がありますこと  
から、漁村活性化推進機構など関係団体と一  
体となって、漁業者の経営改善の取り組みを進  
めてまいります。

○外山 衛議員 漁船につきましては、漁船  
リース事業により更新の道筋が見えたわけであ  
りますが、一方で、産地価格の低迷が続いてお  
りまして、漁業経営の収益性の改善はなかなか  
進まない状況にあると聞いております。このた  
め県では、昨年、第五次水産業・漁村振興長期  
計画の後期計画を策定し、その重点プロジェクト  
の一つとして、「魅力ある水産業の構築プロ  
ジェクト」を立ち上げ、漁業生産の最適化と販  
売の最適化に取り組むとされております。そこ  
で、本県水産物の付加価値向上のため、どのよ  
うな取り組みを行おうとされているのかを、農  
政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 水産物の付加  
価値向上は、漁業者の所得向上を図る上で大変  
重要な取り組みであると考えております。この  
ため県では、これまで水産物のブランド認証や  
加工品開発に取り組んできたところですが、本  
年度新たに、漁連、加工業者等と連携して県  
産水産物販売促進会議を設置したところであ  
り、現在、シイラ、メヒカリ、ハモ等の魚価  
向上に向けた取り組みを実施しているところで  
あります。またさらに、大手量販店等と連携し  
て、マーケットニーズに沿った商品開発を行  
い、また、県内加工業者との連携による加工コ

ストの削減にも取り組むこととしております。  
今後とも、同販売促進会議や県内加工業者の取  
組みを支援することにより、さらなる付加価  
値向上と販売拡大を行い、水産業の振興につな  
げてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 漁業就業者が今後も安心して  
漁業経営に従事できるように、担い手の確保対  
策も含めて所得向上対策に努めて、安定した水  
産業が営めるように取り組みをお願いいたしま  
す。

続きまして、美しい宮崎づくり推進条例につ  
いて伺います。日南市には、南国情緒あふれる  
日南海岸の自然景観や、県内で唯一、国の重要  
文化的景観に選定されました坂元棚田を初めと  
する美しい農村景観があります。また、歴史的  
な町並みが魅力の飫肥地区についても、大型ク  
ルーズ船の寄港により、国外からも多くの観光  
客が訪れており、今後ますます、美しい風景を  
守り、つくり出していく取り組みは重要になっ  
てくると思います。飫肥地区におきましては、  
平成20年に制定された歴史まちづくり法に基  
き、こちらも県内では唯一、国の指定を受けて  
おり、さらなる魅力向上に向けた取り組みが進  
められているところであります。内田副知事に  
おかれましては、国土交通省でこの歴史まちづ  
くり法の制定に携わられたと聞いております。  
また、今議会に提案されております「美しい宮  
崎づくり推進条例」のために開催されました有  
識者会議にも、積極的に参加されたと聞いてお  
ります。この条例にも相当の思い入れがあるの  
ではと考えます。そこで、今後どのように「美  
しい宮崎づくり」を進めていくべきか、内田副  
知事に伺います。

○副知事（内田欽也君） 4年前に宮崎に赴任  
してから、県内を回っていく中で、各地にすば

らしい景観があるということを実感しているところでもあります。また、この条例の検討を進めていく中で、有識者会議にも参加しまして、これらの景観を次世代に引き継ぎたいという熱い思いを持つ方々がおられることを知り、大変心強く感じたところでもあります。そのような思いに応えるためにも、条例の実効性を高めて、美しい宮崎づくりを市町村や県民、事業者の皆様にとどのように根づかせていくのか、これが重要であると考え、新年度予算にも反映をさせたところがございます。県といたしましては、本県開催となる国民体育大会なども見据え、美しい宮崎づくりが国内外に誇れるものとなりますように、県民の皆様、あるいは全庁一丸となりまして取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** ぜひ、本県の良好な景観を将来の世代に継承することができるよう、関係者一丸となって美しい宮崎づくりに取り組んでいただけるようお願いいたします。

続きまして、公共工事について伺います。建設産業は、社会資本の整備や防災・減災や維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しておりますが、建設投資の急激な減少や競争の激化により、就労環境の悪化や担い手不足が生じるなど、公共工事の品質確保が懸念されているところでもあります。このような中、国におきましては、建設業界の深刻な人手不足を和らげるため、改正品確法に基づき進めてきた、国庫債務負担行為を活用した施工時期の平準化措置を進めているところでもあります。そこで、公共工事における発注や施工時期の平準化について、県としてどのように取り組まれているのかを、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 公共工事の

平準化につきましては、早期発注に努めるとともに、年度間の切れ目のない発注を確保するため、昨年度、ゼロ県債を約10億円設定し、今年度は、国の交付金事業も加え約24億7,000万円に拡大いたしました。また、施工時期の平準化の取り組みとして、昨年1月から試行しています余裕期間を設定した建設工事につきましては、検証の結果、企業が技術者を配置しやすくなるなど、一定の効果が見られましたことから、平成29年度から本格実施することとしております。今後とも、国・県・市町村で構成される連絡協議会等で情報共有を図りながら、公共工事の平準化にしっかりと取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** これは業界からも強い要望がございますので、今後も継続して、平準化の取り組みを行っていただきたいと思っております。

続きまして、東九州自動車道について伺います。まず、清武南一日南北郷間でございますが、この区間は地盤が特に悪く、芳ノ元トンネルにおいては地すべりが発生するなど、非常に心配をしているところでもあります。清武南一日南北郷間の早期開通は、この芳ノ元トンネルの工事を安全かつ早期に完成させることにかかっていると考えます。次に、日南北郷一日南東郷間ですが、いよいよ平成29年度には開通という大きな節目の年を迎えることとなります。日南市を走る初めての高速道路でもあり、住民も、一日も早い開通を待ち望んでいるところでもあります。そして今年度、新規事業化をされました日南東郷一油津間の3.2キロメートルでございますが、昨年10月に、日南市で中心くい打ち式が盛大に開催されました。中心くい打ち式は、事業の始まりを祝う式典ですが、東九州自動車道におきましては、実に11年ぶりに開催されました。関係者の方々のこれまでの

さまざまな取り組みが、ようやく実を結んだ瞬間でございました。これらいずれの区間におきましても、一日も早い完成が待たれるところであります。そこで、東九州自動車道の清武南一油津間における現在の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 東九州自動車道清武南一油津間は、国が事業を進めておりますけれども、このうち清武南一日南北郷間の芳ノ元トンネルの本体工事は、本年1月末時点で約8割の進捗となっており、地すべり対策工事もおおむね順調に進められていると伺っております。次に、日南北郷一日南東郷間ですが、今年度中に橋梁などの主な構造物が完成予定であり、来年度予定している開通に向けて、鋭意、工事を進めていると伺っております。最後に、今年度から事業着手しました日南東郷一油津間ですが、道路の中心ぐいを現地に設置するなどの中心線測量が昨年12月に完了したところであり、現在、地質調査等を行っていると思っております。県といたしましても、今後とも、東九州自動車道の県南区間が一日も早く全線開通するよう、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 国の事業でございますから、ひとつ要望をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、港湾整備について伺います。油津港におきましては、平成26年度に係留施設の一部を着脱式で整備するなど、既存の岸壁を生かした整備を行った結果、平成28年には、16万トン級クルーズ船の7回を含め22回のクルーズ船の寄港となるなど、整備の効果が出ていると思ひます。国におきましては、「訪日クルーズ旅客数を2020年に500万人」とする目標を掲げ、

その取り組みとして、先日、「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾として、全国で八代港を含む6港が選定されたとの報道がございました。このような中、県におきましては、今後、アジアに配船予定の22万トン級クルーズ船の受け入れ可能性などについての調査を行っているとお伺いしております。このような調査も踏まえ、今後、油津港においての22万トン級クルーズ船の受け入れに向けての取り組みを、県土整備部長にお伺ひします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 油津港は、県南地域の産業を支える物流拠点として、岸壁や埠頭用地等の港湾施設の整備を進めてきたところであります。また、大型クルーズ船の受け入れに当たりましては、御質問にありましたような係留施設の一部を着脱式とするなど、既存の港湾施設を賢く利用し、物流関係者と調整を図りながら、16万トン級のクルーズ船への対応を行ってきたところであります。このような中、今年度、さらなる大型クルーズ船の対応としまして、22万トン級のクルーズ船が港内で回転できるかの確認などの安全対策のほか、既存岸壁に係留するために必要な施設整備などの検討について、国の補助を受けて行っているところであります。今後、この検討結果を踏まえ、既存の港湾施設を有効活用した整備を進めるとともに、物流関係者との調整や、クルーズ船の会社等へのポートセールスに、引き続き取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 県内3港湾ございますので、それぞれの特徴を生かした整備をお願ひしたいと思ひます。

次に、2巡目国体に向けた施設整備について伺ひます。

本県の主要体育施設のほとんどは、昭和54年

の宮崎国体前に整備されたもので、スポーツ・観光対策特別委員会で実際に施設を視察いたしました。かなり老朽化が進んでおり、国体の施設基準も満たしていないといった課題もあるようです。2巡目国体の開催は、これらの老朽化が進んでいる体育施設の更新、スポーツランドみやぎの発展につながるような施設整備を行うことができる絶好の機会でもあると考えます。県におきましては、現在、2巡目国体に向けた整備方針案について検討を進められておりますが、2巡目国体に向けた、県有主要3施設、陸上競技場・体育館・プールの整備についてどのような方針で絞り込みが行われているのかを、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（永山英也君）** 御質問の3つの県有主要体育施設の整備につきましては、まず、国体や全国障害者スポーツ大会が円滑に開催されること、次に、大会終了後の本県のスポーツのさらなる発展や地域振興に資するものとなること、そして、厳しい財政事情の中、整備費用等をできる限り抑えることなどに重点を置くとともに、市町村や競技団体等の御意見も伺いながら、慎重に検討を進めているところでございます。県といたしましては、昭和54年の宮崎国体前に整備したKIRISHIMAヤマザクラ県総合運動公園が、これまでのスポーツランドみやぎ及びスポーツを通じた地域活性化の大きな展開につながってきたということを踏まえまして、今回の施設整備についても、国体等の成功はもとよりであります。地方創生や本県のさらなる発展につながるよう、さまざまな角度から検討し、決定してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** この県有主要3施設の整備につきましては、11月議会において、中間報告と

して多数の候補地が示されたところでございますが、その際、今年度中に整備方針案を示したいと聞いておりましたが、現時点でどこまで絞り込まれているのかを、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** この3つの県有主要体育施設の整備候補地につきましては、11月議会におきまして、陸上競技場が県内の6カ所、体育館が17カ所、プールが15カ所ということでお示ししたところであります。その後、国体の円滑な運営のための施設規模や交通アクセス、国体終了後の利活用、整備に要する費用など、さまざまな条件を総合的に勘案しながら、検討を行ってきているところであります。現在、それぞれ3つの施設につきましては、2カ所ずつを候補地として検討を進めております。陸上競技場につきましては、現在地のKIRISHIMAヤマザクラ県総合運動公園、もう一つが都城市の山之口陸上競技場、体育館につきましては、一つが宮崎市錦本町の県有グラウンド、もう一つが延岡市民体育館敷地、プールにつきましては、一つが現在地のKIRISHIMAヤマザクラ県総合運動公園と、もう一つが宮崎市錦本町の県有グラウンドということであります。

**○外山 衛議員** 候補地が1カ所にはまだ絞り込まれていないとのことですが、県有主要3施設の整備には相当の期間と費用を要することが見込まれるため、できるだけ早く整備地を決める必要があると思います。国体開催まであと9年であり、整備に要する期間を考えますと、残された時間は少ないと思いますが、今後どのように進めていくのかを、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 国体を成功に導くためには、計画的かつ着実に諸準備を進めていくことが重要であると考えております。このた

め、県有主要3施設の整備方針につきまして、各候補地について詰め比較検討を行い、県議会を初め、関係自治体や競技団体等の御意見もいただきながら、来年度のできるだけ早い時期に決定してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 整備には多額の費用が必要となりますことから、候補地を決定する際には、国体開催後を見据え、将来にわたって有効活用できる場所、そして、施設の規模について十分な検討がなされるようお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、中学校の部活動について伺います。

昨年12月、スポーツ庁は、全国の小学5年生と中学2年生を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を公表いたしました。それによりますと、本県児童生徒の体力は、ほぼ全国水準以上で、九州、全国で上位という結果になっており、本県における体力向上の取り組みの成果ではないかと思っております。また、運動部活動の活動状況調査では、本県中学生の土日の部活動時間が全国平均時間より長いということでありました。子供たちがスポーツに親しむことや、日々練習することも大切だと思います。一方では、成長期の子供たちのけがや、部活指導に伴う顧問の負担も指摘をされております。そこで、本県においても適切な休養日の設定が重要と考えますが、中学校における部活動の実態と県の取り組みについて、教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 御指摘のスポーツ庁の調査によりますと、本県の運動部活動の実施時間、特に土日が、全国平均に比べて、男子で約58分、女子で約41分多いという結果になっております。また、休養日の設定につきまして

も、全国平均を上回ってはおりますが、十分とは言えない状況となっております。県教育委員会といたしましては、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みを進めております。今後、国が来年度中に策定する「運動部活動の総合的なガイドライン」等を注視し、市町村教育委員会等と連携しながら、休養日がより適切に設定されるよう努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 続いて、運動部活動におきましては、子供たちに、バランスのとれた生活や成長ができるように、しっかり休養をとらせたり、専門的な技術指導ができたりするなど、科学的知見に基づいた指導ができる指導者が必要と考えます。中学校における専門の指導者の状況はどうなっているのかを、教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 本年度の本県公立中学校の運動部活動における専門的な指導ができる顧問の割合は、約4割となっております。また、各学校では、県中学校体育連盟に登録されている390名の外部指導者を初め、地域の専門的な外部指導者と顧問が、連携して部活動の指導に当たる取り組みが推進されております。また、国におきまして、地域の指導者が単独で部活動の指導や引率に当たることのできる「部活動指導員」の導入に向けて検討がされております。県教育委員会といたしましては、国の動向も踏まえつつ、今後も、研修の実施あるいは外部指導者のさらなる活用等を通して、運動部活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 部活動につきましては、地域の指導者が単独で指導や引率ができるような検討もされているということで、いわゆる専門性

を持った顧問のいない部活があるということが問題だと思いますので、御配慮願いたいと思います。教職員の負担軽減でありますとか、生徒の体力面、家庭の状況等を十分考慮して進めてもらいたいと思います。

続きまして、本県におけるテロ対策について伺います。

近年、拡大する国際テロの脅威は世界各国で発生しておりまして、この日本におきましても、決して遠い国で起こっている他人ごとではない状況でございます。最近では、テロ組織と直接かかわりのない者や社会的に疎外感を感じている者など、世界各地に散在した勢力による国際的ネットワークを利用して実行されるものも多く、新たな形態のテロ対策等、さまざまな問題に直面していると思います。また、外国人観光客の増加や、3年後には東京オリンピックも控えており、国内のテロ対策の強化も重要なテーマであると考えます。そこで、本県におきましても、先月、「テロ対策宮崎パートナーシップ推進会議」が発足いたしました。この推進会議の設立の目的について、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 最近のテロの特徴としましては、不特定多数の人が集まり、かつ比較的警備が緩やかなところ、いわゆるソフトターゲットが狙われやすい傾向にあります。そこで、「テロを許さない社会の実現」という理念のもとに、行政機関、公共交通機関、ショッピングモールなどの集客施設等、29の関係機関・団体が緊密に連携して、組織的に各種テロ対策を講じていくため、この推進会議を設立しました。主な活動としましては、各構成員における危機管理意識の醸成や自主警備体制の強化のほか、構成員相互の情報共有等によるテ

ロの未然防止に向けた体制の確立を図る取り組みを予定しております。今後は、官民一体となった日本型テロ対策をさらに進め、多様化する脅威への対応に万全を期してまいります。

**○外山 衛議員** 近年の厳しい国際テロ情勢を踏まえて、警察におかれましても、新たなテロ対策の導入について、引き続き検討を進める必要があると考えますが、本県におけるテロ対策を見据えた組織体制の整備についてはどうなっているのかを、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 先ほど申し上げましたとおり、最近のテロでは、ソフトターゲット等を対象にする傾向にあり、東京オリンピック等の開催を控える我が国においても、その脅威は増しております。首都圏に限らず本県におきましても、宮崎空港や油津港等の国際海空港が存在する中で、テロリストの入県や拠点化が懸念されるところであります。したがって、本県警察では、平成29年春の組織改編におきまして、国際テロリズム等に関する情報収集や分析、取り締まりを所管する新所属を設置しまして、テロ対策に万全を期したいと考えております。

**○外山 衛議員** 県民の安全を確保するために、対策にしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、高齢運転者の交通事故について伺います。交通事故の死者数は年々減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっております。さらに近年では、事故の被害者だけではなく、報道でも大きく取り上げられますが、運転操作のミスによる事故など、加害者になるケースもふえておるようであります。本県におきましても、1月に高齢者死亡事故多発警報が発令されたところでもあります。高齢運転

者の事故増加の背景には、高齢者人口の増加だけでなく、山間地域等におきましては、買い物、通院といった日常の生活を送る上で、車の運転が不可欠であります。その結果、免許を手放せない人が多いという実情もございます。高齢社会が今後ますます進展する中、本県における高齢運転者の交通事故の現状と対策について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 昨年、県内で発生した交通事故は9,015件で、6年連続の減少となり、交通死者は45人と、昭和32年以降最少となりました。このうち、高齢運転者が加害者となった交通事故は2,086件で、前年よりも57件減少したものの、全事故に占める割合は23.1%と過去最高になり、死亡事故になったものが17件でした。対策としましては、高齢者が参加・体験・実践する交通安全教育を推進しているほか、運転に不安がある高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を整えるため、例えば西米良村では、免許返納者に14万4,000円分のタクシー券を交付して交通手段の確保を図るなど、県内各地で運転免許証返納メリット制度の充実に努めております。また、運転免許保有者の高齢化が進むことで、高齢運転者による交通事故の増加が予想されますことから、県警におきましては、運転免許センターに看護師を配置して、運転適性相談を充実するなどの諸対策を推進しております。

**○外山 衛議員** 公共交通機関等の充実しております都市部以外では、やはりマイカーが生活の足であります。高齢運転者の事故防止策の議論が進む中、今月、改正道路交通法が施行されますが、高齢運転者対策に係る改正道路交通法の概要について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（野口 泰君）** 今回の法改正の

目的は、高齢ドライバーによる交通事故を防止するとともに、健康な高齢者がより安全に運転していただくため支援をすることにより、本年3月12日に施行されます。改正の概要は、75歳以上の高齢ドライバーが、運転免許を更新する際の認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定されますと、医師の診断を受けることとなるほか、信号無視など一定の違反をした場合には、臨時認知機能検査や、その検査結果に基づく臨時高齢者講習を受けるというものです。県警では現在、テレビ、新聞による広報や各種講習会で改正内容の周知に努めており、本年1月からは、運転免許課に高齢運転者支援ダイヤルを新たに設置し、気軽に相談できる環境を整えたところであります。

**○外山 衛議員** 今後も、高齢者を初め、県内の交通事故が減少するように、対策をお願いしたいと思います。ことしは、県内におきましては死亡事故がふえているようでありますから、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、最後の質問となりますが、県立宮崎病院の再整備に関連して質問を行いたいと思います。

まず、今回、再整備の関連経費について、平成29年度当初予算への上程を見送られた経緯、その理由について、病院局長にお伺いをいたします。

**○病院局長（土持正弘君）** 県立宮崎病院の再整備につきましては、平成27年10月から基本設計に着手いたしまして、平成28年10月に完了いたしました。この間、事業費が当初想定していた額より増加することが見込まれておりましたが、そのことの公表がおくれまして、基本設計完了時に具体的な金額が示され、その見込み額を公表したところでございます。その事業費の

増加が多額となり、さきの11月議会におきましても、「慎重に検討してほしい」との御意見もありましたことから、議会を初め県民の皆様にも再度丁寧に説明を行い、御理解を深めていただいた上で進めるべきとの判断をいたしまして、平成29年度当初予算案での上程を見送ったところでございます。

**○外山 衛議員** 続きまして、これまでも複数の議員から質問があり、重複する内容になるかと思われませんが、再確認という意味で伺ってまいります。

当初、基本構想時における事業費につきましては、当時把握をされていたとする同規模の公的病院の建築事例を参考にして、建設費が約165億円、これに関連経費を合わせ、合計185億円と見込まれておりました。ところが、昨年の基本設計完了時におきまして、建設費は271億円、これに関連経費を含めると、合計約306億円との報告でありました。建設費が多額の増額となっていることについては、東日本大震災からの復興事業や東京オリンピック開催決定等に伴う建設需要の高まりによる、人件費や資材費などの建設費が想定以上に高騰していたこと、また、基本設計におきまして、将来にわたり対応できる施設整備の検討を進めた結果、床面積が増加したこと、さらに、基幹災害拠点病院として、大規模災害時にも継続して安定した医療が行えるように、敷地のかさ上げや液状化対策に要する費用が必要となったことを要因に挙げておられたわけでありまして、東日本大震災におきましては平成23年3月の発生、東京オリンピックについても平成25年9月に開催決定をしており、議会に概算事業費の提示があったのは平成26年1月でございますので、建設費の高騰予測は十分把握でき、また、大規模災害時にも対応でき

るよう敷地のかさ上げを行うことなども、同様に予測可能だったのではないかと考えます。要するに、基本構想時の事業費見込みが余りにも甘く、また、増額理由もなかなか納得のいくものでないため、このように議論しているわけですが、多額の経費を必要とする事業であるため、県民の理解が得られる形で整備をしていかなければならないと思います。そこで、基本設計完了時に、建設費の報告とともに再整備後の収支計画も示されましたが、この収支計画は十分に検討されたものなのかを、病院局長に伺います。

**○病院局長（土持正弘君）** 宮崎病院の再整備につきましては、事業費のほぼ全てについて企業債を発行いたしまして、約30年で償還していく計画としており、その収支計画につきましては、今回算出された事業費をもとに、先般策定された地域医療構想に示されている、今後の推計患者数や一般会計からの繰入金、国庫補助金など、現時点で想定し得る要因等を可能な限り踏まえた上で、将来見込み得る収益と費用について、十分に検討を行ったところでございます。

**○外山 衛議員** 現時点の計画として、新病院を開院して6年目以降に黒字化を見込まれており、これはあくまでも目標ということで理解はしておりますが、当初の見込みよりも建設費が大きく増額したという例もございます。この収支計画も、本当に十分検討され実現可能なものなのか、疑問に思うところでもあります。

今お聞きをいたしました収支計画を実行していくためには、医療体制の整備も図り、現在より相当多く収益を上げていかななくてはならないと考えます。そこで、再整備に伴う施設の充実には、同時に医師や看護師などの体制の確保が



必要であります、この見通しについて、病院局長に伺います。

**○病院局長（土持正弘君）** 再整備後は、高度急性期医療や救急医療、災害医療等のさらなる充実を図る必要がありますことから、御指摘のとおり、医療従事者の増員・確保が大変重要であります。医療従事者の確保につきましては、これまでも、研修医の確保対策としての県立病院をめぐるバスツアーの開催や、看護師確保対策としてのナースガイダンス&バスツアー、県立病院の看護を体験するサマープログラム・インターンシップの開催など、県立病院のPR等に努めてきているところでございます。今後とも、このような取り組みを通じて、引き続き宮崎大学や関係機関とも連携をしながら、医療従事者の人材確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 引き続き医師確保に努めていかれるとのことですが、現在でも、医師不足によりまして夜間当直を挟んで連続長時間勤務するなど、医師の過重労働も問題となっている中で、将来、本当に医師の確保が順調にいくのか、こちらも収支計画と同様に懸念をするところではございます。

今まで何点か、再整備に関する質問をいたしました、今後、宮崎病院が果たすべき役割をどのように捉え、再整備を進めていかれる方針なのかを、病院局長に伺います。

**○病院局長（土持正弘君）** 県立宮崎病院が果たすべき役割といたしましては、24時間、365日の受け入れ体制と、多数の診療科を整え、救急患者や、民間病院では対応困難な合併症の重症患者の受け入れなど、総合性を生かした高度・急性期医療を提供いたしますほか、感染症などの政策医療を提供し、中核病院として地域の医

療機関と連携強化を図りながら医療を行うことと考えております。現在の宮崎県医療計画の5疾病・5事業の医療提供体制におきましても、県立宮崎病院は、救急医療、災害医療、精神疾患及び感染症対策については全県的な中核病院として、また、それ以外のがん医療や周産期医療などでは地域の中核的な医療機関としての役割が求められているところであります。また、基幹型臨床研修病院として、研修医の確保や育成に取り組みますとともに、看護学生や医療従事者の実習も積極的に受け入れるなど、地域医療を支える医療従事者の育成も大切な使命であると考えております。このような役割は、全県レベル、または地域の中核病院として今後とも果たしていく必要がありますので、十分に機能できるよう再整備を進めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 大まかな質問でございましたが、大体、病院局の考え方は、理解ではありませんが、わかったところでございます。

今回の最後の質問となりますが、これまでの経緯等状況を踏まえて、県立宮崎病院再整備に関してどのようにお考えなのか、知事の所見をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 県立宮崎病院の再整備につきましては、事業費の大幅な増加を受けまして、県議会からもさまざまな御意見や御懸念等をいただいているところであります。現在、これらの御意見等を真摯に受けとめ、さまざまな論点について検討・考察を深め、御説明に努めているところであります。現段階では、事業費の増加や災害への対応等につきまして、議会を初め県民の皆様の十分な御理解を得る状況には至っていないと考えておりますので、引き続き、御理解をいただけるよう検討・協議を重ね

まして——この病院、県民の健康を守り命を守る大変重要な施設であります——今後とも、真摯にかつ丁寧に再検討に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 11月議会とそう進展がないということでもありますね。再整備につきましては、今後説明、協議を重ねていくとのことですが、このままでは進展は余り見られないと思います。このような状況を打破するためにも、知事が再度、再整備に対する考え方を明確に示され、今後の対応に積極的に取り組まれることをお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上で代表質問を終わります。(拍手)

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

**○星原 透議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、後藤哲朗議員。

**○後藤哲朗議員**〔登壇〕(拍手) こんにちは。自由民主党の後藤哲朗でございます。

領土拡張をにらんだ中国の動き、イスラム過激派組織の残虐非道なテロ、北朝鮮の核ミサイル開発や猛毒の化学剤VXなどは、もはや話し合いで解決する類いのものでなくなりつつあります。穏便に何とか解決してきた時代はもう終わりつつあるのではと、大変心配しているところであります。しかし、本日は、穏便にわかりやすく、前向きにお答えいただきますよう、よろしく願いをいたします。

さて、月日がたつのは早いもので、本年も2カ月が過ぎました。ことしの元旦は、旭化成のニューイヤー駅伝、18年ぶりの優勝で幕をあげました。スポーツランドみやぎきに弾みがついた気がいたします。

ところで、1月21日には、河野知事、公明党宮崎県本部・河野代表、そして坂口自民党県連会長等が出席いただいた自民党延岡支部の新春パーティーが開催され、加藤一億総活躍担当大臣により、「一億総活躍社会の実現に向けて」のテーマで記念講演がありました。その中で加藤大臣は、安倍政権が取り組む金融政策、財政政策、成長政策による雇用の改善や賃金、所得の向上などを強調された一方で、経済成長の足踏みにつながる少子化をどうとめるかが、我々に突きつけられた大きな課題と危惧されました。また、子育てや介護をしながら働ける環境整備など、問題解消に使う財源捻出のためにも経済を強くする必要を示唆されました。

国においては、半世紀後の将来においても人口1億人を維持し、国民一人一人がみずから、家庭で、職場で、地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」を目標に掲げています。そこで、知事に、一億総活躍社会に対する御所見と、その実現に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。地方創生は、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために進めるものであります。本県も総合戦略を策定し、今後、さまざまな展開を図っていくところでありますが、九州という広域圏で見ますと、合計特殊出生率が全国の上位10県に6県ランク

インするなど、総じて高いものがあります。また、巨大市場でありますアジアに近いという地理的優位性や、豊かな農林水産資源、自然や温泉、食、文化といった観光資源が豊富であるということも、他の地域に比べて大きなメリットだと思います。これからは、九州一体となったブランディング化も重要になってくるものと思います。そこで、地方創生は各県との競争でもあります。九州が一体となって地方創生の戦略を展開していくことも大変重要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、九州中央自動車道の早期整備についてお尋ねいたします。九州中央自動車道は、昨年4月に発生した熊本地震により、大規模災害時の救助、物資の輸送路線として、さらに、救急救命医療施設への搬送時間短縮につながる命の道として、この路線を戦略的かつ効果的に強化していく必要性は、これまで以上に高まっております。ミッシングリンクの早期解消は喫緊の課題となっております。

この自動車道の事業推進では、国道218号高千穂日之影道路の開通見通しの明示と早期完成、未事業化区間矢部一蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間及び日之影一蔵田間の早期事業化、特に蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間の計画段階評価を早期に完了し、事業化を図ることを強く国に要望していかねばなりません。そこで、蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間の第3回九州地方小委員会の開催に向け、先月から国が意見聴取を開始するなど、前進しているようですが、一日も早い事業化を目指して、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、延岡南道路の料金体系見直しについてお尋ねいたします。先月、九州中央3県（熊本、大分、宮崎）の議員連盟、宮崎県議団・緒

嶋顧問、井本会長のもとで、東九州自動車道の事業推進や九州中央自動車道の事業推進、延岡南一門川間（延岡南道路）の料金体系見直し、地方における道路整備予算の拡大等の要望活動が、国土交通省で行われました。その中で、石井国土交通大臣は、延岡南道路について、「料金が高く、生活に影響を及ぼしていると同様。重く受けとめ、料金の区分、料率について見直す方向で事務方に指示する」と応じられました。そこで、国土交通大臣が延岡南道路の料金体系見直しを指示されたことについて、どのように受けとめておられるのか、内田副知事に感想をお伺いいたします。

次に、食品ロス削減問題についてお尋ねいたします。私の誕生日は2月15日であります。このすてきな日を「もったいない日」と制定している自治体があります。「もったいない運動」を推進している千葉県松戸市であります。「M O T T A I N A I」という日本語を世界共通語として広めよう」との運動を推進され、2004年にノーベル平和賞を受賞した、当時ケニア環境副大臣のワンガリ・マータイ氏が、平成18年の2月15日に松戸市立新松戸南小学校を訪れ、「もったいない教室」や植樹等を行いました。そのことを記念して制定されたそうです。

ところで、脚本家の倉本聰さんが、昨年3月2日に次のようなコラムを書いていました。「着物を風呂敷に包んで必死に頭を下げ何個かの芋と交換してもらったあの飢餓の時代を経験したものにとっては、何かが狂ってしまった気がしてならない。

食うことによって我々は生きている。その食料は自然が創る。自然と農民の労力が創る。ITも金融も食料は作れない。にもかかわらず、人はその恩恵を忘れていく。

恩送りという言葉がある。恩返しではなく、恩送りである。恩返しは当座の謝礼だが、恩送りは未来永劫に対し、その恩を返していく行為を言う。だから江戸期の知の巨人・安藤昌益は自然の循環の中で万人が自ら農耕に携わることを厳しく唱えた。

政治家・実業家・科学者を目指すものはいても3Kといわれる農業後継者がどんどん減っているという悲しい現実。

この国の人々は恩送りという、そもそもの生命の継続のルールを、どこかに置き忘れてきたように思われる」という内容です。

食品ロス削減の問題は、命のもとである食や農林水産業の大切さ、もったいない精神を醸成することによって、次世代を担う子供たちにその精神を引き継ぐといった、教育にも大変重要なことでもあります。そこで、食品ロスに対する考えと削減に向けた取り組みについて、知事にお伺いいたします。

次に、都農高校の再編統合についてお尋ねします。

これまで県教育委員会は、少子化の進む中、生徒たちにとってよりよい教育環境の提供という観点から、教育整備計画に基づき、高等学校の再編整備を進めてきたと認識しております。そのような方針の中で、昨年12月、都農高校の高鍋高校への再編統合を発表されました。これは、ここ数年の都農高校における定員未充足の状況や、近い将来、児湯地区5町の生徒数の大幅な減少を踏まえた上での御決断であったと考えております。しかしながら、今回の高校入試の志願状況を見ると、都農高校への志願者が昨年度より大きくふえている状況が見られます。そこで、今回の都農高校の志願状況を見てどのように考えておられるのか、再編統合の方

針を変更する考えはないのか、教育長にお伺いいたします。

次に、公金の管理・運用についてお尋ねいたします。

政府が推し進める経済成長戦略をさらに加速するため、昨年1月、日本銀行は、新たに「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、日本では史上初めてとなるマイナス金利が実施されました。これは、市場に大量の資金を流通させることで、経済が活性化することを目的としたものでありまして、銀行においては、貸出金利を引き下げて融資の拡大を競うなどの状況が出ております。これにより、国民にとりましては、住宅ローン等の金利が下がるなどプラスの影響があった一方で、国債などの利回りや預金金利も低下するなどの影響も出ているところであります。そこで、公金の運用におきましては、マイナス金利の導入によってどのような影響があったのか、また、公金の運用についてはどのように行っているのか、会計管理者にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。後の質問につきましては、質問者席から行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、一億総活躍社会についてであります。国は、少子高齢化のもとでの持続的成長を実現するため、名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指す「新・三本の矢」、さらには働き方改革などを掲げ、誰もが活躍できる、一億総活躍社会の実現を目指しております。少子高齢化が進んでいる地方においては、まさに喫緊の課題であると考えております。本県におきましても、人口減少問題に真

正面から向き合う総合計画や総合戦略を策定し、産業振興や良質な雇用の確保による若者世代の定着促進、すぐれた子育て環境を生かした出生率の向上等に取り組むとともに、女性の活躍推進や介護人材の確保などを通じて、誰もが活躍できる社会づくりを進めているところであります。当初予算案におきましても、人口減少対策等を重点施策に掲げ、今後とも、国、市町村や企業・団体等と十分に連携を図りながら、施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生の戦略についてであります。九州は、合計特殊出生率が総じて高く、また、各県それぞれ特色のある産業や観光資源を持つとともに、成長著しいアジアに近いという地理的優位性もあります。こうした各県の特徴を生かす新たな展開を図るため、昨年、九州知事会と経済界で組織します九州地域戦略会議において、九州一体となった地方創生のアクションプラン（JEWEL Sプラン）を策定し、その推進に努めているところであります。もともと九州は、知事会において政策連携など連携の深い取り組みを進めておりますが、さらに経済界と一体となって、こうした取り組みを進めております。そこでは、仕事、教育、出産・子育て、暮らし、こうした4つのプロジェクトチームを設け、輸出促進や外国人誘客のプロモーション、結婚・子育てキャンペーンなどに取り組んでおります。私は教育分野のリーダーとなりまして、大学等と連携し、地域に貢献する人財育成などの教育環境づくりを進めているところであります。今後とも、本県の特性を生かした独自の取り組みを進めるとともに、御指摘のように広域的に連携することで、より大きな効果が期待される分野につきましては、積極的に取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、九州中央自動車道についてであります。九州全域にわたってストック効果を最大限に発揮させ、切迫する南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対し、安全・安心な暮らしを確保するためにも、蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間の事業化は、何としても早期に実現させる必要があると考えております。特に、熊本地震を契機として、九州中央自動車道など、九州の東西軸を戦略的かつ効果的に強化する必要性を改めて強く実感したところであります。このため、昨年11月には、新たな取り組みとしまして、宮崎、熊本、大分の3県合同による国への提言活動を行いまして、九州の東西軸を早期に強化することの重要性を強くアピールしたところであります。

このような中、先月から、国による地域への意見聴取が開始されたことは、整備に向けて一歩前進したものと受けとめております。今後とも、私が先頭に立って、関係各県と一体となった取り組み等を推進しながら、一日も早い事業化を目指し、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

最後に、食品ロスについてであります。日本では、年間約632万トンの食品ロスが発生しております。これは、毎日1人当たりお茶碗1杯分の御飯の量を捨てていることとなります。大変もったいないことであります。我が国には古くから、物を無駄にしない、大切に使うという「もったいないの精神」の教えがあり、これは世界的にももっと発信されていくべき文化であると考えております。議員御指摘のとおり、2月15日がそのように大切な日であるということは、しっかり覚えておきたいと思っております。また、我が県は、国内有数の食料生産県として、

命の恵みに感謝する食育を推進しており、県としても、食品ロス削減に向けたさらなる取り組みの強化を図っていく必要があると考えております。このため来年度は、食品ロスが発生する食品の生産から流通、消費に至る各分野の事業者や行政機関、消費者が連携して、総合的かつ効果的な方策を検討する体制を整備しますとともに、今年度に引き続き、県民への多様な普及啓発事業を実施し、食品ロス削減についての意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

延岡南道路の料金体系についてであります。このことにつきましては、私自身も、料金体系の見直しについて要望を行ってきたところであります。このような中、先月、国土交通大臣が、料金水準や区分を見直す方向で指示されたところであり、大変うれしく受けとめているところであります。一方で、延岡南道路に関するさまざまな課題への対応には、料金体系の見直しとあわせまして、周辺的生活道路に大型車が流入するなどのネットワーク上の課題、あるいは生活道路における交通安全対策にも取り組む必要があると考えております。県といたしましては、引き続き、国や延岡市との連携を図りながら、延岡南道路とその周辺地域が抱えるこれらの課題解決に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（高原みゆき君）〔登壇〕 お答えいたします。

公金運用に対するマイナス金利の影響等についてでございます。マイナス金利の導入以降、金融機関の金利は大きく低下しており、公金に

つきましても、従来のような運用益を確保することが大変厳しい状況になってきております。公金の運用につきましても、いつでも現金化が可能な流動性や安全性を基本にしておりますことから、定期性預金や国債のほか、政府保証債などの方法により行っております。これまでも、高い金利が得られるよう、資金を取りまとめて運用規模を大きくするなどの工夫を行っておりますが、さらに今年度は、外部の専門家を招いて金融情勢等の理解を深めますとともに、資金の収支をより正確に把握しながら、きめ細かな運用を行っているところでございます。今後とも、金融市場の動向等をしっかり見きわめながら、安全かつ効率的な公金の運用に努めてまいります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えします。

県立高校の再編統合についてであります。平成29年度宮崎県立高等学校一般入学者選抜における都農高校の志願状況に関しましては、昨年度より増加しておりますが、その一方で、都農高校、高鍋高校、高鍋農業高校の児湯地区3校においては、募集定員に対する志願者数はいずれも未充足であり、また、3校の志願者数の合計も昨年度より減少しております。県教育委員会といたしましては、今後、児湯地区の中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる中、生徒同士の切磋琢磨の機会の確保や学校行事の充実など、何よりも生徒にとってよりよい教育環境の整備・充実を図り、地域に貢献する若者の人材を育成するという観点から、今回の再編統合を決定したところであり、方針を変更する考えはございません。今後とも、全県的な視野に立ち、各地区の県立高校の魅力と活力を向上させるとともに、生徒、保護者、地域の方々の信頼

に応え得る学校づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、都農高校の再編統合についてであります。若者の人材育成は、本県にとって最重要課題の一つであります。県立高校の教育環境の整備に当たっても、地域の状況はもとより、県全体からの広域的な観点や県民の皆さんの声も十分踏まえた上で進めていただくことを、教育長に要望いたします。

次に、延岡南道路の料金体系の見直しについてであります。大変デリケートな部分を含んでいると考えますので、国土交通省からの情報等しっかりと把握して、慎重に対処していただきたいと要望いたします。

次に、食品ロス問題であります。オリンピック組織委員会でも、もったいない精神が取り沙汰されております。環境問題や資源循環型社会の構築等々がうたわれているからだと思えます。このロス削減問題、本県として大きく取り上げていけば、後の質問の県産食材、県産材等の売り込み等にも功を奏してくるものと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、「ゆたかさ指標」についてお尋ねいたします。県は先月、本県のよさや課題を独自の指標であらわす「ゆたかさ指標」を公表されました。価値観が多様化し、経済的な豊かさだけでなく、心や環境の豊かさが重要とされる今日、我が県の豊かさを客観的な数値指標により県内外に示し、共有する意義は大きいと考えます。そこで、「ゆたかさ指標」の作成の意図と今後の活用について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県が目指し

まず経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和した「新しいゆたかさ」を実現するためには、本県のよさや課題を県民の皆さんと共有していくことが重要であります。「ゆたかさ」には、経済だけでなく、健康や自然といった多面的な要素が含まれ、人によって感じ方も異なりますので、考え方のベースとなるものとして、さまざまな分野の統計データを活用し、「ゆたかさ指標」として見える化をしたところでございます。

この「ゆたかさ指標」につきましては、今後、本県のよい面をさらに伸ばし、課題を解決して、「ゆたかさ」の向上を目指す施策の検討に生かしてまいります。また、家庭や地域、学校などさまざまな場面で「ゆたかさ」について改めて考え、意見を交わしていただけるよう、わかりやすい資料を作成し、県民の皆様とのさまざまな意見交換会を通じて、協働型の県づくりを進めてまいりたいと考えております。さらに、本県の特徴やよい面については、県内外に積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 御答弁の最後のほうに、協働型の県づくりを進めるとありました。さまざまな場面での対話と協働に、この「ゆたかさ指標」をツール、材料として活用していただきたいと思えます。特に、これからの子供たちにふるさと宮崎を考えてもらうためにも、教育委員会との連携をよろしく願いいたします。

続きまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてお尋ねいたします。来年度における重点施策に、「世界ブランドのみやぎづくりの推進」があります。そこで、世界ブランドとして、祖母・傾・大崩山系周辺地域のユネスコエコパークの登録が見込まれていますが、

大分県や関係市町と連携した登録後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 現在登録申請中の祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにつきましては、国内の厳しい審査を通過したことを踏まえまして、本年5月から7月のユネスコによる審査においては、必ずや登録されると期待しております。登録後を見据えまして、生態系の保全や次代を担う人材の育成、エコパークブランドを活用した地域活性化など、ユネスコエコパークの理念に沿った持続的な取り組みについて、大分県や関係市町と連携しながら検討を行っているところであります。特に、来年度の登録決定は、情報発信の絶好の機会であります。地元での登録記念イベントや子供向けの体験学習会の開催、観光部門と連携した旅行会社へのPRなどによりまして、県内はもとより、国内外へこの地域の魅力を広く紹介してまいりたいと考えております。県といたしましては、今後とも、関係機関と連携しながら、ユネスコエコパークを活用した取り組みを推進し、貴重な資源の確実な継承や一層の地域振興を図ってまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、世界ブランドづくりについてお尋ねいたします。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークが登録されますと、本県は、世界農業遺産など3つの世界ブランドを有することとなります。こうした世界ブランド等を活用した本県の地域活性化についての考えを、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県には、豊かな自然や神楽を初めとする伝統文化など、多くのすばらしい地域資源があります。これを郷土愛の醸成や人材の育成、交流人口の増加などの地域の活力、活性化に生かすことが重要だと考えてお

ります。御指摘のように、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークが正式に登録されれば、綾ユネスコエコパーク、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域と合わせ、県内に3つの世界ブランドを有することとなります。私としましては、まず、この3つの取り組みについて、子供たちを含め、県民の理解を深めながら、本県の宝として共有していきたいと考えております。また、観光施策と連携して広く情報発信を行いまして、国内外からの誘客に結びつけますとともに、県全体のブランド力の向上などにも活用してまいりたいと考えております。今後とも、県内のまだ十分に活用されていない地域資源、いろいろあろうかと思いますが、掘り起こしをしながら地域活性化につなげ、世界ブランドのみやざきづくりを進めてまいります。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、テーマを変えまして、平成29年度当初予算案についてお尋ねいたします。

この予算案の中で、今年度も特別枠が措置され、県営電気事業みやざき創生基金事業に9.7億円、公共事業の追加措置に45億円、大規模災害対策基金事業に6.7億円の総額61.4億円が措置されております。

ここで少し、予算編成の過程を振り返ってみますと、10月に決定された当初予算編成方針においては、公共事業、非公共事業ともに要求限度額、いわゆるシーリングが設定され、この方針に従って、まず、現予算を削減する、見直す作業から予算編成が始まっておりますが、最終的な当初予算案では、特別枠により予算が追加措置されております。そこで、予算編成において、要求限度額（シーリング）を設定すること及び特別枠により追加措置を行うことの意義、



意味について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** まず、シーリングについてでありますけれども、毎年度の予算編成におきましては、まずは、現在、予算化している事業について、その必要性や効果を検証するため、あらかじめシーリングを設定しまして検討や見直しを行い、この見直しによって捻出されました財源をもとに、新規・改善事業の構築を行うこととしております。また、特別枠に関してでありますけれども、公共事業につきましては、財政改革推進計画に基づきシーリングを設定しておりますが、予算編成の過程において、国の予算の動向や地方財政計画の状況、本県の歳入見込みと収支不足の状況等を見きわめながら、シーリング率の見直しや追加措置を行っているところであります。

また、県営電気事業みやざき創生基金及び大規模災害対策基金を活用した事業につきましては、通常の新規・改善事業の要求枠とは別枠で予算措置しているところでありますので、この2つの基金事業と公共事業の追加措置を合わせまして特別枠として、地方創生の推進を初めとする地域活性化の取り組みや、防災・減災対策のさらなる強化に取り組むこととしているところであります。

**○後藤哲朗議員** よくわかりました。ありがとうございました。

引き続き、当初予算についてお尋ねいたします。当初予算総額が対前年度比マイナス0.7%となっている主な要因は、T P P 関連の国庫補助事業の減によるものとのことですが、本県のような財政基盤の脆弱な県の予算は、国の動向等により大きく影響を受けるということであろうかと考えます。そこで、平成29年度予算には、本県の地方創生の推進や地域経済の活性

化のために必要な事業は十分盛り込むことができたのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 当初予算の総額は、前年度と比べまして約42億円のマイナスとなっておりますけれども、当初予算編成方針に掲げました3つの重点施策を推進するため、さまざまな事業を計上しているところでございます。例えば、本県の将来を担う人財の確保を図るため、奨学金返還を支援する事業や、宮崎牛の輸出拡大を図るための拠点となる施設整備を支援する事業、あるいは、東京オリンピック・パラリンピックを控えた首都圏における情報発信拠点となります新宿みやざき館KONNEのリニューアル事業などを計上しております。また、特別枠に関しましては、「みやざき新時代へのチャレンジ」の中で、自転車やサーフィンを活用した観光を推進する事業や、ICTを活用した効率的な農畜水産業を推進する事業なども計上しております。限られた財源を工夫しながら、さまざまな課題に対応する事業や、中長期的な視点に立った事業を盛り込むことができたのではないかと考えております。

**○後藤哲朗議員** 地方財政計画といいますが、限られた予算、まさしくここ数年、選択と集中という言葉が使われておりますが、どうぞ今後ともよろしくお伺いいたします。

続きまして、働き方改革についてお尋ねいたします。

政府は、冒頭触れました加藤一億総活躍担当大臣を働き方改革担当大臣に指名し、現在、政府・労使間で働き方改革について議論されております。ある調査では、上場企業の7割超が、長時間労働の是正を働き方改革の最優先課題としており、働きやすい環境を整えれば生産性も向上し、企業イメージも高まると、働き方改革

を前向きに捉える企業も多いようであります。

一方、中小企業の多い本県におきましては、働き方改革の取り組みはまだこれからと思われまます。先月24日から、月末の金曜日の仕事を早く終えて消費を喚起する「プレミアムフライデー」が始まりましたが、県内での反応は限定的だったような感があります。まずは、県庁が働き方改革を率先垂範していくことが重要と考えますが、県庁における働き方改革の取り組みについて、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 現在、国におきましては、一億総活躍社会を目指す上での課題として働き方改革を位置づけておりまして、長時間労働の是正やテレワーク等の柔軟な働き方などにつきまして、検討が進められております。県ではこれまで、定時退庁日の設定でありますとか、育児等を行う職員を対象とした勤務時間の弾力的な運用、さらには、夕方の時間の有効活用ということで「ゆう活」と呼んでおりますが、そうした取り組みの推進など、職場環境の整備や職員の意識改革に取り組んでまいったところがございます。また、最近の話題で申し上げますと、先月末に始まった「プレミアムフライデー」に関しましても、職員に対して、業務の状況を踏まえながらではありますけれども、早目の退庁を促しているところがございます。今後とも、県政の推進や組織の運営という面も十分考慮しながら、職員が一層意欲を持って仕事に取り組めますよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 御案内のとおり、国のほうも率先垂範という言葉で国会中にも……。議会中は別ですよ。ふだんは、かなり遅くまで電気がついている光景がよく見られるものですから、

やはり早目に帰っていただく、あるいは御家庭でゆっくり団らんをとっていただく、それが大事だと思いますので、総務部長、よろしく願いいたします。

次に、南海トラフ地震への対応についてお尋ねいたします。

来年度当初予算特別枠として、防災・減災対策をさらに強化するため、大規模災害対策基金を活用して、23の事業、6億6,800万円が措置されています。この基金事業は、総合計画アクションプランの危機管理強化プログラムに基づき、防災・減災対策をさらに強化し、危機に対する的確に行動できる人づくり、避難の確保、災害対応能力の強化、広域連携体制の強化・充実が大きな柱となっております。そこで、広域連携体制の強化・充実の中の南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業に関しまして、これまでの県の取り組みと、熊本地震の教訓を踏まえました今後の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 県では、昨年3月に、国などからの救助や物資の供給などの支援を円滑に受け入れるための実施計画を策定しまして、救助活動拠点や広域物資輸送拠点などの各拠点の指定、それから、エアテントや照明機材の配備などの機能強化に努めてまいりました。

このような中、昨年4月に発生しました熊本地震においては、国からの支援物資が迅速に届かなかった被災地もあったということなどを踏まえて、来年度から、国や県の応急対策活動に対応した市町村の受援計画の策定を促進するとともに、市町村の各拠点への資機材の配備を支援することで、市町村の受援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。また、あ

わせて、今年度、県が新たに指定しました広域物資輸送拠点への資機材配備や、各拠点に従事する人材の育成等を引き続き行うことで、迅速・的確な被災者支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 南海トラフ、この前の研修会でも、備えが9割と、そこまでなっておりまますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、東京オリンピック・パラリンピック関連で4問についてお尋ねいたします。

まず、本県の食の強みについてであります。新年度における重点施策、「世界ブランドのみやぎづくりの推進」の中で、文化・スポーツの振興がうたわれ、オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトの推進が掲げられております。ところで、知事はいろんな場面で、宮崎の食のすばらしさ、よさを語られます。そこで、本県の食の強みを生かして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、スポーツ、文化、観光など、さまざまな面で大きな効果が期待されますことから、その効果の本県にも波及させていくことが必要であると、また、それは本県にとってチャンスであると常々考えているところであります。特に、食につきましては、本県の安全・安心で豊富な食材を国内外に発信することはもちろん、オリンピック・パラリンピック後の販路拡大等に向けても絶好の機会となると考えております。先日、国のオリパラ事務局の幹部に御来県いただき、本県の魅力等をPRする機会がありましたが、本県の食への高い評価の一方で、実際に食材等を提供するため

には、産地での国際水準規格等の取得などの課題もあるということを改めて認識したところであります。現在、関係部長による情報連絡会議を設置しまして、検討をスタートさせたところではありますが、今後、国において決定されます食材の調達基準等、必要な情報収集を行いながら、関係団体や生産者とともに、食材の提供はもちろんのこと、本県の魅力を発信する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 続きまして、今、知事が答弁された内容に関連してであります。東京オリパラで選手や大会関係者に振る舞う料理で使われる国産食材の提供についてであります。前々回のロンドンオリンピックから、持続可能性に配慮した飲食提供の基準が示され、東京大会でも国産を優先するようですが、そのためには、産地での農業生産工程管理、いわゆるGAPの認証取得が要件となるようであります。具体的には、現在、大会組織委員会において調達基準の策定作業が進められており、農産物については、国際的な認証であるグローバルGAPや我が国独自のJGAP、もしくは農林水産省のGAPガイドラインに基づき、公的な第三者機関の確認を受けていること等が要件になるようですが、海外に比べて、国内での認証取得が進んでいないようであります。全国有数の農業県である本県としては、本県の農産物のすばらしさを全世界にアピールし、宮崎の魅力を発信できるチャンスと捉え、積極的な取り組みが必要と考えております。そこで、東京オリンピック・パラリンピックへの農産物の提供に向け、本県では今後どのようにGAPに取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 東京オリンピック・パラリンピックへの食材提供は、先ほ

ど知事からもございましたが、本県農産物の安全性や魅力を国内外にアピールする絶好の機会であると考えております。現在、県では調達基準に対応するために、GAPに先進的に取り組んでいる宮崎大学等と連携し、指導者の養成や県版GAPのレベルアップに取り組むとともに、今後、県版GAP認証制度を新たに創設するなど、推進体制の強化を図ることとしております。また、東京大会は夏場の開催であることを念頭に置きながら、必要な品目や数量等の情報収集を行いますとともに、GAPに取り組むモデル産地の選定や導入支援に、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。このような取り組みを契機といたしまして、GAP取得が海外輸出を含めた販路拡大につながりますよう、産地への普及に取り組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** GAPにつきましては、一般質問で深掘りされるようですから、よろしく願いいたします。

続きまして、県産材の利活用についてお尋ねいたします。東京オリンピック・パラリンピック競技大会における県産材の利活用に向けた取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 東京オリンピック・パラリンピック関連施設での県産材の利活用に向けましては、昨年度から関係省庁や建設会社、設計事務所等を訪問しまして、情報収集や提案要望に努めてまいりました。そのような中、先般は、新国立競技場等への資材調達を担当することが内定した商社等を訪問しまして、本県では、1点目が、調達の条件とされる森林認証に関して、約4万9,000ヘクタールもの森林認証林を有していること、それから2点目

が、木材について要求されるレベルの強度を充足できること、そして3点目が、必要とされる数量の安定供給が可能であることなど、関連施設の整備におきまして十分貢献できることをアピールしてきたところであります。

今回、木材につきましては、全国から調達するものと聞いていますけれども、本県としましては、全国有数の林業県としてふさわしい利用がなされるように、今後とも関係機関に強く働きかけてまいりたいと存じます。

**○後藤哲朗議員** 総工費約1,500億円、地上5階地下2階で高さ約50メートル、完成予定が2019年11月末の東京オリパラのシンボリック施設となる新国立競技場は、技術提案書によりますと、木材は軒、ひさしのほか、大屋根とそれを支える部材、更衣室などの内装に用いられると言われております。木と緑のコンセプトのスタジアムは、地方が東京五輪に参加した形として残ります。

ところで、昨日は延岡で、大正時代に国内第1号の民間パイロットとなり、初の日本一周を成功させた、延岡出身の後藤勇吉氏の慰霊祭がとり行われました。この後藤氏と親戚となられるのが、新国立競技場を設計デザインした建築家・隈研吾氏であり、また、飢肥杉や諸塚村など本県との御縁ということで、県産材の活用に夢や期待感が膨らみます。願う、動く、かなうではありませんが、しっかりとした動きで、大きな目標にチャレンジしていったほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、文化プログラムについてお尋ねいたします。東京オリンピック・パラリンピックの役割は、スポーツ振興と期間中の集客だけにとどまらないと言われております。オリンピック憲章には、「文化プログラムの実施は開催国

の義務」と述べられており、オリパラを契機として、我が国文化の魅力を世界に発信し、地域の文化・芸術活動を振興していかなければなりません。関連プロジェクトは始動したばかりですが、着実な成果につなげようと、都市間・地域間競争は既に始まっています。本県でも先月の19日、「東京2020応援プログラム 宮崎県文化プログラムキックオフイベント『天孫降臨から日本のひなた宮崎県へ』」が、メディキット県民文化センターで開催されました。そこで、本県では文化プログラムにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東京オリンピック・パラリンピックが開催されます2020年（平成32年）は、平成24年から9年間にわたって実施してまいりました記紀編さん1300年記念事業の集大成の年でもあり、国民文化祭を本県で開催することとしております。オリンピック・パラリンピックと連動して、国民文化祭を成功に導き、本県の文化振興を図るためにも、文化プログラムへの取り組みは大変重要であると考えております。

先日、県内「文化プログラム」のスタートとしまして、大会組織委員会の認証を受けたキックオフイベントを開催したところでありますが、県内文化団体など約1,100人の方々に参加いただき、大変な盛り上がりを見せたところであります。特に、文化団体の皆様のやる気の盛り上がりというものを肌で感じたところであります。文化プログラムは、発表の機会や鑑賞の機会をふやすとともに、文化活動の充実、さらには地域の個性や魅力の発信にもつながってまいりますことから、今後とも、多彩な文化プログラムに積極的に取り組みながら、2020年に向けて、本県文化力の向上に努めてまいります。

**○後藤哲朗議員** 東京オリパラ関係で4問について質問させていただきました。私も1回目の東京オリンピックのときは小学6年でしたか、高齢者の方は次期の東京オリンピックに非常に期待しているんですね。宮崎県がどうかかわり方で参加できるか、食であったり県産材であったり、参加した形として残るというのは、我々もそうですが、県民の皆さんも元気が出ますので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、テーマは変わりまして、福祉保健行政について何点かお伺いしていきたくと思います。

地域包括ケアシステムの推進についてお尋ねいたします。新年度は、地域医療構想の実現に向けた取り組みを具体的に進める年となります。構想の策定過程で明らかとなった課題に立ち戻り、地域医療構想調整会議において、地域の医療提供体制をどうしていくのか、関係者の皆さんで協議を行うことが期待されます。また、ことは、平成30年度から始まる医療計画を策定する年でもあります。介護保険事業計画と医療計画が、同じサイクルで策定されることとなります。これらの計画が、実質的な地域包括ケアシステムの構築に向けた計画となります。医療計画で定める在宅医療の目標が、各市町村が介護保険事業計画で掲げる在宅医療・介護サービス等の目標と整合性が図られたものとなるよう、県と市町村が協議の場を設け、しっかりと検討することが重要と考えます。そこで、地域包括ケアシステムの確立に向けてはどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 2025年に向けた医療介護体制の整備を進めていくためには、市町村と県がしっかり連携しながら、受け皿と

なります地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていく必要があります。このため県では、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とする研修会を開催し、県内外の先進事例の紹介や情報交換の機会を提供するなどの支援を行っているところであります。今後は、県内により多くの先進事例をつくるため、意欲ある市町村を対象として、「医療介護連携」や「介護予防」などのテーマごとにモデル市町村を選定しまして、全国の先進自治体の職員を招いた直接指導など、個別の支援を行うこととしておりまして、その成果を県内全域に展開していきたいと考えております。また、県医師会を初めとします医療・介護の各専門職の団体や、宮崎大学医学部等とも連携しまして、医療・介護人材の養成や多職種連携の促進などにも取り組んでいくこととしており、県内全域において地域包括ケアシステムの構築が推進されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 介護保険事業計画は各市町村にある。医療計画が各市町村にない。だから、医療計画分野を県がどうイニシアチブをとって構築していくか。非常に大きいものですから、医師会関係を含め、十分な協議が必要かと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。本年、民生委員制度は創設100周年を迎えます。濟世顧問制度に始まり、方面委員制度を経て、今日に至るまでの間、強い使命感と熱い情熱に支えられた先達は、それぞれの時代において、人々が直面するさまざまな課題に向き合い、住民に寄り添いながら、その幸せな暮らしを守るために活動を続けてきました。しかし、今日においても、制度創設以来の課題である貧困や孤立を初め、高齢者や障がい者、児

童を狙った犯罪や虐待被害は深刻な状況にあります。また、東日本大震災や昨年の熊本地震など自然災害も多発する中、人々の生活の安全・安心をいかに守っていくのかが問われています。そこで、地域福祉を担う人材が必要と考えますが、どのように育成・確保していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 地域を取り巻く環境が大きく変容する中、地域福祉を担う人材の育成・確保は大変難しく、重要な課題であるというふうに考えております。このため県では、平成19年度から、地域における福祉課題解決の一翼を担う人材として、福祉関係施設の職員を中心に、576名の地域福祉コーディネーターを研修・養成してきております。また、地域福祉のかなめであります民生委員につきましても、近年、担い手の確保が難しくなっておりまして、本年の民生委員制度創設100周年に当たり、民生委員に対する県民の理解を促進し、担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。このほか、民間の事業者が配達などの日常業務の中で住民の異変に気づいた際、市町村の窓口に通報していただく、「みやざき地域見守り応援隊」の加入促進などにも、鋭意取り組んでいるところであります。県といたしましては、このような取り組みを通じ、地域福祉を担う人材の育成・確保を図りながら、「ともに支え合い、助け合う地域づくり」を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 次に、健康長寿社会づくりについてお尋ねいたします。高齢化の進行等で社会保障費は相当な規模に達しており、政府は財政再建に向け、社会保障費の伸びをどうやって抑制するか、喫緊の課題となっています。日本経済の活性化を進める上で、健康で長生きでき

る社会の構築は避けて通れないテーマとなっています。本県も同様に、健康長寿に向けての取り組みは、福祉保健行政の重要な課題となりました。健康づくりや生きがいがづくりの推進により、県民がいつまでも心身ともに健康で社会参加することができる社会を構築し、医療費、介護費の伸びの抑制につなげていかなければなりません。

ところで、健康長寿社会の実現には、県民一人一人の実践、生活習慣病への取り組み、健康無関心層に興味を持たせ、健康需要を喚起していくことの大切さ等々のいろいろな意見、提言があります。そこで、本県の健康長寿社会づくりを推進するため、これまでどのような取り組みをしてこられたのか。また、来年度、新たに取り組む事業があれば、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 県では、「健康寿命 男女とも日本一」の目標を掲げまして、市町村や団体・企業等から成る「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を設置しまして、「健康長寿社会づくりプロジェクト」を全県的に推進しているところであります。具体的には、野菜摂取量の増加、運動の習慣化、そして高齢者の生きがいがづくりを促進する事業のほか、運動器症候群、通称ロコモを予防する事業などをこれまで行ってきております。また、健康長寿社会づくりの機運を醸成するため、昨年9月には「健康長寿県民フェスタ」を開催したほか、民間企業と協定を締結し、内臓脂肪測定会の開催を行うなど、連携した取り組みを行ってきているところであります。

来年度は、新たな事業といたしまして、本県での人工透析の新規導入が多いという実態を踏まえまして、透析導入の最大の要因である糖尿

病の発症や重症化を予防するためのプログラムを作成しまして、市町村国保等が行う保健指導などの取り組みを支援するほか、医療従事者等に対する研修会を開催することとしております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。

次に、認知症対策についてお尋ねいたします。認知症高齢者は、今後さらに増加することが見込まれ、2025年には全国で700万人を超えるとの予想もあり、5人に1人は認知症になるとも言われております。このような中、本県では、ことしに入りまして、西都市や串間市、高鍋町で、地域住民に向けたシンポジウムが開催されましたが、これからは、このような地域ぐるみの活動が重要になっていくものと考えます。そこで、今後、地域の中でこれらの認知症の人や家族を支えることが求められると思いますが、県は認知症対策にどのように取り組もうとしておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 認知症につきましては、その予防から、発症初期、重度化といった容体の変化に応じて、医療、介護、地域が連携し、本人や家族に対しまして、適時・適切なケアを提供することが重要であります。国が認知症施策を加速させるために策定いたしました「新オレンジプラン」では、来年度までに全市町村において、認知症が疑われる人やその家族に対して専門的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置や、地域の中での調整役を担う「認知症地域支援推進員」の配置を行うこととされておまして、県では、これらに対する支援を行うなど、早期診断・早期対応の体制づくりに取り組んでいるところであります。また、かかりつけ医や医療・介護従事者が

適切な対応力を身につけるための研修や、地域住民による「認知症サポーター」の養成に取り組むなど、認知症の人が、住みなれた地域で、その人らしく生活できるよう、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 今まで、地域包括ケアシステム、地域福祉の推進、健康長寿社会づくり、認知症対策と、大切な役割を担うのは、私は、やはり地域内の資源、人材だと思うんです。さまざまな福祉の課題が山積しておりまして、これからは、地域でのセーフティネット（安全網）の再構築が急がれており、地域に深く根差した住民同士の連帯、自発的組織の役割に期待が高まるものと思います。まさに地域の力だと。そして、自治会の会長さんや公民館長さん、地域福祉推進チームのリーダーさんなど、地域のキーパーソンとなる人材といいますか、人間力が必要不可欠だと思います。福祉保健部の職員さん、年金がもらえるまで、それからは地域に入り民生委員になりたいという方もいらっしゃいます。市町村もそうですけれども、地域に行政経験豊かな方が入っていただくと、地域というのはスムーズに流れると思いますので、今後、啓発を含めて、部長、よろしく願いいたします。地域福祉の推進を担う人材の確保に御尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、手話言語条例の制定についてお尋ねいたします。自民党県連におきましては、昨年の9月に、各障がい者団体を含む42団体・195項目の県政に関する要請を行いました。また、私ども自民党会派は、障がい者団体懇話会を組織・設置し、定期的に意見交換会等の活動をしております。その中で、聴覚障害者協会からの要望事項についてお尋ねいたします。県に

おいては、手話が言語であることを広く普及させ、手話を日常的に使用できる環境を整えていくなど、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていく必要があると考えます。そこで、県は、手話言語条例の制定についてどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 聴覚に障がいのある方にとりまして、お話にありましたように、手話は、円滑な意思疎通を図るために重要なものであると認識しております。県におきましては、手話通訳者等の養成・派遣を初め、平成27年度から新たに手話学習会を開催するなど、手話の普及を図るための取り組みを行っているところであります。また、昨年4月に施行しました「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」におきまして、手話については、言語としての位置づけを行ったところであります。手話言語条例につきましては、本県も加盟しております「手話を広める知事の会」等を通じまして、国の動向に係る情報収集を行いながら、制定の必要性について、今後検討してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 手話言語条例、今、全国で9県です。

続きまして、介護人材の育成・確保についてお尋ねいたします。介護人材については、現状でも不足しており、2025年に向けては、さらに不足すると見込まれていますが、県として人材の確保・育成にどう取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 本県の高齢者人口がピークを迎えます2025年を見据えて、介護サービスの基盤となります介護人材を確保・育成することは、大変重要な課題であると考え



ております。このため県では、これまで未経験者や離職者への就業支援を初め、初任者に対する研修の受講支援、修学資金の貸し付けなどに取り組んでいるところであります。さらに来年度は、中高生を主な対象とします「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業におきまして、マスメディアを活用して介護の魅力ややりがいを発信することにより、介護に対するマイナスイメージを払拭し、人材の確保を図る取り組みを行うこととしております。また、国においては、介護職員の処遇を改善するため、月額平均1万円程度の賃金を改善するための報酬改定を平成29年度から行う予定であると聞いておりますので、県といたしましても、事業者にその活用を働きかけてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 続きまして、子育て支援の取り組みについてお尋ねいたします。来年度の重点施策に、「子育て支援の充実強化」が挙げられておりますが、本県における子育て支援の取り組み等について、現状と来年度の新規事業の概要を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 本県では、安心して子供を産むことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎を目指しまして、「未来みやざき子育て県民運動」を展開しており、出会い・結婚から子育てに至るライフステージに応じた切れ目のない支援を行っているところであります。中でも、本県独自の取り組みであります「子育てサポート事業」等による、地域の助け合いによる子育ての仕組みづくりを初め、子育てや結婚等に対するイメージアップを図る「ハートフルコンテスト」など、子育て世代を応援するさまざまな子育て支援策を実施しているところであります。こうした取り組みに加えまして、来年度は、新たに「大学生が自らの未

来を描くライフデザイン事業」を実施し、若者にみずからの将来を展望してもらうとともに、大学生の子育てや結婚に対する意識の把握にも取り組みまして、これらの成果を本県の子育て支援や結婚支援にも生かしてまいりたいと考えているところであります。

**○後藤哲朗議員** 福祉保健行政、最後です。次に、保育士の育成及び確保についてお尋ねいたします。ニッポン一億総活躍プランにおいて、保育人材確保のための総合的な対策を図ることとされていますが、本県の保育士確保策の現状と今後の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 子供たちに質の高い保育を提供し、次世代を担う子供たちを健やかに育てていくためには、質の高い保育人材の確保が大切であると認識しております。このため県では、これまで給与面の処遇改善等を行うとともに、今年度から、保育士支援センターによる潜在保育士の再就職支援や、保育士を目指す学生を対象にした修学資金の貸し付けを開始するなど、さまざまな施策を展開しているところであります。

このような中、保育環境の一層の充実を図るため、さらなる人材確保を求める声もいただいておりますので、これまでの取り組みを強化してまいりますとともに、国の新年度予算に計上されております、全ての保育士を対象にした2%の給与改善や、一定の技能・経験を積んだ方に対する、月額で最大4万円のさらなる加算などの取り組みについて、市町村や関係機関とも十分連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 福祉保健行政、8点について質問させていただきました。東京オリパラが攻

めならば、福祉保健行政は足元というか守りの部分。私は、福祉保健行政というのは非常に大事だと思います。まさしく国の制度があれだけ変われば、職員の皆様も大変だと思うんです。その辺を十分、部長、御理解いただきまして、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

次に、林業の振興についてお尋ねいたします。

本県は、人工林資源が全国に先駆けて充実しており、杉素材生産量は、平成3年以来、25年連続して日本一を達成いたしました。近年は、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働、海外輸出量増大等により、木材需要は拡大してきております。このような状況が続けば、森林の伐採面積が増加してまいります。伐採後の再造林がしっかりと進まない、森林資源の枯渇や公益的機能の低下が懸念されます。一方で、森林の守り手となっている山村地域では、過疎化、高齢化が進行しており、山村に住む人たちの暮らしを支える取り組みも必要であります。そこで、今後、本県の山村地域の基幹産業である林業の振興にどのように取り組んでいられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県内の森林・林業につきましては、森林の所有規模や伐採後に再造林される割合、森林所有者の熱意などが地域によって大きく異なり、それぞれの地域がさまざまな課題を抱えている状況でございます。このため県では、本年から、西臼杵支庁と農林振興局を単位とする7つの地区協議会と本庁の推進本部で構成します「山村地域の持続的発展推進会議（通称「山会議）」を設置しまして、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を、県と市町村、林業関係者等が一体となって推進

することといたしました。既に準備のできた地域から順次スタートしているところでございます。

なお、この会議では、3つの事項、1点目が、森林資源情報の的確な把握や再造林を進める仕組みづくりなどの「循環型林業の推進対策」、2点目が、フォレストピア宮崎構想の理念を踏まえた人づくりや交流の促進を進める「山村地域の活性化対策」、そして3点目が、全庁的に取り組んでいます「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」などによる「山村地域の所得向上対策」を推進の柱としまして、重点的に取り組んでまいることとしているところでございます。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。先ほどの私どもの外山会長への答弁にもございました、通称「山会議」、山村地域の持続的発展推進会議の設置をされるということで、本当にありがたく思っているところです。また、内容等につきましては、本日のある朝刊の1面に詳しく掲載されていまして、十分に理解しているところであります。県と市町村、林業関係者等が一体となって、地域の実情に応じたきめ細かな対策を推進していくとのことですので、はっきり言いまして、各市町村は林務担当者が不足しているのが現状であります。ですから、この「山会議」に大いに期待をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、川崎市との連携についてお尋ねいたします。県と川崎市との連携、木のつながりは3年目を迎えます。山村と都市、地域と企業、つくり手と売り手の双方が結びつき、木で都市空間を創出、山の価値を問い直す動きが生まれたのではと思います。親から子、孫のために杉を植えてきたように、目先の利害にとらわれない、

経済を超えた山・木材の価値を共有して、県当局を初め、関係者が山村とともに知恵を出していきこうとしております。私は、この川崎モデルを高く評価いたします。そこで、木材利用における川崎市との基本協定の成果と今後の展開について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、川崎市との基本協定に基づきまして、平成27年8月に、首都圏の企業と杉材の利活用を検討する委員会を設置しました。その中で、川崎市内の設計事務所を中心とした床材部会や大手家具メーカーが参加する家具部会などを立ち上げまして、具体的な検討を進めるとともに、本県への企業の視察も積極的に受け入れまして、相互理解を深めてきたところでございます。その結果、昨年度は、川崎市の市長応接室や商業施設での木質化の実施、そして今年度は、マンションや既存ビルの改修でも木質化が順次進められ、さらには、有楽町にある大手商業施設とタイアップして、本県産の木材や物産等のPR事業が開催されるなど、具体的な成果が出てきているところであります。今後は、本県が有する豊かな森林資源を初め、その背景にある人と自然とのかかわりなど、さらなる理解を深めさせていただきながら、首都圏の企業や消費者に選ばれる産地となりますように、連携・交流の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 知事は、本会議開会日での主な重点事業の中で、「川崎市との交流をさらに拡大するとともに、新たな都市と連携した施策の展開を検討するなど、都市との交流促進に取り組んでまいります」と述べられました。川崎モデルとして、すばらしい実績を積み上げようとしております。ぜひ、このモデルを生かして、新たな都市との連携・交流にチャレンジし

てほしいと、環境森林部長に要望いたします。

次に、鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。平成27年度の野生鳥獣による県内農林作物への被害額は、約6億2,278万円で、26年度の約7億120万円から約7,843万円、約11%の減少とのであります。これは、国・県・市町村の事業により防護柵の整備が進んだことや、研修会や追い払い活動といった地域ぐるみの対策が進んだこと等によるものと思っております。被害を軽減するためには、こうした防護柵の設置や追い払い等を行い、鳥獣を寄せつけない集落づくりを進めるとともに、ふえ過ぎた鹿やイノシシなどを捕獲して適正数に減らしていく捕獲対策が重要であると考えます。しかしながら、狩猟者は減少・高齢化していることなどから、今後、適切な捕獲が実施できるのか懸念されます。そこで、鹿、イノシシ等の捕獲対策の現状と今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 鹿やイノシシ等の捕獲につきましては、関係者が一体となった取り組みを進めているところでありまして、平成27年度の鹿、イノシシ、猿の捕獲数は、過去最高の約5万4,000頭となっております。また、狩猟免許を取得しやすい環境づくりにも努めており、平成27年度は、前年度の1.6倍となる378名が新たに免許を取得しております。このようなことから、鹿については、平成35年度までに個体数を半減させることにしておりますが、現在のところ、計画を上回る捕獲実績となっており、目標を達成できるものと考えております。今後は、新たに、鹿やイノシシの有害鳥獣捕獲許可日数をこれまでの倍に延長しますとともに、狩猟免許を持たない農林業者によりアナグマなどの捕獲等を可能にする規制緩

和を行いますなど、農林業被害の軽減に向けて、捕獲対策の一層の推進を図ることにしています。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、商工観光労働行政に移りたいと思います。

次に、NHK大河ドラマ「西郷（せご）どん」についてお尋ねいたします。明治維新の原動力となった薩摩（鹿児島）は、幕末から明治にかけ、我が国の政治・経済・社会の近代化の主要な一翼を担ってきました。2018年は、その維新から150年となります。これを機に、鹿児島県では、官民一体でインバウンドを含む観光や地域振興につなげようという取り組みが、現在、積極的に進められています。折しも節目の年に、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映も決まり、追い風に乗っています。本県も、西南の役や西郷どんが鹿児島、ふるさとへと帰る道など、舞台、ステージはそろっております。そこで、本年1月末に、大河ドラマの制作要望について、知事みずからNHK放送センターを訪問されていますが、NHK側の感触など、どのようなものがあつたのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 来年の大河ドラマに決定している「西郷どん」につきましては、本県においても、西南戦争の史実や史跡が多く残っておりますことから、ぜひドラマの中で取り上げていただけますよう、先日、延岡市長、日南市長とともに、NHKに対して要望を行ったところであります。具体的には、可愛岳（えのだけ）を背に薩軍が本陣を構えたという逸話や、西郷公の妻イトさんが、息子である西郷菊次郎を見舞いに来たというエピソード、また、日南

隊の隊長でありました小倉処平の生涯などを紹介いたしまして、ドラマ化への要望を行ったところでありまして、NHK側も大変興味を持っていただいたと感じたところでもあります。原作となる小説は、林真理子さんが執筆されております。現在も連載中ではありますが、一昨年、「エンジン01（ゼロワン）」のときに林真理子さんも来県、また延岡市を訪れて、西郷隆盛宿陣跡資料館などを視察され、非常に関心をお持ちになったというふうにご伺いしておりまして、楽しみにしております。これからの展開に期待しつつ、機会を捉えて、地元と一緒にになりながら、引き続きアピールをしてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 同じくこの「西郷どん」ですが、大河ドラマ「西郷どん」を切り口に、鹿児島県、熊本県と連携しながら、撮影協力や観光誘客を図っていくことが重要と考えますが、県としてはどのように考えられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 大河ドラマの舞台になりますと、観光誘客や地域経済の活性化、住民の郷土への誇りの醸成など、その効果は大きなものがあると考えております。また、お話がありましたとおり、来年は明治維新から150年目に当たりますので、鹿児島県などと連携することで、その効果がさらに高まるものと期待されるところでございます。現在、鹿児島県、熊本県とは、観光周遊やプロモーションなど、観光面で3県合同による取り組みを行っておりまして、協力体制が構築されておりますので、それぞれに残るさまざまな史実や史跡などがドラマとして広く紹介されるよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、「西郷どん」をテーマとした周遊ルートの

開発など、観光誘客に向けての新たな展開についても検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 鹿児島・山口、薩長は、既に新幹線効果といって2県が連携をしっかりと組んでいます。多分、部長も御存じだと思います。私は、昨年の11月に観光振興議員連盟、本年1月に議員派遣研修で鹿児島に行ってまいりました。2回とも、鹿児島県・三反園知事が研修及び意見交換会会場に御挨拶に見えられ、明治維新150年と「西郷どん」のPRを熱く語られました。ありがたいことに、「九州はひとつ」という戦略のほかに、「西郷どん」の舞台がある宮崎県、熊本県との広域観光戦略にも触れられました。言葉の表現が難しいのですが、官民一体となって盛り上がり、観光宣伝費をたくさん使う鹿児島にこの機会に便乗するとか、鹿児島にあやかる、仲間に入れてくださいという、当局には失礼ですが、低姿勢で臨むことが大切だと私は考えます。

ところで、数年前には、鹿児島から西郷隆盛宿陣跡資料館等への大型バスツアーも商品化された実績があります。商工観光労働部長におかれましては、ぜひとも、「西郷どん」をテーマとした周遊ルートの開発の検討というよりも、取り組んでいただくよう切に要望いたします。

次に、「九州ふっこう割」についてお尋ねいたします。昨年4月の熊本地震で落ち込んだ九州への観光客は、観光庁によると、5月に前年同月比約82%だった九州全体の宿泊客数が、10月には約96%にまで戻るなど、回復傾向にあるようです。これは、国が助成した割引旅行商品「九州ふっこう割」が要因の一つと見られております。しかしながら、「九州ふっこう割」の支援が昨年末で終わり、これからが九州観光の正念場とも考えます。そこで、「九州ふっこう

割」等の本県観光への成果と反動への対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 熊本地震の影響で落ち込みました観光需要を早期に回復させるため、昨年6月から12月までの間、県独自の対策や「九州ふっこう割」によりまして、ウェブサイトを活用した宿泊割引や、宮崎の特色を生かしたツアー企画への支援等を実施したところでございます。これらの取り組みの結果、期間中合計で目標を上回る約19万人泊の利用実績があり、地域別のホテル・旅館の宿泊者数を見ても、県北地域では前年を下回っておりますけれども、県全体では前年をやや上回るなど、一定の成果があったというふうに考えております。

一方で、今後、その反動が懸念されているところでありますが、「九州ふっこう割」等を利用して本県に宿泊した旅行者に対して、旬な情報の提供を行うなどのリピーター対策や、九州観光推進機構等と連携したさまざまな観光キャンペーンを行うことで、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

次に、中小企業振興についてお尋ねいたします。県では、昨年3月に、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標とする「みやざき産業振興戦略」を策定され、成長期待企業への重点支援や、スタートアップの聖地を目指す方向性が示されています。お隣の大分県では、一昨年の6月に、新たな創業支援拠点として「おおいたスタートアップセンター」を開設し、来年度までの3年間に1,500件の創業を実現するとの目標を設定したとのこととあります。大分県では、県内市町村との緊密な連携や、創業準備者・希望者を支援する人の積極的な養成

に力を入れており、その結果、初年度の実績は513件と、年間目標の500件を上回るペースで支援を進めておられます。そこで、本県の創業支援の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 創業支援の取り組みにつきましては、商工会等を通じて、創業の際の資金調達や事業計画策定の相談に応じますとともに、インキュベーション機能を有するオフィスの貸し出しを行っているところでございます。さらに、将来性のあるベンチャー企業の発掘・育成を図るため、宮崎商工会議所に「みやざきスタートアップセンター」を設置いたしまして、県内外の投資家、起業家による意識醸成のためのセミナーや、民間の創業支援団体と連携いたしまして、短期集中型の事業育成プログラムなどを実施しているところであります。将来、地域内の取引にとどまらず、国内外から外貨を獲得できるような大きな成長の可能性のある企業の種を見つけ、支援していくことといたしております。今後とも、このような取り組みによりまして、創業の一層の推進を図りますとともに、発展段階に応じた支援を行うことで、企業成長促進プラットフォームによる中核企業育成の取り組みにもつなげてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 同じく、中小企業の振興についてお尋ねいたします。本県は、1人当たりの県民所得が低いなど、経済基盤の脆弱さは大きな課題であります。これには、農林水産業の振興や企業誘致の取り組みとともに、高い技術力や競争力を有し、県外の大手企業などと対等に取引し、地元雇用に貢献する中核的な企業の育成が大変重要であります。その意味でも、今年度スタートした企業成長促進プラットフォーム

の役割、そして期待も大きいところでございます。そこで、企業成長促進プラットフォームにおける期待される効果と認定状況及び今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 昨年4月に、県内の産学金労官が一体となって立ち上げました企業成長促進プラットフォームにつきましては、国内外から外貨を獲得し、県内の経済循環に寄与する中核企業を育成することにより、本県経済の活性化を図るものでございます。このプラットフォームでは、今後大きな成長が見込まれる企業を「成長期待企業」として、3年間で20社程度を認定することとしておりまして、初年度である今年度は、昨年11月に8社を認定し、さらに、この3月には2回目の認定を行う予定としております。認定企業に対しましては、プラットフォーム構成機関が連携し、集中的かつ継続的な支援を行うとともに、認定が見送られた企業に対しましても、課題解決のためのフォローアップをしっかりと行っていくことといたしております。今後とも、プラットフォームの取り組みをさらに進め、本県経済を牽引する中核企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 答弁で、創業支援、種からという言葉が使われました。種から発展段階に応じた支援、まさしく地元雇用に貢献する中核的な企業の育成、企業をつくっていくというプラットフォーム、これは非常に大事な事業、大事な考えでありますので、どうかよろしく。それも県内にバランスよくというのが一番大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、本県の国際化の現状についてお尋ねいたします。先日、厚生労働省は、昨年10月末時

点の外国人労働者数が初めて100万人を突破し、前年比で約20%増加、企業に届け出を義務づけ集計を始めた2008年以来最多となったことを発表しました。伸びた要因は、働く留学生と、日本の技術を学ぶ技能実習生の急増とし、留学生は、アルバイトとして人手不足の業界やインバウンドに対応し、実習生は、農業や漁業の分野を下支えしていると分析しています。そこで、本県における外国人労働者の状況と外国人留学生の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 宮崎労働局によりますと、県内の外国人労働者の数は、平成28年10月末現在で2,602人となっており、外国人雇用状況届出制度が導入されました平成20年度と比べますと約2.2倍と、年々増加している状況でございます。また、県内の外国人留学生の数は、平成28年5月1日現在で370人であり、同じく平成20年度と比べますと約2.8倍と、こちらも大きく増加している状況でございます。

**○後藤哲朗議員** 大きく増加状況ということで、外国人留学生の就職支援についてお尋ねいたします。御案内のとおり、政府は今後、外国人労働者の受け入れ拡大の方針を掲げています。隣の県では、県と九州経済連合会が事務局となり、経済界と大学、行政で構成する外国人材活用検討チームを設置し、留学生の労働時間の制約や外国人の起業に必要な条件に関する規制緩和などの取り組みを進めております。私は、日本で高等教育を終えた留学生が、九州、本県に就職できるスキームを形成していくことも、今後大切になってくるものと思います。そこで、九州や本県で学んだ外国人留学生の就職を支援する施策が重要と考えますが、県はどのような取り組みを行っておられるのか、

商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 国内市場の縮小に伴い、企業の海外展開が求められる中で、外国人留学生等のグローバル人材の確保は、大変重要な課題であるというふうに考えております。このため、国や九州各県、経済団体が連携して、留学生の採用を検討している企業と就職したい留学生をつなぐマッチングサイトをことし1月に開設し、留学生の就職促進を図っているところでございます。また、県としましても、そのマッチングサイトの周知を図りますとともに、産学官から成る外国人留学生等就職サポート会議や就職相談窓口を設置いたしまして、支援体制を整備したところでございます。さらに、今月には、県内在住の留学生に県内企業のことを知ってもらうために、企業を訪問してもらう取り組みを行うことといたしております。今後とも、九州各県や県内の経済団体、大学等と連携しながら、留学生の県内企業への就職促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 本当に真面目といたしますか、日本、九州、宮崎で就職したいという方はいらっしゃるんですね。一人でも多くそういう夢をかなえてあげることも行政の一つの役割かなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、テーマはかわりまして、農業の振興についてお尋ねいたします。

国では、昨年末に農業競争力強化プログラムを発表しました。このプログラムは、農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要としております。そのために、

生産から流通・加工、消費にわたる生産資材価格の引き下げ、流通・加工の構造改革、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示の導入、収入保険制度の導入など、13項目について構造改革を進め、農業の競争力の強化を実現しようとしています。そして、これらの改革を着実に実現するために、農業改革8法案を今国会に提出を予定しております。そこで、農業改革8法案の国会審議が予定されるなど、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとする中、今後、本県農業をどのように導いていこうと考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県では、昨年策定しました第七次宮崎県農業・農村振興長期計画におきまして、「儲かる農業の実現」を、目指す将来像の一つとして掲げまして、生産・流通・販売などの産地改革を戦略的に推進しているところであります。そのような中、国が進めております、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工の構造改革などの視点は、農業者の所得向上を図る上で大変重要であると考えておりまして、注視しているところであります。

午前中の答弁で、宮崎牛の高い評価でありますとか、焼酎の伸び代というものを申し上げましたが、私は、本県の基幹産業である農業には、まだまだ伸び代が十分にあると考えておりますので、このような国の改革の動きもしっかり捉えながら、今後とも、農業者が夢と希望を持って農業経営に邁進していけるよう、新たな時代の変化に対応した「みやざき農業」の成長産業化にチャレンジしてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 次に、中山間地域における小規模農家への支援についてお尋ねいたします。国では、午前中の外山議員の質問、今の答弁も

そうなのですが、各施策を進めているところでもあります。県でも、今も御答弁がありましたけれども、「みやざき新農業創造プラン（第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画））」を改定し、本県農業の成長産業化を目指しているんだと。

ところで、本県は、平場から中山間地域まで変化に富んだ地域を多く有しており、規模は大きくなくとも技術の高い多様な専業農家が地域農業の担い手として営農を行っているのも事実です。こうした農家が、将来にわたって意欲と希望を持って経営を行うことができるように、地域の実情に応じたきめ細かな施策を講じますことは、私は大変重要なことだと考えます。そこで、中山間地域における小規模農家への支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 中山間地域は、国土保全や食料の供給など、多面的・公益的機能をあわせ持つ大変重要な地域であります。生産条件が厳しいこと等により、平場と比較して所得確保が難しい地域でもあります。このため県では、現在、中山間地域に暮らす青年の、「あと100万円程度の年収があれば、都会に出ている友達も帰ってくる」という話を受けて、庁内関係部局が連携して、「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」を推進しているところであります。

このプロジェクトの一環といたしまして、今回、農政水産部では、新たに中山間地域農業年収アップ支援事業により、年収アップ実践プランの策定や、その実現に必要なハウスや機械等の整備など、小規模農家の所得向上に向けた取り組みをハード・ソフト両面から支援することといたしております。県といたしましては、今後とも、地元市町村や関係団体と十分連携しな



がら、中山間地域の農家への支援に取り組んでまいります。

**○後藤哲朗議員** 日本の誇る和食は、食材の主役と脇役がそろってこそ、日本の豊かな食文化が成り立つとよく言われています。農業も地域社会も一緒だと思います。多彩な担い手がいるからこそ、豊かな農業、食文化、地域が維持できるものと思っております。大規模農家と小規模農家、これからも農業の対極は、私は間違いなく存在していくものと考えますので、小規模農家をどう守っていくのかも、政策課題として位置づけして行ってほしいと要望いたします。

次に、農業水利施設の長寿命化についてお尋ねいたします。本県の農業水利施設は、昭和初期につくられたものや、昭和40年代の高度経済成長期に集中して整備されたものが大半を占め、老朽化に伴う機能の低下が進んでおり、今後、営農への影響が懸念されております。このため、適切な維持管理を行いながら長寿命化を図り、施設を最も有効に活用するための対策が喫緊の課題となっています。そこで、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化に向けた対策について、県はどのように進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の農業水利施設は、昭和30年代から昭和40年代にかけて整備・改修されたものが多く、突発的な排水機場の停止や、用水路の漏水事故等も発生していることから、適切な補修や更新などの対策が必要な状況となっております。このため、県といたしましては、平成21年度から施設の調査を行い、対策時期などを示した機能保全計画を策定し、対策工事の実施に取り組んでいるところであります。さらに、各施設の劣化の度合いを把握するためにモニタリングを実施するとともに、

その結果を一元管理し、施設を管理する土地改良区や市町村との情報共有化に努めているところであります。今後とも、国に対して十分な予算の確保を要望いたしますとともに、関係機関と連携を図りながら、重要度の高い施設から計画的に長寿命化の対策を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** よろしくお願いたします。

続きまして、水産業の振興についてお尋ねいたします。本県水産業は、少子高齢化の進展などにより、就業者の減少が加速し、本県水産物供給機能の低下と相まって、関連産業への影響や漁村地域の経済縮小が懸念されており、本県漁業の再生、特に担い手対策は喫緊の課題となっています。そこで、県は漁業の担い手対策にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 漁業の担い手が減少している中、県では本年度、宮崎県漁村活性化推進機構を立ち上げ、漁業担い手対策の強化を図ったところであります。具体的に申し上げますと、新規就業者の確保・定着に向けて、行政、団体、漁業者等が共有する指針として「人・浜プラン」の策定を進めますとともに、来年度は、新規事業の「浜の力を育てる漁業担い手対策事業」により、就業希望者への情報提供を強化することとしております。さらに、先日、現場で活躍しております漁業者と知事との意見交換会を「漁業担い手ラウンドテーブル」として開催し、儲かる漁業の実現や新規参入者の受け入れなどについて、漁業者の生の声をお聞きしたところであります。県といたしましては、これら漁業者の意見も踏まえまして、効果的な担い手対策を推進し、水産業・漁村の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

続いて、テーマをかえまして、県土整備行政についてお伺ひいたします。

国土強靱化地域計画と県土整備行政についてお尋ねいたします。本県においては、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化の理念や国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昨年12月に「宮崎県国土強靱化地域計画」を策定されました。今後は、この国土強靱化地域計画に基づく道路や河川等の社会資本整備の推進が重要であると考えますが、その推進に必要な予算の確保に向けて、今後どのように取り組まれるのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県の国土強靱化地域計画では、例えば、中山間地域における治水対策として、宅地かさ上げなどを行う水防災事業や、災害時の緊急輸送道路となる都城志布志道路の整備などの個別具体的な事業を記載するなど、国土強靱化に向けた必要な施設整備を示したところであります。県といたしましては、この地域計画を着実に推進するために、道路や河川などの社会資本整備に必要な予算を確保することが、極めて重要な課題であると認識しております。このため、本年1月には、知事を先頭に、国へ計画の概要を説明するとともに、計画推進に必要な予算の確保について強く訴えてきたところであります。今後とも、国土強靱化地域計画に基づく社会資本の整備をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 その国土強靱化に関連して、

県土整備行政の防災・減災対策の取り組みについて、3点お尋ねいたします。

初めに、県管理橋梁の老朽化対策と耐震対策についてお尋ねします。平成28年4月現在、県管理の橋梁数は2,024橋あります。老朽化の状況については、架設後50年を超える橋梁の割合を見ますと、現在19.6%、10年後43.4%、20年後63.0%となっております。橋梁の老朽化対策は多くの予算が必要であり、大きな課題となっております。そこで、県の管理する橋梁の老朽化対策と耐震対策にはどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 橋梁の老朽化対策につきましては、その機能を長期的に維持するため、平成22年度に策定しました長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検により損傷を早期に発見し、軽微な段階から補修を行う予防保全型の維持管理を実施しているところであります。また、耐震対策につきましては、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路において取り組みを進めておりまして、平成26年度までに、単純な構造の一般橋について、落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を完了させたところであります。現在は、アーチ橋などの特殊橋の耐震化を実施しておりまして、今後、一般橋の耐震性能のさらなる向上にも取り組むこととしております。県としましては、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、引き続き計画的かつ効率的に、橋梁の老朽化対策と耐震対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、河川の管理についてお尋ねいたします。降雨による被害が局地化・集中化・激甚化する昨今において、防災及び減災の面から、日ごろからの河川における維持管理

の重要性が高まりを見せています。そこで、県管理河川の維持管理にどのように取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 河川の維持管理につきましては、防災・減災対策の面から大変重要であると認識しております。このため県では、定期的に河川巡視や施設の点検を実施し、異常がある場合には随時対応することで、適正な機能の維持に努めているところであります。例えば、堤防やゲート操作を伴う樋門等の河川管理施設については、出水期前に目視点検や動作確認を行い、ふぐあい箇所については、速やかに補修等を行っているところであります。また、河川の流れを阻害する堆積土砂につきましても、河川巡視などにより現地の状況を調査し、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところであります。今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 次に、急傾斜地崩壊対策事業の整備促進についてお尋ねします。本県には多数の土砂災害危険箇所が存在し、県民は日々、土砂災害の恐怖に脅かされております。現在、県は、ソフト面での整備として、土砂災害防止法に係る警戒区域の指定を急ピッチで進めております。しかし、同時に、県民のハード整備に対する要望も一層強くなってきており、雨季や台風時での安全で安心な暮らしを常に切望しています。そこで、県内における急傾斜地崩壊対策にどのように取り組まれておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 県内には急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所あり、このうち

保全対象人家が5戸以上の箇所や、老人福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所など、優先すべき2,680カ所を対象に整備を進めているところであり、その整備率は、昨年度末現在で29.4%となっております。しかしながら、施設整備には多くの費用と時間を要することから、県としましては、住民の早期避難を促す取り組みも大変重要であると考えておりました。国の方針に基づき、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査を平成31年度までに完了させるとともに、防災意識の向上を図るための講座を開催するなど、ソフト対策にも力を入れているところであります。今後とも、国や市町村などと連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 本県は、豊かな自然が大きな魅力の一つですが、同時に、自然災害への備えが不可欠な地域でもあります。したがって、ハード・ソフト両面から県土の強靱化を図ることが重要だと考えます。このたびの「宮崎県国土強靱化地域計画」は、地域強靱化に関する県の他の計画の指針となるべきものと、重要な位置づけがされています。県民の命と安全・安心を守るという大前提、大命題が上位計画に当たるということで、傘・アンブレラ計画とも言われます。他県では、総合計画よりも上位に持ってきているところもあります。特に、環境森林部、農政水産部、県土整備部の公共事業三部は、国土強靱化地域計画に基づく公共事業の重要性・必要性という視点で予算の獲得に臨んでほしいと思います。以上、要望です。

続きまして、教育行政についてお尋ねいたします。

まず、国が進める働き方改革に関連してお尋

ねいたします。教育現場における働き方改革は、温故知新、不易流行、そして時流として、今こそ真剣に考えないといけないのではないのでしょうか。私は、教職員がみずからキャリアアップを図り、やりがいや充実感を感じながら教育活動に専念することが大変重要だと考えますが、教育長の考えと本県の取り組みについてお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 子供たちにとりまして、学校における最大の教育環境は、教職員であります。このため、教職員がキャリアアップを図り、やりがいや充実感を持って子供たちに向き合うことは、大きな教育効果を生むことにつながり、大変重要なことであると考えます。県教育委員会では、教職員が、みずからの教職人生における将来の目標を見据えた計画をつくることや、その実現に向けて自己研さん等に励むことが大切であると考えまして、現在、キャリアデザインを描くための手引書を作成しており、今後、初任者研修や学校でのミーティング等でその活用を図ることとしております。また、教職員がやりがいや充実感を感じ、その能力を十分発揮できるよう、本県独自の「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づき、県教育委員会では、調査や提出書類等の削減、休暇取得の促進など、10項目に取り組むとともに、学校では、管理職のリーダーシップのもと、学校組織体制の改善や、行事・会議の精選等に取り組んでおります。

**○後藤哲朗議員** ぜひ、働き方改革を教育の現場で取り組んでいただきたい。先般、教育長みずから、「早く帰りなさいよ」とおっしゃっていただいたという職員もいらっしゃいましたので、よろしくお伺いいたします。

次に、学校NIE（新聞教材活用）の推進に

ついてお尋ねいたします。思考、日本語論などさまざまな分野で創造的な仕事を続け、その存在は、現在の知の巨人と称される外山滋比古さんが、昨年の11月に「新聞大学」という本を出しました。新聞には、政治・経済から社会、文学、娯楽、スポーツなど、森羅万象の情報が満載であり、外山さんが新聞を大学に見立てたのもうなずけます。

さて、次期学習指導要領の改訂案では、情報社会を生きる上で、言語能力や読解力が重要であることを強調し、語彙や表現力、多彩な知識を得られる読書の推進を、言語能力向上の柱に据えるとしています。また、文科省は、「新聞を読むことは、こうした力を養うことに効果的だ」としています。そこで、NIEなど新聞を活用した教育活動が有効だと考えますが、教育長のお考えと本県の取り組みについてお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 新聞を活用し、記事に関する意見交換や、複数の記事の読み比べを行うといった教育活動は、次期学習指導要領において重視されている思考力や判断力、表現力等の育成につながるものであり、有効な手だての一つであると考えております。県教育委員会ではこれまでも、新聞社、教育行政、学校等の代表で構成されますNIE推進協議会と連携を図り、同協議会が指定している実践指定校を中心に、新聞を活用した教育活動が効果的に行われるよう、具体的な指導・助言を行っております。また、教職員に対して、全国レベルの研究会等への参加を呼びかけたり、公開授業等を通して先進事例を広く紹介したりするなど、その普及・啓発に努めているところであります。

**○後藤哲朗議員** 実は、私、先日、横浜にある新装成った日本新聞博物館（ニュースパーク）

の館長さんから、NIEについていろんなお話を伺うことができました。時間の都合上、1点のみお話ししますと、主権者教育に非常に参考になると。それも学校図書館で生徒たちが勉強する。主権者教育に新聞、まさしくそうかなという感じがいたしました。全国各地のいろんな先進事例はありますが、今、主権者教育に新聞をという視点、切り口は大事じゃないかなと思いますので、どうかいろいろと御検討いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、警察行政であります。

質問に入ります前に、昨年の刑法犯罪の認知件数が大きく減少されましたことに、敬意と感謝の意を表します。防犯ボランティアの方々による地道なパトロール活動や防犯カメラの増加などにより、犯罪を警戒する地域社会の目が密になったことが考えられますが、私は、警察におかれての制服警察官による街頭活動の強化や防犯情報の積極的な発信など、効果的な犯罪抑止対策が功を奏したのではないかと、そのように思っております。引き続き、安全で安心な宮崎づくりのために御尽力いただきたいと思っております。

それでは、ストーカー規制法の改正についてお尋ねいたします。昨年5月に、東京都小金井市で、音楽活動をしていた女性が、ファンの男にツイッターに執拗な書き込みをされた末に、刃物で刺されて一時重体となった事件がありました。この事件のような、近年、中高生らを中心に深刻化しているインターネット上のつきまとい、「ネットストーカー」に規制の網をかけること等を目的に改正がなされたようであります。県内においても、ストーカーの相談受理件数は、平成27年が280件、28年が296件と増加しているようです。そこで、県警本部長に、ス

トーカー規制法の主な改正点と警察の対応についてお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 改正ストーカー規制法は、昨年の12月14日に公布され、一部の規定を除き、本年1月3日に施行されましたが、その主な改正点は、規制対象行為であるつきまとい等の行為の中に、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、ソーシャル・ネットワーク・サービス、いわゆるSNSを用いてメッセージを連続して送信する行為等が新たに加えられたほか、ストーカー行為罪については、告訴がなくても公訴を提起することができるようになり、罰則も引き上げられるなどされました。警察としましては、今後も、ストーカー規制法を積極的に適用するとともに、被害者等の保護対策を徹底し、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先とした対策をとってまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

最後にもう一点お伺いしたい点があります。地域総合メンテナンス業務についてであります。県では、平成27年度より、道路の巡視業務や異常時パトロール業務等を地域維持型契約方式として試行されてきました。そこで、地域総合メンテナンス業務について、これまでの試行の検証結果と本格実施に向けた見直し点等について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 道路や河川などの維持管理業務を包括して発注する地域総合メンテナンス業務につきましては、平成27年度から試行を開始し、受注者との意見交換やアンケート調査により、検証を進めてきたところであります。その結果、年間を通じて事業量が確保されたことによる新規雇用の創出や、企業間のサポート体制が確保されたことによって、

緊急対応の迅速化が図られ、県民サービスの向上などの効果が確認されたところであります。平成29年度からは、包括契約による効果をより一層向上させるため、単年度だった契約期間を2カ年として本格実施することとしております。県としましては、この制度を実施することにより、社会資本等の適切な維持管理及び地域における災害対応力の強化、さらには中長期的な担い手の育成・確保につながるものと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願います。

代表質問ということで、当局の考え方、方向性を中心に、午前中の外山会長と重ならないように質問をしてみました。長時間にわたりお時間をいただき、星原議長を初め関係各位に感謝申し上げ、傍聴席の皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時57分散会

3月2日（木）

# 平成 29 年 3 月 2 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 代表質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口でございます。会派を代表して質問をとり行います。昨日の後藤議員、そして私、きょうの午後は河野議員と延岡が続きますが、質問が県北に偏らないように、県民を代表して質問をとり行います。

私は、県議会議員になりまして、間もなく10年を迎えようとしております。激動の10年であったと言っても過言ではありません。当選直後は東国原知事が誕生して間もないころで、今では想像もつかないような宮崎県が大ブームになっており、県庁に連日観光バスが列をなして訪れ、みやざき物産館KONNEのレジに長い列ができたものでした。この本会議場の傍聴席まで、キャリーバッグを持った観光客が押し寄せるほどでした。口蹄疫、鳥インフルエンザの2つが発生、新燃岳の噴火、相次ぐ台風や自然災害等々、また、車で東九州自動車道を使って県庁まで来られるようになりました。今では北九州までつながりました。たくさんの出来事の連続でしたが、貴重な経験を重ねることもできました。

また、その間、中央では民主党政権が誕生しました。リーマンショック直後の厳しいときのスタートとなり、「コンクリートから人へ」と政策の大きな転換を図ろうとしましたが、初心

者マークの政権であった上に、経験したことのない未曾有の大激震、東日本大震災、そして東京電力福島原子力発電所の事故等々により、対応をうまく行えず、再び下野してしまいました。

そして、再び自公政権による2度目の安倍政権が誕生しました。安倍総理がアベノミクスでデフレからの脱却を強く訴え、日本経済は力強く前進していると、総理御本人は事あるごとに言われておりますが、地方や庶民には全くその実感や恩恵等は感じられません。

しかし、昨年末に野村総合研究所の発表を聞いて理解しました。その内容とは、日本の金融資産1億円以上の富裕層が2015年末に121万7,000世帯となり、この2年間で2割増しの21万世帯が新たに仲間入りしたそうです。その中には不動産などは入らず、保有する預貯金や株式、債券などの合計額から負債を差し引いた金融資産だけです。121万世帯のうち、5億円以上が7万3,000世帯、富裕層の保有資産規模は合計で272兆円となり、国家予算の3倍近くです。2年間で31兆円ふえたようです。強い者や富裕層がさらに強くなり大きくなった、それがアベノミクスであった。

この議会でも、格差拡大、貧困層の増大、子ども食堂、奨学金の返済等々、ちょっと前には質問されなかったような貧困対策が多く出されるようになりました。正規雇用は減少し、非正規雇用ばかりが増加し、奨学金も返せず、結婚することもできない若者がさらにふえています。日本は本当に幸せな国になっているのか、甚だ疑問です。

政治は、真面目に働く人、真面目に生活している人、真面目に納税する等、社会的な義務をしっかりと果たしている人々が報われる公平公

正な社会をつくらなければなりません。私は、そして我が会派の議員は、その思いをしっかりと胸に抱き、県民のために県勢の発展に尽力してまいり所存であります。

それでは、代表質問に入ります。

知事の政治姿勢について伺います。

平成29年度当初予算案、一般会計5,778億3,500万円が提示されました。重点施策として、「人口減少対策と中山間地域対策の強化」「世界ブランドのみやざきづくりの推進」「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」を掲げ、未来志向の地方創生に取り組む姿勢を示されました。人口減対策の事業や高校生の県内就職への取り組み、奨学金の返還支援に取り組む企業を支援する事業等、県民に思いがわかりやすい、本県の課題にしっかりと取り組んだ予算案だと私は思います。知事は、知事になられて6年、2期目の折り返しを迎えられました。今回の予算に込められた思いと、一つの区切りとして、任期の残り2年を迎えた知事の所感をお伺いいたします。

次に、副知事お二人にお伺いいたします。稲用副知事と内田副知事は、この3月をもちまして、河野県政を支えてきた4年の任期を終了いたします。初めての副知事2人制で、就任直後から、「2人になったからにはそれなりの実績を」という声も大きいものがありました。内田副知事におかれましては、国土交通省から初めて来ていただきました。稲用副知事と内田副知事は、御自分では、この4年間の実績についてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようござい

ます。お答えします。

任期の折り返しを迎えた今の所感についてあります。私は、口蹄疫を初めとする相次ぐ災害からの復興に一定の道筋をつけた後、復興から新たな成長へとギアを入れかえ、フードビジネスや海外への積極的な市場開拓など、新たな成長に向けた種をまいてきたところでありますが、食料品・飲料等出荷額や農業産出額の大幅な増加あるいはキャビアの海外展開を可能とするなど、これらの種はしっかりと育ち、成果を上げてきているものと考えております。

2期目におきましては、東九州自動車道を初めとする交通インフラの整備も追い風としながら、さらなる成長に向けて、産業振興戦略やグローバル戦略を策定し、これらを着実に進めていくため、官民が一体となって企業成長や人材育成に取り組むプラットフォームを構築するなど、新たな種をまいてまいりました。このようなことから、私は、県政は一步一步前に進んでいるという確かな手応えを感じているところであります。また、長年にわたる先人の御努力が今このタイミングで大きく花開き、大変よい風に恵まれているという感謝の思いも抱いているところであります。

一方、本格的な人口減少を迎える中で、地方創生を初め、中山間地域対策や医療・福祉など困難化・複雑化する課題への対応を初め、2巡目国体や国民文化祭に向けた準備の本格化、さらには、全国和牛能力共進会における3連覇への挑戦と、これを生かしたさらなるブランド確立など、取り組むべき課題は山積しております。任期の折り返しを迎えましたが、今後とも、各方面の御協力をいただきながら、直面する課題の解決はもとより、本県の未来のために今なすべきことにしっかりと取り組み、県政のさ

らなる飛躍を目指して邁進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

4年間の実績についてであります。これまでの4年間、さまざまな重要課題の解決に向けて、知事のもとに全庁を挙げて取り組んできたところであります。その中で私は、副知事就任時に知事から特に指示のありました、知事と職員の間いわば潤滑油として県庁総力戦のまとめ役を担うということ、また、関係機関等との調整役としての役割を果たすことを第一と考えてまいりました。私なりに県内外各所に出向くなど多くの声や事柄を見聞きし、それを知事や関係部長等と共有し、もろもろの課題につきまして自由闊達な議論を行いながら、さまざまな施策の構築につなげてきたところであります。

その結果、例えば、「みやざき産業振興戦略」の核となります産学金労官による「企業成長促進プラットフォーム」の設置や、産業人材育成プログラム「ひなたMBA」の開設など、庁内はもちろんであります。官民が一体となって、各種の施策を立案し推進していく機運や体制が整ってきたと感じております。また、神話や神楽など本県の誇ります文化資産が県民に再認識され、県内外に広く発信していく足がかりを築くことができたというふうに思っております。こういったことなど、「くらしの豊かさ日本一」を目指す知事の補佐役としての務めを多少なりとも果たすことができたのではないかなと思っております。以上でございます。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

4年間の実績についてであります。各種イン

フラの整備や産業振興などの取り組みを着実に進めるという私の役割を果たすため、これまで培ってきた知識や経験、ネットワークに加え、宮崎で築いた人脈も生かしながら、稲用副知事とともに知事を全力で支えてまいりました。こうした中、東九州道や港湾などのインフラ整備、農業産出額の増加あるいはスポーツランドみやざきの盛り上がりなど、これまでの長年にわたる取り組みの成果が目に見えてあらわれてきたことを大変うれしく思っております。

また、私自身、入札契約制度の見直しや景観行政の推進、宮崎キャビアのブランド確立、都市部の自治体、企業と連携した産業振興などにも携わることができました。私としては、宮崎県が未来に向かってさらに飛躍するための礎を築き上げる、その補佐役としての役割を一定程度果たすことができたのではないかと考えております。間もなく任期満了となりますが、最後までしっかりと、みずからの責務を果たしてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 どうもありがとうございました。稲用副知事におかれましては、県庁からの登用ということもありまして、また別の意味のプレッシャーがあったかもしれません。しかし、うらやましいなと思ったのは、大変忙しい中であっても歌集を出されるとか、そういうこともありまして、時間があれば、ひとつ4年間の思いを歌ってもらいたところでしたが、きょうは遠慮させていただきます。

また、内田副知事におかれましては、先ほど、私、冒頭に言いましたが、県庁まで車で来られるぐらい高速道路も進んでまいりましたし、北九州までつながりました。まだ県南地区のほうが残っておりますけれども、非常に高速

道路が前進したことは、心から感謝申し上げたいと思っております。

思い出しますのは、ちょうど4年前のこの議場で、「所沢出身で宮崎は縁がないと思っていた。しかし、実は調べてみると、牧水のおじいさんの出身地が所沢であるということで、宮崎と縁があるんだということがわかった」と言われたことが思い出されました。そういう意味では、また今度は多分国土交通省に戻られるんでしょうけれども、引き続き宮崎のことはいつまでも思い続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。次期副知事の人選について、知事にお伺いいたします。これまでどおりだとすると、県内からと中央からの副知事をお迎えすることになると思います。中央からは、自治省、総務省と続いていましたが、農水省からは牧元副知事、その後には国土交通省から内田副知事に来ていただいております。知事の御出身の総務省はお二人続けて外れています。農水省は口蹄疫からの復興・再生、国土交通省からは本県のおくれている高速道路を初めとする交通インフラ整備の促進を後押ししてもらいたいとの思いがあったものと思います。

新年度を迎えるに当たり、知事の政策を推進、サポートする、県内の自治体や各団体との調整等々、期待することはたくさんあると思います。次期副知事の人選について、河野知事はどのようにお考えか、何を期待しているのかお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県におきましては、人口減少問題や中山間地域対策の強化、さらには、成長産業の育成加速化と新たな産業づくりなど、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を引き続き推進し、未来志向の地方

創生に積極的に取り組むこととしております。

このような中、2人の副知事には、知事を補佐し、また、職員の先頭に立って、さまざまな施策の推進に当たっての政策的な判断や主要なプロジェクトを企画立案する、さらには、関係団体、関係機関との調整に当たるという大変重要な役割を担っていただくこととなります。

したがいまして、企画力や調整力はもちろん、県政全般を見渡せる広い視野と豊かな経験を有し、そういった能力・経験を最大限に生かしていただくとともに、何よりも宮崎県のため、県民のためということで、県政の推進に尽力するという気持ちを私と共有できる、そのような人がふさわしいというふうに考えております。

**○田口雄二議員** 成長産業の育成加速化や新たな産業づくりなど、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を推進するには、私個人としては、経済産業省あたりから来ていただいたら、企業立地等にもいいのかなと思っておりますが、それを今お聞きしても知事が答えられるわけありませんので、あえて聞きませんが、知事が今言われました、宮崎県のため、県民のために、県政の推進に尽力する方を御提案されるものと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、国体の施設整備について伺います。現在、県有スポーツ施設が全て宮崎市内に存在する中で、2026年に本県で開催予定の2巡目国体の施設整備が検討されています。開会式などのメイン会場となる陸上競技場と体育館、プールの3施設ですが、昨日の質問で大まかな基本方針を伺いましたが、再度知事に、県有主要3施設についてどのような方向性で整備を進めていくのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 3つの県有主要体育施設の整備に当たりましては、国体や全国障害者スポーツ大会の円滑な開催はもちろんのこと、大会終了後も、スポーツランドみやぎの中核的な施設として、本県スポーツのさらなる発展や地域の活性化に結びつけていくことが重要であると考えております。現在、3つの県有主要体育施設の整備候補地につきまして、そのような認識のもとで、機能性や安全性、将来性、さらには、建設費や維持費などの経済性も総合的に勘案しまして、それぞれ2カ所ずつを整備候補地としているところであります。

今後、財政負担をできるだけ抑えつつ、どの場所で、どのような整備を行うことが、こうした国体などの大会の成功とともに、本県の将来の地域振興により高い効果を与えることができるのかなど、県議会や関係市、競技団体等の御意見を伺いながら、丁寧に比較検討を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県民共有の財産である県有スポーツ施設の均衡配備は、これまで大きな課題でありましたが、依然全ての施設は宮崎市内にあります。しかし、高速道路の整備も進んできたことにより、本県も時間距離の短縮が図られ、大規模な大会の分散開催も可能な状況になってきました。昨日の答弁では、体育館に関しては、宮崎市と延岡市の2カ所に絞り込まれたこととお聞きしました。各競技団体のヒアリングでも、さまざまな要因から、宮崎市内の整備が望ましいとの意見であることもお聞きしています。当然、今あるところで40年近く運用してきましたので、余り遠くに行きたくないというのわかります。

宮崎市近辺を県央地区と言いますが、宮崎県は南北に長く、地図を2つに折りますとよくわ

かるのですが、真ん中は児湯郡あたりになります。つまり、スポーツ施設、またはそれ以外の県有施設も、本県の南に偏っています。県有体育館は1カ所だけしか考えられないのか、財政が厳しいことは承知しながら伺いますが、県有体育館をスポーツ施設の均衡ある配置の面から2カ所に整備できないものか、知事にお伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 3つの主要体育施設のうち、体育館につきましては、例えば市町村でも非常に立派な施設ができているところでありまして、県の体育館とこういう市町村の体育館がどういう機能分担、役割分担をするのか、ここもじっくり見きわめていく必要があるかと考えておりますが、厳しい財政状況を踏まえると、2カ所、県有施設で整備することは大変難しいのではないかと考えております。

○田口雄二議員 全ての県有スポーツ施設が宮崎市にあり、また一番財政力のある宮崎市が県と市の県内一すばらしい施設を2つずつ有しています。プロ野球の3チームがキャンプできるスタジアムが3つもあり、Jリーグのキャンプやプロ・アマの各スポーツ等々、一体何チーム来ているのかわからないほどです。

昨年、国体を実施された岩手県は、県庁所在地の盛岡市ではなく、北上市営の北上総合運動公園陸上競技場をメイン会場として、国体の総合開会式及び陸上競技場として使用しています。そこで、体育館は、宮崎市と協議しながら、宮崎市営としてお願いできないものか、県有体育館は宮崎市以外にという選択はできないものか、御検討願いたいのですが。そこで、教育長に、県央部に体育館を建設するのであれば、地元自治体と協力しながら建設する考えはないか、お伺いたします。

○**教育長（四本 孝君）** 国体開催に向けた県有主要体育施設の整備につきましては、多額の費用が必要であり、県の厳しい財政状況を踏まえますと、国の補助金等の活用はもちろん、地元自治体や民間との連携・協力について、さまざまな方法を検討していく必要があると考えております。現在、体育館につきましては、宮崎市錦本町の県有グラウンドと延岡市民体育館敷地を整備候補地としておりますが、今後、地元自治体や競技団体等の御意見を伺いながら、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 財政が厳しいのであれば、今ある施設の活用も考えるべきで、何も県有施設にこだわることはないのではないかと私は思います。

次に、国体関連の施設整備費用の確保は、現段階でどのような取り組みを行っているのか、総務部長に伺います。

○**総務部長（桑山秀彦君）** 国体関連施設の整備につきましては、現在、検討中でありまして、その整備費用を現時点で見込むことはできませんけれども、通常、施設整備に要する経費については、まずは国などの補助金や交付金を充てて、その残りの県費負担分について、県債の発行と一般財源で賄うということになります。

大規模施設の整備に必要な財源につきましては、県有施設維持整備基金を活用することになります。今後、国体関連施設の整備のほか、公共施設の老朽化対策にも多額の費用が見込まれますことから、長期的には基金の額が不足することも予想されます。こうしたことから、今議会に提出しております2月補正予算におきまして、歳出予算が減額となったことにより確保

された一般財源のうち、40億円を基金に積み立てることとしております。この結果、平成29年度当初予算編成後の基金残高は232億円程度となる見込みではありますが、今後とも、さらなる積み増しを行っていく必要があると考えております。

○**田口雄二議員** 体育館を県内2カ所につくれるほどの基金の積み増しを、よろしく願いいたします。

次に、県内就職率アップの政策を各部各課で検討していただいている中、2016年度の県庁職員採用試験の競争倍率が大幅にダウンしました。4.7倍となり、平成になって最低となり、採用が定員に達しなかった技術系職もいます。県職員は高い能力を持った高学歴集団であり、シンクタンクでもあります。その優秀な人材が民間でも県内にいるのであれば、まだまだいいのですが、県外に流れていくのは問題です。県庁に魅力が感じられなくなったら、さらに問題ですが、競争倍率の今年度の状況を人事委員長にお伺いいたします。

○**人事委員長（村社秀継君）** 今年度の県職員採用試験は、お話にありましたように、大学卒業程度全体の競争倍率が4.7倍となっております。平成以降では最低となっているところでございます。この要因には、少子化の中、民間企業の採用意欲が強く、選考時期が早まったことや、国や市町村との人材獲得面での競合等もあるものと思っております。このため、今年度から関係部局との検討会を設け、受験者の動向等を共有しながら、例えば大学の説明会や採用案内の作成など、関係部局にも啓発・広報の一翼を積極的に担っていただいているところであります。

加えて、特に倍率の低い土木や建築等いわゆ

る技術系職種につきましては、来年度から大卒程度等の試験を、専門分野をより重視した受験しやすい内容に見直すとともに、若手職員が県庁を希望する学生等の相談に応じる仕組みを創設したところでございます。今後とも、関係部局と危機感を共有し、連携を一層強化しながら、県職員の仕事の魅力ややりがいを積極的に発信していくことにより、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 引き続き、警察官の採用試験の状況と対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 今年度の警察官採用試験にありましては、全体の競争倍率が4.4倍となっており、ここ5年間で1.5ポイント下がっております。特に、大学卒業もしくは卒業見込み者を対象とした男性警察官Aの受験者が5年間で約半分となるなど、非常に厳しい情勢であります。

このため、採用試験の受験資格を見直し、受験対象年齢を引き上げたり、来年度から身長・体重の基準を撤廃するほか、従来からの警察学校での体験型就職説明会の開催や、県内外の大学、高校、専門学校に対する募集活動なども積極的に推進しているところであります。また、新たな取り組みとして、採用パンフレットの刷新や採用PR動画の制作など、若い世代に対する効果的な情報発信を行い、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 引き続き、教員採用試験の状況、そして対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 今年度の教員採用選考試験の競争倍率につきましては、全体で5.9倍

となっておりまして、昨年度と比べて1.3ポイント下がっております。これは採用予定者数の増加が主な要因となっておりまして、ここ数年、志願者数に大きな変化はないところであります。

県教育委員会では、優秀な人材を採用するために、教員を志望する学生に対して、教員の職務を体験するスクールトライアル事業や、臨時的任用講師等を対象に、教員としての実践力を高める宮崎教師道場を開催しております。また、教員採用選考試験では、年齢制限を設けないスポーツの分野や他県現職教員等の特別選考試験などにも取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 教員採用の競争倍率はそれほど心配要らないようですが、県職員は技術系の人材が枯渇しないように御尽力をお願いいたします。

警察官に関しては、大卒関連が対象の男性警察官Aの受験者が5年間で半分になったというのは深刻です。今伺った警察学校での体験型就職説明会の取り組みは平成20年からやっているようですので、その間に大きくダウンしています。対策を再構築しなければならないのではないかと思います。

それでは、知事に伺いますが、先ほど申しましたように、県庁はまさに県のシンクタンクでなければなりません。また、警察官には県民の安心・安全の提供が求められています。県庁や関係部局に人材が集まらなくなるようなことがあってはなりません。これらの状況をお聞きになったの、知事の職員採用の現状に対する認識と今後の人材確保に向けたお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 人材の確保は、県政の推進をしていく上で、その根幹にかかわる最も重

要なテーマであるというふうに考えております。近年の採用試験における競争倍率の低下や技術職の採用予定数の確保が厳しい状況にあることにつきましては、担当部局からもたびたび状況を聞いているところでありますが、大変危惧しているところであります。

人口減少、グローバル化や危機事象への対応といった喫緊の課題を抱える中で、県政の推進に当たりましては、社会経済情勢の変化というものを的確に捉え、明確な目的意識を持って、困難な課題に積極果敢に挑戦する人材というのが必要不可欠であると考えております。特に県庁職員というのは、県庁という組織を運営することにとどまらず、県政全体の一つのコントロールタワーとして大変重要な役割を果たすわけでありまして、しっかりとした人材を確保してまいりたいと考えております。

今後とも、人事委員会や関係部局と連携を図りながら、より積極的な採用活動を展開しますとともに、職員が仕事に誇りや意欲を持ち、県政への貢献が実感できるような魅力ある職場づくりにも努める、これも大変重要であるというふうに考えておまして、本県の将来、「みやぎ新時代」を担う人材をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

なお、今月5日には、平成30年度の採用に向けた就職ガイダンスを予定しておまして、私自身もそこに出席し、直接その場で県の業務の魅力ややりがいについて、特に国家公務員を経験した中での地方自治体で働く意義、やりがいということをしつかりとアピールして、伝えてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今、知事が言われました就職ガイダンスは、350名ほどの参加のようですが、知事自身が出席するのは初めてだとお聞きしま

した。それだけ危機感を持っていると理解していいのかなと思っています。しっかりとアピールをしてきていただきたいと思います。

次に、総合交通対策について質問いたします。

国道10号の土々呂地区の渋滞解消のためにつくられた延岡南道路が、利用料が高額なため利用者が少なく、本来の目的をかなえることができませんでした。平成2年の完成以来、値下げの要望を国に訴えてまいりましたが、なかなか応じてもらえませんでした。

九州中央3県議員連盟の本県の県北の議員団で要望に上京したところ、2月6日に石井啓一国土交通大臣より、思いがけない返事をいただきました。「状況を重く受けとめ、料金水準や区分を見直す方向で事務方に指示する」というものでした。もちろん、金額や時期が明確になっているわけではありませんが、本県の物流や観光、そして企業立地の面からも、大変大きな前進となりました。知事もこの値下げにはこれまで御尽力いただきましたが、国土交通大臣が延岡南道路の料金体系の見直しを指示したことについて、どのような感想をお持ちか伺いたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 延岡南道路に関しましては、料金体系の見直しを含め、さまざまな課題を抱えており、これまでも、国への要望活動など取り組みを進めてきたところでありまして、このたび、国土交通大臣が料金水準や区分を見直す方向で指示されたことは、大変うれしく受けとめているところであります。

一方で、延岡南道路に関するさまざまな課題、料金の問題だけではない、ほかにも2つ重要な課題があるというふうに考えております。

1点目が、周辺の住宅地に大型車が流入するな



どのネットワーク上の課題でありまして、広域的な検討を国にお願いしているところであります。2点目は、生活道路における交通安全対策であります。県と延岡市が重点的に取り組むこととしております。

県としましては、引き続き、国や延岡市との連携を図りながら、延岡南道路とその周辺地域が抱えます、こうした課題解決に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 実は、石井国土交通大臣に会う前に要望した道路局の幹部は、値下げにはかなり厳しいとの見解でしたので、やはり難しいのかなと思っておりましたが、ちょっと気持ちがあえかけていたときに、大臣からの「事務方への値下げの指示」という回答は、大変うれしく、喜びもひとしおでありました。長年にわたって御尽力いただきました関係者の皆さんに、心から感謝を申し上げます。

次の質問に入ります。J R九州が国鉄民営化30年目の昨年10月に、東京証券取引所への上場を果たしました。J R 6社のうち、東日本、西日本、東海に次いで4社目となります。しかし、これまでの3社とは大きな違いがあります。東海道新幹線や山手線などのドル箱がない、旅客部分が脆弱なJ R九州の上場です。

J R九州はこれまで、不動産やホテル事業、農業、飲食等々の事業の多角化や海外戦略にも取り組み、鉄道以外の売り上げは6割以上になっています。株式上場は最終の目的ではなく、まさにこれからが正念場となります。コスト削減は待ったなしの状況となりました。九州内の567駅のうち、291駅が既に無人化されており、既に半数を超えており、さらに加速されることが予想されます。そして、11月議会で我が

会派の太田議員が、4両編成特急のワンマン化を危惧する質問をいたしました。既にこの3月から実施することとなりました。

上場後は株主からの要望が強くなってくるのは当然で、事業の見直しを求められ、改善の見込みがないところは廃線という最悪の結論に至らないようにしなければなりません。来年度予算においても、「地域鉄道維持・活性化支援事業」が予定はされていますが、J R九州の株式上場を背景に、利用状況の厳しい県内の路線維持を図るため、一層の利用促進を図らなければなりません。その取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 県内の鉄道は、地域の大切な交通手段であり、また、観光を初め地域産業を支える重要な基盤であります。これまでも、国やJ R九州に対し、その維持・充実を官民挙げて要望するほか、利便性向上を図るため、J R九州が行います、例えば南宮崎駅や日向市駅等のバリアフリー化などを、関係自治体と連携して支援してきたところであります。

また、路線の維持のためには、何よりも「地域がみずから乗って残す」という活動を盛り上げ、利用促進を図っていくことが重要であります。日南線、吉都線については、沿線自治体で構成します利用促進協議会等の地域の活動を支援しております。日豊本線につきましても、今後、関係市・町と連携した取り組みの強化を検討してまいりたいと考えております。

さらに、J R九州におきましても、例えば日向一別府間で平成27年8月より新たに「割引きっぷ」を開始されたほか、焼酎列車を運行するなど、利用促進に取り組まれているところであります。今後とも、沿線自治体やJ R九州と

しっかりと連携しまして、関係者で一緒に知恵を絞りながら、さらなる利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 路線廃止の件は、県内においては吉都線、日南線は大丈夫かと、まず頭に浮かびます。国鉄時代の妻線や高千穂線が廃止や第三セクター化された歴史もありますが、日豊本線ものんびりしてははいられないのではないのでしょうか、心配です。南宮崎駅から都城間と延岡駅と佐伯駅間の利用者は極端に少なくなります。東九州道が整備されたことは大変ありがたいことですが、JRとの共存が難しくなりつつあります。延岡―佐伯間の東九州道と日南線と並行する現在建設中の東九州道は、ともに無料です。利用促進に向けて地元自治体と連携し、毎日が日曜日の時間とお金の余裕のある人が相互に行きたくなるような企画も、JR九州と協議していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、宮崎空港は、羽田や大阪、福岡などの国内のハブ空港とつながる路線は充実していますが、地方路線が次々となくなりました。四国や中国地方へは直接行くことはできなくなりました。しかし、宮崎空港から、韓国のソウル、台湾の台北、そして香港の3つの海外とつながっています。これまでの福岡空港まで行ってという時代から比べると、大変便利になっています。

この海外航路は順調に推移してきたように見えますが、昨年熊本地震で大きな影響が出てしまいました。熊本地震から時間もたち、復旧も進んでおり、少しずつ好転しているのではないかと考えています。東アジア戦略の面からも大変重要な宮崎空港を発着する海外路線と、LCC（ローコストキャリア）が就航している関

西線の利用状況を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 宮崎空港の国際定期路線の利用状況につきましては、お話にありましたように、昨年4月の熊本地震後に、路線によりましては搭乗率が50%を切るなど、大変厳しい状況になりました。

このため、昨年9月議会において議決いただきました、グループ旅行支援やパスポート取得支援等の県民の利用促進事業、また、商工観光労働部と連携しまして、旅行会社とタイアップしたPRなど、インバウンド対策に積極的に取り組んでまいりました。その結果、昨年11月から1月までの3カ月間の平均搭乗率は、ソウル線が76.0%、台北線が70.5%、香港線が74.2%と、全路線とも改善が見られております。一方で、月ごとの変動も大きく、いまだ予断を許さない状況にあると認識しておりまして、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

また、LCCが就航している関西線につきましては、平成27年8月の就航から現在までの搭乗率が83.4%と、堅調に推移していると考えております。

**○田口雄二議員** 国際定期路線は少しずつ回復してきているようです。LCCは高い搭乗率ではあります。しかし、もともと低価格でぎりぎりのところでやっているのです、高い搭乗率は維持しなければなりません。

次の質問ですが、本県の国際化や東アジア戦略のためにも、航空路線の維持・充実は欠かせませんが、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 海外との交流を拡大し、本県経済の発展、国際化を推進するためには、国際航空ネットワークの維持・充実

を図ることが極めて重要であります。このことから、国際定期路線を運航する各航空会社本社に対する路線の維持・充実についての働きかけや、アウトバウンド、インバウンド双方向での利用促進事業に取り組んでおります。

また、さまざまな交流の推進が必要でありますことから、県議会日台友好議員連盟や経済界の皆様など、多くの方々に御尽力をいただいているところであり、先般、その成果として、さらなる交流拡大に向けて、台湾の新竹県と本県との交流協定を締結したところであります。

また、海外からのさらなる誘客も視野に入れ、関西線に就航しているLCCの増便や、成田線へのLCCの誘致に向けて、航空会社等の本社を訪問し、強く働きかけを行っているところでございます。今後とも、各機関と連携し、利用促進事業や要望活動等、交流拡大に向けてしっかりと取り組みまして、路線の維持・充実に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

本県の東九州道に関連して、明るいニュースが続いています。先ほどの延岡南道路の値下げ指示、そして今月の25日には門川南スマートインターチェンジの開通、川南パーキングエリア内に現在ガソリンスタンドを建設中で、秋ごろにセルフサービス方式でオープン予定です。また、川南パーキングエリアに隣接する町有地にレストランや物販施設などの設置を川南町が検討しているようです。国交省の高速道路の休憩施設を地域の核とするためのモデル箇所、川南パーキングエリアが選定されました。地域の活性化につながる施設になってほしいものです。

そして、暫定2車線の安心・安全の課題で

あった反対車線への飛び出しの防止に、明るいニュースが入りました。国交省は、暫定2車線区間のセンターライン上にあるラバーポールにかわり、正面衝突事故を防止するためのワイヤロープを全国約100キロメートルに設置し、効果や課題を検証することになりました。

現在、高速道路は全国で9,322キロメートルあり、そのうちの2,538キロメートルが暫定2車線区間で、さらに1,700キロメートルがラバーポール区間です。県内でも大きな事故が発生するたびに、その対策が叫ばれてきました。昨日、設置区間に関しまして、NEXCOWestからプレスリリースされ、報道されましたが、改めて、本県の暫定2車線区間におけるワイヤロープの試行設置はどのような状況になっているのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長(東 憲之介君)** 暫定2車線区間におけるワイヤロープの設置など、安全対策の充実につきましては、本県におきましても喫緊の課題であり、これまでも国への要望を重ねてきたところであります。このような中、昨年12月に、国土交通省が、命を守る緊急対策として、ラバーポールにかえてワイヤロープを試行設置することによる安全対策の検証を、ことしの春から行うことを発表されたところであります。

対象となる路線は、高速道路会社が管理する高速道路のうち、死亡事故の割合が高い東九州自動車道など、全国で12路線が選定されたところであり、本県区間におきましては、門川インターチェンジー日向インターチェンジ間の3キロメートル、西都インターチェンジー宮崎西インターチェンジ間の8.6キロメートルにおいて、4月から順次設置を開始する予定であることが、昨日、西日本高速道路株式会社から発表さ

れたところであります。

**○田口雄二議員** 県内で11.6キロが設置されることとなりましたので、非常に喜ばしいことだと思っておりますが、実は、私たちの会派は昨年、北海道に調査で伺い、道央自動車道を利用したとき、このワイヤロープを拝見しました。このワイヤロープの見た目は、かなり細いワイヤでできており、支えるポールも一見貧弱そうに見えますが、うまくガードしてくれるのか不安になります。このワイヤロープの試行設置により、正面衝突事故を防止することが期待できるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** ワイヤロープは、中央分離帯のない2車線道路の正面衝突事故対策として開発されたものでありまして、御質問にありましたが、北海道の道央自動車道など、中央帯の幅員が十分確保されている2車線区間において、平成24年度からワイヤロープの試行設置が行われたところであります。その結果、これまでに3件の接触事故がありました。いずれも反対車線への飛び出し等はなかったとお聞きしております。県としましては、正面衝突事故の防止につながるものではないかと期待しているところであります。

しかしながら、今回の試行設置は、東九州自動車道などの暫定2車線区間を対象としておりまして、道央自動車道よりも狭い幅員の中で実施することになるため、試行設置後は、正面衝突事故の防止効果はもちろん、走行性、維持管理、非常時の緊急対応など、多面的な検証が必要であると伺っております。

**○田口雄二議員** 見た目以上にブロック力があることがわかりました。ありがとうございます。ただ、これは、トンネル内や橋梁内はさらに幅員が狭くなるようで、まだまだ改良の余地

があるようです。実証実験のデータを積み重ねて、暫定2車線全域に設置していただき、安全性を高めるようお願いしたいものです。

次に、県内の重要港湾3港に関して伺います。17万トン級のクルーズ船がたびたび入港して、大量の観光客が下船してバスで繰り出すシーンがニュースで流される油津港、重点港湾に指定され、新たな防波堤が設置され、また2基目のガントリークレーンも設置され、コンテナとばら積みのバルク貨物のすみ分けの基盤整備も進み、利便性が向上している細島港等々、重要港湾の整備が進んでいます。そこで、県内の重要港湾3港の県が実施する主な整備について、現状と今後の取り組みを、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** まず、細島港であります。船舶の安全な航行の確保や、津波に対する粘り強い構造とするための防波堤の整備などに取り組んでいるところであります。今後は、昨年度改定しました港湾計画に基づく施設の早期事業化にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宮崎港では、津波発生時に利用者が避難するための高台を今年度、東地区に2カ所完成させ、一ツ葉地区におきましても、平成30年度までに1カ所整備することとしております。

油津港では、今年度、東地区の防波堤が完成いたしますが、大規模地震に対応するため、同地区の第10号岸壁の耐震化に着手したところであります。また、22万トン級クルーズ船の受け入れについても取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、これら3つの重要港湾が、安全で利便性が高く、地域活性化に貢献できるよう、より一層の機能充実に取り組んでまいりたいと

存じます。

○**田口雄二議員** 利便性や安全性も高まって、それぞれ使い勝手のいい港になりつつありますが、重要港湾3港の平成27年の取扱貨物の状況について、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 平成27年の各港湾の取扱貨物の状況であります。細島港におきましては、取扱貨物量は約430万トンで、主な品目といたしましては、港湾背後の企業で使用される金属鉱、石炭、化学工業品などが取り扱われております。

宮崎港におきましては、取扱貨物量は約730万トンで、その約75%はフェリー貨物が占めまして、主なものは農畜産物となっております。

油津港におきましては、取扱貨物量は約160万トンで、主に製紙会社の木材チップや紙製品などが取り扱われております。

○**田口雄二議員** 量的にはいずれも横ばいのようなのですが、港の利便性がさらによくなれば、取扱貨物もふえてくるものと期待いたします。

次に、クルーズ船について伺います。2015年の中国の皆さんは、日本人の総数と変わらぬ約1億2,000万人が海外に出かけ、約24兆円近くを海外で使ったようです。さすがに爆買いはその後、少なくなりつつありますが、海外への熱は依然高いようです。その中でもクルーズ船の人気は非常に高いようで、家族連れや高齢者も、のんびりと海外を楽しめる手段として選択されているようです。日本では、クルーズ船といえば、クイーン・エリザベス2世号の豪華な旅を想像したりしますが、中国では、飛行機で日本に来るより、クルーズ船だと約半額で来られる格安な旅になるようです。

ここに来て、中国国内の経済の低迷から、さらに格安で近場をクルーズ船で海外へという需

要が高まっているようです。中国国内にクルーズ船の拠点が続々誕生しており、西欧の企業も参入し、かなり過熱してきています。今後、日本への寄港もかなり増加してくるのではないかと想像されます。本県におけるクルーズ船の最近の寄港実績と本年の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○**商工観光労働部長(中田哲朗君)** 本県におけるクルーズ船の平成28年の寄港実績につきましては、細島港、宮崎港、油津港の3港で合わせて30回であり、このうち21回は、外国の船会社が運航するクルーズ船となっております。

ことしの見通しといたしましては、昨年と同程度の寄港回数になると考えておりますが、これまでほとんど寄港実績のなかった欧米の富裕層をターゲットとしたクルーズ船の予約も入ってきておりますので、今後、客層や周遊先などに広がりが出てくるのではないかと期待しているところでございます。

○**田口雄二議員** 油津港と細島港は、工業港です。当然ですが、貨物の取り扱いが優先されます。ただ、先ほどの油津港の整備の件では、22万トン級のクルーズ船の受け入れにも取り組みたいと県土整備部長が答えられましたが、早々に取り組んでいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

次に、医療福祉行政について質問いたします。

日本産婦人科医会は、昨年1月時点で、産婦人科医が、全国で前年より22名減って1万1,461名になったと公表しています。前年より医師数が減少するのは2009年以来で、産婦人科医を希望する新人医師が減少していることが要因と、日本産婦人科医会は分析しています。

本県でも、もともと医師の偏在で大変厳しい

医療環境のところが多く存在していますが、先日は、小林市で産婦人科医が一人もいなくなったことが報道されていました。出産等は時間が不規則で、拘束時間も長時間にわたり、医療訴訟も多く、また少子化で経営の面からも敬遠されがちになっています。

宮崎市夜間急病センターの小児科を運営する宮崎市郡医師会が、2020年度を最後に午後11時から翌朝までの深夜帯の運営を撤退の意向を伝える報道を、先日拝見しました。他の地域から見るとうらやましいような医療環境の県央部でも、小児科医の高齢化が進み、当直体制が維持できなくなっていることが原因です。そこで、本県の産婦人科医と小児科医の現状とその確保の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 2年に一度行われます国の医師等の調査によりますと、平成26年12月末現在で、本県の産科医数は106人となっておりまして、10年前の平成16年の124人と比較すると、18人減少となっております。また、人口10万人当たりで見ますと、本県9.5人ということになっておりまして、全国の8.7人を上回っているものの、その差は年々縮小してきております。また、小児科医の数は132人となっておりまして、10年前の平成16年の129人と比較すると、3人増加しておりますが、これも人口10万人当たりで見ると、11.8人となっております、全国の13.8人を下回るなど、厳しい状況にあります。

このため、県におきましては、医師修学資金貸与制度における返還免除の対象診療科に産科や小児科を含めるとともに、産科医の処遇改善策といたしまして、分娩を取り扱う医療機関への分娩手当の一部助成や、小児科専門医を目指

す——若い医師ですが——後期研修医への研修資金の貸与を行っているところであります。

また、関係市町村と構成いたします医師確保対策推進協議会におきましては、日本産科・婦人科学会や日本小児科学会等へのブース出展等を行いまして、県外からの医師招聘に努めているところであります。

**○田口雄二議員** 産科医は全国平均を上回っているようですが、減少しております。小児科医は若干増加していますが、全国平均を下回っています。高齢化も進み、小児夜間救急体制を維持することが厳しくなる地域が出てきています。また、小児科医は女性の比率が高く、出産や育児等で現場を離れなくてはならないことが多く、実際にはもっと厳しい状況ではないかと想像されます。さらなる医師確保に御尽力をよろしくお願いたします。

次に、同じく本県の医療現場の看護師の現状とその確保のための取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 看護師等の現状でございます。平成26年12月末現在で、県内で業務に従事している看護師数は1万2,865人で、人口10万人当たりでは全国7位、また、准看護師数は6,774人で全国2位となっておりますが、それでも医療機関におきましては、育児休業等の代替看護師の確保が困難な例も多いと聞いているところであります。

このため県では、新卒看護師の県内定着を図るため、看護学生への修学資金の貸与や、看護師等養成所に対する県内就職率に応じた運営支援を行うほか、病院内保育所の運営支援や潜在看護師の復職支援等を行っているところでございますけれども、今後とも、看護師の確保・定着に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと

考えております。

**○田口雄二議員** 私の認識違いで、看護師も厳しい状況を想定していましたが、それよりはいい内容でございました。ただ、看護師も医師同様に偏在が問題です。今議会に提案されている県立看護大学の中期目標では、平成25年度から27年度の県内就職率が40.8%であるのを、平成35年度までに毎年度50%の数値目標が掲げられています。高い能力を持った看護師の確保を、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、高齢化が進み、全国的に救急出動が増加し続けており、各消防局はその対応に追われています。本県においては、西臼杵に一昨年4月に救急体制が新設されるなど明るい話題はありましたが、救急出動が増加しているのではないかと思います。本県における救急出動件数と救急搬送の傷病程度の状況を、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 本県の救急出動件数でございますが、増加傾向にありまして、平成27年は過去最多の4万4,089件となっております。これを5年前の平成22年と比較しますと、5,239件、13.5%の増となっております。

また、平成27年の救急搬送における傷病程度の状況につきましては、搬送された傷病者の初診時の診断による区分でございますが、3週間以上の入院加療を必要とする重症が19.1%、入院を必要とするもので重症に至らない中等症が41.1%、入院加療を必要としない軽症が37.7%となっております。近年は同様の傾向にあります。

**○田口雄二議員** 平成27年で過去最多で、5年間で5,200件以上も増加、そのうち4割弱が軽症であるということです。タクシーがわりに呼んでいるとよく言われたりもしますが、高齢者が

頼る人もなく、不安になって119番通報をしていることも予想されます。

ここで全国的に問題になっているのが、119番通報で出動した救急車が誰も運ばずに引き返す不搬送が激増していることです。救急隊員の応急手当てで済んだ現場処置は2割近くですが、搬送拒否が3割以上もあるようです。救急車は限られた台数で運用しており、本当に重症で救急搬送が必要な人に支障が出ては困ります。本県における救急出動での不搬送件数の状況とその要因について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 本県の救急出動での不搬送につきましては、平成27年で4,483件と、出動件数全体の10.2%を占めております。また、平成23年から27年までの5年間で見ましても、4,400件前後で推移しており、全体に占める割合も10%程度となっております。

次に、不搬送の理由で多いものですが、救急隊の応急処置により搬送に至らなかったものが43.4%、救急隊到着時に死亡していたものが16.3%、通報はあったが、現場で本人またはその家族等が搬送を拒否したものが13%、傷病の程度が軽く、緊急に搬送する必要がなかったものが12.4%となっております。

**○田口雄二議員** 本県は、救急車での不搬送は横ばいのようなのですが、それでも1割の4,400件近くが不搬送です。救急車は限られた台数で運用しており、本当に重症で救急搬送が必要な人に支障が出ては困ります。以前から、海外では多くの国で実施されている救急車の有料化を、本当に検討していかなければならない状況になりつつあるのではないかと考えております。

同じ救急の世界のドクターヘリについて伺います。全国で29番目、34機目として平成24年4月18日に導入され、間もなく5年を迎えようと

しています。救命救急医療の場面や医療格差の是正に大きく貢献していただいております。私が住んでいます延岡市においても、よく県立延岡病院の救命救急センターのヘリポートに飛来し、患者を搬送する状況を見て、いつも頼もしく思っているところです。意外に身近な人から、「この前、ドクターヘリにお世話になった。おかげで助かった」と、感謝の言葉を言われたりしております。最近のドクターヘリの運航状況と県内各地の出動状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） ドクターヘリの運航状況についてであります。平成26年度が470件、平成27年度が473件と、ほぼ横ばいで推移しております。また、県内各地への出動状況につきましては、平成27年度の出動件数473件のうち、県央地域が139件、県北地域が135件、県西地域が126件、県南地域が73件となっております。

○田口雄二議員 このところの出動は470件ほどで横ばいですが、県内各地にくまなく出動しているようです。

次に、ドクターヘリの補完的役割を担うドクターカーについて伺います。平成26年4月に県立宮崎病院と宮崎大学附属病院、また都城市郡医師会病院が平成17年6月からドクターカーを導入しています。都城市郡医師会病院においては、10年以上の歴史があり、平成25年4月からは24時間体制で運用しています。医師と看護師等の医療チームが、救急現場に一刻も早く駆けつけ、治療を開始することで、傷病者の救命率を向上させることがドクターカーの目的です。昨年度のドクターカーの運行状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 医師、看護師

等が同乗して、医療機関搬送前の現場へ直接出動するドクターカーでございますが、県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院、都城市郡医師会病院の3つの病院で運行されております。昨年度の運行状況につきましては、平日の日中、宮崎市消防局管内で活動します県立宮崎病院が566件、ドクターヘリの補完として夜間23時まで県内全域で活動する宮崎大学医学部附属病院が173件、24時間365日、主に都城市消防局及び大隅曾於地区消防本部管内で活動します都城市郡医師会病院が277件となっております。

○田口雄二議員 県立宮崎病院は、平日の日中だけの運行で566件ですから、1日平均2回以上出動していることになります。救急救命の世界には、現場に医師が到着し治療を始めるまでの理想的な時間として、15分ルールというものがあります。15分を過ぎると救命率が格段に下がると言われております。

ドクターヘリが現在運航され、県内全域をカバーしていますが、15分以内に駆けつけられないところが多く存在しています。ドクターヘリがもう1機あれば、かなりの部分がカバーできるのですが、年間経費を考えれば、すぐに導入をと要望しても厳しい答えになるでしょう。そこで、ドクターカーであれば、救急救命で取り残されている地域に手が差し伸べられるのではないかと思います。県立宮崎病院のドクターカーに要する費用について、病院局長にお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院のドクターカーに要する費用につきましては、初期の導入費用といたしまして、赤色灯や消防無線を搭載した車両の購入に約550万円、除細動器やエコーなどの医療機器の整備に約550万円、合わせまして約1,100万円を支出しております。ま



た、運営費用につきましては、宮崎市消防局から派遣のドライバー、それから燃料及び点検・修理等に要する経費といたしまして、年間約730万円を支出しているところでございます。

**○田口雄二議員** ドクターカーの初期導入の車両費用が1,100万円、年間経費が730万円です。車両は一旦導入すれば複数年使えますので、年間経費が730万円ほどであれば何とかかなりそうな気がします。ドクターカーについて、県立延岡病院と日南病院に導入はできないか、病院局長に伺います。

**○病院局長(土持正弘君)** ドクターカーの導入につきましては、患者の救命率のさらなる向上を図る上から導入が望まれるところでございますが、延岡病院並びに日南病院の医師が十分充足されていない現状では、早期に導入することは難しい状況にあります。今後とも、救急専門医等の医師確保に引き続き努力してまいり所存でございますが、その中でドクターカーの導入についても検討していくことになろうかと考えております。

**○田口雄二議員** またしても医師不足に行き着くわけですが、これが難しい課題です。救命救急医療の格差是正のために、引き続き医師確保に御尽力をよろしく願いいたします。

次に、自殺対策について伺います。この自殺は、1998年から14年連続で3万人を超え、国家的な損失にもつながり、この対策が大きなテーマでした。国も防止対策を講じたことにより、2009年より急速に減少し、2012年に3万人を切り、その後も成果があらわれ続けています。昨年は7年連続の減少で、全国で2万1,764人となり、前年より2,261人減少し、減少率も9.4%と大幅な改善が見られ、間もなく2万人を切る事が可能な状況になってきました。

ただ、のんびりとしておおらかな県民性の宮崎県にとって、想像つかないほど自殺率が高く、いつも全国の上位を占めており、その対策が急務となっておりますが、本県の昨年の自殺の状況はどうであったのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(日隈俊郎君)** 本県の自殺者数は、ここ数年、減少傾向にございまして、警察庁の自殺統計の速報値によりますと、平成28年の本県の自殺者数は220人と、前年と比べますと53人減少しております。また、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率では19.9人と、前年と比べて4.8人減少してございまして、都道府県別順位で見ましても、前年の全国ワースト4位からワースト10位へと改善されたところでございます。

**○田口雄二議員** 自殺が一番多かったときが、本県では平成19年の394人と聞いています。そういう意味では、非常に大きく改善されてきていると思いますが、さらに御尽力を願いたいと思います。

自殺防止計画の策定を義務づけた改正自殺対策基本法が、昨年4月に施行されました。県は、平成29年度から32年度までの第3期自殺対策行動計画に基づき、どのような取り組みを進めていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(日隈俊郎君)** 宮崎県自殺対策行動計画の第3期計画では、最新の自殺の傾向や県民意識調査等の結果を踏まえまして、働き盛り世代の男性や高齢者層に対する支援、そして、うつ病の早期発見・早期治療の促進等の6つの重点施策を掲げております。今後、この計画に基づきまして、医療や相談機関との接点の少ない働き盛り世代の男性に対するインターネットでの情報発信や、いわゆる茶飲み場等の

高齢者の居場所づくりを強化するとともに、小林保健所管内で先行して実施しまして、一定の成果が見られております「かかりつけ医による精神科医紹介システム」の実施地域の拡大等を着実に進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 自殺対策の大きな課題は、自殺未遂者の自殺が実に多い。この対策が進めば自殺をかなり抑えることができます。自殺未遂者が再度自殺を図ることを防ぐための取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 警察庁の自殺統計によりますと、平成27年の本県の自殺者の4人に1人が過去に未遂歴を有しておりまして、自殺未遂は、自殺に至る最大のハイリスク要因と考えております。県では、このような状況を踏まえ、平成28年1月から、延岡保健所管内で、自殺未遂者が搬送された救急医療機関に精神保健福祉士等を派遣しまして、適切な精神科医療機関の受診につなげる支援体制をモデル的に運営しており、約1年間で14件の症例に対する支援を行ったところであります。

自殺未遂者の支援につきましては、宮崎県自殺対策行動計画の第3期計画におきましても、重点施策の一つに位置づけておりまして、今後とも、自殺未遂者が再度自殺を図ることを防いでいくため、県内の救急医療機関や精神科医療機関等との連携体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県では、自殺の4人に1人が未遂の経験者ということでございますが、延岡保健所等の取り組みで経験を積んで、県全体として防止策を構築していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、県立宮崎病院建てかえについて伺います。

2018年度に着工を予定していた県立宮崎病院の建てかえ事業費が、2017年度当初予算案に盛り込まれず、見送られました。このことにより、病院建設への着工は大きくおくれることとなり、2021年の開設予定も難しくなりました。これは、2015年3月の基本構想で185億円であった事業見込みが、医療機器を含めると390億円に大きく膨らんだことです。基本構想時の建設費の中には医療機器の経費が入っていなかったとはいえ、余りの増大ぶりにはあきれられるばかりです。まず、県民に対して説明責任もありますので、改めて、県立宮崎病院の再整備の事業費はなぜこれほどまでに大幅に増加したのか、病院局長に伺います。

○病院局長（土持正弘君） 基本構想策定時における事業費につきましては、建設費を約165億円、これに関連経費を合わせ、合計185億円といたしておりました。この建設費につきましては、当時把握できておりました平成23年から25年に着工した同規模の公的病院の建築事例を参考に、物価上昇等も見込んで、1平米当たりの単価を37万円と想定し、算定したものでございます。これに対しまして、昨年10月の基本設計完了時において、建設費は約271億円で、建物の1平米当たりの単価は53万6,000円となり、これに関連経費を含めた事業費は約306億円となったところであります。

大幅な増加となった理由といたしましては、東日本大震災からの復興事業や東京オリンピック開催決定に伴う建設需要の高まりにより、人件費や資材費などの建設費が想定以上に高騰していたことが大きな要因となっておりますほか、基本設計において将来にわたり対応できる施設整備の検討を進めた結果、基本構想時より床面積が約3,600平米増加したこと、大規模災害

時にも継続して安定した医療を提供するため、敷地のかさ上げや液状化対策に要する費用が必要になったことなどが要因となっているところでもあります。

**○田口雄二議員** 2015年の3月の基本構想の時点で、既に東日本大震災と東京オリンピックによる人件費や資材費は高騰していましたし、震災後ですので、災害対策も当然必要であったにもかかわらず、1平米当たりの建設費が37万円と想定しました。余りにも安易な算定で、このときの見積もりが低過ぎたと思います。ほぼ時を同じくして計画が進んでいる県の防災拠点庁舎も、建設費が同様の理由でアップしましたが、県病院の事業費とはレベルが違います。

今回改めて算定した建設費は、1平米当たり約54万円となりましたが、これは以前建設された県立延岡病院が約61万円、日南病院が59万円でございますので、この2つよりも低くなっています。ということは、今回出された建設費は、華美な部分は全くなく、余り大きく削れるところもないのかもしれませんが。大幅な事業費増にもかかわらず、また建設から30数年しかたっていないのに、耐震基準も満たしている現病院の再整備をなぜ急がなければならないのか、病院局長に伺います。

**○病院局長（土持正弘君）** 県立宮崎病院につきましては、昭和58年に全面改築して以来、約33年を経過し、医療技術の進展等に伴い、救命救急センターや手術室、集中治療室等の狭隘化が進んでいますほか、排水管等からの水漏れなど施設の老朽化も進んでおりまして、診療活動に支障を来している状況があります。

救命救急センターにつきましては、年間約7,000件もの救急患者を受け入れておりますが、初療室が不足しているため、受け入れでき

なかった件数が昨年度で300件を超えており、また、手術室につきましても、施設の不足により、毎月300件を超す手術待ちが発生している状況となっているところでございます。

さらに、県の中心的な役割を果たします基幹災害拠点病院として、巨大地震等の大規模災害に対応する施設整備が十分ではないことから、災害発生に備えた免震構造の採用や専用ヘリポートの設置、浸水対策などの機能強化が必要な状況となっております。これらの問題を解決するため、早急な再整備が必要と考えているところでございます。

**○田口雄二議員** 今回の件に関しましては、安易な事業費の出し方であったとはいえ、県民の生命と健康を託す施設です。年間300名を超える救急患者を初療室が不足のため受け入れられない、手術室の不足により毎月300件を超す手術を待っている患者がいる状況は、一刻も早く改善しなければなりません。

現在の病院は、耐震基準を満たしているとはいえ、免震構造ではないため、建物が地震に耐えても、高額な医療機器が損傷して、機能停止することも考えられます。免震構造の熊本大学病院は、昨年熊本地震でもほとんど揺れず、地震に気づかなかつた入院患者もいたそうです。県民の安心・安全で高度な医療の提供が、県立宮崎病院の使命です。削減できるところは徹底的に行うことは当然といたしまして、一刻も早く病院建設を進めるべきと、我が会派は考えています。

また、移転という話もありますが、宮崎西インターチェンジ付近は、既に宮崎市郡医師会の移転も予定されており、拠点病院を2つもそろえる必要はありません。逆に、宮崎県民から「移転に待った」の声が上がる可能性もありま

す。今の場所に建設することがベストと考えています。仮に移転するとなると、順調にいても10年もかかるのでは、一刻も早い救急医療の提供の面からも本末転倒です。また、今回は大幅な建設費の増大が問題になっておりますが、移転ではさらに大きな建設費が予想されます。

厚生常任委員会の審議の際、県立宮崎病院の菊池院長より、医療現場サイドからの現状をお聞きしました。院長先生が昭和63年に建設されて日も浅い宮崎病院に赴任したころと、現在の医療は大きく変化したようです。手術室、病室においても多数の医療機器を使用するようになり、大変手狭になってしまいました。このことは、昨年暮れ、私の長男が突然の内臓疾患で延岡病院に20日間ほどお世話になった際、実感いたしました。延岡病院は、宮崎病院より新しく、病室は広いのですが、ベッドの両サイドに医療機器がずらりと並び、その間を看護師が縫うように移動しながら医療機器を調整したりしていました。医療スタッフの働きやすさも考慮しなければなりません。

また、今回の再整備には、医療スタッフの2年にわたる、よりよい医療提供へのさまざまな思いが込められています。医療スタッフのモチベーションが下がっては、県民にとりましても大きなマイナスになります。

それと、院長先生より、PET（陽電子放射断層撮影）や、今話題の手術ロボット「ダビンチ」の設置の要望もありましたが、高額であるため、今回は不採用としたと報告がありました。これはいかなるものか、県民のために必要な医療機器であるならば、遠慮してはいけないと私は思います。来年度事業である県立病院経営改善事業の効果も見込めるのであれば、本当に必要な機器については導入していくべきと考

えますが、病院局長の見解を伺います。

○病院局長（土持正弘君） 現在想定していません医療機器購入費につきましては、各診療科の要望をもとにした最大の概算費用でありますので、今後、診療機能に応じた機種を選定や購入時期の調整など、病院内の専門委員会において詳細な検討を行い、可能な限り費用の圧縮を図ることとしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、高度急性期医療を担う全県レベルの中核病院としての役割を考慮した上で、必要があると思われる医療機器については、経営改善効果や医療機能上の必要性を検討の上、導入を進めてまいりたいと考えているところであります。

○田口雄二議員 昨年、常任委員会の県外視察で、沖縄県の南部徳洲会病院を調査しました。完成したばかりの最新の医療機器をそろえた総合病院でした。ここは、手術ロボット「ダビンチ」が導入されておりました。私がそのとき、「ダビンチは最新の医療機器提供でもあるが、医師確保のことも考えてか」と質問いたしますと、「そのとおりです」と、事務長は即答されました。最新医療の提供と医師確保の面からも、導入を御検討いただきたいと思っております。

次に、県土整備行政について質問いたします。

昨年9月の台風16号で、北川町の川坂地区では、北川本流が増水時に、堤防の下の川砂利層を水が通り抜け、田畑から噴き出すパイピング現象が起き、大小の穴が多数見つかりました。一昨年の鬼怒川の堤防決壊の要因の一つとも言われています。本県は多数の河川を擁し、台風がよく襲来するところです。最近のゲリラ豪雨等、水害対策が課題です。私の11月議会のパイピング対策の質問に、国の災害査定を受けて実

施すると答弁をいただきました。その後、台風16号により発生した北川のパイピング現象の対策工事の概要について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 北川では、御質問がありましたように、台風16号の豪雨による河川の水位上昇により、川の水が堤防の地下を通り、田畑の表面に土砂とともに噴き出すパイピング現象が確認されましたことから、昨年12月に災害復旧事業として国の査定を受けまして、事業費約4億円で採択されたところであります。

対策工事の概要としましては、川の水が堤防の地下を通りにくくするために、長さ14.5メートルの鋼製の矢板を、堤防沿いの約520メートル区間において、連続して打ち込むこととしております。現在、現場内の伐採などの準備工事に着手しており、7月までの完成を予定しているところでありますが、地域の皆様方の安全・安心を確保するため、一日も早い完成に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 工事も7月までで、台風シーズンまでには完了するようですが、話を聞きまして、矢板の長さが15メートルもあることには非常に驚きました。場所によっても長さが違うらしいんですが、先ほども申しましたように、本県は多くの河川を有しており、このパイピング現象はどこで起こってもおかしくありません。日ごろからの河川管理には怠りないように、よろしく願いいたします。

次に、農政水産行政について何点か質問いたします。

昨年質問したときには、その直後に特A取得のニュースが飛び込んできました。今回は、2年連続特A取得の手応え等を含む質問のやりと

りをしている最中に、残念な報告が届きました。再チャレンジへの期待を込めて質問いたします。

日本穀物検定協会による米の食味ランキングの最上位「特A」をこれまで一度も得ることができなかった青森県の、奇抜なネーミングでも話題になった「青天の霹靂」が、マスコミにも大きく取り上げられて、売り切れ続出等がちょっとしたニュースになりました。本県においても、この特A取得に向けて、県や地元関係者が一体となって取り組んだ結果、2015年えびの産米ヒノヒカリが昨年、見事特Aに輝きました。取得直後は話題になりましたし、県議会でも試食をさせていただきました。えびの産米ヒノヒカリが特Aを取得しての特A効果はどうであったのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 特Aの取得につきましては、本県初の米のブランドである「宮崎特選米」の立ち上げにつながり、認定産地であるJAえびの市におきましては、宮崎特選米は、通常商品より3割高い価格で販売が行われているところであります。また、JAえびの市全体でも、前年と比較し、販売数量が107%、販売金額が118%となるなど、販売促進の効果が認められております。

さらに、生産現場では、これまで地域が一つになって懸命に取り組んできた「うまい米づくり」への挑戦が実を結んだということで、米づくりへの自信と誇りが醸成されるとともに、県内他産地においても、特A取得に向けた機運が高まるなど、生産者の意欲向上につながっているところであります。

**○田口雄二議員** 特A効果で3割高い値段で売れたということですが、新たなブランド「宮崎特選米」は引き続き取り扱えるようですが、こ

の特Aは、毎年チャレンジしてとり続けなければ、ブランドとしても定着しません。平成28年産が今回、特Aをとれなかった要因は、どのようなことが考えられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成28年産の米の食味ランキングにおきましては、2年連続の特A取得を目指し、生産者及び関係機関・団体が一体となって、懸命な努力を行ってきたところでございますけれども、今回、特Aが取得できなかったことは、非常に残念な結果であると受けとめております。この要因につきましては、昨年8月下旬の、稲穂が出た後の一時的な日照不足や、9月中旬から10月上旬にかけての異常高温など、「うまい米づくり」を推進する上では大変厳しい気象条件が重なったことが、米の食味に影響を与えたものと考えております。

○田口雄二議員 農業は、日照時間や気温等の天候とつき合いながらの栽培になるので、難しいのはわかりますが、同様の条件でやっている他地区では、連続して特Aをとり続けているところもあります。さらに対策を考えていただきたいところです。平成29年産米での特A取得に向け、どのように取り組んでいくのか、農政水産部長に再度伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、これまで「宮崎米特A取得対策会議」を核に、土壌診断に基づく土づくりや適切な水管理など、食味向上に向けた栽培管理の強化を行うとともに、新たに作成した「特A出品マニュアル」に基づく適期収穫や二段乾燥の実施など、香りやかたさの改善に向けた取り組みを進めてきたところであります。

今後の取り組みにつきましては、日本穀物検

定協会から改めて評価の詳細についての御意見を伺うなど、要因分析を十分に行った上で、気象変動に強い米づくりを目指し、田植え時期の見直しや高温時の肥料散布方法の改善など、具体的な検討を早急に進めてまいります。

また、何より、農業者のやる気と関係機関・団体との連携が大切でありますので、産地の皆さんとも十分意見交換を行いながら、「来年は必ず特Aをとる」との意気込みのもと、関係者一丸となって特A取得の挑戦を続けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 力強い決意表明だったようにも聞こえますけれども、関係団体としっかりと連携をしながら、再び特Aを取得して地域が活性化するように、よろしく願いいたします。

次に、宮崎の亜熱帯植物といえばマンゴーと言われるほどに有名になりました。特に売り出したころは、元知事のPRもあり、高級果物の代名詞のようになりました。当時は、余りにも高価格で、県民の口にはなかなか入りませんでした。最近では、スーパー等でもかなり安く手に入れることができるようになってきました。ただ、驚くのは、沖縄、鹿児島、熊本など他県に行くと、マンゴーが化粧箱に入って、いい値段で売られているなど、産地がかなり広範囲になってきたことです。

そんな中、キンカンやミニトマト、アボカド、パパイヤ、ライチ、ほかにも余りなじみがなく名前も知らないような果物が、空港の売店などに並び始めました。どれが本県のブランド確立に有望なのかよくわかりません。しかし、産地化していくには、本県の気候特性に合い、栽培がしやすく、経費がそれほどかからず、また市場がどんなものを求めているか等々、幾つかの要因があると思います。マンゴーに続く本

県の有望な品目について、どのように考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） マンゴーに続く亜熱帯果樹の新たな品目につきましては、平成17年度より海外調査等を行い、外観、食味、市場性、経済性、本県での適応性などを検討した結果、ライチが最も有望であると判断し、積極的な産地化に取り組んでいるところであります。平成22年度には、生産農家で組織いたします研究会を立ち上げ、生産技術の確立と栽培面積の拡大を進めた結果、平成27年度には、栽培面積が2.6ヘクタール、生産量4.9トンとなり、市場からも高い評価を受けているところであります。今後とも、ライチをマンゴーに続くブランド品目として、生産拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ライチが有望であるということですが、以前、会派で日南市南郷町の宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場を調査させていただいたときに、ハウスの中で何種類かのライチを栽培しているところを見せていただき、試食もさせていただきました。日本では、冷凍したものが中心で、冷凍したものしか口にすることができませんが、ジューシーで甘くて、大変おいしくいただきました。そのときにも、将来が楽しみな作物であるということをお聞きしました。

中国が原産地であるようですが、中国産は、害虫駆除のため、薫蒸しなければならないそうです。安全性でも売り出せます。コストもそれほどかからず、軽作業で済むので、高齢者でも負担が少ないそうです。ただ、他県ではどのような状況なのかが不明ですが、ライチの他県での生産状況と、本県産地化の拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） ライチの本県以外での生産状況につきましては、国の統計で見ると、鹿児島県や沖縄県で栽培の実績があるようですが、東京都中央卸売市場によると、両県から東京等への市場出荷は行われていないということでございますので、国産ライチの産地化に取り組んでいるのは本県のみであると考えております。

県といたしましては、現在、産地拡大に向け、国庫事業や県単事業を活用いたしまして、安定生産のため苗木供給体制の整備や資材導入支援を行うとともに、高級果実専門店や百貨店をターゲットにして、お話にもありましたが、輸入物とは全く違う国産ライチのおいしさ、価値をPRしているところであります。今後とも、ライチのブランド確立に向けて、生産者や関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国産ライチの産地化に取り組んでいるのは本県のみとは心強い上に、産地拡大に支援体制も考えているようです。あとはPRをうまくやっていただき、マンゴーに続くブランドに育てていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、同じく宮崎の新しいブランドとして確立していかなければならないものが、キャビアです。これまで、物珍しさもあり、話題にもなりましたが、生産量も少なかったもので、すぐに売り切れてしまいました。ここに来て、増産体制も整い、本格的な出荷につながるのかどうか、宮崎県産キャビアの販売状況と今後の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「宮崎キャビア1983」の販売状況につきましては、販売開始時の平成25年度は15キログラムでありましたけ

れども、約3年が経過いたしましたして、平成28年度は200キログラムを超える販売が予定されており、生産量の増加に伴い、販売量も順調に伸びてきているところであります。昨年は、5月の伊勢志摩サミットや12月の日露首脳会談で食材として採用されたほか、3月からは、昨年を引き続きまして、ANA国際線ファーストクラスの機内食にも採用されるなど、その品質が高く評価されておりまして、さらなる販売拡大が期待されるところであります。

また、HACCPに対応した新たな加工場も整備されるなど、今後の生産量の拡大に対応した工場が整備されるとともに、キャビアの海外輸出に備えた体制も整いつつある状況でございます。県といたしましては、関係者と協力して、輸出も含めた販路拡大にしっかり取り組んでいきますとともに、現場でキャビア生産を支える養殖業者ともしっかり連携しながら、チョウザメ産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** キャビアの生産販売が順調に伸びているようで、今後が楽しみです。聞きましたら、日本全体では、約6トンぐらいキャビアが流通しているのではないかといいました。そういう意味では、まだまだ伸びる要素もあると思いますし、海外に向けての販売もぜひとも力を入れてください。よろしく願いいたします。

ただ、気になるのは、キャビアはよく話題になります。一緒に出てきますチョウザメの魚肉は全く話題に上ってきません。私も夜の会食はかなり多いほうですが、チョウザメ料理が出てきたことはありませんし、メニューを見たこともありません。以前、清山議員の呼びかけで、チョウザメ料理を県議会議員有志でいた

いたことがありました。白身で癖がなく、いろんな料理に適しているなど思いながら食べました。チョウザメの魚肉が冷凍庫に山のように在庫になっていないか心配です。チョウザメの魚肉の販売の現状と今後の消費拡大の取り組みを、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** チョウザメの魚肉につきましては、透明感のある肉質としつかりした食感を持ち、近年、評価が高まっているところであります。現在、年間で約10トンを超える量が食用として県内外の飲食店等に流通しておりますほか、加工品としても、カレーの具材として使用されるなど、さまざまな用途での活用が広がっているところであります。また、疲労回復等に役立つとされているカルノシンやバレニンなどの機能性成分を豊富に含んでいることから、アスリート向けの食材としても期待されているところであります。

県といたしましては、高品質な加工原料としての安定供給を行うための長期冷凍保存に係る試験研究や、積極的なプロモーション活動を行う中で、チョウザメの魚肉の話題になるということもありましたけれども、消費拡大をしっかりと図っていききたいと、そのように考えているところであります。

**○田口雄二議員** 思った以上に流通していると聞き、安心いたしました。また、疲労回復に役立つ成分を豊富に含み、アスリート向けの食材に適しているというのであれば、本県でキャンプしている野球やサッカーチームにも提供してPRすることも、ぜひとも考えていただきたいと思っております。また、チョウザメ関連で100億円産業にするということでもございましたが、その料理はどこで出しているのか、パンフレット等も必要ではないかと思っております。御検討よろしくお



願いいたします。

次に、五ヶ瀬川水系のアユ資源回復に向けた取り組みについてお伺いします。東九州道が大分、福岡とつながったことにより、人や車の流れが変わり、県北のアユ料理を提供するところでは、来場者が史上最高となり、逆に来場者が多過ぎてサービスが低下していないか、心配になるほどでした。

しかし、大盛況の裏には深刻な問題があります。天然アユの漁獲量が激減し、存亡の危機に直面しています。五ヶ瀬川水系の1972年の89.3トンピークに減少の一途で、ここ数年は10トンにも届かず、5トンを下回るようになってきました。まず、なぜこんなに大きく減少しているのか、その原因をどう認識しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 五ヶ瀬川水系のアユ資源につきましても、これまでの調査結果から、資源レベルが低い中においても、子持ちアユと海産稚アユの両者の採捕を続けていることが、資源減少の要因の一つであると考えております。また、近年の調査結果から、卵からふ化したばかりのアユは、11月をピークに延岡湾に流下することがわかっておりますが、この時期の海面水温が、アユの生き残りに悪影響を与えるとされている20度Cを超える温度に近年上昇していることも、アユ資源の減少に影響しているのではないかと、現在考えているところであります。

○田口雄二議員 一つの要因として、海面水温が高くなっていることで減少しているということのようですが、地球温暖化が影響しているのか、西日本一帯で同様の状況になっているとお聞きしました。アユの生息地が北上しているようです。このような状況の中で、漁協関係者と

も合意し、資源回復の内容が固まったようですが、五ヶ瀬川水系アユ資源の回復の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） アユ資源回復に向けましては、関係市町とも連携し、鋭意調整を行いました結果、昨年12月に利用関係者との合意が整いまして、「五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクト実行委員会」を立ち上げたところであります。

現在、資源回復に向け、5カ年計画の取り組みを開始したところでありますが、この取り組みでは、まず本年から、延岡湾の海産稚アユ漁を停止し、あわせて、河川において、瀬がけ漁の期間短縮を行うこととしております。この取り組みによっても資源が回復しない場合には、3年目には、海産稚アユ漁の停止を門川町から日向市の沿岸まで広げ、また、瀬がけ漁を全面禁止とすることとしております。

これらの漁業管理の実施とあわせて、カワウ対策の強化や産卵場の造成などの取り組みを推進するなど、関係者一丸となって、五ヶ瀬川のアユ資源の回復に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 海産稚アユ漁の禁止や瀬がけ漁の期間短縮の取り組み等々、補償金も用意されていないのに、漁協や漁師の皆さんや関係者への説得は本当に大変だったと思います。資源回復への県当局の並々ならぬ熱意が通じたものと思います。心から感謝を申し上げます。この取り組みは、高知県で一部成功しているとも聞いておりますので、この取り組みが必ず成功してほしいものだと思っております。

次に、林業の活性化について伺います。

以前は、県産杉の活用を言いながらも、価格も低迷し、なかなか需要が伸びませんでした。

しかし、ここに来て、東アジアの需要も伸びているようですし、国の成長戦略で林業の成長戦略化を打ち出しました。東京五輪を契機にした木材の利用促進を目指しています。新国立競技場の設計・施工業者で、昨日、後藤県議から紹介がありました、延岡と縁の深い建築家の隈研吾氏は、新国立競技場を「木と緑のスタジアム」にする案を持っており、多くの木材を使う予定です。国内外で木材に関する状況が大きく変わってきそうです。そこで、県産材の輸出の現状と今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 昨年度の県内企業等による木材輸出額は約5億7,000万円、このうち、丸太が4億4,000万円、製材品が1億3,000万円となっております。この5年間で約4倍に増加しております。現在、県では、輸出の拡大に向けまして、より付加価値が高く、県内への経済波及効果が大きい製材品の輸出が増加するよう、プレカットした材料と建築技術をセットにしました「材工一体」という方法の普及啓発に努めているところです。

今年度は、本県が開催し、林活議連も同行調査されました、韓国での木造軸組構法入門セミナーに、ソウルや釜山など4地区で合計572名が参加されました。さらに、その後、本県で実施しました実務研修にも、韓国から建築関係者や大学教授など46名の方が来県されたところがあります。こうしたセミナー等を契機に新たな取引も始まっておりまして、5年前は数棟でした住宅部材などの製品輸出が、本年度には約30棟分見込まれるなど、着実に成果が出てきているところでもあります。

したがって、今後、このような取り組みを継続しますとともに、台湾などの有望な地域

でも順次展開してまいりまして、県産材のさらなる輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 中国と台湾は、製材品としての輸出は難しいようですが、丸太としての輸出は順調です。今後は、韓国へのプレカットした材料と建築技術を合わせた「材工一体」の取り組みが非常に楽しみです。聞きましたら、宮崎に来た韓国からの46名は、旅費はみんな自腹で来たとのことでありまして、非常に関心も高いのではないかと考えております。積極的な取り組みを、今後もよろしくお願いいたします。

次に、警察行政について伺います。

最近では、猟奇な事件や過激な事件がマスコミ等で詳しく報道されるため、日本の将来を心配する声をよく聞きますが、実際には、刑法犯認知件数は2002年をピークに減少し、凶悪犯罪も大きく減少しています。しかし、安全さは向上しているにもかかわらず、地域の治安への不安を訴える声は根強いものがあります。

そこで、警察庁が昨年、全国で体感治安と警察信頼度を、運転免許センターなどで免許更新者を対象に調査しました。その結果、体感治安は、山形、島根、秋田がベスト3で、大阪がワースト、警察信頼度では、福島、山梨、山形がベスト3で、神奈川県がワーストです。本県は、体感治安が7位、警察信頼度が18位でした。体感治安はいいのに、警察への信頼度がそれほどでもないのは、矛盾しているような気がします。今回の調査結果を受けて、体感治安と警察信頼度について、警察本部長のお考えを伺います。

**○警察本部長（野口 泰君）** 本県におきます刑法犯認知件数は、年々減少傾向にあり、昨年、一昨年は、最少値の記録を更新しておりま

す。これは、防犯ボランティアの方々による地道なパトロール活動、防犯カメラの増加、それに加えて、警察による地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策などによるものであり、それによって、県民の皆様の安心感が醸成され、体感治安が良好な状況にあると考えられます。

一方、本県警察に対する警察信頼度は、体感治安と比べて低くなっており、今後、体感治安と同様、警察の信頼度を向上させることは必要であると感じております。事件・事故等がますます複雑・多様化する中、県民のニーズや社会情勢の変化を敏感に捉えた各種施策を推進することが、県民の信頼向上につながるものと考えております。今後とも、職員一人一人がその職責を自覚し、誇りと使命感を持って、県民の期待と信頼に応えるための警察活動に一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 警察本部長は自分からは言いにくかったのかもしれませんが、細かい数字は言いませんでしたが、昨年発生した本県の刑法犯は戦後最少の5,346件、前年比マイナス1,286件で、減少率は19.4%で全国2位です。昭和41年の最悪時の1万7,703件からすれば、7割も減少しています。県民の体感治安も警察信頼度も、さらに上がったものと思います。ただ、本年に入り、死亡事故が多発しております。事故防止対策もよろしく願いいたします。

次に、年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業について伺います。私は、2月初めのNHK「歴史秘話ヒストリア」という番組を見ていて、群馬県の榛名山で1,500年前に発生した火砕流の下から古代人の骨が発見され、歯のDNAから現在の長野県南部の出身とわかったと分析結果が出たとき、今ではこんなことまでわかるのかと、一緒に見ていた家内と感心し

たところでした。すると、警察本部の来年度予算案に同様の研究事業が出てきており、余りのタイミングに驚きました。それも全国に先駆けての研究と伺いました。この年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業がもたらす効果について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(野口 泰君) 現場に遺留されたDNAから年齢や出身地を推定することで、被疑者の特定につながり、事件の早期解決に資することが期待されます。あわせて、捜査に費やす人員、費用及び時間の効率化も図られると考えております。

また、身元不明の御遺体が発見された場合、年齢と出身地が推定できれば、身元につながる重要な手がかりとして、早期に御遺体を御遺族にお返しできることの一助になるものと考えております。特に、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合においても効果を発揮するものとして、今後とも研究を進めてまいります。

○田口雄二議員 今回のデータ集積は、宮崎県内を対象としているようですが、本県のノウハウが各県警に広がり、全国的なデータとして活用することが将来的には可能なのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(野口 泰君) 年齢推定の研究につきましては、ウシによる基礎的研究での成果が得られておりますので、ヒトにおいても、全国的に参考となる指標が得られるものと考えております。また、出身地域の研究につきましては、宮崎県居住者の出身地に絞って研究を行いますが、当県警察の研究成果が各県警察に波及し、それぞれの地域で同様の研究が進めば、将来的には、全国的なデータとしての活用が可能となりますので、このことを期待して、この先駆的研究を推し進めていきたいと考えており

ます。

**○田口雄二議員** この事業は、全国から注目されることになるのではないかと、今からが楽しみです。こんな事業が宮崎発と思うだけでも、すごいことだと思います。ぜひともすばらしい結果を出すことを期待いたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

高校生の県内就職2年連続のワーストを受け、来年度予算には、それを少しでも食い止めようとする事業が盛り込まれています。私も、3年生からではなく、もっと早い時点で生徒と企業の接点を持ってほしい、親が地元にある企業の理解を深める、昨年の都城商業高校の父兄が都城市内の企業訪問した事例を挙げ、同様の事業の実施を、そして生徒たちに、そばにいて企業情報を提供できる教員と企業の接点をもっとふやしてほしいという要望をさせていただきました。

今回の高校生の県内企業理解・職場定着推進事業には、そういう事業が盛り込まれていると思いました。一番身近にいて企業情報の提供やアドバイスができる教員ですが、教員の企業理解が大切と考えます。新規事業における教員のかかわりについて、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 教員が地元の企業を理解して、その魅力をしっかりと生徒に伝えるということは、高校生が地元企業に関心を持ち、就職先の一つとして県内企業を選択するきっかけになるものと考えております。

今回の新規事業では、新たに実施する保護者を対象とした企業見学会に、教員も参加することとしております。また、教員がこれまで以上に企業に出向き、経営者との意見交換などを行いまして、インターンシップのさらなる充実に努めてまいります。

加えて、商工観光労働部や宮崎労働局と連携した教員と企業との意見交換会、また生徒や保護者を対象とした県内企業の説明会などにも、教員が積極的に参加することとしているところでもあります。

**○田口雄二議員** 県立高校と産業関係団体、行政等とのつながりを強化するための就職支援エリアコーディネーターが配置されますが、どのような人材を登用するのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 就職支援エリアコーディネーターは、県内8地域に配置するものでありまして、各地域の企業を直接訪問して、企業見学会を実施する際の企業との連絡・調整を行うとともに、企業に就職した生徒の就業状況を把握し、その情報を学校に提供してまいります。また、県立高校と地域の産業関係団体が一堂に会し、人材確保に向けた意見交換を行うエリアネットワーク会議を開催いたしますなど、学校と地域企業とのつながりを強化していく重要な役割を担ってまいります。

これらを踏まえまして、就職支援エリアコーディネーターは、民間企業で総務や人事、人材育成等に携わった経験がある方や、進路指導を熟知し、豊富な経験を有した教員OBなど、学校と企業に精通した人材を登用する予定といたしております。

**○田口雄二議員** 新事業の中で、保護者に対する情報提供で、各地域で保護者対象の企業見学会を実施するとともに、体感した企業の魅力などの情報を参加者以外の保護者にも発信することあります。親の世代が就職したころに比べて、ありもしなかった職種などもふえ、また社名だけでは何をしているか全くわからないような片仮名やアルファベットのみの社名も多くなり、

親に情報が少ないのが実態です。

また、本県は中小企業が多く、高い技術力がありながら、業界では有名でも一般には知られていない企業がたくさんあります。そのような地元の優良企業等を訪問することは重要です。限られた時間の中で保護者が訪問する企業見学会は、どのように企画し、実施されるのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 高校生が就職先について相談する相手として、「保護者」と答えた生徒の割合が最も高いことから、保護者が県内企業に対する理解を深めるということが、県内就職率を高める効果的な方策の一つであると考えております。このため、今回の事業では、新たに、高校1年生から3年生の保護者を対象とした企業見学会を県内8地域で実施することとしております。この企業見学会は、各地域の就職支援エリアコーディネーターが、地域内の高校や企業と連絡・調整を図りながら、企画や運営を行ってまいります。

また、実施時期につきましては、高校3年生が就職先を決定する前のできるだけ早い段階、具体的には、求人票が提出される7月から、生徒が願書を提出する9月中旬までの期間が一番効果的と考えておりますので、そこで実施することとしております。

**○田口雄二議員** 就職支援エリアコーディネーターが、各関連するところと調整しながら企画運営するということですが、この事業がいいなと思うのは、1・2年生の保護者も対象となっていることです。また、限られた保護者となりますので、参加できなかった保護者へも、体感した企業の魅力などの情報を発信することで。今回の新事業で、企業への理解が深まり、地元への関心が高まることを期待いたします。

さらに、高校生と保護者、学校関係者と企業との出会いを積極的につくっていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、来年度予算案の「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」について伺います。児童生徒の心のケアに関して、高度で専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを、今回、高等学校にも対応させる事業ですが、その意図について、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 学校の教育相談体制を支援するため、本県では、臨床心理士など心の専門家であるスクールカウンセラーを、これまで公立小中学校に配置・派遣してまいりました。しかし、近年、いじめや不登校等の問題は、小中学校だけではなく、高等学校でも複雑化・多様化しており、学校だけの取り組みでは、解決が困難なケースがふえてきております。そこで、高等学校にスクールカウンセラーを4名配置し、生徒へのカウンセリングや教職員への指導助言を行うなど、学校で発生するさまざまな生徒指導上の問題の早期解決につながるため、今回予算を計上したところであります。

**○田口雄二議員** 文部科学省は、スクールカウンセラー及び教育分野に関する知識と社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーの配置について、平成31年度までの目標値を定めていますが、このことについて、教育長の所見をお伺いします。

**○教育長（四本 孝君）** 文部科学省の示しました平成31年度の目標値と本県における配置の状況を比較いたしますと、現状として、隔たりがあることを認識しております。目標達成に向けた課題としましては、臨床心理士や社会福祉

士などの有資格者の不足に加え、財源の確保も大きな課題となっております。

このような中ではありますが、着実に取り組みを進めるため、平成28年度からスクールソーシャルワーカーを4名増員しており、さらに、新年度に向けた改善事業として、スクールカウンセラーの配置の拡充に向けた予算をお願いしているところでございます。今後はさらに、人材の養成機関である大学や関係機関等との連携を強化し、人材の確保に努めますとともに、必要な財源を担保するため、国への要望を継続するなど、鋭意努力してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 教育長としては、拡充したいのはやまやまであるが、財源の確保が大きな課題として認識しているようです。国がもっと予算をつけてくれるのが一番なのですが、教育委員会として、拡充の予算要望をしているようですので、未来の宮崎県をしょって立つ子供たちのためでもありますので、県当局の御配慮をよろしくお願いいたします。

以上で、用意いたしました質問は全て終了いたしました。最後に、この3月をもって長い県庁生活にピリオドを打たれます皆様に申し上げます。再雇用の道を選択された方、第二の人生を選択された方等々、それぞれの道があるかもしれませんが、これまで宮崎県の発展に御尽力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。今後も引き続き、御支援、御協力をいただきますことと、皆様のさらなる御健勝、御多幸をお祈りいたしまして、質問を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○星原 透議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

**○河野哲也議員**〔登壇〕(拍手) 「延岡南道路については、事務方に料金水準や区分を見直す方向で指示しました」、2月6日、県北の超党派県議団で石井国土交通大臣に要望を行ったときの大臣からの答弁です。「よし、今まで尽力してこられた全ての方々に恩返しができる」、素直にそう思いました。改めて関係各位に感謝申し上げ、通告に従い、公明党県議団を代表して質問に入ります。

知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

世界に目を転じれば、英国のEU離脱、トランプアメリカ大統領の誕生などにより、世界経済の先行きに不透明感が増し、さらにはテロや災害など不安定な社会情勢も広がっています。各国が社会のあり方や秩序を求めて模索を続けています。従来常識や想定を超えて世界が動いています。本県も、こうした心構えを持ちつつ、国際及び国内社会の動向に柔軟に対応し、県政を進めていくことが求められています。

昨年は本県にとって、例えば、東九州道がついに北九州までつながり、本県初となるスマートインターチェンジが開通するなど、交通インフラの整備が大きく前進しました。ほかさまざま、知事提案の中でも表明されていましたが、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に、本県での国民文化祭の開催が内定いたしました。河野県政7年目、これまでの政策対応によって、経済再生は、少しずつでは

ありますが着実に成果を上げ、果実を多くの人々に届ける流れが生まれつつあると、我々は評価しています。今後は一層、成長と分配の好循環をより確実なものとし、さらに、地方創生や社会保障の安定と充実、働き方改革、誰もが活躍できる場の創出に果敢に挑戦し、県内の隅々まで「希望がいきわたるみやざき」を実現していこうではありませんか。そこで、昨年の成果を踏まえ、河野県政7年目への決意をお聞かせください。

持続的な経済成長や地方創生の実現には、中小企業やサービス業を中心とした地域経済の活性化が不可欠です。「人材の確保に苦労している」「業績の回復が不十分で、賃上げが難しい」など、中小企業の現場からの切実な声が聞かれます。こうした声を真摯に受けとめ、生産性向上や人材への投資を積極的に促し、地域経済の底上げを図るべきです。3年目に入る地方創生の成否は、いよいよ重大な局面を迎えています。地方創生を進める上で、若い人材の育成と、その活躍を通じた地方活性化が不可欠であると考えます。知事のお考えをお伺いいたします。

奨学金返済支援についてでございます。

子供の貧困対策が大きな課題になっています。貧困の連鎖を断ち切り、生まれ育った環境に左右されることのない社会をつくるには、生活や経済支援に加えて、教育支援が重要です。公明党はこれまで、全ての子供が、希望すれば大学まで進学できる仕組みの構築を一貫して主張し、奨学金の拡充に力を入れてきました。平成29年度予算では、有利子、無利子合わせて133万人を超える貸与人員となり、とりわけ、進学意欲があるのに経済的理由で進学を断念せざるを得ない生徒を後押しする給付型奨学金が実現

します。本格実施となる平成30年からは約2万人規模で実施する予定です。住民税非課税世帯で学校からの推薦を受けた生徒に対して、月額2～4万円が給付されます。さらに、児童養護施設出身者などには、入学時に24万円が追加給付されます。加えて、卒業後の所得に応じて奨学金の返済額が変わる、新たな所得連動返還型奨学金も、ことし4月から導入されます。今後、給付型を大きく育てるとともに、無利子奨学金の拡充などによって、より多くの子供たちの進学を支援していくべきです。

昨年9月14日、公明党・山口代表が宮崎に入って、経済界の代表と政策要望懇談会を開催いたしました。その中で、先ほどの給付型奨学金の方向性を示唆したところ、ある経済界のリーダーが、「よくやった」と十分理解を示した上で、「実は我が社では、若い従業員、子育て中の従業員の中で奨学金を受けた方の返済の実態を調べたところ、予想以上の負担になっていることがわかった。そこで、独自に奨学金の返還支援を行っている」等のお話がありました。給付型奨学金が定着するまでの谷間を埋める大事な支援にもなります。県内企業によっては、奨学金の返還支援をしているところがあると聞きます。県としては、若者支援の一つとして、これを支援していくことは重要であると考えますが、知事に県の取り組みをお伺いいたします。

オリンピックと国民文化祭についてでございます。

先日、私の住む地域の緑ヶ丘小学校で、第19回五色百人一首県北大会が開催されました。県下130名の小学生が5色に分かれて、1試合20枚で競技を行います。今まで何度か紹介してきましたT O S Sの先生方が主催です。県教委も後

援をいただきました。静かな中に子供たちの熱い熱い戦いを見ることができました。昨年開催の愛知県国民文化祭のプログラムに、全国百人一首大会を見つけました。2020年（平成32年）、宮崎県が開催地です。この子供たちの出場があるのでしょうか。誰もが参加できる多彩な国民文化祭であるべきだと考えます。

ところで、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの開催年であり、また、宮崎の文化として、記紀編さん記念事業の集大成の年でもあります。知事は26年の議会答弁で、「オリンピックにおいては、スポーツ競技のみならず、文化プログラムも大変重視されているということで、また全世界の注目も集まる、非常に時宜を得たタイミングのよいものというふうには、まさに追い風として受けとめることができるのではないかと述べられています。また、「さまざまな新たな取り組みにも挑戦をしながら、「神話の源流 宮崎」というブランドの確立に努めてまいりたい」とも述べられています。ぜひ県民の大きな希望にしていきたい。そこで、東京オリンピック・パラリンピックとの相乗効果を生み出しながら、国民文化祭を成功させるために準備をどう進めていくか、知事にお伺いいたします。

以下、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、7年目の決意についてであります。私は、口蹄疫からの再生・復興に一定の道筋をつけた後、復興から新たな成長へとギアを入れ替え、本県のあすの礎づくりを進めてまいりました。また、私みずから県民の皆様との対話や国内外でのトップセールスに取り組む中で、幅広

い人脈やネットワークを築き、官民を問わずさまざまな方々の力を結集し、オール宮崎で取り組む体制づくりにも努めてきたところであります。その結果、お話にもありました、石井国土交通大臣、また、太田前大臣にもお力添えをいただきながら、高速道路を初めとする交通インフラの整備は大きく進んだものと考えておりますし、昨年は、フードビジネスなど成長産業の育成を加速化する官民一体となった企業成長促進・産業人財育成プラットフォームの構築や、ひなたMBAの開講、大型案件を含む企業立地、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのユネスコへの国内推薦の決定、さらには国民文化祭の内定、また、本県初のスマートインターチェンジの山之口における開設など、県勢の新たな成長の芽を着実に育てることができたと考えております。

一方で、本格的な人口減少を迎える中、地方創生を初め中山間地域対策や医療・福祉など、困難化・複雑化する課題への対応を初め、2巡目国体や国民文化祭に向けた準備の本格化、さらには、全国和牛能力共進会における3連覇への挑戦と、これを生かしたブランド確立など、取り組むべき課題は山積しております。今後とも、各方面の御協力をいただきながら、これまで取り組んできたことにしっかりと成果を出していきますとともに、直面する課題と本県の未来のために今なすべきことにしっかりと取り組み、県勢のさらなる飛躍を目指して邁進してまいりたいと考えております。

次に、若い人材の育成と活躍についてであります。本格的な人口減少社会にあって、地方創生の実現を図るためには、広い視野と郷土愛、そして挑戦する力を持つ人財を育成すること、また、若者が地域に根づき活躍できる環境を整



えていくことが大変重要であると考えております。このため、高校生・大学生の留学支援などによるグローバル人財の育成や、郷土理解を深め、郷土に貢献する人財を育む「みやぎき学」の展開に取り組んでまいりました。また、学校と企業が連携したインターンシップや、県内の産学金労官が一体となった「みやぎきビジネスアカデミー」による産業人財の育成にも取り組んでいるところであります。さらに、新年度予算案におきましては、県内に就職した若者の奨学金返還を支援する基金の設置や、生徒、保護者、教職員に対し、県内企業の魅力をしっかりと伝えていくための事業などを計上したところでありまして、今後とも、若者が希望を持って活躍できる環境づくりに力を注いでまいりたいと考えております。

次に、奨学金の返還支援についてであります。本格的な人口減少社会を迎える中、県内では特に若者世代の人口流出が続いており、地域の活力の維持や県内産業への影響が懸念されております。本県の未来を切り開いていくためには、県内産業を担う若者の確保と定着が重要な課題であります。多くの学生が奨学金を借りており、返還の負担が県外流出の一つの要因とも言われている中、県内企業からも必要な対策を求める要望をいただいているところであります。このようなことから、来年度新たに「みやぎき産業人財確保支援基金」を設け、奨学金の返還支援に取り組む企業を支援するための事業を実施することといたしました。具体的には、大学や短大等を卒業した者が、あらかじめ登録した県内企業に就職した場合に、例えば4年制大学卒業者では、要返還額の2分の1以内、上限100万円を就職した企業とともに支援するものでありまして、今後は、この基金も活用しなが

ら、県内企業と連携した若者の県内定着に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、国民文化祭についてであります。世界中の注目を集めるオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年、本県におきましては、国民文化祭の開催や、平成24年から9年間にわたって取り組んできた記紀編さん1300年記念事業の集大成に当たる、大変重要な年であります。県では、先月19日には大会組織委員会による認証を受けて、文化プログラムのスタートとなるキックオフイベントを開催し、1,100人を超える方々に参加をいただいたところであります。今後も文化プログラムに積極的に取り組み、オリンピック・パラリンピックと同じ年に開催する効果を最大限に生かしてまいりたいと考えております。

また、この国民文化祭の成功に向けましては、将来の本県文化を担う人材の育成、文化団体の活動の充実、市町村等との連携強化など、本県の文化力の向上を図ることが極めて重要となってまいりますので、来年度早々に、関係機関で構成されます実行委員会を設置して、しっかりと準備してまいりたいと考えております。これらの取り組みを進めることによりまして、県民総参加で国民文化祭を迎える機運の醸成、また、その成功につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 知事の「県政運営の基本姿勢」の結びにもありましたが、ぜひ、本県が大きく飛躍する絶好の機会を逃すことなく、果敢に挑戦していただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

防災・減災対策について、関係部長にお伺いいたします。

まずは、防災士養成について、危機管理統括

監にお伺いいたします。昨年は、熊本地震や鳥取県中部地震、台風など、相次ぐ自然災害に見舞われました。被災地の皆様が未来に希望を持って進めるよう、復旧・復興の取り組みを加速させなければなりません。それぞれの被災現場では、さまざまな課題が浮き彫りになりました。熊本地震では、耐震改修がおくれていた庁舎や病院などが損壊し、防災拠点として機能しないケースが相次ぎました。ほか多々ありますが、他方で、地域防災力の重要性を改めて認識するものとなりました。地域防災力向上に大きく貢献できるのが防災士であります。防災士は、防災に関する知識・技能を習得し活動する人を、日本防災士機構が認定する資格で、全国に約12万人、県内に約3,100人います。公明党県議団3名は、平成25年に防災士の資格を取得いたしました。県主催の第5回防災士研修交流大会が2月4日、延岡市総合文化センターでありました。まずは、その感想をお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 県では、防災士相互の連携や地域と防災士のつながりを深め、地域の防災力の向上を図ることを目的に、NPO法人の宮崎県防災士ネットワークの協力のもと、防災士研修交流大会を開催しております。延岡市での第5回大会の開催に当たりましては、自衛隊や消防、警察などの防災関係機関はもとより、延岡市を初め、県北の企業や団体等からも御協力をいただき、当日は延べ1,100の方が来場されたところでありました。大会では、東日本大震災を体験した方々の手記の朗読や講演、小中学生の防災作文の表彰などのほか、地震体験車や降雨体験機等による災害体験コーナーなどもありまして、参加された方の防災意識の向上が図られるとともに、地域の皆さ

んと防災士のつながりも一層深まったものと感じております。今後とも、こうした大会を通じて、地域と防災士の連携強化や、防災士の地域における活動促進を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。感想には触れられていませんでしたが、実は私、今回のスタッフで、パネルディスカッションを担当いたしました。コーディネーターは、防災士でもあるMR Tの粉川アナウンサーで、「日頃の備えから自分の命と地域を守る」をテーマに、防災士の役割を確認し合いました。大変有意義でした。

3月5日、私の住む地域で避難訓練が行われます。区長がリーダーシップをとり、地域住民への「県住津波緊急避難所設置」の署名活動、知事への陳情、県住の住民への「県住津波緊急避難所設置への理解」署名を行った結果、2月1日、県の早急な対応によって、海拔1.6メートルの浜町県住の屋上に津波緊急避難所が設置されました。その施設を使っの初めての訓練です。私も防災士として参加いたします。訓練を行うことにより、住民の命を第一に、新たな課題を見つけ解決していこうと決意しているところでございます。このように、防災士の活躍の場が多く見出せるところでございますが、県の防災士養成の取り組み、及び防災・減災の事業における防災士のかかわりについてお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 本県では、平成17年の台風14号災害を契機に、地域の自主的な防災活動の促進を図るため、県が認定の研修機関となりまして、平成20年度から防災士の養成に取り組んでおります。この結果、県内の防災士は、議員から御紹介がありましたとお

り、現在約3,100人となっておりますが、平成30年度に4,000人にすることを目標に、引き続き防災士の養成に取り組むこととしております。また、県防災士ネットワークに委託して、防災士の資格取得後のスキルアップの研修とか、自主防災組織向けの研修会の企画・運営、出前講座等を実施するとともに、県の総合防災訓練や防災フェアなどにおいても防災士に御協力をいただいているところであります。防災士の皆様には、防災に関する知識や技能を生かし、地域の防災リーダーとしての役割を担っていただいております。自助・共助の取り組みを進める上で大変重要でありますので、防災士のさらなる養成と地域における活動を促進することで、地域の防災力向上を図ってまいります。

**○河野哲也議員** 地域防災のために、多彩な防災士の活用を積極的にお願ひしたいと思ひます。

次に、災害廃棄物処理対策について、環境森林部長にお伺ひいたします。この課題を調査し始めたのは、昨年秋、「熊本の災害廃棄物処理が進みません」とのリサイクル業を営む方からの情報でありました。東日本大震災の教訓を踏まえて、切れ目ない災害対策を実施、強化するための「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が施行されています。国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。都道府県では約2割、市区町村では約3割しか実際に策定を済ませていない状況であります。宮崎県は昨年3月に策定されています。南海トラフ地震が想定される本県にとっては、大変早い対応であると評価いたします。熊本県も、昨年3月でしたが、震災直前の策定とな

り、周知に至りませんでした。「熊本災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場には、大量のごみを持ち込まれており、既に満杯となったところも少なくない。仮置き場以外の路上などに不法投棄されたごみも多く、不衛生で悪臭を放っている。国も職員を派遣して廃棄物処理の応援に当たっているが、間に合っていない」との情報でした。そこで、熊本地震における解体工事を含めた災害廃棄物処理の状況についてどう捉えているか、お伺ひいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 災害廃棄物の処理状況について、熊本県に聞いたところによりますと、昨年12月末時点の進捗率が54.6%でありまして、来年4月の期限に向けて、おおむね順調に処理が進んでいるとのこととございました。一方、建物の解体工事の進捗につきましては、その多くが公費解体となりますことから、市町村の罹災証明書の手続に相応の時間を要したようであります。本県でも大きな地震や津波の発生が想定されておりますが、昨年度策定しました宮崎県災害廃棄物処理計画の中には、公費解体の手続についてはまだ記載がないところでもあります。したがって、今後、熊本地震の教訓も生かしながら、実務を担う市町村とも十分連携して、この内容について検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 答弁にありました、公費解体ということがやっぱりネックになっていて、なかなか連携をとれずに、その自治体で進めているという動きがあることが大きな課題になっているようでございますが、連携等は本県計画で十分対応できていないということで、見直すという部分もあると思ひます。地震や津波、洪水など大規模災害は、いつ起こるかわかりません。災害廃棄物の処理に係る広域的な連携体制

の整備にどのように取り組んでいくか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 大規模災害が発生した場合には、被災した自治体単独で対応するには限界がございます。災害廃棄物処理につきましても、広域的な連携が重要になってまいります。このため本県では、今年度、県内の自治体や業界団体等が幅広く参加しました「宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議」を設置いたしました。また、九州地方環境事務所が主催します「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」にも参画しまして、九州ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の策定に向けて、協議を続けているところであります。県としましては、こういった組織を最大限に活用しまして、災害廃棄物処理に係る広域的な連携体制の整備に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 繰り返すようですが、本県の課題にも大きくかかわってくると思いますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

土砂災害警戒箇所の対策でございます。土砂災害警戒区域内にお住まいの方から御相談を受けました。「県の整備が西から進んでいたのに、4～5年前からとまってしまった。最近の自然災害を考えると不安が募る」とのことでした。延岡市では、崩落の心配がある急傾斜地を含む土砂災害危険箇所は1,919カ所に上ります。うち、対策が必要な場所が888カ所、整備が進んでいるのが、その中で252カ所です。事業化に向けて県も推進していると思いますが、遅々として進まないというのが住民の素直な感想です。県下、土砂災害危険箇所の対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 本県は、地形が急峻な上に地質が脆弱であり、台風や梅雨時期等に、豪雨のたびに土砂災害が発生してまいりますことから、県民の生命と暮らしを守るために、急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害危険箇所の整備が大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、災害履歴のある箇所や要配慮者利用施設のある箇所など、危険度や優先度の高い箇所から施設整備を進めているところであります。また、土砂災害から身を守るためには早期避難が重要であるため、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の周知や、防災意識を高めるための講座の開催など、ソフト対策にも力を入れているところであります。今後とも、国や市町村などと連携を図りながら、ハード、ソフト一体となった土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 実はこの箇所、字図混在というのが原因で用地買収ができずに、事業がとまっているとされています。地籍調査を一層進めていかなければならないと思いますが、地籍調査の実施状況と推進方針はどうなっているか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 地籍調査は、市町村等が行う土地の権利関係や境界を明確にする調査でありますけれども、県といたしましては、着実な推進を図っているところであり、進捗率は平成27年度末で65.8%と、全国平均の51.3%を上回っている状況にあります。また、地籍調査は、御指摘にありましたように、インフラ整備の円滑化や大規模災害に備えた事前防災対策の推進、さらには被災後の復旧・復興の迅速化などにも資するものであることから、今後とも市町村等としっかり連携しながら

ら、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 実は、都市部に行けば行くほど難しくなっているという課題をお聞きしています。ぜひ、地籍調査も危険度や優先度を加味したものにさせていただくとありがたいと思います。

福祉保健行政について、福祉保健部長にお伺いいたします。

犬猫殺処分ゼロを目指して。環境省によると、現在、日本全国で飼われている犬や猫の数はおよそ1,979万頭と推計されています。その中で、1年間に自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られる犬や猫の数は、年間およそ13万7,000頭に上ります。その引き取り数は、返還、譲渡が年々進み減少しています。しかし、自治体の予算、収容力、保護期間などで、やむなくこの7割程度が殺処分されています。そこで、改正動物愛護法で徹底された、最後まで飼う責務の明確化に対する県の取り組みについてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 県では、平成25年度の改正動物愛護法の施行を受けまして、小学校や保健所等での動物愛護教室の開催や、ペットショップ等を対象とした講習会の開催、さらにはテレビ等を通じた啓発などにより、適正飼育の周知を図っているところであります。また、飼い主からの安易な引き取り依頼に対しましては、最後まで責任を持って飼育するよう粘り強く伝えるなど、原則として引き取りをお断りしているところであります。これらの取り組みを通じまして、法改正前の平成25年度の犬・猫の引き取り数は3,571頭でありましたが、平成27年度は2,581頭と約28%減少し、殺処分頭数で見ると、25年度の2,377頭から、27年度

は1,172頭と約51%減少しているところであります。

**○河野哲也議員** 殺処分頭数は大きく減少していますが、ゼロじゃありません。3年連続で犬の殺処分ゼロを達成した神奈川県動物保護センター。殺処分ゼロ達成のポイントは2つというふうに書いていました。1点目は、保護センターへ収容される動物を減らすこと。先ほどありましたけれども。結果、飼えなくなった犬・猫の引き取り頭数は、以前の約半数に減少。最後まで責任を持って飼いましょうという啓発活動のほか、飼い主情報を記録したマイクロチップをペットに埋め込んで飼ってくれる人がふえてきたというのが要因だとしています。ポイントの2点目は、保護センターから譲渡する出口を広げたということです。猫については、専門のボランティア団体が、収容したその日のうちに引き取りに来て、飼い主探しまでやっているそうです。40以上のボランティア団体や個人が登録されているそうです。本県も動物愛護センターがいよいよ開所されますが、今後のスケジュールとセンターの役割についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 動物愛護センターは、今月中旬には工事が完了する見込みでございまして、4月1日の開所、3日の供用開始を目標に鋭意取り組んでいるところであります。また、その役割といたしましては、動物愛護を推進する拠点として位置づけまして、保健所と連携しながら、適正飼育の啓発や譲渡推進、しつけ方教室などの取り組みを充実させることで、究極の目標であります殺処分ゼロを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、動物愛護センターの開設を契機と

しまして、動物を愛護する心が芽生えます小学生を対象として、県教育委員会と連携を図りながら、本県ならではの「いのちの教育」を実施したいと考えております。この事業を通じ、子供たちの豊かな人間性や社会性の育成など、教育の面にも貢献してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 子供たちへの動物愛護の教育に賛同いたします。「本当に殺処分ゼロを実現させようと思うなら、乱繁殖にメスを入れていただきたい」という声もあります。動物愛護センターの役割は大きいと考えます。

国の29年度予算では、一億総活躍社会への取り組みとして、介護職員、保育士の処遇改善が特徴的であります。本県の人材確保の大きな課題でもあります。まずは、介護職員の処遇についてお伺いいたします。介護人材の確保は急務です。介護職員等の処遇改善により、平成29年度から月1万円程度給与が上がることは大きな前進です。しかし、それでもなお人材不足は深刻であり、再就職支援を含めた人材の確保や、離職者を減らすための抜本的な対策が必要です。介護現場で働く方の悩みとして、仕事量に比べて低い賃金や深夜業務への不安、人間関係、利用者からの暴力や暴言等が挙げられています。実態を踏まえた相談体制の強化を進める動きがあります。そこで、具体策として、介護ロボットの活用やICT化による業務負担の軽減も推進すべきだと考えますが、本県の取り組みをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 介護ロボットの活用、あるいはICT化は、介護従事者の身体的・事務的負担の軽減、あるいは離職防止など、介護サービスの質の向上にも資する有効な手段と考えております。介護ロボットを活用す

るに当たっては、使い勝手や価格の問題もありますので、県としましては、事業所において介護ロボットを実際に利用していただき、機能や操作方法を理解していただくとともに、その効果や課題について検証を行っているところであります。また、国におきまして、タブレット端末による介護現場での記録作成など、ICTを活用した業務効率化について検討が行われておりますので、県としましては、その状況も踏まえながら、介護現場の業務負担の軽減を促進してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひ推進していただきたいと思えます。

同じく、保育士の確保についてでございます。働くことを希望する女性が安心して子供を生子育てられる社会、そのためには保育の受け皿整備と保育士の確保が欠かせません。公明党が求めてきた保育士の処遇改善策では、平成29年度から保育士給与を月額6,000円ふやすことに加え、技能や経験に応じてさらに4万円を上乗せすることとしています。こうした処遇改善を通じ、保育士を目指す人材の養成や潜在保育士の活用など、保育士確保に向けた取り組みを一層強化すべきであります。県の考えをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 保育士の安定的な確保は、安心して子供を生子育てられる社会を実現する上で、取り組むべき重要な課題でありますことから、県ではこれまで、給与面の処遇改善を行うとともに、潜在保育士に対する実態調査を行い、就労意欲や就労条件の把握等に努めてまいりました。また、今年度からは、潜在保育士の職場復帰を支援するための保育士支援センターの設置や、保育士を目指す学生に対しまして、一定の条件を満たせば返還が全額

免除とされる修学資金の貸し付けなどを行っているところであります。さらに来年度、お話にありましたように、国が実施を予定している保育士処遇改善事業では、給与面の改善に加えまして、副主任保育士など技能や経験に応じた新たな役職の新設や、専門性の向上に取り組むキャリアアップ研修も創設されると伺っておりますので、国や市町村、関係機関と十分に連携を図りながら、保育士確保の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

本県の2025年問題について。2025年まであと9年。「2025年問題」として問題視され、クローズアップされてきましたが、いよいよ現実味を帯びてきました。2025年(平成37年)には、団塊の世代が75歳以上となるため、2015年に12.8%だった75歳以上人口の割合は、2025年には18.1%に上昇します。また、長寿化の影響で、2055年には75歳以上の人口は2,400万人超で高どまりします。現役世代(15~64歳)が減少するため、2060年には4人に1人が75歳以上という超高齢社会になります。このため、1965年には現役世代9.1人で65歳以上1人を支えていたのが、2012年には2.6人、2050年には1.3人で支えることとなります。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療・介護・福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとも指摘されています。そこで、本県の2025年問題をどのように認識しているのか、お伺ひいたします。

**○福祉保健部長(日隈俊郎君)** お話にありましたように、今後、団塊の世代の全ての方々が後期高齢者、75歳以上になる2025年に向けまして、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増

加していくことが見込まれております。本県におきましても、2025年には後期高齢者が、現状の約16万9,000人から約3万5,000人増加すると見込まれておひまして、これに伴ひ後期高齢者医療給付費と介護給付費の総額は、約2,369億円から約3,250億円へと、4割近く増加していくものと推計しておひます。このような中、本県の高齢者の方々が安心して暮らし続けられるようにしていくためには、住みなれた地域での効果的かつ効率的な医療提供体制の構築や、在宅医療と介護の連携、介護予防、生活支援などの地域包括ケアシステムの構築を、関係団体や市町村、地域住民の方々と連携・協力しながら着実に進めていくことが必要であると検討しておひます。

**○河野哲也議員** 県議会の意識も大変高く、この地域包括ケアについては、昨年の議会でも多く議論されました。在宅医療の充実や医療と介護の連携、医療・介護人材の育成など、単独市町村での対応が難しい課題があるとして、「今後とも、県内全市町村でシステム構築が促進されるよう、積極的な支援を行う」という答弁をいただひておひますが、改めて、地域包括ケアシステムの構築は待ったなしでございます。どのように推進されるのか、お伺ひいたします。

**○福祉保健部長(日隈俊郎君)** 地域包括ケアシステムの構築は、厳しさを増す社会保障制度を持続可能なものとしつつ、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるようにするために、市町村が主体となって進めていくものと検討しておひます。このため県では、県内市町村の取り組みを支援するため、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とする研修会を開催しまして、県内外の先進事例の紹介や情報交換の機会を提供するほか、意欲的な市町村を対象に、

「医療・介護連携」や「介護予防」などをテーマとするモデル事業を実施し、県内における先進事例づくりに鋭意取り組んでいるところであります。さらに、県医師会を初めとする医療・介護関係団体と連携しながら、在宅医療の充実や専門多職種との連携、認知症対策などにも取り組んでいるところであります。こうした取り組みにより、できるだけ早期に県内全域に地域包括ケアシステムの構築が進むよう、積極的な支援等を行ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今ありましたモデル事例を多く発信できるかということが大事なポイントになってくるかなと思いますので、よろしく願いします。

もう一つの推進ポイントとして、地域の福祉ニーズに対応するため、自立度の高い人の居場所機能、支援が必要な人の共生サービス機能を支えるための拠点づくりをどう進めるかが重要であると考えます。地域の誰もが気軽に立ち寄れる拠点づくりについてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 地域のつながりが希薄化する中で、誰もが地域の一員として、ともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを推進していくことが大変重要になっております。このため県では、平成27年度から「世代間交流・多機能型福祉拠点支援事業」に取り組み、地域住民が世代を超えて身近に集い、交流することのできる居場所づくりを支援しているところであります。これまで12の市町で22カ所の拠点を整備しております。これらの拠点につきましては、子供や高齢者、障がい者、子育て中の親などの気楽な集いの場としての活用だけではなく、子ども食堂や学習支援の場としての活用も図られるなど、相乗的な効果を発揮しているところであります。県では、引き続き

市町村等と連携を図りながら、地域の誰もが気楽に立ち寄ることのできる居場所づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

**○河野哲也議員** 確かに、我々の目に見えるような居場所づくりになってきましたので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

2025年まで9年、本県の高齢社会をいかにして幸齢社会に変えるか、その準備が待たなしの状況であります。どうかよろしく願いいたします。

がん対策についてでございます。がんは、日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病であり、県民の命と健康を守る上で、がん対策は県の最重要課題でございます。公明党も、がん検診受診率向上など、がん対策を一貫して推進してまいりました。がんは、かつての「不治の病」から、今は「長くつき合う病」になったと言われております。そこで新たな課題として浮かび上がってきたのが、治療と就労の両立です。全国で、働きながら通院治療するがん患者は約33万人に上る一方、がんを患った人の3人に1人が解雇や依願退職で職を失っているのが現状です。平成28年12月に改正された「がん対策基本法」では、がん患者の雇用継続に企業が配慮するよう努力事項を明記し、患者の就労について企業の配慮を求めています。また、がんに関する知識や理解を深めるため、学校などのがん教育に必要な施策を講じることも盛り込まれています。そこで、本県の推進状況を確認します。まず、がん対策において、がん患者の就労支援は重要と考えますが、県はどのような取り組みを行っているか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** お話にありましたように、昨年2月に国が示した推計では、仕事をもちながら、がんで通院しておられる方



の数は、全国で33万人に上ると言われておりまして、がん患者の就労支援は大変重要であると考えております。このため県におきましては、がん対策推進計画に基づき、平成26年度から、事業者や医療関係者、患者、市町村職員などを対象に、ハローワークの職員や社会保険労務士、患者団体の代表などの専門家を講師としまして、がん患者の就労支援等に関する講演会を開催し、啓発を行っているところであります。また、がん診療連携拠点病院であります宮崎大学医学部附属病院のがん相談支援センターにおきましては、通常の相談に加え、ハローワークの協力を得て、毎週火曜日に、患者からの就労に関する相談に応じているところであります。さらに、労働局が設置しております長期療養者の就労支援に係る協議会に、県も参加いたしまして、情報を共有しているところでありますが、今後とも連携して啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

関連して教育長に、がんに関する教育をさらに充実させていくべきだと思いますが、取り組みについてお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 学校におけるがんに関する教育につきましては、平成26年度に、学校関係者や有識者などで構成する「がんに関する教育普及推進協議会」を立ち上げまして、平成27年度には、教職員向け普及啓発リーフレットを作成し、県内の小・中・高等学校等に配付しております。また、本年度は1月に、がんに関する正しい理解と指導力の向上を図るため、教職員向けの研修会を開催いたしまして、さらに3月中には、小・中・高等学校等それぞれの指導事例などを掲載した「がんに関する教育指導参考資料」を作成の上、配付する予定であり

ます。今後、この資料を活用した授業実践を通して、学校におけるがんに関する教育がさらに充実しますよう努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 大変具体的な取り組み、ありがとうございます。

昨年の佐賀県に続き、隣県の鹿児島県もピロリ菌検査が導入されます。20歳前後の胃がん検診で、胃がん撲滅に近づけるという目的で施策が導入されました。本県は何がネックになっているのでしょうか。胃がんの原因とされるピロリ菌の検査については、隣県の鹿児島県、県内でも西都市等、導入の動きがあります。本県でも導入する考えはないのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 平成27年9月の国の「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告によりますと、お話にあります、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染も、胃がんのリスク要因の一つとされております。しかしながら、集団を対象に行うピロリ菌の検査につきましては、報告時点では、胃部エックス線検査、あるいは胃内視鏡検査と組み合わせた検診方法等について、さらなる検証が必要であるとされ、今年度、平成28年4月1日の改正では、がん検診に関する国の指針への掲載は見送られたところであります。このため県といたしましては、ピロリ菌検査につきましては、引き続き国の動向を注視しながら、がん検診受診率向上のための事業の推進、あるいは国の指針に沿った胃部エックス線検査や胃内視鏡検査の推奨など、胃がんを含むがん対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、蛇足かもしれませんが、ピロリ菌に感染された方が除菌されても、がんにならないと

ということではありませんので、胃がんについては、ピロリ菌あるなしにかかわらず検査は続けていただくということが肝要かと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

**○河野哲也議員** 本当に蛇足ですね。国も答弁で、胃がん検診のリスク要因とピロリ菌を認めているわけです。例えば内視鏡検査なんか負担なんです。その前に、例えば宮崎市が導入しているABC検診とか、負担の少ないものでリスクの可能性とかそういうものを調べることはできませんか。鹿児島県だってそうなんです。負担の軽い検診を行おうとしているんです。佐賀県もそうです。血とか尿とか。その検診はできるんです。そういうところをもっと研究していただくありがたいなと思えます。済みません、蛇足言わないほうが。そういうのに私、乗りやすいので。申しわけありません。

商工観光労働部長にお伺いいたします。経営基盤が脆弱な本県の中小企業が直面する課題の克服と、将来不安を解消する課題解決型のイノベーション創出に重点的に取り組むべきだと考えます。産学官連携した研究開発の促進や企業の設備投資を後押しする環境整備、さらには新たな技術を担う人材の育成が急務です。技術の開発と実用化に向けた本県のイノベーション創出の取り組みについて、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 本県経済の活性化や県民所得の向上を図るためにも、独自の技術を有し、これを強みとして、国内外の競争に負けない付加価値の高い製品開発や、新事業を展開していくことのできる企業の育成が重要であります。このため県といたしましては、従来から工業技術センターや食品開発センターを中心に、技術支援や産学官連携による共同研究開発等に取り組んできたところでござい

ますが、昨今のIoTや次世代エネルギー等の技術の進展を踏まえ、技術・研究分野の関係機関の結びつきをさらに強化し、イノベーションを持続的に生み出す新たな仕組みづくりに取り組むことといたしております。また、こうした取り組みとあわせて、特許等の知的財産の活用や、国などの競争的資金、補助金等の獲得強化、技術者向けの先端技術セミナー開催などの取り組みにより、県内企業の新製品開発や技術人材の育成等を、引き続き積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。

多様な働き方についてでございます。

厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」に、宮崎のKIGURUMI.BIZの紹介がされています。従業員31名、内訳として、正社員19名、契約社員5名、パートタイムスタッフ数7名、社長以外全て女性です。会社のモットーは、「「こちら側の笑顔」「向こう側の笑顔」を実現させるため、まずは社員にとって働きやすい労働環境をつくる」でございます。先日、この会社の取締役工場長であり、みやざき女性の活躍推進会議共同代表の加納氏の講演を拝聴いたしました。年次有給休暇取得率、平成27年度で79.9%、1カ月当たりの所定外労働時間、平成27年度で8.3時間。ここまで変えてこられた根っこの部分が、先ほどのモットーでございます。詳細はサイトで確認していただきたいと思えます。

今後の取り組みとして述べられていました。「平成29年2月から、所定労働時間の弾力化に取り組む。（中略）社員は始業・終業時刻や所定労働時間を、自分のライフスタイルに合わせて選択することができる。自らの病気療養と仕事の両立を図る社員や、介護が必要な家族を抱

える社員等にとって働きやすい環境を整備する。(中略)問題点の洗い出しを踏まえて正式にテレワークを始めることとしている」とありました。テレワークは、子育てと仕事の両立を初め、離職防止の観点からも大事な取り組みであります。また、副業・兼業はオープンイノベーションや起業の手段として大きな効果が期待されています。そこで、テレワークなど多様な働き方について、さらなる普及を図るべきです。見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) テレワークなどの多様な働き方につきましては、企業にとっては、人材確保や労働生産性の向上に寄与するものであり、また、働く側にとりましては、雇用機会の獲得や働きやすい職場づくりにつながりますことから、その推進は重要であると考えております。このため県といたしましては、多様な働き方の必要性や取り組み方法等についてのセミナーを開催いたしますとともに、導入に意欲的な企業に対しまして、サービス管理のあり方など、円滑な導入に向けた取り組みを個別に支援しているところでございます。今後とも、こうした取り組みを通して、多様な働き方が推進されますよう、さらなる普及啓発に努めてまいります。

○河野哲也議員 K I G U R U M I . B I Z、小さな企業ですけど、本当に大きなモデルだなと実感しています。

女性の復職・再就職について。

正社員だった女性が子育てなどで一旦離職すると、パート等の非正規で働くしかない実態もでございます。リカレント教育により、多くの方が学び直しできるよう、女性がライフステージに応じ再就職しやすい環境整備を急ぐべきだと考えます。県の取り組みについてお伺いいたし

ます。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 本格的な人口減少を迎える中、県が発展し続けていくためには、県民一人一人が持てる力を発揮すること、とりわけ女性の活躍が欠かせないものとなっております。このため県といたしましては、女性の労働市場への参入を促すため、再就職を支援するセミナーのほか、新たに就労支援イベントを開催し、潜在しております女性の就労意欲の喚起を図ることといたしております。また、意欲ある女性が安心して職場復帰できる環境を整えるため、国の事業を活用し、離職した保育士等の職場復帰のための訓練など、高度な知識や技術を学び直すリカレント教育に取り組むことといたしております。加えまして、企業における職場環境づくりも重要でありますので、多様な働き方の普及啓発や「仕事と家庭の両立応援宣言事業所」の登録促進などにも取り組んでまいります。今後とも関係機関と連携し、女性が再就職しやすい環境整備に努めてまいります。

○河野哲也議員 実は、先ほど紹介いたしました加納工場長も、苦勞して再就職を勝ち取った方でありました。プライベートな部分がありますので、ここでは報告できませんが、ある意味、壮絶だなという戦いというか、された方でありました。

続いて、農政水産部長にお伺いいたします。みやざき新農業創造プランが示されました。ITの集中的な導入支援を通じて生産性を高めることや、地域資源を生かした商品・サービスの開発、海外展開も含めた販路の拡大など、収益力の向上を後押しすることによって、農水産業の所得向上を着実に推進すべきです。農業の所得向上に向けたICTの活用の考え方について

て、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農業分野へのICTの活用は、生産工程の省力化・効率化や収量・品質の向上が期待され、「儲かる農業」の実現を目指す本県にとりまして、大変重要な取り組みであると考えております。このため、昨年6月に策定いたしました第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の重点プロジェクトに「生産技術高度化」を掲げ、ICTの活用を重点的に推進することとしております。具体的には、今議会にお願いをしております「宮崎方式スマート園芸モデル実証事業」におきまして、最適な湿度環境のもとで光合成を促し、作物の生育促進を図る新しい施設園芸システムを実証するほか、「宮崎方式スマート畜産モデル実証事業」では、自動で温湿度をコントロールして、牛が快適に過ごせる環境を整えることによる、繁殖成績の向上効果を実証することとしております。県といたしましては、これらの取り組みなどを通じて、本県におけるICTの活用を加速化し、農業所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。宮崎方式、大変期待したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

延岡南道路についてでございます。

実は、公明党県議団も平成28年10月に、国交大臣、それから公明党国会議員に要望書を提出させていただきました。11月18日、石井大臣が宮崎に来られた際、宿泊先で懇談の場をつくっていただき、東九州道の県下全通と、先ほども出てきましたが、安全対策、それから中央道の建設促進、延岡南道路料金体系見直し等、県内インフラ整備について要望し、今回の行動につなげることができました。延岡南道路に関し

ましては、知事の答弁の中で先ほどございましたが、3つの課題があるというふうに言われていますけれども、高速道対策局を含めて県土整備部が積極的に動いていただいて、そういう課題を明確にしてもらいました。その3つの課題のうち、料金体系については見直しの方向が示されましたが、他の課題について、県としてどのように取り組んでいくか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 延岡南道路が抱える3つの課題のうち、料金体系につきましては、県議会の皆様のお力添えもありまして、国土交通大臣が、見直す方向で指示されたところでもあります。

残る2つの課題のうち、住宅地に大型車が流入するなどのネットワーク上の課題につきましては、広域的な検討を国にお願いしているところではありますが、県としましても、周辺道路の交通混雑緩和などとあわせ、国と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活道路の交通安全対策につきましては、延岡市や警察と連携し、これまで、歩行者等の巻き込み防止対策や、視界を妨げる街路樹の剪定などを実施したところでありまして、引き続き、交差点の改良なども行ってまいりたいと考えております。

今後とも、国や延岡市など関係機関と連携を密に図りながら、これらの課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 我々も全力で取り組んでまいりたいと思います。

教育行政について、教育長にお伺いいたします。

1点目は、いじめ問題についてでございます。全国の国公私立小中高、特別支援学校が平

成27年度に把握したいじめは22万5,132件、前年度から3万7,060件ふえて過去最多となりました。いじめは、小学校が15万1,692件で過去最多、中学校は5万9,502件、高校は1万2,664件でした。内容は、全体の63.4%を占めた「冷やかしか悪口」が最多でございました。児童生徒が心身に大きな被害を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定されている重大事態は、298校で314件、自殺した児童生徒でいじめがあったのは9名でございました。今でもはらわたが煮えくり返るのが、東京電力福島第一原発事故で福島県から横浜市に自主避難してきた中学校1年生の生徒が、避難直後から小学校でいじめを受けていた事例でございます。いずれにしても、いじめ防止対策推進法の施行から3年余り、いじめられ自殺に追い込まれる深刻なケースが後を絶たない現実であります。平成27年度の本県はいじめの認知件数、その内容、取り組み状況についてお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 平成27年度の本県におけるいじめの認知件数につきましては、小学校4,532件、中学校1,289件、高等学校140件、特別支援学校46件であり、合わせて6,007件となっております。また、その内容につきましては、どの校種におきましても、「冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる」「仲間外れ、集団による無視をされる」といった内容が半数以上を占めております。

なお、いじめ問題に対する県教育委員会の取り組みにつきましては、いじめはどの学校でも、どの子供でも起こり得るとの危機感を持って、各学校においていじめ問題に対する適切な対応がなされるよう、全ての公立学校の担当者を集めた協議会を開催するなど、あらゆる機会

を捉え、指導の徹底を図っております。また、より複雑化、多様化するいじめ問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の活用についても充実を図っているところであります。

**○河野哲也議員** 文科省は有識者会議で、いじめへの対応を定めた「いじめ防止対策推進法」の見直し論議を踏まえて、強化策の提言をまとめています。例えば、いじめを教職員の業務の最優先事項に位置づけ、いじめの情報共有が義務であると強調し、懲戒処分まで言及していませんが、文科省の有識者会議が策定した、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を、県教育委員会はどのように受けとめているか、お伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 今回の「とりまとめ」は、これまでのいじめ防止等の対策における現状や課題を整理し、今後の対応の方向性が示された重要なものであると受けとめております。特に、いじめへの対応を優先して行うことや、いじめに関する情報の共有化を図ることは、いじめ問題対策の根幹にかかわることであり、教職員は十分に理解し、保護者や地域の方々の協力もいただきながら、いじめの問題に取り組む必要があると考えております。県教育委員会といたしましては、その周知を図るため、市町村の担当者を一堂に集め説明会を行うとともに、全ての県立高等学校を訪問し、「とりまとめ」の内容に関する指導を行ったところであります。今後とも、各学校での対策が改善・充実されますよう、さまざまな機会を通して指導してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひお願いしたいと思いません。

2点目でございます。夜間中学の設置の促進

についてでございます。夜間中学は、さまざまな理由により義務教育未終了のまま学齢を超過した方々の学習ニーズに対応し、就学機会の確保に重要な役割を担っていますが、現状は、8都道府県25市区、31校の設置にとどまっています。さまざまな事情により義務教育を終了できなかった方々の中には、戦後の混乱期の中で、教育を受けたくても受けられなかった方、あるいは親の虐待によって、学齢にもかかわらず居場所不明となって学校に通えなかった方々、無戸籍などの特別な事情で学校に就学させてもらえなかった方々も含まれていると言われております。こうした方々に対する教育を受ける機会の確保について、お考えをお聞かせください。

**○教育長（四本 孝君）** さまざまな事情で、義務教育を終了しないまま学齢を超えた方々や、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方々、また、近年増加しております、本国や我が国で義務教育を十分に受けられなかった外国籍の方々に対して、義務教育を受ける機会を確保することは、本人の社会的・経済的自立につながるとともに、豊かな人生を送る上でも大変重要であると考えております。本県におきましても、そのような方々に対して、できる限り学ぶ機会の提供に努めておりまして、例えば、県内の公立中学校では、15歳を超えた外国籍の生徒の在籍を認めたり、未就学者に対して、文字の読み書きを中心とした講座を実施したりするなど、実態に応じた学習支援が行われているところであります。

**○河野哲也議員** ということは、本県も未就学者がいるということであると思うんですけど、その数、わかっていたら教えていただきたいと思っております。

**○教育長（四本 孝君）** 平成22年に行われました国勢調査によりますと、本県の未就学者の数は1,219名であります。

**○河野哲也議員** 1,000名を超す方々が義務教育の機会を奪われていると。文科省は、実は27年度に、未設置県に委託事業を用意していたんですけど、本県は応募していません。文科省の事業については、予算がある限り随時追加募集を行うとしています。夜間中学開校に向けて準備を行うべきではないかと思っておりますけど、お考えをお聞きしたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 昨年12月に成立いたしました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、地方公共団体に対し、夜間中学における就学機会の提供など、必要な措置を講ずることが求められております。こうした国の動向も踏まえ、県教育委員会では、他府県の公立夜間中学を実際に視察し、教職員の配置や教育課程の工夫等について聞き取りを行うなど、調査・研究を進めているところであります。今後は、教育庁内に夜間中学に関する検討会議を設置しますとともに、県と市町村との連絡協議会を開催し、公立夜間中学の現状と課題、具体的なニーズなどについて情報共有を図り、協議してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 早急に設置に向けた検討をお願いしたいと思います。

県内の廃校施設の利活用についてお願いします。北部教育事務所管内でも、延岡市で跡地の未利用が6校、一時的利用が2校、日向市が2校が一時的に利用、高千穂町が未利用3校と、跡地利用がなされていないところが10校を超えます。地元の声としては、「企業誘致ができないものか」という声も聞かれます。そこで、公

立学校の跡地利用についての基本的な考え方を  
お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 閉校した県立学校の  
跡地につきましては、庁内の各部局や地元市町  
村の意向を踏まえて、利用方法について検討す  
ることとし、利用の意向がない場合は、公募に  
より売却をするということにしております。また、  
市町村立小中学校の廃校跡地につきましては、  
市町村がその利用方法について検討を行っ  
ておりますが、県教育委員会といたしまして  
は、市町村立小中学校の廃校跡地利用の取り組  
みを支援することは、大変重要であると考えて  
いるところであります。

○河野哲也議員 利用を積極的に進めている団  
体も出ているんです。その代表は、「100%民間  
の力を結集しながら、先進的な利活用の事例を  
つくりたいと思っている。民間からこうしたい  
というアイデアを示したとしても、自治体は、  
その意見を集約し、民間連携を進めるための仕  
組みが脆弱であると感じる」というふうに答え  
ています。また、「自治体は、既存の地域組織  
との連携がほとんどで、新たな任意のまちづく  
り団体や一企業との連携は苦手なんじゃない  
か」という感想も述べられていました。今後、  
推進するためにどのように取り組んでいくか、  
答弁を求めます。

○教育長（四本 孝君） 平成14年度以降に廃  
校となった市町村立小中学校72校のうち、約3  
割に当たる21校が現時点で未利用となっております。  
未利用の理由といたしましては、「利用  
方法がわからない」「地元からの要望がない」  
等の意見がありますことから、県教育委員会と  
いたしましては、各市町村に対して、地域の実  
態に合った廃校跡地利用の活用事例の紹介や、  
利活用のアイデアを広く募集できる文部科学省

の「みんなの廃校」プロジェクトへの掲載を案  
内するなど、きめ細かな情報を提供すること  
により、市町村の廃校跡地利用の取り組みを支援  
してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 国の事業である「みんなの廃  
校」プロジェクトへの募集を推進するという答  
弁でありましたが、ちょっと調べてみました。  
鹿児島県は現時点で26件挙がっているんです、  
その募集要項に。宮崎はたったの1件です。本  
県がこの事業、本当に積極的なのかということ  
にはてながつくような、消極的だなと思いま  
す。答弁にありましたので、ぜひ推進をお願い  
したいと思います。県内の廃校施設の利活用  
は、自治体はその役割の一部を民間移譲もし  
くは連携して推進すべきだと考えます。どうか  
よろしく願いいたします。

特殊詐欺について、警察本部長にお伺いいた  
します。

全国に広がる被害の深刻さから、警察庁は平  
成16年から統計をとり始めましたが、平成27年  
の被害総額は477億円で、3年連続で400億円を  
超えています。一方、平成27年の宮崎県内の特  
殊詐欺被害額は約1億6,500万円で、過去最悪  
だった平成26年の約3億5,000万円からほぼ半減  
いたしました。金融機関など関係機関と連携し  
た水際対策や啓発活動の効果が出ていると実感  
しますが、昨年在全国及び本県における特殊詐  
欺被害の現状についてお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 平成28年の全国  
における特殊詐欺被害の状況は、認知件数1  
万4,151件、被害額約406億円となっており、前  
年と比べ、認知件数は微増であり、被害額は  
約76億円の減少となっております。一方、平  
成28年の本県における特殊詐欺被害の状況は、  
認知件数27件、被害額1億6,859万円となってお

り、前年と比べ、認知件数は18件の減少となりましたが、被害額は約350万円の微増となっております。全国、本県ともに過去最高の被害額となった平成26年と比べ被害額が減少するなど、数値的な改善が認められるものの、高齢者被害の高どまりなど、依然として厳しい状況で推移をしております。

**○河野哲也議員** 確かに詐欺集団は手口を巧妙化させています。残念ながら、2月も高千穂で、「有料サイト運営会社から身辺調査依頼を受けている」という、うその内容のショートメールで架空請求詐欺事件が発生して、約860万円の被害があったと報道されました。そこで、本県の特殊詐欺被害は減少傾向にありますが、県警察における特殊詐欺への取り組み状況について伺いたいと思います。

**○警察本部長（野口 泰君）** 特殊詐欺の撲滅は、治安対策上の重要課題であり、県警察では取り締まりと予防の両面から対策に取り組んでおります。取り締まりについては、「だまされた振り作戦」の実施による実行犯被疑者の検挙、突き上げ捜査や他県警察との連携による中枢被疑者の検挙、犯行に悪用される預貯金口座や携帯電話の売買などの助長犯罪の取り締まり等を推進しております。予防については、金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等との協働による被害の水際阻止、コールセンター事業や巡回連絡等の防犯指導による県民の皆様への直接的・個別的な注意喚起、路線バス車内アナウンスや街頭ビジョン、新聞紙面等の媒体を活用した広報啓発、防犯メール、地域防災無線を活用した発生情報の提供等を推進しております。特殊詐欺は、時期に応じた話題が詐欺の口実として悪用されやすいことや、犯行の手口及び被害金の交付形態等が変遷しやすい

ことから、今後も、被害実態を的確に捉え、適切な被害防止対策を講じてまいります。

**○河野哲也議員** 引き続き、本県の特殊詐欺撲滅に全力で御尽力いただきたいと思います。

私たち公明党県議団は、これからも「大衆とともに」の理念のもと、現場第一主義を貫き、県民の思いを酌み取り、1人でも多くの県民に希望が行き渡ることを目指して、全力で取り組むことをお誓いし、私の代表質問を終わります。（拍手）

**○星原 透議長** 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時19分散会



3月3日（金）

# 平成 29 年 3 月 3 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
監 査 事 務 局 長	柳 田 俊 治
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合宮崎、満行潤一です。代表質問の皆さん、お疲れさまでした。きょうから一般質問です。トップバッターは私、トリは都城高専1期生、蓬原正三先輩であります。4月の大イベント、お互い頑張っていきたいと思っております。

昨年から、シンガポール、香港、上海、タイと訪問し、本県との結びつきを見てまいりました。東南アジアに行っても、津々浦々までモバイルネットワーク網の整備も進み、通信インフラの急速な整備に目を見張りました。国をまたいでも数百円で使える格安データSIMの普及、国内でも現地でも買える時代となりました。2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた本県の進むべき道を考えた一年でもありました。1月の最後の週から4週続けて、私用、会派調査、党務と東京に行く機会があり、4週連続で新宿KONNEに訪問するという経験もいたしました。また、東京―宮崎間にボーイング767-300が就航し、定数の270席が満席になる状況を目の当たりにし、宮崎も頑張っているなど自己満足に浸ったりしたところでもあります。

それでは、平成29年度当初予算について知事にお伺いいたします。

29年度の地方財政計画の地方財政規模（歳入歳出総額）及び一般財源総額を見ると、地方財政の収支規模は、通常収支分で86兆6,000億円、前年度比約1%プラス、2011年度以降、7年連続の増加となっています。交付税総額は16兆3,298億円、マイナス2.2%。一般財源総額は62兆800億円、0.7%の増、これは7年連続の増加となっています。一般財源総額については、骨太方針2015で、2018年度までは同水準確保と明記されているので、既定路線ではあります。地方6団体は、評価する共同声明を出しておりますが、少子高齢化に伴う社会保障支出が増加する中で、自由裁量のある一般財源が充実したとはとても言えないだろうと思います。地方財政計画の評価と本県財政への影響について、知事に伺います。

以下、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

地方財政計画についてであります。平成29年度地方財政計画につきましても、地方の一般財源総額について、対前年度比0.7%増の62.1兆円が確保されたことや、地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」が引き続き1兆円確保されたことなど、一定の評価はできるものと考えているところであります。このうち、地方の予算編成に直接的に影響を与えます地方交付税につきましても、2.2%減の16.3兆円となり、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を合わせても20.4兆円と、0.6%の減となっているところであります。税収の伸びということも反面あるわけでありまして。

この状況を踏まえ、本県の平成29年度当初予算における地方交付税については、対前年度比0.2%減の1,824億2,500万円、地方交付税と臨時財政対策債を合計した額も同じく、0.2%減の2,073億7,600万円を見込んだところであります。以上であります。〔降壇〕

**○満行潤一議員** マイナス0.2%の減ということでありまして、歳入に大きなウエートを占める地方交付税の確保というのが非常に大事だろうと思います。財源不足の規模と地財対策を見ると、財源不足額は6兆9,710億円、24.3%、7年ぶりに大きく拡大しています。交付税原資である国税5税や地方税等が微増にとどまり、歳出の増加に対する歳入不足が拡大したことになります。財源不足補填に地方債(財源対策債、臨時財政対策債)の増発となります。臨時財政対策債は、事実上、地方の立てかえ払いが恒常化していることが気にかかります。交付税の法定率の引き上げなど、抜本的な対策を講じることが地方交付税制度本来の姿であると思います。本県の一般財源はこの10年横ばいに対し、社会保障費は505億円から863億円に大きく膨らんでいます。歳入確保へのさらなる努力が重要となります。地方交付税など財源確保をしっかりと国に要求すべきと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県の財政を考えますと、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する脆弱な財政基盤であります。特に地方交付税は、平成29年度当初予算におきましても、歳入全体の31.6%を占めているところであります。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障する、地

方の固有財源、極めて重要な役割を果たしているものであります。一方で、厳しい国の予算編成に当たりましては、この地方交付税の金額の大きさ、どうしてもこれを見直そう、抑制しようという強い圧力が常に予算編成の中で働いているところであります。県としましては、地方が必要とする経費につきまして、適切に地方財政計画に反映させるとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額が何としても確保されるよう、全国知事会や国への提案・要望など、あらゆる機会を通じて、国に対して強く要望を行っているところであります。今後とも引き続き、強く訴えてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ありがとうございます。ぜひ力強く進めていただきたいと思っております。

それでは、本県のASEAN市場戦略についてお伺いいたします。単身、タイ・バンコクに行つてまいりました。ジェトロバンコク、バンコク日本人商工会議所、泰日工業大学、多くのショッピングセンターも回りました。東南アジア諸国連合(ASEAN)は、東南アジア10カ国の経済・社会・政治・安全保障・文化に関する地域協力機構として存在しています。訪問しましたバンコク商工会議所は、会員数は上海に次ぐ1,700社を誇っているということでありまして、タイに日本から4,500社ぐらいが進出しており、日本レストランは2,700店。2007年リーマンショック、2011年大洪水災害を受けながらも、タイ、ASEANを目指してどんどん日本から立地してきている。ASEANを対象とした市場開拓や経済交流に積極的に取り組む自治体がふえているというお話でありました。

タイでの事例ですが、インバウンドを見れば、タイから日本に年間80万人が訪問していま

す。温泉好きな国民性や、珍しい雪を見に東北地方にとか、ビザが解禁されて日本に押し寄せています。佐賀県を舞台にしたドラマをきっかけに、佐賀県が人気になっているとも聞きました。ジェトロバンコク事務所では、唯一、福岡県がバンコク事務所を開設している。おもしろい取り組みとして、愛知、岐阜、石川の3県を地図で見ると昇る竜に見えるということで、「昇竜道」と銘打った観光物産展を展開している。茨城、栃木、群馬の連携や、水産では長崎と北海道の連携したイベントをやっている。長崎と北海道、何だろうと思うと、とれる魚が違うんだそうです。地方銀行も30行進出している。毎週、日本各地のイベントがタイ国内各地で開催されているというお話をお伺いいたしました。

そこで、質問であります。本県のASEAN市場の海外戦略上の位置づけと、市場開拓に向けた取り組み状況について、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** ASEANは、約6億3,000万人の人口を有し、急速な経済発展を遂げる有望な市場でありますことから、県では、みやぎきグローバル戦略において重要な地域の一つに位置づけ、積極的に販路開拓に取り組んでいるところでございます。具体的には、ASEAN市場のゲートウェイでありますシンガポールに輸出促進コーディネーターを配置し、伊勢丹シンガポールとの連携協定を締結するなど、県産品の輸出拡大に取り組んでおります。また、タイにおける医療機器の売り込みや、ジェトロと連携したブルネイ等からの現地バイヤーの招聘、さらには、インドネシアやベトナムへの経済ミッションの派遣など、輸出に向けた取り組みも展開しているところであ

ります。今後とも、ジェトロなど関係機関等と連携しながら、みやぎきグローバル戦略を着実に推進し、ASEAN市場の販路開拓に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 農産物の輸送など、流通の改善も必要だと感じました。輸送コストの高い飛行機ではなく船が使えるようになれば、輸出コストは大幅に削減できる。福島県は、タイへの桃の輸送方法を航空便から船便にして半額になったと聞いています。また、沖縄県は、県産農産物の輸出拡大に向け、那覇から香港への海上輸送テストを行っています。3タイプの冷蔵コンテナに紅芋など7種類の野菜を同量積み込んで送り、鮮度の劣化や傷みの度合いなどを調べているということでもあります。本県も、輸送コストの安い海上輸送による農産物の輸出に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農産物輸出における海上輸送の利用につきましては、航空機を利用する場合と比較すると、大量の貨物を低コストに輸送できることから、品目によっては大変有効な手段であると認識しております。しかしながら、海上輸送は、目的地まで時間を要することから、しっかりした鮮度保持対策の強化と、コンテナを満載にするために一定のロットを確保する必要があるなどの課題もございます。このため県では、輸出事業者と連携して、温度や酸素、二酸化炭素濃度を調節し、鮮度を保持するCAコンテナでの輸送試験や、他産地や関係団体等と連携した、混載によるコンテナの積載率の向上に向けた取り組みを現在進めているところであります。今後とも、品目や輸出国ごとに、より低コストで鮮度保持が可能な輸送方法について検討を行い、本県農産物の輸出

競争力の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** トップセールスについてお伺いいたします。岐阜県知事は、3年に1回、東アジア地域へのトップセールスを行っており、その様子が各国の地元紙に掲載される。岐阜県を訪れる外国人観光客は国内トップ5に入る。知事のトップセールスには意義があると思います。アメリカに行かれた知事ですが、ASEAN諸国へのトップセールスの状況について、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** トップセールスは、知事である私が、その立場を生かして、物産、観光など、本県のさまざまな魅力を直接売り込むとともに、現地の要人との人的ネットワークを構築する絶好の機会であると考えております。特に、知事が行くからということでそれぞれの組織のトップと会える、そして人脈を築くことができるということは、海外との交流拡大を図る上で大変重要なものと考えております。このため、知事就任以来、県産品の販路開拓を初め、クルーズ船の誘致、航空路線の維持・充実など、毎年、さまざまな分野でのトップセールスを実施してきております。

ASEAN諸国につきましては、平成25年8月にシンガポールを訪問しまして、県産品のプロモーションや関係団体とのネットワークづくり等に取り組んできたところであります。御質問にありますとおり、ASEAN諸国、これからますます交流が深まり、重要な地域となつてまいります。ここ1～2年を振り返ってみましても、タイやベトナムからのお客様とお会いする東九州メディカルバレー構想、また、ナムディン省との交流など、大変機会が多くなっております。今後とも、ASEAN諸国を初めと

する海外市場の開拓に向けまして、機会を捉えて、効率的・効果的なトップセールスに積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 大変お忙しい身ではありますが、ぜひ時間をかけて何カ国か回っていただければ、それなりの効果が上がるだろうと思っていますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

アジアでも、食の安全・安心に関心が高まっています。食の安全・安心を示す統一マークを作成・活用すれば、海外市場での県産品の認知度向上や販路拡大につながると思います。食の安全分析装置日本一の検査を売りに、食の機能性表示、例えばひなたマークのシール、マークの統一表示が他県と差別化を図る上で有効と感じました。海外市場における県産品の認知度向上の取り組みについて、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長(中田哲朗君)** 県産品の認知度向上のためには、その商品の特徴やほかの産地との違いをしっかりとPRし、差別化を図るとともに、これらの情報を海外のバイヤーや消費者に継続して伝えていくことが必要でございます。このため県では、例えば、先般、シンガポールで開催いたしました物産フェアでは、本県の強みであります「安全・安心、健康によい」をコンセプトに、広告や装飾にも宮崎の太陽や青空を印象づけるデザインを施してPRを行うなど、認知度向上の取り組みを行い、現地でも高い評価を受けたというふうに聞いております。今後とも、県内企業と連携しながら、効果的な取り組みを粘り強く続け、県産品の認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、新宿みやざき館KONNEと市町村とのコラボについてお伺いいたし

ます。先日開催されました「みやぎきひなた week!!2017」では、新しくできたバスタ新宿「Suicaのペンギン広場」で、県内4市町（都城市、日南市、串間市、高千穂町）、県のブースが並んでPRを実施しておりました。また、新宿KONNEも一緒にイベントを盛り上げたと思っています。今まで、新宿KONNE内では、市町村が観光物産展を開催することは、建物の狭さなどで困難でありましたが、バスタ新宿「Suicaのペンギン広場」を活用することで、市町村とKONNEが連携した、より効果的なPR活動が可能になりました。今後も、県が定期的に同広場を借りるなどして、市町村のイベント開催を支援し、Suicaのペンギン広場イコール宮崎県（ひなた）というイメージを持ってもらえるようにしたらどうかと思います。ペンギン広場を活用した、市町村との連携によるPR活動について、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** お話のございました、新宿みやぎ館KONNE近隣に整備されておりますイベント広場、ペンギン広場は、バスタ新宿からの出口やJR新宿駅の新たな改札口の目の前に位置しておまして、人通りも非常に多いことから、新宿KONNEとそのイベント広場を一体的に活用することで、宮崎の魅力をより効果的に発信できるものと考えております。このため、市町村や民間企業・団体等と連携し、県内各地域の観光や物産、歴史・文化などのさまざまな魅力を直接体感し、交流できるイベントの実施などに取り組むことといたしております。

**○満行潤一議員** 新南口、バスターミナルもできて、たくさんの外国人が大きなスーツケースを持ってKONNEに入っている姿もよく見ま

す。外国人観光客の増加、海外での販路拡大を図るためには、情報発信力の強化が必要だと思います。中国人観光客の爆買い行動をきっかけに、中国人の利用するSNSをインバウンドプロモーションのツールとして活用することが注目されてきています。中国最大のソーシャルメディアである中国版ツイッターのWeibo（ウェイボー）の個人アカウントは、5億6,000万人だそうです。新宿みやぎ館KONNE若手スタッフ手づくりのフェイスブックによる情報発信も見事です。さらに、新宿KONNEのスタッフとして中国人、韓国人など外国人を採用し、接客や外国語での情報発信をしてもらうのはどうだろうかと思います。SNSを活用することで、多くの外国人に関心を持ってもらえると思います。SNSを活用した中国語、韓国語など多言語による情報発信についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** お話にございましたとおり、新宿KONNE周辺では、現在も外国人の往来が非常に多い状況にございますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後、その数はさらにふえてくるものと予想されます。KONNEにおきましても、こうした外国人に向けて、外国語による案内表示や商品紹介などのほか、SNS等を活用した情報発信を行っていくことは、大変大事な視点であると考えておりますので、今回のリニューアルに合わせ、今後、その対応について検討する必要があるというふうに考えております。

**○満行潤一議員** 次に、Wi-Fiの設置について提案申し上げたいと思います。新宿みやぎ館KONNEにWi-Fiがあれば、同館を訪れた人がその場でつぶやくことができる。情

報発信、宮崎のPRをしてもらえるのではないかなと思います。当然、KONNE周辺は駅もありますし、コーヒーショップもあるということで、近隣施設の無料Wi-Fiが使える環境にはあります。しかし、KONNE内で「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を提供し、「みやざき観光情報 旬ナビ」に飛ばせば、観光PRにもつながるのではないかなと思います。Wi-FiサービスをKONNEで提供してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 新宿KONNEにおいて、無料でインターネットに接続できるWi-Fiサービスを提供することは、外国人はもとより、お客様を店内へ呼び込み、滞在時間を長くし、多くの商品やメニュー、観光情報等に触れていただける効果があると認識しております。また、SNSを活用した情報の拡散などのPR効果も期待でき、本県への誘客や、海外に向けた宮崎の魅力発信を図る上でも有効であると考えておりますので、リニューアルに合わせ、Wi-Fiサービスについても検討しているところでございます。

**○満行潤一議員** KONNEの一番の特徴である建物全てを貸り切っているところに、ほかのアンテナショップとの差別化ができていのだらうと思います。そういう意味では、壁の中も外も窓も全部使えるということですので、ぜひ、ディスプレイ等についても、もっと頑張ってくださいなと思っています。新しくなるKONNE、期待をしていますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、国際クルーズ船拠点港湾についてお伺ひいたします。国交省は、官民連携により国際クルーズ船拠点を形成するため、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用など

を認める新たな仕組みを検討しており、先月末に、官民連携による国際クルーズ拠点港湾として佐世保、八代港など8港湾を選定しました。熊本県は、八代港をクルーズ船の母港に、世界第2位のクルーズ船会社と協力し、平成28年のクルーズ船寄港実績は12回、九州で9位でありましたが、平成29年は外国船だけで70回の寄港を見込むと意気込んでおります。油津港は、官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾になることができないのか、お伺ひいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 今回、国が行った選定においては、港湾管理者と投資を行うクルーズ船の会社が共同で応募することとなっておりまして、その募集要項においては、クルーズ船が優先して利用できる岸壁や、旅客ターミナルビルなどを整備する用地が確保されていることなどの考え方が示されております。油津港においては、貨物船とクルーズ船が同一の岸壁を利用していることに加え、岸壁背後は物流に利用されるなど、用地の確保も困難なことから、現段階においては、今回の選定の考え方に合致しないものと考えております。しかしながら、クルーズ船の寄港は、本県の地域活性化に大きく貢献しておりますので、引き続き、既存施設を有効活用した整備を進めるとともに、物流関係者との調整やポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** スペースがないということは了解しましたが、ぜひ今後とも実績づくりに頑張ってくださいなと思っています。

もう一つ、MICE誘致についてお伺ひしたいと思います。県の重点施策として、学会議や企業の研修旅行など、MICE誘致が挙げられております。そういう中、来年5月に言語処



理技術関連の国際会議が本県で開催されることが決まりました。7～12日の6日間で最大延べ6,000人の参加が見込まれ、国際会議としては過去最大規模となる見通しだそうです。MICE誘致をめぐっては、世界各国・国内の都市間競争を勝ち抜き、規模の大きな催しを誘致できるかが課題になっており、今回の成功例は担当者の皆さんも大きな手応えを感じていると思います。この国際会議についてどのような誘致活動を行ったのか、また、誘致が成功した要因についてどう分析しているのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** MICEの誘致につきましては、日ごろから、県、市町村、みやざき観光コンベンション協会、民間企業等が一体となって積極的な誘致活動を行っているところでありますが、今回の国際会議につきましては、このような日ごろの取り組みが評価され、平成27年7月に、JNTO（日本政府観光局）より候補地の一つとされたところであります。その後、学会の関係者やキーマンを本県に招聘し、知事のトップセールスを実施するとともに、本県のMICE環境を視察していただいたところでございます。

誘致成功の要因といたしましては、トップセールスなど誘致に向けた本県の熱意や、充実した会議・宿泊施設、空路のアクセスのよさ、豊富な自然や食材等のほか、宮崎に伝わる神話や伝統文化などの本県の魅力が評価されたものであると考えております。

**○満行潤一議員** やっぱり知事のトップセールスというのは非常に有効だということを、今も聞いて感じました。横浜の国際会議はもう飽きたと、地方にという流れかなと思っていますが、今回の誘致成功の実績は、今後の誘致活動

に向けて大きな弾みになったと思いますし、有利になってくるのではないかと思います。今回の誘致の成功を今後どのように生かすのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 今回、国内外の激しい競争の中で、大型の国際会議の誘致に成功しましたことは、本県MICE関係者にも大きな自信となり、次の誘致への弾みになったところでございます。また、この会議には、世界各国から多くの研究者が訪れることから、本県の魅力が広く国内外に発信されることが期待できますとともに、会議の準備・開催を通じて、国際会議の運営や外国人へのおもてなしなど、受け入れノウハウの向上が図られるものと考えております。今後とも、学会等の誘致に影響力を有する宮崎県MICEアンバサダーを初め、県内外のさまざまなネットワークを活用しながら、市町村や関係団体とも連携して、MICE誘致に関する情報収集を幅広く行うとともに、本県の魅力をアピールすることで、より多くの誘致につなげてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 今後を期待しています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、米の生産についてお伺いいたします。ことしのえびののヒノヒカリ、特Aは逃がしました。改めて、毎年の取得は簡単にいかないんだなと感じたところであります。さて、「コメ、縮む「1俵の格差」」という新聞記事が目にとまりました。「業務用が高騰、店頭は豊作で安く、飼料米・ブランド競争響く」ということであります。「米の生産調整（減反）の廃止が来年に迫る米市場にほころびが目立ち始めた。豊作にもかかわらず、中食や外食で使う業務用の米が不足し、政府による飼料用米への転

作推進策や産地の高級ブランド戦略に消費の減少が絡み合い、安価な米が価格水準を切り上げた」となっています。ブランド米と価格が並び、1俵の格差は縮んでいると報じられているわけであり、本県もブランド米の生産に力を入れていますが、ブランド米の価格は、上記記事にあったように、業務用米との価格差が縮小している状況にあります。県は、ブランド米、業務用米の生産についてどのような方針で取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県におきましては、これまで、早期水稻のコシヒカリと普通期水稻のヒノヒカリを中心に、うまい米づくりに取り組んできたところであり、コシヒカリは日本一早い新米として、また、ヒノヒカリはおいしい県産米として、広く県民から愛されるなど、一定の評価を得ており、今後も、県内外から堅調な需要が見込まれております。一方、業務用米につきましては、近年、大手外食チェーン等から取引の打診がふえてきておりました。今後のビジネス拡大に期待が持てますけれども、安定供給や価格設定の面で課題がありますことから、現在、多収品種の導入による低コスト化や、気象変動に強い生産体制の構築などに取り組んでいるところであります。県といたしましては、これまで行ってきましたブランド米の推進に加え、新たな需要拡大が見込まれる業務用米につきましても、ニーズに沿った生産が可能となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ありがとうございます。

次に、安心・安全な県土づくりについてお伺いいたします。

まずは鉄道であります。3月4日、あすのダイヤ改正から、4両編成の特急にちりん号、

ひゅうが号などにおいてワンマン運転が始まります。非常通報装置の増設や防犯カメラの設置、避難はしご、車掌ではない保安要員の6カ月間配置など、改善はされたものの、安心・安全性の確保には疑問が残ります。片側1車線で最高速度を制限された高速道路も、単線で車掌の乗っていない特急列車も、料金は距離で決まります。安全性が低下しても乗車料金は一緒であります。東京一宮崎間、ボーイング767-300が就航し、270席が満席との話をしましたが、この飛行機、キャビンアテンダントは6名搭乗しています。ワンマン化はやはり安全上問題だろうと思います。日豊本線の一部の特急列車でワンマン運転が導入されることになりましたが、今後、県はどのように対応していくのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 特急のワンマン化につきましては、昨年12月に知事や沿線市町がJR九州本社を訪問するなど、地域の実情等を踏まえた慎重な検討を要請してまいりました。JR九州におきましては、地元の声を真摯に受けとめ、導入に当たって、例えば乗降時に運転士がホームにおいて目視で確認を行うこと、質問にありましたけれども、客室へのSOSボタンの増設や防犯カメラの設置、さらに、ワンマン運転開始後も最低6カ月間はお客様案内等を担当する係員が乗務することなど、国の基準を超えた特別の措置を実施するとのことでありました。また、これらの対策を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うことにより、安全性を確保するということでありました。

県といたしましては、JR九州に対し、これらの対策を着実に実行すること、また、何よりも安全性の確保を最優先に、必要に応じてさらなる見直しを行うことを含めた対策を求めたと

ころであります。今後とも、JR九州の取り組みを注視してまいりたいと考えております。また、我々地元としても、利用促進など市町村と連携して、路線の維持に向けた地域の努力を全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** とりあえずは6カ月間様子を見て、それでいろんな問題があれば、そのことをしっかり県としてもJR、沿線自治体とも共有してその対応に当たってもらいたい。ぜひお願いしたいと思います。

利用促進の取り組み、今、部長も答弁いただきましたが、きのう田口議員も質問していましたので、もう再質問しませんが、結局、乗って残さないとバスも列車もなくなる。どんどんダイヤが減るんだということを県民運動として盛り上げていかなきゃいかんと思っています。

しかし、今後、ワンマン列車では指定席がなくなる可能性が高いと思います。車掌がいなくてチェックができない。モラルの維持ができない。家族水入らずのゆったりした旅行、仲のいいカップルの旅行、そういった旅行ニーズに応えるために指定席はあったのではないかと思います。ゆとりのない空間になっていいのかと。ワンマン化は、安全性だけでなくいろんな問題を内包していると思います。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、オスプレイについてお伺いいたします。オスプレイが2014年に小林上空で被雷しプロペラ2枚を破損していたことが、報道でわかりました。県は九州防衛局に対し、事実確認を求めています。米軍に問い合わせ中ということで、まだ回答がない状況だと思います。国に引き続き情報開示を強く求めるべきだと思います。知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** オスプレイが被雷した

とされる事案につきましては、報道を受けまして、すぐに国に対し事実関係に係る情報提供を求めたところでもあります。1月19日に、「米側から情報を得ており、分析・精査をした後、地元丁寧に説明していく」との連絡があったところでもあります。現時点で情報提供はなされておられません。この間、危機管理統括監から九州防衛局の幹部に対し、複数回にわたり申し入れを行うなど、早急に情報提供を行うよう、国に求めているところでもあります。引き続き、強く国に求めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** もともとこのオスプレイ、アメリカでは未亡人製造機と言われるぐらい、開発段階から大きな事故を起こしながら今日まで来ている。国民もオスプレイについては安全性を疑問視しているのではないかと思います。知事はオスプレイの安全性についてどうお考えなのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** オスプレイの訓練、配備等につきましては、国の責任において適切に対応すべきものでありまして、日本政府として、機体の安全性を確認し、日米合同委員会において、安全確保等に関する合意がなされているところでもあります。本県ではこれまでも、県民の安全・安心を確保する観点から、日米合同委員会で合意された安全確保策の遵守や、事故が発生した場合の速やかな情報提供等について、国に求めてきたところでもあります。今後も、日米合同委員会で合意された内容に沿って適切に運用されるよう、状況を注視しますとともに、国に対して、適時的確な情報提供などについて、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひ、県民の安心・安全を守るために努力いただきたいと思います。

次に、旭化成の放射性廃棄物地下保管施設についてであります。旭化成は、日向市竹島町に建設した低レベル放射性廃棄物地下保管施設の床面の一部で、水のにじみが確認されたと発表しています。施設は、床が地下8メートルのところであり、震度7の揺れにも耐えられるよう、壁や天井は厚さ1メートルを超える鉄筋コンクリートで覆われているほか、入り口は分厚い鉄の扉とゴムで水が入り込むのを防ぐ構造になっていると聞いています。同社によると、放射性物質漏れなどの周辺への影響はないと言われています。この放射性廃棄物地下保管施設における水のにじみはどのような状況だったのか。また、県としてどのように対応したのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 御質問の地下保管施設では、旧ウラン濃縮研究所で使用したウラン溶液を中和し、固めてドラム缶に詰めたものなどが保管されておりますが、今回の水のにじみにつきましては、施設床面のコンクリートのつなぎ目に沿って発生したもので、地下水由来のものと考えられております。その量は極めて微量であり、保管物との接触はありませんが、旭化成においては、徹底した対策を行う観点から、コンクリートのつなぎ目に樹脂を充填するほか、施設全体を鉄の板で囲み、地下水の流入を防止する等の修復工事を実施しているところであります。

県におきましては、7月に旭化成からの第一報を受け、原因や想定される影響・対策等についての報告や関係機関への連絡を求めますとともに、県が委嘱しておりますウラン対策専門委員による現地視察を11月に実施し、保管状況や工事内容を確認したところであります。今後とも、旭化成において施設が安全に管理されるよ

う、関係機関等と連携し、注視してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県の取り組みは了解いたしました。

次に、防災・救急車両についてであります。県内には、宮崎大学、県立宮崎病院、都城市郡医師会病院にドクターカーが配備されています。これらのドクターカー運用に係る経費の財政的支援があるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県立病院を除く救命救急センターにつきましては、ドクターカーの運転手に係る人件費の国庫補助が措置されておりますけれども、その他の病院については、補助対象とはなっていないところであります。

○満行潤一議員 大分県薬剤師会が運用している移動薬局カー「モバイルファーマシー」なるものがありますし、鹿児島市の民間病院、米盛病院にはドクターヘリ、ドクターカーがあり、今回、新たにDMATカーを導入しました。これらの防災車両を本県の民間病院や団体が購入し運用するとしたら、財政支援はあるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県内のドクターカーや、DMATチーム等の派遣に必要な緊急車両の整備につきましては、これまで地域医療再生基金を活用して支援してまいりました。御質問にありました、災害時の医薬品供給車両でありますモバイルファーマシーや、DMATが自立的に活動するための専用車両でありますDMATカーにつきましては、平常時の法令上の使用制限や使用頻度等の課題もありますことから、全国的にはまだ導入事例が少ない状況にあります。一方、災害時の医療救護活動では重要な役割を担うことができますことから、既に

導入している団体や医療機関の活動状況等を踏まえながら、その必要性や効果等について、関係団体や県内DMA Tとも議論してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 民間の団体等が県土を守るために自主的に投資している。ぜひ、財政的支援を行うことによって宮崎県でも配備が進めばいいなと思っております。

次に、県内ドクターカーへの消防無線配備状況をお尋ねいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県内のドクターカーのうち、県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院のドクターカーには、宮崎市消防局の消防無線が設置されていると伺っております。都城市郡医師会病院のドクターカーについては、消防無線は設置されておきませんが、独自に無線局を開設して、病院、ドクターカー、都城市消防局の通信指令室が相互に無線通信をすることで、情報共有を行っていると伺っております。

○満行潤一議員 都城市郡医師会病院のみ消防無線が配備されていない。おかしいと思うんですよね。共同して現場に走る救急車と連絡がとれない。ドクターヘリともリアルに交信できない。これは非常に日々不便なんだろうと思いません。市郡医師会病院は、2次救急医療施設、災害拠点病院など、政策医療をしっかり担っていただいています。ドクターカー運用も、財政支援がなくても頑張っている。県は直接的な当事者じゃないかもしれませんが、消防無線が配備できるよう支援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） ドクターカーの医師と救急車の消防隊員が、無線等を使って現場の状況や患者の情報を共有することは、救

命救急活動を行う上で大変重要であると考えております。都城市郡医師会病院から、ドクターカーの消防無線の設置について、具体的な相談、要望等がありましたら、地元自治体や関係機関とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 地元がどうなっているのか私もよくわかっていないんですけど、ぜひ、当事者、管内の消防局と連携をとっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、教員の長時間勤務の改善について質問させていただきます。昨年6月に、文科省の業務適正化に向けたタスクフォースでは、長時間勤務解消に向けて勤務時間管理の適正化が、また、今年度の県人事委員会勧告においても、「勤務実態の適切な把握に努め実効ある取り組みが必要」と指摘されています。個々の教職員の勤務時間はどのように行っているのか。出退時間の把握をやっていない状況では、誰がいつ出勤し、退勤したのかもわかりません。安心・安全な学校運営上も大きな問題だろうと思えます。あの広い校内で倒れていても発見できないのではないかと心配します。教員の長時間勤務の改善が課題となっていますが、各教員の勤務時間はどのように把握されているのか、教育長、お願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 教員の勤務時間の把握につきましては、各学校の管理職が、退庁時間に合わせてそれぞれの教員の状況を見るなどして確認を行っております。また、退庁の遅い教員については、翌日、教頭や主任等がその把握に努めているところであります。今回、厚生労働省が労働時間の適正な把握に関するガイドラインを定め、勤務時間の管理責任を改めて明確にするとともに、勤務時間の把握のために使

用者が講ずべき措置等を明示いたしました。このようなことから、県教育委員会といたしましては、教員の出勤・退勤時間の適正な把握の方法等について、学校の実態を踏まえ、関係機関等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 管理職が管理・監督だろうと思うんですけども、大きな学校になると100名を超える教職員がおられるわけで、とても管理職が一人一人の勤務時間を把握できている状況には今ないだろうと思います。ぜひ、しっかりとした把握に努めていただくように改善いただきたいと思っています。

また、教員の長時間労働の一因と考えられる朝課外、夕課外については、再検討の時期にあるのではないかと思います。教育長の考えを伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 県立高等学校における朝課外・夕課外は、保護者からの依頼を受けて各学校が実施しているものであります。その際、生徒の進路実現に必要な学力養成に向けて効果的な実施形態を検討するとともに、教職員の負担等も考慮して取り組んでおります。例えば、生徒に受講する教科・科目を希望に応じて選択させたり、課外を通年ではなく、特定の時期のみ実施したりすることで、生徒や教職員の負担軽減を図るなど、さまざまな工夫を行っている学校もあります。教育委員会といたしましては、今後とも、各学校の朝課外・夕課外の取り組みにつきまして、生徒や教職員に過度の負担とならないよう、さまざまな機会を通して呼びかけてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** P T A主体と言われておりますが、ぜひ、その改善をお願い申し上げたいと思います。

次に、部活についてであります。児童生徒が熱心に部活動をしていることは喜ばしいことです。しかし、特に運動部活動は、平日は授業が終わってから部活動。ほとんどの休日も朝から部活。熱心に部活に励むことはよいことですが、担当する教員も生徒も休みなしになります。健康面の配慮も必要です。教員の多忙化の要因の一つが部活の指導であり、長時間労働の原因でもあると思います。2017年4月から、大阪府の全ての府立高校と支援学校、計182校で、ノー部活デーを試験的に実施すると、大阪府教育庁が発表しました。週1回以上の部活のない日を設けるよう教育委員会が主導すべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育長(四本 孝君)** 部活動につきまして、学校教育活動の一環として、教育的意義は高いものと考えておりますが、生徒の健康上の問題等もさることながら、教職員の負担軽減等の観点からも、休養日を適切に設定することは大切なことと考えております。県教育委員会では、このような観点を踏まえ、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」の取り組みの一つとして、部活動の負担軽減を図るために、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は、部活動を休みにする取り組みを現在進めているところであります。今後、こうした取り組みをさらに徹底いたしますとともに、来年度末に国が策定する「運動部活動の総合的なガイドライン」などを踏まえ、休養日の拡充により一層努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 週1回及び「家庭の日」は部活動休みの取り組みを進めていると答弁されましたが、本当に効果が上がっているのか、どのように把握されているのか、その評価はどのようなのか、しっかりとした検証が必要だと思いま

す。今後、しっかりした検証をお願い申し上げたいと思います。

次に、県職員の人材確保についてであります。新規事業「みやぎ産業人材確保支援基金事業」は、民間企業の人材確保に対応すべく奨学金返済の支援を行う、これまでにない踏み込んだ施策だと思います。しかし、県庁も民間同様、人材確保が困難な状況になっています。16年度の県採用試験4.7倍、平成では最低と報道されました。特に、近年の人事委員会の採用試験の実施状況を見ると、大卒程度の土木職、建築職、農業土木は競争倍率が2倍以下となっています。これらの技術職については、合格者が採用予定数を下回った場合、現場への影響が懸念されますが、どのように対応するのか。また、高卒者の採用、活用をもっとふやすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 県職員の採用試験の最近の状況を見てみますと、御指摘のありましたとおり、技術系職種において倍率が大変低い職種がありまして、大きな課題であるというふうに思っております。合格者が採用予定数を下回った職種につきましては、業務量に応じた職員配置の見直しでありますとか、所属における担当制の活用などにより、業務への影響が最小限に抑えられるよう努めてまいっているところでありまして、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

また、技術系職種における受験者数減少への対策といたしまして、来年度から、大学卒業程度等の試験において、専門分野をより重視した受験しやすい内容への見直しが予定されておりますけれども、御質問にありました高卒者の採用枠の拡大も、対応策の一つとしてあるというふうに思っております。今後とも、職種ごとの

業務の専門性等に十分配慮しながら、また関係部局と協議しながら、採用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 意欲のある高卒者を採用するという事は非常に有効だと思いますので、御検討いただきたいと思います。

家畜保健衛生所の問題について質問させていただきます。昨年12月に川南町で、1月には木城町で鳥インフルエンザが発生しました。寒さの厳しい中、関連農場で殺処分・防疫作業に従事された皆さんに、敬意を表したいと思います。

本県は、家畜保健衛生所の獣医師が担当する飼養農家戸数が全国で最も多い。減ったとはいいながら、本県の受け持ち農家数130戸、北陸3県は1人当たり3戸から4戸と大きな開きがあります。鳥インフルエンザの発生等により、突発的な対応を求められることもあります。県内3カ所の家畜保健衛生所と今の獣医師の数では負担が重いと思います。家畜保健衛生所の獣医師を増員すべきと考えますが、獣医師確保の取り組み状況についてお伺いします。また、家畜保健衛生所を新たに設置する考えはないか、あわせてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県では、平成22年の口蹄疫の発生を受けまして、獣医療整備計画を策定し、家畜保健衛生所の獣医師を計画的に増員することといたしております。このため、24年度から関係部局が一体となって設置いたしました獣医師確保対策チームを中心に、インターンシップの受け入れや本県への就職希望者に修学資金を貸与するなど、獣医師確保に積極的に取り組んでいるところであります。また、県内には、御指摘のように3カ所の家畜保健衛生所がございますけれども、さらに機能を

強化するために、25年度からそれぞれに駐在を新たに設けたところであります。今後、まずは獣医師の確保を図った上で、駐在を含めた家畜保健衛生所間の連携強化を図り、防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** この広い宮崎県、3つの家保では足りないと思うんですが、その前に、おっしゃるように、獣医師の確保が何よりも急がれる。駐在といっても資機材も何もないわけで、指導、相談に応じておられるのだろうと思いませんけれども、ぜひ、今後とも獣医師の確保には努力いただきたいと思えます。

そこで、提案なんですけれども、獣医学部というのは、国立10、公立1、私立5の16大学しか持っていません。入学定員、合計1,000名なんです。大学や国の研究機関、国家公務員、ペット小動物に流れて、残りを都道府県で奪い合う構図だと思います。全国の自治体で獣医師の確保に苦勞されている。獣医師の絶対数が足りないのだろうと思えます。余るぐらい獣医師がふえないと、地方では雇用できないのではないかと。今、宮崎県は、弁護士事務所には複数の弁護士が来ていただけるようになりました。それは、改革によって弁護士をふやしたから、この宮崎まで弁護士が来ていただいた。余るぐらい獣医師をふやさないと、なかなか地方には獣医師は来てくれないんじゃないかと。獣医系大学の定員をふやすよう国に要望する考えはないかと、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にございましたように、獣医系大学は全国に16大学ございまして、毎年、約1,000人の獣医師を養成しております。卒業生の就職状況を見ますと、ペットなどの小動物臨床分野に約4割が就職する一方、都道府県への就職は約1割にとどまっ

ている状況にあります。このため県では、全国各地の大学での出張講義や県内高校生へのガイダンスを通して、家畜防疫など県職員獣医師の担う業務の重要性を直接伝えるための取り組みを実施しているところであります。また、国に対しましては、大学における職業教育の強化など、学生の就職先の偏りを解消するための施策を充実するように、要望活動を重ねているところであります。今後も、これらの対策を通じて、県職員獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 定員増については研究課題だと思いますが、ぜひ、そういった取り組みを国にしっかり知事を先頭に訴えていただきたいと思っています。

時間が来ましたので終わりますが、3月で退職を迎える皆さん、本当に長い間お世話になりました。今後とも、県勢発展のため、各地域で御尽力いただきますようお願い申し上げます。全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 次は、徳重忠夫議員。

**○徳重忠夫議員**〔登壇〕（拍手）おはようございます。続けて都城からの登壇でございます。よろしくお伺いいたします。

通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

まず最初に、重点施策についてお伺いいたします。

平成29年度の一般会計当初予算は、対前年比で42億3,700万円、率にして0.7%の減となる5,788億3,500万円と、4年ぶりのマイナス予算であり、2巡目国体を見据えたスポーツ施設の整備など、大型投資を控え、手がたい予算編成をされたという印象であります。このような



中、予算案の概要を見ますと、未来志向の地方創生に取り組むための平成29年度重点施策として、1、人口減少対策と中山間地域対策の強化、2、世界ブランドのみやざきづくりの推進、3、成長産業の育成加速化と新たな産業づくり、この3つの柱が掲げられ、全体で162億3,400万円が計上されており、めり張りをつける努力も見られると感じておるところであります。

予算編成に当たっては、これまでも毎年度、重点施策を定め、それらの柱に基づいて具体的な事業を構築・展開されておりますが、施策というものは、単年度では成果が出ないものが少なからずありますので、長期的な視点を持って継続して取り組み、しっかりと結果を出していくことが大変重要であろうと考えております。

そこで、これまでの重点施策の主な成果と、今後、特に力を入れていきたい分野について、知事にお尋ねしておきたいと思っております。

次に、財政運営についてお伺いたします。

本県では、平成38年度に、2巡目となる国体を開催することとなっております。本県の財政状況を考えますと、歳入の大幅な増が見込めない中で、社会保障関係費は年々増加し続けており、また、人口減少問題や地域経済の活性化等、多くの課題が山積している状況でもあります。大きなプロジェクトであります国体開催に財政的に対応できるのか、私は不安を感じておるところであります。そこで、国体開催を控えて、今後どのような財政運営を行っていくかとされているのか、知事にお尋ねしておきたいと思っております。

以上を壇上での質問といたしまして、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えいたし

ます。

まず、重点施策についてであります。重点施策は、限られた財源の中で、県総合計画などの着実な推進を図るために設定しております。近年は、フードビジネス等の成長産業の育成や地域活性化等に力を注いでまいりました。この結果、例えば、平成27年度の農業産出額は3,424億円、平成26年度の食料品・飲料等出荷額は4,762億円と、平成22年度からの伸び率を見てみますと、それぞれ全国第2位、第4位となったほか、平成26年度の製造品出荷額等も、過去最高の約1兆5,276億円となったところであります。さらには、産学金労官が一体となって企業成長・人財育成を支える体制の整備も進むなど、産業振興の面では確かな手応えを感じておるところであります。引き続き、こうした課題にしっかりと取り組むとともに、今後は、国民文化祭や2巡目国体の開催も予定されております。文化やスポーツの振興、美しい宮崎づくりなどに力を入れながら、「新しいゆたかさ」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国体開催を控えた財政運営についてであります。国体開催に伴う施設整備につきましては、国の補助・交付金や起債、県有施設維持整備基金を活用して、その費用を賄うこととしております。今後、増加が見込まれる公共施設の老朽化対策等を考えますと、県有施設維持整備基金については、さらなる積み増しを行っていく必要があると考えており、今議会に提出しております2月補正予算においても、40億円を積み立てることとしております。

一方で、厳しい財政状況の中にあっても、県政の重要課題に的確に対応する必要がありますことから、財政改革を不断の取り組みとして位置づけ、毎年度、徹底した事務事業の見直しを

行うとともに、これにより捻出した財源を活用して新たな事業を構築する。さらには、国からの補助金、交付金等の財源の確保に努めるなど、持続性のある財政運営を行いながら、地方創生の推進を初めとした地域活性化の取り組みなど、積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** ただいま御答弁いただきました。限りある財源の中でも、将来を見据えた手当てには必要であります。近い将来に大型投資を控える中、厳しい財政運営になるとは思いますが、今後とも、メリハリをつけた予算としていただけますようお願いしておきたいと思いません。

続いて、高病原性鳥インフルエンザについてお尋ねしてまいります。

昨年11月中旬から、国内の野鳥で相次いでウイルスが検出される中、11月28日に青森県で、今シーズン国内初となる家禽、アヒルでの発生が確認されたところであります。その後、12月中旬にかけて、新潟県や北海道の採卵鶏で発生が確認されるなど、ウイルスが国内の広い地域に侵入し、本県での発生リスクが非常に高まっているとして、県内の養鶏農場におかれましても、消毒の徹底等、防疫の強化を図ってこられたものと考えております。

このような中、残念ながら、昨年12月19日に川南町の肉用鶏農場で、今季、国内6例目となる発生が確認されました。1月24日には木城町の肉用鶏農場で、国内9例目の発生が確認されたところであります。これまで、過去の県内の鳥インフルエンザ発生事例については、発生原因が特定されていないと記憶いたしております。今回、県内で発生した高病原性鳥インフル

エンザの原因究明はなされたのか、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしますと、国がウイルスや野鳥などの専門家を集めた疫学調査チームを派遣し、原因究明が行われます。今回の県内発生農場の調査では、2農場とも、1つには、近隣にカモが飛来するため池や河川があることや、金網や防鳥ネットなど複数の侵入防止対策を講じていたものの、鶏舎あるいは防鳥ネット等に破れやすき間が確認されたこと等が調査概要として報告されているところであります。これらの状況と発生との因果関係は、現時点では明らかにされておきませんが、引き続き、疫学調査チームによる調査・分析が進められると聞いておきまして、その結果は、報告書として取りまとめられると聞いておきます。

**○徳重忠夫議員** 発生したことは、まことに残念でございますが、発生農場の防疫対応については、建設業協会等、関係者の協力を得ながら大変迅速に完了したと伺っております。特に今回は、自衛隊からの動員が迅速な防疫対応に大きく貢献したと思っております。自衛隊は、鳥インフルエンザの防疫活動はもちろんでございますが、東日本大震災や熊本地震など大規模災害が発生した場合、救助活動、給水活動、物資輸送など、さまざまな災害派遣活動を実施されております。私は、国民の一人として大変心強く思っております。しかし、どのような場合に自衛隊の災害派遣活動が行われるのか、県民が十分に理解しているとは思いません。そこで、自衛隊に災害派遣を要請する場合の条件はどのようになっているのか、危機管理統括監にお伺いしておきたいと思えます。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 災害派遣の

要請は、人命または財産の保護のためという「公共性」、差し迫った必要があるという「緊急性」、そして、自衛隊の部隊等が派遣される以外にほかに適切な手段がないという「非代替性」、この3つの要件について総合的に判断して行うこととされております。

例えば、最近では、昨年1月の寒波で水道管の凍結による断水が発生した際、断水世帯数が多かった都城市やえびの市では、市町村間の給水車等による応援によっても対応力を超えたということから、3要件について総合的に判断し、災害派遣を要請したところであります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、家畜伝染病の防疫作業に自衛隊を派遣要請する場合の県の基準と、今回動員された人数について、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県の防疫マニュアルにおきましては、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫のいずれにおいても、大規模農場での発生や複数発生等、県職員や畜産関係者の動員だけでは農場の迅速な防疫措置が困難であると判断した場合に、自衛隊への派遣要請を検討することとしております。大規模農場の判断基準といたしましては、高病原性鳥インフルエンザでは、おおむね10万羽を超える場合を目安としているところであります。また、今回の農場における延べの動員人数につきましては、1例目が1,190人、2例目が1,403人の合計2,593人ですが、このうち、自衛隊からは1例目に441人、2例目に546人の合計987人の派遣をいただきまして、深く深く感謝をしているところであります。

○徳重忠夫議員 自衛隊からも1,000人近くの方に応援いただいたということで、非常にありが

たいことだったと思っております。多くの関係団体の協力で、相当に迅速な防疫作業が行える体制となっているようでございますが、県内での発生以降も、隣県の熊本県や佐賀県の養鶏農場でも確認されるなど、リスクが高い状況が続く中、新たな発生をさせないことが重要になります。そこで、県といたしまして、養鶏農場に対する防疫指導等、発生を受けて行った対応について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御質問にもありましたけれども、ことしは、特に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高いというふうに判断しておりましたので、例年以上の防疫の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、2例の発生を見たということについては、大変残念に思っておりますし、重く受けとめているところであります。このような中で、県内での発生を受け、県では直ちに、農場の緊急自己点検を実施いたしますとともに、鶏舎のすき間や破損等の点検ポイントを図示した資料を配布するなど、全農場に対して、さらなる防疫の徹底を図ったところであります。また、今回の発生農場では、近隣にため池や河川があったことを踏まえ、このような環境にある農場には改めて立ち入りを行う等の取り組みも行ったところであります。現在も発生リスクが高い状況に変わりはありませんので、最大限の警戒のもと、引き続き発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 まずは発生させないことが大事でありますので、引き続き、適切な防疫指導等をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

それから、先日、ことし1月の中国での人へ

の鳥インフルエンザ感染者数が192名、うち79名が死亡したとの新聞報道を目にしたところであります。このシーズンに国内で発生している鳥インフルエンザとはウイルスの型も違うとのこと。国内では人への感染は確認されていないということですが、私は、このように多数の感染者が出ていることに大変驚いております。防疫作業従事者の感染予防対策として最も重要なのは、防護服やゴーグル等の適切な着用であるため、日ごろから、保健所や農林振興局等が連携して、防護服等の着脱訓練を実施されていると伺っております。防疫作業従事者の中から一人も感染者が出ないことが最も大事なことでありますので、今後も気を緩めることなく、適切な感染防止対策を行っていただくように、特にお願い申し上げておきたいと思っております。

続いて、篤農家の技術・知識の活用についてお尋ねしてまいります。日本の農業技術は、世界でも高い水準にあると言われておりますが、この高い農業技術は、農家の長い経験を踏まえ、培われてきたものであります。一方、その技術は、個々の農家の経験と勘に頼っており、同じ地域の農家間でも、収量や品質にばらつきが見られる現状にあります。また、多くの熟練農家が高齢化するとともに、後継者不足も深刻化してきており、技術の伝承が難しくなるのではないかと危惧されており、すぐれた技術を次世代に確実に継承することが急務だと考えております。

このような中、昨年6月の新聞で、熟練農家の技術保護について、指針となるガイドラインが策定されたことが報道されましたが、この指針はどのようなものか、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 熟練農家のノウハウは、以前は、まねをすることが難しいとされてきましたが、近年、ICTによるデータ化が可能となり、こうしたデータ化されたノウハウを他の農家に提供するサービスが始まっております。こうした農業現場の動きを踏まえ、慶應義塾大学が、農林水産省の補助を受け、昨年3月に「農業ICT知的財産活用ガイドライン」を取りまとめたところであります。このガイドラインでは、熟練農家のノウハウを新しい知的財産と位置づけまして、栽培ノウハウのデータ化の事例や、ICT企業などのサービス提供事業者と熟練農家との契約における規約文例等が示されておりまして、本県における熟練農家の有する技術の保護及び利用促進においても参考になるものと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、農家の所得と、先進的な農家の技術を生かした指導体制について伺ってまいります。県では、農業経営基盤強化促進法に基づく県の基本方針において、認定農業者の1戸当たりの農業所得として630万円の目標を掲げております。このような所得目標を達成できている事例を示すことで、おのずと後継者は確保できると思っておりますが、一方で、個々の農家の技術の差が大きいことから、多くの農家がこの目標を達成するのは難しいとも考えられます。そこで、本県の主な品目について、基本方針の所得目標を達成している農家がどれぐらいあるのか、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針で定めております所得目標の達成状況につきましては、JAGグループの農業経営者組織協議会のデータから分析いたしますと、平成27年決算について青色申

告を実施した農業者約7,000人のうち、所得目標を達成している割合は、全体の34%となっております。これを主力品目で見てみますと、キュウリで51%、ピーマンが65%、マンゴーが47%、菊が40%、肉用牛が35%、酪農で56%、養豚で46%、ブロイラーで55%の達成状況となっております。

**○徳重忠夫議員** ただいまの答弁では、品目により違いはあるものの、全体では3割を超える程度、34%が所得目標をおおむね達成しているということでございますが、とても低い数字だと私は考えております。将来の本県の産地維持発展に向けて、新規就農者や後継者に夢を持って農業に取り組んでいただくには、儲かる農業の実現に向けた農家の技術力向上が必要となります。このため県では、平成28年度から本格的に宮崎方式営農支援の取り組みを展開しておりますが、普及指導員やJAの営農指導員の指導に、豊かな経験に基づく先進的農家の高い栽培技術を組み合わせることで、若い農家等にとっては、具体的な指導・助言による栽培技術の習得が可能になると思われまます。そこで、農家の生産技術の向上に向けた宮崎方式営農支援の取り組み内容と、先進的な農家と連携した指導への取り組みについて、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思ひます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県では、本年度からJAグループと連携し、産地分析とビジョン策定による産地改革、普及指導員とJA営農指導員の指導能力向上、農業者の技術・経営管理能力向上の3つを柱とした宮崎方式営農支援について、全県での展開を進めているところであります。この中で、特に産地分析については、産地全体で生産者ごとの各種データを分析し、部会内でのみずからの順位や課題を確認

していただくことが、個々の生産者の経営改善の契機となっております。JA都城のキュウリ部会では販売額が約23%向上し、また、JAこばやしのマンゴー部会では収量が約25%向上するなどの成果も出てきているところであります。また、県では、先進的な農業者など97名を農業経営指導士として委嘱し、普及指導員と一体的にきめ細やかな指導・助言を行っており、農家の技術力と所得向上を図る上で大きな力となっているところであります。今後とも、このような指導体制により、産地の競争力強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいまの答弁では、高い栽培技術を有する先進的な農業者と一体となり、農家の指導に取り組んでいるということでございます。大変よい取り組みでありますので、引き続きしっかりと御指導いただきたいと思ひますが、知事が先進的農業者として委嘱した97名の農業経営指導士の皆さんも、それぞれ我が家の経営を行いながら、貴重な時間を割いて協力いただいておりますので、指導していただく指導士の方々が協力しやすいような環境をぜひ整えていただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、所得目標に達している農家が、園芸の主力品目では50%前後、宮崎の中心的な肉用牛は35%という答弁でございました。これは、畜産王国宮崎としては非常に恥ずかしい、残念なことだと。このままでは畜産がなくなってしまうんじゃないかという思いもしないでもありません。本県農業の将来を担う後継者を確保していくためには、私は、やはり70%程度の農家は所得目標を達成しなければいけないと感じておるところでございます。さらに目標を上回る所得を目指す意欲ある農家を育成していくため

に、引き続き、先進的農業者の皆さんとの十分な連携により、これまで培われてきた技術をしっかりと継承しながら、農家の技術力と所得の向上に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、これからの農業を語る上で無視できないのが、農地の問題であろうかと思えます。先ほど、農業者の生産技術や経営管理能力の向上に向けて、宮崎方式の営農支援を展開しているとの答弁をいただきましたが、生産性の向上を図るとともに、生産コストを下げっていくためには、栽培技術等の営農支援の取り組みに加えて、農地の集積・集約化が重要になるものと考えております。具体的には、分散している農地を集積・集約化し、品目ごとに生産団地としてまとめることができれば、これまで以上に効率のよい経営が可能になるほか、農家同士が栽培技術向上のために切磋琢磨する機運も高まり、また、農家を指導する関係技術員にとりましても、指導体制が整えやすくなるなど、指導効率が上がるものと期待いたしております。これは、耕種農家だけでなく、飼料作物を生産する畜産農家も同様であります。農地の集積・集約化に向け、県では、3年前から農地中間管理事業に取り組んでおりますが、効率的な営農により、儲かる農業を実践する農家を増加させるために、この事業を活用した農地集積をより一層進める必要があるものと考えております。そこで、農地中間管理事業における農地の集積状況と今後の推進について、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 3年目を迎えました農地中間管理事業による本年度末の農地集積面積は、約3,400ヘクタールと、当初計画の5割程度ではありますが、集落営農法人が加工

用米等の団地化により、経営面積の増加を図るなどの事例も見られるようになってきておりまして、県では、こうした事例等をPRしながら、より一層の農地集積に努める必要があると考えております。今後も、平成35年度の担い手への農地集積率80%という目標に向かって、法人間の農地の再配分による推進や経営規模拡大への働きかけを強めるとともに、新たに市町村農業委員会に配置される「農地利用最適化推進委員」との連携強化を通して、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。また、国において、当事業により、地元負担なしで農地整備が可能となる土地改良法の改正も現在検討されておりますので、こうした動きもしっかり注視してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、警察本部長にお尋ねしてみたいと思えます。

特殊詐欺被害についてお伺いいたします。平成28年中の全国の特種詐欺被害は、被害額が406億円で、4年連続で400億円を上回ったと、報道で発表されました。特に、医療費などの還付を装った還付金詐欺が急増するとともに、被害者の約8割が高齢者であるなど、大変厳しい状況にあると認識いたしております。そこで、昨年の県内における特殊詐欺被害の情勢と特徴的な傾向について、警察本部長にお尋ねしておきたいと思えます。

**○警察本部長（野口 泰君）** 平成28年中の本県の特種詐欺被害につきましても、認知件数27件、被害額1億6,859万円であり、前年と比べまして、認知件数は18件の減少となる一方、被害額は約350万円の微増となっております。被害の特徴につきましても、300万円以上の被害が過半

数を占め、1件当たりの被害額が約670万円と  
なっていること、高齢者が被害に遭いやすいオ  
レオレ詐欺、架空請求詐欺、金融商品取引名目  
詐欺の被害額が高いこと、宅配便等で現金を送  
る形態が減少する一方、犯人に直接現金を手渡  
したり、犯人が指定する預貯金口座に現金を振  
り込ませる形態が多いこと、高齢者被害の割合  
が約7割を占め、高どまりであること等、依然  
として厳しい情勢となっております。

**○徳重忠夫議員** 1億6,859万円の被害額、ある  
いは1件当たりが670万円と、大変な被害でござ  
います。何とかこれを防止できるような努力を  
していただきたいものだと思っております。

ところで、平成27年2月議会におきまして、  
私は、高齢者に対し、特殊詐欺の手口や予防対  
策について電話で案内し、注意を呼びかけるコ  
ールセンター事業に関して質問しております。  
この事業につきましては、警察が主体となり、  
高齢者を初めとする多くの県民に対しまして、  
電話で直接、注意を呼びかける点に大きな意義  
があり、被害抑止効果が期待できるものと考え  
ておりました。また、高齢者に限らず、高齢者  
の身近な存在である子や孫等の親族や地域住民  
に対して、この事業を通して手口や被害防止対  
策の浸透が図られれば、家族ぐるみ、地域ぐる  
みで予防策を講じることにつながるものと考え  
ております。そこで、この事業を開始してから  
の抑止効果や、被害防止につながった事例等が  
あれば、お知らせいただきたいと思っております。

**○警察本部長(野口 泰君)** 本事業につきま  
しては、平成27・28年度の運用期間中、延べ約  
2万2,000人の県民の方に対し、直接、注意喚起  
を行っております。このうち、「事前の注意喚起  
が心強い」「留守番電話機能を使うようになった」  
「防犯メールの登録方法を教えてほしい」など、

好意的な反応や自発的な予防対策に関心を持た  
れた方々が、半数の約1万1,000人に上りまし  
た。なお、コールセンターからの注意喚起によ  
り還付金詐欺の被害阻止につながった事例を昨  
年11月に確認するなど、本事業の目的である特  
殊詐欺に対する県民の抵抗力の強化と定着化に  
寄与しているものと考えております。また、各  
年度の事業期間中における特殊詐欺の認知件  
数、被害額は、平成27年度が26件、約1億1,000  
万円と、前年同時期と比べて、21件、約9,000万  
円の大幅な減少となり、現在運用中の平成28年  
度につきましても、減少傾向を維持しておりま  
す。県警察としましては、今後とも、本事業を  
初め、取り締まりと予防の両面から強力に被害  
防止対策を推進してまいります。

**○徳重忠夫議員** ただいま警察本部長から説明  
いただきまして、コールセンター事業の効果が  
かなり出ているということでございますので、  
ぜひこれを徹底して続けていただきますように  
お願い申し上げておきたいと思っております。

続きまして、交通事故防止に関する質問をさ  
せていただきたいと思っております。報道によります  
と、昨年の県内における交通事故による死者数  
は、45名で前年より7名少なく、昭和32年以  
降、60年間で最少の死者数だったそうであります  
が、最近の交通事故を見ますと、いつまでも  
喜んでいられないような状況になっておりま  
す。昨年12月から交通死亡事故が相次いでおり  
まして、今年1月までのわずか2カ月の間  
に、20件の交通事故で20名のとうとい命が失わ  
れております。これはまさに異常事態であると  
私は感じております。多発する死亡事故に歯ど  
めをかけるには、今こそ緊急に対策を講じる必  
要があると考えます。例えば、交通事故を詳細  
に分析し、事故の原因は何かなど、その特徴点

を明らかにした上で、公民館単位でチラシを配布したり、住民に知らしめるきめ細かな対策をとることが必要ではないかと考えておるところであります。そこで、警察本部長に質問ですが、昨年12月から本年1月にかけての交通死亡事故の特徴とその対策について、お伺いしておきたいと思えます。

**○警察本部長（野口 泰君）** 死亡事故20件の特徴としましては、高齢者の死亡事故が10件、歩行者がはねられる事故が10件、直線道路で9件、国道を避けて通る脇道で9件発生しており、その原因の大半が、緊張感を欠いた漫然運転により起きています。警察では、これらの特徴を踏まえ、国道の脇道での指導取り締まりを強化したほか、公民館単位での交通教室や、高齢者宅への戸別訪問指導、高齢者ネットワークによる情報発信などの対策を実施しています。また、本年は県の南部で死亡事故が多発しており、隣接する鹿児島県側でも事故が発生していることから、3月1日に鹿児島県警と緊急の合同対策会議を開催し、情報を共有して、一体となった対策を講じることとしたほか、今後も死亡事故を抑止するため、効果的な交通安全対策を強力に進めてまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。県警は、交通事故の実態を一番よく知っている機関であります。今後とも、これまで同様、関係機関・団体を牽引していただき、緊密な連携のもとさまざまな交通安全対策を講じていただき、ぜひとも多発する死亡事故を食い止めていただきますように、お願い申し上げたいと思えます。きょうの毎日新聞に今おっしゃいましたことが掲載されておりまして、一生懸命取り組んでいただいている姿がわかったわけでありませう。ぜひとも死亡事故の撲滅のために、御努力

をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

続きまして、高齢者のセルフネグレクトについてお尋ねしてみたいと思えます。

先日、セルフネグレクト状態にある高齢者のテレビ特集を見ました。セルフネグレクトとは、自己放任と言われ、一般的には、「高齢者が、通常、一人の人として、生活において当然行うべきことを行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と定義されているようであります。テレビでは、ごみが散乱する屋敷に住まい、食事も十分にとらず、必要な医療や介護サービスを受けず、健康状態が危ぶまれる高齢者の姿が映し出されておりました。これまで懸命に働き、社会に貢献してきた高齢者が、そのような状態に置かれていることは、見るに忍びないものがありました。そこでまず、セルフネグレクト状態にある高齢者は県内にどれくらいいると見込まれているのか、福祉保健部長に伺ってみたいと思えます。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** セルフネグレクト状態にあると考えられる高齢者につきましては、平成22年度に内閣府が、全国の市町村に対するアンケート調査を実施しております。その際の有効回答をもとに、全市町村から報告があったものと仮定して推計がなされておりました。全国ではおおよそ1万1,000人とのことであります。これを同様に宮崎県分として試算いたしますと、県内では100人程度になろうかと考えております。

**○徳重忠夫議員** 県内に100人程度のセルフネグレクトの高齢者がいると見込まれるとのことですが、これは22年度の調査ということですのでございます。現在はもっと多いのではないかと感じております。これから高齢者が増加し、



ひとり暮らしや認知症の高齢者もますます増加することが見込まれるため、その数ももっとふえていくことが予想されます。

そのような中、民生委員が高齢者宅を訪問するなどしておりますが、これらのセルフネグレクトの方々への対応は難しいものがあると思います。最後まで生き生きと暮らし続けていくためには、私は、やはり行政が手を差し伸べるべきと考えます。実際に対応するのは、基本的には市町村の役割だとは思いますが、今後、これらの高齢者への対応に、県としてどう取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思えます。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** セルフネグレクトは、認知症や精神疾患など、さまざまな要因に起因するとともに、本人にとって必要な支援やサービスを拒む例も多いことから、お話にありましたように、市町村においても対応が難しいという実態があるようであります。しかしながら、セルフネグレクトの高齢者は、孤立死の予備軍とも言われておまして、支援を拒む高齢者であっても、市町村等による地道な説得や支援のほか、お話にありました民生委員や近隣住民などによる地域の見守りをふやすことで、他者とかかわる頻度を上げる取り組みなども必要かと考えております。このため、県におきましては、市町村に対しまして、セルフネグレクトの状態にある高齢者の実態把握や地域の見守り活動の強化などに努めていただくよう働きかけていくとともに、孤立死防止を主な内容として、市町村や地域包括支援センターの職員を対象として実施します研修の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

**○徳重忠夫議員** ぜひとも市町村と十分話し合いをしていただきまして、有効な対策・対応を

していただきますようお願いしておきたいと思えます。

次に、県内の建設業について質問させていただきます。

本県の建設産業は、建設投資の減少による競争の激化等もあり、平成27年度末の建設業者数は4,485者となっておりますが、これは10年前の平成17年度末が5,817者であったのに比べ、約23%も減少している状況にあります。今年度、県におきましては、最低制限価格の見直しの必要性について検討を行うため、県が発注した個別の建設工事等における受注企業の採算性を分析・把握するためのコスト調査を実施していることとあります。このコスト調査における建設工事の収支状況はどうなっているのか、県土整備部長にお尋ねしておきます。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 今回実施いたしました建設工事のコスト調査につきまして、平成27年4月1日以降に発注し、平成28年6月30日までに完成した1,172件を対象に、地域や工種、契約金額等を考慮して303件を抽出し、有効データ217件について集計・分析を行ったところであります。その収支状況につきましては、収支がプラスとなった工事の件数が、176件で全体の81%、マイナスとなった工事の件数が、41件で全体の19%となっております。また、各工事の利益や損失がどの程度になっているかを率であらわした損益率の平均は、全体でプラス8%となっております。

**○徳重忠夫議員** 今、部長から御報告いただきましたが、コスト調査における建設業の収支状況がマイナスのところも出ているようでございます。このことを考えて、最低制限価格を見直すことについてどう思っているのか、お尋ねしておきます。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** コスト調査の結果につきましては、数年前に他県が行った同様の調査では、収支がマイナスとなった工事の割合が4割を超え、全体の平均損益率もマイナスとなっておりましたが、ここ数年の設計労務単価や昨年度の諸経費の全国的な引き上げの影響もあり、本県の場合、全体としては利益が出ているものと考えております。また、本県の最低制限価格につきましては、経済・雇用対策の一環として、予定価格のおおむね90%としており、国の低入札価格調査における基準価格よりも高い値となっていることや、建設企業の経営状況などを総合的に勘案いたしますと、現在のところ、最低制限価格の水準を見直す状況はないと判断しているところであります。

○**徳重忠夫議員** 制限価格は見直さないというような御答弁でありましたが、収支がマイナスになっている工事の件数が19%、これは非常に大きい数字だと。19件は赤字だということでございます。その結果を踏まえて、そういう事業に対する改善に向けての取り組みは今後どうされようとしているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 今回の調査では、あわせてアンケート調査も実施しております。マイナス収支の主な理由として、「予定価格の設定や設計変更に要因がある」などの意見をいただいているところであります。県ではこれまでも、適切な予定価格の設定などに取り組んできたところでありますが、このような御意見を踏まえ、最新単価の適用や現場条件に応じた積算に、より一層努めていくこととしておりまして、本年3月1日に、賃金水準の上昇を反映するため、設計労務単価の引き上げを行ったところであります。また、設計変更を適

切に実施するため、「設計変更・工事一時中止ガイドライン」の運用を徹底するとともに、設計変更に係る疑義が生じないように、受注者・発注者間の協議の場を来年度から新たに設けることとしております。さらには、これらの取り組みをより一層推進するため、さまざまな研修や指導などを通して、職員の技術力向上に努めてまいりたいと考えております。

○**徳重忠夫議員** 本県は今後、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるなど、防災・減災対策、さらにはインフラの老朽化対策を図っていかなければなりません。建設産業はその担い手として、果たすべき役割はますます増大してきていると思います。そこで、社会資本の整備や防災・減災を担う地域建設業の育成にどのように取り組んでいるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 建設産業の育成を図るためには、安定的な事業量の確保など、将来を見通すことができる経営環境の整備を図ることが重要であると考えております。このため、県としましては、国の公共事業予算の確保に向け、全力で取り組むとともに、県単独事業についても、特別枠による追加措置を計上しているところであります。また、予算の執行に当たりましては、県内業者への優先発注はもとより、ゼロ県債の活用等による発注の平準化に努めるとともに、入札制度においては、総合評価落札方式における地域企業育成型や指名競争入札の実施等により、地域の建設業が受注しやすい環境づくりに取り組んでおります。さらには、経営相談や金融支援、若年技術者の資格取得に取り組む建設業者等への助成など、きめ細やかな支援も行っているところであります。今後とも、建設産業の動向を注視しながら、そ

の育成にしっかりと取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** よろしく願いしておきたいと思っております。予算の確保や県内業者への発注など、さまざまな取り組みを行っておられますが、建設工事には多くの下請業者がかかわっております。建設産業の健全な発展を図るためには、元請業者だけでなく下請業者も大事であります。下請業者も適正な利潤を確保することが重要であります。そのためには、元請業者が下請業者と適切な価格で契約を締結することが必要と考えますが、県の取り組み状況をお知らせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 県では、適切な下請契約の締結のために、毎年開催する建設業者研修会において、書面による契約締結や不当に低い請負契約の禁止等について指導するとともに、建設業者ホットラインを設置しまして、下請トラブルなどの相談にも対応しているところであります。また、県発注工事におきましては、「建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱」を定め、下請工事の概要、代金の支払い状況等の報告を求めるとともに、要綱の趣旨を徹底するため、契約時に、元請業者に対し文書による要請を行っております。さらに、「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、点検の際には、下請契約の締結状況等を確認しているところであります。今後とも、元請業者と下請業者との適正な関係が確保されるよう、適切な指導に努めてまいります。

**○徳重忠夫議員** 現在でもさまざまな取り組みを進めていただいておりますが、今後とも、元請、下請を含めて、建設産業の育成に引き続きしっかりと取り組んでいただきますように、お願い申し上げます。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてお

尋ねいたします。

この事業は、古事記編さん1300年の平成24年にスタートし、日本書紀編さん1300年の平成32年が最終年となりますが、スタートから約5年たち、折り返しの時期に来ております。県議会においても、「神話の源流みやざき」を県内外に広くアピールしようと、スタートの年から毎年、11月本会議では古代衣装を身にまとして議場に臨むなど、事業を盛り上げているところであります。また、事業推進に当たっては、平成24年度から専任職員を配置するなど、県としても、その取り組みに力を入れていると思っております。9年間で積み上げた成果を事業終了後も継承していけるよう、今後の展開を考えていかなければならないと思っております。そこで、記紀編さん1300年記念事業のこれまでの取り組みの成果と今後の展開について、知事にお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 記紀編さん記念事業は、これまで、県民の意識啓発や、「神話の源流みやざき」としての認知度向上に軸足を置いて取り組んできているところであります。その結果、神話ゆかりの地の観光客数の増加や、神楽について国の文化財指定に向けた新たな動きが出てくるなど、さまざまな効果があらわれてきていると感じております。毎年、古事記ゆかりの県と東京でのシンポジウムを行っておりますが、大変関心も高く手応えを感じているところであります。

こうした成果をさらなる展開につなげるため、東京オリンピック・パラリンピック開会式での「天岩戸開き神話」の再現や、神楽や古墳の世界文化遺産登録を目指した取り組みを進めているところであります。昨年は、国立能楽堂で自治体初となる神楽公演も開催したところで

あります。今後も、市町村や関係団体と連携を図りながら、こうした取り組みをさらに推進し、2020年に本県開催が内定しております国民文化祭につなげるなど、これまで磨き上げてきた本県の宝を県内外に発信していくとともに、その後も、本事業で築いた「神話の源流みやざき」ブランドがしっかり引き継がれていくよう努めてまいりたいと考えております。また、将来、我々の子孫が記紀編さん1400年記念事業を行うときには、あの1300年からスタートしているようなものが積み上がり、花開いているというふうに言ってもらえるように、我々自身もこの取り組みについてしっかりとした歴史を刻んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 成果が出てきているようでございまして、大変うれしく思っております。取り組みも折り返しの時期に来て、目に見えて効果があらわれてきているような気がいたしております。神話や神楽は大事な宮崎の宝でありますので、記念事業が一過性のものに終わらず、多くの県民の財産となるように取り組んでいただきますように、お願いしておきたいと思っております。

最後の質問になりますが、外国人観光客への対応についてお尋ねしてまいりたいと思っております。

昨年、訪日外国人旅行者数は2,000万人の大台を突破し、国は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には4,000万人とする数値目標を掲げて、さまざまな施策を展開しております。また、先月には、九州全体の広域的な観光振興の推進に寄与することを目的に、大分県において、九州観光振興議員連盟の設立総会並びに第1回九州観光振興大会が開催されました。私も、宮崎県議会観光振興議員連盟の一

員として参加したところではありますが、九州各県の外国人観光客誘致に対する意識の高まりを感じたところでもあります。そこで、本県における外国人宿泊者数の状況について、商工観光労働部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本県における外国人の宿泊者数は、いずれも延べ人数になりますけれども、平成27年が、前年に比べ約4万人泊増の約20万2,000人泊となっており、また、28年につきましては、熊本地震の影響もございましたが、11月までで既に前年を上回る約22万4,000人泊となっており、近年、増加傾向にあります。また、国・地域別の平成27年の状況を見ますと、韓国が最も多く約9万1,000人泊、次いで台湾が約4万6,000人泊、香港が約3万3,000人泊となっており、定期航空路線のある韓国、台湾、香港が全体の8割以上を占めている状況にあります。

**○徳重忠夫議員** たくさんの外国人観光客がおいでいただいていること、大変ありがたいことだと思っています。そこで、特に、定期航空路線のあるところ、韓国、台湾、香港が全体の8割ということがございます。先般、台湾便が1便減便になったということもありますが、何とか近隣の韓国、台湾、香港の便が減便にならないように、さらに努力して、そういう方向づけをしていただきますようお願いしておきたいと考えております。

最後の質問になります。先月、南九州3県議会観光振興議員連盟の合同海外調査に私も参加させていただきました。香港でございます。現地では、香港の人口約730万人のうち、2015年には、150万人以上が日本へ旅行しているとのことであります。このうち、10回以上来日している

リピーターが5人に1人いることに驚き、東アジア地域の旺盛なインバウンド需要を肌で感じたところでもあります。また、現地の旅行会社の社長からは、団体旅行が減少し、家族や小グループでの個人旅行にシフトしているとの説明を受けました。この傾向につきましては、香港に限らず、韓国や台湾など、他の東アジア地域でもあらわれていると思います。外国人の個人旅行者については、例えば、レンタカーのカーナビの多言語化などは進んでいるようですが、誘致に向けてさまざまな取り組みが必要と感じたところでもあります。そこで、外国人の個人旅行者の誘致に向けた取り組みについて、商工観光労働部長にお尋ねしておきたいと思えます。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 外国人の個人旅行者の誘客対策につきましては、国ごとに市場ニーズや効果的なプロモーションの方法が異なることから、これらに応じた取り組みを行うことが重要であるというふうに考えております。このため現在、韓国では、テレビショッピングを活用したファミリー向け旅行商品の販売支援や、ゴルフ専門雑誌への広告掲載、台湾では、食通のブロガー招聘や、20代から30代の女性をターゲットとした地下鉄での広告の掲示などを行っております。また、香港では、さらなる認知度向上を図るための路面電車のラッピング広告や、レンタカーでの周遊をテーマにした観光PR等を実施しているところでもあります。お話がありましたとおり、外国人の旅行形態は、団体旅行から個人旅行にシフトしてきておりますので、今後とも、JNTOの海外事務所等とも連携しながら、国ごとの特性や流行を的確に捉え、個人旅行者の誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分開議

**○宮原義久副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、清山知憲議員。

**○清山知憲議員〔登壇〕**（拍手） 自由民主党の清山知憲です。

おととい、この質問のやりとりの中で、執行部の返事を待っていたら、議会棟に知事の非常に爽やかな声が響いてきたんですけれども、午後5時15分、「職員の皆様、知事の河野です。仕事お疲れさまです。勤務時間終了の時刻となりました」という定時退庁の呼びかけで、非常に爽やかな声で、私もすぐに帰宅したところでございますが。議会でもよく夜遅くまで事務局の明かりがついているのを見かけるんですけれども、議会は議会として、ぜひ星原議長とか貫禄のある声で放送していただくと、もっと効果があるのかなと思います。きょうはここにいませんけれども……。

働き方改革というものが叫ばれておりますが、この背景には、日本人の低い生産性という非常に深刻な課題が横たわっていると思います。世界の中で日本の1人当たりGDPは27位まで落ち込み、また、アジアの中でも5位まで落ち込んできたと言われております。働く日本人が長い労働時間の割に低い付加価値しか生み出すことができていないという、非常に本質的な課題がその背景にあると思うんですけれど

も、生産性の問題というのは、働き方改革の課題だと言うことができると思います。既に後藤議員が指摘されておりますけれども、宮崎県において、働き方改革を県庁が先頭に立って旗を振るのであれば、県庁がまず模範を示すべきだと思います。

平成17年度から、知事部局においても県職員が423人、約10%減少してきて3,800人、その一方で、県の仕事としては、子供の貧困や高齢者の医療・福祉、経済対策など仕事はふえる一方で、しかし、財源がないということで、限られた職員と限られた財源、そしてふえていく仕事をやりくりするには、やはり職員1人当たりの生産性をどうにかして高めていく必要があると思っております。そこで、知事に働き方改革に対する思いと現状に対する課題認識についてお伺いし、以下、質問者席よりお伺いしてまいります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

職員の働き方に関する認識、その改革における私の考えについてであります。働き方改革につきましても、現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた大きな課題として、時間外労働のあり方やワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、労働生産性の向上といった複数の観点から議論が進められているところであります。

県ではこれまで、組織体制や事務事業の見直しなどによる業務の効率化や時間外勤務の縮減、休暇等の取得促進、さらには、介護・子育て支援や女性の活躍推進に係る各種施策の実施によりワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできたところであります。私自身も、職員向けのメッセージなどで、いろいろ働きかけも行ってきたところであります。

職員、組織としての意識の変化を感じてはおりますが、時間外勤務や休暇取得等の状況につきまして、さらなる改善が必要であると認識しております。今後とも、これまでの取り組みの検証、見直しを行い——今、範を示すという御指摘がありました。まさにそのとおりでありまして、まずは県庁から働き方改革に向けて実効性のある取り組みを進めることにより、県全体の働き方改革を促進してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○清山知憲議員 改めて少し伺ってみたいんですけれども、知事も御存じかと思いますが、働き方改革というのは、単に休暇をとるとか残業しないとか女性を管理職につけるとか、そういう形だけを変えるところじゃなくて、その背後にある慣例や形式にとらわれた無駄の多い業務であったり、時間当たり生産性を問わないような業務体系、勤務環境、そして評価システム、そうしたものが背景にあると思っております。

形だけ「定時に帰れ」「休みをとれ」と呼びかけても、「だって仕事が終わらないし」というような恨み節が常に聞こえてくるわけで、重要なことは、その仕事のやり方を今までとは圧倒的に違うやり方で変えていかなければいけないと思っております。本当に簡単でいいので知事にお伺いしたいんですけれども、職員の働き方に関して、知事が評価するものとは一体どういうものなのかなど。知事が考える職員の働き方に関して、何をもってすぐれた働き方だと感じておられるのか、率直に聞いてみたいんですけれども。

○知事(河野俊嗣君) 本県の職員は、大変真面目、勤勉であるというところはあろうかと思っております。きちんとした仕事を積み上げるという

ころは高く評価しておるところであります。働き方改革の文脈の中ではありますが、無駄な仕事をつくらない、そして、それを指示しないというのを私自身も心がけておるところでありますし、いろんな形で——形だけではないという御指摘もありましたが、根本の目指すところをしっかりとこれからも働きかけてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。何が言いたいかという、時間当たり生産性を問うていくということがすごく大事だと思っていて、真面目はいいんですけども、猛烈社員型で、とにかく遅くまで残って仕事を仕上げてやっていく職員には、「どうしてそんなに時間をかけるんだ」とか上司が問いかけをしなければいけないし、資料一つつくるにしても、できばえだけじゃなくて、「これに一体どれだけ時間をかけたのか」と、そうした観点もこれから必要になってくるんだと思うんですね。

会議のエピソードで——これは単にエピソードですけども——イタリア人は会議の開始時間にはルーズだけど、日本人は会議の終了時間にルーズだとよく言われるように、会議の生産性一つにしても大変重要なことで、我々会派もよく党議で盛り上がって、随分長引くことがあるんです。真面目にやっていると長引くんですけども、会議の生産性ということを意識して、我々はやらなきゃいけないだろうなと思っております。

昨年の11月、女性の活躍推進会議というところが主催して、ワーク・ライフバランス社の小室淑恵さんという有名な社長さんをお呼びしてセミナーがあったんですけども、県職員もたくさんそこにおいでいただいていたんです。小室さんが言うには、限られた時間で賢く濃く働

くことを経営トップが強くコミットして、評価軸を時間当たり生産性に置いたところ、深夜労働、休日労働は、その結果として自然に激減し、女性職員の出産率が上がったといったような会社の報告などがあって、とても啓発的な内容でした。

その後、小室社長と少しやりとりさせてもらったんですが、熊本県と三重県では、ワーク・ライフバランス社が直接一緒に入って、県庁の働き方改革に取り組んでいて、三重県では、早速1月17日に県庁の改革に関する提言ということでプロダクトができ上がっていて、その中では、例えば、会議の無理・無駄をなくす、出張の無理・無駄をなくす、やめる・なくす会議を定期的で開催する、レクは必要最小限に簡潔に、議会の待機人数は必要最小限に、そうした非常に細かいところまで突き詰めております。

多分、この背後にもたくさん職員が待機していると思うんですけども、こうした取り組みというのは一朝一夕にはできないし、何が常に現場の抵抗として、課題としてぶち当たるかというのは、この会社としても非常に詳しく把握されているようでした。こういった外部の力をかりて、県職員の働き方改革にもしっかり取り組んでいくつもりはないか、総務部長へお伺いします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** ワーク・ライフ・バランスの実現に関しましては、職員一人一人はもちろんのこと、組織全体でこれまでの働き方を見直し、事務処理等の無駄の削減でありますとか勤務時間の有効活用などに積極的に取り組む意識改革を進め、仕事の効率化を図っていくということが大変重要だと思っております。このため県では、昨年度策定いたしました「みやぎき行財政改革プラン（第二期）」に基づき

まして、具体的には、テレビ会議システムの活用でありますとか事務改善事例集の配付、あるいは定時退庁の呼びかけなど、生産性の向上や勤務環境の改善等に取り組んできたところでございます。

ただいま御提案のありました外部の専門家の知恵をかりることにつきましても、一層そういった意識改革の取り組みを推進する上では、有効なものであらうと思っております。他県での取り組み実績なども参考とし、また、これまでの我々の取り組みの成果、費用対効果、そういったことなども踏まえながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

**○清山知憲議員** これは本当に重要な課題だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

この流れで、続いて、関連して教職員の働き方、そして部活動の生産性というものについて聞いてみたいと思います。

既に満行議員も取り上げられましたが、まず、前置きしておきたいと思うんですけれども、私は、部活動、そしてスポーツの意義というものは非常に重要だと思っています。連帯感とか責任感、人格等、文化やスポーツに親しむ上で非常に重要だと思っておりますけれども、時にはそれが行き過ぎて、家庭の時間を奪ったり、勝利にこだわったり、競技力の向上に過度なエネルギーが費やされることで、学力向上の取り組みがおろそかになったり、また、子供たちの趣味や読書の時間もなくなると思います。

そうしたもののの中で、どこかに適正なバランスがあるんだろうと思うんです。先ほど、仕事の生産性を高めるという話をしたんですが、少ない部活動時間で高いレベルでの目標が達成で

きれば、それは非常に生産性の高い部活動のあり方であります。私も、今まで学力向上の取り組みについても、大宮高校の量から質への転換といったふうに、やみくもに学習時間、そして部活でいえば活動時間をそこに投じて、高いパフォーマンスを達成するというよりも、限られた時間をもっていかに高いパフォーマンスを達成するかというところに知恵・工夫を絞ればいいんじゃないかという話をしてまいりました。

各県を調べてみると、静岡や長崎、長野、いろんなところで、「部活動の指導の手引」といったような包括的なガイドラインとでも言うべきものが作成されているんですけれども、我が県でそうした手引というものを作成されておるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（四本 孝君）** 県教育委員会では、これまでも研修会等を通して、適正な部活動のあり方について指導してきたところでありますけれども、御指摘の手引につきましては、作成していないところであります。

**○清山知憲議員** 宮崎県における部活動のあり方、指導のあり方、スポーツのあり方についての包括的なガイドラインが、何かしら必要じゃないかなと思っているんですけれども、顧問教員の経験や適性、外部指導員や地域のスポーツクラブをどう位置づけるか、子供の視点に立ったときの適正な活動時間、いろいろ考慮すべき要因はあると思います。スポーツ振興や甲子園優勝とか国体の上位成績とか、そうした目標を公然と掲げている宮崎県にあって、そうしたガイドラインがないんだなということは割と驚いたところでございますが、国の動向を踏まえつつ、準備をしておいてほしいと思います。

続いて、部活動の休養日についてお伺いしたいんですけれども、文部科学省は、先般発表さ



れたスポーツ庁の部活動の実態調査を受けて、改めて各都道府県に適切な休養日を設けるよう通知を出しております。その中で、平成9年に当時の文部省から示された設定例があるんですが、その設定例というのは、中学校では、週当たり2日以上休養日、土日の活動については、子供のゆとりを確保し、学校週5日制という趣旨に配慮すること、効率的な練習を行うことが書かれています。

私、教育委員会の担当とやりとりをしているときに、当初この例を持ち出したら、最初は、これはただの設定例にすぎないと言われたんですね。いや、それはおかしいだろうと、これは参考例じゃないのかということで、今回質問させていただくんですが、改めてこれは参考例とすべきなのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（四本 孝君）** 「運動部における休養日等の設定例」でございますが、これは、運動部活動の望ましいあり方について、当時の文部省から示されたものでございます。今回実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の運動部活動の状況調査では、本県を含め、全国的に休養日を設けていない学校がありましたことから、ことし1月、スポーツ庁より、この設定例を参考例にするよう、改めて通知があったところでございます。県教育委員会といたしましては、これらの状況を真摯に受けとめ、各学校において適切な対応を図るよう、各市町村教育委員会等に通知をしたところでございます。

**○清山知憲議員** これは参考例であって、各市町村教委にも県教委から通知したということでございます。しかし、先ほどもありましたけれども、現状、県教委が示している「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」では、平日も

含めて週1回の休養日、そして土日については月にたった1回、「家庭の日」の休養日というものを推進しています。

スポーツ庁の調査でも、我が県の中学校の実態として最も多かったパターンというのは、週に1回の休養、そして土日のいずれかの休養日は月にたった1回という学校が多かったんですけども。仮の話として、祝日がない月に、部活は——これが多いパターンらしいですが——平日の休養が1日、土日のいずれかは月に一度だけ休養日と想定すると、部活動の顧問教員の完全な休みというのは月に何日と想定されるか教えてください。

**○教育長（四本 孝君）** 御質問にありました顧問教諭の休日は、想定上は月に1日ということになるわけでありまして。なお、実際に祝日のない6月で申し上げますと、定期テスト等がありますことから、テスト等の期間や直前の土日に休日を設定する例が多いのが一応現状であります。

**○清山知憲議員** テストの前の土日が仮に両方とも休みになったとしても、6月の完全な休養日はたった3日間しかない、これはなかなか厳しいものがあります。やはり県が推進している、示している休養日の設定例というのは、最低限の休養日の設定例であって、結局全ての学校がそこに合わせてきているんじゃないかなと思っているんですね。

しかし、休養日設定については、本来は望ましい真ん中の目安というものを示して、頑張る学校、頑張る部活に関しては、それよりもちょっと休養日が少なくなる、うちはちょっとゆとりを持つところでは、それよりも休養日がもうちょっと多くなるよねということで、望ましい目安について示す必要があるんじゃない

いかなと思っておりますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 来年度、国におきましては、部活動に関する総合的な実態調査や、スポーツ医科学の観点を取り入れた休養日の設定に関する調査研究を実施し、これらを踏まえて、「運動部活動の総合的なガイドライン」を策定すると伺っております。本県でも、国が策定するガイドラインや他県の取り組み状況等を参考にしながら、望ましい目安について検討し、練習時間や休養日が適切に設定されるよう努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 国のガイドラインを待っていると、もう少し時間がかかるんですけども、既に国から休養日設定の参考例は示されていることですし、また、社会通念上考えても、週に一度も土日どちらかの休みもないというのは、やはり少ないんじゃないかなと思っております。少なくとも、今すぐにでも、目安として毎週土日のいずれかは部活動の休養日と設定し、徹底するよう指導していくことも必要じゃないかと思っておりますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 運動部活動の状況調査では、本県中学生の土曜日と日曜日における運動部活動の1日当たりの実施時間が、全国平均と比べまして、男子で約58分、女子で約41分長いことが明らかになっております。各学校では、さまざまな現状がある中で、生徒の発達段階や地域の実態等を考慮し、工夫しながら休養日を設定しているわけですが、一方で、土曜日や日曜日に大会・合宿等が行われているという実態もあります。

今後、土曜日と日曜日の休養日設定のあり方については、学校だけでは解決できない課題もありますが、学校体育団体等と連携を図りなが

ら、生徒のバランスのとれた生活や教職員の負担軽減の観点から、適正な運動部活動の運営を目指して、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とすることを含めまして検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひ実効性のある指針となっていくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、話題をかえて、農政水産部長へお伺いしたいと思います。より安全で安心な宮崎の食というブランドの構築に向けて、官民一体となって取り組まれていることだと思いますけれども、知事も議会冒頭の提案説明の中で、東京オリンピック・パラリンピックについて触れておられましたが、その東京オリパラの選手村などで求められることになる農畜産物の調達基準について、わかっていることを御説明ください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 東京オリンピック・パラリンピックにおける農畜産物の調達基準につきましては、大会組織委員会において、昨年12月に基準案が公表され、ことしの3月末までには決定される予定であると伺っております。この中で、国産を優先的に選ぶ方針のもとに、農産物の生産の要件といたしまして、食材の安全確保、周辺環境や生態系との調和、作業者の労働安全確保、さらに畜産物につきましては、これらに加えて、家畜の快適性に配慮した飼養管理が求められております。

これらの要件を満たすためには、農畜産物を提供する産地等におきまして、国際水準のグローバルGAP、日本独自のJGAPについて、認証機関からの認証を受けるか、もしくは、農林水産省のガイドラインに準拠したGAPの取り組みを県等の公的機関から確認を受けること

が必要となっております。

**○清山知憲議員** 今、GAPという言葉が出てきましたが、これはGood Agricultural Practiceの略で、農業生産工程管理というふうに訳されます。農薬の使い方とか水や土の管理、それから農場で働く人たちの労務管理など、そうしたものを一つ一つ点検して記録していくことで、食の安全、そして品質のよい農産物の生産につなげようという取り組みです。

歴史的には、世界的なグローバル企業、コカ・コーラとかウォルマートとか、そうしたところが世界中から農産物を調達するに当たって、いかに安全性を確保するのかということが課題になったときに、そうしたグローバル企業で組織されるGFSI (Global Food Safety Initiative) という組織を立ち上げて、GFSIが承認をする認証制度であれば安全なものだろうというスキームをつくってきた。

その認証制度の一つがグローバルGAPであり、ほかカナダGAPとかもありますけれども、日本においても、昨年5月にJGAP Advanceというものを出して、これをGFSIの承認を得て、世界的な認証制度にしていこうという動きもありますが、それよりもちょっとハードルの低いところで、部長がおっしゃった宮崎県版のGAPというものもあります。県独自のGAPというのが、第七次宮崎県農業農村振興長期計画の前期版において、県内の主要産地で取り組みを進めることになっておりましたが、その達成状況についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 長期計画の前期計画におきましては、県内の主要産地において実施いたしますGAPの取り組み率を90%とする目標を設定しております。

このGAPは、御紹介もありましたけれど

も、Good Agricultural Practiceということで、適正農業規範とも言われ、農業者みずから生産工程を見直すことで、生産性の向上や食の安全リスクの軽減につながる取り組みとして大変有効であり、みやざきブランド認証産地を中心に推進を行ったところ、平成27年度には、計画で対象といたしました166の産地のうち、104産地で取り組みが実施され、取り組み率は62%となっております。

なお、このうち、東京オリンピック・パラリンピックの調達基準に対応したグローバルGAPやJGAPを取得した経営体は、平成27年度時点で9経営体となっております。

**○清山知憲議員** 取り組み状況としては62%ということで、目標の90%には及ばなかったわけです。先日、後藤議員の質問にも答えられておりましたけれども、今後、取り組みをしてもらうだけじゃなくて、県のような公的機関がきちんと認証するというプロセス、そういう制度を進めていくということですが、その認証はどのように推進していくのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** これまでの県版GAPにつきましては、農業者による自主点検の取り組みとして普及してきたところですが、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準を満たすためには、県等の公的機関から確認を受けることが必要となります。このため県では、平成29年度新規事業の「新宮崎県版GAP緊急拡大事業」において、認証制度を導入した新たな県版GAPを構築することとしておきまして、審査員が現地で農業者の取り組みを調査し、有識者等で構成する判定会で認証の可否を判断する手続を現在検討しているところであります。

今後とも、農業団体等で構成いたします県版GAPの推進体制を整備いたしますとともに、早急に指導者の育成を図り、スピード感を持って、新たな県版GAPの県内産地への導入を推進してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 隣の鹿児島県では、平成16年から鹿児島県の認証制度——これはK-GAPと言われてはいますが——を進めておいて、定着してきているようでございます。団体と個人合わせて310件程度認証しているということで、取り組みは進んでいるのかなと思いますが、我が県においても、まずは宮崎のM-GAPを多くの産地や法人が取れるように、県がしっかり支援をしていただきたいなと思いますし、そういうことを幅広くボトムアップしていくということでございます。しかし、一方で、意欲的な産地や意欲的な法人というところは、さらにその上のJGAPの取得も県として後押しすべきじゃないかと思えます。

先ほど申しましたように、JGAP Advance なんかも、今後、GFSSIの承認スキームにのっかっていくと、それを取得することで、国際的な輸出にも使える認証制度になっていくということでございますし、その過程で、もちろん第一の目的である、より高いレベルでの農業の経営改善が進み、競争力がついていくということも図ることができます。今後のJGAP取得の取り組みについてどのようにお考えか、部長へお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県でのJGAPにつきましても、平成28年12月現在で9つの産地及び経営体が取り組んでおまして、この取り組みは、生産体制の改善はもとよりありますが、産地の信頼性向上による取引拡大に向けても大変重要な取り組みであると考えてお

ります。このため県では、現在GAPについて先進的に取り組んでおります宮崎大学と連携し、国際水準のJGAPの取得を農業者向けにわかりやすく解説した取り組みマニュアルの作成を進めているところであります。

また、今後は、JGAP研修機関が開催いたします研修会に、県の普及指導員やJAの営農指導員を派遣し、指導者育成にも取り組んでいくこととしております。

なお、JGAPを取得し継続するためには、毎年、審査等に多額の費用を要するため、新たな宮崎県版GAPをしっかりと普及・定着させ、さらに、意欲ある産地や経営体がJGAPにステップアップできますように、支援を積極的に行っていきたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。

一方で、畜産物についてお伺いしたいんですけども、今回の予算案では、EU市場にも輸出できる高い衛生基準を備えた食肉処理施設の整備ということが盛り込まれております。これは当初、県単補助が2億5,000万だったのが、何か知事査定でさらに2億5,000万上積みになっていて、非常に知事の思いを感じる補助事業になっているんですけども、これでEUや北米、そうしたところへの輸出も念頭に置くのかなと思いますが、畜産物を北米やヨーロッパの市場へ輸出する際に、向こうのバイヤーからグローバルGAPのようなものの認証を求められる状況にあるのか、御説明いただきたいと思えます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 畜産物の海外輸出につきましても、国内外の商社等と連携して販売促進を行っているところでありますが、現時点において、海外のバイヤーからグローバルGAPの取得までは求められていないところ

であります。

また、農場がグローバルGAPの認証を受けるためには、家畜の飼料についても、認証工場で作られたものを利用すること等が条件となっておりますが、国内にはそのような工場がないということから、我が国の畜産にとっては、非常に高いハードルであろうと考えております。

このような中で、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、来年度、日本の生産環境を念頭に置いた畜産版のJGAPが運用開始予定となっておりますことから、県といたしましては、まずはJGAP認証取得を推進してまいりたいと考えております。その後、次のステップとして、グローバルGAP認証取得についても検討してまいりたいと、そのように考えております。

**○清山知憲議員** 確認ですが、農産物と違って、畜産に関しては、宮崎県版GAPというものはなくて、29年度から創設されるJGAPの認証取得に向けて県として推進していくと、そういうことでよろしいでしょうか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 畜産物につきましては、宮崎県版GAPを設けることは考えておりません。平成29年度から日本GAP協会が認証いたしますJGAP取得に向けた取り組みを今後推進してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。

繰り返しですけれども、このGAPという認証制度は、単に品質を保証するための看板ではなくて、実際に取得の過程で、農畜製品の安全性とか環境保全、労働者の安全といった面から長期的に見て、農業の経営力の向上、そうしたものにつながるものだと理解しております。

県として、残留農薬検出とか機能性食品とか、いろいろ県独自の取り組みもあるんですけども、こうした世界的なスタンダードの中できちんと求められていくものを、いろいろと経費もありますし、大変だと思いますが、そうしたものを一つ一つ満たしていくということは、大変であることと必要性というものはまた別だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続いて、話題を変えて、県土整備部長へお伺いします。先日、県の文化公園に遊びに行ったところ、非常に公園は整備されてきれいなんですけれども、どことなくにぎわいが少ないというか、余り来園者の消費を喚起するような仕組みもなく、ちょっと寂しいなと思ったところでございます。全国的にこうした都市公園をいろいろと活用していこうという流れがあって、今般、国会へ都市公園法の改正案が提出されておりますけれども、その骨子について、県土整備部長へお伺いします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 都市公園法の改正案につきましては、本年の2月10日に閣議決定されまして、現在、国会で審議中であります。改正案の骨子でありますけれども、全国的な待機児童対策を推進する観点から、保育所などの社会福祉施設が占用許可の対象に追加されております。

また、民間の優良投資の誘導による利用者サービスの向上の観点から、公園内での飲食店など収益施設の設置管理とあわせまして、周辺の広場や園路などの公園施設を一体的に整備する意向のある民間事業者を公園管理者が公募選定する、「公共還元型の収益施設」の設置管理制度などが、新たに盛り込まれております。

**○清山知憲議員** そういった収益施設は、今の

制度のもとでも一応できるものではあるんですが、国として、やはりもっと都市公園を活用してもらいたい、そして、そこで生まれる収益で公園整備の一部の費用を賄ってもいいんじゃないかという趣旨が含まれていると理解しております。

今後、国において、省令や政令なんかでも細かいルールが決まってくるのだと思いますけれども、そうしたルールが全て決まってから、そして法案が通ってから、うちの県も動き出すというよりも、宮崎県として、こういうふうに都市公園を活用していきたいという要望も出しながら、そうした省令・政令なんかのルールに対しても影響を与えていくというようなことが必要じゃないかなと思っております。

昨年、自民党のほかの議員と一緒に富山市の環水公園というところを訪れたら、世界で一番美しいと言われるスターバックスがあって、そこで非常に人がにぎわっていたり、また、有名なシェフが新しいレストランを建設中でございました。宮崎県も、西都原公園、平和台公園、文化公園、総合運動公園の4つの都市公園を有しておりますし、そういうところで、にぎわい創出と一部公園整備のコスト捻出という観点から、公共還元型の収益施設を積極的に設置していく考えはないか、お伺いします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 本県の都市公園において、にぎわいを創出するのは非常に大事なことだと思っております。現在、本県でも、全ての都市公園において、指定管理者制度を導入した上で、民間のノウハウを生かした自主事業により、にぎわいの創出を図っているところでもあります。また、平和台公園においては、県が設置しましたレストハウス内に、公募により選定された民間事業者が飲食店を出店

し、多くの方々に利用していただいているところであります。

今回の法改正案に盛り込まれた公共還元型の収益施設の設置管理制度は、民間の資金などを活用することにより、にぎわい創出と公園整備コストの削減につなげる非常に有益な制度であります。現在、法改正案が審議中で、詳細が不明なところがありますので、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。今後とも、公園の利用状況や利用者のニーズなどの把握に努めながら、今回の制度を含め、さまざまな手法により、にぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、総合運動公園もキャンプでにぎわっていたり、今後、国体も控えていますので、いろいろとポテンシャルがあると思うんですね。ぜひ前向きに検討いただきたいと思っております。

次に、福祉保健部長に性に関する教育についてお伺いしたいと思います。宮崎県では、妊娠12週を過ぎてからの中絶、これを人工死産と言いますが、人口に対する割合がずっと全国1位で、26年からワースト3位に改善したようですけれども、いまだに上位で、課題となっております。12週を超えて中絶するというのは、母体に対しての肉体的苦痛、そして精神的苦痛も大変なものがありますので、福祉保健部としては、10年ごとに人工妊娠中絶に関する調査ということで調べられておりますけれども、調査結果のまとめについてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 「人工妊娠中絶に関するアンケート調査」でございしますが、お話にありましており、本県の人工死産率が高いことを受けまして、今後の効果的な対策につなげることを目的として、人工妊娠中絶をさ

れた方などを対象に行ったものであります。その結果、人工妊娠中絶をされた方では、避妊に関する正しい知識の不足や、妊娠・出産に関する相談窓口の情報を知らない、あるいはパートナーが避妊に協力してくれないなどの回答が多く、思春期からの健康教育や相談窓口の周知、男性に対する啓発などが課題として示されたところであります。

**○清山知憲議員** 思春期からの健康教育、そして啓発が大事だということで、教育長に伺います。先週末の土曜日、宮崎県の産婦人科医会の先生が思春期相談事業の報告ということで言われていましたが、その報告をここに抜粋すると、「若年女性の望まない妊娠は、人工妊娠中絶のみならず、児童の虐待死という犯罪につながる可能性がある」「若年女性の出産も、望んで妊娠したとは限らない」、もちろん望んで妊娠したものもありますけど、そういうものもあるということですが、「家庭もしくは学校における性教育では、命・自己肯定感を教えるだけでは意味がない。確実な避妊の知識はもちろん、人間関係、具体的なつき合い方を教えることが必要である」、さらに考察として、「小中高校生の性教育が重要な課題であるが、教育関係者になかなか理解していただけないという壁が存在している」と報告されておりました。

県教育委員会がつくっている、この性に関する教育参考資料というのがあるんですが、中身を紹介する時間はないんですけれども、2年半前も私はこれを取り上げました。この中で、例えば、非常に抑制的な内容になっているんですけれども、あらゆる発達段階において性的接触とか性交を扱う必要はない、外部講師——助産師とか産婦人科医——の指導の際は、しっかり打ち合わせをして学習指導要領の内容から逸脱

することのないように配慮するとか、児童生徒から性交や性的接触について予期せぬ質問が出ることも考えられる、質問が不適切であることを厳に指導すべき場合など、適切に判断する必要があると書いてあります。

私は、素直な疑問から出た問いで、不適切な質問があつて、それをするなど指導することが果たしていいものか、よくわかりませんが、ちょっと問題意識がずれているように感じるんですね。女の子や生まれてくる子供たちの命を守る、そのために絶対に必要な知識や本当に必要な行動とは何か、そこをまず考えなきゃいけないと思うんですけれども、私は2年半前に、この資料の改訂を求めた経緯があるんですが、現在の改訂状況を教えていただきたいと思います。

**○教育長(四本 孝君)** 近年、本県の人工妊娠中絶率は、全国より高い水準で推移しております。また、人工死産率も毎年、全国ワーストレベルにあるなどの状況が見られまして、県教育委員会といたしましても、大変重く受けとめているところであります。

御指摘のありました県教育委員会で作成・配付しております参考資料、名前が「性に関する教育 かけがえのない大切な命」といいますが、これにつきまして、作成から5年が経過して、社会や児童生徒の実態も変わってきております。それから、御指摘のような悩みを持つ生徒がいるということ等も踏まえながら、来年度、改訂に着手することとしております。

また、現在、県医師会と協力して行っております、産婦人科等の専門医の学校への派遣事業や性に関する相談事業等を中心に、今後とも、性に関する指導の一層の充実に努めてまいりた

いと考えております。

○**清山知憲議員** 私は、発達段階によって適切な指導のあり方があるのはわかりますし、行き過ぎた指導はよくないと思っていますけれども、あくまで女性と子供の命を守るという観点で、これからやっていただきたいと思うんです。この資料は、前回、編集委員は全て学校の先生だったんですけれども、次の改訂時には、助産師と産婦人科医といった専門の人を入れたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育長（四本 孝君）** 改訂に関する編集委員等につきましては、産婦人科医、あるいは助産師等に御協力いただくことも含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** ぜひよろしく願いいたします。

続いて、これも2年半前に質問したことなんですけれども、虫歯予防のエビデンス、これははっきりし始めているんですが、フッ素と歯磨きとシュガーコントロールの3つですね。あと細かいことは幾つかありますけれども、中でもフッ素というのが最も重要で、例えば、学校なんかでできることは、週に1回フッ素の入った水でうがいを児童生徒にしてもらい、そういうことで、しっかり効果があるということが言われております。

2年半前にこれに取り組むよう教育長に質問したんですが、そのときの答弁をそのまま抜き出しますけれども、「県教育委員会といたしましては、このようなことに十分留意しながら、学校でしっかりと取り組むよう、積極的に紹介していきたいと考えております」ということでした。当時、既に他県では、佐賀県など、フッ化物洗口の実施率100%を達成しているところがありましたけれども、それから3年間の我が県

の達成状況を教えてください。

○**教育長（四本 孝君）** 県の健康増進課の調査によりますと、県内全ての小学校におけるフッ化物洗口の取り組み状況でございますが、平成25年度が33.7%、平成26年度が40.1%、平成27年度は41.5%と、年々増加している状況であります。

○**清山知憲議員** 本当にわずかし改善していないようで、非常に残念なんですけれども、27年度の状況を見てみると、例えば、西諸県郡、えびの市なんかは、全ての学校でゼロ、延岡はわずか7.1%で、都城、日向はゼロです。これは、各地の教育委員会や学校というのは、本当に自信を持って、我が市、我が町はフッ化物洗口をやらないと判断しているのか、しっかりした判断材料を持って意思決定されているのかどうか、お伺いいたします。

○**教育長（四本 孝君）** 学校におけるフッ化物洗口につきましては、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」を踏まえまして、各市町村教育委員会の考え方にに基づき、最終的には、各学校の判断により実施されているものと認識しております。市町村教育委員会では、効果や安全性についての情報収集はもとより、先進事例等について研究するなどの取り組みがなされておりますが、そのような取り組みがまだ進んでいないところも見られるところであります。

このようなことを踏まえまして、県教育委員会といたしましては、福祉保健部とも連携しながら、フッ化物洗口の効果や実施している市町村の取り組み事例等について、市町村教育委員会への情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** 宮崎、日南、串間とか100%に近いところもあるんですけれども、今の答弁で



も、2年前の「積極的に紹介していきたい」という表現からトーンダウンしているような気がするんですが、少なくとも各市町村教委がきちんと判断材料を持って意思決定するところまで持って行っていただきたいんですね。強制はしなくていいですよ。判断材料を持った上で、いや、うちの市町村ではやらないと。それも尊重していいと思うんですけども、ぜひ判断するところまで持って行っていただきたいと思っております。

最後に、医師確保について教育長にお伺いするんですが、昨今、高校生の県内就職の問題が話題になっておりますけれども、医師確保も全く同じような話で、この10年やっているわけですね。毎年必要な研修医の数というのは80人そこそこなので、これはきちんとやれば結果が出やすい政策分野なんですけれども、今年度も60人ということで、まだまだ道のりは遠い状況ですが、隣の鹿児島県は内定者数121人ということで、宮崎県の倍の研修医の内定者数でした。

本来的には、県内の病院が魅力を高めて、自然に医師が引きつけられていくのが本当なんですけれども、それとは別に、我が県で医師として働いてくれる要因は何かというと、本当に単純な話、県内出身者かどうかというところがあります。宮崎県は昨年、県内の高校から医学部合格者が115人も出ているんですけれども、その7割以上が県外の医学部に進学していて、結果的に宮大医学部の県内出身者の割合は約3割。しかし、これは全然普通じゃなくて、隣の鹿児島大学、そして琉球大学は、県内出身者の割合がずっと大体6割なんです。倍ぐらい違うんですよ。

宮崎大学は、私が高校時代もそうだったんですけれども、平均してたった1割台ぐらいしか

県内出身者が在籍していないという時期が15年も続いていまして、我が県の医師不足は、実は臨床研修制度の改革というよりも、この異常なまでに低かった宮大医学部内の県内出身者の数という見方もできます。そこが原因という見方もできるわけですね。実際この時期の卒業生から、目に見える形で県内の若手の医療者が減り始めているわけなんですけれども、そうすると、もっと県内の学生が宮崎大学医学部に進学するとか、また、県内の地域医療に触れ合ってもらおうということが必要だと思います。

現に第二次宮崎県教育振興計画では、毎年、医学部への合格者100人以上を目標と、しっかり明文化されていますけれども、ただ医学部に合格するだけじゃなくて、きちんと宮大医学部に進学するとか、本県の地域医療に将来貢献したりとか、そういう人たちをふやさなければ意味がないわけで、このままだと、単に医学部合格者を量産すればいいということだけで、それぞれの学校がただ合格実績を積み重ねるためだけの目標であると見られてしまいます。

まさに県内の高校生が県内企業に就職する人をふやすという取り組みと同様で、県内の高校生でも医学部進学に興味のある学生に、もっと宮大医学部に触れ合ってもらおうとか、県内の地域医療に触れ合ってもらう機会をふやしていくべきだと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 地域医療に従事する人材の確保は、本県の緊急かつ重要な課題であり、高校生が県内の地域医療について知る機会や触れる機会をふやすことは大切であると考えております。そのため、県内の各学校におきまして、医学部を志望する生徒に対して、例えば、地域医療従事者による講演会や医師の講座を実施したり、実際に医療現場に出かけて、医

療業務の体験や手術見学を実施したりすることなどの取り組みを行っております。また、宮崎大学医学部の実施するオープンキャンパスや出前講座などにも多くの生徒が参加しております。

県教育委員会といたしましても、宮崎大学医学部との入試連絡協議会や、高校関係者と医学部教授との情報交換会などを実施しまして、各種情報の共有を図っているところであります。今後とも、関係機関と一層の連携を図りながら、県内高校の医学部進学希望者が本県の地域医療に関心を持つよう努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 宮大のオープンキャンパスなんか、興味を持った学生が進んでそこへ行かないとわからないんですね。聞くところによると、医学部進学希望者みんなが集まって勉強するような場もあるようですし、そうした機会を生かして、どんどん情報を伝えていっていただきたいと思っております。

最後の質問ですが、福祉保健部長へお伺いたします。これは都城の医師会から伺ったんですけれども、県西部は県病院もなく、また、小児科を有するような総合病院も少ない状況の中、都城医師会病院というところは、小児科を有していて、他県の大学の小児科医局の支援も受けつつ、何とか存続されているわけですが、宮崎大学で県から修学資金の貸与を受けた小児科のドクターというのは、その返還免除の条件として、勤務が義務づけられている病院は公的医療機関のみで、都城医師会病院が入っていないために、なかなか医局からそうした若手の先生を派遣しにくい、働いてもらにくい状況にあると。

この条件に入っているのが、今申し上げたよ

うに、大きな前提として公的医療機関になっているわけですが、例えば、県立宮崎病院の小児科であれば、義務を果たしながら勤務できるけれども、都城医師会病院の小児科になるとそうではないと。しかし、どう考えても、医療圏として県西部のほうは厳しい状況にあり、都城医師会病院がその医療圏で果たしている役割を考えると、ちょっと合理的な制度とも思えない部分があると思われま。今後、この返還免除条件の緩和について考えていくことができないか、部長へお伺いします。

**○福祉保健部長(日隈俊郎君)** お話にありましたように、医師修学資金貸与制度は、本県の地域医療を担う医師の育成及び確保を図ることを目的としておりまして、必要な期間、医師不足が特に顕著な僻地や特定診療科で公的医療機関等に勤務することが返還免除の要件となっております。これまでの貸与者は147名となっておりますが、その多くは、まだ貸与中の医学生や臨床研修医等でありまして、これまでに11名が返還免除となる指定医療機関で勤務しているところであります。

今後、臨床研修を修了し、医療機関での勤務を開始する貸与者は、年々増加してくるの見込まれているところであります。また、平成29年度には、地域医療の現状や課題を整理し、医療計画を見直す予定としておるところでありますので、地域医療の課題や貸与者の動向、国における医師修学資金貸与制度に係る国における検討状況等を見きわめながら、必要に応じて、医師修学資金貸与の返還免除要件の見直しについて議論していきたいと考えております。

**○清山知憲議員** もう質問はしませんけれども、今後、医療計画で、それぞれの地域別に、

医療圏ごとに計画を立てていきますし、この制度について議論するだけじゃなくて、よりよい制度になるよう、検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の山下博三です。通告に従い、順次お伺ひしてまいります。

昨年11月に行われたアメリカ大統領選挙では、クリントン氏勝利の間違いなしとの論評の中、まさかのトランプ氏の勝利でありました。トランプ大統領の就任により、TPP協定の脱退やイスラム圏7カ国から米国への入国を制限する大統領令などが次々と発せられ、全世界に戦慄が走りました。

トランプ大統領の誕生に当たって、日本の安倍首相の対応は素早く、大統領就任前の会議から就任後の電話会談、そしてゴルフを交えての最高のおもてなしを受けながらの日米首脳会談と、常に各国の先手を打つ形で、この型破りな大統領との信頼構築に努められたところであります。この結果、日銀等による円安誘導などへの不満は聞こえてくるものの、日本に対する直接的な対抗措置は講じられていないことから、これまでの外交政策は高く評価できるものと考えております。

しかしながら、昨年の対日赤字は7兆7,400億円と中国に次いで多く、また、アメリカの自動車産業のみならず、牛や豚、乳製品、米などの生産者団体が、日本との二国間FTA交渉を要求する書簡を新大統領に提出しております。アメリカは、既にイギリスとのFTAについて具体的な協議を進めており、今後、日本について

も、より厳しい二国間協定の締結を求めてくるものと思われまます。

また、日本とEUとのEPA交渉も再開しており、乳製品や豚肉、小麦製品等の自由化について、厳しい交渉が行われております。このように、今後、日本の関税撤廃を求めてくるのは必至の情勢となっております。そこで、2期目の折り返しを迎えられた知事に、今日の国際情勢の変化をどのように捉えられておるかお伺ひいたします。

次に、知事は先月13日から18日にかけて、アメリカ合衆国において、宮崎牛と焼酎のトップセールスを行われました。県の輸出戦略におきましては、パートナーと連携して販売促進プロモーションの支援を行うということですが、今回のアメリカでの宮崎牛のトップセールスについて、どのようなパートナーとどのようなプロモーションを行ったのか、また、今後の取引拡大に向けた感触について、知事にお伺ひいたします。

この後、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、今日の国際情勢の変化についてであります。世界の大国でありますアメリカにおいては、トランプ大統領が誕生し、自国第一主義を唱え、TPP離脱や、特定国を対象とした入国制限措置などを進めております。また、ことしは、EU主要国や韓国などで国政選挙が予定されるなど、国際情勢の先行きを見通すことは極めて難しい状況になりつつあります。

中でも、通商分野におきましては、現在、交渉が行われております東アジア地域包括的経済連携(RCEP)でありますとか、EUとのEPA、さらには、今後、日米間の二国間協定へ

の交渉発展など、本県経済への影響も懸念される動きが予想されます。先日は、農水省、また関係方面に、EUとのEPAに関して要望を行ったところではありますが、その動向を十分に注視し、必要に応じて、さまざまな要望活動等も取り組んでいく必要があるかと考えております。

国内市場が縮小する中で、本県経済の活性化を図るには、海外とのさらなる交流拡大を図っていくことが大変重要であると考えておりますので、今後とも、変化する世界の動きにアンテナを張りながら、みやざきグローバル戦略を着実に推進するとともに、基幹産業であります農林水産業を初めとする本県産業の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アメリカでの宮崎牛のトップセールスについてであります。日本からアメリカ向けの牛肉輸出量は、平成28年の実績で244トンであり、その約4割が本県産ということで、大変大きなシェアを占めているところであります。そのような中、今回、宮崎牛の輸出や販路拡大に貢献いただいております現地の輸入商社及び食肉販売業者を訪問しまして、日ごろの取引への感謝の思いを伝えますとともに、今後の課題などについて意見交換を行ってまいりました。

こういった関係の会社からは、具体的に、宮崎牛の品質を長期に保つための冷凍での輸送——現在、冷蔵での輸送は行っております。冷凍輸送についての検討ということの要望がありましたし、先方のレストランで扱いやすいサイズに合わせた牛肉の納品——ブロックで納めておりますが、個別のレストランはもっと小さいパッケージが望ましいということでもありますとか、品質保証のための日本産の和牛というのが、全体の大きな段ボールのパッケージにはつ

いているんですが、個別のパッケージごとにもつけてほしいということとか、200トンの低関税枠の問題など、いろいろ御指摘をいただき、さらなるプロモーションに向けて具体的な提案なり要望をいただき、直接、私みずから話をすることで、現地パートナーとの関係もさらに強化されたものと考えております。

また、宮崎牛を扱っていただいておりますニューヨークの高級レストランにおきましては、アメリカ産和牛の約2倍の価格で宮崎牛が提供されている。シェフからも直接御意見をいただきましたが、口の中ですとろけるようだということが大変絶賛いただいております。その味わい、脂肪の質について評価いただき、今後のさらなる取引拡大に向けて、確かな手応えを感じたところであります。県としましては、今後とも、こういう関係団体や輸出関連業者等とも連携しながら、輸出量のさらなる拡大を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。今、知事のほうから、輸入枠の問題の話をしていただきました。アメリカがTPPを脱退した中で、200トンという輸入関税の枠があります。200トン以下は2%以内の関税なんです。200トンを超えた分については、26.4%の高関税になります。今日、既に244トンが日本からの輸出実績になっておりますが、アメリカ戦略については、全国が高関税を逃れる手段をとってくるものと思われま。知事が言われましたように、冷凍・冷蔵、そういう輸出の仕方に、万全を期した対策をとっていただきますようお願いしたいと思います。

次に、宮崎牛の目指す方向性と海外輸出について、5問、農政水産部長にお伺いしてまいり

ます。

本年9月には、宮城県仙台市において第11回全国和牛能力共進会が開催されます。今回の宮城大会は、全国どの県も達成したことのない、前人未到の3連覇のかかった大会であり、万全を期した体制づくりに、生産者を初め、県、関係団体の皆様が、血のにじむような努力をしていただいているものと思っております。

ただ、心配いたしますのが、今回の開催場所が1,500キロを超える大変な遠隔地での開催であるということであります。間近に迫ってきた大会を前に、今後のスケジュールと輸送手段等の問題はないのか、また、3連覇に向けた決意について改めてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 全国和牛能力共進会宮城大会まで、いよいよ残り半年となりました。5月には県内7地域の出品候補牛が選定され、その中から、7月には本県代表牛を決定し、9月の全共本番を迎えることとなります。現在、県内各地域においては、「宮崎を制する者は全国を制する」との言葉に代表されますように、熱く激しい戦いが繰り広げられているところであります。

このような戦いを勝ち抜いた最高の代表牛を、我々は最高の状態で宮城の地へ届けていかなければなりません。この輸送対策が最も重要な課題であるというのは、議員御指摘のとおりだと私も思いますが、その中で、県推進協議会や獣医師、それから運送会社等と綿密な協議を重ねながら、体重の減少や活力低下を引き起こす輸送ストレスの軽減に向けて、万全の対策を講じることとしております。

県といたしましては、今後とも、「チーム宮崎」一丸となって、「日本一の努力と準備」により、必ずや前人未到の3連覇を達成し、宮崎

牛の新たな歴史をつくっていきたくと考えております。

**○山下博三議員** 一昨年は、北海道で全日本ホルスタイン共進会がありました。そのときは、3日かかって陸送で乳牛を運んだ経験がありますので、ぜひ、そういうことも参考にしながら、ダメージのない牛の輸送体制をとっていただくとありがたいと思っています。

昨年12月に、私は、都城市内のホテルにて、宮崎大学地域資源創成学部の撫教授をお招きして、地域の和牛繁殖農家や肥育農家を初め、J A、行政の皆様と、「今後の宮崎牛の方向性について」の勉強会を開催いたしました。撫先生は、日本獣医畜産大学において、肉用牛の飼養管理の違いが肉質に及ぼす影響や、おいしい牛肉と言われる食味性について研究されるなど、肉用牛の生産から消費まで総合的に研究されております。

勉強会において撫先生から、全共2連覇した宮崎牛は、全国的にも非常に高い評価を受けており、さきの県枝肉共進会においても、出品牛110頭中、99頭がA5等級で、全体の7割以上がBMS10以上となっていること、また、全共3連覇に向けて準備も順調に進んでおり、宮崎牛のブランド化と東京オリンピックを契機に、世界市場での消費拡大が現実味を帯びてきていることなどが評価されました。

一方、国内外に多くの競争相手がいる中で、高い技術力に応じた恩恵が畜産農家の懐に入っていくためには、消費動向を見据えた育種改良や飼養管理技術の改革も必要であると指摘されました。消費者の「おいしさ」に対するニーズは、例えば熟成肉や脂肪の少ない赤身肉、さらにはオレイン酸の含量など、多様化してきており、その傾向は今後ますます強まってくるとも

言われました。

1月13日付全国農業新聞には、愛媛県の肉用牛生産の取り組みがトップで紹介されておりました。愛媛県は、高騰を続ける子牛価格や高どまりの飼料価格の影響を受ける肥育牛対策として、「赤身と脂肪のバランスを重視した美味しくヘルシーな和牛肉」をコンセプトに、若齢肥育とミカンジュース残渣を利用した「愛媛あかね和牛」の取り組みを進めているということでありました。その取り組みを要約すると、たんぱく質とビタミンを多給して、あえてサシを抑えたA3から4等級の肉質を目指すことで、肥育期間の短縮を図り、脂肪の質も通常の和牛とは全く違う、これまでにない味を特徴としているということでもあります。

人口減少、高齢化社会の到来が現実のものとなってきた今日、他県ではさまざまな取り組みが進められておりますが、宮崎牛は今後とも、これまでの取り組みを進めていくだけでいいのか、疑問が湧いてまいります。頂点を極めつつある今だからこそ、次の一手に向けた準備を余念なく進めていくことが、将来にわたって和牛生産県としての地位を確固たるものにしようとする本県にとって重要であります。消費動向が多様化する中で、宮崎の和牛経営の方向性についてどのように認識されておるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の和牛は、これまで、いわゆるサシの量や枝肉重量を重視した改良を基本に、宮崎牛のブランド力向上を目指してきたところであります。一方で、全国和牛能力共進会においては、サシなどの肉質評価に加えまして、オレイン酸などのおいしさに関与する指標も審査基準に加わるなど、牛肉の新たな付加価値を求める動きも出てきてい

るところであります。

また、近年、昨今の子牛価格の高騰や消費者の赤身肉志向を背景に、肥育期間を短縮して飼料費等のコスト低減を図り、宮崎牛のようなA4、A5ランクを目指さずに、収益を確保する経営体も一部見受けられるところであります。県といたしましては、新しいおいしさの指標もしっかり踏まえながら、高品質な宮崎牛ブランドのさらなる発展を目指すとともに、多様な経営のあり方にも配慮しながら、和牛農家の経営安定に取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 次に、本県の東アジア、EU、アメリカ等海外戦略についてお伺いしてまいります。

平成21年に道州制を議論する場として発足した「九州・沖縄未来創造会議」に、議会選出4人の中の1人として参加をしております。道州制論議も頓挫した中、昨年より新たなスタートとして、九州議長会の諮問機関として、「九州・沖縄が一体となった海外戦略」の必要性について各県選出の議員と議論し、ことしの夏までに九州議長会に提言書として提出することとしております。

私からの意見として、海外戦略といっても分野が多岐にわたり過ぎるため、議論が限られた中での集約の厳しさがあり、むしろ海外客の誘客に向けた観光戦略及び農水産物の販売戦略の2つの分野に絞って検討すべきではないかという提案を申し上げてまいりました。その結果、観光と農水産物の販売戦略の2つの分野について検討が行われることとなったところであります。このことを前提として、3つの分野に関連してお伺いしてまいります。

まず1点目は、本県の海外輸出戦略でありま

す。国の平成28年度第2次補正予算において、本県から3件の農畜産物の輸出拡大施設の整備が認められております。その概要と経済効果についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農畜産物輸出拡大施設整備事業につきましては、本県から、株式会社ミヤチク、宮崎くみあいチキンフーズ株式会社、株式会社くしまアオイファームの3件が採択されたところであります。

それぞれの事業概要につきましては、ミヤチクは、EU等への輸出拡大に向けた衛生レベルの高い牛肉・豚肉の処理施設の整備、宮崎くみあいチキンフーズは、「みやざき地頭鶏」を含む鶏肉の輸出開始に向けた食鳥処理施設の整備、くしまアオイファームは、アジアを中心とする急速な需要拡大に対応したカンショの集出荷貯蔵施設の整備を行う計画となっております。

これら3件の経済効果につきましては、産業連関分析による試算を行ったところでありますが、その結果、年間、約107億円の経済波及効果があると見込んでいるところであります。

**○山下博三議員** 今、3件の事業の経済効果が107億円という数字をお示しいただきました。農業立県宮崎として、需要の減少が懸念される国内販売のみならず、需要の大幅な拡大が見込まれる海外に対して、積極的に販売を行っていくという強い意欲のあらわれであると考えております。今回、施設整備される事業所は、どのような海外販売戦略を展開されるのか、その計画について県はどのような支援をされるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** まず、ミヤチクの海外販売戦略につきましては、EU向けの輸出に新たに取り組むこと等により、牛肉・豚

肉を合わせまして、平成27年度の約3割増しとなる100トン輸出する計画であります。

次に、宮崎くみあいチキンフーズにつきましては、全国のチキンフーズグループの輸出拠点として、「みやざき地頭鶏」を初め、鶏肉60トン香港やベトナム等へ輸出する計画でございます。

また、くしまアオイファームにつきましては、香港やシンガポールに加えまして、タイやマレーシアなど東アジア全体へ、平成27年度の約6倍となります1,800トンのカンショを輸出する計画でございます。

県といたしましては、海外プロモーションの実施や、県の海外事務所及び輸出促進コーディネーターを活用した取引先の開拓など、3社の輸出拡大に向けた取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ミヤチク、チキンフーズ、くしまアオイファームで、総額180億の設備投資になるんですね。久々の大型投資ということで、これも海外販売戦略の一環でありますから、さらなる支援をよろしくお願ひしたいと思います。

宮崎牛は、平成27年9月にはミラノ国際見本市に、さらに10月にはドイツのケルン市で開催されたアヌーガ2015にも出品されております。ミラノに参加された知事は、「いずれの会場においても宮崎牛への評価には高いものがあり、今後のEU圏域に対する輸出拡大に確かな手応えを感じている」とコメントされております。

ミヤチク新工場においては、新しくEU向けの指定も受けられますが、心配なのがアニマルウェルフェア、動物福祉を適正農業規範の一つとしているEU圏域において、非関税障壁化するのではないかと危惧するのであります。EU

向けの飼養管理マニュアル、指定農場が必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** アニマルウェルフェアは、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳されており、23年3月に示されました国の指針の中で、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義されております。現在、EU輸出において、農家段階でアニマルウェルフェアの遵守は条件となっておりますが、今回のミヤチク新工場の整備を踏まえまして、今後、輸出を目指す農場に、その考え方を普及していく必要があると考えております。

また、EU輸出に際しましては、抗生物質など16項目について、定期的なモニタリングもあわせて必要であり、現在、「EU向け牛肉出荷農場調査事業」の中で、輸出対象となり得る農場の特定に向けた調査を実施しているところであります。県といたしましては、今回の調査結果を検証するとともに、国の指針等も考慮しながら、EU輸出に対応可能な農場の育成について、関係団体としっかり検討してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 海外に向けて積極的に販売していくということであります。期待しております。

次に、海外におけるPR、販売促進の拠点と外国人技能研修生について、9問、商工観光労働部長にお伺いしてまいります。

安倍総理の成長戦略に基づき、九州でも農産物の海外輸出や観光客の誘致が活発に行われております。その推進役を現地で担う海外拠点につきましても、独自事務所やアドバイザーなど、その設置形態は九州各県さまざまですが、九州・沖縄未来創造会議の資料をもとに

私が確認しましたところ、九州8県で、海外事務所が8都市20カ所、業務委託等によるアドバイザー等の設置が21都市31カ所となっており、いずれも東アジア、ASEANを中心に、県産品の売り込みに県を挙げて取り組んでいるようであります。

このような中で、本県は、香港、上海の2カ所に事務所を設け、さらには、台湾、シンガポールを初め5カ所にアドバイザーやコーディネーターを配置し、県産品のPR、販売促進に取り組んでおられますが、これまでの活動とその成果についてどのように評価されるのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 県におきましては、現在、香港、上海に事務所を設置し、マーケット情報の収集や県内企業の海外展開のサポート、さらには、観光誘客や宮崎の情報発信等に取り組んでおります。また、シンガポール、EU、北米を初めとする5つの地域に輸出促進コーディネーターを配置し、現地での県産品の売り込みや、県内企業とバイヤーとのマッチング支援など、各市場の特性を踏まえた活動に努めているところであります。

このような活動により、例えば、輸出分野では、香港へのスイートピーや豚肉の新たな輸出、伊勢丹シンガポールにおける常設の売り場の設置など、県産品の販路開拓が進むとともに、観光分野におきましても、外国人宿泊客数や大型クルーズ船の寄港数が増加するなど、それぞれの地域において、一定の成果が上がっているものと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。

東アジアへの輸出戦略の具体化、実現を図る上では、海外拠点のさらなる充実が必要と考えますが、今後の拠点設置の考え方についてお伺



いたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 海外拠点は、本県が海外との交流を推進していくための最前線の営業拠点でありますことから、現在、みやざきグローバル戦略上の重要な国や地域に、先ほど申し上げましたけれども、事務所やコーディネーターを設置し、県産品の販路開拓に積極的に取り組んでいるところでございます。今後、海外拠点をどのように展開していくかにつきましては、各市場の動向や県内企業のニーズ等を踏まえめるとともに、費用対効果を見きわめながら検討していくことになるかと考えております。

**○山下博三議員** 輸出拡大のためには、主要都市に拠点を設けて、細かな企業訪問等を行うことが大変重要であります。グローバル化を目指す本県の海外輸出に向けて、今後、EU、アメリカ対策のさらなる強化が必要になってくるものと思います。戦略的な取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、九州が一体となった輸出拡大に向けた取り組みについてお伺いいたします。民間ベースでは九州各県の連携が進んでいるようであります。農産物については、平成27年8月に、宮崎経済連やJR九州、日本通運などが出資して、九州農水産物直販株式会社を設立し、元経済連の会長であられた羽田正治氏が社長として就任され、現在、香港やシンガポールに向けた効率的で低コストな青果物輸送体制の構築や、取扱品目や販売地域の拡大に取り組んでおられます。

私は、九州各県がそれぞれ東南アジアの各国において、産地間競争を繰り広げるのではなく、大同団結し、例えば、東アジア地域に共通事務所を設置するなどして、九州各県が一体と

なって、オール九州として、輸送体系の構築や販売、PRしていくことも大事であると考えております。九州各県が連携し、輸出拡大に取り組むべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 九州各県が連携し、九州という知名度やスケールメリットを生かして、海外の事業展開に取り組むことは、有効な方策の一つであると考えております。このため、現在、九州各県及び政令市で構成する九州貿易振興協議会等におきまして、ベトナムでの商談会の開催やEUからのバイヤー招聘など、一体となった取り組みを展開しているところでございます。

また、お話のありました共通事務所の設置につきましては、昨年度、九州各県で研究を行いましたけれども、費用負担の減少や連携効果が期待される一方で、各県が競合する分野もあり、さらには、組織や運営のあり方など、整理すべき課題も多いことから、引き続き議論を行っていくこととなったところであります。今後とも、九州各県との連携を図りながら、効率的かつ効果的な事業の推進に努め、県産品の輸出促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** よろしくお伺いいたします。

次に、海外観光客の誘致に向けた観光戦略についてお伺いいたします。九州・沖縄未来創造会議の中では、長崎県の観光客誘致の取り組みも報告されました。長崎県では、これまでの海外との歴史的な交流の積み重ねと地理的な優位性を生かして、アジアを初めとした海外の活力を取り込み、経済活性化につながることを目的に、平成23年、今から5年前にアジア・国際戦略を策定されております。戦略の中では、中

国、韓国、東南アジア、欧米の4つの国や地域ごとに、誘致やクルーズ船の受け入れ拡大、航空路線の誘致など10のプロジェクトについて、具体的な取り組みが示されております。

本県では、平成28年3月に、社会経済情勢の変化を踏まえ、前戦略を発展的に見直した、みやざきグローバル戦略を策定されております。このような戦略は、ややもすれば策定そのものが目的となり、策定したことに満足してそれで終わりということになりがちであります。

ところで、長崎県のアジア・国際戦略の中では、プロジェクトごとに取り組み目標と実現に向けた具体的な取り組みについて示されております。クルーズ客船受入拡大プロジェクトを例にとりますと、平成32年の計画目標270回の寄港受け入れに対して、平成27年度で180回、50万人を超える乗員乗客となっております。平成28年度は、長崎港、佐世保港を中心に、250回を超える寄港が見込まれているということでもあります。このような中であって、本県におきましても、クルーズ船の寄港が年々増加しておりますが、直近の寄港状況と寄港による経済効果がどれほどか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 平成28年の国外からのクルーズ船寄港回数は、細島港、油津港合わせまして21回で、前年の6回から15回増となっております。

また、寄港による効果につきましては、昨年度、細島港と油津港に寄港したクルーズ船3隻の乗客に対し、消費動向に関する調査を行ったところでもあります。その結果、船の大きさや発着地、寄港時間等の条件でばらつきがございますが、観光バス利用や昼食、買い物等による乗客1人当たりの推計消費額は、1万2,000円から2万3,000円、クルーズ船1隻当たりの直接・間

接の県内経済への波及効果は、約3,300万円から約7,900万円となっております。以上でございます。

**○山下博三議員** 本県のグローバル戦略では、今後の取り組み方針について、ターゲットを明確にした誘客促進の中で「外国クルーズ船や国際チャーター便の誘致」とさらっと述べられておりますが、これでは具体的に誰が何に取り組むのか理解されにくいのではないのでしょうか。長崎県の戦略が素晴らしいと感じたのは、戦略に基づき、毎年度の取り組みを行動計画として取りまとめ、知事部局のみならず、教育委員会や市町村などとも連携しながら取り組んでいるということでもあります。

長崎県では、これまでの歴史的な交流の積み重ねと観光資源に特徴があるとはいえ、戦略の中で岸壁を整備し、入出港の利便性を改善することや、教会群やキリスト教関連施設など観光資源を活用して周遊ルートをつくるなど、具体的に明示しております。誰が何をすることか明らかにされていることから、取り組みが具体的となり、結果として、クルーズ船の入港実績が平成24年度に比べて4倍に増加しております。

一方、本県においては、知事を本部長とするみやざきグローバル戦略推進本部を設置し、進捗状況の確認や毎年度の取り組み予定について協議を行い、関係部局が連携して戦略の推進に当たっておられるようでありますが、長崎県の取り組みは、本県の参考となるものも多いのではないかと思います。本県のみやざきグローバル戦略の中では、平成30年に50件の目標を掲げておられますが、クルーズ船誘致拡大に向け、県として具体的にどのように取り組みを進めていかれるのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県のクルーズ船の寄港につきましては、客船の大型化に対応いたしました港湾整備や、地元市町村等と連携した誘致セールス、受け入れ環境の整備等により、一昨年から大幅に増加しているところであります。しかしながら、クルーズの寄港地としては、歴史が浅く、ほかの寄港地と比べ寄港回数も少ないことから、クルーズ業界や海外市場における認知度向上が課題の一つとなっております。

このため、クルーズ船社や旅行会社に対する誘致セールスや業界誌への広告掲載、一般消費者に対する船会社とタイアップした観光PRなど、本県の寄港地としての魅力を提案・発信しているところでございます。今後とも、関係機関や地元市町村等と連携し、受け入れ環境等の整備、強化を図りながら、寄港回数の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、インドネシアからの技能実習生の取り組みに関してお伺いしてまいります。

これまで懸念されていた人口減少社会の到来が、まさに現実のものとなってまいりました。私は、平成26年11月議会において、「人手不足と外国人受け入れ課題」として、県内での外国人技能実習生の研修実態や、今後の活用に向けたルールづくりの必要性について、知事及び商工観光労働部長と質疑を行っております。

その後、政府は、建築業を中心に、時限的な受け入れ拡大措置を実施されておりますが、労働力不足は、建設分野のみならず、福祉、介護や農業、トラックなどの物流分野など多岐にわたっており、労働力の確保が難しい分野では、外国人の技能実習制度などを活用して、何とか

確保したいという強い意向を持っておられます。

このような中で、私の地元、JA都城では、平成21年から中国湖北省の政府機関を通じ、これまで8期にわたり56名の受け入れを行っております。しかしながら、近年、中国の経済成長と円安の進行による仕送り額が目減りなどにより、優秀な実習生の確保が困難となり、送り出し機関から紹介できない旨の通知があったようであります。このため、平成28年2月からは、インドネシアを新たな確保先として調整を進め、親日家で誠実、勤勉なインドネシアからの実習生の受け入れに切りかわりつつあるということであります。

このような地域の実態を踏まえ、私たち自民党県議団では、昨年12月13日から16日までの4日間、蓬原議員を団長に、総勢9名でインドネシアの首都ジャカルタを訪問してまいりました。目的は、外国人技能実習制度の運用の実態やあり方について、インドネシア政府の投資調整庁やインドネシア大学、技能実習生受け入れを行っている日本・インドネシア経済協力事業協会、通称J I A E C（ジーク）と言いますが、その会長を初め、多くの関係者との意見交換でありました。

現在のJ I A E Cの会長は黒木さんという方ですが、宮崎市の御出身で、大学卒業後、共同通信社を経て、現在、日本とインドネシアのかけ橋として、両国の友好親善と経済協力の拡大に尽力されております。現在、自動車組み立てや農業分野、水産加工場を中心に、約2,000名の実習生を日本に派遣しているということですが、2～3年後には介護分野にも取り組み、1万人規模の派遣を計画しているということでありました。

実習生の派遣に当たっては、まず、実習生の受け入れを希望している企業からヒアリングを行い、その後、ジャワ島を中心に、契約している250の工業系や農水産系の高校の卒業生から希望者を選抜し、約4カ月間の研修センターでの寮生活と1カ月の日本での研修を通じ、語学研修やビジネスマナー、身だしなみなど、日本で生活するのに必要な知識と生活習慣などが徹底して教え込まれるということでありました。

平成26年の実績では、応募者1万8,000名の中から6,000名を面接し、日本に派遣されるのが819名ということですので、実に20倍を超える競争の中を勝ち抜いたエリートたちであります。県内でも受け入れを行っているチキンフーズや農業法人からは、経費や宗教上の習慣など、中国とは違う課題が懸念されましたが、仕事や生活面での理解が早く、穏やかで丁寧な仕事をするなど、大変優秀であると高い評価を得ているということでもあります。前段が長くなりましたが、本県におきまして、介護や農業、物流分野など、労働力が不足している現状についてどのように認識されておられるのか、まずお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 本格的な人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少が続く中、介護や農業、物流を初め、多くの分野で労働力の確保が大きな課題となっていると考えております。

私も立場上、いろんな企業経営者とお話しする機会がございますが、「募集してもなかなか人が集まらない」とか、「事業を拡大したいけれども、人材確保が課題となっている」などの声を聞いておきまして、こういう状況が続けば、本県経済や県民生活に大きな影響が出てくるのではないかと懸念しているところでござい

ます。

このため、県といたしましては、働きやすい職場環境づくりに努めますとともに、若者の県内就職の促進や、女性・高齢者の活躍促進などにしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

**○山下博三議員** 前回もお伺いしておりますが、県内における労働力の不足している分野ごとの外国人労働者の実態はどのようになっているのか、また、外国人労働者のうち、技能実習生がどういう分野で受け入れられておられるのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 宮崎労働局によりますと、平成28年10月末現在で、県内の外国人労働者は2,602人となっており、産業別の主な内訳は、製造業が1,213人、農業・林業が381人、教育・学習支援業が243人であり、また、医療・福祉につきましては、医療業15人、社会保険・社会福祉・介護事業49人の計64人となっております。また、運輸業・郵便業につきましては4人となっております。

次に、外国人技能実習生につきましては、公益財団法人国際研修協力機構の発表によりますと、主に農業、繊維・衣服、食料品製造業、漁業等において、多くの実習生が受け入れられております。

**○山下博三議員** 続いてお伺いしますが、県内における外国人技能実習生の受け入れ人数の推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 宮崎労働局によりますと、県内における過去5年間の外国人技能実習生の受け入れ人数は、それぞれ10月末現在の数値でございますけれども、平成24年が1,156人、平成25年が1,170人、平成26年

が1,248人、平成27年が1,371人、平成28年  
が1,704人と、年々増加しております。特に、平  
成27年から28年の増加が333人と、非常に多く  
なっております。

○山下博三議員 今後、本県において、フード  
ビジネスが成長、定着するとともに、グローバ  
ル戦略など、各種戦略が着実に成果を出してく  
るようになると、県内においても、多くの需要  
が見込まれるのではないかと考えております。  
産業の活性化を図るためにも、県内産業界に対  
して、外国人技能実習生の適切な活用を促して  
いくために、利用団体等との情報共有体制を確  
立すべきと思いますが、御見解をお伺いいたし  
ます。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 外国人技  
能実習制度は、開発途上国等の経済発展を担う  
人材育成を目的としておりますが、実態とし  
て、地域の産業を支える貴重な役割を担ってい  
るものと考えております。

一方で、制度の適正な実施が課題となってお  
りますことから、昨年11月に「外国人技能実習  
の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法  
律」が公布されたところでありますが、今後、  
法律の施行に合わせ、全体を管理監督する外国  
人技能実習機構や、地域レベルでの行政機関の  
連携を図るための地域協議会が設置される予定  
となっており、協議会には県も参画することと  
なっております。

本県におきましても、外国人技能実習生がふ  
えてきている中で、利用団体等への制度の周知  
や、適正な実施のための情報共有化は大変大事  
な視点でありますので、今後、そのあり方につ  
いて、関係部局や地域協議会を構成する国等の  
関係行政機関とも協議・検討してまいりたいと  
考えております。

○山下博三議員 J I A E Cの南九州支局が、  
県庁のほんの近くに、昨年の7月に開設されて  
いるということでもあります。一昨年の実績なん  
ですが、現在、食鳥処理加工場で35名、農業法  
人で36名、水産加工場関係で10名の人たちを中  
心に、93名のインドネシアからの研修生の受け  
入れがJ I A E Cのもとで行われております。  
先ほど私はデータをとったんですが、今年度  
も66名のインドネシアからの研修生が派遣され  
ることになっているようであります。労働力不  
足の中、国際的な取り組みをよろしく願いま  
いと思います。

次に、物流対策について、3間、農政水産部  
長にお伺いいたします。

過去の質問において、都心より遠隔地におけ  
る本県の農産物の輸送体系について、カーフェ  
リーやトラック業界の抱える課題について、何  
回となくお伺いしてまいりました。今回は、神  
奈川県川崎市浮島町の県有地についてお伺い  
いたします。この土地は、細島―川崎を結ぶ日本  
カーフェリーが就航するのに先立ち、農畜水産  
物の流通基地として昭和45年に県が購入し  
た1,578坪の土地で、現在は株式会社JA物流み  
やざきに貸与されており、宮崎カーフェリーで  
神戸港に荷揚げされて運ばれてきた青果物の海  
上コンテナ（5トン）の待機地、荷さばき地と  
して利用されております。

先日、現地を視察してまいりましたが、関東  
地区の卸売の拠点である大田市場から約10キロ  
メートル、羽田空港からも10分の絶好の位置に  
ありながら、平成27年度の利用実績は1,152トン  
にとどまっており、1日当たり3.15トンのわず  
かな取扱量であります。青果物輸送の多くなる  
冬の季節も、かなりのスペースがあいている状  
況にあります。御承知のとおり、トラック業界

は、運転手の拘束時間や休息时间等の改善基準が告示されたため、陸送での長距離輸送が年々厳しさを増しております。そこでまず、関東地区における本県農畜産物の物流の状況についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 関東地区への本県農畜産物の物流の状況についてであります。まず輸送手段につきましては、トラックのみの陸上輸送と、カーフェリーとトラックの併用等が主なものとなっております。

次に、輸送量でありますけれども、平成27年度の輸送量につきましては、青果物では、JA宮崎経済連の青果物取扱量11万6,000トンのうち、約3割の3万トンが関東へ輸送されております。また、畜産物につきましては、県の調査では、出荷量約27万トンのうち、約2割の5万5,000トンが関東に輸送されているところであります。

**○山下博三議員** 神奈川県川崎市浮島町の県有地活用の可能性のある本県の企業等がどれほどあるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県トラック協会からの聞き取りでは、関東地区に事務所を構えているものの、トラックの駐車スペース等が不足している事業者や、今後、新たに東京への進出を検討している事業者などが複数おられると伺っておりまして、現在、貸し付けを行っておりますJA物流みやぎきのほか、これらの事業者が県有地を活用する可能性があるものと考えております。

また、冷凍野菜を出荷している農業法人や、県有地近隣に冷蔵施設等を借りている食肉加工事業者等のほか、カーフェリーや、志布志—東京間、大分—静岡間に就航しておりますローロー船を利用している事業者等による活用も考え

られるところであります。

**○山下博三議員** トラック業界の輸送が大変厳しくなっている中、ほとんどの農畜水産物がトラックで輸送されている実態を考えますと、今後は海上輸送へのモーダルシフトを見据えた対策を早急にとらなければ、消費地に物を運べなくなる時代が来ております。川崎市の県有地は、消費地から遠いという本県のハンディを克服するための大きな財産であると考えますが、神奈川県川崎市の県有地の有効活用についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県が国内有数の食料供給基地として、その役割を果たしていくためには、関東の大消費地へ、年間を通して安定的に出荷できる物流の確保は、極めて重要であると考えております。その実現のためには、海上輸送とトラック輸送の組み合わせや、本県農畜産物の配送システムのあり方につきまして、具体的な検討が必要であると考えております。

御質問のありました川崎市の県有地につきましては、これもお話がありましたように、関東の青果市場の中心である大田市場に近く、利便性も高いことなどから、関東地区への農畜産物の輸送実態をしっかりと把握した上で、さらなる有効活用に向けて、早急にしっかりと検討してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 羽田空港から約10分のところですから、知事もぜひ一回見ておいてください。よろしくお伺いいたします。

次に、東京市ヶ谷にあります東京ビル再開発についてお伺いいたします。

この質問につきましては、平成25年11月議会にて、東京オリンピックが決定した際に質問しております。そのときの主な内容は、東京オ

オリンピック開催前に、一つのビルの中に宮崎の食、例えば、宮崎牛や豚肉、地頭鶏などを堪能できるレストランを備えた、宮崎の総合特産品センター的な施設を早急に整備し、オリンピック特需に備えるべき東京ビルの再開発は考えられないものかという質問でありました。3年以上経過しておりますが、現在どのような検討がなされておるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 東京ビルにつきましては、これまで必要な改修工事等を行ってききました結果、引き続き相当期間、利用が可能な状況でございます。しかしながら、現状の建物は、建蔽率や容積率で許容されます床面積よりも小さく、さらに高度利用の余地があること、それから、かつて宿泊部門として使用していた施設の一部が十分活用されていないほか、機能面から見ましても、職員用の宿舎が不足する一方で、学生寮については、近年、入寮者が減少している状況にあること、そういったさまざまな課題を抱えております。

そのような状況を踏まえまして、今年度から庁内に各部局で構成するメンバーによる検討の場を設けまして、課題の整理や他県の状況の調査を行うなど、東京ビルの今後のあり方についての検討に着手したところでございます。

**○山下博三議員** 前議会において、西村議員からも質問が出ておりますが、3年前に私が調査にお伺いしたときより、周りは新しいマンションなどが林立しており、地価公示価格も、3年前に調査した公示価格は坪259万円だったと思いますが、今日では坪303万円になっております。東京ビルの敷地は432坪ですので、約13億円もの資産価値があり、東京の中でも特に価値の高い場所であります。築45年が経過し、周りの開発

に比べ大変古い建物になり、学生寮も男子学生だけの相部屋で女子学生は入れない、果たして今の時代に合っているのでしょうか。

ひとり親家庭の子供の高学歴支援も取り組まなければなりません。建てかえして、男女とも入居できる1人部屋の学生寮、オフィスビル、マンション、宮崎の食のレストランなど、さまざまな活用法があると思います。また、整備手法についても、現在、福岡県が東京に所有する「ふくおか会館」敷地を有効活用するため採用している定期借地権方式やPFIの民間の手法や資金を活用してもよいかと思います。首都東京にある県民の財産である県有地について、真剣に検討し、有効な活用法をぜひ推進すべきと考えますが、総務部長に見解をお伺いいたします。

**○総務部長（桑山秀彦君）** 御質問にありましたように、東京ビルが立地する土地は、都心部の公共交通機関などの利便性に大変すぐれたところに位置しておりまして、周辺ではマンションやオフィスビルが建ち並ぶなど、高い資産価値を有する、本県にとって大変貴重な財産でございます。したがって、今後の活用方法等につきましては、まず、県民や県内企業、本県出身者などの方々のために、いかに有効に活用するかという視点から、新たな機能を付加することも含めまして検討してまいりたいと考えております。

また、整備に当たりましては、御紹介のありましたように、他県での民間活力を活用した整備手法もございます。そうした事例を十分研究しながら、立地場所の高い資産価値を生かした整備手法につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。今後、県庁内外の意見などを幅広くお聞きしながら、また、東京オリン

ピック・パラリンピック前後の経済情勢等を踏まえつつ、しっかり検討してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 最後の質問になりますが、2年間の農政水産部長の職を終えて、今年度で退職される郡司部長にお伺いいたします。

6年ぶりの技術からの部長の誕生で、私も大変期待申し上げ、真剣な議論をさせていただいてまいりました。この2年間、私は、この議会の場で113の質問をしておりますが、その約半分、50問を郡司部長にお伺いしております。いつも宮崎農業の夢ある発展を熱く語っていただき、着実にその足跡は残っていくものと思っております。退職後も本県農業の推進に御精進いただきますよう、よろしくお伺いいたします。

最後の質問になりますが、これまで在職中、農業の施策推進において最も心がけてこられたことは何なのか、また、今後の宮崎農業に期待する思いについてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 私はこれまで、農政に携わる心構えといたしまして、「3つのG」——これはアルファベットのGを頭文字とする「現場」「技術」「議論」のことを指しますけれども——を何より大切なものとして、農業の施策推進に取り組んでまいりました。現場目線で生産者のために何ができるのかを考え、収益に大きく影響する技術の視点で行動し、専門や組織の垣根を越えて議論することで、生産者にとって真に必要な施策が見えてくるものと考えております。

昨年策定いたしました宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画におきまして、「産地経営体構想」をお示ししたところでありますが、現在、農政水産部の職員一人一人がこの「3つのG」を心にとめて、この産地経営体の育成に取

り組んでいるところであります。今後、この産地経営体の育成を目標として、産地づくりと担い手の育成にしっかりと取り組むことにより、若者が夢と希望を持てる新しい本県農業の形が実現できるものと考えているところであります。ありがとうございました。

**○山下博三議員** 心強いエールをありがとうございました。またお互いに頑張っていきましょう。ありがとうございました。終わります。

(拍手)

**○宮原義久副議長** ここで休憩いたします。

午後2時48分休憩

---

午後3時10分開議

**○宮原義久副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

**○中野一則議員〔登壇〕** (拍手) 皆さん、お疲れさまです。私の持ち時間は4時10分までです。大変お疲れだと思いますが、最後までよろしくお伺いいたします。

まあ宮崎県議会、よく遅くまで頑張るなど、つくづくそう思っているんですが、我々議会よりもまだ頑張っているところはないのかなと思って、きのうインターネットで全国のあちこちの都道府県を調べてみました。ちょうど今、石原元知事が記者会見で、そっちのほうに興味がある人もおるかもしれませんけれども、東京都のことがちょっと目につきましたのでお話ししておきたいと、こう思っております。

東京都の代表質問、一般質問、28日が代表質問、そして3月1日、2日が——ちょうどきのうまででしたが——一般質問でありました。一般質問、代表質問ともに午後1時に開会し、そして代表質問が夜の9時30分、一般質問が、1



日目が午後6時44分、そして2日目が7時30分までということで、午後から夜まで代表質問、一般質問をしているわけです。代表質問は、4つの会派が、自民党が76分、それから3つの会派が47分、それをやりとりして9時30分まで。一般質問は26人質問いたします。東京都は定数が127人、今ちょうど1人欠員ということであります。その人たちが、かわりばんこに質問するわけですが、1年間に、今回は代表質問が1日、そして一般質問が2日ですが、あとの3回は、代表質問が1日、一般質問が1日ずつなんです。年間9日間の代表・一般質問であります。今回の一般質問は26人が質問しますが、一番短い人が7分、長い人が14分です。その間にずっとやっていると、こういうことあります。

それで、その余った時間、東京都は今回の議会が、2月22日に開会して3月30日が閉会なんです。ちょうど百条委員会もあります。百条委員会は3月19日、20日ですから、日曜日と休日を利用してやると。後のことはわかりませんが、3月はそういうことでやると、こういう日程であります。かなり長期間です。長期間なのに代表質問、一般質問3日ですから、残りは常任委員会等に全部振り分けてある。そこで具体的にやると、こういう形です。そして今回は、2月議会は特に予算審議ですから、予算特別委員会があつて、かなりそこで時間を費やすと、こういう形になっているようであります。このことは非常に、我々の今後の一般質問、代表質問の参考になると思いますので、議長と議会事務局長にその点を質問したいと思いましたがけれども、質問になじみませんので、ぜひ参考にさせていただきたい、こう思っております。

ちょっと話を変えます。NHK大河ドラマ、

ことしは「直虎」です。そしてもう既に来年が決まりました。「西郷(せご)どん」、いわゆる西郷隆盛なんです。西郷隆盛はもう何回となく主役なり脇役でされてきております。我々は、鹿児島にもなじみがありますけれども、島津義弘公を何とか大河ドラマにと、来年がまた島津公にとっても節目の年だからという願いをしました。明治150年が来年だということで、西郷さんに決まりました。興味のある人ですから、また私としては地元の人だから、これもよしとするところであります。

西郷さんについては過去何回もあると言いましたが、その前に直虎も、今度で56回目でしたか、大河ドラマ。第1回目の大河ドラマは、昭和38年に「花の生涯」というのがありました。これは井伊直弼のことなんです。井伊直弼が中心であったドラマで、昭和38年。私は中学校3年生でありました。その弟は延岡藩に来ていますからね。非常に宮崎県ともゆかりのあるのが井伊家なんです。いい感じだなと、こう思っておるわけですが、それで、西郷さん、ないし西郷戦争、いわゆる西南戦争は宮崎県でも非常に史実もあるし、いろんな言い伝えもあつて、非常に興味のあるところでもあります。

えびのにもそういう逸話というか史実がたくさんあります。その一つが松形祐高事件というのがあるんです。松形祐高といえどどこかで聞いたような名前なんです。今の知事の前の前の前の人が松形祐堯さん、そのひいじいさん、曾祖父になる方が松形祐高さんです。この方は、西郷隆盛の軍に加勢をしなかったということで、鹿児島県の吉松の川内河原で斬殺されたんです。そういう事件なんです。なぜそうなったかということ、西南戦争が始まる時に、鹿児島の私学校から檄文が来るんです、兵士を集め

る。それに参加しなかった。なぜ参加しなかったかという、島津公が立ち上がるのであれば、それにははせ参じる。馬前にはせ参じると。しかし、西郷といえども、それは私党であると。私党が兵を挙げるのに自分が参加するわけにはいかないと。こういうことで、非常に西郷一色のえびのにおいて、飯野において、頑として行かなかったんです。それを恨みに思った人たちが、延岡から諸塚、西米良、そして須木、小林を連れてえびのに来たんです。そして8月29日に捕らえられて、吉松まで行って斬首される。斬首されるときに刀を持ったのが、非常に若い人でした。16歳の少年です。それで、まさにというときに、松形祐高さんは、「しばらく」と言って待たせたんです。なぜかという、髪が首まで垂れて乱れておっは切りにくかるうと、それで自分の手で全部なで上げて髪を結って、「さあ、もうよかるう」と言って斬殺された。時に54歳。そういう松形祐高さんであります。当時、松形祐高さんは、まだ市町村制度がありませんでしたから、飯野郷の戸長でありました。それで6月に入って官軍の軍政がえびのにしかれているんですよね、あちこち。飯野もしかれておりました。それで戦争があった後はいろんな病気が入ると。病気が入るからその備えをせないかんということで、一生懸命になってその取り組みをされた。民政というかそれをしかれた。それで余りその影響もなかったし、農民からは非常に慕われておったと、こういう方であります。そういう史実もあるということをお伝えしたいと思っております。

ところで、質問になりますが、知事は、1月の27日でしたか、延岡市長と日南市長を引き連れてNHKに行かれました。そして、大河ドラマについて、何とか宮崎県が舞台にならないか

といろいろと要望されたようであります。さきにいろいろ質問もあって回答されましたが、もう一度、そのときの要望の内容と、その成果、特に来年の大河ドラマの中で、どういうところが宮崎県の舞台になるのかということをお聞きしておきたいと、こう思っております。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

大河ドラマの要望の内容及び成果についてあります。大河ドラマの制作については、これまでもNHKに対して、機会あるごとに要望を行ってきたところでありますが、今回は、来年の大河ドラマに決定をしております「西郷(せご)どん」において、本県に残る西南戦争での史実や史跡を取り上げていただけるよう、ゆかりの深い延岡市、日南市の両市長とともに要望を行ったところであります。具体的には、可愛岳(えのだけ)を背に薩軍が本陣を構えた逸話や、日南隊の隊長であった小倉処平の生涯も説明するとともに、西郷公の妻イトさんが西郷菊次郎を見舞いに来たエピソードなどを紹介したところでありますが、原作の小説が西郷菊次郎の回想という形で書かれていることもあり、NHK側も大変興味を示されたところと強く感じたところであります。いい感じであったところであります。今後とも、ドラマ化に向け、関係市町村と連携をしながら、NHKへの働きかけを続けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 今後もNHKに働きかけをされるという答弁をいただきました。

それで、この西郷さん、ないし西南戦争に関する史実なり逸話、エピソードというのは、県

下あちこちいろいろあるわけですね。えびののほうでは、言われたほかでは西郷札の問題もあるし、えびのだけをとりと、さっき言ったほかには大河平事件という大変悲惨な事件も起こりました。それから、俗に言う征韓論に敗れた西郷さんが、白鳥の温泉で長く逗留されているんです。それから、そこで育った人たちが明治時代を引っ張ったという事実もあります。そういうこと等たくさん史実、逸話等がありますので、このことも含めてぜひNHKに要望していただきたい。されると言ったから、このこともそのときはよろしく願っておきます。

それで、今回我々は、さっきも言いましたが、島津義弘公をとっていたのに、私から言えば、鹿児島県は二枚舌を使ったとしか思えないわけですが、「西郷どん」になりました。それで、その中心になって取り組んだ人の話を聞いたんです。そうしたら、大変人気のあった「篤姫」が終わった——いけばその日からと言われましたが——その日から、次は「西郷どん」だということで一生懸命取り組まれたんだそうです。どういう取り組みをしたかという、必ず年1回はNHKに行って、NHKの関係する人に講話をもらって、そして後で懇親の場を設けたと。もちろんそれは割り勘ですよということで、そういうことを「篤姫」が終わったときからずっとされておる。その成果が「西郷どん」だった、こういうことあります。そういうことで宮崎県も、私は島津義弘公を言いましたけれども、まだ1回もありませんからね。54年間のうちに1作もないわけですから、宮崎県の誰かをとえば、人物を絞ってそういう運動をしないと、これはなかなか難しいなど、こう思っております。絞る人物は誰がいいか。私に言わせれば、神武天皇、島津義弘、

小村寿太郎、安井息軒、そういうところかなと思っているんですが、絞る人を含めてどういう人がいいかを、ひとつ知事にお尋ねしておきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 他県の取り組み姿勢、本県としてもしっかりと学んでまいりたいと考えております。私自身、これまで何回かNHKを訪問して感じましたことは、ドラマ化実現のためには、その時々の方々の社会の要請や話題性に加えて、魅力ある主人公とそれを取り巻く人間模様など、豊富なエピソードがあり、1年を通してドラマとして成立することが求められるということでもあります。このようなことから、昨年度は、島津義弘や小村寿太郎など、本県にゆかりのある偉人6名に絞って、それぞれの生涯を、時代背景や数々のエピソードを交えて紹介した資料を作成し、NHKに対しドラマ化の提案を行ったところであります。今後とも、関係市町村等と連携をし、さらに内容の充実を図りながら、引き続き、粘り強くNHKへの働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ひとつ粘り強く要請をしてください。できたら早目に人物を絞るということが一番だと思いますから、よろしく願っておきたいと思えます。

次は、教育長にお尋ねしていきたいと思うんですが、西都原古墳群の世界遺産への登録ということで、前からいろいろ取り組まれております。どの辺まで進んでいるのか、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。とともに、この西都原古墳群という中には、えびのの島内古墳も含まれているやに前聞きましたが、そのことも含めてお尋ねしておきたいと思えます。

○教育長(四本 孝君) 「西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群」の世界遺産登録に向

けましては、県と関係市町で構成する「宮崎県の古墳文化に関する勉強会」を設置して調査研究活動に取り組んでおり、先進事例の調査や国内外の専門家を招聘して意見交換を行っております。また、関係機関等と連携して、本県の古墳や古墳文化への理解を深めるために、シンポジウムを県内外で開催するなど情報発信に努めております。世界遺産登録については、暫定リストに登録をされることが前提となりますが、リスト登録に至るまでにはさまざまな課題も残っておりますことから、今後とも、文化庁と協議を継続して行うとともに、関係市町村や他県と連携しながら、登録の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひこれが前向きになるように、よろしく願いしておきたいと思いますが、なかなか今のようでは非常に難しいなと思っております。

宮崎県は、「神話の国」ということで、日本一歴史が古いような話もずっと聞くわけですが、残念ながら、歴史的あるいは文化財というものが豊富にあるわけではないですね。特に国宝は一つもないというわけですから。そこで、重要文化財は幾つかあるようですが、重立ったものの紹介と、特にそのうち国宝になるようなものは何かをお尋ねしたいと思っております。

○教育長(四本 孝君) 国は、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高い美術工芸品などの有形文化財のうち、重要なものを重要文化財に指定をし、その中で特に価値の高いものを国宝に指定しているところでございます。県内の重要文化財は18件ありますが、国宝に指定されたものは、議員御指摘のとおりございません。重要文化財はその18件でございます

が、例えば、宮崎市の木造薬師如来及び両脇侍像とか、仏像関係でありますとか、昔の住宅であるとか神社であるとかというものが重要文化財ということになっておるわけでございます。重要文化財や国宝につきましては、国の文化審議会の審議を経て指定されますので、今後とも、文化庁に対して、本県文化財の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 なかなか国宝となれば難しいなと思っております。鹿児島県だって国宝が1件しかないんですよ。特に南九州は国宝が非常に少ないところ、国宝というのは何千件とあるわけですから、残念だなという気がしてなりません。

次に、高校教育についてお尋ねしたいと思っておりますが、今、高校は、適正規模、定員基準というものをつくっておりますが、私、これを見直すべきじゃないのか、変更すべきじゃないのかということをお尋ねしておきたいと思っております。今度の入試の状況を見ましても、これは全日制だけでいきますと、全校で36校あるうちの定員割れをしている学校が13校、実に3分の1あるんですね。そしてまた、これはコースを含めた学科で111学科あります。このうちの54学科がマイナス、いわゆる2分の1が定員割れをしているんです。そしてまた、長期的に見たときに——今、大体生徒数が安定というか、それでも漸減していますからね。そして、20年ないし25年後には今の生徒数の約30%減になると、こういう状況ですから、いずれもっと多くの学校ないし学科で定員割れをするということになりますから、この際、今、適正規模が4学級から8学級、そして特別3学級認めるとありますが、これを2学級から8学級に、そしてまた1学級当たりの定員を、国の基準に準ずるという

ことで40人ですけれども、これを30人にできないものかと思っているわけです。そのことの決断を含めて、教育長にお尋ねいたしたいと思えます。

**○教育長（四本 孝君）** 高等学校の規模が小さくなってまいりますと、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減少して、活気と深まりのある教育活動が展開しにくくなること、また、生徒の進路希望に対応した幅広い教科・科目や、希望するさまざまな部活動の開設が制限をされることなどの課題が生じるものと考えられます。現在、1学級の定員は、国の基準に基づき40人としておりますが、仮に1学級の定員を40人未満として学級数をふやすという場合には、教職員の配置や施設面など、検討すべき課題が考えられるところでございます。学級数の現在の適正規模である4学級から8学級、あるいは1学級の定員40人という考え方につきましては、今後策定予定の平成31年度からの県立高等学校教育整備計画後期実施計画において、今申し上げたような課題も踏まえまして、何よりも生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立って、地元自治体や地域の皆様からの幅広い御意見等もいただきながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** ぜひ前向きに検討してください。鹿児島県とか長崎県は、離島を抱えて、2クラス、1クラスという学校もたくさんあるんです。そのところの子供たちがいろいろ支障があるかということ、そうじゃなくて、立派な方もどんどん出ていらっしゃるから、検討してください。

それよりももっと進めて、高校を義務教育化できぬものだろうかと思っています。既に高校進学率は98.3%、宮崎県において。山間地

は100%、ほとんどのところが100%なんです。そういう山間地も100%高校に行くんですが、人口減が県下4分の1以下になったところが、西米良村が7分の1、これは宮崎県の人口のピーク時と比較して7分の1。諸塚が5分の1、日之影、椎葉、美郷が4分の1、あとの市町村は2分の1そこそこからずっと下なんです。それで、4分の1以上人口が減ったところを見ると、これは山間地ということもありますが、ここには高校がないんですよ。ないけれども、100%高校に行くという実態もあります。そういうことを考えたり、あるいは、やはり人材というものはどういうところであっても育てないかん。だから、宮崎県のいろいろと藩がありますが、高鍋藩においては明倫堂、飢肥藩においては振徳堂、我々が属していた鹿児島藩は造士館と、こういうのがあって、藩政時代から教育を一生懸命した。また、私は飯野ですけれども、飯野郷においては幕末に聖明館という郷校ができましたし、また、県内あちこち、読み書きそろばんということで寺子屋もありました。そういうことで、日本人の識字率は非常に高いということから明治維新も成ったというのは有名な話ですから、そういうこと等を考えた場合に、宮崎県が全国に先んじて全てを義務教育化にする、そのことをぜひ取り組んでいただきたいと思います。これこそ教育長の決断をお願いしたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 現行の我が国法令によれば、義務教育は小学校、中学校等の9年間と規定をされており、地方公共団体が独自で義務教育の年限を延長することは困難であると思っております。また、高等学校の義務教育化につきましては、これまでも国におきまして、中学校卒業時の子供たちに進路選択の道を残す

べきではないか、また、義務化により新たに生じる財政負担をどうするのか、さまざまな検討がなされてきたものと認識をしております。議員の御指摘を踏まえまして、今後もさまざまな議論を見守っていきたいと考えております。

○中野一則議員 見守るんじゃなくて、宮崎県がその先頭を切るんですよ。

次は知事にお尋ねしますが、五ヶ瀬に五ヶ瀬中等教育学校がありますよね。あそこは公立中高一貫の学校。あれができた当時は、法律的にも制度的にもなくて、文科省が——当時は文部省だったのかしれませんが——非常に抵抗したと。それでも工夫してつくった。そういう先進的な宮崎県なんです。これを全県下に広げるか広げんかの話。河野知事ならやれると思うんです。いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 五ヶ瀬中等教育学校、これは大変高い志のもとにいろいろ取り組みを進められてきたわけでありまして。高等学校の義務教育化につきましては、今、教育長も答弁しましたように、国においてもさまざまな議論がなされておるところであります。いろんな立場からの御議論にもそれなりの理屈があろうと考えておりますので、私としてはそれを注視してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 五ヶ瀬中等教育学校ができたおかげで、宮崎県が先頭を切ったおかげで、その後、全国に公立で中高一貫の学校がどんどんできたというのが事実なんですから、宮崎西も泉ヶ丘もその流れでできたんです。よろしくお願いしておきたいと思います。

それから、高校は特色ある学校づくりというのも大きな命題ですよ。それで、飯野高校の話ですが、実はえびの市が、今度の議会に出しているんですけども、防災食育センターとい

うことで、いわゆる給食センターを防衛省の予算でつくろうとしております。生徒数は1,600人しかいないんだけど、2,000食以上は可能だということです。その差が400からありますから、飯野高校の人がみんな給食をしてくれると、ちょうどその数字にはまるんですよ。これは防災食育センターということで、万が一のときにはそっちのほうも担う給食センターと、こういうことであります。来年の8月運用開始ということですから、ぜひ、飯野高校に、給食のある高校ということで導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) お話の防災食育センターでつくった食事を飯野高校に運んで、給食といいますか、昼食として提供するというところでございますが、学校において、まず、昼食を搬入・保管するための施設の整備等が必要となってまいります。また、配膳のための時間の確保、あるいは給食費の集金とか、さまざまな対応も求められてまいると思います。このようなことから、まずは保護者や生徒を含めた学校側の意向等を聞きながら、今後どのような対応をとるべきか研究してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ研究してください。配送・配膳は、施設は3,000万か4,000万あればできると思うんです。そのぐらいで特色ある学校づくりができればいいと思うんです。えびの市も、飯野高校がそうしてくれればありがたいなということでしたし、また、父兄の何人かに聞いたら、「そらよかこっじゃ。ぜひそげんしくいやはんか」と、こういうことでしたので、前向きに検討してください。

次に、農業政策についてお尋ねしたいと思います。

実は、特Aの問題についていろいろと具体的に聞きたかったんです。ところが、田口議員が一生懸命、私の言いたいところをきのう聞いてくれました。それで、また同じことを聞くようなところもありますけれども、端的にお聞きしたいと思うんですが、28年度産米がなぜ特Aが取れなかったのか、その原因を改めて農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 米の食味ランキングにつきましては、これまで本当に産地の生産者、関係機関・団体が一体となって懸命に取り組んできた。これは私も知っておりますので、大変残念に思っているところであります。その原因につきましては、1つには、出穂期と言いますけれども、穂が出る時期が前年より1週間以上早まり、その後も高温が続いたことから、もみへのでん粉の蓄積がうまく進まなかったこと。それから2つ目には、生育前半の高温多照から、1穂当たりのもみ数が多くなってしまい、結果として全体的に小粒となったことから、米の粘りを左右すると言われておりますたんぱく質の含有量が高くなったことなどが、米の食味や食感に影響を与えたのではないかと考えているところであります。

**○中野一則議員** J A えびの市では、生産団体と協議をして、宮崎県が生んだヒノヒカリだから、これにもう一度挑戦する、勝負をかける、こういうことでもあります。天候云々もありますが、そのほかにもいろいろ理由があるんだと思います。ぜひ県も、ひとつ地元と携えて、この原因究明を徹底的にやってほしいな、こう思っております。もうすぐ田植えが始まりますが、第一弾としてはそれまでに、そして、その後1年間、何かするようなことを、よろしくお尋ねしたいと思います。同じような気象条件の

熊本がずっと連続して特Aを取っているわけですから、取れなかったところ、取ったところ含めて、そういう県外も含めた調査をよろしくお尋ねしたいと思います。よろしくお尋ねいたします。

次に農業で、外国人技能実習生の受け入れ状況についてお尋ねしたいと思います。これは、先ほど山下議員もお尋ねになりました。それで、農業に限って聞きたいと思うんですが、我々も公益社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会に調査に行きました。俗にジークというところですが、非常に子供たちがあこがれを持つような気持ちで勉強されておりました。日本語の勉強、日本での生活習慣を4カ月間現地で勉強し、そして成田に来て、成田のセンターで1カ月間また研修をして、それぞれ現場に行くと。きょうの農業新聞にもそのことが書いてありました。恐らく我々が研修のときに見た子供たちの1人だったんだらうと思っております。えびのも、5つの農場に聞いてみましたが、中国人、ベトナム人、フィリピン人、ネパール人、近くまたカンボジアからも来るということであります。それで、宮崎県のこの受け入れの状況なり、どのくらいの人が農業についているのか等を、農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県での農業分野の技能実習生は、ここ数年600名前後で推移しております。国別に申し上げますと、中国、ベトナム、インドネシア等となっております。

なお、御紹介にありました、ジークを介したインドネシアからの実習生は、2月現在36名で、現在、農業法人等でしっかり実習に取り組んでいると伺っているところであります。

**○中野一則議員** 今、政府のほうで、特区での

就労ということで検討されているようでありますが、これでいきますと、派遣事業者が農業経営体に派遣をすると。農業経営体は、直接、外国人の雇用は認められない、こういうことです。さっき言ったえびのの5つの農場の人の話を聞くと、「できれば自由に受け入れることはできないだろうか。それが非常に願いです」と。でないと、派遣事業者に1人当たりかなりお金を支払うんだそうです。非常に雇用の確保が大変だということと、受け入れやすい環境をつくってほしい。そのためには、こういう意味での特区の必要もあるんじゃないかなと思うんですが、宮崎県の取り組みをお聞きしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県では、農業法人や認定農業者等において雇用型経営が増加しており、産地で安定した雇用を確保することが大きな課題となっております。このため県では、平成27年度に、市町村、JA、農業法人等で構成いたします「農の雇用・労力支援推進協議会」を立ち上げ、産地において労働力の募集・派遣を行う「援農隊」の仕組みづくりや、農業法人に一定期間就農希望者を派遣する「お試し就農」などに取り組んでいるところであります。今後、こうした雇用確保対策を全県に展開しながら、御質問のありました、外国人の農業就労に係る特区制度への対応につきましては、本県でも実施できますよう国に働きかけをするとともに、引き続き情報の収集と研究を行ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 次に、観光行政ということで、えびの高原にホテル誘致をということで、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

いわゆる世界水準のナショナルパークをつくるということで、全国の8カ所の国立公園をモ

デル国立公園にしたいということで、霧島錦江湾国立公園の中では霧島をとということで、国立公園満喫プロジェクトが立ち上がっているいろいろな検討されて、それがもう出されております。えびの高原に上質な宿泊施設の誘致をということであります。これを5年の間にめどをつけたいという考えのようではありますが、過去において宮交があそこを休止しました。結局は廃止ということで、再度ならなかったんです。そういう厳しい状況もあるかと思えますけれども、その辺を何とかクリアして、今の国民宿舎と、やっぱりもう一つできて相乗効果を図らんと、なかなかこのあたりの宿泊の充実というものにはならぬと思うんです。ぜひこのことをよろしくお尋ねしたいと思います。その検討状況、見込みをお尋ねしたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 国立公園満喫プロジェクトに基づきます今回の計画では、えびの高原のホテル跡地やピクニック広場を活用した上質な宿泊施設、具体的には、高級ホテルやグランピングと呼ばれるハイレベルのキャンプ施設の誘致を盛り込んだところであります。お尋ねのホテル跡地は、長年、宮崎交通が営業し、多くの宿泊客でにぎわったところであります。立地条件も申し分のない場所であると認識しております。敷地は環境省が所管しておりますので、先般、環境省の担当課長に対して協力要請を行いまして、前向きな感触を得たところであります。さらに、地元のえびの市もぜひ積極的に進めたいという意向でございます。したがいまして、今後、全国で8カ所選定された代表的な国立公園としてふさわしい施設整備ができますよう、環境省やえびの市と条件面などを十分協議しながら、一体となって、公募の手続や誘致活動を進めてまいりたいと考えており



ます。

**○中野一則議員** 日本で最初に国立公園になった霧島ですからね。その中ののえびの高原、いろいろとあると思いますが、環境省が所管でやっているわけですので、ぜひ実現を図るように、よろしく願いたいと思います。

次に、医療行政についてお尋ねしたいと思いますが、特に宮崎県の地方、市町村の病院の医師数が確保されているのかなということで、さきにいろいろお聞きしました。法的にはもう十分だという。しかし、地元からは不足していると、こういう感じ。そしてまた、医師の医療圏別では、宮崎市だけが突出しておる。ほかは非常に低いという状況なんです。こういう状況を福祉保健部長はどう思われるか、お聞きしたいと思います。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** お尋ねのとおり、県内の19の公立病院・診療所に対しまして、今年度の4月に、不足している医師の数について照会したところでありまして、そのうち14の病院等においては、医師不足というような回答があったところでありまして、また、県内の医師の偏在の関係につきましても、お話がありましたが、宮崎東諸県医療圏のほうに集中しているというような状況にございまして、人口10万人当たりの医師数で見ますと、そのほかの2次医療圏では全国平均を下回る状況となっております。今後とも、医師の確保についてしっかり取り組んでいく必要があるものと考えております。

**○中野一則議員** 私が当初、市町村立病院の医師数はどうかと聞いたら、当初は、当年現員というんですか、これが97.74人、標準数が78.75人だから、18.99人がオーバーしている状況だと、そんな説明をするんですよ。そういう認識で

は、県下全体の医療行政というのは難しいと思うんです。そのあたりから、反省も含めて医療行政をしていただきたい。また、宮崎東諸の医療圏においては268人、平成14年から26年の12年間でふえている。しかし、ほかの医療圏では合わせて30人減っているんです。これが宮崎県の現実なんです。宮崎市ばかりに集中している現実ですから、全県下の医療行政をどうするかというのは県の責任だと思っておりますので、よろしく取り組んでいただくように要望しておきたいと思っております。

そのことを含めて、今いろいろ問題になっている県立宮崎病院の件であります、この経営形態、あり方というものを再検討していただきたい、こう思っております。平成16年でしたか、このあり方を検討するというものであります。このときは15年度までに——15年度は単年度で28億円の赤字、累積が160億円もの赤字ということで、これを何とかせないかんということで取り組まれて、見事黒字化になったんですよ。その後、地方公営企業法を全部適用するのか、そのことを継続するか、地方独立行政法人化にするのか、公設民営化するのか、民間移譲するのかと、この4つの選択肢の中で取り組まれておりました。結果的に全適継続ということになって、今日になっているわけでありまして。

それで、なぜ再検討せないかんかということをやっと申し上げておきたいと思うんですが、医療は県全体に均衡に施すべきだ、中山間地域の対策はどうなるのか。それから、宮崎東諸県医療圏に医師が集中している、全体の55.6%。屋上屋を重ねる病院局制度では、現場の医師の声が完全に反映されているとは言い切れない。佐賀県は地方独立行政法人化で経営は順調

であります。全国に地方独立行政法人をやっているのが16県あります。福岡県は民営化をしました。熊本県は総合病院の県立は一つもありません。また、県庁所在地に県立病院があるのは、九州では宮崎と佐賀と大分県だけです。それから、一般会計からの繰入金で毎年50億円前後ある。特に県費を約15億円費やしていると、こういうことあります。そして、宮崎病院が建てかえとなった場合に、多額の資本投下をするわけですが、これが回収というのはかなり時間がかかると、いわゆる赤字が続くということが想定されます。そのこと等を考えた場合に、さっき言った4つの選択肢のほかに、市町村への移譲ということも含めて検討すべきであると思うんです。病院局長、よろしく願いいたします。

**○病院局長（土持正弘君）** 御指摘のとおり、平成18年度に地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行いたしまして、知事部局から独立した病院局を設置したところでありますが、この間、政策医療、不採算医療等を担いながら、業務委託化の推進等による費用の抑制等にも取り組み、一般会計からの繰入金を削減しながら収支改善を実現するなど、一定の成果を上げてきたところでございます。現行の地方公営企業法の全部適用以外で考えられる経営形態といたしましては、先ほどお話にございましたように、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などがございます。それから、現行におきましても、公営企業としての経済性を発揮しながら、自律的、機動的な病院運営ができておりますことから、平成27年3月に策定いたしました「宮崎県病院事業経営計画2015」におきまして、基本的には現行の経営形態を継続していくこととしたところでございます。

また一方で、今後、県立病院を取り巻く環境が大きく変化していくことも予想されますので、今後の経営形態のあり方につきましては、県立病院として求められる役割をしっかりと果たしながら、より効率的な運営を行えるよう、同計画を推進する中で、さまざまな角度から、継続して検討を行っていくことにいたしておるところでございます。

また、御指摘の市町村への移行ということもございましたが、このことにつきましても、経営計画の中で選択肢の一つということでは定めておりますけれども、基本的に現行の経営形態を継続していく中で、3つの県立病院を取り巻くそれぞれの環境の変化といったものを踏まえながら、改めて各病院の役割、経営実態等を分析した上で、さまざまな角度から検討を行う必要があるものというふうに考えております。

**○中野一則議員** 検討するような、しないような話でありましたが、私はこの5つの選択肢で、再度、平成16年のあの気持ちに返って、ぜひ検討委員会をつくって検討していただきたいな、こう思っております。何にせよとは言わないわけですよ。市町村云々を強調されたようにも聞こえましたが、この5つの選択肢、その他もあるかもしれません。再度検討をしていただくように御要望申し上げます。質問を終わります。（拍手）

**○宮原義久副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、6日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時56分散会

3月6日（月）

# 平成 29 年 3 月 6 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。自由民主党県議団の日高博之でございます。

初めに、世界ジュニアサーフィン選手権についてであります。

一昨年前から、日向市では東京オリンピックのサーフィン競技誘致に民間主導で取り組みました。しかしながら、最終的には誘致はかなわなかったのですが、その活動が認められ、今回の世界ジュニアサーフィン選手権の誘致につながったと考えております。私も、民間で結成した誘致の会の会員で、活動させてもらったわけですが、振り返ってみますと、若者の積極的な行動力に圧倒され、私もついていくのがやっとで、誘致に向けて熱い思いを持って活動されたことに、改めて日向市の底力を見たような気がいたします。

このサーフィン競技の誘致はいろんな地域が手を挙げたわけですが、その中でもいち早く、1,000人規模の決起大会を開催したり、6月には、知事にも参加していただきサーフィンフェスティバルを開催いたしました。全国にお倉ヶ浜の国内屈指の波をアピールできたと考えているところでございます。また、ビーチクリーンも定期的に行い、地域住民にサーフィンという競技を理解していただき、市民から信頼を得たことは、非常に大きな成果ではなかったかなと思います。そして、当時担当部長であり

ました永山部長には、若者の目線に立っていただき、持ち前の広い心と、鋭い目つきというか、まなざしで支援をしていただき、誘致の会一同感謝をしております。「頑張ってください」とのことです。

そこで、こういった若者、地元の取り組みがもたらした、今回の世界ジュニアサーフィン選手権誘致について、知事の所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、質問者席から再質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

世界ジュニアサーフィン選手権の誘致についてであります。私としましては、本県のすぐれたサーフィン環境に大きな可能性がある、これを強くアピールしたいという思いから、東京オリンピックの追加種目にサーフィン競技が提案された直後から、開催地として名乗りを上げ、関係大臣や関係機関に対し、幾度となく要望活動を行ってきたところであります。また、今お話のございました、昨年6月に日向市において開催された「ひゅうがSURFフェスティバル」に参加した際には、日向市民の熱い思いや盛り上がりを受け、大変心強く思いますとともに、官民挙げて誘致に取り組む本県の強みを実感したところであります。最終的には、開催地の招致には至らなかったわけではありますが、今回、このような大きな大会の誘致が実現できたのは、本県のサーフィン環境のすぐれた優位性というのが高く評価されたとともに、これまでの取り組み、そして何よりも地元の熱意というものがこの結果に結びついたものと、大変うれしく、また次につながったということで、手応えを感じております。

日向市におかれましては、「サーフタウン日向」というものをキャッチフレーズに、「ヒュー！日向」という新たなプロモーションも行っておられます。サーフィンというスポーツの一種目の振興にとどまらず、地域づくりに確かに結びつけておられるということで、すばらしい取り組みが進んでいるということを感じておるところであります。今後、地元と一緒にあって、しっかりとこの大会の受け入れを行っていくことはもとより、この機会を契機に、サーフィンを本県の観光の柱として、また移住や活力ある地域づくりに結びつけ、本県にとっての強みとして確立できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○日高博之議員** ありがとうございます。そもそも知事が、開催が決定してすぐ競技市として提案された。ということは、先見性というのがあったからこそ、こういったことにつながった一因であると私は考えております。また、開催県の知事としてリーダーシップを発揮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、世界ジュニアサーフィン選手権をどう成功させるかについてお伺いいたします。この大会の概要は、国際サーフィン連盟が主催する18歳以下のサーフィンの世界選手権で、世界最大規模の国際ジュニア選手権であります。また、ISA主催の主要大会として、1990年の宮崎市木崎浜と東京都新島の同時開催を行った世界サーフィン選手権以来、27年ぶりの日本開催となり、この世界ジュニアサーフィン選手権は日本初ということでもあります。日向市からの情報によりますと、「8日間の大会で、40を超える参加国、選手、関係者含めて600人以上の参加

者を想定、過去の実績によると、観客数は一日平均5,000人に上り、大会ホームページ閲覧数は10万回、大会ライブ中継閲覧数は135万回と、本当に大規模な大会で、こういった世界の大会を日向市のみでマネジメントすることは…」と書いてあります。私は物理的には難しいと思っております。そこで、県も開催県として、日向市とともに大会の成功に向け積極的に支援していく必要があると考えますが、そのことについて見解を伺うとともに、大会運営、宿泊、ボランティアなどの人的支援について、具体的にどういった支援が考えられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 今お話がありましたとおり、本選手権は、約40カ国から約400名の選手が参加する世界規模の大会であります。昨年の大会には、期間中延べ4万人ほどの観客が訪れておられて、宿泊などの本県経済への大きな波及効果だけではなく、サーフィンの聖地としての知名度の向上や、ブランドの確立につながるものと期待しているところであります。このため県といたしましても、積極的に支援してまいりたいと考えておられて、具体的には、今後設立されます受け入れ実行委員会に県も参画し、宿泊や国外選手受け入れの支援、ボランティア対策など、周辺市町村への協力要請や、開催までに必要な準備について、日向市や日本サーフィン連盟などと連携しながら取り組んでいくことといたしているところでございます。

**○日高博之議員** 積極的に支援をしていくということで、安心いたしましたところでございます。今日のサーフィンの盛り上がりを考えますと、未知の領域のビッグイベントと言っても過言ではないと思いますし、ことしの9月開催という

ことで、もう時間も余りないので、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

次に、先ほど説明したとおり、諸外国から多くの選手、関係者、観客が集中して宮崎に押し寄せます。また、これらの多くの人々がホームページにアクセスするなど、この大会を通じ、本県の観光、文化、食などの魅力を売り込む絶好のチャンスであると考えております。また、本県は、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」に取り組んでおり、おもてなし環境のさらなる充実に向けて、宮崎の魅力を世界に発信し、経済や地域の活性化への展開を推進しておるわけであり、そして、外国人に宮崎の魅力をさらに向上させるために、外国人の視点によるアイデアは重要だと示しております。そこで、この大会を通じて、本県の魅力をどのようにPRし情報発信に臨んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 本選手権は、国内外から多くの選手や観客が集まり、世界のサーフィン関係者が注目する大会でありますので、この機を捉え、神話や神楽、観光名所、豊かな食など、本県の多彩な魅力を、さまざまな方法により積極的に発信していく必要があると考えております。このため、今後設立されます受け入れ実行委員会において、大会の運営方法や取り組み内容等を議論する中で、例えば、外国人を含む訪問客に対するSNSなどの各種媒体を活用した観光情報の提供や、県内各地へ周遊していただくような取り組み、さらには大会期間中の特産品の展示販売など、効果的な方策等について検討してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございました。外国人への情報発信は重要なミッションであると。SNSなどを最大限に活用し、戦略性を持って取り組んでもらえるよう、よろしく願いいたします。

また、この大会に出場する選手たちは、3年後の東京オリンピックにも、その国の代表として出場する可能性が高い、本当にレベルの高い選手が集まった大会であります。そこで、この大会を東京オリンピック事前キャンプ誘致につなげてはどうかと思いますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 本選手権参加者は、18歳以下の世界トップクラスの選手たちでありまして、お話のとおり、3年後の東京オリンピックの有力な候補になると考えております。また、参加国の競技団体関係者も多数来県することから、期間中は、団体責任者や監督などのキーマンにアプローチできる絶好のチャンスであると考えております。このため、今議会で提案しております「サーフコーストみやざき」づくり推進事業において、東京オリンピックの事前キャンプ誘致に必要なPRツールの制作や、キーマンの県内視察対応等を行うことにしておりまして、地元市町村とも連携しながら、積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございました。大きな声では言えませんが、財政的な支援もぜひよろしくお願いいたします。

次に、へべスの産地拡大についてお伺いいたします。

日向市の十屋市長初め関係者が、近年需要がふえているへべスの産地拡大に向け、へべスの栽培を県内全域に広げ、みやざきブランドとし

て本格的に全国展開に乗り出すことになりました。日向市では、平成22年から「日向のへべす消費拡大プロジェクト」を展開しており、情報発信PRに取り組んでおります。その成果が近年の需要増につながったと確信をしております。そこで、昨年9月にへべす産地拡大の記者会見を行いました。その後のへべす振興についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 日向市原産のへべすにつきましては、本県独自の香酸かんきつとして、平成18年度にみやざきブランド認証を受けております。これまで、JA日向管内を中心に生産が行われてきましたが、生産者の高齢化などにより、生産量がピーク時の約半分の107トン程度まで減少するなど、産地が縮小しております。需要に供給が追いつかない状況がございます。このため、JA日向管内の生産者の方々にも御理解をいただき、県下全域に産地を拡大することとしたところであります。県といたしましては、平成37年度を目標に、JA日向管内を核といたしまして、栽培面積を40ヘクタール、生産量は現在の10倍となります1,000トンを目指して、産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 県内のへべすの生産状況は、今、部長の答弁でもありましたが、栽培面積25ヘクタール、生産量107トン、農家戸数は101戸であり、生産量200トンを超えた1995年からすると激減をしている状況にあります。また、生産量107トンのうちの97%を日向地域が占めており、県全域への産地拡大はこれからの状況だと認識しております。そういった状況を踏まえて、県は、平成37年度までに生産面積を現在の25ヘクタールから40ヘクタールにふやし、将

来的には1,000トンの生産体制を目指すということではありますが、今後、具体的に生産拡大に向けてどのように支援を行うのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** へべすの産地拡大を図るためには、何よりも「儲かる経営」を確立することが重要であると考えております。このため、今議会をお願いしております新規事業「革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業」におきまして、計画的な産地形成のための優良苗木供給体制の整備や、高品質化に向けた防風ネット等の導入支援、さらには、機械化体系による2ヘクタール規模の大規模なモデル経営体の育成を行うこととしております。県といたしましては、これらの事業を活用し、産地拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 私が言ったとおり、日向市が「日向のへべす消費拡大プロジェクト」を発足させ、県内外でキャンペーンを行ったことによって、東京でへべすを扱う飲食店がふえた。そして、飲料メーカーからの引き合いも殺到していると伺っております。また、吉祥寺周辺では、日向の出身者が飲食店に売り込みを行って、へべすモスコミュールとかへべすスムージーなど、人気商品がブレイクしていると聞いておるところであります。この日向の宝、また宮崎の財産であるへべすをPRするためには、息の長い取り組みが必要であると考えます。そこで、将来を見越したへべすの販売戦略について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** へべすは、爽やかな香りと酸味、豊富な果汁が特徴の香酸かんきつとして高い市場評価を受けておりますが、供給量が限られていることから、まとまっ



た取扱量に至っておらず、消費地での認知度がまだまだ低い状況でございます。このため、産地拡大により、需要に対応できるロットをしっかりと確保した上で、ターゲットを明確にし、戦略的に販売を行っていく必要があると考えております。県といたしましては、これまで、御質問の中にもありましたけれども、日向市などで積み上げてこられた取り組みをしっかりと継承しながら、安定した品質を確保するため、県下全域の出荷基準を徹底するとともに、へべスの特徴を生かしたPRを行うなど、へべスブランドの確立に向けて、さらに関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 現実問題、言われたとおり、へべスが生産されるまでには年月がかかりますので、息の長いPRに、地元日向と夢を持って取り組んでいただきたいなと思います。へべスの時期になりますと、ここにいる皆さんは、焼酎にへべスを搾って「おいしい、おいしい」と飲まれているわけです。せめて部長連中ぐらいは、出張の際にはポケットにへべスを2～3個ぐらい入れて、「おいしいですよ」ぐらいのPRはするように、ぜひお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

先日、念願でありました宮崎県介護支援専門員の皆様と勉強会を開催することができました。本当に有意義で、本音の意見交換ができたと感じております。また、日隈部長を初め長寿介護課の皆様にも、休日にもかかわらず御参加いただきました。本当にありがとうございます。

福祉の問題は多種多様で広く、争点がぼやけ

て真髓に入ることができないので、今回は、医療・介護の連携について、地域包括ケアシステム構築のキーパーソンであります介護支援専門員の皆様と、現状の課題や実情に絞って意見交換を行いました。会の中では、「介護保険制度が開始されて18年を迎え、初めは生活支援を取り巻く全ての環境を把握し支援していくことに、ケアマネとして使命感と夢や希望を持って取り組んだ。だが、現実には、業務が複雑化していることや自立支援に対する理解がない。また、賃金の割には責任が重く、精神的なストレスに悩まされる。そして24時間、365日の業務なので、休みがとりにくく、魅力がなくなりつつある」とのことでありました。このことに対して他の委員から、「介護支援専門員が行政に支えてもらっているという実感、安心感があればモチベーションも上がっていくんだ」ということをお聞きしました。ケアマネと行政が現場の実情を共有して同じ目線で対応すること、これが信頼感、安心感につながっていく、モチベーションも上がっていく第一歩だと考えておりますが、この会に出席してみて、福祉保健部長はどう感じ取ったのかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 今回の介護支援専門員の方々との意見交換につきましては、お話のとおり、私も参加させていただきましたけれども、介護支援専門員の皆さんがふだん感じているさまざまな課題等について多くの意見をいただくなど、大変貴重な機会でございます。第一線で活躍されている皆さんの声にも耳を傾けながら、現状や課題に対する共通認識を持つことの重要性を再認識したところであります。今後、地域包括ケアシステムを構築するに当たりましては、介護支援専門員の役割がますます高まるものと考えられますことから、引き

続き連携を深めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。

ケアマネ不足についてお伺いいたします。各事業所におきましては、ケアマネ不足によって閉鎖していく居宅介護支援事業所が見られるようであります。介護保険制度のかなめでありませうケアマネの不足は、制度の根幹にかかわる重要な課題だと私は思っております。そこで、ケアマネ資格の取得状況と年齢構成について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成29年、先月の2月1日現在で県に登録されている介護支援専門員の数は6,518人ですが、この資格は5年ごとの更新が必要でございます、その有効期間内にある者は、そのうち3,928人となっております。また、有効期間内にある者の年齢構成につきましては、40歳代が最も多く30%、次いで50歳代が29%、30歳代が20%となっております、平均年齢は49.3歳となっております。

○日高博之議員 平均年齢が高いなと思えます。また、ケアマネ不足の問題をめぐっては、ケアマネの資格を持っていても、介護士、看護師不足もありますから、そちらで仕事をしていたりなど、潜在的有資格者もいるようであります。この潜在的有資格者支援は、介護保険制度による切れ目のないサービスを提供していく中では急務だと感じますが、県はこの状況をどう把握し支援していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 介護支援専門員の資格を有しながら業務に従事していない、お話にありました、いわゆる潜在的有資格者については、正確な数字を把握することは困難で

すけれども、実際に業務に従事している方の数が約1,900人と推計されておりますので、先ほど申し上げました有効期間内にある者の数約3,900人からこの数を引きますと、約2,000人程度が潜在的な有資格者かなと考えられます。これらの潜在的有資格者に対する支援についてでございますが、5年に1度の更新時の研修を受講していただくことにより、介護支援専門員としての質の確保を図るとともに、就業を促進するため、県社会福祉協議会の福祉人材センターと連携しながら、職業紹介を積極的に行っているところでございます。

○日高博之議員 潜在的有資格者が約2,000人ということで、これはちょっと問題かなと思っておるんです。また、部長、意見交換でもありましたが、離職率についても数字にあらわれない現状があるとのことでした。そういったことも総合的に重くこの辺の問題を受けとめていただいて、積極的に就業支援に取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、業務についてお伺いします。全国的な傾向で、記録する書類が多く手間がかかる、残業が多く持ち帰りが多い、医師の敷居が高く連携がとりにくいなど、問題点が多々あるようです。特に、記録する書類が多く手間がかかるという点では、みんなの介護アンケート調査で63.3%が業務遂行上の悩みとして挙げております。この書類の複雑化に関しては、介護保険制度規定に基づいて、文書作成、保管などで一連の業務作業が義務化されていますが、時代に逆行するほどの文書、紙ベースでの事務処理が相当あって、それがケアマネ業務に負担をかけておるということであります。当然、国の問題かもしれませんが、県として居宅介護支援業務

のペーパーレス化についてどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 居宅介護支援業務のペーパーレス化についてでございますが、事務負担の軽減や業務の効率化を進めるための有効な手段でございます。可能な限りその推進を図っていく必要があるものと、県としては考えているところであります。現在、国において、ICTを活用した事業所内外の情報連携や、行政が求める書類の削減に向けた検討がなされているところでありますので、県といたしましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ケアマネ業務の環境面での改善というのは重要でありますので、引き続き対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、平成30年度に居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されます。現在、指導権限についての議論がなされているようですが、保険機能の強化に当たり、居宅介護支援におきまして市町村を横断しますので、保険者によっては指導内容が異なることが予想されます。そうすると、現場は混乱を招く可能性があるかと想定をするわけでありまして。そこで、移譲までの期間において、県は市町村にどのように指導を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** お話にありましたが、平成30年度に予定されております権限移譲は、居宅介護支援事業所の指定権限のほか、指定取り消しなどの行政処分を行う権限を市町村に移譲することにより、保険者としての機能強化を図るというものであります。県におきましては、移譲までの期間において説明会を開催するなど、円滑な事務の引き継ぎを行うこ

とはもとより、移譲後も、市町村によって指導内容が異ならないよう、市町村担当職員への研修や実地指導を通じた助言を行うなど、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** よろしくお願ひいたします。

次に、認定介護支援専門員相談・助言事業についてお伺いいたします。現場からは、この事業の評価について、ケアプランに対する相談の受け付けや助言指導、ケアマネの資質向上、また、適正なケアマネジメントの実施が高齢者の自立支援につながり、給付の適正化、インフォーマルサービスの拡大など、同じ専門職としての悩みや課題を共有し、その解消のための橋渡しとして重要な役割を担っていると、高い評価がありました。そこで、県は、この認定介護支援専門員相談・助言事業のこれまでの評価と今後の支援についてどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** この事業は、介護支援専門員の手本となる方を認定しまして、県内の居宅介護支援事業所に派遣して、個別具体的に相談・助言を行うことにより、介護支援専門員の資質の向上を図るものとしております。平成26年度から今年度まで3年間で454の居宅介護支援事業所に派遣されており、介護支援専門員にとっては、同じ専門職としての悩みや課題を共有できるだけでなく、特に一人で事業所を運営している場合には、自身の業務のあり方を振り返り自己研さんに努めることができるなど、貴重な機会になっていると考えております。県としましては、来年度以降も、介護支援専門員の資質向上やケアプランの適正化に資する有意義な事業でありますことから、引き続き関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** このことに対しては、ケアマネ協会からすごく要望があったことでありますので、継続して、ぜひよろしく願いいたします。増額でよろしく願います。

次に、宮崎キュアケアネットワークの取り組みについて。この団体は平成21年4月に、医療、介護、福祉の現場で特に在宅を支えている多職種の間が、職種、職域を超えて地域における多職種間の連携をさらに円滑に進められることを目的に、現在も定期的に講座や研究会を行っております。私も会員として参加させていただきましたが、勉強会には250名を超える従事者が、問題意識を持ってワークショップや意見交換、時には飲みニケーションで本音の意見を交わすわけでありまして。こういった組織は全国でも珍しく、代表世話人でありまして牛谷義秀先生は、「お互いのことを知り合うよい機会であり、連携の場として、その存在意義を不動なものにして、これからも生きた連携の場として、お互いの交流を深め、顔の見える信頼関係を築いていきたい」と言われております。私は、こういった地域の資源であるキュアケアネットワークと本県が連携することは、非常に意義があると確信をしております。そこで、福祉保健部長にそのことについて見解をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** お話にありました宮崎キュアケアネットワークは、在宅医療に熱心に取り組まれている牛谷先生のお話が出ましたけれども、先生を中心に、医療、介護、福祉の現場で働かされている専門多職種の方々が、地域における医療と介護の連携を進めることを目的に創設され、毎年、さまざまなテーマで交流会や研修会などを開催されております。県ではこれまでも、研修会への職員の参加や講

師としての出席など、さまざまな形で連携してきたところでありますが、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、宮崎キュアケアネットワークが取り組まれている専門多職種みずからの顔の見える関係づくりや、在宅医療、介護に対する理解や知識を深める活動が進むことは、非常に大切なことだと考えております。このため、県といたしましても、こうした取り組みがさらに充実していくよう、今後とも積極的な連携、そして協力を行ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。積極的な連携・協力をお願いしたいと思います。

次に、県は2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでおります。介護保険制度の本来の趣旨は、高齢者の自立支援を中心とした制度だったわけでありまして、現状では、介護度が悪化するほど報酬が多くなるため、自立支援への動機づけが乏しく、介護費用の膨張を招き、それに伴い、自立支援や回復に後ろ向きな事業所も、全国的な傾向で多々あるようであります。国は、介護を必要とする人の自立支援を中心とした制度への転換を進めており、具体的には、2018年度の介護報酬改定で、要介護を改善させた事業所の報酬を引き上げ、自立支援に後ろ向きな事業所の報酬を減らすということも検討しているようであります。国もやっとなんかここにかじを切ったかなという印象であります。このことを踏まえまして、私としては、もう一度原点に戻って、本来の介護保険制度の趣旨にのっとり、宮崎県ならではの地域包括ケアシステムの構築をするためには、介護予防、自立支援の視点が重要だと考えますが、県の取り組みについて、福祉保健部長に見解をお願いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話がありましたが、今後、高齢者が大幅に増加していく中で、介護予防や自立支援の取り組みは極めて重要な取り組みとなっております。このため県では、平成26年度から国のモデル事業を活用して、住民主体の介護予防に取り組む市町村に支援を行ってありまして、現在、12市町村の公民館など328カ所で、毎週、体操教室などが開催されております。また、要介護者等の自立支援や重度化防止のためには、適切なケアプランの作成や介護サービスの提供が必要であります。そのための有効な方策として、リハビリの専門職などを交えて、ケアマネジャーや介護事業者にさまざまなアドバイスを行う地域ケア会議の充実がございます。このため県では、意欲のある市町村を対象に、全国の先進自治体から直接指導を受ける地域ケア会議のモデル事業にも取り組んでありまして、今後、これらの成果を県内全域に展開していくことなどにより、介護予防や自立支援の取り組みを促進していきたいと考えております。

○日高博之議員 自立支援や予防という指針を明確に打ち出して、宮崎県版の地域包括ケアシステムを構築していただきたい。これは宮崎から全国に発信する、そのぐらいの気概を持って、取り組んでいただきたいと思いますので、部長、お願いします。

次に、訪問看護ステーション等設置促進強化事業についてであります。地域包括ケアシステムを構築していく中で一番の課題は、条件不利地域での医療・介護サービスの体制の整備をどうするかであります。今回、農山村地域における介護・看護サービス充実強化に向けて、市町村や地域に根差した中核経済団体であるJAなどの関係機関に、介護等サービスの新規参入を

促進する事業を提案しておりますが、本当に画期的で、絶対成功させなくてはならない大変重要な取り組みだと実感をしておるところであります。県内全域で訪問看護を利用できる体制を整えば、地域包括ケアシステムの趣旨でありまして、高齢者が住みなれた地域で家族と最期まで暮らしていける環境が構築され、在宅医療の推進が図られるわけであります。そこで、訪問看護ステーション等設置促進強化事業のうち、農山村地域における介護・看護サービス充実強化事業の狙いと目指すところについて、福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 高齢者が、要介護の状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生活を送るためには、訪問看護ステーションを初め、在宅生活を支えるサービス基盤を強化することが、重要な課題であると考えております。その中で、特に本県の場合、後期高齢者人口がこれからかなり大幅にふえてまいります。また一方、地域医療構想のお話で説明いたしましたが、療養病床については、必要病床数がこれからかなり減っていくという傾向もございます。したがって、在宅医療を余儀なくされる高齢者が大幅にふえてくるというふうに考えているところです。特に農山村地域では、都市部に比べてサービスの運営コストが高く、経営上不利でありますことから、事業者の参入が思うように進まない状況にあるのかなと考えているところです。このようなことから、市町村や地域に根差した経済団体でありますJAなどの関係機関と検討会を立ち上げ、先進事例の調査などにより新規参入の方策等の検討を行うことにより、農山村地域における在宅サービスの提供体制の充実を目指そうというものでございます。

また、介護・看護サービスへの新規参入は、働く場の創出にもつながりまして、地域経済の活性化、ひいては地域での定住促進などにもつながっていくものと考えているところです。そして、本県の場合は人口当たりの看護学校もかなり多いです。しかし、卒業生は県外に出ている者もかなり多いということもございます。先ほど申し上げた、療養病床の減少等に伴って病院での就職の場も減少していくことも考えますと、この訪問看護ステーションの受け皿づくりというのは非常に必要なものと考えています。若い女性が地元を離れては、やはり人口減少に歯どめがかからないということもございますので、この取り組みはしっかりやっていきたいと考えております。

**○日高博之議員**。本当にわかりやすい答弁をありがとうございます。こういった事業こそ戦略的な事業だ、発想がすばらしいと実感しているところでもあります。心から賛同するものであって、ぜひこの福祉から、地域づくり、また中山間地対策の全てが広くありますので、全庁挙げて重点プロジェクトで積極的に推進していただければなと思います。要望しておきます。

次に、県内重要港湾の機能強化及び活性化についてお伺いいたします。

本県港湾は、関東、関西など大消費地から遠く、物流コストの低減や効率化が長年の課題であります。特に港湾を中心とした海上交通は、大量輸送が可能な特性から、本県を支える大変重要な交通基盤であり、その充実強化が重要と考えます。そして人・物の交流を一層促進させ、将来に向けて本県を飛躍させていくためにも、より力を注いでいくべきだと考えております。そこでまずは、どのような港湾整備を考え、どのようにセールスしていくのが大事で

あり、特に宮崎県北部広域行政事務組合では、現状課題やニーズを踏まえて、細島港を拠点とした「物流拠点づくり戦略ビジョン」を策定中と聞いておりますが、今後どのように細島港整備を進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(東 憲之介君)** 細島港におきましては、国際物流ターミナルや沖防波堤などの整備を進めてきたところではありますが、高速道路網の整備や企業の進出など、港を取り巻く状況が変化してきましたことから、昨年2月に、水深15メートル岸壁や新たな工業用地の整備などを含む港湾計画の改定を行ったところがあります。今回、議員のお話にもありました「物流拠点づくり戦略ビジョン」におきましては、「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」や港湾計画などとの整合を図った上で、道路ネットワークと細島港を生かした国内長距離輸送の強化について議論が行われております。県といたしましては、このような状況も踏まえ、地域産業の発展を支える物流・生産拠点づくりなどを目標とした港湾計画の事業化を図り、引き続き、細島港の整備にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 道路ネットワークと細島港を生かした国内長距離輸送の強化、これは海と陸は一体だということでもありますので、ここら辺がしっかりと計画、ビジョンが作成されないと、中央道も行き詰まってくるわけですから、その辺もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地元企業が運営するフェリーやローロー船の機能を強化するためには、量、便数をふやせるよう港湾整備を進め、質、機能の魅力を高めていくことが求められます。また、本年

2月2日には、港湾関係者を参集し、国も交えて、現状とニーズの把握をするために、日向市で勉強会を開催したと聞いております。そこで、現在、荷主や運送事業者がどんなことを望んでいるのかなど、ニーズをしっかりと把握していくことが必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 大消費地から遠隔地にあります本県にとりまして、大量輸送が可能な海上物流により物流の効率化を図り、産業の競争力を高めていくことが極めて重要でございます。このため、何よりもまず、荷主と運送事業者、そして行政が意見を出し合い、情報や課題を共有することが必要でありますことから、昨年度より、関係者が一堂に会する「宮崎県の物流に関する意見交換会」を開催しております。この取り組みの一つとして、先月、細島港におきまして、「ローロー船を活用した長距離海上輸送の活性化」をテーマに、現地検討会を実施いたしました。その中で、人材確保や効率的な集荷方法などについて、現場に即して個別具体的に活発な意見交換がなされ、大変貴重な機会となりました。今後とも、意見交換会や現地検討会などを開催し、さまざまな機会を設けまして、荷主や運送事業者のニーズなど現場の声をしっかりと把握しながら、お互いの連携の強化と本県物流の効率化に向けた諸施策を推進してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** やはり九地整も来てよくなったということで、画期的なことだと思うんです。多分、宮崎県で初めてかなと思います。こういった議論をどんどん進めていくことが、本県の港湾、海上交通の発展につながると思いますので、その辺しっかりとお願いしたいと思

います。

次に、観光分野から質問いたします。海上交通は県内外から観光客を大量に輸送できるという特色、利点があり、そういった特色、利点を生かすには、何よりも寄港したいと思わせること、そして魅力づくり、ここに寄港したら何ができ楽しめるかや、受け入れの環境整備など、長期的な視点を持って、しっかりと戦略を立てて取り組むことが大事だと思います。また、いかにセールスし、旅行商品としてアピールしていくのか、フェリーやクルーズ船を活用して、より活性化させるべきだと思います。そこで、県内各港の特色を生かし、フェリーやクルーズ船といった海上交通を利用した観光客誘致を積極的に進める必要があると思いますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 観光誘客を図る上におきましても、海上交通の活用というのは大変重要であると考えております。このため、宮崎港につきましては、神戸港との間にフェリーの定期航路がありますので、現在、神戸市と連携した観光PRを行いますとともに、関西地区を中心に、中高生の教育旅行や大学生のスポーツ合宿といった団体旅行の誘致などに取り組んでいるところであります。また、細島港や油津港におきましては、海外からのクルーズ船の寄港が増加しておりますことから、さらなる誘客を図るため、地元市町村等とも連携しながら、クルーズ船社や旅行会社等に対し、本県ならではの観光スポットや食、伝統文化など、本県の魅力を提案、発信しているところでございます。今後とも、市場ニーズを的確につかみながら効果的なプロモーションを行い、海上交通を活用した観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。これまで港湾整備、また物流、観光など、さまざまな視点から質問をさせていただきました。総括として、本県の三本の矢であり、大きな発展可能性を有する細島、宮崎、油津の3つの港湾の機能や魅力について、それぞれの特徴を踏まえながら港湾整備やポートセールスを行っていく必要があると考えます。そこで、本県の活性化のためには、この重要港湾3港について、それぞれの特性を生かしながら、同時に売り込んでいく必要があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この3つの重要港湾がありますが、ポート・オブ・ザ・イヤーに選ばれたり、総理の所信表明演説に取り上げられたり、また、熊本地震の復旧・復興に活躍をしたり、本県にこういうすぐれた港があるということが強みであるなということを、しみじみ実感しているところであります。

細島港は、外国貿易を初めとする東九州の物流拠点、また、宮崎港は宮崎の海の玄関口でありまして、フェリー輸送などにより南九州の物流拠点、さらに、油津港は県南の物流拠点やクルーズ船の寄港地として、それぞれの特徴を生かした整備を進めているところであります。また、社会情勢の変化を踏まえ、先ほど答弁にもありました、細島港では、貨物船の大型化に対応した水深15メートル岸壁の早期事業化や、油津港では、定員が6,000人に及ぶ22万トン級クルーズ船へ対応するための整備など、新たな取り組みがなされようとしているところであります。宮崎港では、旅客の利便性に配慮したバリアフリーの人道橋も整備をされました。県としましては、これら3つの港の特徴を広く情報発信することで利活用を促進し、本県の活性

化に結びつけていくことが大変重要であると考えております。このため、私が会長を務めます宮崎県ポートセールス協議会の港湾セミナーなどでは、県内外の企業の皆様へ、3つの港のさまざまな機能や魅力というものを、同時にしっかり伝えていくところでありまして。今後とも、「みやざき新時代」を築く重要な基盤として、港湾の整備を着実に推進するとともに、官民一体となってポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。発展可能な3つの重要港湾の強みを、将来を見据えながら国内外に発信していくことは、本県経済の浮揚の生命線であって、攻めの姿勢、選択と集中ということも当然出てくると思うんです、予算関係。その辺も見きわめながら、しっかりとした戦略を立てて、ポートセールスのほう、よろしく願いたいと思います。

次に、消防非常備町村における消防の常備化についてお伺いいたします。

全国、離島を除いた地域で消防非常備町村は8町村で、うち4町村が本県であるとの状況のもと、本県は、消防広域化及び非常備町村の常備化の実現を後押しすることにより、大規模災害に対応できる消防体制の構築に向け、今回、消防広域化・常備化支援事業を今議会に提案されております。既に昨年12月15日に広域化・常備化検討協議会が発足し、対象地域として諸塚村、椎葉村、美郷町がメンバーになって、調査及び計画作成、会議の開催経費等の運営について協議がなされていると聞いており、体制が整いつつある状況であります。そこで今回、東臼杵3町村において消防常備化の機運が高まり、検討協議会の設置に至った経緯について、危機管理統括監にお伺いいたします。



**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 消防非常備町村におきましては、消防団が中心となって火災や災害に対応しているほか、役場、病院が協力して救急搬送等を実施しているところであり、人口減少や高齢化が進む中、消防団員数の減少や、救急業務に対する需要の高まりが課題となっているところでもあります。また、高度な知識や技術、設備等が必要とされる救助や通信指令などの業務への対応に苦慮しているところでもあります。このような中、諸塚村、椎葉村、美郷町におきましては、消防常備化について広域的に協議・検討する機運が高まり、3町村長合意の上、昨年12月15日に検討協議会の設置に至ったと伺っております。

**○日高博之議員** 地元の消防本部にお伺いしましたら、「厳しいぞ」「難しいぞ」という声を聞きました。そういったことで、ハードルが高いなど実感したところでもあります。

平成22年には、日向市に対して美郷町が常備消防の協力要請をした。ところが、いろいろ検討したんですが、翌年、委託料の関係で断念した経緯があって、財源問題が足かせになっておるところであります。そこで、美郷町は平成27年から、地方創生交付金を活用し、日本救急システムと委託契約して、14名の救急士を配置し救急業務に取り組んでおります。しかし、恒久的な財源ではないために懸念する声も上がっています。また、この3町村は面積も広く、人員配置にも課題があるようですし、日向市消防本部も人員には余裕がなくて、ぎりぎりの人員体制で業務をこなしているとのことでありました。しかし、先ほど福祉の質問をしましたが、地域包括ケアシステムをこの条件不利地域に構築し、地域の安全・安心を確保するためには、

常備消防の充実は大変重要だと私は思っているところでもあります。今後、協議会でこういったことを調査し、計画が作成されるわけですが、すんなりいかない事項でありますので、県が助言ないし後支えなどしっかり支援していく、これが肝要だと思います。そこで、常備化の実現に向け、県の考え、取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 東臼杵3町村の消防常備化につきましては、これまでも検討されたことはありましたが、今回初めて、3町村による検討協議会が設置されました。また、来年度中には日向市に参加を求める予定であるとも伺っておりまして、常備化に向けた協議が前向きに進むものと期待しているところでもあります。県としましては、協議会において、関係自治体が地域の実情に応じたさまざまな方策を検討し、将来にわたって維持できる計画を立案することが重要であると考えておりますことから、協議会における調査研究や会議開催費用等の支援を行いますとともに、情報提供や助言を行うなど、常備化の実現のため、しっかりと後押しをしてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** これは後退は許されないと思うんです。しっかり前へ進めていくことをお願いしたいし、畑山危機管理統括監が在任中にぜひ道筋をつけていただいて、常備化に向けて積極的に取り組んでもらうようお願いいたします。私どもも協力は惜しみませんので、よろしくお願いいたします。

次に、古民家の利活用についてであります。

古民家に関しては、築年数を基準とした場合、資産としての価値はないものとみなされ、解体されたり、空き家として放置されてしまいますが、その一方で、古民家を貴重な地域資源

として活用する地域や事例もふえてきております。例えば飛騨高山では、古民家を活用した宿泊や伝統的な食の提供、豊かな自然の中での農業体験等への機運が高まり、外国人観光客の宿泊数が大きく増加しております。

本県におきましては、昨年度の世界農業遺産の認定を受けた「高千穂郷・椎葉山地域」のように、日本の原風景を体験できるところが県内至るところにあり、古い町並みや農山漁村などにまだ多くの古民家が存在しております。そうした中、県内にも支部を持つ一般社団法人全国古民家再生協会という民間団体では、先日、新聞記事にもありましたが、古民家に使われている古材の価値を評価する「古材鑑定士」の資格取得講座を開催するなど、古民家の再生に取り組んでおります。今後、こうした民間団体とも連携を図りながら、古民家の再生や他用途への活用を推進することによって、訪日外国人観光客などを取り込み、本県経済の浮揚を図るべきであると考えます。

このような中、昨年3月に国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を目的とする国の住生活基本計画が改定されていますが、その中でも、古民家の再生や他用途への活用促進が盛り込まれております。そこで、これを受けて、本県として今後どのように取り組まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 改定されました国の住生活基本計画におきましては、空き家対策の基本的な施策の一つとして、お話にもありましたように、伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他の用途への活用促進が示され、現在、国において具体的な対応策が検討されているところであります。県といたしましても、古民家の利活用は、空き家対策を推進する

上で重要であると考えておりますので、本年度中に改定予定の宮崎県住生活基本計画において、国と同様に施策として盛り込むこととしております。今後は、古民家の活用事例等の情報提供に努めるとともに、国の検討状況を注視しながら、関係部局、市町村、民間団体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 具体的に、また積極的に進めていただければと思います。

最後に、訪日外国人観光客のニーズですが、今、物から事への変化によって、以前と比べて多くの訪日外国人観光客が、日本らしさ、日本でしかできない体験を求めている傾向にあります。そのような傾向を受け、古民家のような和を感じることでできる資材を再活用してインバウンド誘致を進める動きは、全国各地で広まっております。それと同時に、国からの評価も受けており、これからもこのような動きは広がりを見せることが予測されるわけであります。このことを踏まえて、インバウンドの旅行形態が多様化する中、古民家を活用するなど受け入れ環境の整備を推進するべきと考えますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 最近のインバウンドの傾向といたしましては、そば打ちや茶道などの体験型観光に加え、日本の伝統的な建築物に触れることのできる、古民家を活用した観光施設などへの人気が高まってきております。こうした中、観光庁では本年1月に専門部署を立ち上げ、歴史的資源を活用した取り組みへの相談業務を開始しております。また、本県でも日南市において、「まちなみ再生コーディネーター」が民間の力を活用して古民家の利活用を図るなど、地域の魅力創造につながる取り組みが始まっております。県といたしまし

では、古民家を観光資源として活用するこうした取り組みを生かすためにも、Wi-Fi環境の整備や2次交通対策を初め、体験メニューを含む着地型観光の磨き上げなど、外国人観光客にとって魅力ある観光地づくりに取り組んでいるところであり、今後とも市町村と連携して、受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** この間、知事も含めて外国人の方と意見交換をされたと思うんです。その辺の何が足りないのか、そういうことをしっかりと細分化して、外国人をこうすれば受け入れられるんだというところをしっかりと見きわめていただきたいと思います。古民家は、日本の伝統的建築様式を引き継ぐ重要な観光資源であるとともに、地方再生に大きな可能性を秘めております。当局におかれましては、引き続き古民家の再生・活用に尽力されるように、お願いいたします。

最後に一言ですが、今回、国体の主要3施設の質問は、時間の関係でできませんでしたが、常任委員会、特別委員会でびしっと議論を深めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、図師博規議員。

**○図師博規議員**〔登壇〕(拍手) 雨にもかかわらず、きょうは都農町からたくさんの方が御来場いただいております。都農町への思い、そして都農高校へ熱い思いを持たれている方々の傍聴をいただきました。その思いを代弁できるように、しっかりと頑張っております。

では、先般通告しておりました項目につきまして、順次質問をしております。

まず、県立高校の学校再編統合における高等

学校教育整備計画について伺ってまいります。

先日、来年度の県立高校一般入試志願状況が発表されました。その中で最も注目したのは、都農高校の志願者数です。募集人員111名に対し、志願者数は100名に達し、今後行われる2次募集ではさらに志願者は増加します。県教育委員会は、昨年9月の時点で都農高校への入学希望者を調査され、高校存続の目安としていた100名に満たないと、その時点で早々に判断、即再編統合の具体的な検討を進め、12月6日に臨時教育委員会を開催し、翌7日には都農高校の統廃合計画を公表されました。通常、統廃合計画が公表されると、入試志願者数は減るものです。事実、都農高校に先立ち統合が発表された妻高校と西都商業高校のうち、西都商業高校は54名まで入学の志願者が激減しました。

都農高校の入試志願者数の推移をここで公表させていただきますが、まず、平成27年は都農高校への入試希望者は49名でした。次の年、平成28年は59名、そして昨年9月の段階の入学希望者は89名まで回復し、繰り返しになりますが、統廃合計画発表を経たことし2月の入試志願者数は100名に達しているのです。ちなみに、同じ来年度の入試志願者数調査の中で、教育委員会が高校存続の目安としていた100名に達していない学校は、高千穂高校、門川高校、日向工業高校、宮崎海洋高校、本庄高校、飯野高校、高城高校、福島高校、そして西都商業高校です。もちろん、どの高校もどの自治体も、生徒確保のためには知恵を絞り、汗を流され、精いっぱい努力されていますが、どの地域も苦戦されているのです。

都農町は、町自体が魅力や活気を取り戻し、若者に、都農で暮らすこと、そして学ぶことに誇りを持ってほしいという、いわゆるシビック

プライドを復活させることに力を注がれ、道の駅の利用者向上、民間企業と連携したふるさと納税応援体制の構築、町立病院と特別養護老人ホームを併設させた医療福祉ゾーン整備などにより、町のイメージを好転させるとともに、都農高校生への直接支援として、入学支援補助金5万円、通学定期券半額補助、下宿費用4万円交付、検定料金全額補助、部活動で九州大会、全国大会出場者には1名につき1万円補助などを手がけられてきました。さらに、都農高校自体が、校長先生を中心に現場の先生と生徒が一体となった学校PR活動を行い、そこに都農高校OBの方々による支援活動が加わり実を結び、都農高校入試志願者100名に達するというV字回復を達成されたのです。

にもかかわらず、県教育委員会は統廃合計画を突きつけています。なぜ今なのでしょう。その根本となっているのが、県教育委員会が策定している県立高等学校教育整備計画の中にあります。この計画の中に「活力ある高等学校づくりの推進」という項目があり、そこに全日制高等学校における1学年の適正規模が明記されています。内容は、1学年は4学級から8学級を基本とし、1学級の定員は、国の基準に準ずる1学級40名となっています。また、1学年4学級以下の高等学校について、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予想される場合には、統廃合を検討するとあります。もう既にこの適正規模に該当していない高校が複数あることはさきに述べましたが、その運用について、県教育委員会はある程度柔軟に対応されてはいます。しかし、この1学年の適正規模を含む整備計画が、県内の教育現場と、それを取り巻く地域の声や実情から大きく乖離していることは明らか

で、全国最低の高校卒業生の県内就職率を改善するためにも、地域に根差した県立高校のあり方を、今再検討すべきだと私は考えます。そこで、今回の質問で整備計画の見直しを迫っていくわけですが、まず初めに、今回、都農高校が入試志願者数100名を達成したことを、教育長はどのように評価され、また、どのように都農高校との連携を図られていくのかをお伺いしたいと思います。

以下の質問は質問者席から伺います。(拍手) [降壇]

○教育長(四本 孝君) [登壇] お答えいたします。

都農高校の志願状況についてであります。平成29年度宮崎県立高等学校一般入学者選抜における都農高校の志願状況に関しましては、学校が粘り強くさまざまなPRを行い、地元中学校からの志願者がふえたこともありまして、昨年度の59名から100名へと増加をしております。しかしながら、都農高校、高鍋高校、それから高鍋農業高校の児湯地区の3校におきまして、募集定員に対する志願者数はいずれも未充足であり、3校の志願者数の合計も昨年度より減少しているところであります。

なお、今後、児湯地区の中学校卒業生につきましては、都農高校を高鍋高校に再編統合する平成31年3月の中学校卒業生が、平成28年3月の中学校卒業生に比較して約130名の大幅な減少が見込まれているところであります。以上であります。[降壇]

○図師博規議員 今の御答弁ですと、児湯地区だけが平成28年から31年の間にかけて中学卒業生が減るようにも聞こえます。ただ、県内7つの地区に分けている整備計画の推計では、中学卒業生がふえる地区は一つもないんです。児湯

地区以上に減少していく地区はあります。宮崎東諸県地区は145名が減少、延岡、日向、門川を含む東臼杵地区は186名が減少、さらに、減少率でいっても児湯地区よりも西臼杵地区のほうが大きく減少するわけです。それでも郡部の高校は頑張っています。県立高校の普通科校区撤廃以降、各高校は特色ある学校づくりに取り組まれ、生徒数の減少に歯どめをかけようと必至です。今、統廃合を進めて、伸びようとしている教育現場の芽を摘むことが、教育委員会の役割なのではないでしょうか。その統廃合を進めていく過程について、到底納得がいかない点が幾つかありますので、今後、整備計画の対象となる学校や地域の方々のためにも、しっかりと聞いてまいります。

まず、統廃合を決定していく過程について、その地域で地域部会というものが開催されました。児湯地区においても、平成27年度中に4回、東児湯5町の教育長、PTA関係者代表、商工会代表、農協代表などの委員会を設置し、会議が開催されています。この会議に、私も地元の議員として地域の声を聞かせてほしいということで、オブザーバー参加を教育委員会にお願いしましたが、「この会は非公開にします」ということで、傍聴すら許されませんでした。この児湯地区のあり方検討会をなぜ非公開にされたのか、教育長、教えてください。

**○教育長（四本 孝君）** 児湯地区部会は、児湯地区5町の産業界代表、小学校保護者代表、中学校長代表等から成る委員による、幅広く忌憚のない意見交換を行うことで、今後の児湯地区の県立高等学校のあり方を検討するために設置をいたしました。このため、当部会を公開とした場合、公正・円滑な議事運営が損なわれる可能性があることから、「宮崎県附属機関等の

会議の公開に関する指針」に基づき、非公開としたところであります。

**○図師博規議員** 公開にした場合、公平・円滑な運営ができないということは、我々が傍聴するとそれを妨害するかのようにも聞こえかねません。

次に、昨年12月6日に開催された臨時教育委員会ですが、このときの臨時教育委員会では、今答弁いただきました児湯地区部会の内容が報告された上で、都農高校の統廃合の是非が協議され、採決の結果、教育委員会案が賛成多数で可決されたとのこと。「可決されたようです」という表現しかここではできないのはなぜかと申しますと、このときの教育委員会も私は傍聴を希望したのですが、ここもやはり非公開にするということで、そのときの採決に至るまでの協議がどのように推移したのかを、全く知ることができませんでした。教育委員会というのは原則非公開なんではないでしょうか。なぜこの教育委員会を非公開にされたのか、再度教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 教育委員会会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、原則公開としつつも、人事案件や個人情報保護、率直な意見交換や意思決定の中立性の確保の観点から、公開することが適当でない認められる場合には、非公開とすることができるとされております。今回の案件につきましても、県立高校の再編統合という、極めて慎重な取り扱いが求められるものであることから、委員が外部からの圧力や干渉などの影響を受けることなどにより、会議の中立性等が損なわれることのないように、非公開としたものであります。

**○図師博規議員** 圧力や干渉といったものが、

傍聴するだけでその会に影響を及ぼすものなの  
でしょうか。非公開の場で生徒たちの未来を決  
めていくようなことは、私は教育委員会として  
すべきではない、そのような会議をすべきでは  
ないと思います。

そこで、せめてどのような協議がされたのか  
を確認したく、後日、そのときの議事録を資料  
請求したところ、出てきた議事録を見て啞然と  
しました。15ページにわたる資料の半分以上が  
黒塗りされており、特に各教育委員が発言した  
部分は完全に黒塗り。読めるのは、学校政策課  
長の発言部分と、教育長が最後に採決をされる  
ところくらいでした。ここまで非公開にされ、  
教育委員会の中でどのような協議がされたか、  
発言までも公開されない教育委員会の姿勢は、  
都農高校関係者のみならず、広く県民が知れ  
ば、到底納得されないと私は思います。教育委  
員会の議事録をここまで黒塗りにされる理由  
を、再度お答えください、教育長。

○教育長(四本 孝君) 今回、非公開で行わ  
れました臨時教育委員会の議事録につきましては、  
非公開を前提とした委員の率直な発言内容  
が多くを占めております。これを含む審議、検  
討に関する情報が公になった場合、将来に予定  
されている同種の審議、検討での率直な意見交  
換や意思決定の中立性、または事務事業の適正  
な遂行に影響を与えることが認められますこと  
から、議事録についての情報提供に当たって  
は、これらの情報を除いたものとなったところ  
であります。

○凶師博規議員 今後の同種の審議、検討でも  
同じような体制が続くのかとも受け取ってしま  
いかねないような御答弁でありました。今、私  
の手元に、その黒塗りになっている資料があり  
ます。これは、会議規則上公表することはでき

ません。この場で提示することすらできませ  
ん。今後の教育委員会のそういうあり方のため  
にも、ここで体制を見直していただきた  
いと思います。

質問を続けます。では、そもそも小規模の高  
等学校を存続させていくということに対して  
は、どのようなデメリットがあるとお考えで  
しょうか、教育長。

○教育長(四本 孝君) 高等学校の規模が小  
さくなっていきますと、生徒同士の切磋琢磨や  
学び合いの機会が減少し、活気と深まりのある  
教育活動が展開しにくくなること、また、地方  
交付税の算定基礎となっている国の基準では、  
学校全体の定員が減少すると教職員数が減少す  
るため、生徒の進路希望に対応した幅広い教科  
・科目や、希望するさまざまな部活動の開設が  
制限されることなどの課題が生じるものと考え  
られます。

○凶師博規議員 今の御答弁ですと、学力の向  
上のためには、適正規模のほうが競争力を保つ  
ことができたり、部活動の選択肢がふえるとの  
答弁でありましたが、果たして、小規模校だか  
ら学力や能力の向上は図れないものなものでし  
ょうか。少人数のほうが、生徒一人一人まで指導  
が行き届き、生徒に合った指導に時間を割ける  
ことは明らかで、その証拠に、どの学習塾もあ  
えて少人数や個別指導を導入し学力向上につな  
げています。また、部活動や生徒会活動におい  
ても、近隣の高校と合同チームや共同作業をす  
ることで、活動の幅を広げている高校は既にあ  
ります。今の教育長の答弁では説得力はありませ  
ん。

そして、国の基準で学校規模に応じて教員定  
数が決められており、教員数に応じた予算が交  
付税措置されているため、小規模校にさまざま

な教科の先生を配置することは難しい旨の答弁がありました。要は、国の教員定数を上回る教員配置をするための予算を、県独自に計上できれば、小規模校でも幅の広い教科・科目の指導をすることができるということです。教育長。私の今の理解が間違っているのであれば正していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育長（四本 孝君）** 県独自で予算措置を行えば、国の基準を超えて教職員の配置を行うことは可能であります。

**○図師博規議員** できるわけです。できるんです。実際、小学校や中学校で全校生徒10人以下でも存続できている学校がありますよね。その小中学校というのは、市町村が国の示す教員算定以上の予算を一般財源から捻出し、地域の教育を守っている、地域の学校を守っているというあかしなんです。なぜ市町村にできて県にできないのか。義務教育と高等学校教育の内容は違えども、生徒の学習環境を守り、学校を取り巻く地域全体の振興を担う学校の役割は同じです。

私は今まで、地元の小学校2校、中学校2校、そして大学1校がその地域からなくなる、閉校となる、移転をするということを経験してまいりました。間違いなく言えることは、学校が地域からなくなるということは、地域の活力がなくなることに直結するということです。そして何よりも、地元の方々や、その学校の卒業生にとって、学校がなくなるということは、ふるさとの一部がなくなると同じことなのです。現在、国の戦略として大きな柱の一つに地方創生が掲げられておりますが、この宮崎、この地方がアベノミクスの経済効果を実感できるようになるまでには、まだ時間がかかりそうです。

その効果を待つことよりも、学校整備計画は県の総合政策の一つとして捉え、今ある地域の火を消さないための政策転換が必要ではないでしょうか。そこで、知事に伺います。知事は、地域における学校の役割、また、地方創生を実現していく上での学校の役割をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。知事、お願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 学校というものが、まずは子供たちの豊かな学びと成長を保障する場である。そのための教育環境を整える。これが基本であろうかと考えております。そして、地域への愛着や誇りを育みながら、将来を担う子供たちを育成するといった大切な役割があるかと考えております。今、地方創生という御指摘がありました。学校は、地域コミュニティの拠点の一つでありますし、地域に定着し、地域振興を担う人材の育成や、ふるさとの活性化等に貢献する、そういった観点も大変重要であろうかと考えております。

**○図師博規議員** 再度、知事にお伺いをいたします。先ほど教育長から御答弁いただきましたが、小規模高校を存続させるための一つの障壁となっている、国が学校規模に応じた教員定数を定め交付税措置をしていること、それ以上に、教育関係費を増額し教員を増員することが、学校とその地域を守ることにつながるということに関しては、知事はどのような見解をお持ちでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 一般論になりますが、学校における教職員の配置ということに関しては、県教育委員会におきまして、法定数に加えて、県独自で確保している定数も活用しながら、適切に判断をされているというふうに考えております。いずれにせよ学校のあり方というのは、子供にとって望ましい教育環境の提供

を考えていく、そこが非常に重要なポイントであろうかと考えております。

**○図師博規議員** 御答弁ありました、県独自でも教員の定数に関しては上乘せをしている部分もあるということですが、教育現場サイドではまだそこが充足していないからこそ、小規模高校を守れず、整備計画が淡々と進んでいくということになっているんです。例えば、理科や社会の中の選択科目は、1人の教員が複数学校で指導できる体制を整えれば、予算もゼロベースで幅広い教科指導ができます。何より、地域に住むことを誇りに思う生徒を育てることが、これからの地方創生と県の取り組む高等学校教育のあり方だと、その大きな課題であると思えます。

学校は、小さくても残すべきなんです。そのためにも、今こそ宮崎県の高等学校教育整備計画の見直しをしていただきたい。タイミングよく、実は来年度がその計画の中間見直しの時期でもあります。1学年40名という適正規模の見直しを行うにも絶好のタイミングではないでしょうか。来年度以降の学校教育整備計画の見直しについてどのように取り組まれていくのか、教育長の見解、姿勢をお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 現行の宮崎県立高等学校教育整備計画は、「魅力ある高等学校教育」「魅力ある中高一貫教育」「活力ある高等学校づくり」を3本柱とする、平成25年度からの10年間の計画であり、この計画期間を前・中・後の3期に分けて、それぞれの実施計画を示すこととしております。議員お尋ねの再編整備の基本方針は、この3本柱の1つである「活力ある高等学校づくり」の中に掲げております。この基本方針に基づき、適正規模への対応や各地区の高等学校の方向性については、生徒への

魅力と活力のある教育環境の提供という視点に立って整備を進めてきております。なお、その検討の際には、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮するものとしております。この基本方針の考え方につきましては、今後、策定予定の平成31年度からの後期実施計画におきまして、1学年の学級数を4学級から8学級としている適正規模のあり方等も含め、地域の皆様からの幅広い御意見をいただきながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 適正規模の見直し、4学級から8学級を、地域の声を聞きながら、その内容の議論を深めていくというような御答弁をいただきました。今回の質問をつくるに当たり、計画遂行ありきで、途中の協議を非公開とし、統廃合を進めていく教育委員会の姿勢に対して、私は大いに不信感を抱いたところです。さらに、先週、後藤議員が代表質問で都農高校を取り上げていただき、その際の教育委員会、教育長の答弁では、「再編統合の方針を変更する考えはない」と言われて、ばっさり切り捨てられた感もありましたが、4学級から8学級としている学級の適正規模のあり方を、もう一回、地域の声を聞きながら、実情をちゃんと反映させながらの検討、議論を進めていくという御答弁をいただき、最後に光が差した思いであります。今後、教育委員会でさらに議論を進めていただくことを強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

新田原基地周辺の防音工事等対象区域見直しについてです。

平成19年に、アメリカ軍再編に係る新田原基地への訓練移転に際して、年間2,100回に及ぶ飛行回数増加が行われ、国との間において、騒音



区域拡大を前提に騒音度調査が合意されました。地元の関係自治体としては、早急な改善が図られるものと期待していたところ、合意を無視した騒音区域の縮小案が昨年11月に提示され、町民の怒りは最高値に達する事態となっています。関係2市3町は国への申し入れを実施し、それに対応する形で県議会も、基地周辺住民への不安や不利益とならないよう、国の責務として基地周辺対策と民生安定に取り組む旨の意見書を可決、提出しました。それらを経て防衛省は、先月13日から10日間にわたり、基地周辺2市3町31カ所で航空機騒音の体感調査を実施しました。そこでまず、体感調査に同行された危機管理統括監の率直な御感想をお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 私は今回、西都市内の2カ所で立ち会いを行いました。それぞれ防衛省と九州防衛局の職員2名が一組となって体感調査を実施しておりました。私が立ち会ったうち1カ所は、今回の区域見直し後も、引き続き第一種区域内となる見込みとされている地点ではありましたが、頭上を戦闘機が通過する際には轟音が鳴り、大きな騒音を感じました。また、飛行コースや高度によっても騒音やうるささに違いがあるということも感じたところです。現地では、西都市議会議員の方も立ち会われておまして、騒音に悩まされている生の声の一端も伺うことができました。今回の体感調査は、関係市町の要望を受けて実施されたものでありますが、今後、国において、この体感調査の結果を踏まえ、どのように対応していくのか、しっかりと見きわめていく必要があると考えております。

**○函師博規議員** 統括監も、「時間がとまる」という体感をされましたでしょうか。航空機が

頭上を通るときには、隣にいる方との会話すらできません。その間は、その航空機が遠く通り過ぎるまで会話ができない、つまり時間がとまってしまう、そういうようなことが頻繁に関係自治体では起きているということ、そこを体感していただければ、今後の活動にもいい効果が出てくるのではないかと思います……。

まず、補償区域見直しについては、主に国と関係自治体とのやりとりになります。県民が不安な状況にさらされているということに対し、特に地元の地域住民からは、県としてどのように動くのかということが注視されています。そこで、現在、県は国からどのような情報を得、また、今後どのように対応していくお考えなのか、再度、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 新田原飛行場の第一種区域等の見直しにつきましては、昨年12月に関係2市3町が見直しの撤回を求めるとともに、県におきましても、お話がありましたとおり、県議会で区域見直しに対する意見書が可決されております。12月20日には、県、県議会で防衛省を訪ね、関係市町の意向を最大限に尊重することなどを国へ要望したところであり、各市町の議会や区長会などにおいても、国への抗議活動等を展開されております。こうした状況の中で、国は、関係市町からの要望を受けて、先月13日から24日にかけて、新田原飛行場周辺で航空機騒音の体感調査を実施しておりますが、この体感調査を行う旨を各自治体に説明するに当たって、県のほうにも説明に来ております。その中で我々も、地元の市町村の意向を最大限に尊重することですとか、解除告示なるものは地元の理解を得ずに行うことは絶対しないしてほしいということなど、この騒音

度調査の内容、詳細について、地元や県に詳細丁寧にしっかりと説明する機会をつくって、説明していただくというふうなことをお願いしているところでもあります。国は、体感調査について分析した後、県と関係市町にも説明するとしておりますので、今後、国の動きを見きわめながら、引き続き関係市町と緊密に連携を図って、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 地元自治体の意見が最大限尊重されるようなサポートを期待しております。

それでは、次の質問項目に移ります。先月6日に、「みやざき畑かん営農振興大会」が都城市で開催されました。その中で、畑地かんがい施設を積極的に活用し、「儲かる農業」を目指すこと、そして後世にしっかりとバトンを渡す持続可能な農業を畑かん活用で実現するという大会宣言が、声高らかに発声されました。では、本県の畑地かんがい施設が大会宣言どおり活用されているのでしょうか。現在、県内には、尾鈴地区を初め7地区で事業展開されていますが、事業の進捗状況及び水利用面積と水利用率がどうなっているのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県内では、約1万9,000ヘクタールの農地を対象に、7つの地区で畑地かんがい事業を実施しております。ダムやファームポンドなどの基幹的な水利施設の整備を行う国営事業につきましては、6地区が完了し、現在実施中の西諸地区につきましても、4月には浜ノ瀬ダムの通水が、一部地域ではございますけれども開始予定となっております。県営や市町村営の関連事業につきましては、基幹的な水利施設と圃場をつなぐパイプラインや給水栓などの整備を行うものであります

が、これまでに約9,600ヘクタールで整備が完了したところでもあります。また、水利用率につきましては、未供用の西諸地区は除いての数字でございますけれども、県平均で75%となっておりますが、国営事業が昭和45年度に完了した綾川地区や、昭和60年度に完了した一ツ瀬川地区では90%を超えている一方で、近年完了した尾鈴地区や都城盆地地区では20%程度と、極めて低い状況でございます。

**○凶師博規議員** 水利用率の平均は75%ということですが、今の御答弁にもありましたが、この利用率には大きな格差があります。私が調べたところによりますと、最も利用率が高いところは97%、最も低いところは16%、私の地元でもある尾鈴地区は23%台にとどまっています。この利用率は土地改良区の運営にも直結するものであります。利用率の格差はどうして生まれてしまっているのでしょうか、農政水産部長の見解をお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今お話にありました、尾鈴地区や都城盆地地区で水利用が進んでいない状況にありますが、その原因といたしましては、農家の高齢化や担い手不足などの農業構造の変化に加え、水利用の効果が個々の農家にまでしっかりと浸透していないことなどが考えられます。また、御質問にもございましたが、水利用率が低いと土地改良区の運営にも大きな影響が出る、土地改良区の経営と直結しているというふうに考えます。県といたしましては、天候に左右されない生産性の高い営農や高収益作物への転換などを可能とする畑かん営農の推進は、大変重要であると考えておりますので、土地改良区の安定した運営のためにも、引き続き関係機関一体となり、水利用の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 尾鈴地区におきましては、畑かん事業推進に当たり、地元受益者の間でも推進派と反対派が拮抗した時期がありまして、私が以前、一般質問で尾鈴畑かんを取り上げたところ、関係者で傍聴席が埋まり、答弁のたびに怒号が飛び交うような激しい一般質問になったことを思い出します。そのときの反対派の主な意見は、「賦課徴収金が高過ぎて払えない」「生産量がふえても、収入がふえるか保証は全くない」といったものでした。

その後、尾鈴地区の土地改良区は、水を利用した量に応じた料金を徴収するという、県内初の開閉栓方式を導入し事業推進を図ったのですが、現状は、先ほど述べたとおり、利用率の向上にはまだつながっておりません。川南町は、この土地改良区の運営を支援するため、現在、年間約1,600万円を一般財源から土地改良区のほうに繰り出しております。本来、土地改良区の運営は、受益者負担と施設の維持管理をするための補助金で成り立つものですが、地元自治体が運営支援をするということは、ほかの行政サービスにも影響を及ぼすということになります。

そこで、このような状況を改善するためには、安定した水の供給により、確実に収量と所得をふやすための働きを実証する必要があります。この畑かん営農の有益性を実証し推進するためのリーダーとして、今、県は25名の畑かんマイスターというものを配置しておられますが、この畑かんマイスターの現在までの取り組み内容、そして実績を教えてください、農政水産部長。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 畑かんマイスター制度は平成24年度に創設したもので、現在、畑地かんがいを利用しての先進的な農

家、御質問にもありましたが、25名を畑かんマイスターとして委嘱し、散水実演会や座談会を通して、効果的な水利用等を普及・啓発するなどの活動を行っていただいております。主な取り組みといたしましては、例えば宮崎市一里山地区では、マイスターが近隣のお茶農家とともに、タイマーでかん水時間を制御した効率的な水利用に取り組まれております。また、高鍋町染ヶ岡地区では、マイスターが考案した自走式散水機の改良により、作業の利便性が向上し、導入が進んでいるところであります。さらに、これもお話がありましたけれども、ことし2月に都城市で開催いたしました、「みやざき畑かん営農振興大会」では、みずからの実践に基づいた実践事例を発表いただくなど、畑かん効果のPR活動も行っているところであります。

**○図師博規議員** この畑かん事業につきましては、県内7地区、国営事業部分でも3,000億円強、県及び市町村の関連事業部分でも1,000億円強、合計で4,285億円の事業費が積み込まれているわけです。ゆえに、畑かんマイスターを初めとした各関係機関の営農指導力を総力戦で、畑かんの事業推進に当たるべきであります。県は、今後の畑かん営農推進にどのようなビジョンを持たれているのか。販路拡大も含めまして、受益者がどのような形で所得増を獲得されていくような指導ビジョンを持たれているのか、再度、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 将来の宮崎の農業を展望いたしますと、市場や取引先からのニーズに的確に対応できるマーケットイン型の産地を育成していくことが、極めて重要であると考えております。そのためには、マーケットニーズに応じて、安全で高品質な農作物を安定

的に供給することが極めて重要であり、その実現のためには、畑地が農地の半分を占めております本県におきましては、この畑地かんがい用水の活用は必要不可欠であろうと考えております。このため、県といたしましては、関係市町村、土地改良区、JAなどの関係機関が一体となって、水利用の効果や優良事例を個々の農家に浸透させ、畑かん営農の強みを生かした高収益作物への転換などを進め、競争力のある産地づくりに、それこそ総力戦で取り組んでいく必要があると考えております。

○**函師博規議員** それでは、次の質問に移ってまいります。介護人材確保についてでございます。

まず、県内の高齢者施設等において、現在、介護人材がどれほど不足しているのか、県は把握されていますでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（日隈俊郎君）** 昨年12月時点で、介護関係職種の有効求人数2,762人に対して、有効求職者数は1,247人でありまして、有効求人倍率は2.21倍となっております。また、平成27年度に本県で実施しました介護サービス事業所実態調査では、回答のありました713の事業所のうち約半数の事業所において、介護従事者が不足していると回答を得ているところであります。

○**函師博規議員** 今の御答弁では、既に現時点でも1,500名余りの介護人材が不足しているというような実態が報告されました。1,500名です。ただ、この数字以上に、介護の現場は、介護保険適用事業所と、またそれとは別に介護保険が適用されない有料老人ホームとがあります。特にこの有料老人ホームは、宮崎県は対人口当たり有料老人ホームのベッド数は日本一になるぐ

らいの数になっております。有料老人ホームにおきましては、介護ヘルパー、介護福祉士の配置基準がないんです。つまり、無資格の方でも有料老人ホームでは介護の業務に当たることはできます。つまり何が言いたいかといいますと、数だけじゃなくて質の格差も、宮崎県はどんどん大きくなっているということでありませう。国は、介護人材確保のため、外国人技能実習制度の中に介護を加えることや、外国人留学生が日本の大学や専門学校などの養成校を卒業して介護福祉士になった場合、日本の介護現場で働けるよう、海外の人材を積極的に活用することを勧めています。

しかし、現在、本県には外国人の介護者が現場で働いているという実績は1名もないんです。滋賀県は違いました。滋賀県は、先にお伺いいたしまして、外国人の介護職員養成事業というものを展開されていました。内容は、国が推奨する技能実習制度とは別に、平成27年から県独自に、県内在住の外国人を対象とした介護職員養成のための研修を実施し、具体的には、介護に必要な日本語教育を100時間、介護ヘルパー2級を取得するための初任者研修を130時間、この養成プログラムを民間機関と一緒に構築し、事業を実施していました。ちなみに、平成27年と28年、2カ年の事業実績は、38名の定員に対し57名の申し込みがあり、研修を修了した方を就労までしっかりとサポートされ、着実に介護人材不足の解消に効果を上げられていました。ちなみに、事業の財源は、本県にもあります地域医療介護総合確保基金であります。本県も、滋賀県のように外国人の介護者を受け入れていく、もしくは養成していくというような取り組みが必要かと思いますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありましたが、本県におきましても、高齢者人口がピークを迎える2025年に向けまして、さらに介護職員が不足することが見込まれているという状況でございます。このような中、改正出入国管理法が成立しまして、介護福祉士の資格を有する外国人に在留資格が与えられるようになるなど、外国人が日本国内の介護事業所等で就労や実習する環境も整備されつつある状況でございます。県としましては、これらの動向も見きわめながら、当面は、新たな人材や離職者への就業支援を初め、初任者の資質向上、就学支援などにより、人材の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますが、要は、要介護者の視点、必要なサービスに努めることが大事であるということ、そして、日本人介護士が不足する場合に外国人介護士を活用する場合においても、日本人介護士の処遇あるいは賃金の確保をしっかりと図って、できる限り日本人介護士の不足が拡大しないよう努めることが重要であると考えております。

○凶師博規議員 以上で質問は終わりますが、最後に、この一般質問の場では質問をすべきで、要求やお願い事をする、またお礼を言う場ではないと思っております。一言だけ言わせてください。教育長、また知事、今後、小規模高等学校が存続できるような検討、議論を深めていただきますことを切にお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党、宮崎市選出の右松隆央でございます。

これからの20年、30年を見据えた農業を考える上で欠くことのできない方向性は、「スマート農業」であろうと考えております。農家の高齢化、新規就農者の不足や担い手の負担増を背景に鑑みれば、より効率を高め、農業を魅力ある産業とするような、賢い、いわゆるスマート技術が求められております。国の29年度農林水産関係の予算案は、総額2兆3,071億円ですが、そのうち62億円をスマート農業を含む技術開発に充てております。国を挙げてスマート農業の実現に向けて、情報通信、ICTやロボット技術、さらには人工知能、いわゆるAIの研究開発を加速化させる方向性を示したものであります。

スマート農業は、決して大規模農家だけが恩恵を受けるものではなく、むしろ家族経営や中山間地を含めた小規模農家こそが、省力化や、本県が目指す儲かる農業を実現するために必要となるものであります。スマート農業の技術は日進月歩であり、各県が競い合って技術の開発を行っております。当然、本県は農業県として、他県の後塵を拝するわけにはいかない分野であります。

スマート農業には、さまざまな技術と商品が開発されておきまして、導入が進んできているハウスの環境を数値化する測定装置や、田畑の給水と排水をスマートフォンで制御する遠隔水管理であったり、ことしから、軽量化や低価格により本格的な普及が見込める、きつい農作業

からの負担軽減につながるアシストスーツであつたり、さらには、ロボットトラクターや小型無人飛行機、いわゆるドローンの農業利用も国内各地で進んできております。そこには一貫して、省力化やコストの削減、そして、生産性向上による儲かる農業の実現という観点が根底に置かれてあります。そこで、まずは、本県におけるスマート農業の推進状況と、これからの本県営農においてスマート技術をどのように位置づけようとしているのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

後は、質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○農政水産部長(郡司行敏君)〔登壇〕 お答えします。

スマート農業についてであります。将来の本県農業を展望いたしますと、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の推進は、生産性の向上や農作業の軽労化、効率化を図る上で大変重要であると認識しております。このため、現在、例えば施設園芸では、産地パワーアップ事業等を活用し、一般の既存ハウスに環境測定器や炭酸ガス発生装置等を追加し、低いコストで生産性向上を図るなど、身近なところから段階的に技術の高度化を図る取り組みを進めているところであります。また、昨年取りまとめました試験研究推進構想におきましては、さらなる技術の高度化を目指し、ICTやロボット技術を活用した省力・低コスト化技術の開発を重点目標として位置づけ、積極的に推進することとしております。私は、新しい時代の扉を開くのは常に新しい技術であると考えており、スマート農業につきましても、宮崎の農業の未来を開く技術として、その技術開発と早期普及に取り組んでまいりたいと考えております。〔降

壇〕

○右松隆央議員 これからのスマート農業は、施設規模が極めて小さい農家でも導入が可能で、かつ、農協や農材店でも個人が手軽に購入できるような、低価格の汎用版が求められております。例えば、人工知能(AI)というと、高度で高額のイメージがありますが、決してそうではなく、実際に静岡のキュウリ農家では、グーグル社が無料配信するAIソフトを使い、人工知能の選果機を開発し、さらに、仕分けしたキュウリを規格ごとに運ぶベルトコンベアを、市販の資材等でわずか7万円で自作するなどして、1日8時間かかった選果作業を大きく短縮した事例もあります。ドローンを使った農薬散布作業も、従来の、人がタンクを背負って使用する散布機と比べると、作業時間を半分以下に短縮しております。3日から5日間程度の講習でのオペレーター技能認定証が必要とはいえ、重労働から解放され、高齢になっても長く農業を続けられるようになるという利点は、大きな魅力であります。農業用アシストスーツの開発も数年前から進んでおり、今や本体重量が3.8キログラムで、価格も12万円台の「ラクベスト」といった商品が出てきており、足、腰、腕にかかった負担も大きく軽減され、今まで12時間かかった収穫作業が8時間で終わるといった事例も紹介されているところであります。

そこで、農水省が「スマート農業の実現に向けた研究会」を設置し、ロードマップの作成を進める中、本県でも、低価格なスマート農業技術の開発とそれを広く普及させていく上でも、産学官の連携による研究会等が設置できないのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長(郡司行敏君) スマート農業に関連する具体的な技術開発の取り組みといた

しましては、本年度から、本県のほか、国の研究機関、大学、民間企業などで、「スマート施設園芸実証研究コンソーシアム」を組織し、小型で安価な機器を利用して環境制御を行うなど、生産技術の高度化に取り組んでおり、本県では、キュウリとスイートピーを対象に、小・中規模ハウス向けのシステム構築とその実証を進めているところであります。また、総合農業試験場におきましては、平成29年度から新たに、ブドウの栽培管理作業について、御質問にもございましたアシストスーツを活用して、作業の軽労化を図る技術の実証にも取り組むこととしております。これらの技術は、中山間地域や小規模農家での活用が期待されますので、引き続き、大学や関係機関等とも連携しながら、研修会等を通じた情報共有の場を設けるなど、早期の実用化と普及促進を図り、儲かる農業の実現に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、低価格の新技术開発とその導入普及を進めていただいて、小規模農家こそが儲かる農業を実現できるように、取り組みを加速化させていただきたいと思っております。

グローバルGAPについて、1点問わせていただきます。一昨日、県立農業大学の卒業式に参列させていただきました。卒業生代表のすばらしい答辞を聞き、また、若い彼らの希望に燃える表情を見て、本県農業の未来も明るいと感じ、エールを送らせていただいた次第であります。

実は、来年度、来月の4月からであります。農水省と文科省において、全国の農業高校で、国際水準の農業生産工程管理、これは、農産物の安全性はもとより、労働や環境の安全を担保する、いわゆるグローバルGAPの認証取得の支援に乗り出すこととなりました。文科省

が定めた農業高校の学習指導要領では、農産物の衛生管理などを学ぶため、GAPに関する農業実習を認めておりますが、実際には認証取得は進んでおらず、国際水準のグローバルGAPを持つのは、リンゴで認証取得した青森県立五所川原農林高校だけになっております。農大校を含めても、新潟と埼玉県立の3校であります。国としては、農産物の輸出拡大や、経営感覚を持ち、農家の所得向上につながるような農業後継者の育成に資するとして、全国に306ある全ての農業高校の認証取得を目指すとし、教員向けの研修や専門家の派遣も含め、認証取得に必要な実践的な教育を後押しすることとなりました。

そこで、県内の農業高校のグローバルGAPの取得に向けて、国や関係機関との連携を含め、今後どのように進めていかれるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 現在、国が進めておりますグローバルGAPあるいはJGAPの認証取得の推進につきましては、3年後の東京オリンピック・パラリンピックへの食材の提供や、農産物の海外輸出における信頼性の向上等につながるものと考えております。県内の農業高校及び農業科を有する高校、計6校が、グローバルGAP等に関する学習内容を導入することは、生徒に、国際水準の農業生産工程管理や、環境に配慮した農産物の管理体制等の知識や技能を習得させ、将来、農産物輸出も視野に入れた経営感覚を身につけた担い手を育成するという観点からも、大変意義深いものであると認識しております。県教育委員会といたしましては、国や関係部局と連携を図りながら、グローバルGAP等の認証取得について、情報収集や研修等の準備を進めてまいりたいと考えて

おります。

**○右松隆央議員** ぜひ取り組みを進めていただきたいと思えます。認証取得に向けて、国が農業高校への財政支援も検討しておりますので、さまざまなスキームを活用していただいて、これからの宮崎の農業を担う意欲を持ち、そして、国際規格に対応できる、すばらしい後継者の育成を一層進めていただければと思えます。

続いて、中山間地域への移住・定住促進と、その地域の活性化につながるリーダーの育成について問うてまいります。まずは、人づくりであります。これまで、県内や県外において地域おこしに成功した先進地を訪問すると、必ずと言っていいほど、そこにはリーダー的な人材が存在しております。あの人がいたから、なるほどここまで来れたんだなと実感するわけですが、そういった地域リーダーをいかに育成していくか、そのすべを考えていかなければならないと思う次第であります。

前回の一般質問の中で、移住政策について問わせていただき、全国で大きな実績を上げていくとして、鳥根県とともに、鳥取県を取り上げさせていただきました。実は鳥取大学では、4月入学の29年度から農学部を改組し、「里地里山環境管理学コース」が新設されます。学部の大規模改組は20年ぶりとのことでありますが、人口減少や耕作放棄地の増加など、中山間地域の問題が社会の重要なテーマとなっていることから、里地里山の資源を理解し、課題を解決できる、中山間地域に特化したリーダー的な人材育成を目的としております。そこで、知事に、本県の大学においても、人材育成を目指した学部の新設が見受けられるところでありますが、とりわけ、中山間地域における課題の解決に結びつくような人材育成を、県内の大学に働きか

けができないものか。オール宮崎で、中山間地域を多く抱える本県ならではの人材を育成することについてどう考えておられるか、伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、地域づくりを進める上で、地域のさまざまな課題解決に取り組むリーダーの存在は大変重要なものであろうかと思えます。県内で元気な地域を思い浮かべますと、必ずリーダーの顔、中心となって頑張ろうという人の顔が浮かんでくる、そのような思いがしております。そのような意味で、宮崎大学に今年度開設されました地域資源創成学部は、地域のリーダー、産業のリーダーとなる人材の育成を目指しているものでありまして、大いに期待しているところであります。

ことし1月、県と包括連携協定を結んでおります宮崎大学との間で、オール宮崎での人材育成をテーマに意見交換を行ったところであります。その中で私のほうから、中山間地域をフィールドとして、大学としても、地域の課題を学ぶ取り組みを積極的に行ってもらいたいと提案し、県と連携した人材育成を進めることをお互い確認したところであります。

地域人材の育成につきましては、地方創生に係る包括連携協定を、宮崎大学のみならず、県内全ての大学等とも昨年度締結したところであります。また、個別の市町村においても、さまざまな連携の取り組み、例えば、世界農業遺産に指定された地域が、このたび宮崎大学との連携協定を結んだところであります。こういった取り組みを進めることによりまして、今後とも、中山間地域を抱える市町村はもとより、大学等とも連携を図りながら、地域の課題解決に貢献できる人材育成に努めてまいりたいと考え



ております。

**○右松隆央議員** 早速、宮大の地域資源創成学部に、中山間地域におけるリーダー育成を提案されたとのことで、知事の人づくりへの思いを感じ取ったところであります。

農家住宅についても、前回の一般質問において取り上げさせていただきました。国による農家住宅の建設支援策の動向も視野に入れながら、農村へのU I ターンによる後継者や新規就農者のさらなる獲得を検討してもらいたいという趣旨でありましたが、山本農相の肝いり政策のとおり、29年度予算案に整備計画が盛り込まれております。内容は、農水省と国交省が、新たな農村の定住対策として、全国にモデル地区を公募し、選ばれた地区は、29年度中に全額農水省が補助した上で整備計画をまとめ、建築費助成や税制優遇などで30年度の着工を目指すというものであり、先月の28日が公募申請の締め切りでありました。そこで、この農家住宅モデル地区の公募に、県内からは応募があったのか、また、申請がなされていないならば何が要因だったのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今回の農家住宅モデル地区の募集は、市町村を構成員に含む団体が、その地域において農家住宅に係る構想を策定するための事業で、国の直接採択事業となっておりますが、県内からの応募はございませんでした。その理由といたしましては、事業内容が構想策定に限られ、構想策定後の支援策が明確でなかったこと等が要因ではないかと推察しているところであります。一方、今回示された魅力ある農家住宅のあり方につきましては、今後の地域の取り組みを促す上で大変参考になるものと思われまますので、引き続き、国の

取り組みを注視してまいりたいと考えております。県といたしましては、農村地域での住環境の整備は、U I J ターン等の新規就農者を含む担い手対策としても大変重要でありますので、新たに活用できる事業や関連情報の市町村等への提供など、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 本来ならば、農相の肝いり政策だからこそ、もっと自治体を使いやすい制度にしてもらいたいと感じたところであります。これからもアンテナを張っていただいて、国の使える制度は、市町村への周知も含め、積極的な活用をお願いしたいと思います。

さらに、田園回帰、中山間地域の定住について議論を進めてまいりたいと思います。農村に可能性を感じ、若者が都市から地方に向かう動きが各地で潮流になりつつあり、過疎地でありながら他地域からの転入が転出を上回る、いわゆる人口の社会増となった地域が全国各地に出てきております。今の動きを「農村力の時代」と唱える人もおり、都会での孤独な無縁社会と対照的に、農村の生き生きとした人づき合いが子育て世代にも歓迎され、今までの農村の固定観念が変わりつつあり、本当の豊かさや幸福を考えていく時代への入り口と捉える人もおります。

全国の農山漁村への移住促進、この流れを本県も捉え、本物とするためには、やはり、中山間地域、農村側の受け皿づくりを急ぐ必要があります。第1に就労の場の確保であり、第2に住居のあっせん、第3に子供の教育環境の整備で、どれも大変な取り組みであることは言うまでもないところであります。仕事の場の創出は、移住において絶対条件ではありますが、例えば鳥取県では、原木しいたけブランド化促進協

議会において、栽培開始後2年間の未収益期間を、地域おこし協力隊として自治体が雇用することで収入を確保し、新規就農へのハードルを下げるというやり方で担い手の育成に乗り出しており、今後は、複数の自治体と連携し、果樹などその他の作物での展開も呼びかけをしております。

さらに、私が以前から申し上げております、中山間地域の重要な資源として、野生鳥獣肉のジビエも、狩猟から解体、料理まで、都市住民を将来の担い手として仕立てようと動いている自治体も出てきており、現に、千葉県の上野市では、捕獲従事者の高齢化を見据え、狩猟エコツアーや解体・ジビエ料理ワークショップに、毎回、定員を越す都市住民の応募が寄せられております。

本県でいえば「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」を、私も応援しておりますけれども、就労以外にも、空き家等の住宅のあっせん、そして、中山間地域におきまして、ITなども使った子供の教育環境の整備にも力を入れていかなければならないわけでありまして。そこで、知事に、全国で進む田園回帰の時流に乗り、とりわけ中山間地域において、どのような移住・定住への受け皿づくりを推し進めようとしているのか、就労、住居、教育の3つの観点から伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県が進めております「新しいゆたかさ」ではありますが、経済的な豊かさに加えて、自然やゆったりとした時間の流れなど、お金にかえられない価値が調和した豊かさを目指すものでありまして、一人一人が宮崎のよさ、また、真に豊かな暮らしとは何かを改めて考えようという取り組みであります。その点ではまさしく、全国で広がる田園回帰、地

方への注目の高まりというものと軌を同じくする部分があると考えております。先日、美郷町の宇納間備長炭に取り組む方々とお会いしましたけれども、そのうち9戸が移住して来られた方でありまして。非常に大きな力になっておられるわけでありまして。

議員御指摘のとおり、就労、住居、教育の充実、中山間地域への移住において、移住者の定着につながる重要な施策の柱であろうと考えております。現在、就労の確保につきましては、農林水産業の振興に加えて、地域資源の6次産業化や新たな起業等を促進する、また、100万円アップ運動などに取り組む雇用の創出や所得の向上に取り組んでいるわけでありまして。また、住居や教育の充実につきましては、市町村のさまざまな取り組みを支援してございまして、例えば、住居については、空き家バンクやリフォームの助成、教育については、高千穂町の神楽体験ですとか西米良村におけるタブレットを活用した授業など、多様な取り組みが行われているところであります。今後とも、本県の「ゆたかさ」を積極的にアピールするとともに、中山間地域の移住・定住の受け皿づくりを進めてまいります。

**○右松隆央議員** 本県の宝である中山間地域における受け皿づくりを、ぜひこれからも推し進めていただければと思います。

鳥獣被害対策について、1点伺いたいと思います。隣県の大分県では、狩猟者の年齢が60歳以上が4分の3を占める中、今後さらに減少が見込まれることもあり、県単事業で、これは全国で初めてだと思っておりますが、来年度から8年間、狩猟免許の申請や狩猟者登録に必要な手数料を全額免除で無料とし、ハンターの確保を図ることとなりました。そこで、代表質問の後藤

議員への答弁で、新規狩猟免許の合格者数378名ということでありましたが、この10年間で、狩猟免許所持者数の推移と年齢層はどうなっているのか、あわせて、狩猟者の確保において、大分県のように本県の独自策は考えられるのか、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 平成27年度末の狩猟免許の所持者数は5,602名で、10年前と比較しますと1,864人減少しまして、年齢構成は、60歳以上の方が全体の54%から73%に増加している状況でございます。このようなことから、本県では、狩猟免許試験の実施を県農業大学校や農業高校等にも周知するなど、若手狩猟者の確保に努めますとともに、受験希望者を対象としました事前講習会の実施や、免許試験の休日や複数会場での実施など、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。その結果、最近の数年間の狩猟免許所持者数はほぼ横ばいで推移しますとともに、10代を含めまして、30代までの若い世代の増加も見られています。将来を見据えた狩猟者の確保は大変重要でございますので、今後とも、こういった取り組みを継続しますとともに、大分県など他県の状況も調査・研究しまして、対策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** いろいろと取り組みを工夫する中、若い狩猟者の増加は評価すべきことと感じております。これからもぜひ、将来を見据え、あらゆる施策の可能性を探っていただければと思います。

引き続き、耕作放棄地の対策について、1点伺いたいと思います。遊休農地の解消については、平成25年の農地法改正により、耕作放棄地対策が強化され、その中に、農地の相続人の所

在がわからないことで所有者不明になっている土地については、都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構で借り受けることができるようになっております。先月、この制度を使い、全国で初めて、静岡県であります、知事裁定で利用権設定を行い、4月から隣接するミカン農家に貸し出すことになりました。そこで、本県において、例えば、所有者や相続人が既に亡くなったりして、一定年数以上放置されている農地に対して、農地中間管理機構から申請があれば、知事裁定によって利用権設定の手続きをとっていき考えがあるのか、実際の事務手続を行う農政水産部長に伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にありました知事裁定につきましては、貴重な資源である農地を最大限に活用するため、所有者不明となっている耕作放棄地については、農業委員会が公示を行い、知事の裁定により、農地中間管理機構を介し利用できるよう措置されたところであります。現在のところ、本県では申請はございませんが、県といたしましては、知事裁定による利用権設定の申請があった場合には、個人の財産を取り扱うことに十分配慮しながら、関係市町村や機構と協議を重ね、地域で混乱が生じることのないよう、適切な手続を進めてまいりたいと考えております。また、本制度は、担い手への農地の集積・集約化に有効な手段の一つであることから、その周知にも努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、担い手への農地集積の一つの有効な手段として、本制度の周知を進めていただければと思います。

農政における最後の質問になります。ウイルスに対する危機管理であります。本県で2件発生した高病原性鳥インフルエンザについては、初

動から防疫措置まで、迅速ですばらしい対応をされたこと、県職員を初め、自治体職員、自衛隊やJA、建設業協会など、関係者の御尽力に心から敬意を表する次第であります。私も所管の常任委員長として、第一報を受けたときは少なからず衝撃を受け、対策本部会議にも同席いたしました。郡司部長の心中は察して余りあるものであります。まだ危険が去ったわけではありませぬので、今でも感染リスクに対して対策に全力を尽くされていることと認識いたしております。農政水産部長に、今後のウイルスへの防疫対策について、リスクが高いと思われる農場など、防疫対策の強化内容を、より具体的にお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県2例の発生事例に係る国の疫学調査では、いずれも農場の近くにため池や河川が存在し、カモ等の野鳥の飛来が確認されております。また、本県以外の道県でも同様の傾向が見られたことから、県といたしましては、近隣にため池等がある約300農場を重点対象に、発生リスクが高いことを注意喚起いたしますとともに、野生動物の侵入防止の徹底等について指導を行ったところであります。このうち、2例の発生農場周辺等にある55戸につきましては、家畜防疫員が農場に立ち入り、定期的な点検の励行や、防鳥ネットの破れ、鶏舎のすき間等を発見した際の結束バンドや充填剤等を用いた補修方法等について、指導を行ったところであります。引き続き、新たな発生を防止するため、このような重点指導を含めたきめ細やかな指導を行ってまいります。

**○右松隆央議員** これからも、鳥フル、そして口蹄疫など、家畜ウイルスへの最大限の警戒と、きめ細かな指導による防疫対策の徹底をよろしくお願いいたします。

続いて、2つ目の項目、林業の成長産業の加速化について問うてまいります。

林野庁の29年度予算から、中でもとりわけ、増額編成となっている事業に対して、本県の取り組み状況を伺っていききたいと思います。

まずは、次世代林業基盤づくり交付金事業であります。この中で、新規事業となる「林業成長産業化地域創出モデル事業」が新たに盛り込まれております。予算額は10億900万円で、平成33年までの5年間実施するとしております。事業概要としては、地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す明確なビジョンを持つ地域を「林業成長産業化地域」として指定し、ビジョンの実現に向けて、地域が独自に提案するソフト面での対策を支援するとともに、木材加工、流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど、重点支援を行うとしております。全国で10数カ所を指定し、各地に成功事例をつくることで、林業の成長産業化を国全体で加速化させる取り組みであります。

そこで、環境森林部長に、国の新規事業の林業成長産業化地域創出モデル事業に本県としてどう取り組んでいかれるのか、モデル地区の候補地に手を挙げられたのであれば、具体的な選定地もあわせてお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** この事業につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、地域の森林資源を活用して、多くの雇用や経済価値を生み出そうとする市町村の提案に対して、ソフト事業で年間1,000万円、ハード事業で年間9,000万円を上限として支援されるものでありまして、全国で10数地域が選定されるということになっております。林野庁では、1月20日から2月末まで公募を実施しまして、本県では、延岡市と日向市が合同で応募いたしま

した。

両市の提案を見ますと、地域の木材需要が増加する中、循環型林業のモデルを構築することを目的に、伐採から造林までの一貫作業マニュアルの作成や、林業の担い手となる人材バンクの設置などに取り組もうとするものでありまして、県が掲げます再造林の推進や担い手の確保等にも寄与するものでございます。県としましては、提案の採択に向けて、国に対しまして、事業の効果や県の支援体制など、積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 積極的に取り組まれていることに、高く評価をさせていただきたいと思っております。モデル地区に選定されれば、地区内にある国有林は、林野庁が率先して、民間所有の森林と連携して木材の供給先を確保するとしております。ぜひ、本県もモデル地区に採択されることを願う次第であります。

続いて、今年度の1.4倍で2億7,100万円の増額編成となった、施業集約化の加速化事業についてであります。この対策のポイントは、改正森林法を踏まえ、森林の所有者・境界の明確化と森林情報の整備・提供を緊急に進めるとともに、ICTを活用して、効率的に施業の集約化を進めるための仕組みづくりを推進することにあります。

この事業には政策目標が掲げてありまして、2年後の林地台帳の全面施行に向けて、森林施業の集約化に必要な森林所有者の情報、そして地図情報を管理するシステムを、平成30年度末までに全ての市町村において整備することとあります。そこで、県内26市町村における森林GISシステムの整備状況はどうなっているのか、あわせて、今後、全ての市町村での導入に向けた取り組み内容について、環境森林部長に

お伺いしたいと思います。

○環境森林部長(大坪篤史君) 森林GISにつきましても、コンピューター上で森林情報と地図や写真などを組み合わせまして、一元的に管理することができる地理情報システムでございまして、県では、平成18年度から運用しているところでございます。市町村におきましても、森林GISは、伐採届け出などの事務に有効に活用できますとともに、林地台帳の運用を図る観点からも、市町村窓口での閲覧や情報更新にも、大変効果的なシステムであると考えております。現在、県内で10の市町村が県と同様のGISシステムを導入しているところですが、今年度は、国の補助事業を活用しまして、2つの市と村が新たに導入することとなっております。来年度は、システム整備の予算が拡充されますので、国の補助事業を積極的に活用し、森林GISが未整備の残り14の市町村に対しまして、30年度までの2カ年間で整備されるよう、導入のメリット等を丁寧に説明しながら、働きかけてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 森林所有者の多くが高齢化し、不在村化も進んでおります。国も増額編成して取り組みを強化しておりますので、導入に向けての働きかけをよろしくお願いいたします。

同じく、施業集約化の加速化の中に、森林整備地域活動支援交付金事業があり、こちらも2億5,600万円の増額予算となっております。事業内容は、在村・不在村ともに、森林所有者の特定並びに森林境界の測量等に対して支援するものであります。環境森林部長に、同じく、予算が拡充された森林整備地域活動支援交付金事業において、具体的に来年度どのような取り組みを進めていかれるか、伺いたいと思っております。

○環境森林部長（大坪篤史君） 森林施業の集約化を図るためには、所有者や境界の明確化を進め、小規模で分散している森林を取りまとめていく必要がございます。このため本県では、国の森林整備地域活動支援交付金を活用しまして、森林組合等が行う森林経営計画の作成や、施業の集約化に必要な情報の収集、森林施業の同意取得などを支援しているところでございます。また、来年度から、事業内容の拡充としまして、森林境界の測量が追加されました。これを実施する場合には、人件費などの必要な経費が交付単価に上乘せされることとなったところであります。県としましても、このような森林境界明確化をさらに進める取り組みが、施業の集約化の加速化につながるものと考えております。今後、事業の説明会を開催するなどしまして、市町村や森林組合等に積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県には4,000万円ほどの配分があると伺っております。ぜひ、積極的な取り組みをよろしくお願いいたします

林業の成長産業化と各種林野政策での最後の質問となります。担い手の育成についてであります。林野庁の森林・林業人材育成対策事業であります。この事業も、今年度比1億2,300万円増となっております。対策のポイントは、「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成を行うとともに、高度な知識・技術を有する人材の育成となっております。こちら、政策目標として具体的な数値を掲げておりまして、新規就業者を、来年度、国全体で1,200人確保することなどが挙げられております。今後、東京五輪・パラリンピック施設への木材利用の促進や、今、海外からの安価な輸入木材に相当

数の違法伐採木材が含まれており、その対策として、来る5月20日にクリーンウッド法が施行されることなどから、国産木材の需要増加も見込まれ、即戦力となる人材の育成は急務となっております。そこで、「緑の新規就業」総合支援対策事業において、本県の直近の新規就業者数や、3年目となる「みやざき林業青年アカデミー」における取り組みの成果、並びに担い手育成における環境森林部長の思いを伺いたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県では、平成15年度から、林業に必要な基本的技術を習得する、国の「緑の雇用」事業に取り組んでおります。また、平成26年度から開始した「みやざき林業青年アカデミー」では、昨年度までに13の方が、国の給付金制度を活用して研修を受講しまして、全員が県内の林業事業体に新規就業しているところであります。これらの結果、平成27年度の本県の新規林業就業者数は、165名となっているところであります。さらに、来年度は、県独自の取り組みとしまして、UIJターン希望者への林業体験研修なども実施しまして、林業担い手の裾野を広げてまいりたいと考えております。

次に、担い手育成への思いについてありますが、今後の森林・林業の振興にとって、この人材という問題は、大変重要なテーマでございます。したがって、本年を本格的な「再造林元年」と位置づけて設置することとしました「山村地域の持続的発展推進会議（通称「山会議」）」におきましても、林業担い手の問題については、重点的に協議してまいることになっているところであります。本県が全国の林業の先進県として、25年先、50年先も先頭を走ってまいりますように、本県の豊かな森林・文化を活用

した循環型林業の確立に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 山会議は、まさに大坪部長の思いが形になった取り組みであります。全力で応援しますので、これからも先進県として、林業の成長産業の加速化につなげていただければと思います。

次に、教育であります。質問に入る前に、県立都農高校の統廃合の問題であります。先週の我が自民党会派の後藤議員の代表質問で、これは教育長の苦渋の判断で、それこそ断腸の思いであったというふうに思います。「方針を変更する考えはございません」と、教育長は答弁されました。その後、きょうの午前中の別の議員への答弁では、後期実施計画においては、「適正規模のあり方を含め、議論を深めてまいりたい」と答弁されたところであります。その際、あたかも、都農高校と絡めた所感を議員が話されたわけではありますが、この2つの答弁の整合性をわかりやすく御説明いただければと思います。

○教育長（四本 孝君） 都農高校の再編統合につきましても、平成27年5月に策定いたしました宮崎県立高等学校整備計画中期実施計画に基づき、再編統合を決定したものでありまして、その方針を変更する考えはございません。

なお、学級数の現在の適正規模であります4学級から8学級、あるいは1学級の定員40人の考え方につきまして、今後、平成31年度からの後期実施計画において、よりよい教育環境を提供する視点に立って、地元自治体や地域の皆様からの幅広い御意見等をいただきながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 都農高校に関しては、統廃合の方針は変更することはないということによる

しいでしょうか。再度御答弁をお願いします。

○教育長（四本 孝君） 都農高校について再編統合の方針を変更する考えはございません。

○右松隆央議員 わかりました。

それでは、最後の項目、教育の問題ですが、今回は、教育の中でも、いじめの問題について取り上げてまいります。

よく、いじめの認知件数について取り上げる機会があります。先週の代表質問で、元教諭である河野哲也議員への答弁にもありましたが、本県のいじめの認知件数は、文科省の昨年度の国公私立を合わせた小・中・高校と特別支援学校で行った調査によれば、6,102件でありまして、1,000人当たりの認知件数は47.2件となり、これを全国で比較すれば、京都府、宮城県、山形県に次いで4番目に多い数字となっております。しかし、それをもって、本県のいじめが多いのではないかと考えるのは早計でありまして、ともすれば、いじめは隠そうとする性質がある中で、早期発見・早期対応が、いじめ問題への対応には極めて重要であるので、むしろ認知件数が多いことをマイナス評価してはならないのでありまして、文科省もそのような方針を出しているところであります。

いじめは、教育現場で、教員が子供と真摯に向き合っているからこそ、また、子供との信頼関係があるからこそ、表に出てくるケースも多いわけでありまして。そのことをまずは冒頭に踏まえた上で、質問に入っていきたいと思えます。

まずは、いじめ問題の理解と捉える視点についてであります。いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなり得る深刻な問題であります。しかも、最近のいじめ

は、携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっております。また、いじめは日常生活の延長上で生じ、中には、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところにも特徴があります。文科省では、平成18年に定義が変更され、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされたところがあります。これは、いじめられる側に立った見直しがされることで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにしたわけであり、まずは教育長に、学校でのいじめの対応で極めて重要となる早期発見、そして早期対応において、本県ではどのような取り組みを進めておられるのか、伺いたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** いじめ問題への対応につきましては、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、何より、小さいいじめも見逃すことなく、認知につなげる必要がございます。学校におきましては、積極的な認知に向けたさまざまな取り組みがなされており、一例ではありますが、生徒と教師による教育相談では、学級担任のみが行うのではなく、事前のアンケートにより、児童生徒が希望する教職員と相談を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすくする体制の整備も進められております。その上で、児童生徒からいじめの訴えがあった場合には、問題を軽視することなく、本人からの丁寧な聞き取りはもちろんのこと、周囲の友人や保護者等からも情報を収集するなど、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、対応するよう努めております。県教育委員会といたしましては、いじめ問題への適切な対応に向け、今後もさまざまな機会を捉え、各学校への指導に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 児童生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように、また、今、教育長が答弁されましたけれども、教育相談においても、声を上げやすい環境づくりに努めていただければと思います。

あわせて、常日ごろからアンケートも実施し、いじめられている本人が相談できなくても、周りの生徒が気づいているケースなど、教師が見えないところのいじめの把握も大事でありますし、その後の適切なフォローによって、児童生徒との信頼関係の構築をしっかりと進めていただければと思います。

引き続き、いじめの構造と学級経営のあり方について問うてまいります。いじめの構造は、4重構造と言われております。いじめを理解する上で重要な視点として、いじめが意識的かつ集団的に行われるということであり、すなわち、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなくて、観衆としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在によって成り立っているわけであり、したがって、日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からもいじめを抑止する仲裁者があらわれるような学級経営を行うことが望まれるわけであり、そこで、いじめそのものを起こさない・許さない学級づくり、学校経営、これを開発的・予防的生徒指導と言いますけれども、本県では、児童生徒にどのような指導を心がけているのか、学級経営、学校経営も含めて教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** いじめを生まない土壌をつくるために、各学校におきましては、日



常的にいじめの問題に触れるとともに、道徳教育や人権教育の充実により、いじめは人として絶対に許されないとの雰囲気为学校全体に醸成する指導を行っております。このような指導が児童生徒の心に響くようにするためには、日ごろから教師との信頼関係を築くことが何より重要でありますことから、各学校において、教師は、児童生徒の気持ちを理解しようとする姿勢を大切にするようにしております。また、児童生徒が自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを認めるといった支持的な風土がつけられることが、いじめを生まない学級づくりにつながるため、日ごろから、好ましい人間関係が育つよう、学級経営や学校経営に心がけております。さらに、児童生徒が主体となっていじめ根絶集会を開いたり、いじめ防止に向けたスローガンを作成するなどの取り組みも行っており、こうした取り組みが、教室や学校全体でいじめを許さない雰囲気づくりにつながってくると考えております。

**○右松隆央議員** 「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員みずからそのことを自覚し、保護者や地域にも伝えていくことが大事であります。いじめが生じた場合は、いじめられている児童生徒には非はないんだという認識に立って、問題の解決を図っていくことが何より肝要であります。教育長が答弁されましたように、思いやりのある学級、いじめが起こりにくくなる支持的風土を持った学級づくりを、ぜひよろしく願いいたします。

引き続き、実際にいじめが発生したときの対応についてであります。いじめを把握したら、組織的対応が極めて肝要になってまいります。そこで、本県では、いじめが発生したとき、学

校としてどのような組織的対応を図っておられるのか、加えて、保護者並びに地域との連携についてどう対応しているのか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 教職員がいじめの発生を確認した場合、各学校では、管理職や関係教諭等で構成された「いじめ不登校対策委員会」等に直ちに報告し、情報を共有するようしております。その後の対応についても、学級担任等が一人で抱え込むことがないように、役割分担を明確にして組織的に対応するように努めているところであります。

また、いじめを確実に解消するためには、保護者との連携は欠かせないものと考えております。具体的には、学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者の心情に寄り添い、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、カウンセリングなど心のケアを行うとともに、登下校や休み時間など、学校生活の中のあらゆる場面で安全確保に努め、安心して学校生活を送られるよう、支援体制を整えるようにしております。同時に、いじめを行った児童生徒や保護者にも事実関係を伝え、児童生徒の健全な成長に向け、保護者の協力を得ながら、適切な支援に努めているところであります。さらに、開かれた学校の観点に立ち、関係機関と綿密に連携するとともに、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめの解決に取り組んでいくことが必要であると考えております。

**○右松隆央議員** 今、教育長が答弁された、開かれた学校の観点で、家庭、学校、地域社会が一体となっていじめの解決に取り組む、このことはとても大事なことだと思っております。

いじめの問題で、家庭、地域社会との連携において大事なことは、1つは、学校のみで解決

することに固執してはならないということであり、2つ目に、学校におけるいじめの対応方針、指導計画等の情報については、日ごろより積極的に公表し、保護者の理解と協力をもらうこと、3つ目に、学校と保護者や地域代表者との意見交換の機会を設けること、そして4つ目に、実際にいじめが生じた際には、個人情報の取り扱いにあくまでも留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保すること、その際に、決して事実を隠蔽するような対応は許されないこと、この4つが重要であると認識している次第であります。

続いて、同じく、冒頭に申し上げたインターネット、携帯電話の普及に伴う課題についてであります。昨今の報道でもいろいろと目にするわけではありますが、インターネットやLINEでの書き込み、極めて卑劣な言葉の暴力によって心に大きな傷を背負い、最悪の場合、落ち度もなく将来のある子供たちが自殺に至るケースが、後を絶たないわけであります。そこで、情報モラルの教育は、現代社会において、教育現場でも欠くことのできない教育になっているわけではありますが、とりわけ、いじめの問題においてどのような指導が行われているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** ネット上のいじめには、ネットが持つ匿名性から、児童生徒が安易に誹謗中傷などの書き込みを行うことにより、被害者にも加害者にもなってしまうことや、不特定多数の者からの絶え間ない誹謗中傷等により、被害が短期間に極めて深刻なものとなる特徴があります。そのため、学校においては、情報化社会において、適切な活動を行うための考え方などを育成する情報モラル教育が非常に重要であると認識しております。ネット上のいじ

めを防止するため、学校においては、全ての教科等において情報モラルについて指導しており、ネット利用の際のリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせるよう、指導に努めているところであります。さらに、県教育委員会では、情報モラル教育を推進するために、教職員の資質向上を目指した研修会を実施するほか、学校に対するITの専門家の派遣やネット上のパトロールに加え、警察による非行防止教室に積極的に協力するなど、関係機関や団体等とも連携を図りながら、ネット上のいじめの問題に対して、具体的かつ実践的な取り組みを進めているところであります。

**○右松隆央議員** ネット上のいじめで深刻なトラブルが続発しております。指導の際には、児童生徒自身が、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手をかさないという視点を徹底させていただいて、誹謗中傷の書き込みを行った子供への適切な指導と、いじめを受けた子供へのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後までしっかりと守り通していただきませう、よろしくお願いいたします。

最後に、いじめ問題への適切な対応に向けた警察との連携についてであります。4年前の平成25年1月24日に、警察庁から各都道府県の警察の長に対し、「学校におけるいじめ問題対応への通知」が出され、これまで以上に学校との連携を強化しなければならないことが示されたところであります。一方で、学校や教育委員会が、警察における対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して、警察に対して適切に連携を求めていくことは大変重要なことでもあります。そこで、警察と学校との連携強化によるいじめ事案の早期把握やいじめ事案への的確な対応について、どのような取り組みが進められているの

か、警察本部長に伺いたいと思います。

**○警察本部長（野口 泰君）** 学校におけるいじめ事案の早期把握及びいじめ事案への的確な対応のためには、学校との連携が重要であると考えております。警察と学校間におきましては、学校・警察相互連絡制度により、日ごろから相互に必要な情報交換に努めているのを初め、スクールサポーターの学校訪問による教師との情報交換や、校内外のパトロールを通じるなどして、いじめを含めた各種問題事案の把握や指導・助言を行っているところであります。いじめ問題への対応につきましては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、警察として必要な捜査、補導等の対応をとることとしております。

**○右松隆央議員** ぜひ、いじめ事案において学校との連携強化を、これからもよろしく願います。

以上で、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○宮原義久副議長** 次は、横田照夫議員。

**○横田照夫議員〔登壇〕**（拍手） 毎日、私の家の上を、新田原基地のジェット戦闘機が大きな音を立てて飛んでいます。私の家は、騒音補償区域にありまして、防音工事を施してもらっています。昨年11月に防衛省が唐突に示した新田原基地騒音補償区域見直し問題で、今、周辺の2市3町の自治体が大きく揺れております。午前中に凶師議員も触れられましたが、まさに対象者である私がこの質問をしないわけにはいきませんので、まず、この問題について質問をさせていただきます。

私の母校である佐土原小学校は、私たちのころはまだ木造校舎でした。授業中にジェット機が飛んでくると、先生の声は全く聞こえませんでした。ジェット機は次から次に飛んできますので、そのたびに授業を中断せざるを得ないような状況でした。

6年生のころ、運動場に防音校舎の建設が始まりました。不自由な生活をしましたが、新校舎ができ上がったのは私が卒業した後でした。中学校では、2年生のときに普通教室の防音工事が行われ、体育館をパネル板で4等分した仮の教室や、技術室、美術室などの特別教室を普通教室のかわりに使いました。小中学生のころは、本当に不自由な学校生活だったことを覚えております。昭和58年ごろから民家の防音工事も始まりまして、各地区の公民館なども防音施設となりました。

このように、防音工事には多大な予算が必要ですので、どこかで線引きをする必要があることは十分に理解しております。でも、その境界線の内側と外側で騒音の大きさが変わるわけではありません。それで、以前から境界線周辺では大きな不公平感がありました。そこで、周辺自治体は、騒音補償区域の拡大をずっと要望してきました。

でも、今回、防衛省が提示したのは、それと真逆の補償区域を半分に減らすというものでした。この案でいきますと、高鍋町と佐土原町は全域が、西都市もかなりの部分が対象から外れることとなります。これでは周辺自治体の理解が得られるわけがありません。確かに、ジェット機の機種が新型に変わって、騒音も若干減ってきているには感じますが、でも、そういうものではないと思います。

以前、西都市で、ジェット機が民家に墜落

し、4名が死傷するという事故がありました。パイロットは、最後まで民家のない河川敷まで機体を持っていこうと頑張った結果、脱出する機会がおくれてしまって亡くなったと聞いた覚えがあります。このように、地元住民は、騒音と危険性をあわせ持ちながら、基地とつき合ってきているわけです。でも、みんな基地は国防上重要な施設だという思いで、基地と良好な関係を築くために努力をしてきましたし、今後もそうありたいと思っています。

防衛省には、そういう地元住民の思いを十分に酌んでいただきたいと思ひますし、県にはぜひ、県民サイドに立っていただき、県民の安全・安心な生活や快適な住環境を守るために、周辺自治体と一緒に行動をとっていただきたいと思ひます。そこで、知事に、今回の騒音補償区域見直しに対しての県の立ち位置をお伺いし、後の質問は質問者席にてさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新田原飛行場に係る第一種区域等の見直しにつきましては、これまで区域拡大を求めてきました関係2市3町の意向や、日々騒音に悩まされている地域住民の声が最も重要であるというふうに考えておまして、県もこうした地域の声を踏まえながら対応していくことが基本であると考えております。こうしたことから、県においては、昨年12月に、関係市町の意向を最大限に尊重すること、地元における理解が進まない間は、解除告示は実施しないことなどを国に強く要望したところであります。

これまでも、新田原基地周辺協議会に県もオブザーバーで参加するなど、関係市町と連携、情報共有を図りながら取り組んでまいりまし

た。国の動きを見きわめながら、引き続き、関係市町と緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 新富町が昨年度、目視で確認した飛行回数は約4万回だったそうですが、基地の管制塔が離着陸を許可した回数は約2万5,000回で、両者には1万5,000回もの開きがあります。このことをどのように判断されますか、危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監(畑山栄介君) 飛行回数等の違いについては、新富町が独自に目視調査をしている年間の飛行回数と、国が市町村に交付する特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定基礎とされた年間の管制回数に大きな乖離があるとして、新富町が指摘しているものであります。また、今回の第一種区域等の見直しのための騒音度調査における年間の飛行回数は、防衛省によると、約3万1,000回とされております。騒音度調査の飛行回数の算定上、日々の飛行回数の変動が大きいことを踏まえた取り扱いを行っているということで、飛行回数等の調査、算定の方法などには、それぞれに違いがあるものと考えられます。

こうした飛行回数等の違いについて、稲田防衛大臣は、先月の衆議院予算委員会で、「騒音度調査における飛行回数や管制回数においては、それぞれ算定方法があるが、防衛省としては、飛行回数等の違いについて、確認を行った上で、地元の皆様に説明できるよう、しっかりと取り組んでまいりたい」と答弁しております。本県としては、大臣の答弁のとおり、国において、しっかりと説明していただきたいと考えております。

○横田照夫議員 タッチ・アンド・ゴーという

訓練があります。これは、航空機が着陸する際に、着陸を直前で中止するというので、車輪が滑走路に触れた瞬間に再び加速して離陸します。パイロットが精通すべき技術の多くが含まれる複雑な作業であって、飛行訓練における必須科目でもあるそうです。

新田原基地でも、夕方、訓練から帰ってきたジェット機がそのまま着陸せずに、タッチ・アンド・ゴーをして何回も頭の上を回っています。つまり、管制塔からの離着陸の許可は1回でも、着陸の際、タッチ・アンド・ゴーの訓練で何回も着陸行動を繰り返しますので、実際に周辺上空を飛ぶ回数としてはふえるんじゃないかと思っています。新田原基地における航空機による墜落事故や部品落下事故等はどのような状況でしょうか。これも、危機管理統括監、お願いします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 新田原基地所属の航空機による墜落事故は、昭和32年の基地開設以来、34件発生しております。直近で陸上に墜落した事故としては、昭和61年に西都市に航空機1機が墜落し、操縦者1名が死亡しております。その後、陸上に墜落した事故はありませんが、昭和62年、平成元年、5年、9年に、航空機各1機が日向灘に墜落し、昭和62年、平成元年の事故では、それぞれ操縦者が2名死亡しております。また、平成11年には、航空機1機が長崎県の西方海上で墜落し、操縦者2名が死亡しておりますが、それ以後は墜落事故は発生しておりません。

部品落下事故につきましては、平成26年度はパネルなど25個、27年度はレンズなど10個、28年度は、4月から9月までの間に、ボルトなど15個の部品が落下したと伺っております。

**○横田照夫議員** 最近は、墜落事故は発生して

いないようですけど、部品落下事故は毎年発生しています。整備員は、絶対事故は起こさないという思いで、万全の整備をしているとは思いますが、でも、相手は機械です。経年劣化もあれば金属疲労もあるでしょう。整備のときは異常がなくても、激しい飛行訓練の際に故障が起こり、事故につながることも十分に考えられると思います。

ボルトなどの小さな部品でも、上空から落ちてきて、例えば車のフロントガラスにでも当たれば、大事故につながることも考えられます。騒音と危険性を抱えているという意味では、沖縄の普天間基地や嘉手納基地などと何ら変わるものではありません。スクランブル任務を有する主要基地の中で、新田原基地が一番周辺自治体との関係がいいので、まず、新田原基地で実績をつくらうとしているのではないかという意見もありますけど、知事はどう考えられますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 第一種区域等の見直しにつきましては、全国的に逐次実施されているものでありまして、新田原飛行場については、平成25年度の飛行教育体制の見直しに伴う部隊の改編によりまして、騒音状況に変化が予想されたことなどから、平成26年度から27年度にかけて、騒音度調査を実施したというふうに伺っております。全国の在日米軍再編に係る訓練移転先である6基地の中では、新田原が最初の見直しとなりますが、国は、周辺自治体と基地との関係が理由ではないとしております。

いずれにせよ、新田原基地と周辺自治体とが、長年にわたる取り組みにより、良好な関係が築かれてきたものというふうに考えておられて、これを維持することは大変重要なことであらうかと思っております。国においては、関係市町、地域住民の声によく耳を傾け、地元の

理解をしっかりとっていただきたいと考えております。

**○横田照夫議員** 全国の航空自衛隊6基地周辺自治体の協議会で、歩調を合わせるという確認もされたようです。まず、新田原基地で実績をつくってからということでは進まないと思います。また、周辺住民や自治体が基地と良好な関係にあるのは、基地隊員も含めて、双方がそれなりの努力をしてくれているからです。そういう努力を利用するというようなことがあってはならないと思います。

防衛省は、2月13日からの10日間で騒音の体感・測定調査をしました。これは、地元関係者から、騒音の現状を体感して実情を理解してほしいとの要望に応じて行われたものです。防衛省は、3月までに行うとしていた現行区域の解除告示は強行せず、この体感調査の結果を踏まえ、住民と意思疎通を図り、しっかり取り組むと言っていますが、これには見直し案の白紙撤回も含まれていると考えていいものでしょうか、知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 先月の衆議院予算委員会で、防衛省の担当局長は、「3月の告示解除を見送り、現在実施中の体感調査の結果などを踏まえ、関係自治体及び住民の皆様と意思疎通を図り、しっかり取り組んでまいりたい」と答弁しております。この中で、関係市町が要望しております白紙撤回を含むのか否か、具体的には言及されておらず、この点について、現時点では明確な回答はなされておられません。

県としましては、体感調査の結果などを踏まえ、国がどのような対応を行うのか、引き続き注視していきまるとともに、国に対しては、関係市町の意向を最大限尊重し、真摯に対応していただくよう、引き続き強く求めてまいりたい

と考えております。

**○横田照夫議員** 地元関係者が騒音の現状を体感して実情を理解してほしいと要望されたということは、その中には、白紙撤回してほしいという強い思いが入っているのだと思います。不満に対してのガス抜きのような意味合いで体感調査をして、結果、解除告示をちょっとだけ延期したということではいけないと思います。

また、航空自衛隊のスクランブル回数は、今年度1,000回以上となっております。冷戦時代を超えて過去最多となっているそうです。区域を縮小させる理由の一つに、飛行回数の減少も挙げられていますが、近隣諸国との緊張関係が厳しくなっている現状を考えると、日米共同訓練も含めて、これまで以上に飛行回数がふえる可能性もあるのではないのでしょうか。

私たちは防衛議員連盟をつくっています。防衛議員連盟は、自衛隊が活動しやすい環境をつくるために活動する団体です。知事も宮崎県防衛協会の会長をしておられますが、防衛協会も同じような目的を持つ団体ではないのでしょうか。基地は、周辺住民と良好な関係を保てて、またそういう環境の中で、初めてその機能を十分に発揮できるものではないかと思います。防衛施策は確かに国の専権事項ではありますが、新田原基地の機能を十分に発揮してもらうためにも、知事にはぜひ県民の先頭に立っていただき、見直し案の白紙撤回に向けて行動をしていただきたいと思います。

次に、建設技能労働者確保について、県土整備部長にお尋ねします。

県は今年度、最低制限価格の見直しの必要性を検討するために、建設工事のコスト調査を実施しました。徳重議員の質問にもありましたが、次の質問につなげるために、改めてその結

果をお伺いします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 今回のコスト調査につきましては、平成27年4月以降に発注し、28年6月までに完成した1,172件の工事のうち、303件を抽出し、有効データ217件について集計・分析を行っており、あわせて、収支結果に対するアンケート調査も実施したところがあります。調査結果としましては、収支がプラスとなった工事の件数が176件で全体の81%、マイナスとなった工事の件数が41件で19%であり、全体の平均損益率がプラス8%となっております。

また、アンケート調査では、収支がプラスの主な理由として、「工期短縮が図られた」などの意見や、マイナスの主な理由として、「予定価格や設計変更要因がある」などの意見をいただいたところがあります。

**○横田照夫議員** その結果をどう判断し、それを踏まえて、最低制限価格を見直すことになったのかどうかをお伺いいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 数年前に他県が行ったコスト調査におきましては、収支がマイナスとなった工事が4割を超え、全体の平均損益率もマイナスとなっておりますが、ここ数年の設計労務単価や昨年度の諸経費の全国的な引き上げの影響もありまして、本県の場合、全体としては利益が出ているものと考えております。また、本県における建設業の経営状況につきましても、企業の収益性をあらかず「総資本経常利益率」などの経営指標や倒産件数などの推移を見ますと、回復傾向にあるのではないかと考えております。

本県の最低制限価格につきましては、経済・雇用対策の一環として、予定価格のおおむね90%としており、国の水準よりも高くなっている

ところでありまして、これらを総合的に勘案いたしまして、現在のところ、最低制限価格の水準を見直す状況にはないと判断したところであり

**○横田照夫議員** 今、建設産業では、どの技能分野も技能労働者の育成・確保が大きな問題となっています。県としては、技能労働者を初め、建設産業の担い手の育成・確保が進まない要因をどのように考えておられるのでしょうか。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 県内の建設産業における技能労働者等については、有効求人倍率が他の産業に比べて高い水準で推移し、業界団体との意見交換の中でも、若年者の確保が難しいといった御意見を伺っておりまして、担い手の育成・確保は喫緊の課題であると認識しているところがあります。

建設産業において、担い手の育成・確保が進まない要因としましては、少子高齢化の急速な進行により、産業間の人材獲得競争が厳しさを増す中で、他の産業と比べると、賃金水準や完全週休2日制の導入率が低いこと、年間の労働時間が長いことなどが影響していると考えております。

**○横田照夫議員** 確かに日本建設業連合会も、人材の育成・確保に関して、年間労務賃金水準を全産業労働者平均レベル（約530万円）となるように努める、適正な受注活動等により技能労働者の社会保険加入に必要な法定福利費を確保する、作業所の全日曜日の閉所、土曜日の月2回閉所を目指すなどを挙げておられます。

現在、最低制限価格は、建設工事で予定価格のおおむね90%程度、建設関連業務で80~85%程度となっていて、ほとんどの入札で最低制限価格に張りつくような応札状況になっていま

す。当然、発注者は、適正な労務賃金や法定福利費も予定価格に反映させておられると思いますが、入札結果により差し引かれた10%の中に、それが入っているのではないかと思えてしよ

うがありません。  
全産業と比べて高齢化が著しい建設産業は、今後、高齢者の大量離職時代が確実に到来します。技能労働者が育たずに、技能の継承ができなかったら、そのしわ寄せを受けるのは、施設の利用者である県民です。県民がそういう不利益をこうむらないような技術の継承を進めるためにも、技能労働者を初め、建設産業の担い手の育成・確保ができるような最低制限価格の見直しを含む入札制度のあり方を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 社会資本整備や防災・減災を担う建設産業における担い手の育成・確保は大変重要であると認識しており、これまでも入札制度などにおいて、設計労務単価の引き上げや、総合評価落札方式による若手技術者の育成支援のほか、本年度から、週休2日モデル工事や、女性技術者等の職場環境を改善するモデル工事の試行に取り組むなど、雇用環境の整備に努めているところであります。

また、今回、最低制限価格につきましては、見直す状況にないと判断しているところでありますが、コスト調査の結果を踏まえ、引き続き、「適正な予定価格の設定」や「適切な設計変更」などに、より一層努めていくこととしております。県としましては、今後とも、建設関係団体と連携を図り、技能労働者を初めとする建設産業の担い手の育成・確保に努めるとともに、企業の経営基盤強化など、建設産業の健全な育成にしっかりと取り組んでいきたいと考

えております。

○**横田照夫議員** 例えば、県がある建物をつくるときに1,000万円かかると積算したら、業者だって1,000万円かかると思うんですね。入札での競争の中で、技術力や効率化などの経営努力で若干の軽減はできるかもしれませんが、それが入札制度の目的でもあると思います。でも、経営努力で軽減できるのはあくまでも若干で、ほとんどの工事で10%も軽減できるものではないのではないのでしょうか。ほとんどの応札が最低制限価格近くに張りつくのは、そこに入れないと仕事がとれないからであって、経営努力によるものではないというふうに思います。

最低制限価格は、これ以上低くなったら品質の確保が難しいというラインだと思います。ですから、入札のほとんどが最低制限価格ぎりぎりの落札になれば、必ずどこかに無理が生じるのではないのでしょうか。その無理が、技能労働者の賃金や社会保険などの処遇に來ているように思えて仕方がありません。

今回のコスト調査で、現在のところ、最低制限価格の水準そのものを見直す状況にはないと判断されたようですが、それは調査の結果での判断ですので尊重しますが、技能労働者をしっかり育成・確保して、建設産業を将来的にも維持発展させるためという観点からも、引き続き、入札制度のあり方の検討を続けていただきたいと思います。

次に、クロピラリドについて、農政水産部長にお尋ねします。

最近、クロピラリドという除草剤の存在を初めて知りました。クロピラリドとは、アザミやクローバー等の広葉雑草を枯らす選択性の除草剤で、日本での登録はないようですが、アメリカやカナダ、オーストラリアなどでは、麦



類、トウモロコシ、牧草等に登録されています。人の健康や家畜の健康、肉・乳等の畜産物の品質・安全性に影響する危険性はないと言われておりますけど、クロピラリドが残留した飼料を食べた家畜のふん尿を原料としてつくられた堆肥を施肥して育ったスイートピーやトマトなどの作物に、生育障害が発生することがあるそうです。そこで質問ですけど、クロピラリドが国内で使用が認められていない理由は何なのでしょう。

○農政水産部長（郡司行敏君） クロピラリドは、御質問にもありましたように、アメリカ等で製造された除草剤であり、国内で使用するためには、輸入業者等が農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受ける必要がございます。しかしながら、国内では既に、飼料作物等の生産に使用できる効果的な除草剤がありますことから、生産者団体等からクロピラリドについての登録要請はなされておらず、結果的に登録農薬でないことから、使用は認められていないところでございます。

○横田照夫議員 クロピラリドが原因で、ミニトマトやスイートピー等に生育障害が発生したと疑われる事例が、全国的に確認されているようですが、いつごろから確認され始めたのでしょうか。

○農政水産部長（郡司行敏君） クロピラリドが原因と疑われる生育障害は、平成17年度に初めて他県のミニトマトで確認され、これまでに、本県を含め、全国で36件確認されております。また、本県では、平成26年度に初めてミニトマトで2件確認され、次いで本年度、障害の程度が軽微なものも含めると、ミニトマトで3件、スイートピーで7件の発生を確認したところであります。なお、そのほとんどは、早期

の植えかえ等により、被害は最小限に食い止められておりますが、今回、経営に大きな影響を与えた事例も発生したところであります。

○横田照夫議員 クロピラリドの耐性として、本県主産品では、トマト、スイートピー等が極弱、ピーマン等が弱、キュウリ、メロン、ニガウリ、たばこ等が中となっておりますけど、弱や中の品目に障害は出ていないのでしょうか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県では、ミニトマト及びスイートピー以外の品目での発生は確認されておられません。一方、全国では、トマト類での発生が多く、これ以外の品目としては、ナス、ピーマン、トウガラシ等で発生が確認されているところであります。

○横田照夫議員 我が国の大型畜産農家は肥育が中心ですが、使っている飼料の9割弱はこれらの国から輸入しています。それらの飼料のどれくらいにクロピラリドが使われているのかわかりませんが、使われている可能性も十分ありますので、非常に不安です。もしクロピラリド問題で堆肥がはけなかったら、畜産経営はそれだけで行き詰まってしまいます。そこで、クロピラリド対策に今後どう取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業において、耕畜連携による牛ふん堆肥の土づくりへの有効活用は、今後とも大変重要な取り組みであると考えております。一方、クロピラリドについては、水溶性のため、これまで露地品目での発生は認められていないこと、それから施設園芸におきましては、ナス科やマメ科の特定品目で生育障害が確認されていること等の情報を、農家を初め、関係者に広く周知する必要があると考えております。

今後の対策といたしましては、畜産農家にお

いて、クロピラリドの残留可能性の有無について、園芸農家に確実に伝える仕組みづくりを現在進めているところであり、また、園芸農家においては、クロピラリドに感受性の強い植物を使った生物検定による事前チェックを推進することとしております。県といたしましては、これらを対策マニュアルとして早急に整備し、その周知徹底を図るとともに、国を初め、関係機関・団体と連携しながら、畜産農家と園芸農家の両方に影響が出ることをないよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 農業者からは、このような被害が発生した際に、被害農家に対する何らかの補償を求める声も聞かれますが、どのように考えておられるかお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 補償といえますと、農業経営のセーフティーネットである農業共済制度をすぐ思い出すわけですが、現在の農業共済制度につきましては、自然災害や病虫害による減収等を対象としており、今回のクロピラリドによる生育障害を原因とする収入減少は、補償の対象となっておらず、現状では、対応できる制度がない状況でございます。

このため、県といたしましては、国を初め、関係機関・団体等と連携しながら、経営損失につながるような障害の再発防止に向けて、繰り返し啓発を行いますとともに、クロピラリドを吸着する資材の効果の検証など、発生した場合の影響を軽減する技術検討を進めているところであります。

なお、補償につきましては、現在、国で検討が進められている「収入保険制度」が、農業経営全体を対象として減収を補償する制度になる見込みであることから、今後、その補償範囲を

しっかり注視してまいりたいと考えているところです。

○横田照夫議員 今のところ、被害が発生した場合でも補償はないということですので、発生を未然に防ぐことが大事だと思います。そのためには、畜産農家は、堆肥にクロピラリドが入っているかどうかを確認し、もし入っておれば、そのことを園芸農家に伝え、園芸農家は、これからつくろうとしている作物にクロピラリドの耐性があるのかどうかを把握した上で作業にかかるということかなと思います。

畜産農家も園芸農家も、堆肥や土壌の成分検査をしっかり行うなど、やるべきことをしっかりやれば、そう心配することはないのではないのでしょうか。まだ全国的にも発生件数は少なく、余り過敏に反応する必要もないような気がしますので、農家等に正確な情報を周知していただきますようお願いいたします。

次は、宮崎国体デモ競技等について、教育長にお尋ねします。

2巡目国体が2026年に内定して、多くの県民が大いに楽しみにしておられることと思います。また、2巡目国体を絶好の機会と捉え、この機会にしっかりとアピールしたいと考えておられる競技団体もあるのではないのでしょうか。そこでお尋ねしますが、国体の正式競技はどのように決定されるのでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 国体では、現在、正式競技として、陸上競技や水泳など、40競技が実施されております。その選定基準としては、日本体育協会に加盟している競技団体の競技であること、全ての都道府県にその競技団体が存在するとともに、各都道府県の体育協会にも加盟していることなどとなっております。

なお、正式競技の決定につきましては、日本

体育協会が設置している国体委員会の中で審議されており、本県で開催されます2巡目国体の正式競技につきましては、来年度中には決定される予定となっております。

○横田照夫議員 正式競技とは別に、デモンストレーションスポーツというものがあるそうですが、どのようなものでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 国体において実施される競技は4つに分かれておりまして、競技性の高い「正式競技」、普及を目的とした「公開競技」、地方スポーツの振興のための「デモンストレーションスポーツ」、高校野球を対象とした「特別競技」となっております。その中でも、デモンストレーションスポーツにつきましては、国体を実施する都道府県の体育協会に加盟している競技団体の競技の中から選定することとなっており、参加者の対象は、開催地の都道府県内に居住している者とされております。

なお、昨年の岩手国体では、デモンストレーションスポーツとして、ウォーキングやエアロビック、ソフトバレーボールなど、29競技が行われております。

○横田照夫議員 国体に関しては、マスコミ報道も正式競技のことがほとんどで、デモンストレーションスポーツのことは全然知りませんでした。国体開催を機に、県民みんなでいろんなスポーツに触れ合い、健康を高めていこうということだと思えます。早い段階で、国体の全体像を県民に周知し、機運を盛り上げていきたいものだと思います。

昭和54年の宮崎国体では、ふるさと紹介として、全国から集まった選手団に四半的弓道を見ていただいたそうです。本県が発祥の地である四半的弓道は、宮崎国体で紹介された後は、武道として、またスポーツとして、熊本県や鹿児

島県を初め、北海道、関東、近畿地方にも愛好団体ができているそうです。

四半的弓道の競技団体は、2巡目国体を機に、さらに四半的弓道を全国に普及させたいという思いを持っておられます。デモンストレーションスポーツは、県民が対象で、県民が楽しむものということですが、四半的弓道を2巡目宮崎国体の開会式で紹介したり、天皇杯には含まないけど、県外の競技者にも参加してもらえ競技として扱ってもらうことはできないものでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 昭和54年に開催されました宮崎国体の開会式では、議員がおっしゃいましたように、四半的弓道のほか、小・中・高校生等による集団演技や、高千穂神楽、ひえつき節といった、本県の代表的な郷土芸能が紹介されております。2巡目国体の開会式においても、宮崎の魅力や自然・文化のすばらしさを全国に発信する絶好の機会であると考えておりますので、その内容につきましては、来年度立ち上げます県準備委員会で、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、四半的弓道を県外の競技者が参加できる競技とするためには、正式競技や公開競技として実施する必要があるわけでありまして、それらの基準が「日本体育協会に加盟する競技団体の競技」となっておりますことから、現在の状況では難しいものと考えております。

○横田照夫議員 先日の宮日新聞の「窓」の欄に、73歳の男性の投稿が載っておりまして、「1試合30回の矢を射ると、緊張と弛緩の繰り返し心が体と両面にとってもいいと感じている」とありました。高齢者社会となった今、健康維持と娯楽を兼ねた運動として、四半的弓道は最適なスポーツだと思いますし、いつでも、

どこでも、一人でも練習できる四半的弓道を全国に普及させたいものだと考えます。昨年、青島であった九州知事会で、参加者に四半的弓道を体験してもらったそうです。河野知事も体験されたことがあるそうですが、知事の感想をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 私も毎年、ねんりんピックで、四半的弓道の矢渡しをさせていただいております。昨年度は、放った4本の矢は全て外れたわけではありますが、今年度は、何とか当たって、これは大いに感激したところであります。

本県発祥の四半的弓道は、御指摘のように、男女、年齢を問わず、いつでも、どこでも、誰もが手軽に楽しめるスポーツであるというふうに考えております。また、特に海外からのお客様には、日本の伝統に手軽に触れていただくことができる気軽なアトラクション、宮崎ならではの観光資源にもなるのではないかと期待しております。

今御指摘がありました昨年の九州知事会、これは私が指示しまして、競技団体の方にも協力いただきながら、ANAホリデイ・インリゾートで、懇親会が始まる前に、ほかの県の知事や経済界の代表の皆さんに少し楽しんでいただきましたが、好評いただいたところであります。

本県では、年間を通して大会が開催されておりますし、競技団体の御努力もあって、愛好家も数多くおられるわけであります。今後、四半的弓道が、国内外の多くの皆様に楽しんでいただけるスポーツとして、また、宮崎を訪れたときの観光資源、アトラクションとして楽しんでいただけるような広がりを持てるように、期待してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 日南地方では、今でも伝統を

受け継いで、焼酎を飲みながら楽しんでいるグループもありまして、地域の観光振興に大きく寄与しておられますが、一方で、スポーツとして競技しておられる皆さんは、焼酎などは一切飲まれません。

今回の要望は、そのスポーツ競技としての四半的弓道を国体に取り入れてほしいということです。でも、今の教育長の答弁を聞きますと、県外の競技者に参加してもらうためには、「日本体育協会に加盟する競技団体の競技」という基準があって、四半的弓道は、今のところ、その基準に見合っていないようですので、ちょっと難しいのかなとも思います。

でも、開会式や各市町村での競技会場等で県内外の皆さんに体験してもらうことは、可能性としてあるのではないかと思います。知事も言われましたように、今後、四半的弓道が国内外の多くの皆さんに楽しんでいただけるスポーツとしてさらに発展していけるよう、競技団体からの相談にも乗っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、「ゆたかさ指標」についてお尋ねします。

私が初めて選挙に出るときに、後援会の皆さんから「何かキャッチフレーズになるものを考えてはどうか」と言われまして、「心豊かに暮らそうよ」という言葉を考えました。それを後援会の皆さんに見てもらいましたら、「何かそら。もっとぴしっとしたものは考えられんとか」と言われました。でも、どんなに考えても、それしか浮かんでこなくて、そう言いましたら、「まあ、おまえらしくていいか」と言ってもらいまして、それからずっと「心豊かに暮らそうよ」という言葉をキャッチフレーズとして使っています。

私は、これまで「宮崎の価値」といった項目で一般質問でも取り上げましたし、これまで一貫して、そういう思いをもとに活動してきたと考えております。私のキャッチフレーズである「心豊かに暮らそうよ」には、確かに県民所得は少ないんだけど、それを補うに余りある豊かさがある宮崎県にしたい、そういう思いが入っています。その「ゆたかさ」を今回、「ゆたかさ指標」として見える化、標準化していただいたということは、画期的なことで、大変うれしく思っております。

この「ゆたかさ指標」では、「県民の「目に見えるゆたかさ」指標」と「県民が伝えたい「心で感じるゆたかさ」指標」の2種類の指標が示されています。「目に見えるゆたかさ」では、全体を総合した「ゆたかさ指数」は51.2で全国10位となっており、「経済」など厳しい分野もあるものの、それを補う「ゆたかさ」が存在するとあります。まさに私のキャッチフレーズの思いと一致しており、うれしい限りです。そこで、知事にお尋ねしますが、知事は、「県民の「目に見えるゆたかさ」指標」を見て、全体的にどう感じておられますか、所感をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、人口の減少でありますとか経済成長の低迷、また国際情勢も混乱する中で、日本という国のこれから目指すべき社会像が、なかなか見えにくくなっているのではないかなと感じるところであります。そのため、「幸せとは何か」、また「真に豊かな暮らしとは何か」について、県民一人一人に改めて考えていただきたい、そして、希望ある宮崎県の未来像を具体化していく、そのようなことが必要であろうと考えたところあります。

しかしながら、「ゆたかさ」というものは、

人それぞれに感じ方や大切に思う部分が異なります。まずは、「ゆたかさ」を考えるベースとして、さまざまな事象を客観的なデータで捉えた「県民の「目に見えるゆたかさ」指標」を作成したところあります。この指標を通じまして、総合的な視点から本県の「ゆたかさ」の姿を捉えることができたのではないかと、また、「ゆたかさ」について語り合いやすくなったのではないかと感じているところであります。今、議員の先見の明に敬意を表するところありますが、多くの皆さんが、本県のよさや日々の暮らしを見詰め直し、地域への愛着と誇りを育むきっかけになればと考えております。

**○横田照夫議員** 褒めていただいてありがとうございます。

もう一方の「県民が伝えたい「心で感じるゆたかさ」指標」の結果に対しては、どのような所感を持っておられますか、これも知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 「ゆたかさ指標」について、さまざまな角度から検討する中で、私も常々感じておりましたが、人柄のよさ、県民性のよさ、温かさとか、それから食べ物のおいしさなど、「公的な統計データではあらわれない本県のよいところがたくさんあるのではないかと、そのような御意見をいただいたところあります。

そうした本県のよさをあらわすものとして、民間の調査データなども用いながら、「県民が伝えたい「心で感じるゆたかさ」指標」をまとめたところあります。この中では、例えば、「地元産の食材が豊富なこと」を誇りに思う割合が全国3位であるとか、「人のよさや優しさ、おもてなしがよいこと」を誇りに思う割合が全国1位といったデータがあるわけでありま

して、内面的な「ゆたかさ」も再確認することができたのではないかと考えております。

今回取り上げたデータ以外にも、まだまだ本県の魅力を示すものがあるかと思っておりますので、こうした指標の充実を図りながら、大事なことは、本県の価値を県民自身も認識し、そして県外に向けてもしっかりとアピールしてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** この指標の中で、「経済」「時間」「くらしの便」「安心なくらし」の4分野が全国平均を下回っており、特に「経済」と「くらしの便」の分野で「ゆたかさ」が見えにくいとなっています。

宮崎県には、消費者物価指数が全国一低いこととか通勤時間が全国一短いことなど、暮らしやすさにつながるようなランキング結果があります。また、パソコンやタブレット等を所有さえすればインターネットにつながる環境があり、生活していく上では不便さを感じていません。加えて、交通事故の多さに関する指標も全国と比べて随分悪い数値になっていますけど、以前と比べると、「近年、発生件数は大きく減少しているのに何で」という感覚を覚えます。

「ゆたかさ指標」には、本県のよさをアピールする目的があるのに、逆効果ではないかとも感じてしまいますが、このような実感が湧かない、また、マイナスイメージにもつながりかねない指標が取り上げられた理由と、このような指標の改善にどう取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 本当の意味での「ゆたかさ」を実現していくためには、経済だけでなく、地域のつながりや健康など、さまざまな角度から現状を客観的に捉え、よい点はさらに伸ばし、また、課題については改善を

図っていくことが大切であると考えます。

そのため、指標の作成に当たりましては、県内各地で、県民が実感している「ゆたかさ」や充実・実現を望む「ゆたかさ」について意見交換を行い、それを踏まえて、「経済」や「人を育む力」など7つの分野を設定しますとともに、統計学の手法を用いまして、各分野の状況を示す代表的な統計データを選定いたしました。

その結果、御指摘がありましたインターネットや交通事故など、本県にとっては課題があることを示すデータについても採用することとなったところであります。こうした課題の面につきましては、県民を初め、企業や団体の皆さんともこれを共有し、改善に向けて、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 心の豊かさは、「目に見えるゆたかさ」指標にあるような数字のもとに膨らんでいくものだと思います。「人を育む力」や「健康」「自然」をさらに伸ばして、「経済」「時間」「くらしの便」「安心なくらし」を改善して、若者が地元に残りたいような、都会に出て行った人がまた帰ってきたいような、県外の人に宮崎のよさを聞かれたとき即答できるような、さらに、県外の人に移住したいと思ってくれるような、そんな宮崎県にしたいものだと思います。これらの結果は、県民が共有することが大事です。県民にどのように周知していくのか、また、この「ゆたかさ指標」を今後どのように活用していくのか、改めて、総合政策部長、お聞かせください。

**○総合政策部長（永山英也君）** 「ゆたかさ指標」によって明らかになりました、本県のよさ、課題につきましては、今後、例えば、経済の豊かさにつながる産業振興を通じた所得の向

上や、時間の豊かさにつながる文化・芸術に触れる機会をふやす施策などの検討に生かしてまいりたいと考えております。また、県民の皆様と「ゆたかさ」を共有していくことが大変重要であります。

このため、家庭や地域、学校など、さまざまな場面で「ゆたかさ」について改めて考え、意見を交わしていただけるよう、わかりやすい資料を作成して周知を図り、県民の皆様とのさまざまな意見交換会を通じて、協働型の県づくりを進めてまいりたいと考えております。

さらに、「県民が伝えたい「心で感じるゆたかさ」指標」にあります、例えば、「結婚・子育て生活のゆたかさ」「人柄の良さのゆたかさ」などといったよい面につきましては、移住フェアや就職説明会など、さまざまな機会を通じて、県内外に積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 「県民が伝えたい「心で感じるゆたかさ」指標」の中に、「方言のかわいさ」が自慢できる割合が19%で全国4位とあります。これはソニー生命保険株式会社が調べた生活意識調査の結果だそうですので、かなり信憑性は高いと思います。以前、テレビの某番組で、「女の子が使うとかわいい方言ランキング」というのを取り上げていて、宮崎県は15位だったそうです。客観的にもかなり上位にあるなと思いました。

昨年の3月まで、「てげてげ運転追放」という宮崎弁の交通安全標語が使われていました。交通事故の主要因である緊張感を欠く運転をなくそうと、宮崎県民に親しみやすい標語として7年間使われました。でも、県外の人に意味が伝わりにくいということで、昨年3月いっぱい廃止になりました。

でも、私は、この「てげてげ運転追放」という標語は大変好きでした。もちろん「てげてげ運転」をしてはいけませんが、何となくぼやとしたファジー感覚といいですか、そういう宮崎人気質が大変好きです。こせこせ、ぎすぎすしない「てげてげな生活」も、宮崎の豊かさの一つではないでしょうか。ちょっと早目ですけど、質問もてげひんだれたかい、もうてげてげでやめちょきますわ。ありがとうございます。（拍手）

**○宮原義久副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

3月7日（火）



# 平成 29 年 3 月 7 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

- 1 番 西 村 賢 (自由民主党 青の国)
- 2 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
- 3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 5 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 6 番 岩 切 達 哉 ( 同 )
- 7 番 二 見 康 之 (宮崎県議会自由民主党)
- 8 番 清 山 知 憲 ( 同 )
- 9 番 島 田 俊 光 ( 同 )
- 10 番 日 高 博 之 ( 同 )
- 11 番 野 崎 幸 士 ( 同 )
- 13 番 星 原 透 ( 同 )
- 14 番 濱 砂 守 (ひむかの会)
- 15 番 凶 師 博 規 (愛みやざき)
- 16 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 17 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 18 番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
- 19 番 高 橋 透 ( 同 )
- 20 番 丸 山 裕次郎 (宮崎県議会自由民主党)
- 21 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 22 番 中 野 廣 明 ( 同 )
- 23 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 24 番 横 田 照 夫 ( 同 )
- 25 番 山 下 博 三 ( 同 )
- 26 番 右 松 隆 央 ( 同 )
- 27 番 井 上 紀代子 (県民の声)
- 28 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民クラブ)
- 29 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 30 番 満 行 潤 一 (県民連合宮崎)
- 31 番 太 田 清 海 ( 同 )
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (宮崎県議会自由民主党)
- 33 番 後 藤 哲 朗 ( 同 )
- 34 番 外 山 衛 ( 同 )
- 35 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 36 番 坂 口 博 美 ( 同 )
- 37 番 蓬 原 正 三 ( 同 )
- 38 番 井 本 英 雄 ( 同 )
- 39 番 宮 原 義 久 ( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

- 12 番 日 高 陽 一 (宮崎県議会自由民主党)

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |         |           |
|-------------------|---------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣 | 野 博 美     |
| 副 知 事             | 稲 用 博   | 田 欽 也     |
| 副 知 事             | 内 田 山   | 永 英 也     |
| 総 合 政 策 部 長       | 永 山 英   | 桑 秀 彦     |
| 総 務 部 長           | 桑 山 秀   | 畑 山 栄 介   |
| 危 機 管 理 統 括 監     | 畑 山 栄   | 日 隈 俊 郎   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 日 隈 俊   | 大 坪 篤 史   |
| 環 境 森 林 部 長       | 大 坪 篤   | 中 田 哲 朗   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 中 田 哲   | 郡 司 行 敏   |
| 農 政 水 産 部 長       | 郡 司 行   | 東 憲 之 介   |
| 県 土 整 備 部 長       | 東 憲 之   | 高 原 み ゆ き |
| 会 計 管 理 者         | 高 原 み   | 凶 師 雄 一   |
| 企 業 局 長           | 凶 師 雄   | 土 持 正 弘   |
| 病 院 局 長           | 土 持 正   | 川 畑 充 代   |
| 財 政 課 長           | 川 畑 充   | 四 本 孝     |
| 教 育 長             | 四 本 孝   | 野 口 泰     |
| 警 察 本 部 長         | 野 口 泰   | 高 橋 博     |
| 代 表 監 査 委 員       | 高 橋 博   | 金 子 洋 士   |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 金 子 洋   |           |

## 事務局職員出席者

- |               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長       | 甲 斐 正 文   | 斐 正 文     |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利   | 奥 野 信 利   |
| 議 事 課 長       | 長 倉 健 一   | 長 倉 健 一   |
| 政 策 調 査 課 長   | 小 田 博 之   | 小 田 博 之   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広   | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩     | 松 吉 浩     |
| 議 事 課 主 査     | 沼 口 恭 一 郎 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明   | 森 本 征 明   |

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。一般質問最終日となりました。通告に従い順次質問をしてまいりますので、知事を初め、関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

私は先月、全国災害ボランティア議員連盟の呼びかけで、地震・津波・台風による土砂災害、そして火山噴火と、全ての種類の災害が過去に起こっている、東京都の伊豆大島での研修会に参加してまいりました。伊豆大島は、東京都心から南へ120キロの太平洋に浮かぶ島、南北約15キロ、東西約9キロ、人口は昨年9月現在で8,365人、2010年に日本ジオパークに認定され、温暖な海洋性気候で、都心のリゾート地として親しまれています。

折しも1月29日から3月26日にかけて、1,450種、約300万本のツバキが見ごろを迎える椿まつりが開催されており、フェリー乗り場や観光スポットには、紺がすりの着物に前垂れ、頭にツバキの花柄手拭いという伝統衣装を着た「椿あんこさん」が出迎えていて、都はるみの「アンコ椿は恋の花」のメロディーがフェリー乗り場に流れていました。あんこさんとは、目上のお姉さん、あねさんがあんこさんになまったというふうに言われております。

さて、伊豆大島の自然災害の歴史は、約300年

前の元禄地震のときに、島の北部、岡田地区で、高さ10メートルの津波が来て、56名の島民が亡くなったとの記録があります。また、今から29年前の1986年（昭和61年）11月15日、三原山が1974年（昭和49年）以来12年ぶりに噴火し、当時、約1万人の全島民は、救助船と観光客船で脱出し、1カ月間の避難生活を余儀なくされております。

さらに直近では、2013年（平成25年）10月16日未明、台風26号による記録的大雨（1時間雨量122ミリ、24時間降水量824ミリの観測史上1位）に見舞われ、島の西部において、三原山の中腹が幅950メートルにわたって崩落し、土石流による死者・行方不明者39名の人的被害が起こっております。このとき、特別警戒情報や避難勧告が出なかったことで、避難発令のあり方が大きく報道されております。

研修会では、1日目に、先ほどの過去の被災概況と災害ボランティアの活動記録を学び、現在も行われているダイナミックな導流堤や表面浸食防止工などの砂防工事を見学、2日目は、三原山噴火による火山監視体制の現況などを学びました。全国から集った約50名の県・市区町の議員さんと意見交換、防災や災害時支援のあり方を語り合う有意義な研修会でありました。災害の教訓を忘れないことを肝に銘じながら、質問に入らせていただきます。

まず初めに、平成29年度当初予算についてであります。

当初予算の概要については、昨日まで幾つかの質問・答弁が行われたところでありますが、平成29年度は、人口減少と中山間地域対策の強化、世界ブランドのみやぎづくり、成長産業の育成加速化の3つを重点政策として掲げ、「未来志向の地方創生に取り組む予算」とされ

たところでは。

厳しい財政状況の中、本県の自然や気候風土、所得だけではない「暮らしやすい豊かさ」をアピールして、UIJターン、移住・定住に力を入れ、特に県内外の若者が宮崎で働くことができる環境をつくり、人手不足を解消し、地域の活力を高めていくことに総力を挙げて取り組むことと理解いたします。そこで、改めて、特別枠の中の一つ、「「みやざき創生」の加速化」とあわせて、「「みやざき新時代」へのチャレンジ」を設置した目的と、平成29年度の特徴的な事業について、知事にお伺いします。

以上を壇上の質問として、以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

「「みやざき新時代」へのチャレンジ」についてであります。この事業は、厳しい財政状況の中で、どうしても予算要求枠、シーリングを設定せざるを得ないわけではありますが、通常の実要求枠では要求しにくいアイデアや、次年度以降の事業展開につなげていくための取り組みを、通常の新規・改善事業とは別枠で予算化したものであります。厳しい財政状況の中でも、しっかりと知恵や工夫を出していこうという事業であります。また、知事ヒアリングにおいて、事業を担当する職員から直接説明を聞くことで、私がおの思いや熱意を感じ、受け取ることができるということも大きな特徴であろうと考えております。

今回の事業の中で、例えば、サーフィン環境を整える「サーフコーストみやざき」づくり事業は、担当課からは別の形で予算要求があったものを、ヒアリングした上で議論し、昨日も議論がありました。日向市でジュニアの世界大

会が開かれる、そのような機運を捉まえて、事業を再構築して予算化したものであります。

また、警察本部から提案されました、「年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業」のような、新しいことに意欲的にチャレンジしようとする取り組み、最初にこれをヒアリングで聞きましたときは、どうして国が事業化しないのかという議論もしたわけではありますが、県が大学の蓄積等も踏まえて率先して取り組んでいこう、全国のトップを走っていこうという意欲的な取り組みというものを評価し、予算化したところであります。

平成29年度は、17の事業、約1.5億円を措置いたしました。しかし、「「みやざき新時代」へのチャレンジ」という名前にふさわしい事業が構築できたのではないかと考えているところであります。以上であります〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。若手県職員のアイデアを募り、知事がおの思い、熱意を受けとめていただくことは、職員にとっては大変仕事へのモチベーションが上がるものと期待し、ぜひ、このような県づくり、「「みやざき新時代」へのチャレンジ」は続けていただきたいと思っております。

次に、同じく特別枠の中の「大規模災害対策基金事業」についてお尋ねいたします。本県の災害対策強化が重要であります。今後、大規模災害対策基金事業や東日本大震災等の被災地の復興支援をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 東日本大震災から間もなく6年を迎えるわけです。あの災害の記憶を風化させることなく、教訓を踏まえて、我々に何ができるのかを考え、対策を進めていくというのが大変重要であると考えておりま

す。本県におきましては、近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念されておりますことから、大規模災害対策基金を活用し、家庭や地域で災害に備え行動する自助・共助の取り組みの促進や、木造住宅の耐震化の一層の推進、また津波避難タワーの整備等による避難の確保、広域連携体制の充実・強化などを平成31年度までに前倒しで実施することとしております。

また、引き続き、東日本大震災の被災者支援に取り組むとともに、熊本地震の復興支援のため、農業土木や建築などの技術職を中心に、職員の派遣も行っていくこととしております。被災地を支援しながら、我々の今後の防災にも生かす、そのような経験を積むということで、東日本大震災の関係県には11人、熊本地震関係では7人ということで、中長期の派遣を行っているところであります。これは、県庁の組織規模、いろいろあろうかと思いますが、人口比、またそういう職員の数でいいますと、全国トップクラスの貢献をしておるという自負がございます。今後とも、県民の生命・財産を守るため、常在危機という意識のもとで、総合的な防災・減災対策のさらなる強化に努めてまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。

引き続き、あらゆる危機事象への防災対策について、何点かお尋ねいたします。

初めに、地震対策です。阪神・淡路大震災では、マグニチュード7.3、最大震度7、死者6,434名ですが、NHKによる死体検案書の分析によると、地震当日に死亡した5,036人の76%に当たる3,842人は、地震発生から1時間以内に死亡しており、このうちの9割が圧迫死（圧死、窒息死など）だったそうです。また、熊本

県でも、死者50名のうち、その多くは、木造家屋が倒壊し、家屋の下敷きになって即死したと見られると記録されております。

本県でも、17年度から木造住宅耐震化診断や耐震化リフォーム事業が行われていますが、なかなか耐震工事に至っていないとのこと。そこで、木造住宅の耐震化事業の27年度までの実績は、診断の1,000件に比べ、改修工事が87件と少ない状況にあります。改修工事を推進するための今後の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 耐震診断を受けた木造住宅のほとんどが、耐震性が不足している結果となっているため、大規模地震時において命を守るという観点から、ぜひとも耐震化を図る改修工事を実施していただきたいと考えております。このため、県におきましては、改修工事に取り組みやすくなるよう、昨年7月に、段階的な改修工事も補助対象とする制度の拡充を行ったところであります。

さらに、来年度からは、新たな取り組みとして、診断は行ったものの改修工事に至っていない方々に対しまして、積極的な動機づけを行うため、専門的知識を有する木造住宅耐震診断士による戸別訪問などを実施することとしております。今後とも、このような取り組みにより、木造住宅の耐震化をより一層推進してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。耐震化工事、大変重要です。

また、先ほどの阪神・淡路大震災での死者の10%相当、約600人は、室内家具の転倒による圧死と推定されております。震災対策はまず家庭内から始まります。家具（タンスや本棚、テレビ、冷蔵庫など）の転倒防止、ガラス飛散防

止などがありますが、震度5を超える強い揺れに耐え切れない、例えばL字金具ですとか突っ張り棒などがきいていない素人工事が多く見受けられます。そこで、地域の自主防災活動を支援する自主防災アドバイザーや家具固定推進員の制度を実施できないか、危機管理統括監にお尋ねいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 自主防災組織の結成や活動を支援すること、それから家具の固定などにより、自分の命は自分で守る取り組みを進めることは、自助・共助の観点から大変重要であると認識しております。

このため本県では、地域の防災リーダーとして防災士を養成しており、今年度から、養成した防災士を地域や企業、学校などの研修や訓練に講師として派遣する防災士出前講座を実施しております。この出前講座では、防災に関する知識の普及・啓発や自主防災活動に対する助言などを行うとともに、家具の固定に関する講座や実習もメニューの一つとして実施しているところでもあります。今後も、こうした取り組みを通じ、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 県独自のアドバイザー認定講習等を創設することを要望いたします。

続いて、津波対策です。前回も津波避難タワー等の整備状況をお尋ねしましたが、その後、我が会派で、宮崎港に昨年10月に完成した避難高台「命の丘」を視察しました。港湾で働く方など1,300名ほどが収容でき、パーゴラ（あずまや）や簡易トイレも備えてありました。念のためにお尋ねいたします。宮崎港の津波避難高台「命の丘」は標高13.5メートルですが、最大クラスの津波でも浸水の心配はないか、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 今回完成しました津波避難高台につきましては、平成25年2月に本県が公表した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定で用いた津波モデルを使ってシミュレーションを行っております。その結果、津波の最大水位は、避難高台斜面でのせり上がりを含め、標高9.8メートルとなり、さらに地震による地盤の沈下や余裕高を考慮して、避難高台の標高を13.5メートルとして計画いたしました。したがって、現在想定されている最大クラスの津波に対しましては、避難場所が浸水することなく、避難された方々の安全が確保されるものと考えております。今後とも、残る2つの津波避難高台の早期完成に努めますとともに、避難訓練等のソフト対策も含め、引き続き、宮崎港における地震・津波対策を推進してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 南海トラフ巨大地震での最大津波は17メートル、これは串間市の海岸で、宮崎港周辺は10メートル予想と聞きました。女性職員の「命がけのアナウンス」で記憶にある南三陸町の防災対策庁舎は3階建てであります。その屋上に30名の職員が避難していましたが、津波は予想を超え、その2メートル上まで襲ってきました。そして、助かったのは10名でありました。その人たちは、屋上のアンテナや手すりにつかまることができた人だけでありました。ほかの避難タワーも含め、可能な限り、さらなる安全対策を講じていただきたいと思います。

次は、火山対策についてです。全国に110ある活火山のうち、地震計や傾斜計、空振計、カメラなどが設置され、24時間体制で監視されているのは50火山にとどまるとされています。新燃岳の噴火から6年が経過いたします。霧島山の

監視体制はどうなっているのか。また、噴火した際の避難計画などの整備は進んでいるのか、危機管理統括監にお尋ねいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 霧島山は、全国に50ある常時観測火山の1つであります。福岡管区气象台が24時間体制で監視しているところでもあります。平成23年の新燃岳噴火後は、監視体制の強化が図られ、現在は、気象庁を中心に、82台の地震計や傾斜計などの観測機器が整備されており、これらにより噴火の前兆を捉え、福岡管区气象台が噴火警報を発表することとなっております。

また、警戒避難体制の整備につきましては、昨年8月に設立した霧島山火山防災協議会において協議を進めており、今年度は、硫黄山に噴火警戒レベルを導入し、レベルに応じた関係機関の対応について定めたところでもあります。

避難計画につきましては、想定火口ごとに関係の市や町が作成することとされておりますが、新燃岳については、高原町において作成済みであり、御鉢と硫黄山については、国や県の避難計画策定支援事業を活用しつつ、関係の市や町において、具体的な避難計画の作成作業が進められているところでもあります。

**○重松幸次郎議員** 82台の観測機器が整備され、24時間体制で監視、また避難計画も進んでいるとのこと。命を守る火山防災を一層進めていただきたいと思います。

次に、豪雨土砂災害対策についてであります。近年の温暖化の影響と見られる風水害の被害は甚大です。平成27年9月10日、茨城県常総市で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生したことは記憶に新しいところです。本県でも、平成17年の台風14号では、県内全域で床上浸水が1,406棟あり、それから既に11年が経過

いたしました。そこで、宮崎市内の大淀川流域における河川の対策について、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（東 憲之介君）** 宮崎市内の大淀川流域では、平成17年の台風14号で甚大な被害を受けたことから、国及び県において、それぞれが管理する区間で、同年より河川激甚災害対策特別緊急事業に取り組んだところであります。

事業の内容としましては、大淀川本川や支川の大谷川などで、河道掘削や堤防の整備、排水ポンプ場の設置などを行い、平成22年度に完成したところでもあります。また、大淀川上流の宮崎市高岡町では、県により、平成22年度から輪中堤や宅地かさ上げを実施しており、年内に完成する予定であります。これらの取り組みにより、平成17年の台風14号と同規模の出水に対し、浸水被害が大幅に軽減されるものと考えております。

現在、国においては、治水の安全性をさらに高めるため、大淀川水系の整備計画の変更を検討していると伺っており、県としましても、大淀川水系の治水対策に、引き続き、国と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。かなりハード面の対策工事は進んでいるようです。いつ襲われるかわからない自然災害に、自分と家族を守る対策は重要であります。防災の取り組みの一つが、非常時用品の準備や水・食料の備蓄です。その水・食料の備蓄について、具体的にどのような準備が必要であるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 県におきましては、最低でも3日分、可能な限り1週間分の備蓄に取り組むよう、県民の皆様にお願

ているところであります。備蓄の方法としましては、日常使っている食べ物や飲み物を多目に購入しておき、消費したらその分を補充することで、常に一定量を備蓄することができる、いわゆるローリングストック法の実践を勧めております。

また、乳幼児や高齢者などの要介護者がいるといった家族構成、ペットを飼っているといった暮らし方など、それぞれの状況に応じて備えるべきものは異なりますことから、御家庭で話し合いながら必要な備蓄を行うことも重要であります。このようなこともお示ししながら、引き続き、備蓄を推進するための周知・啓発に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** ローリングストック法という、常に消費期限が延長されるという取り組み、しっかり備えていきたいと思っております。宮崎県では、「災害に備えている県民の割合100%」を目指す計画を始めたようです。県民一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、健康社会についてお尋ねいたします。

昨今、日本商工会議所などの経済団体が健康経営について提唱しております。「健康経営とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を考え、戦略的に実践することを意味しています。従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費の節減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要です」とありました。つまり、従業員の皆さんが健康で気持ちよく働けることが会社経営の基本であるという視点に

立ち、戦略的にそれにどう実践しているかであります。

全国の自治体や協会けんぽなども健康づくりを後押しする取り組みが始まっています。九州内では、大分県と協会けんぽが「健康経営事業所認定制度」を、熊本県の協会けんぽは「ヘルスター認定制度」、沖縄労働局は「ひやみかち健康経営宣言」があり、いずれも健康診断や保健指導実施、また健康イベントの参加などの条件を満たせば認定を受け、県のホームページや地元紙に紹介されています。大分県は、特に優秀な企業には、優秀健康経営事業所として表彰しておりますが、我が県でも、平成27年度より健康長寿推進への知事表彰がございました。そこで質問ですが、県が行っている健康長寿推進企業等知事表彰制度の導入目的と実績について、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県では、健康長寿社会づくりを進めておりまして、そのためには、県民一人一人が、家族や仲間とともに健康づくりや生きがいづくりに取り組みやすい環境の整備が大切であると考えております。特に働く世代の方々につきましては、その所属する企業や団体を通じた働きかけが大事でありますので、平成27年度に、従業員やその家族の健康づくりに積極的に取り組む企業等の表彰制度を創設したところであります。

これまでに、例えば、社内食堂でヘルシーメニューを提供して、定期健康診断結果の改善につなげた企業でありますとか、住民向けのウォーキング大会を開催している団体等を表彰するとともに、パンフレットやホームページなどで紹介して普及啓発を図ることによりまして、企業等における健康づくりの推進に努めているところであります。今後とも、「健康長寿日本

一」の実現を目指しまして、企業・団体を初め、市町村や県民の皆様とともに、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 若者や高齢者、障がい者など、全ての国民が活躍できる一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革に政府は全力を挙げておりますが、生産性を高め、経済を成長させるとともに、希望出生率1.8や介護・子育てなどに参加する、そして健康経営で働きやすい環境を整備する、また、それをしっかり広報することで、「あんな会社で働きたい」という心情が人材確保につながると考えます。さらなる取り組みをお願いいたします。

3月1日から8日は「女性の健康週間」です。公明党は、「女性が活躍できる社会づくりが叫ばれる今、その基盤は健康を守ることだ」と強調しております。

県のホームページには、「女性のからだは、生涯を通じて変化し、ライフステージごとに健康課題があります」とあり、特に女性のがん予防について、「本県では、毎年、約1,400名の女性の方が、がんが原因で亡くなっています。その中で、約200名が乳がんや子宮がんといった女性に特有のがんが原因です。一方で、乳がんや子宮がんは早期に発見し、治療すれば、高確率で克服できるがんです」、さらに「乳がん、子宮がん共に、早期発見のため、2年に1回は、がん検診を受診することが重要です。県では、がん検診受診率50%を目指しておりますが、現状は40%台と低い状況です。乳がんは、40～50代の女性に多く、子宮頸がんは、20～30代の女性に多いのが特徴です。該当する年代の方は特に注意が必要です」と、検診の重要性を呼びかけております。

検診に行くためだけに、なかなか有給休暇を

とりにくいといった声もあります。そこで、女性特有のがんの検診受診率向上のため、県はどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 県民の健康づくりを推進するに当たり、女性には、お話がありました、子宮がん、乳がんといった特有のがんもありますことから、その検診受診率の向上に取り組むことは重要であると考えております。このため、おひな様のこの時期、毎年3月1日から8日まで実施される「女性の健康週間」に合わせまして、保健所や市町村において、子宮がんや乳がんについて啓発するパンフレットの配布、乳がん触診モデルの展示、子宮頸がんの検診等を行っているところであります。

また、乳がん検診を効果的に啓発するため、平成17年に、県、各種団体・企業等から成ります「ピンクリボン活動みやざき」を立ち上げまして、各種スポーツ大会などのイベントでブースを出展するほか、毎年10月の乳がん月間には、橘通りや県庁楠並木通りへのピンクリボンバナーの掲揚や、県庁本館におきましても、ピンクライトアップなどを行っているところであります。

**○重松幸次郎議員** 受診率向上、よろしく願いいたします。

検診で乳がんと診断されると、がん摘出手術や抗がん剤治療が行われるわけですが、乳房を失い、また頭髮も抜け落ちる、その肉体的・精神的ショックは申し上げるまでもありません。

先般、我が党の女性議員と一緒に、みずからも乳がん手術を受けられた、がん患者サポートショップ代表の方にお話を伺ってまいりまし



た。乳房摘出後も「友人と温泉やプールに行きたい」、また「好きな洋服を着たい」など、その思いに応えるため、人工乳房は最適なものをお選びするのですが、当然、上質なものは価格も高くなります。また、ウィッグも、フィット感やデザインもさまざまであります。幾らかでも補助金が出せないものか、相談を受けました。

調べてみましたら、療養生活の質の向上を図るために、乳房補整具と頭髪補整具（ウィッグ）等に、山形県、鳥取県や秋田県能代市が助成を行っております。他県では、がん患者の乳房補整具や頭髪補整具の購入に対する補助制度を導入しておりますが、本県でも実施できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** がん患者の中には、乳がん手術による外見上の変貌や、抗がん剤治療による脱毛などの悩みを抱えまして、お話にありましたように、補整下着などの胸部補整具やウィッグなどを使用して、就労・社会参加をしておられる方もいらっしゃいます。こうした補整具には高額なものもありますことから、患者の心理的・経済的負担は大きなものがあるというふうに認識しているところであります。

一方、こうしたがん患者に対する周囲の理解を深め、患者が社会参加しやすい環境を整えていくことも、大変重要であると考えているところであります。このため、県といたしましては、補助制度を導入している他県の状況把握に努めるとともに、がん教育や講演会、各種広報等を通じた県民への啓発や、がん相談支援センターでの相談等の取り組みをさらに充実してまいりたいと考えているところであります。

**○重松幸次郎議員** 病気や事故で失った手と足

に、義手、義足があります。それには補助があるようであります。同じように、胸の補整具にも、ぜひとも御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、スポーツランドみやぎきの推進についてであります。

ことしも、プロ野球、Jリーグなどのキャンプが大盛況でありました。そして、WBCの合宿も無事に終了し、スポーツランドみやぎきの知名度は、国内外でさらに高まったのではないかと思います。関係各位の御尽力に深く敬意を表します。

さて、スポーツキャンプは、野球、サッカーなどのプロだけではなく、社会人、大学の野球部、陸上部、サッカーやゴルフなどなど、宮崎で合宿を行っているようであります。箱根駅伝3連覇の青山学院大学駅伝部も、運動公園東側のクロスカントリーコースで練習されているというふうに伺っております。きょうの新聞でも、日本陸上競技連盟の男子短距離リレーの強化合宿が今月24日から行われるという、うれしいニュースがございました。

県においては、これからも、通年で多種目、また高齢者・障がい者アスリートも含めて、どんどん受け入れていきたいと考えておられるようであります。そこで、本県のスポーツキャンプの付加価値を上げる取り組みが必要だと考えますが、現在の取り組み状況を商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** スポーツキャンプの誘致が全国的に激化している中で、他県との差別化を図り、スポーツキャンプ地としての付加価値を高めることは、大変重要であると考えております。そのため、本県の豊かで安全・安心な食材や長年にわたる受け入れ経験

を生かし、アスリートフードやスポーツメディカルの取り組みを行っているところであります。

アスリートフードにつきましては、県栄養士会と連携して取り組んでおり、現在、66品目のレシピを宿泊施設に提供し、レベルの高い受け入れ施設の拡大を図っております。

また、スポーツメディカルの取り組みといたしましては、宮崎大学医学部と連携したメディカルチェックや高酸素カプセルの導入のほか、今年度は、医師や理学療法士で構成するトレーナーズバンクの設立を支援するなど、本県で合宿するチームのメディカルケアをサポートする仕組みづくりに取り組んでいるところであります。今後とも、このような取り組みを進め、さらなるキャンプ誘致につなげてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** アスリートフードやスポーツメディカルをしっかりと活用していただき、キャンプ誘致をお願いしたいと思います。

我が党の重点政策の中に、「オリンピック東京大会では、ドーピングのないクリーンな大会にするために、教育・普及活動をはじめとした国内アンチ・ドーピング体制の整備・強化に、関係機関と連携しつつ取り組みます」とあります。女子テニス界の女王シャラポワ選手や、ジャマイカのウサイン・ボルトを有する400メートルリレーチーム、そのメンバーが陽性反応で、北京大会での金メダルを剥奪されるなど、次々とドーピング事件が報道されています。

2021年に国体を迎える公益財団法人三重県体育協会がそのホームページに、「あなたはすでにドーピング違反かも!？」と題して、ドーピングに関する意識・知識、薬剤師からのメッセージや服用してはいけない薬、またQ&Aなど

を紹介し、防止啓発を呼びかける冊子をアップしております。そこで、ドーピング防止に向けて、選手や指導者にどのような指導を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** ドーピングは、勝利を得るために、選手や指導者が意図的に行う不当な事例がありますほか、禁止薬物が含まれている市販薬等をうっかり使用してしまうという意図しないドーピングまで、さまざまなケースがございます。このような状況を受けまして、現在、県では、県体育協会と連携し、国体に出場する選手や指導者を対象に、スポーツドクターを講師にしたドーピング防止研修会を開催し、フェアプレーの精神など、公正な態度についての意識の啓発を行っております。

また、いわゆる「うっかりドーピング」を防止するために、選手に服用している薬等を報告してもらい、禁止薬物が含まれていないかどうかのチェックも行っているところであります。

**○重松幸次郎議員** 先ほどの冊子の終わりには、「ドーピング検査を受け、違反となると「2年間の試合出場停止」という処分が下され、選手にとって選手生命の危機のみならず、名誉を著しく汚します。常日頃より自分は「うっかりドーピングをしているのでは？」と心がけることが重要です」と書かれています。これからオリンピック・パラリンピックや国民体育大会など、今の中高校生が主力となりますので、指導教育への早目の取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、発達障がい児とペアレントメンターについてであります。

ペアレントメンターとは聞きなれない言葉だと思いますが、発達障がいの診断を受けたお子さんを持つ保護者の方々にとって、同じ立場で

子育てを経験してきた先輩に出会い、話し合う機会を得ることは、大きな心の支えになっています。そうした役割を担っていくのが、ペアレント（相談支援に関する研修を受けた保護者）メンター（信頼できる相談相手）ということになります。ペアレントメンターの養成及び相談希望者とのマッチングは、県社会福祉事業団（県発達障害者支援センター）に委託し、事業を行っています。そこでまず、発達障害者支援センターの取り組みと相談件数について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 本県におきましては、発達障がい児・者の支援拠点として、宮崎、都城、延岡の3カ所に発達障害者支援センターを設置しております。センターの取り組みといたしましては、当事者及びその御家族への相談対応や、個々の特性に応じた訓練を行う発達支援、ハローワーク等と連携した就労支援を行っているところであります。このほか、発達障がいに対する理解を深める広報活動や、人材育成のための研修、市町村の乳幼児健診への協力等にも取り組んでいるところであります。

相談の実績といたしましては、平成27年度は、3センター合計で1,352名、延べ6,384件となっているところであります。

**○重松幸次郎議員** 相談件数だけでも、かなりの数があると思えました。専門医や専門相談員への相談は大変大事であります。一方で、ペアレントメンターには、専門家にできない、同じ親だからこそ寄り添うことができるとの思いで養成講座を受けられておりますが、ペアレントメンターのこれまでの取り組みと今後の活用について、福祉保健部長に再度お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** ペアレントメ

ンターが行う、みずからの経験に基づいた助言等は、発達障がい児の保護者が抱える不安やストレスの軽減に寄与するものと考えております。このため県では、平成23年度からペアレントメンターの養成に取り組んでおりまして、現在、85名が登録されておりますが、お話しのように、認知度不足や相談希望者とのマッチングなどが課題となっているところであります。

今後は、研修会や講演会等の機会を通じて、保護者や関係者への広報を進めていきますとともに、乳幼児健診後のフォローアップ教室を開催する市町村や保育所などの関係機関と連携を深めながら、ペアレントメンターの活用について取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**○重松幸次郎議員** 私は、平成25年9月議会でも、発達障がい児の支援について質問いたしました。その中で、「特性のある子供を抱えている親は、ストレスを抱えていても、なかなか周囲に理解してもらえないことがあります。ある月刊誌の中に、「発達障がい児を持つ保護者に孤独感を覚えさせない支援体制が大切だ」とありました。例えば、子供にどう接すればよいか具体的にわかりやすく指導する「ペアレントトレーニング」や「ペアレントメンター」の養成の広がりを推進。つまり、同じような体験をしてきた保護者が、障がいのある子供を持った保護者らの相談に乗ることは、当事者だから悩みや苦しみが理解できる。相談支援の幅を広げるためにも大切であるし、幼少期を安定的に過ごすことができれば、青少年期の混乱のリスクを減らし、学校や社会でもうまく過ごすことができるであろう」と延べました。

それから3年がたち、今御答弁がありましたように、登録数は85名になりました。発達障がい

いのある子を持つ保護者が、子育てしやすい我が県・我が街をつくるためにも、ペアレントメンターの皆さんが安心して幅広く活動できる環境をさらに整えていただきたいと思います。

続いて、視覚障がい者の対策について。昨年9月の代表質問で、東京地下鉄青山駅で、盲導犬を連れた方が駅ホームから転落し、死亡した報道を受け、視覚障がい者の皆さんは、交通移動に大変不安を持っていらっしゃることを紹介いたしました。そして、駅ホームでの声かけ、音声案内つき信号機の設置、点字ブロックのついた横断歩道（エスコートゾーン）の設置などを要望しておりましたが、なんとこのエスコートゾーンが宮崎市内に先月設置されました。視覚障がい者団体の関係者の皆さんは大変に喜ばれております。エスコートゾーンの年度内の設置状況と今後の予定について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 警察では、本年度、視覚に障がいのある方が安全に道路を横断するためのエスコートゾーンを、JR宮崎駅西口や宮崎市江平西2丁目の宮崎県視覚障害者福祉協会周辺など、3カ所の交差点の横断歩道中央に設置しております。設置に当たりましては、視覚障がい者団体や道路管理者等の関係機関と十分な調整を行っております。今後も、視覚に障がいのある方からの要望箇所や利用者の多い駅などの公共交通機関周辺について、関係機関との協議を行い、エスコートゾーン設置の必要性を検討してまいります。

**○重松幸次郎議員** 年度内の設置、本当にありがとうございました。次に設置される予定が本当に待ち遠しいところであります。

先日、私と情報提起してくれた太場祥子宮崎市政会議員とで、県視覚障がい者団体の小島理

事長を訪ね、江平西周辺のエスコートゾーン設置確認と渡り初めを行ってまいりました。理事長は、車が通るたびにブブーンという音でエスコートゾーンがついていることがわかるというふうに言われ、また、ガイドヘルパーさんと歩きながら、「本当に安心です。ありがたいです」と、何度もおっしゃってございました。

その後、懇談の折、県内各地の要所にエスコートゾーンを設置してほしい、また、駅のホームには、線路側とは反対を示す内方線付きの点字ブロックを設置してほしいというお話を伺いました。県内の鉄道駅のエレベーター、点字ブロック、内方線の設置状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 高齢者や身体障がい者を含みますあらゆる人が、安全に、そして安心して利用できる駅を整備することは、大変重要でございます。JR九州におきましては、国や県、関係自治体の補助を活用して、またJR九州単独でも整備を進めております。

エレベーターにつきましては、県内76の駅のうち、宮崎駅、都城駅、延岡駅など、主要な6駅に設置しております。ホーム内の点字ブロックにつきましては、71駅の設置でございます。また、点字ブロックと組み合わせまして、お話にありましたように、線路と反対側の安全な方向を示します内方線につきましては、37駅に設置しております。

また、内方線付きの点字ブロックを、今年度末までに、さらに2駅で整備すると聞いております。県といたしましては、今後とも、鉄道を安全かつ円滑に利用できるよう、引き続きJR九州に対し、施設の整備等について要望してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 駅や道路の公共施設への安

全対策をよろしく願いいたします。

次は、子ども・子育て支援についてお伺いいたします。

先月、市内のタクシー会社が「子どもサポートタクシー」のサービスを開始し、その発車式に参加させていただきました。このサービスは、3歳から12歳の子供を対象に、仕事や介護等で忙しい保護者に代わり、子供を塾、保育園、学校等の各施設へタクシーで送迎するもので、子育てシッター養成講座を受けたドライバーが「思いやりの心」で対応されるというものであります。残念ながら、来年度予算で、先ほどのドライバー養成講座の費用助成やチャイルドシート助成はかないませんでしたけれども、これからも御検討をお願いいたします。

以前にも同様の子育てタクシーを紹介し、既に県のポータルサイト「すくすくみやざき」に紹介されておりますが、こうした企業みずから子育て支援に参画することは、大変重要だと考えています。子育て支援については、企業・団体においてもさまざまな取り組みを行っており、県も応援すべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、県では、官民一体となった「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んでいるところでありますが、企業・団体の皆様にも、子育て応援カードの協賛や子供たちの通学時の見守りなど、さまざまな取り組みをいただいております。大変心強く思っているところであります。

この県民運動の一環としまして、すぐれた子育て支援の取り組みを表彰しているところであります。本年度は、従業員向けの保育施設を設置した歯科医院や、今御紹介がありました「子どもサポートタクシー」を開始したタクシ

ー会社などの表彰を行ったところであります。子供たちへの支援は、大切な「未来への投資」であります。今後とも、私が先頭に立って、企業・団体を初め、県民の皆様と一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 知事は、本当に先頭に立って、子育て支援のイベントや県民運動に参加されております。イクボス宣言、知事とイクメンパパの料理教室、また子ども職場参観日や子ども知事、子育て支援優良企業表彰、そして妊婦ジャケットの体験など、本当にお疲れさまでございます。日本一の子育て環境づくりに総力を挙げていきたいと思っております。

次は、橋通りバスレーンについてであります。

バスレーン規制が、宮崎市中心部の国道10号線（江平五差路）から国道220号（中村西2丁目）に、橋橋が優先レーンから専用レーンに変更されて1年がたちました。バスレーン規制とは、左車線がバス専用で、二輪車以外の一般車両は、左折を除いて原則通行ができないことでありますが、変更当初は、規制区間の前後や周辺道路で渋滞が生じるなど、ドライバーは戸惑いやストレスを感じたと思っております。バス専用レーン見直しから1年が経過いたしました。改めて、規制の目的と現況、あわせて、今後、規制範囲、時間の延長を考えているのかを警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** バスレーン規制の目的は、バスの定時・定速走行を確保することにより、マイカー利用者のバス利用への転換を促し、交通総量を抑制して、交通の安全と円滑を図ることです。

規制の見直し当初は、道路利用者の通行方法

に対する戸惑いも見られたものの、現在では、規制に対する理解も進み、定着化が図られているものと考えております。

規制範囲と時間の延長については、昨年2月に規制範囲と時間の見直しを行い、ようやく浸透してきたところでありますので、現時点では考えておりません。

また、県警で昨年、道路利用者約2,200人を対象に実施した「バスレーン規制に関するアンケート」でも、「今の規制範囲や時間を継続したほうがよい」という意見が最も多くを占めておりました。バスは、高齢者等の移動手段として、今後さらに必要性が高まってくるものと考えておりますので、バスレーン規制の状況につきましては、注意深く見ていきたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 規制変更後の効果が出てくるには長い期間を要すると思います。バスの定時性・利便性を図ることは、交通インフラの抑制、またCO<sub>2</sub>削減の上でも改善され、まして交通弱者にとっては有効であると理解できます。

一方で、同じ公共交通機関であるタクシー協会から要望が出ていることを知りました。それは、せめて実車中のタクシーはバス専用レーンの走行を認めてほしいという要望であります。沖縄県では、実車・空車を問わず走行できるようですが、実車中のタクシーは専用レーンを通行させることはできないか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 現状では、実車タクシーの専用レーン通行は考えておりません。バスレーンは、バスの通行帯を指定する規制であり、バスが全ての通行帯を自由に走行できる規制ではありません。実車タクシーが専用レーンを通行できるようにした場合、原則とし

て、タクシーはバスレーンを通行することになります。そのため、バス停ではバスの後方に停止することになりますし、追い越す場合は、そのたびに右車線に割り込むこととなり、交通事故を引き起こす危険性が高まります。

また、アンケートでも、バスレーンを通行する車両の種別は、「今のままでよい」との意見が過半数を占めており、実車タクシーのバスレーン通行は、他の道路利用者の理解を得ることが難しいと考えております。今後も、バスレーン規制に関する指導取り締まりを通じ、理解と協力を求めていきたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 「急いでいるからタクシーを利用したのに、渋滞に巻き込まれて納得いかない」というお客様の声が多いというふうに聞いております。しかし、原則バス専用レーンしか走れないということを知ると、また考えが変わります。他県の事例をさらに調査して、再度この件も質問したいと思います。

最後の項目になりました。高校生・高齢者の交通安全対策についてであります。

警察本部の資料では、平成28年の高校生の登下校中における交通事故発生件数では、多い順に自転車154件、原付車5件、歩行中が3件で、おおむね平成27年とそう変わりはないようです。また、高校生が運転する普通車による事故は、平成28年が16件とありました。前年より4件ふえているようであります。いずれも死亡事故はありません。

高校3年生になると満18歳になり、自動車運転免許が取れるわけでありますけれども、県内高校生については、県教育委員会による一律の規制はなく、各高校の判断になっていると伺いました。職業系学科の生徒の進路によっては、卒業後すぐに自動車運転の必要性もあるので、

保護者からの要望もあるとのこと。そこで、高校生の自動車免許取得状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県立高等学校では、生徒の事故防止を大前提としながら、各学校が校則等において、自動車運転免許取得に関する条件を規定しておりまして、就職など個別の進路に応じて、生徒が不利益にならないよう配慮しながら、自動車教習所への入校や免許取得の時期を判断しております。

具体的には、職業系学科を有する学校においては、生徒の就職状況などに配慮して、自動車教習所への入校を、在学中に、最も早いケースとしては10月から許可しております。いずれにいたしましても、生徒の事故防止が大前提となりますので、自動車運転免許の取得につきましては、適切かつ弾力的に行うよう、各学校への指導に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 各学校の規定と判断、適切かつ弾力的に行うということですが、できれば、3月1日の卒業日までに教習を済ませ、1日以降に学科試験を受けて、合格して免許を受けるということが理想でありますけど、くれぐれも事故防止に努めていただきたいと思っております。

ふえ続ける高齢者の運転事故防止のために、3月12日に改正道路交通法が施行されます。75歳以上の高齢運転者で一定の違反行為があったときは、臨時認知機能検査、臨時高齢者講習を受けなければならないなど、二重三重に対策が講じられているようであります。一方で、高齢者が免許の自主返納をしやすくする環境づくりも進んでおります。過去3年間の高齢者免許返納数の推移と運転免許証返納メリット制度について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 県内で過去3年間に免許証を返納した高齢者につきましては、平成26年が1,694人、平成27年が2,261人、昨年在が2,907人で、年々増加している状況にあります。

メリット制度につきましては、運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を整えるため、免許証を返納した高齢者を対象に、公共交通機関の運賃割引などの支援を行うものであります。例を挙げますと、タクシー、バス乗車券の交付、路線バス定期券の購入割引、電動車椅子の購入割引などがあり、現在、市町村や関係機関等250事業所の御協力により、92種類のメリット制度が確立されております。警察としましては、今後とも、関係機関等と連携し、メリット制度を初めとした高齢社会対策のさらなる充実に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 メリット制度により免許自主返納がかなりふえているというふうにお伺いしました。免許自主返納も高齢者対策の一つであります。しかし、2025年には、日本国内で75歳以上のドライバーが1,700万人以上になり、短期間で想像を絶する高齢者ドライバー激増時代が到来いたします。高齢者対策のみならず、マイカー優先だった交通体系を見直して、今こそ公共交通機関（バス、デマンド交通システム、乗り合いタクシーなど）へシフトすることや、歩行者・自転車優先への環境整備をすることが大事だと専門家が指摘しております。このことを次回の質問の課題として、今回の質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

（拍手）

○星原 透議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の来住一人です。質問通告に基づいて質問いた

します。

航空自衛隊新田原基地防音補償区域縮小計画の問題について質問いたします。防衛省は、新田原基地防音区域の見直しの告示内容を、新富、高鍋、木城、西都、宮崎の2市3町に、昨年12月2日に提示いたしました。その告示の内容の最大の特徴は、住宅防音工事やエアコンなどの設置補助、NHK受信料の減免などを行っている第一種区域について、現行の1万2,000ヘクタールを約6,000ヘクタールに、対象世帯約1万4,000世帯を約9,000世帯に、それぞれ大幅に縮小させるというものであります。

当然のごとく2市3町の議会は直ちに反対の意見書を採択し、12月8日には、九州防衛局に抗議・申し入れを行っております。2市3町の自治体で構成されている新田原基地周辺協議会も、同じく12月8日に、防衛局に計画は受け入れられないとの要望書を持って直訴されております。

意見書はほぼ共通しており、「新田原基地開設以来、騒音問題を抱えながらも、基地との共存共生に努めてきた。平成19年からの米軍再編に際して、年間2,100回に及ぶ飛行の増加に対し、騒音補償区域拡大を前提に調査することを国との間に合意してきた。したがって、改善が図られるものと期待していた。今回の縮小計画は、合意を全く無視し、住民との信頼関係まで失われ、住民の怒りは最高値に達している。計画は到底受け入れられず、計画の見直しを求め」というものであります。

新田原基地周辺協議会の要望書も、「飛行訓練やエンジンテスト等の航空機の騒音に悩まされ続けている2市3町は、国防の重要性を理解し、基地運用の幾多の基地拡張、部隊改編及び在日米軍訓練移転受け入れなどの変更について

も、やむなく受け入れてきた。騒音問題は基地周辺住民の生活環境保全や周辺自治体発展の著しい障害となっている。今回示された見直しの内容は、これまでも住宅防音工事対象区域の拡大と告示後住宅への防音工事の早期実施について要望してきたことに沿わないものである。また、長年にわたり騒音に悩まされ続け、我慢に我慢を重ねてきた基地周辺住民の苦しみを全く無視しており、到底受け入れられるものではない」と、住民の立場から厳しく告発いたします。

騒音区域縮小計画に対する関係者の皆さんの思いは、今紹介した意見書や要望書のとおりであると思います。知事に伺いますが、今回の縮小計画に対し、騒音に悩み苦しんできた方々の思いをどう捉えておられるのか、所見を伺いたいと思います。

後の質問は質問席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新田原基地周辺の地域住民の方々は、日々騒音に悩まされ、事故への不安を抱えながら生活されております。負担は大変大きなものがあると認識しております。私も、訓練が行われているときに近くを通ると、大変大きな音に驚く思いがいたしております。肌身で実感するわけですが、ここで日々暮らしておられる地域の皆様の思いはいかばかりかと思いをいたすところであります。

今回の第一種区域等の見直しにつきましては、これまで区域拡大を求めてきた関係市町の意向や、日々騒音に悩まされている地域住民の声が最も重要であると考えております。国においては、関係市町、地域住民の声によく耳を傾



け、地元の理解をしっかりと得ていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○来住一人議員** 申しおくれましたけど、この区域縮小問題では、県議会においても意見書が採択されて、議長が年末、防衛省に赴いております。

知事は昨年12月12日、周辺協議会の首長の皆さんの要請を受けた後、「地域の理解が得られなければ進まない問題」であり、県としての国への要望は、「一方的な押しつけではなく、地元の意向を尊重し受けとめてほしいという内容になる」と、このように述べたと報道されております。私は、これは非常に重いものだと思います。ぜひとも掛け値なしにこの立場に首尾一貫して立っていただきたい、このように思います。

防衛省は、告示の期日をことし1月から3月に変更し、さらに現状のまま3月に告示を強行しないとしておりますけど、これは防衛省の想定内であるんじゃないかなと、このようにも思います。ですから、計画を撤回したものではありません。2市3町は、この計画については到底受け入れられないと、このように主張しているのでありますから、計画を白紙撤回する以外にないと思います。知事もこの立場にぜひ立っていただきたい。昨年11月15日、県に対して防衛局が説明に来ておりますが、このとき、縮小計画の話があったのか、答弁を求めます。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 昨年11月15日に、九州防衛局が県に、騒音度調査や第一種区域等の見直しの概要について、事務レベルで説明に来られております。基地周辺の2市3町についても、14日から15日にかけて、同様の説明があったと伺っております。

**○来住一人議員** 騒音区域縮小計画についての

防衛省から提出されている資料は、私ども議員に配付されている資料でありますけど、しかし、この資料も、総務政策常任委員会だけに配付されているのか、全議員さんに配付されているのか、どうもちょっと自信ないんですが、この資料以外にないのでしょうか、確認いたします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 防衛省からは、1月26日の総務政策常任委員会で説明した資料のほかに、騒音度調査の一般的な方法や今回の調査の概要に関する資料、それから、先月実施された体感調査の地点、実施方法に係る資料、こういったものはいただいておりますが、今回の見直しに係る詳細な調査結果等の資料については、現時点では提供されておられません。

**○来住一人議員** 今、統括監がお話しになられた防衛省から出されている資料は、議会のほうに提出できないのか、確認をしておきたいと思えます。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** この資料については、提供の求めがあれば対応したいと考えているところであります。

**○来住一人議員** 議長のほうでよろしく願いたいと思えます。

防衛省が提出している資料によりますと、区域縮小の最大の根拠となっているのが、平成26年、27年の調査と、平成14年、15年の調査の比較であります。調査の日時、場所、また飛行回数根拠などは具体的に示されておられません。

それから、私も全く素人ですから、これを見ました。そうすると、「自衛隊等の飛行場は日々飛行回数の変動が大きいという特徴を考慮し、1日の飛行回数の最も少ない日から数えて90%に当たる日の飛行回数を採用した」、これは意味がわからないんです。いつが最低なの

か、そして90%というのは何なのかというの  
もわからない。この程度の資料しか提出してい  
ない、そういう防衛省の態度について、どうお考  
えでありましょうか。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** 騒音度調査  
の結果等について、国から詳細が示されないた  
め、県においては、先ほど議員から御指摘が  
あったとおり、昨年12月、防衛省に対し、関係  
市・町の意向を最大限尊重することなどとも  
に、騒音度調査の方法と結果について、県、関  
係市・町、地元住民に対し、詳細かつ丁寧な説  
明を行うよう求めたところであります。

このような中、国は、先月実施し、また今月  
も実施予定としている体感調査の結果につい  
て、分析した後、県や関係市・町に説明する  
としておりますので、その中で、体感調査と今  
回の騒音度調査の関係などについて、一定程  
度、詳細な説明がなされるのではないかと考  
えております。

**○来住一人議員** とにかく第一種区域の皆さん  
にとってみたら、まさに死活の問題でありま  
して、そういう問題を議論するのに、わずか  
この程度の資料しか提出していないと。私は、  
それも防衛省の考え方の一つ、想定内の一つ  
なのかなと思っているんです。少しずつ出し  
ていくという態度をとっているのかなとも  
思います。

少し古い資料ですけど、平成19年度の各航  
空自衛隊基地の騒音発生回数であります  
が、千歳が1万1,984回、百里が1万2,095  
回、小松が1万4,095回、築城が1万102  
回、これに対して、新田原基地は2万6,076  
回でありまして、2倍以上となっており、  
この数字からも、新田原基地周辺の皆さん  
がいかに騒音に悩まされているかという  
ことを知ることができると思います。

防衛省がやるべきことは、騒音に悩む住民の

皆さんの願いに応えることだと思います。  
現在、区域内においては、エアコン設置  
などの補助を受けるには、申請してから  
1年半待たないとこれが実現できない  
というのが実情のようです。何人か  
から聞きました。一夏エアコンなし  
で爆音に悩まされるということになり  
ます。せめて10日以内とか半月以内  
に設置ができるように、県として防  
衛省に対して申し入れを行うべき  
ではないかと思いますが、答弁を求め  
たいと思います。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** エア  
コン設置等の補助については、基地  
周辺2市3町で構成する新田原基  
地周辺協議会が待機住宅の早期解  
消を要望しており、九州防衛局は、  
「住宅防音事業の実施に当たっては、  
事務の迅速化に努めるとともに、  
引き続き所要の予算確保に努め  
つつ、可能な限り早期に工事を実  
施できるよう努力していきたい」と  
しております。県としても、地元  
における切実な声につきまして、  
引き続き国にしっかりと伝えてま  
いりたいと考えております。

**○来住一人議員** この問題で改めて  
強調しておきます。とにかく知事  
がお話しになっているように、一  
方的な押しつけではなくて、地元  
の意思を尊重してほしいと、こ  
う述べられておりますし、先ほ  
どの知事の答弁でも、このこと  
を裏づけていると思います。地  
元の意向というのは、到底受け  
入れられないというものであり  
ますから、当然そういう点では  
白紙撤回以外にないというふう  
に思いますので、ぜひ皆さんも  
その立場に立って行動していただ  
きたいということを改めて強調  
しておきたいと思います。

オスプレイの落雷事故に関して質  
問いたします。報道によります  
と、平成26年6月26日午前11  
時43分に小林市街地上空で落  
雷を受け、右

側プロペラ3枚のうち2枚が破損したほか、制御機器にトラブルが発生したというものであります。小林市役所、小林高校の上空であったとされており、重大事故にならなかったのが幸いです。重要なことは、米軍が真相を語っていないことです。当初は、沖縄普天間基地で駐機中に落雷を受けたと、このようにうその説明をいたします。そして、事故の内容も、いまだに日本政府に対して報告すらしないという態度です。

この問題と関連して述べておきたいと思いますが、平成27年9月、夜間に延岡上空で轟音を立てて低空飛行する正体不明の航空機があり、多くの目撃者がおられます。その後、私ども党の地方議員団が東京において防衛省と交渉した際、驚くことに、防衛省は「飛行物体の国籍や種類などは把握していない」と、このように私たち共産党地方議員団に回答しました。延岡上空を低空飛行する航空機の国籍も機種も把握していないというなら、日本の防衛は任すことはできないということになると思います。防衛省は全て把握していると思います。発表しないのはなぜか。それは米軍のオスプレイだったからということではないかと私は思うんです。プロペラがついていたという目撃情報もあるということですから、オスプレイに間違いはないと思います。

だから、米軍は、まさに我が物顔で、日本の、宮崎県の上空を飛んでいるということになります。うその情報は流す、我が物顔で勝手に飛び回る、こんなことは絶対に許してはならないと思います。オスプレイの県内上空の飛行は中止するように申し入れるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** オスプレイの運用につ

きましては、日米合同委員会におきまして、移動の際には、可能な限り水上を飛行するなどとした安全確保等に関する合意がなされているところであります。本県ではこれまでも、県民の安全・安心を確保する観点から、この日米合同委員会で合意された安全確保策の遵守等につきまして、国に対し求めてきたところであります。オスプレイが被雷したとされる事案につきましては、国がアメリカ側から得た情報を分析・精査し、地元丁寧に説明するとしておりますので、その説明を踏まえ、今後、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 時間がありませんから、クロピラリドによる生育障害について質問をいたします。この問題もさきに質問があったところでもあります。クロピラリドは、日本では登録のない除草剤の一つであります。日本で登録・生産されていないクロピラリドによって、都城市高崎町のスイートピー農家に甚大な被害が発生いたしました。どのようにして日本に入ってきたのかということ、オーストラリアやアメリカ、カナダから輸入される粗飼料に残留して日本に持ち込まれる。

オーツヘイという粗飼料の一つでありまして、オーツヘイは、日本名では多分燕麦だと思えます。現に私、高崎町からオーツヘイをいただいで、きょうここには持ってきておりませんが、控え室にはたくさんあります。この粗飼料を与えられた牛のふん尿からできた堆肥に残留しており、これによって生育障害が発生したものでございます。クロピラリドの影響を最も敏感に受けるのがトマトやマメ科などと言われており、御承知のように、スイートピーはマメ科であります。

私が被害農家から最初に相談を受けたのは、

昨年11月の初旬であったと思います。話を聞くと、「平成7年よりスイートピーの栽培を始め、当初は手探り状態で大変な努力をして、今日、市場においても一定の信頼を得るようになった。ようやく軌道に乗り始めたところだった」と言われておりました。「約12アールのハウスに1万3,800株を定植したが、発育障害が発生して、5,000株余りを植えかえる結果となった。県などの指導を受けて、さまざまな措置を行ったが、現在も影響を受けており、収入は昨年の半分に届くだろうか」と、このように話されておりました。ゆうべ私は電話で聞きました。本当に半分だそうです。金額は半分を下回ったと言いました。それから、2月現在、本数は52～53%だと。

昨年12月17日に、部長は高崎町まで足を運んでいただいて、現状をつぶさに視察していただくとともに、被害者の思いも直接聞いていただきました。農政の責任者として、いろいろ思うところがあったと思います。今回のことについて、部長の所見を伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今回の生育障害発生の情報を受けまして、私は、まずは現場を確認することが重要であると考え、すぐに発生圃場に赴き、障害の状況を把握するとともに、直接、生産者からお話を伺いました。その中で、生産者が取引先との信頼関係が壊れてしまうのではないかと不安や、今後の経営を憂う切実な声をお聞きし、このような被害を二度と起こしてはならないという思いと、一日も早く対策を講じる必要があると強く感じたところでもあります。

このため、直ちに県内における発生状況の緊急調査と生育障害の軽減対策の検討を指示いたしますとともに、啓発チラシ等による周知・徹

底に取り組んだところであります。また、国や花卉市場に職員を派遣し、産地の状況を伝えるとともに、対策の協議を行ったところであり、また、花卉市場につきましても、今後も変わらぬ取引をお願いしたところであります。

**○来住一人議員** 僕は県会議員になってまだ2年にしかならないんですけど、とにかく部長がすぐそうやって現場に足を運んでくれたと、被害を受けた方は改めて僕にも話されておりました。すぐ飛んで来ていただいたと、敬意を表しておられました。

クロピラリドによる発育障害を最初に農水省が把握したのは平成17年であり、平成25年までに5品目18事例が報告されております。農水省は、発育障害に係る通達・指示をたびたび発しておりますけど、この指示に基づいて、県はどのような対応を行ったのか、報告を求めます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 平成17年に、クロピラリドが原因と疑われる生育障害が国内で初めて確認されたことを受けまして、国におきましては、生育障害発生状況の調査の実施や、牛ふん堆肥等の適切な施用の徹底等を内容といたします通知を発出し、農業者への注意喚起と堆肥製造業者への指導を行っております。また、平成26年には、「被害軽減対策マニュアル」の周知・徹底により、再度の注意喚起を行っておるところであります。

県におきましては、こうした国の指導を受け、農業改良普及センターや市町村、JA等を通じまして、農業者への情報提供と注意喚起を行いますとともに、野菜施肥防除指針にクロピラリドに係る情報を掲載するなど、対策の強化に取り組んだところであります。

**○来住一人議員** 今回、被害を受けた農家は、クロピラリドについては全く認識がありません

でした。県は承知していたのでありますから、徹底してくれていたなら被害を免れることができたのに、本当に残念だと、このように話されておりました。

県花き生産者連合会のスイートピー部会長にお会いいたしました。この方は部会長をかなり長年されておりますけれども、この方もクロピラリドについては全く承知されておりませんでした。したがって、現にこうやって部会長も、それから被害を受けた方も、クロピラリドのクロの字も知らなかったわけですから、そういう点で、特に耕種部門の農家になぜ徹底されなかったのか、その要因をどう捉えておられるのか、部長の答弁を求めたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** クロピラリドの生育障害につきましては、全国的にトマト類で多く確認されていたことや、本県でもミニトマトのみの発生であったことから、その周知啓発を野菜農家中心に行っており、今回、被害が発生しているスイートピーなど、花卉農家への対応が十分ではなかったと考えております。このため県では、情報提供の範囲を施設園芸農家全般に広げ、対策等に係る指導を徹底いたしますとともに、関係機関・団体による周知や指導状況について定期的に報告を求めるなど、農業者に正確な情報が確実に届きますよう、対応を強化してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 県内90何戸ぐらいがスイートピーをつくられているということでもあります。900とか9,000ではないですから、そういう意味では、本当に徹底しようと思ったら、そんなに難しいことではありませんので、ぜひお願いしたいと思います。

私どもは、県にだけ責任があるとは考えておりません。私自身、昨年11月、農水省に行きま

して、やりとりをやってまいりました。通達の出しっ放しでなく、特に影響の出やすいミニトマトやスイートピー農家一人一人に趣旨が伝わったか、追跡調査を農水省が行っていたなら避けられたことだと、このように主張しました。また、我が党の真島省三衆議院議員は、宮崎県に2回入っていただいて、現場も視察していただきました。

2月22日には、衆議院の予算分科会において、この問題に限って取り上げてもらいました。大臣を初め農水省も認識を新たにしたのではないかと思います。真島議員が被害を受けた方の訴えを委員会で紹介して、大臣の受けとめを聞きました。山本大臣はこう答えました。

「被害者の花卉園芸に対する熱心さ、これをまず感じたところであります。クロピラリドという農薬の副作用がかかる甚大な被害を及ぼすということについて予測できなかったこと、そして何とか水をかけたり活性炭注入を行ったりしてもなお十分な対策にならないという絶望感、こういったものに対し、我々農業にかかわる者といたしまして、何らか対策を講じる必要というものを感じたところでもあります」と、このように答えられております。

すぐさま被害者の救済に乗り出すというものではありませんけど、被害を受けた農家に心を寄せることは大切ではないかと、このように思います。今回の事件は、被害を受けた農家に何の責任もありません。農業共済も適用されません。被害に対する救済・補償は行えないのか、改めて部長の答弁を求めたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にございましたように、被害農家への直接的な補償は現状ではございませんが、県では、被災農家に対して、被害軽減対策のための実証圃の設置な

どによる技術的なサポートを強化いたしますとともに、次の作付に影響が残らないように、農家とともに被害の軽減に向けて、しっかり取り組んでいるところであります。

**○来住一人議員** 今答弁がありましたように、被害が発生した圃場は、現在、県の実証圃として位置づけられているようです。平成29年度の植えつけ、そしてその生育がどうなるかは、被害者だけじゃなくて、宮崎県にとっても非常に大事なことだと思います。クロピラリドの影響が出ないようにしなければならないわけで、本人の理解と協力が前提となりますけど、どのような対策が有効と考えられるのでしょうか、答弁をよろしくお願いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にもございましたように、県では現在、被害農家に御協力をいただき、生育障害が発生した圃場において、関係機関・団体と連携して技術実証を行っておりますが、その中で、実証の途中ではございますけれども、クロピラリドが水溶性であるという特徴に着目した、圃場に水を張る——いわゆる湛水防除処理といいますけれども——処理や、クロピラリドを吸着すると言われていた活性炭の土壌混和、土壌に混ぜるといった処理が、被害防止対策として有効なのではないかと考えているところであります。県といたしましては、これらの実証結果を踏まえ、早急かつ効果的な被害防止対策の構築とその普及を図ってまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 現場はもともと田んぼでありましたから、水を張るのはそんなに難しいことではないと思うんです。ただ、本人に聞いたら、また水を確保するのがなかなか難しいというお話をされておりましたので、ぜひ現場でよく話し合いをされて進めていただきたいと思います。

ます。

個々の農家が施用しようとする堆肥にクロピラリドが残留しているのか、また影響が出るのか、これを検証するには生物検定が有効と聞きます。しかし、これは残念ながら時間がかかります。検定のマニュアルは作成されているのでしょうか。また、そのマニュアルは、どう普及されているのでしょうか、その状況について答弁を求めたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 生物検定につきましては、国の「被害軽減マニュアル」に記載はございますが、農家に広く実施していただくためには、より具体的な手順等をわかりやすく解説した「実施マニュアル」の作成が必要であると考えております。このため県では、次の作付準備に間に合いますよう、この「実施マニュアル」を本年4月までには作成し、生産農家に配付してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 今回の事件で大事なのは、言うなら通達行政、それだけではだめだということ、どこまで徹底するかというのが非常に大事だというふうに思います。

クロピラリドによる被害を根絶するには、クロピラリドを使用した飼料を輸入しない、これが何よりも大事です。私が昨年、農水省に行ったときには、この問題を取り上げましたけど、全く話にならない状況でありました。さきの真島議員の質問に対して、農水省消費・安全局長はこう答えました。「輸入先の国に対して、クロピラリドが入っているかどうかということについての情報伝達について協力を依頼している。園芸作物に被害が生じないようにすることについて、さらに何ができるか検討したい」というふうに答弁されておまして、ある意味では、一歩前進ではないかと思えます。

この問題について、最後に知事の所見を伺いたいと思います。宮崎県のスイートピーの生産は、全国の実に54%を占めて、断トツに第1位であります。県の農業試験場において、県のオリジナル品種として19品目が育成されておりますし、また、個々の生産者が品種改良に取り組んでおられます。こうした農家を初め関係者の努力が、現在の地位を確保し、海外に輸出するまでになっていると思います。

よく「攻めの農業」という言葉を聞きますが、本気で農業者に寄り添っているなら、今回のような事件・事故は避けることができたと思います。行政の不注意によって、こうした個々の農業者を追い込んでしまった。これでは、「攻めの農業」という言葉がむなしく聞こえるのではないかと私は思います。今回の発育障害問題を受けての知事の思いをお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回のクロピラリドの問題につきましては、本県の主力品目であるミニトマトや、今御指摘がありました、全国の生産量の約5割を占める日本一のスイートピーで生育障害が発生しておりますことから、早急に対応していく必要があるものと考えております。このため、県としましては、国や関係機関・団体と連携しながら、今部長が答弁しましたように、畜産農家と耕種農家がともに安心して農業生産に取り組めるよう、各種対策を講じているところでありますし、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

また、根本は、輸入粗飼料に起因する問題でありますので、今後とも、国に対し、関連対策の強化について強く要望してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** それでは最後に、教育行政に

ついてお伺いいたします。

特別支援学校の教室不足について質問いたします。この問題は、党議員団として連続3回取り上げることになります。連続して3回も取り上げることは余りないと思いますが、教室不足が余りにも深刻で放置できないこと、障がいを抱える子供たちをどう捉えているのか、政治の根本が問われている問題であると考えからであります。

私ども党県議団は、まだ県北の支援学校には出向いておりませんが、県央、県南は、ほぼ訪問させていただきました。教室不足の最も深刻なのは、都城きりしま支援学校であろうかと思えます。まず、都城きりしま支援学校の教室不足について、どのような手だてをとって、新年度、この4月を迎える計画であるのか、教育長の答弁をよろしくお願いします。

**○教育長（四本 孝君）** 都城きりしま支援学校では、近年、児童生徒が増加する傾向にございまして、新年度も教室の不足が見込まれているところであります。そこで、今年度のうちに、教材保管室を教室に改修したり、可動式の間仕切りを設置したりするなどして、当面の教室不足に対応することとしております。

**○来住一人議員** 私も現場を回って改めて見せていただきまして、結局3つの教室を間仕切りすると。それから、物置、材料置き場の部屋をあけて、これを廊下に移動して、そこを改めて部屋にするというような内容のようございまして。今回も、現在ある教室を間仕切りして教室を確保しようと、このようにされているわけです。私は、こうしたやり方は、憲法や学校教育法、障害者の権利に関する条約、また障害者差別解消法、さらには都城きりしま支援学校の現状から言っても、多くの問題があるというふ

うに思います。

29年度は、今回は間仕切りで対応するしかないのかなと思いますけど、来年4月、平成30年4月までには、新しく校舎を建設するなどして、必要な教室を確保することが求められているのではないかと思います。教育長の答弁を求めたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 特別支援学校の児童生徒数につきましては、毎年その増減の予測が難しい状況にありますことから、間仕切りあるいは特別教室の転用等によって、教室不足への対応を図っているところでございます。都城きりしま支援学校につきましては、新たな校舎整備に向けた設計経費を新年度予算に計上しているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、創意工夫を図りながら、児童生徒のため、安全・安心な学習環境の整備になお一層努力してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 来年度、29年度にいわゆる設計・建設をして、30年の4月には新しく教室を提供するというように聞こえるんですが、具体的には、何教室ぐらいを新たに作る計画なのでしょうか。

**○教育長（四本 孝君）** 新たに作るのは、軽量鉄骨構造の5教室とトイレであります。なお、29年度に設計いたしましたので、建設が30年度でございますので、予定どおりにいったとして、31年4月からの供用ということなると思っております。

**○来住一人議員** それは1年早まらないのでしょうかね。5教室とか聞きましたので、そんなに大きな校舎じゃないと思いますので、なるべく早く対応していただきたいと思います。とにかく、教室を間仕切りして、間仕切りして、

ずっとやっていくと。今おっしゃるように、子供たち、学校に通う生徒の数が変動があるとか、見込みがなかなかつかないとかいうのがありますけど、しかし、それは僕は違うと思います。今の現状を見れば、そういうことは通らないというふうに思います。

特別支援学校づくり検討委員会がまとめを行っておりまして、これを参考にした特別支援学校の教室不足の抜本的解決の方向について、改めて教育長に答弁を求めておきたいと思えます。

**○教育長（四本 孝君）** 県教育委員会といたしましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、児童生徒数の推移を十分に見きわめながら、計画的に教室不足の解消に取り組んでいるところでございまして、今後とも努力してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** とにかく、その学校に通っている肢体不自由、それから知的障がいのある子供たち、つまり自分の思いをちゃんと伝えることができる健常者から見れば、かなりハンディがある、そういう子供たちが通う学校でありますから、私は本当に放置できないというふうに思います。

また、スクールバスの問題についても、これまで何回か議論してきたところですけど、ぜひ皆さん方の協力を心からお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午後1時0分開議



○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の渡辺創です。今、私の事務所で3名の大学生がインターンシップ研修に取り組んでいます。私は昨年春から3度目の受け入れですが、県議会では今回、5人の議員が受け入れています。昨春は、一般質問で知事にインターンシップ生との意見交換を提案したところ、快く応じていただきました。改めて感謝を申し上げます。

昨年は、18歳選挙権の導入など若年層の政治参加のあり方が問われた1年でしたが、私自身も、インターンシッププログラムを通して二十前後の大学生と深くかかわり、新たな視点と刺激を得ました。これまでの3期8名のインターンシップ生に感謝したいと思います。

さて、そのインターン生たちが3月20日、祝日の月曜日になりますが、午後1時半から山形屋前の交差点で街頭演説を行います。清山議員のインターン生2人も加わり、若者の純粋な視点で社会を見詰め主張しますので、少しでも多くの方に耳を傾けていただければと思っております。

質問に入ります。県は近年、移住促進に取り組んでいます。歴史を振り返ってみると、明治期以降、県は3度にわたって移住促進に取り組んでいることがわかります。最初が明治中期から昭和初期にかけて、2回目が太平洋戦争直後、そして3回目が今の移住促進です。明治24年に3代目岩山知事から4代目永峰知事に託された県務引継書は、「本縣下ハ土地廣漠ニシテ人口稀少」とした上で、「近年他縣ヨリ移住開墾ノ業ヲ起スモノアルニ到レリ」と記していま

す。この県務引継書は、移住に関する県の最初の公文書とされていますが、この文書を読み進めると、先ほど申し上げた「縣下ハ土地廣漠ニシテ人口稀少」に象徴されるように、「人口は少ないが、土地は広大で、開拓可能な土地は少なくない。宮崎を活性化させる鍵は、この現状の打開にある」という認識がよくわかり、移住民招致が県是となっていく理由が明確に理解できます。この視座は、国富町在住の杉尾良也氏が長年の研究をまとめ、ことし1月に出版した「宮崎平野を拓いた移住者たち」から得ました。同書の後書きには、「最近、宮崎県が“宮崎のひなた暮らし”のキャッチフレーズで再び移住民招致をはじめている。県下市町村の全てに「移住相談窓口」が設けられ、メールでも情報入手ができるようになっているのだが、この現在の移住招致政策に前史があったことを知る県民は意外に少ないのが現実である。この欠落部分の補いの一助になれば」とあります。県の移住施策の歩みを考える上で非常に有意義な内容です。ぜひ知事にもごらんいただければと思います。

さて、移住促進の背景には必ず人口分布の不均衡という社会現象があります。明治期の移住は、江戸時代に幕藩体制のもとで移動の自由が制約され、大きな人口の偏りがあった。それが明治維新によって前近代的な制約が緩和されたことによって、生活しやすい場所を求めて人口の流動が起こり始めたのだと考えます。明治期に、移住に取り組む宮崎に熱視線を送っていた香川県は、宮崎県の5分の1の面積に約1.5倍の人口が暮らし、畑地は宮崎が6.6倍、山林を除く未開墾の原野は、宮崎が3倍強という状況でした。当時の現地新聞「香川新報」は、大正元年に香川県警務課長の宮崎視察レポートとして、

面積が狭く人口が多く、過密に苦しむ香川県から見れば、面積広大で人口は少なく、その上気候も悪くなく、距離も近い宮崎県は格好の移住地という趣旨の記事を掲載しています。明治期の移住の話をしてまいりましたが、ここで知事にお伺いします。県は、現在の社会環境をどのように捉え、今なぜ移住促進に取り組むのか、御説明ください。

壇上からの質問は以上とし、残余の質問は自席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

移住政策についてであります。我が国の社会状況を見ますと、依然として、地方から大都市圏への若者の人口流出や人、物、金の東京への一極集中が続いております。そういったことが日本全体の人口減少、地方の活力の低下といった現状にもつながっているものと考えております。こうした状況を是正し、人や物の流れを変え、地方が成長する活力を取り戻す取り組みが地方創生であり、全国の自治体が行っている施策の一つとして移住促進があるわけです。本県におきましては、特に進学、就職を機に多くの若者が県外に流出しておりますので、高校生を初め若者の県内就職を促進するとともに、移住、U I J ターンを促進することで人口減少に歯どめをかけ、地域活力の維持・増進を図っているところであります。

先日、本県に移住してこられた方との意見交換の場がありました。皆さん、サーフィンでありますとか農業、クライミング、炭焼き、本県のさまざまなところに魅力を見出し、県外の視点を踏まえて新たな価値を見出す。地域にとっては大きな刺激になっているものと考えております。大きな流れを転換するためには、長期間

にわたる継続的な取り組みが必要でありますので、今後とも市町村等と連携しつつ、移住促進に力を注いでまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○渡辺 創議員 ありがとうございます。東京への一極集中という人口分布の不均衡と、全国的な人口減少が地方の活力をそいでいるというのは、まさに同じ認識だと思います。この状況を打破するための移住促進という認識だということはよくわかりました。大きな構造は100年以上前と根本的には余り変わっていない、共通するものがあるのかなと思うところです。

さて、県土地改良史によると、明治の移住促進期には、明治30年から昭和元年までに3,739戸の県外からの移住があったとされています。これは戸数ですので、人口はその数倍ということになると思います。また、もちろん行政のあっせんを受けないで、親戚等を頼った移住というのめかなりあったというふうに考えますので、実際の推計ではそれをかなり上回るものかと思いますが、今、県が行っている移住推進策の中で把握している移住者数を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(永山英也君) 県が把握しております移住世帯数等につきまして、平成27年度は202世帯343名、平成28年度は、12月末の時点で268世帯499名となっております。しかしながら、これは市町村の移住相談窓口など公的な支援を活用して移住された方々の数でありまして、実際にはさらに多くの移住者がいると考えております。県といたしましては、移住者数は、人口減少対策に係る戦略の構築やその成果をはかる上で重要な数値の一つであると考えております。本年の4月から、市町村の協力を得まして、転入窓口において移住者を対象とした

アンケート調査を実施することとしておりまして、より詳細に実態を捉えていきたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 実態を把握するのが難しいというのは、当時も今もまた同じかなと思うところなんですけど、明治期の資料を読み込んでいくと、かなり当時も意欲的で戦略的な取り組みを進めていたということがわかります。例えば、明治30年から32年の樺山知事の時代には、移住促進の調査費として当時の510円を確保し、案内書を全国に配布するという取り組みをしています。経済価値が今と比べると大体3,800倍ということのようですので、今の感じで200万円ぐらいの予算をとっていたということになっています。その案内書には、そのほかに移住民便覧の配布や移住に関する交通費・運送費の割引、土地・家屋購入借入への便宜などが記されています。また、名知事とうたわれた、明治期末期から大正初期の有吉忠一知事の時代には、移住奨励費の予算計上や「宮崎県移住案内」の全国配布にとどまらず、中四国、九州各県への移住促進のための県職員の派遣、さらに、移住成功者をそのふるさとに派遣して、新たな移住希望者をリクルートするなどしています。そういう取り組みは当時高く評価をされて、先ほど紹介した大正元年の香川新報の記事でも、「人口の少なき為、宮崎県の農家は小作人を得るに困難し従って小作人の勢力極めて大なれば、単に小作人として移住するも成功すべく、小作料も高きは八斗低きは三斗位いなり、又た今後移民の開墾すべき山林原野等は多くは民有地にて台湾北海道の如く開墾地を無料付与さる々恩典なきも、地主との間に円満なる契約あり、又た中には開墾の幾分を付与する所もある」というふうで紹介されております。100年の時を超えて、そ

の取り組み方というのは、今の移住促進や企業誘致と似通っているところがあるという気がしますけれども、現代に目を転じて、県は今後どのような方向性で移住促進を図るのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 本県では昨年度、移住・U I Jターンに係る相談体制や施策を強化いたしました。一方で、若者を中心に本県の人口流出は加速化をしております。より一層、移住施策の充実が必要であると考えております。県外からの移住を効果的に進めるためには、より戦略的に取り組む必要がありますので、来年度からは、本県出身者に焦点を当てまして、例えば、大都市での同窓会や若者が集まる場におけるUターンの働きかけを強化するほか、本年2月からスタートさせました移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」により、県外在住の本県出身者や移住希望者を把握し、効果的な情報発信を行いたいと考えております。さらに、世界に誇りますサーフィン環境などをPRしながら、スポーツや趣味と仕事が可能である本県のすばらしさを、移住促進につなげてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 明治期の移住者は、その後も、大変な苦勞を乗り越えながらも、宮崎のまさにフロンティアという存在になりました。例えば、日高陽一議員の地元である宮崎市の住吉に愛知県から入植した長谷川弥七さんは、宮崎では育たないと言われていた宮重大根を成功させ、故郷愛知が本場だった千切り大根に取り組み、宮崎を全国的な一大生産地としました。このように、移住者が宮崎に定着し、新たな宮崎人となって活躍の場を得る。そしてその活躍が宮崎の活力になっていく。こういう循環こそが本来の移住促進の成果ではないかということ

指摘させていただいて、次の質問に移ります。

キャンプについてお伺いします。

宮崎県がスポーツキャンプのメッカと呼ばれるようになって相当な時間がたちました。私はことし40歳ですが、子供のときには既にその状態にあったと思っています。初めて見た巨人・広島オープン戦で、当時のジャイアンツの若手選手だった駒田選手のホームランを見て、大変興奮したことをよく覚えています。毎年のようにプロのキャンプを見に行ける環境というのは、大変恵まれた幸せな環境であるということを改めて感じるところです。

さて、ことしは、宮崎、キャンプ地としてまた大変な注目を浴びましたけれども、WBCの合宿などもありましたが、今年度のスポーツキャンプの状況をどのように受けとめているか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年度は、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックがあったわけでありまして、その直前合宿のために、例えば銅メダルを獲得した競歩のチームでありますとか、全階級でメダルを獲得した柔道男子など、多くの日本代表選手、チームが本県を訪れております。また、箱根駅伝3連覇の青山学院大学陸上部や立教大学野球部など、結果を残している学生チームを初め、多くの社会人の強豪アマチュアチームによる合宿が、ことしも実施をされております。また、プロチームとしましては、日本一となった鹿島アントラーズを初めとするJリーグが20チーム、またプロ野球7球団の合宿が行われております。中でも昨年セ・リーグ優勝しました広島東洋カープ、私もその祝賀パレードに参加したところではありますが、ファンの熱い思い、雨の中ではありましたが、地域の皆さんとカープのきずなのようなものを

感じられた。半世紀以上にわたって行われている合宿の受け入れというものが、単にキャンプに来ていただいているだけではない、本当に大きな地域活性化の手応えを感じたところであります。3回連続で侍ジャパンの合宿地に選ばれるなど、スポーツキャンプの聖地としてのブランド力の高まりを改めて実感しているところでありまして、スポーツランドの推進に一層力を入れてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** そのスポーツキャンプが本県経済に与えている影響をどう認識しているか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 昨年度は、1年間でプロ、アマチュアを合わせ、過去最高の約1,400団体、延べ約20万人のスポーツ合宿を県外から受け入れておりまして、宿泊や食事などの直接的な経済効果だけでも相当大きなものがあったと考えております。そのような中、特に春季のプロスポーツキャンプにおきましては、全国から約98万人の観客や報道関係者らが訪れ、放映等によるPR効果が約76億円、宿泊などの経済効果が過去最高の約145億円あったところであります。このようにスポーツキャンプは、幅広い分野において大きな経済効果をもたらす本県観光の大きな柱の一つでありますので、今後とも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

**○渡辺 創議員** 春季キャンプだけを見ても、今お話しいただいた経済効果ということでした。その経済効果を県内全体にいかにして広げていくかというのが、大きな課題だと思います。スポーツキャンプは現在、各市町村での実施状況など、県内のどの程度までの広がりを見せているのかお伺いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 県では、

スポーツキャンプの経済効果を広く波及させるため、全県化、多種目化、通年化を目標に掲げ、市町村と連携しながら、誘致や受け入れ体制の強化に取り組んでいるところであります。この中で、市町村の受け入れ体制の支援としまして、スポーツ施設の改修等への助成や、宿泊施設に関する周辺自治体との連携などについて助言を行っております。また、これまで受け入れのなかった市町村において、地元の特色を生かした独自の取り組みも行われており、その結果、昨年度は5年前より4町村増加し、21市町村でスポーツキャンプが受け入れられており、県全体への広がりが出てきているものと考えております。

**○渡辺 創議員** 21市町村に拡大とのことでしたが、そのうち郡部の自治体で行われているキャンプの多くは、社会人や学生などのアマチュアが中心だというふうに考えられますし、キャンプの圧倒的集中地である宮崎市においても、年間681チームの大半はアマチュアチームだと思います。ことしの春、社会人野球の新興勢力として、2014年秋の日本選手権では準優勝を果たしたセガサミー野球部の宮崎市久峰球場でのキャンプにお邪魔をし、チームを統括するマネージャーに取材をしました。1月31日のキャンプインから2月24日までの25日間、選手、スタッフ約40名が宿泊し、移動し、飲食をする。オフの日には観光もある。さらに関係者やファンの短期の来県も考えれば、その経済効果は非常に大きいことがよくわかりました。このように、県内におけるキャンプの経済効果の裾野を広げて下支えをしている役割は、むしろアマチュアスポーツのキャンプにあるのではないかという気もしております。県の見解をお伺いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** アマチュアのスポーツキャンプにつきましては、昨年度の実績で、延べ参加人数が約14万人と、全体の7割を占めており、宿泊や食事等による経済効果はもとより、県内チームとの練習試合などによる交流促進や競技力向上にもつながっているものと考えております。そのため県といたしましては、観光コンベンション協会や民間企業等と連携しながら、アマチュアチームの誘致活動に取り組んでおりまして、その促進を図るため、初めて本県で合宿を行うチームに対しましては、合宿にかかる費用の一部を支援しているところであります。今後とも、アマチュアチームの誘致にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ぜひ、地域にさまざまな効果をもたらすアマチュアキャンプ、大切に扱っていただきたいと思います。

さて、今度は各国代表レベルのキャンプに目を転じたいと思います。県は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてのキャンプ誘致にも熱心に取り組んでいらっしゃると思いますが、現時点での取り組み状況を、引き続き部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** まず、ラグビーワールドカップの事前キャンプにつきましては、昨年11月に知事がイングランドラグビー協会を訪問してトップセールスを行ったところであり、先般、本年8月にはエディーヘッドコーチなどが視察に来られる旨の連絡が届いたところでありまして、昨年度、ドイツ陸上連盟に対し、知事がトップセールスを行い、本年1月に県内視察が実現いたしました。現在、キャンプ地選

定の結果を待っている状況でございます。また、イタリアにつきましても、オリンピック委員会やサッカー、自転車等の競技団体に対して誘致活動を行っており、感触のよかった団体もありますので、現在、現地キーマンを通して接触を続けているところでございます。さらに、オーストラリアパラリンピック委員会の本県視察が今月中旬に行われる予定となっております。現在、福祉保健部と連携し、万全の体制で対応できるよう準備を進めているところでございます。

**○渡辺 創議員** 今御答弁にありましたパラリンピックの話も含めて、代表レベルのキャンプを誘致することの目的は、非常に多岐にわたるというふうに思います。2019年や2020年が近づいてくる中で、県として海外チームのキャンプ誘致に取り組む目的を、改めて知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 「スポーツランドみやぎ」ということで取り組んでいるわけですが、現在取り組んでおりますさまざまなキャンプ誘致が実現すれば、世界に誇れるスポーツキャンプの聖地としてのブランド力というもの、さらに高まることを期待しております。また、選手やスタッフのみならず、多くの観客やマスメディアが訪れることによる経済効果やPR効果も期待できようかと思っております。さらに、各国のホストタウンとしてキャンプ誘致を進める中で、文化やスポーツ等の幅広い交流も始まり、県民の国際感覚の醸成や宮崎の認知度の向上、ひいては観光誘客にもつながるものと期待をしております。そのほか、県民が世界トップレベルの技術というものを目の当たりにすることができる、これも競技力の向上に寄与するというところで、

さまざまな効果が期待できることでありまして、今後とも引き続き、積極的に海外チームのキャンプ誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 続いて、海外からの観光誘客についてお伺いをしていきたいと思っております。本県の外国人宿泊者数の状況を御説明いただきたいと思っております。

**○商工観光労働部長(中田哲朗君)** 観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本県における平成28年度の延べ外国人宿泊者数は、速報値ではありますが、前年に比べ約2割増の約25万人となっております。国・地域別に見ますと、韓国が最も多く約9万6,000人、次いで香港が約4万9,000人、台湾が4万8,000人となっております。定期航空路線のある韓国、香港、台湾が全体の8割を占めている状況でございます。

**○渡辺 創議員** 定期便のある地域からの宿泊が8割ということでした。当然という気もしますし、その地域への対策にウエートを置くことも、極めて合理性のある取り組みだと思っております。ただ、訪日観光客を2020年までに4,000万人にするという取り組みを考えたときに、東京五輪等を見据えても、直行便のある地域以外からの誘客対策にどのように取り組むかというのが重要な視点になってくると思いますが、現在の取り組み状況をお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長(中田哲朗君)** 直行便のある国以外の誘客対策につきましては、現在、九州への入り込みが多い中国やタイ等のASEAN諸国を中心に取り組んでいるところであります。中国につきましては、クルーズ船の誘致や、本県のゴルフ環境のよさを生かした旅行商品への造成支援等を実施しているところであります。タイにつきましては、日本らしい四季折

々の花をテーマにした旅行商品の提案や、人気旅行番組への制作支援を行っており、また、シンガポールやマレーシアにおいても、旅行会社の招聘や現地でのプロモーションなどに、九州観光推進機構と連携しながら取り組んでいるところでございます。今後とも、直行便のある国のみならずその他の国につきましても、国ごとの特性や流行を的確に捉えながら、さらなる外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 新しい地域から新しい方々を引き込むためには、宮崎の観光資源を磨き上げると同時に、新しいストーリーを付加して、ターゲットを意識した打ち出し方が必要になってくると考えます。今年度の県の新規事業を眺めてみますと、教育委員会文化財課の事業に、日本遺産認定を意識した「ひなた文化資源創出事業」というものがあります。今、私が指摘した考え方に近い事業という印象を持っていますが、その概要を教育長にお伺いします。

**○教育長（四本 孝君）** この事業では、県内各地にある文化財と観光資源をつなぎ合わせ、地域の歴史や文化などを表現し、観光客の関心を高めるようなストーリーを作成しまして、文化庁が認定する日本遺産を目指すとともに、東京オリンピック・パラリンピックなどに向け、国内外に情報を発信し、県内への海外観光客の誘導を図ります。このストーリーの検討・作成に当たりましては、県と市町村の文化財や観光、地域振興の担当課などと連携して取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** 海外観光客の誘導を図ることとあります。そういう狙いを明確に持った取り組みというのが、ますます重要になってくると思います。その意味では、先ほどキャン

プ誘致に取り組む狙いを伺った東京五輪の事前キャンプなどを通して、さらなる付加価値をつけたストーリーを確立し、消費額の大きい欧米からの誘客対策が重要度を増すというふうに考えますが、今後の取り組みについて、知事の所見をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 海外誘客という面では、これまで直行便のあるアジアを中心に取り組んでまいりましたが、御指摘のように、欧米からの誘客というものも、経済効果、それから情報発信効果、大変高いわけでありまして。2年後のラグビーのワールドカップ、3年後の東京オリ・パラ、さらには4年後には関西ワールドマスターズゲームズ、大きな国際大会が我が国で開かれる。この機会をゴールデン・スポーツイヤーズと位置づけて、海外誘客にも積極的に取り組んでいこう、国全体でそういう動きになっておりますので、本県としても、事前キャンプの誘致、またホストタウンとしての交流などを通じて、しっかりとそれを捉まえていきたいと思っております。

ホストタウンとしての交流については、来年度は東京都と連携をし、ホストタウンに登録されているドイツ等をターゲットとしまして、海外メディアの招聘や、ウェブを活用したプロモーションなどを実施することとしております。また、東京オリ・パラを視野に入れながら、欧米を初め訪日外国人が大幅に増加していくことを見据えて、市町村等とも連携をしながら、新宿みやざき館KONNEを核として首都圏での情報発信をさらに強化する。いろいろな形でネットワーク、また知恵を使いながら、大きなチャンスと捉えて、さらに観光誘客に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 東京都と連携しての事業な

ど、非常に興味を持ってこれからも見せていただきたいと思います。

続いて、テーマを変えまして、宮崎イメージの確立に向けた宣伝戦略のあり方についてお伺いをいたします。このテーマ、話が多岐にわたりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、新宿みやざき館KONNEについてです。改めて、リニューアルに当たり新宿での継続と判断した理由を、商工観光労働部長にお伺ひします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 今回、新宿みやざき館KONNEをリニューアルする理由といたしましては、まず、目の前にJR新宿駅の新たな改札口やバスタ新宿、多くの商業施設がオープンし、人の流れが大きく変わったことや、近くにできましたイベント広場と一体的なPR活動ができるなど、今まで以上に新宿KONNE周辺の集客力や情報発信力が高まったことにございます。また、今以上の好立地の物件が見つかるか不透明である中で、移転の場合と比較しますと初期投資を抑制できること、さらには、新宿KONNEが一戸建てで遠くからでも目立ち、その建物でのPR効果が期待できることなども勘案し、総合的に判断したものでございます。

**○渡辺 創議員** 実は私も、大学生の時代から、就職して横浜、東京で新聞記者として過ごした時期にも、時にはふるさとを懐かしむ時間を、またふるさとの味を求めて、新宿KONNEに頻りに足を運んだ一人であります。その愛着に加え、今御答弁にあった理由も踏まえて、新宿での立地に優位性があるというふうに考えています。

なお、一户建てという利点を生かせば、あの施設自体をまさに物理的に情報発信の拠点と考

えるべきだと思っています。飛躍的に性能が向上し、多様な使用法が想定されているデジタルサイネージなどをフルに活用して、ビルの壁面でのアピールも積極的に検討すべきではないかと考えていますが、いかがお考えでしょうか。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 御提案のありました壁面の有効活用は、一户建てという新宿KONNEの恵まれた立地環境を最大限に生かし、県内各地域の観光や物産、歴史・文化などのさまざまな宮崎の魅力を効果的にPRできる方法の一つであると考えております。一方で、ビジョンの設置など壁面の活用に当たりましては、東京都の屋外広告物条例の規制や、景観、運用上の課題等もありますことから、それらを踏まえ、どのような方策が効果的か、今後検討していくことといたしております。

**○渡辺 創議員** さまざまな課題があるのだと思いますけれども、ぜひ工夫をいただけて乗り越えていただきたいと思います。

新宿KONNEの再整備の事業に大いに期待をしたいところでありますが、そのリニューアルを大きな柱に据えた首都圏情報発信拠点整備・機能強化事業の事業説明書を見ますと、宮崎県が首都圏の大きな窓口と位置づけ、幅広い分野での連携を模索しているはずの川崎市についての記載が全くありません。川崎市との「崎・崎モデル」は、首都圏での情報発信力の強化という観点ではどのように位置づけられているのか、総合政策部長にお伺ひします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 川崎市との協定では、産業や人づくりなどさまざまな面で連携をとっておりまして、県産品や観光のPRについても積極的に取り組んでおります。今年度は、約57万人が来場しました「かわさき市民祭り」や、川崎フロンターレのホームゲームにお



ける食や観光のPRのほか、特に商業施設における物産展「ひなたフェア」にはKONNEも出店をし、他県のフェアと比較しても高い売上げを計上しております。引き続き、このような取り組みを継続していきますとともに、KONNEについては、今後リニューアルも予定されておりますので、本県の情報発信拠点として川崎市民にもKONNEを認知していただけるよう、しっかりとPRしていきたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 私も以前、5年間神奈川県で勤務したことがありますけれども、川崎市は人口が142万人の大都市で、しかも意識が東京に向いている自治体というふうに言えるかとも思います。新宿まで比較的距離のある市東部のJR川崎駅からでも38分程度で新宿まで行きます。川崎市西部なら、小田急線で川崎市最初の駅になる多摩区の登戸なら20分、麻生区の新百合ヶ丘でも速い電車なら23分と、非常に新宿に近いところです。例えば、川崎との連携の中で物産フェアを行うのであれば、宮崎県産品をアピールすることと引けをとらないぐらいのレベルで新宿KONNE自体をアピールして、東京における宮崎としてのKONNEの存在をできる限り強調して、川崎の皆さんに新宿KONNEに足を運んでもらうことによって、宮崎県に対する認識をより深めてもらうという誘導が、極めて重要ではないかと思うところです。首都圏での情報発信強化をうたう以上、そのぐらいの食欲は必要ではないかと思うところですので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

少し質問の目先を変えます。宮崎県にはさまざまな事業がありますが、各部門を横断して県予算を分析した際に、年額幾らの広報宣伝費を計上しているのか、総合政策部長にお伺いしま

す。

**○総合政策部長（永山英也君）** 県全体の広報予算の総額は、平成28年度当初予算ベースで約5億1,700万円であります。このうち約4割の2億1,400万円が秘書広報課広報戦略室の予算であり、3億300万円が各担当部局の予算となっております。

**○渡辺 創議員** 5億2,000万円弱程度ということですが、県の一般会計総額の中で見ると約0.1%弱ということですが、ただ、この金額というのは、新聞広告とかテレビ、ラジオ、ホームページ、キャンペーンなど直接的な広報予算に限られているものかと思っておりますので、広い意味での広報宣伝費と考えれば、もう少し膨らむのではないかという印象を持っているところです。

質問を変えます。県は、「日本のひなた宮崎県」という統一的なイメージ戦略を策定し、アピールに取り組んでいます。統一的な広報戦略の必要性は、私自身も1期目の初めから、その必要性を繰り返し主張してきました。結果として、研究のための調査費が計上され、「日本のひなた」というイメージ戦略が構築されたわけですので、私の主張も多少なり妥当性を認識していただけたのかと理解をしています。この統一的なイメージ戦略策定の効果をどう認識しているか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 「日本のひなた宮崎県」につきましては、物産振興や観光誘客、移住・定住の促進などさまざまな分野において、庁内はもとより、民間団体等で構成いたします官民推進会議を中心に、市町村や民間企業、県民と連携しながら取り組んでおりまして、まさにオール宮崎による取り組みへと広がり力強さが出てきているものと考えております。この結果、県全体の一体感が醸成される

とともに、本県の認知度、好感度の向上にもつながってきているものと認識いたしております。

**○渡辺 創議員** 「日本のひなた」によって、オール宮崎による取り組みに広がり力強さが出ている、認知度、好感度の向上につながっている、統一的な戦略を持ったことによる効果を実感しているという趣旨の御答弁だったと理解をいたしたいと思います。

さて、それでは、その推進を図るに当たって、県の組織図や職務分掌を見ると、秘書広報課広報戦略室とオールみやざき営業課という2つのコントロールタワーがあるようにも見えます。その両組織の役割について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 広報戦略室では、庁内各部局が持っております県政情報を集約・調整をし、県民にわかりやすくお伝えするという役割を担います。一方、オールみやざき営業課では、本県の認知度や好感度を上げるため、国内外に向けて本県の魅力をアピールするという役割を担っております。具体的には、広報戦略室では、広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用して、各種施策・事業の紹介や県民への協力の呼びかけを行っております。また、オールみやざき営業課では、「日本のひなた宮崎県」や「みやざきweek!!」などのプロモーション活動のほか、みやざきグローバル戦略に基づく海外におけるトップセールスの総合調整などを行っているところであります。

**○渡辺 創議員** それぞれの役割は理解できました。

このテーマの最後の質問にしたいと思いますが、今、行政の中で広報宣伝分野の重要性は次

第に高まっていると思います。その傾向は、将来的に拍車がかかることがあっても、比率として下がっていくことはないのではないかと思います。行政の中でも、広報宣伝は事業のついでにやるものという認識から脱して、大きな効果を生むことが、県の実質利益をふやすと同時に、県民の県政満足度にも大きく影響するものだと捉えるべきではないかと思います。そのためには、各部門のプロモーションの経験やノウハウを集約・蓄積し、県全体の広報宣伝活動をコーディネートする力が大切になると思います。先ほどの答弁にあったように、統一的な広報宣伝の柱をつくることによって、その推進力は格段に強まったという認識が県にもあるようです。県予算全体から見ればわずか0.1%の広報宣伝費であるかもしれませんが、「日本のひなた」のプロモーションのように、民間や県民をうまく巻き込めば、その効果はさらに大きく膨らんでいくものだというふうに思います。知事にお伺いをいたします。広報宣伝分野において経験と知恵の蓄積を図り、いわば県庁内の広告代理店のような存在となるコントロールタワーを設けることが有効ではないかと考えますが、いかがお思いでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 地域の効果的な情報発信、議員の先ほど来の質問、例えば移住でありますとか観光誘客、また県産品の販路拡大、そういう意味でも、地域間競争を勝ち抜くためにも大変重要でありますし、私が今、「対話と協働」を掲げている、その県民に対する理解を得る、協働を高めていくためにも、情報発信が大変重要だというふうに考えております。私自身も、フェイスブックやツイッター等で積極的に県政情報の発信などに取り組んでいるところであります。最近では、フェイスブックで取り上げ

た写真を新聞などで取り上げていただいて——映画「君の名は。」に登場する宮水神社と同じ神社が日之影町にあるという話題であります。大変ありがたく思っております。

県職員一人一人が広報マンであると自覚して、個人としても組織としても広報マインドを持ち、広報スキルを向上させていくこと、これがまずベースとして大変重要なことではないかと考えております。また、国内外に向けての情報発信に当たっては、関係部局のみならず、各市町村や団体、企業との連携など、さらなる工夫や戦略というものが必要であろうと考えております。コントロールタワーをとというような御指摘もありました。どのような手法が効果的なのか、これからも問題意識を持って、県庁全体としての情報発信力のレベルアップに努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。知事が、主張してきたことと近い認識を持っているということ、大変うれしく思うところです。

次のテーマに移ります。災害時の対応について質問をしてみたいです。

間もなく東日本大震災から6年を迎えます。改めて、多くの犠牲の上にこの国の防災・減災対策が進んできたということを再認識したいと思います。

先日、鹿児島県であった九州各県議会議長会の研修会で、東日本大震災の津波の中で発生した火災は、流されたLPガスボンベからのガス漏れが一因だったという趣旨の話を伺いました。現在はそのガス漏れを防ぐ特殊なホースの取り付けが進んでいると聞いていますが、県内での取り組み状況を、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（畑山栄介君）** LPガス販売事業者におきましては、ガスボンベの転倒などを防止する鎖をかけたり、一定以上の地震でガスの供給を遮断するガスメーターを設置したりということで、保安の確保を図っております。また、御指摘のとおり、東日本大震災においては、津波で流出したガスボンベから漏れたガスが火災要因の一つとなった可能性も指摘されており、宮崎県LPガス協会が中心となって、ボンベの流出時等にガスの放出を自動的にとめるガス放出防止型高圧ホース等の普及に取り組んでいるところです。

なお、高圧ホースに占めるこのホースの出荷割合は、本県では毎年増加しており、12月までの今年度の割合は69%となっております。

**○渡辺 創議員** 火災の原因はほかにも幾つかのものが想定されるということは、理解しておりますけれども、対策は、特に沿岸地域においては効果の大きいものかと思っておりますので、県としても協調して対応いただければと思います。

次に、警察本部長にお伺いをいたします。県議会文教警察企業常任委員会に提出された、宮崎県警察災害対策検討委員会における検討状況をまとめた資料を拝見いたしました。その内容を私なりにかみ砕くと、県内沿岸部には相当数の警察施設があり、交番等を含め浸水が予想される施設で勤務している警察官の方々も少なくない。ただ、東日本大震災と比べても津波の到達時間が極めて短いと予想される南海トラフ地震においては、津波到達時間までに警察が行える活動はかなり限定的となる。そのために警察としては、日常的な防災講話等によって、まずは住民の自発的な避難を促すことによって減災につなげようとしていると理解をしておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○警察本部長（野口 泰君） そのとおりで間違いありません。南海トラフ地震及びそれに伴う津波による本県での死者数は、最悪で約3万5,000人と予想されておりますが、地震発生後の早期避難率を上げた場合、大幅に減少することになります。地震発生から津波の到達まで20分前後と予想されており、このわずかな時間において、県警が行う避難誘導だけで住民の避難率を向上させることは極めて困難であります。そこで、住民の危機意識を醸成し、住民が正しい防災知識を持つことが、早期避難率の向上のために重要であると考えております。県警としましては、防災・減災対策の重点事項として、住民の危機意識の醸成や防災知識の習得を目的とした防災講話を推進してまいります。

○渡辺 創議員 では、その防災講話等ほどの程度実施をされているのでしょうか。

○警察本部長（野口 泰君） 県警としましては、防災・減災に関する意識啓発の取り組みとして、住民に対する防災講話を実施しております。平成28年中に県警が実施した防災講話は約300回です。過去の防災講話の実施件数としましては、平成27年中が約150回、平成26年中が約60回であります。この防災講話の規模につきましては、自治体などが主催する大規模なものから、高齢者対象の小規模なものまでさまざまであり、その内容につきましても、地震・津波災害に限らず、風水害や火山災害に関するものまで含まれております。

○渡辺 創議員 次に、危機管理統括監に伺います。この6年、私たち県民の感覚としては、防災・減災に関する情報に接する機会がふえたと思えますし、各種の防災・避難訓練等へ参加する機会もふえました。その中で実感するのは、被害を低減させるためには、いかに現実的

で具体的な想定のもとで精度の高い訓練に取り組むかということです。東日本大震災以降、県が関与する防災訓練の精度は向上しているのか、認識をお伺いします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県では、災害対応力の向上に向け、年間を通じて図上訓練や実働訓練を計画的に行い、防災関係機関との議論を通じて、顔の見える関係の構築を図っております。特に総合防災訓練は、東日本大震災の発生を踏まえ、平成25年度以降、災害時に実際の拠点となる場所を使用し、訓練時に与えられた被害状況に応じて、参加者がその場で考えて必要な対応を行う実践的な訓練になってきております。また、市町村など他の機関の訓練に参加することもありますけれども、具体的な想定に基づき、各機関の役割を踏まえ、より現実に即した訓練になってきております。住民の防災意識が向上してきている中、こうした訓練に住民も広く参加しており、今後とも、自助・共助・公助の連携のもと、災害時に求められる行動が迅速・適切にとれるよう、訓練の精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 さまざまな訓練が行われる中で、昨年11月5日には、JR日豊本線都農駅一川南駅間で、大規模地震による津波被害を想定した訓練が、JR九州主催で行われました。危機管理局、警察本部が参加しているはずですが、その概要と受けとめをそれぞれに伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） JR九州の訓練は、震度6強の地震が発生し大津波警報が発表されたとの想定で、都農駅から川南駅の間で実際に訓練列車を運行させ実施されました。訓練では、地震発生直後に緊急停車し、乗務員による線路の状況確認や乗客の安全確認、高台

への避難誘導等が行われました。日豊本線や日南線は海岸線に近いところが多く、短時間での避難が大変重要でありますので、実際に列車を走らせ、迅速に避難誘導するといった実践的な訓練が行われたことは、心強く感じております。また、訓練には地元の住民の方も多数参加され、意識の啓発にもつながるものと思いますので、今後とも、このような訓練を繰り返し実施することが大切であると考えております。

**○警察本部長（野口 泰君）** JR九州の防災訓練につきましては、実際に運行中の列車を使用し、津波災害を想定した対処訓練を行ったものであり、列車からの緊急脱出の方法や避難誘導のあり方などを再確認でき、大変意義深いものであったと考えます。警察としましては、今後も、さまざまな関係機関・団体と連携した実践的な訓練への参加を通じて、防災・減災への取り組みに努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** JRにも伺ったんですが、午後1時04分に震度6強の地震が発生したという想定で、非常に有意義な訓練になったというお話でした。これまでる、こういう具体的な想定訓練が重要という話をしてきましたが、最後に1つ、頭の体操と御理解をいただければ結構な話をしたいと思います。先ほど伺った日豊本線児湯郡内での訓練の想定、時計の針を6時間半ほど戻していただいて、午前6時35分から37分あたりに想定をすると、児湯郡内、つまり高鍋警察署管内の日豊本線には上下5編成の電車が運行しています。このうち特急電車が「にちりん2号」「ひゅうが3号」の2編成あります。時刻表をめくって調べました。先にお断りしておきますが、これは3月3日までのダイヤでありますので、今は少し異なってい

ますが、頭の体操ですので、そう大きな問題はないというふうに考えます。

JRの避難訓練では、発災時に緊急停止させた電車を、高台等への避難経路が確保されている場所まで移動させて、乗客をおろすという仕組みになっています。しかし、その確保されている避難経路というのは、県内の日豊本線全体で10カ所以内だという話も耳にしました。仮に児湯郡だけで単線の線路を5編成が走っている中で、全ての電車がその経路を確保できるとは考えづらい状況です。さらに、先ほど警察本部の認識にもあったように、南海トラフ地震の想定においては、津波到達時までに警察が主力となって避難誘導することは容易ではありません。もちろん、全ての状況に万全な対応がとれるわけではなく、日常的な暮らしを維持しながら、有事の際には、限られた環境の中で少しでも被害を抑える努力をするというのが基本的な考え方であるということは、十分に理解をしますが、やはり3月4日のダイヤ改正から導入をされた日豊本線特急のワンマンカー化は、リスクが高いのではないかと感じています。県の認識を総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（永山英也君）** 特急のワンマン化について、対象区間の大部分は、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されます太平洋に面した沿岸部でございます。JR九州においては、地元の声を受けとめ、災害対策として、避難方法等を記載したリーフレットや避難用はしごを設置されたところがございます。何よりも大切なことは、災害発生時に乗客を安全かつ円滑に避難させることでもあります。今後は、ワンマン運転の特急列車での大規模災害を想定した訓練も予定されておりますけれども、県といたしましても、訓練に立ち会うなどしっかりと注視を

いたしますとともに、今後とも、安全性の確保を最優先に取り組むよう強く求めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 もちろん今のは、ある種ワンポイント、ピンポイントのところを想定した話でありますけれども、こういう考え方もできるということ、頭の体操としてみんなで考えてみたいと思ったところです。

次に、教育行政について、2テーマお伺いします。

まず、新しい学習指導要領についてです。幾つかの目玉があると思いますが、今回は小学校での外国語科、英語の導入についてです。平成32年からは小学校5・6年生に英語が教科化され、現在の外国語活動が3・4年生に拡大されます。現場の先生方の対応が鍵になると考えますが、3年後を見越した取り組み状況を、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 平成32年度より完全実施されます小学校外国語科導入に向けまして、県教育委員会といたしましては、まず、平成29年度より研究校6校を指定し、カリキュラムの作成や指導方法等の研究を先行的に実施いたします。次に、平成30年度、31年度の2年間で、研究校の成果をもとに、各学校の外国語科指導のリーダーとなる中核教員に対して、具体的な指導方法等を伝達する研修を行うとともに、その中核教員が講師となって、全ての学校で教職員に対して同様の研修を行う予定です。加えて、市町村教育委員会と連携して、ALT等外部人材の活用を促進するなど、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 平成23年から既に外国語活動が実施をされているわけですが、その導入の際にはどのような研修が行われ、対象はどうなっ

ていたでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 平成23年度から小学校5・6年に導入されました外国語活動の実施に当たりましては、実施される前の平成21年度から22年度までの2年間で、全ての小学校の教職員に対して研修を行っております。まず、各地区の外国語活動を中心となって推進する教職員を対象に、具体的な指導方法を伝達する研修を行い、その後、その研修受講者が各地区で講師となって、地区内の全ての教職員を対象に同様の研修を行っております。

○渡辺 創議員 既に対応はスタートしていて、外国語活動の導入時の状況を見ても、平成32年の外国語科の導入までには、全ての教職員が対応できる状況になるというふうに理解をしております。

○教育長(四本 孝君) 平成30年度から31年度までの2年間で、全ての小学校教職員約3,500名を対象に研修を実施し、外国語科の指導体制について万全を期していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 わかりました。

次に、学校における名簿のあり方についてお伺いします。男女平等や性的違和を感じる子供たちへの配慮の観点などから、「性別で区別をしない名簿」の推進を求める声がありますが、県内での状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会では、宮崎県人権教育基本方針に基づき、性別にかわりなく個性と能力を十分に発揮できる取り組みを推進するなど、男女が互いの人権を尊重した教育の充実に努めております。御指摘の男女混合名簿の使用状況につきましては、調査は行っておりませんが、市町村ごとにかなりのば

らつきがあるのではないかと考えております。

なお、県立高等学校、中等教育学校では、男女混合名簿を39校中17校が使用しているところであります。

**○渡辺 創議員** 県立高校では正確な数字がわかるけれども、全体的な状況は正確に実態把握ができていないということのようであります。

県教委としては、男女混合名簿について、市町村の教育委員会や学校への説明など、これまでどのように対応してきたのかをお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 学校で使用する名簿につきましては、それぞれの学校が、児童生徒の実態やその使用目的に応じて適切に作成し、使用しているものと考えております。県教育委員会といたしましては、男女混合名簿の使用について特に要請等は行っておりませんが、管理職等を対象とした研修会において、学校で男女混合名簿を使用することが男女平等の意識を高めることにつながるという考え方がある、ということを紹介してきた事例もございます。

**○渡辺 創議員** どのような名簿を使用するかという判断は、学校現場にあると理解をしています。運用上の側面や、また理念的な側面、いろんな要素があるんだろうと思いますが、県教育委員会として実態把握ができていることにこしたことはないんだろうと感ずるところです。男女混合名簿の使用状況を含め、学校での人権教育上の取り組みを広く全県的に把握する必要性はないか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 男女混合名簿の使用状況を含めた人権教育の取り組みについて、状況を把握することは、性に対する多様なあり方などの人権課題への対応を図る上でも大切であると考えております。今後とも、市町村教育委

員会との連携を深め、県内全域の状況把握に努めてまいりますとともに、児童生徒の発達段階に応じて、男女平等の意識の確立や、一人一人の個性を大切にすることができるような人権教育を推進してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** いろいろな考え方があるという中での教育委員会の立場でもあるだろうと思いますが、ぜひ、最後の答弁にありましたように、取り組みのほどをよろしく願っていたしたいと思います。

最後に、土呂久公害についてお伺いをいたします。

県が、土呂久公害の教訓を踏まえた次世代への新たな継承事業に本格的に取り組まれて、今年度で2年目を迎えようとしています。今年度事業化した検診記録の電子化の取り組み状況と、今年度の新たな取り組みへの決意を、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県では、長年にわたる検診データの適切な管理と、患者さんが受診している医療機関との緊密な連携等を図るため、延べ3,600名分の検診データの電子化に着手いたしました。今年度は、まず、宮崎大学等の専門医と協議を重ねながら、そのデータが今後の検診や研究に十分活用できるよう、新たなシステムの導入等に取り組んでいるところです。また、来年度新規事業の環境教育事業につきましては、土呂久公害を題材としたDVDの制作や、学生によるエコモニターツアーの実施、県内各地でのパネル展の開催等により、宮崎ならではの環境教育を推進しますとともに、英語版の資料を作成し、地下水のヒ素汚染対策に取り組む国々からの視察研修等も受け入れてまいりたいと考えております。県としましては、地元の意向も十分踏まえつつ、土呂久公害

の歴史を決して風化させることなく、将来に向かっての貴重な教訓にするとともに、同様のヒ素中毒で苦しんでいる国々に対する国際貢献につきましても、積極的に対応してまいる考えでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。今の土呂久公害の教訓を次世代へ新たな教訓として継承していこうという事業は、知事の施政方針演説の中でも触れていらっしゃいました。ぜひとも頑張ってくださいと思います。関係者の中には、資料館等の整備を模索してはどうかという声もあるように聞いています。取り組み自体が極めて意義深いものだと思っております。また同時に、地元の意向というのもとても重要だろうと考えています。ぜひ県も積極的にかかわっていただいて、関係者、関係地域の調整を見守りながら、機が熟した際には、新たな展開が図られるように取り組んでいただきたいと思います。と申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、蓬原正三議員。

**○蓬原正三議員**〔登壇〕(拍手) 最後になりました。もうしばらくおつき合ください。

2025年問題の主演、団塊の世代であります。支えてきて、支えられない世代とも言われます。30数年前、70歳になると医療費は無料という政策が実施された時期がありましたが、福祉関係費は増大、国の借金はふえ、高齢者も応分の負担を余儀なくされる今、つくづく政策とは、世界の流れや社会の将来動向など、限りなく先を見越して実施していくことが重要なのだということを再認識させられる、きょうこのごろであります。今議会は当初予算を審議する議会でもあります。政策が長期的展望に立ったものであるかとの視点を持って審議してまいりた

いものだと考えます。

通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

まず最初に、人口減少、人材難・枯渇時代への対応についてお伺いします。このことについては、外山議員より代表質問で質問がありましたが、大事なことでありますので、質問をいたします。

九州経済調査協会が先月発表した2017年版の「九州経済白書」によりますと、九州・沖縄・山口の企業の約55%が人員に不足感があると答えており、昨今の人手不足は、中長期的な人口減少などの構造変化が要因であると分析されています。さらに、このまま労働力の低下が放置されれば、長時間労働や過労死などの問題が一段と深刻化したり、人手不足による倒産や廃業がふえたりするおそれがあると警鐘を鳴らしており、いよいよ人口減少が産業経済活動に支障を来しつつある時代に入ったと再認識したところであります。

このような中、県では、29年度当初予算において、「人口減少対策と中山間地域対策の強化」を重点施策の一つに掲げ、各種の施策、事業を展開しようとしているところであります。しかし、本県の将来推計では、それでも人口は減り、少子化が進むと予測されております。このような現実を踏まえ、人口減少のカーブができるだけ緩やかになるよう、また、地域間競争に負けないように、直近の対策とともに、将来を見据えた各種施策を効果的に展開していかなければならないと考えます。そこで、人口が減少し、さらに加速している現状に対する認識と、人口減少を前提とした活力ある社会づくりの方向性について、知事にお伺いします。

続けて、宮崎県版の官製春闘についてであり



ます。文部科学省の学校基本調査によりますと、県内の高校卒業後に仕事につく生徒の県内就職率は54.8%で、全国平均の81.3%を大きく下回り、2年連続全国最下位となっております。中・高校ともに全国平均より就職率は高い一方、県内企業への就職率は低い傾向を示しており、本県では、ますます人材難、人材枯渇の状況が進むことが懸念されます。なぜ若者が地元に残ろうとしないのか。それは、やはり都会との賃金の格差によるところが大きいのだろうと考えます。

先般、本県独自の新しい「ゆたかさ指標」が発表され、人を育む力のゆたかさが全国3位、自然のゆたかさが全国1位などとなっております。宮崎のよさや価値を再認識したところではありますが、若者にとっては、賃金の魅力のほうがはるかに大きいのではないかと考えます。

総理が経済界に賃上げを幾度となく要請する、いわゆる官製春闘を始めて4年になりますが、その恩恵は、まだまだ大企業の社員のみにとどまっている現状ではないかと思われまます。ピンチはチャンスです。人材難・人材枯渇時代が到来しようとしている今、本県において貴重な人材を確保するために、知事が先頭に立って、賃上げなどの労働環境改善に取り組んでいくべきだと考えます。企業も経営が大変ではあります。大変ではあります、人手が不足すると、企業経営そのものが成り立たなくなるという負のスパイラル化も考えられます。人材確保に力を注がなければなりません。そこで、県内の中小企業や団体に対して、賃金格差の是正など、労働環境の改善が図られるよう、例えば、「県もいろいろな施策を推進するから、ともに頑張りましょう」的なメッセージを発してはどうかと考えますが、知事の御見解をお願いしま

す。

以上を壇上での質問とし、後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、人口減少に対する認識と対策の方向性についてであります。人口減少は、我が国の構造的な課題でもあり、長期的な視点から継続的に対策を行い、持続可能な地域づくりを進めていく必要があると考えております。その中では、子供を生み育てやすい環境づくりなど、自然減対策はもちろんでありますが、若者の県外流出が続いている本県におきましては、社会減対策や働き手の確保なども大きな課題であります。このため、成長産業や県内企業の育成を通じた良質な雇用の場の確保を進め、若者の県内定着を促進するとともに、女性、高齢者などの活躍を後押しする働き方改革や、人口減少時代においても持続的成長を目指す生産性の向上の視点も十分に踏まえながら、将来に希望を持てる社会づくりに向けて、今実行すべき施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、労働環境の改善についてであります。今、答弁申し上げましたとおり、人口減少への対応ということで、若者の県内就職・定着に向けて、さまざまな取り組みを進めておるところであります。企業誘致の推進、フードビジネスなどの成長産業の育成、さらには、産学官が一体となった企業成長促進の取り組みなど、魅力ある雇用の場の確保、さらには、企業見学会やインターンシップの実施など、生徒や教員、保護者に県内企業の魅力を知ってもらう取り組みを進めるとともに、県内企業と連携して、奨学金の返還を支援することとしたところ

であります。

このように、県として、若者の県内就職及び定着を図るため、さまざまな取り組みを行っているところでありますが、御指摘のように、産業界におきましても、給与水準を含めた働きやすい労働環境などについて議論していただくことは大変大事なことであろうかと考えておりますので、産学労官のトップによる雇用政策懇談会などの場を通して、その機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○蓬原正三議員** そのメッセージを発すること、その姿勢を持っていただくようによろしくをお願いします。要するに、人材不足・人材枯渇時代を迎えて、企業活動そのものが大変な時代を迎えようとしていること、このこととともに大きな認識を持って頑張らなければいけないというふうに思います。

これは北九州市の場合なんですけど、今ちょっと視点が違いますけれども、例えば企業に対して、企業が人手不足だと、企業活動ができない。したがって、省力化するための施設整備について補助金を出す。こういう制度をつくっている例もこの前聞いてまいりました。経済産業省でも同じような制度をつくっているようでありますから、いずれ宮崎県でも省力化の施設整備に対して何らかの補助なり支援をしていく、こういうことも必要ではないかと考えます。

次に、防災拠点庁舎の整備についてお伺いします。29年度当初予算に、防災拠点庁舎整備事業として約9億円が計上されており、建設工事に着手するとされております。防災拠点庁舎の整備については、これまで議会としても設計等の実施を認め、今に至っておりますが、災害時

に果たしてその機能を本当に発揮できるのかとの懸念の声が、まだ県民に多くあります。

2月23日の宮崎日日新聞の「ことば巡礼」に、「安心、それが人間の最も近くにいる敵である」という、シェークスピアの言葉について紹介され、小説家の阿川大樹さんが、「不安でいるよりも、安心していたいと思うから、往々にして、心の中の不安を自分で打ち消そうとして、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価する。心理学の用語でいう「正常性バイアス」が働いてしまう」と書かれていました。つまり、そうして、状況に関係なく、さしたる根拠もなく、自分を安心させてしまうと、必要な安全対策をとらなくなるという内容のものであります。

11年前、いとこ夫婦が、台風17号で先祖代々何百年住んでいた家の裏山が崩壊して、下敷きになり、命を失いました。崩壊防止の擁壁も設置されており、まさかという思いでありました。それ以来、私は、トラウマにも似た意識で、災害対応に強い関心を持つようになりました。福島原発の「想定外」の言葉を聞けば、なおさらのことであります。

そこで、新たに整備される防災拠点庁舎についてであります。最近、長周期地震動に関する報道もなされたりしておりますが、長周期地震動に果たして耐えられるのか、また、液状化は本当はないのか、津波は本当に到達しないのか、付近の道路等が電柱やビルの倒壊などによって遮断され、庁舎機能が発揮できなくなるのではないかなど、本当に安心できるものなのかということ、最高決定権者である知事に再度確認しておきたいと存じます。防災拠点庁舎は、大規模災害時に、災害応急対策活動の拠点として本当に機能するのか、知事にお伺いいた

します。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘にありましたとおり、災害時において発生する、自分は大丈夫だという、いわゆる正常性バイアス、そのような問題でありますとか、さまざまな災害への想定外ということ、十分な想定がなされていない、必要な安全対策をとらないという状況は、大変危険なものであろうかと考えております。防災拠点庁舎の整備に当たりましては、そうした問題に陥ることのないよう、南海トラフ地震はもとより、他県などで発生した危機事象にあっても、もし本県が同じような危機事象に直面したらどう対応するのかというシミュレーションをしていこう、常に危機意識を高めていこうという呼びかけをしておりますし、常在危機の意識を持ってさまざまな検討を重ね、設計を行ったところであります。

具体的には、建設地におきまして、液状化は軽微にとどまるということを確認した上で、非常に大きい長周期地震動が観測された熊本地震を踏まえた、一層の耐震性の向上も図っております。また、津波や大雨に対する浸水対策、電気、水、通信等のライフラインの確保のほか、緊急輸送道路の早期復旧やヘリポートの設置による輸送手段の確保等、さまざまな対策を講じているところであります。また、施設完成後も防災拠点としての機能が十分発揮できるよう、毎年度、総合防災訓練や職員参集訓練を実施することとしております。南海トラフ地震等の大規模災害が万一発生した際には、私みずから先頭に立ち、県の総力を挙げて県民の生命と財産を守ってまいりたい、そのように考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、憲法改正論議についてお伺いします。自由民主党では、憲法改正の原

案として8項目を挙げており、その中に、緊急事態条項と教育無償化というのが入っております。緊急事態条項は、東日本大震災時の政府の対応の反省を踏まえて、大規模災害時の緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明記しようとするものであります。南海トラフ地震での被害が想定される本県にとっては、特にかかわりの深い条項であります。また、教育無償化は、憲法26条で義務教育を無償化と定めているものを、高校、大学まで教育無償化の範囲として広げるというものであり、憲法の改正までは必要ないのではないかと、財源の問題はどうするのかなど、さまざまな議論がなされているところであります。憲法改正については、マスコミ等でもさまざまな報道がなされており、また、自党内でもさまざまな議論があるところでありますが、県民の生活にも密接に関係してくることから、私は、地方でもしっかり議論をしておくべきであると考えます。知事は法律を専門に学んでこられたと聞いております。そこで、憲法改正の議論がなされている緊急事態条項、教育無償化について、知事の考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 緊急事態条項につきましては、大規模災害などの国家的な緊急事態に際しまして、国と地方において、どのような措置が必要となるのか、また、その措置の発動要件、手続、効果など、多くの議論すべき点があるかと思えます。大変難しい課題であります。また、高校、大学等までの教育無償化につきましては、希望すれば誰もが教育を受けられる機会が保障されるという考えもある一方で、それに対応するためのかなりの財源が必要になってまいります。その財源の確保など、さまざまな課題もあるものと認識しております。こ

うした憲法にかかわるものは、国家の根幹にかかわる、また、国民一人一人に直接関係してくることであります。国民の関心と理解を高め、国会の場での十分な議論はもとより、幅広く国民的な議論を尽くしていく、重ねていくことが必要であろうと考えております。

**○蓬原正三議員** 情報が少ない中での議論でありますから、今の御答弁をいただいて、我々もまた一緒に勉強していきたいと思っております。

次に、予算全般についてであります。

29年度当初予算全般について、研究開発、イノベーション、外貨獲得、地方創生という観点からお伺いします。これまでの質問と重複したものについては、できるだけ省略して質問したいと思っております。基本的な方針についてお聞きしますので、簡潔にお答えください。委細、詳細については、委員会で行いたいと思っております。

まず最初に、研究開発予算についてであります。このことについては、当初予算を審議する2月議会において、過去3年続けて質問してまいりましたが、未来への投資という観点から、引き続き予算を確保していくことが重要であると考えておりますので、今回も質問をいたします。

本県では、キンカン「たまたま」、地頭鶏、マンゴー、残留農薬分析技術、キャビア、SPG応用の技術、杉コンテナ苗、焼酎酵母、木材利用技術などなど、長い研究がようやく実を結んだものも多くございます。研究開発は短期間では成果は出ません。しかしながら、本県産業を牽引する次なるエースを育てるためにも、将来を見据え、気長に、引き続き研究開発に力を注いでいくことが肝要であると考えます。そこで、これまでと同じベースで比較した来年度の

研究開発予算の状況と知事の認識をお願いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県独自の新技术や新産業の創出等につながる研究開発への投資というものは、産業振興を通じた地域経済の活性化や雇用創出、県民所得の向上を図る上で、極めて重要であると認識しております。このような認識のもとに、研究開発の充実・強化に努めているところでありまして、世界トップレベルの残留農薬分析や、キャビアの生産加工技術の確立など、世界市場に挑む上でのカードというものもそろってきており、長年の研究開発の成果が新たな産業振興につながっていると考えております。

来年度の県の研究開発予算は、食品開発センターにおける食の「おいしさ」評価を行う官能評価室の新設や、総合農業試験場における機能性成分の分析技術の開発などにより、前年度からの繰り越しを含めた予算ベースで、28年度比でいいますと、10.3%増の40億6,000万円余を計上しているところであります。今後とも、長期的な視点に立ち、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。昨年以上ということであります。評価をいたしたいと思っております。

具体的な事業について質問してまいります。今話の出ました「食の機能性研究基盤構築事業」についてであります。この事業は、宮崎大学等と連携して「食の機能性解析拠点」を構築するとともに、農水産物の未利用部分等の利活用研究を加速することによって、機能性表示食品の開発を促進するものとされております。近年、消費者のニーズが多様化し、特に健康に対する関心が高まっている中において、本県農水

産物の機能性を科学的に証明し、新たな価値を創造していくことは、他産地との差別化を図り競争力を強化する上で、大いに期待しているところでもあります。しかしながら、この研究拠点が機能するためには、分析技術や商品の開発、さらには効能の実証など、多岐にわたる役割をしっかりとプロデュースする総合的な研究体制の仕組みづくりが必要で、一朝一夕に実現できるものではないと思います。そこで、拠点整備に取り組むに当たっての大学との連携や拠点の構築のあり方など、将来展望も含め、具体的な事業内容を農政水産部長にお願いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 食の機能性研究基盤構築事業では、宮崎大学と県の試験研究部門が協力して、機能性表示食品の開発に必要な科学的データを集積する研究チームを整備することとしております。この研究チームでは、まず、宮崎大学の農学部、工学部の研究者で構成いたします「食の科学ユニット」において、機能性を探索する技術の開発や細胞・動物試験を行うとともに、大学病院の臨床研究支援センター内に食品臨床試験部門を新設し、ヒト臨床試験を行うこととしております。また、総合農業試験場や食品開発センターにおいては、機能性成分の分析技術や機能性に着目した新品種、新商品の開発等に取り組むこととしております。県と宮崎大学が有するすぐれた技術シーズを生かして、機能性表示食品の商品化を総合的に支援する研究体制を整備することにより、機能性研究の高度化に必要な人材の育成や、新たなフードビジネスの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** これからの食のあり方を考えますと、健康に着目した技術開発は非常に大切な視点であり、特に、サプリメントではなく、

日常の食生活を見直すことで健康寿命を延ばしていく上でも、機能性研究は重要な意味があると考えております。そこで、この研究拠点で今後どのような研究を展開していくのか、農政水産部長、もう一回よろしく申し上げます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** この拠点での研究テーマにつきましては、例えば、疲労回復効果が期待されますイミダゾールジペプチドが含まれる地頭鶏やチョウザメ、また、目の調子を整える効果が期待されるルテインが含まれます冷凍ホウレンソウなどについて、機能性表示食品の開発に取り組み、今後とも、本県の特色ある農畜水産物の機能性について研究を進めていくこととしております。そして、これらの研究を通じまして、宮崎の豊かな食が、本県の進める「健康長寿日本一」の実現に大きく貢献できますように、また、先般のWBC侍ジャパンの宮崎合宿において、知事より、チョウザメの魚肉などを贈呈いたしました。このような際に疲労回復効果を積極的にPRできるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、「国際連携によるみやざき農業競争力強化事業」について伺います。県は、みやざきグローバル戦略において、海外自治体との連携強化に取り組むとしておりますが、私も、国際交流には関心を強く持っており、農業の研究開発の分野に海外自治体との連携を取り入れられないものかと、常日ごろから考えておりました。本事業は、農業分野で交流のあるベトナム・ナムディン省と共同研究を行うなどの事業ということですが、地球温暖化が進む中、東南アジアの亜熱帯性作物を研究することは、本県農業のエースとなる次なる作物が見つかる可能性が非常に大きいのではな

いかと考えます。そのような意味において、海外自治体との連携は大変重要な取り組みであり、その連携を本県農業の競争力強化につなげていこうとするこの事業には、強い関心を持っております。そこで、この事業ではどのような取り組みを行うのか、その事業内容を農政水産部長、お聞かせください。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県は、平成27年に、ベトナム・ナムディン省と南九州大学の三者で、「農業振興に関する連携合意書」を締結しております。相互の協力関係のもと、人材育成や技術支援、共同研究などに取り組むこととしているところであります。御質問の「国際連携によるみやざき農業競争力強化事業」は、こうした国際連携の取り組みを推進するためのもので、特に、共同研究の分野におきましては、ナムディン省で栽培されております亜熱帯性作物や香辛料について、本県への導入に向け、有望品目の調査や栽培技術の研究を行うこととしております。また、現時点では台湾を想定しておりますけれども、新たな海外自治体との連携協定につきましても、調査・研究を行うこととしております。このような国際連携を通じ、人材育成や技術開発を促進させ、本県農業の競争力強化につながるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 予算は少額であります。マンゴー等にかわる次なるエースが生まれるように期待をしております。期待を裏切らないでください。

次に、イノベーションに関する事業について伺います。「イノベーション促進・新事業創出促進事業」についてであります。この事業は、産学官によるイノベーションを持続的に生み出すための体制構築等と連動し、産学官の共同

研究開発による新製品・新技術の開発や、物づくりベンチャー企業の創出などを促進することで、国内外競争に負けない付加価値の高い物づくり産業の振興を目指すものとされております。県内雇用の確保を図るためには、産業の振興が極めて重要であることは言うまでもなく、県としても絶えず、県内企業の先端技術の創出やイノベーションを支援していかなければならないと考えます。本事業の説明文を読みますと、言葉としてはまさしくそのとおりであります。バラ色の事業のように感じるところであります。予算額も約1億5,000万円となっており、強い意気込みを感じるところであります。大いに期待もしているところであります。そこで、この事業の主体・客体、新製品・新技術の開発目標など、具体的な事業内容、期待される効果等について、商工観光労働部長にお聞かせいただきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 県内企業による技術開発や新商品開発を加速化させるためには、企業や大学などが持っておりますシーズ・ニーズを融合させ、新たな事業展開を促すことが重要であります。このため、御質問の事業におきましては、工業技術センター・食品開発センターを中心に、産学官の技術・研究分野の関係機関の結びつきを一層強化し、一体となって企業を支援する、新たな連携体制の構築を図ることとしております。また、体制構築とあわせまして、新たにグローバル・ニッチトップなど、特定分野において高いシェアの獲得を目指す企業の技術シーズの発掘・育成を行いますほか、IoTなど、成長分野をテーマにした研究会活動の強化や、廃棄物の減量・再資源化に向けた共同研究開発、さらには、異分野・異業種間の連携促進など、イノベーションを持続

的に生み出すための取り組みを進めていくことといたしております。これらの取り組みによりまして、県内のさまざまな企業、大学等が持つ技術・知見を結集した付加価値の高い製品の開発等が促進され、国内外で高い競争力を持った企業が創出されるものと期待しているところでございます。

**○蓬原正三議員** 初めて聞かれる言葉もあつたかと思いますが、ニッチですね、目指すべきところだというふうに思っています。それと、環境イノベーション、北九州では、木材とプラスチックの廃材を利用した一種の材木用の素材をつくって、それを公園に張ったりとか、そういうこともやっておりますし、また、研究所も若松区につくって本格的にやっているという話も聞いておりますから、負けずに頑張りたいと思います。

ここで、少し話はそれますが、この事業に関連して、あるデータについて議論してみたいと思います。このデータは、2016年4月18日の日本経済新聞に、タイトル「地方経済 人口減でも成長」、副題「カギは生産性向上 23道県で実り」と題して掲載されたもので、経済成長率を、人口成長率プラス1人当たり実質GDP成長率で計算したものでありまして、横軸に1人当たり実質GDP成長率、縦軸に人口増減を表示して、2007年度から2013年度までの各都道府県の経済成長の状況をグラフ化したものであります。副題のとおり、23の道県で、人口減少を県民1人当たりGDPの伸びがカバーしており、これを花咲かゾーンとこの表では称しておりますが、本県は、何と、宮城県、徳島県、岩手県に次いでかなり上位に位置いたしております。理由は、本県の製造品出荷額と付加価値額がともに、平成元年対比、平成26年の26年間

で、おのおの120%前後伸びており、全国の伸びを大きく上回っているからであります。このデータは、政策の限りを尽くしてもなお人口減少が避けられない中、今後いかに生産性を向上させ、1人当たりGDP成長率を上げるかということが、今後の地域経済の活性化の鍵であることを如実に示していると思います。

そこで、人口減少が進む中、いかに企業の生産性を高め、人を呼び込み、地域を活性化していくのか、今回のデータを踏まえ、元気な県の事例から学ぶことも多いのではないかと思います。特に、ここで学ぶべきは徳島県であります。徳島県は人口も少なく、震災からの復興といった特殊事情もないと思われる中、1人当たりGDPは大変高い伸びを示しており、参考にするべきと考えます。商工観光労働部長の見解をお願いします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** お尋ねの徳島県の状況といたしましては、大手医薬品企業や、発光ダイオードで著しく成長した企業など、高付加価値の製品を持つ中核企業の存在が大きく影響しているものと考えております。本県の製造品出荷額を見ますと、食料品や飲料が大きな割合を占めておりますが、中でも、全国トップのシェアを誇る本格焼酎の分野は大きく成長しており、このような地域の特性や強みを生かした成長産業をさらに育成していく必要があると認識いたしております。このため、県といたしましては、みやざき産業振興戦略に掲げましたフードビジネスや医療機器などの成長産業の育成を図りますとともに、産学金労官が一体となった総合的な企業支援により、地域経済を牽引する中核企業の育成に取り組むことで、本県産業の生産性向上や競争力強化を図ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** このことについては、また委員会等でさらに深掘りをしていきたいと思いません。

次に、「イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業」についてお伺いします。この事業は、品目ごとの課題を解決するための新しい仕組み、考え方、技術を取り入れる産地を支援するとともに、高品質・高収量に向けた生産技術の普及拡大や基盤の整備などを一体的に推進し、マーケットイン型産地経営体の育成を図ることとされています。本事業の説明文を読みますと、新しいことづくめ、よいことづくめのバラ色の農業を期待させる事業のようであります。また、事業も幅広い分野に多岐にわたっているようであります。そこで、本事業は、具体的に何を目指して、どのようなことに取り組むのか。要は、農業は今後どう変わっていくのか、そういうことだろうと思いますが、農政水産部長にお願いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 「イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業」につきましては、ICT技術や地下かんがいシステムの導入、宮崎方式ICMの活用など、農業分野における新たなイノベーションに取り組むことで、本県農業の将来を担うモデル的な産地経営体の育成を目指すものであります。具体的に申し上げますと、野菜におきましては、生産から流通・加工までの一体的な仕組みづくりにより、農業版のインテグレーションモデルの構築を目指すとともに、花卉におきましては、県外育種家との連携により、ヒペリカムなどの付加価値の高い新たな品目の産地化を進め、さらに果樹におきましては、マンゴーの飛躍的な収量向上を目指した革新技術の導入などに取り組んでまいります。県といたしましては、野菜・花

卉・果樹産地に新たなイノベーションの風を起こし、宮崎の農業の未来を切り開いていきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、外貨獲得についてであります。日本が2016年に海外とやりとりした物や金の収支を示す経常収支の黒字額は、約20兆7,000億円で、リーマンショック前の2007年に次ぐ過去2番目に大きい黒字幅になったとの報道がなされております。ところが、本県の県際収支を見てみますと、平成25年度のデータになりますが、約4,268億円の赤字となっております。この20兆7,000億円のお金は一体どこに行ったのでしょうか。県際収支の赤字幅を限りなく縮小させていくことは、県内経済の好循環を促し、県民所得の向上につながることは言うまでもありません。もっと県外移出に力を注いでいかなければならないと考えますが、今回は、とりわけ、海外への輸出について3点お伺いします。

海外との交流拡大に向けては、県内企業の活動支援だけでなく、県が相手国の関係者との間で人脈を構築し、事業者が海外展開を行いやすい環境づくりを行うことが重要と考えます。私も、先月訪問したブルネイ国を初め、県の海外戦略の推進のため、議員の立場から諸外国との関係づくりを行っており、市場開拓にとって関係者とのパイプがいかに重要かは、肌で感じております。海外市場の開拓は、本県だけでなく、他の自治体も取り組みを強化しておりまして、海外を訪問いたしますと、特に県産品の輸出分野で他県産との競争激化を実感します。そこで、今後、さらなる販路拡大の取り組みが必要と考えますが、本県の輸出の現状と、輸出拡大に向けた取り組みについて、商工観光労働部長にお願いいたします。



**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 県が実施しております「貿易企業実態調査」によりますと、平成27年の本県の輸出額は、速報値で1,568億円と増加傾向にあります。国内市場が縮小する中で、本県経済・産業の活性化を図るためには、さらに輸出を拡大し、外貨を獲得することが大変重要であると考えております。このため県では、香港、上海の海外事務所や、シンガポール、北米など、輸出が有望な5つの市場に配置した輸出促進コーディネーター等を活用し、現地での県産品の売り込みや海外展開のサポートを行いますとともに、海外でのフェア開催や見本市・商談会への出展など、県内企業に対するきめ細かな支援に取り組んでいるところであります。今後とも、ジェットロ等の関係機関と連携しながら、各種施策を効果的に推進し、輸出の拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 中でも農畜水産物については、政府が農林水産物・食品の輸出目標1兆円を2019年に前倒しするなど、国を挙げて輸出拡大に取り組む中、本県の輸出品目は、牛肉、カンショなど一部の品目に限られ、本県のポテンシャルを踏まえ、もっと伸び代があるのではないかと思います。事実、先月、2月17日から19日まで開催されたブルネイ大使館主催の「日本語・日本文化週間」イベントの宮崎県ブースでは、カンショ、日向夏、キンカンが3日の予定を1日半で完売いたしました。飛ぶように売れたと言っても過言ではなく、それも3倍の値段でありました。そこで、農畜水産物の輸出の現状と、輸出拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農畜水産物の輸出につきましては、東アジアのほか、EU・

北米向けに、牛肉を中心に年々実績を伸ばしております。昨年度の輸出額は、過去最高となる約25億円ございました。本年度は、さらなる輸出拡大に向け、九州各県が連携した香港や台湾等でのフェアの開催、知事のトップセールスで行いました北米での牛肉等のプロモーション、さらには、海外ニーズに対応した酸味の少ないキンカンや、有機栽培茶の産地づくり、EUの輸出基準に対応した牛肉の処理施設やキャビアの加工施設の整備などを実施したところであります。さらに来年度は、輸出支援のための専門家を県内に2名配置し、輸出に興味を示す農業法人や産地の個別訪問により、輸出実務のサポートや海外のニーズ等に対応した商品づくりの指導を強化することで、本県農畜水産物の輸出拡大を加速化させてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 今お話にもありましたとおり、知事は先月、アメリカを訪問され、県産品のトップセールスや関係者との意見交換会を行われました。私どもは、評価はいたしたいと思いますが、輸出だけでなく、観光、人材など多様な分野で海外との交流を拡大していくには、知事が人脈をつくり、それをベースに各種施策を展開していくことが非常に効果的ではないのかと考えます。そこで、昨年度策定されたみやぎグローバル戦略の推進に向けては、今後、さらなる海外とのネットワークづくりが重要と考えますが、知事の所感を願います。

**○知事（河野俊嗣君）** 海外との交流を拡大していくためには、現地の政財界の要人や関係業界の方々と人的ネットワークを築いていくことが、大変重要であると考えております。つくづく感じますのは、都市部との置かれた状況の違いでありまして、海外の企業が多く立地し、ま

た、ビジネス、観光も含めた海外からの人が行き来する都市部とは、全く宮崎の置かれた状況は違うわけでありまして、人脈、ネットワークを一つ一つ積み上げていく努力というものは大変重要であろうかと思えます。

私も機会を捉えて、海外の政府関係者や、流通・観光などの関係団体のトップとお会いし、関係構築に努めているところであります。香港の新華日本食品との連携協定や、ソウル市との観光交流キャンペーンなど、具体的な成果も出てきているところであります。

また、県だけではなく、県議会を初め、市町村、経済団体、大学など、それぞれの立場で海外とのネットワークづくりに取り組んでいただいております。先日は、星原議長を団長とする少年野球の交流の発展で、台湾の新竹県との連携も実現したところでありますし、人工透析技術を通じた九州保健福祉大学とタイとの連携、また、宮崎大学のイタリアやミャンマーとの学術交流、さまざまな形で幅広くネットワークづくりがなされて、大変心強く思っているところであります。今後とも、関係機関の皆様と十分に連携しながら、海外とのネットワークの構築に積極的に取り組み、みやざきグローバル戦略を進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。私どもも、私ども議会なりに、その人脈づくりはやっていきたいと思っております。ブルネイのヤスミン産業大臣が、5月か6月にはまた宮崎に来たいということでありましたので、そのときはまた一緒に御対応申し上げて、宮崎のPRをしていただければと思っております。

次に、地方創生についてお伺いいたします。まず、企業誘致についてであります。企業誘致は、若者の地元就職など、雇用拡大に特に有効

な方策であり、地域経済の振興や産業構造の高度化など、本県経済に大きく寄与いたします。究極の地方創生と言われる中小企業振興と並び、重要な施策であると考えます。そこでお尋ねいたしますが、29年度当初予算案では、企業立地促進補助金が6億円計上されております。どのような制度となっているのか、また、企業立地の目標と実績はどうなっているか、商工観光労働部長にお願いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 企業立地促進補助金につきましては、まず、立地企業の初期投資や新規雇用者数に応じた支援や、県外企業が進出した際の人材募集等に要した費用への支援、さらに、立地企業向けの貸し工場やオフィスなどを建設する事業者への支援の3つの事業で構成されておまして、いずれも実績に応じて補助金を交付しているところでございます。

次に、企業立地の目標につきましては、県総合計画アクションプランにおきまして、平成27年度からの4年間で、立地件数150件、うち県外新規50件、最終雇用予定者数6,000人を掲げております。その実績といたしましては、本年2月末現在で、立地件数93件、うち県外新規43件、最終雇用予定者数3,607人と、いずれも約2年間で目標の6割を超えておまして、順調に進んできているものと考えております。

**○蓬原正三議員** たしか知事の公約では、100件、5,000人だったというふうに記憶しておりますが、それを上回る目標を立てていただいて、今の2年経過した時点でいくと、十分、新たな上回った目標を達成できそうだということになります。ひとつその数値以上の成果が出るように、期待を申し上げておきたいと思えます。

先般、日機装の誘致が決定いたしました。東

京証券取引所一部上場の優良企業であります。誘致の決定は快挙であり、関係各位の御努力に敬意を表します。もしかしたら、今回の誘致は、社長が本県出身であったことも追い風になったのかもしれませんが。そこで、東京証券取引所等に上場している企業の本県出身の役員リスト等の作成などを行い、立地活動に当たっては、本県出身の上場企業の役員等に対して働きかけを行っていったらどうかと考えますが、商工観光労働部長の見解をお願いいたします。

**○商工観光労働部長（中田哲朗君）** 御質問にありましたとおり、立地活動を進める上で、本県出身者などの人脈を活用することは、大変有効な手段であると考えております。このため、県におきましては、本県出身の企業役員等をリストアップして積極的に訪問し、情報収集や本県の立地環境のPRなどを行っております。また、大手企業のOB等で本県ゆかりの方に企業誘致アドバイザーをお願いし、業界の動向等に関する情報を提供いただくなどの取り組みも行っているところであります。今後とも、市町村と連携しながら、本県出身者などさまざまな人脈を最大限に活用し、さらなる企業立地につなげてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 先ほど申し上げましたGDPを人口増減に対応すべく上げるためにも、企業誘致は大変効果があると思っております。これがもし民間企業であれば徹底してやると思うんです。ぜひ徹底してやっていただきたいと思っています。

それと、これは要望にとどめますが、誘致する際の県内の配置について、どうしても中央だとか都市部に集中する気配があると思います。今、県内では、人口が周辺部ほど減っていているわけですから、企業の意向、誘致しようと

する自治体とのマッチングの都合等いろいろありましようけれども、できたら県内にうまく配置できるように、企業の誘致先を決めていただくといいのではないかと。要望にとどめておきたいと思っております。

この項の最後に、介護ロボット導入調査検証事業についてお伺いします。昨年2月議会でも質問いたしました、職員の負担が大きく離職者が多いことなどから、人材難が問題となっている介護現場において、介護ロボットの活用による軽労化は、職場環境の改善に寄与するとともに、将来の介護のあり方を変える画期的な方策であると考えています。今年度は550万円が予算計上されており、腰の部分を電動でアシストする機器4台を試験的に導入されたようではありますが、来年度も同額が予算計上されております。そこで、今年度の検証結果と来年度の導入計画について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（日隈俊郎君）** 介護ロボットにつきましては、介護従事者の負担軽減など、就業環境の改善に寄与し、職場への定着にもつながることが期待されるところでありますが、事業所が導入するに当たっては、使い勝手など事前に検証することも必要となっております。このため今年度は、腰痛で悩む介護従事者も多いことに鑑みまして、腰の負担を軽減するロボットをリースで4台使用しまして、これまで13の事業所で検証を行っているところであります。事業所からは、「介助作業が楽になりよかった」という声がある一方、「ロボットの着脱に時間がかかるなどの課題がある」といった声も聞かれているところであります。これらの事業所からの声を取りまとめるとともに、来年度は、新たな機種についても同様に検証を進めながら、事業所が介護ロボットを導入するに当

たつての有用な情報提供などに取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

最後になります。不在地主問題についてお伺いします。

農林水産省は、昨年末、相続の際に名義変更が行われず、権利関係が不明確な状態となっている相続未登記の農地について、初の実態調査の結果を発表いたしました。昨年8月時点で相続未登記またはそのおそれのある農地面積は、約93万ヘクタールで、全農地の2割を占める結果となっており、これは山形県の面積に相当する面積で、そのうち約5万ヘクタールが遊休化しているということでもあります。相続未登記農地は、中山間地など条件不利地ほど多く、そうした地域ほど遊休化が進み、耕作放棄地の拡大につながっているようであります。名義が不明確だと権利関係が複雑となり、売買や賃借ができず、担い手への農地集約も阻害してしまいます。こういう現状を踏まえて、まず、本県における相続未登記農地とその遊休化の実態について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の相続未登記農地の状況につきましては、昨年の農業委員会の調査によりますと、登記名義人の死亡が確認された相続未登記農地が1万695ヘクタール、また、登記名義人が市町村外に転出し、既に死亡している可能性があるなど、相続未登記のおそれのある農地が9,638ヘクタール、これらを合わせますと2万334ヘクタールとなっており、本県の農地台帳上の農地面積の約4分の1を占める結果となっております。また、相続未登記農地等のうち遊休農地は547ヘクタールで、その割合は2.7%となっております。

○蓬原正三議員 本県でも農地面積の約4分の

1が相続未登記農地、大変多いですね。また、おそれがあるということでありました。遊休農地の割合は全国の6%に比べると小さいということで、多少安心しましたが、まずは、相続した人にきちんと登記をしてもらうことが大事であると感じます。個人個人にはそれぞれ事情があつて、登記ができないということがあるかもしれませんが、農地は農業を支える貴重な資源であり、将来にわたって守っていく必要があると思います。今後、不在地主の増加により相続未登記農地がふえ、ひいては耕作放棄地も増加することが懸念されますが、これに対しどのような対応をとっていくのか、農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農地につきましては、農地法により、相続で権利を取得した場合には、遅滞なく農業委員会に届け出ることが義務づけられております。このことから、農業委員会に対しましては、相続に関する情報を把握した場合には、届け出の有無にかかわらず、相続人に対し、農地の適切な相続を働きかけるように指導しているところであります。また、相続未登記の農地であっても、相続持ち分の過半の同意で貸借が可能となることから、農地中間管理事業などを活用して、貸借による利用を推進することにより、耕作放棄地の発生防止に努めているところであります。県といたしましては、引き続き農業委員会や関係団体と連携して、農地の適切な相続を推進してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 山林についても、農地と同じで不在地主が多い状況でございます。不在地主が原因の相続未登記に加えて、山林の資産価値が低下したことも、相続未登記の増加の原因ではないかと考えます。権利が複雑化すること

で、山林の売買が困難となるとともに、境界が不明確になったり、立ち会いの確認ができないことから、誤伐や盗伐などの違法伐採の原因にもなっているということでもあります。これについては代表質問でございました。また、売買ができず、関心が失われて管理されない山は、放置林となって、林業の持続的な経営を阻害してしまいます。このまま世代交代が進みますと、ますます相続未登記地の解消は困難になります。多くの山林が伐期を迎えている今、早急に、相続未登記地の解消、境界の明確化に取り組んでいかなければならないと考えます。不在地主など所有者の不明な森林は、持続的な経営の支障となると考えられますが、解決のための対応策がないか、環境森林部長、これまでの答弁とダブるかもしれませんが、改めてお願いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 境界や所有者の不明な森林は、適正な経営管理ができず、さまざまな事業を実施する際にも支障となっておりまして、従来から問題とされてまいりました。そのような中、昨年5月に森林法が改正され、市町村は、来年度と再来年度の2カ年で、森林の所在や所有者名、境界等の情報を記載した林地台帳を整備することとなったところです。この台帳には、登記簿上の所有者のほか、実際の所有者や管理者の住所・氏名も記載することとなっており、今後、適正な森林の管理や施業の集約化等が促進されると期待されております。本県では、市町村に対しまして、「山村地域の持続的発展推進会議（通称「山会議」）」を活用するなどしまして、林地台帳に盛り込む情報の提供や技術的支援に努め、市町村の台帳整備が円滑に進むよう、最大限の協力をしてまいりたいと考えています。

**○蓬原正三議員** 素材生産業者の方々から、山林の売買に当たって、市町村役場で第三者の情報を調べようと思っても、——ここなんです——個人情報保護法により開示してもらえないことから、売買が進まないという声も耳にいたしました。先ほどの答弁では、林地台帳には、森林の所在や登記簿上の所有者のほか、実際の所有者などの情報が記載され、適正な森林管理や施業の集約化の促進が期待されるとのことであります。これらの情報につきましては、森林組合だけではなく、伐採から再生林まで行うような意欲のある林業事業者などに対しても、積極的に提供されるべきと考えますが、いかがでございましょうか。どのような情報が開示されることになるのか、環境森林部長、お願いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林地台帳につきましては、全国知事会の代表として河野知事も参加しました「国と地方の協議の場」において議論が重ねられまして、本年1月27日の最後の会議において、その方針案が示されたところでございます。それによりますと、情報の開示につきましては、森林の所在や境界に関する測量の実施状況などは公表されますが、登記簿上の所有者や実際の所有者の住所・氏名は対象外とされているところです。一方、その例外としまして、施業の集約化のため必要な場合には、本人や隣接所有者、森林経営計画の認定を受けている者に限定して、所有者の住所・氏名を含めて情報提供することができないか、現在検討されているところでありまして、今月中には明らかになるものと聞いているところであります。

**○蓬原正三議員** 結局、空き家対策特別措置法のような特別な法律をつくらない限り、根本的な解決は、この不在地主問題は難しいかなとい

うふうに考えました。これからの課題にして、  
ともにいろいろと研究していきたいと思ってい  
ます。

以上で終わります。ありがとうございました。  
(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第70号まで及び請願  
委員会付託

○星原 透議長 次に、今回提案されました議  
案第1号から第70号までの各号議案を、一括議  
題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第70号までの各号議  
案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のと  
おり、それぞれ関係の委員会に付託いたしま  
す。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日及び9日は、常任委員会のため、本  
会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、平成28年  
度補正予算関係議案についての常任委員長の審  
査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

3月10日（金）

# 平成 29 年 3 月 10 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩 切 達 哉	( 同 )
7 番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	濱 砂 守	(ひむかの会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	( 同 )
22 番	中 野 廣 明	( 同 )
23 番	黒 木 正 一	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	右 松 隆 央	( 同 )
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
34 番	外 山 衛	( 同 )
35 番	松 村 悟 郎	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	宮 原 義 久	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 泰
警 察 本 部 長	野 口 博 継
代 表 監 査 委 員 長	高 橋 秀 継
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 常任委員長審査結果報告（議案第49号から第70号まで）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成28年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第49号から第70号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は268億1,200万円余の減額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が30億4,000万円、地方交付税が27億8,700万円余の増額となる一方、諸収入が104億7,000万円余、国庫支出金が90億6,100万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,992億200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で7億9,600万円余、特別会計で300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は120億2,000万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で67億5,500万円余の増額、特別会計で10億100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,705億8,400万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針案についてであります。

このことについて当局より、陸上競技場などの3つの県有主要施設について、それぞれ2カ所ずつ選定した整備候補地の概要報告があり、委員より、「スポーツ施設を県内各地に分散して整備することにより、県内地域の交流を促進するとともに、地域の活性化を図ることができるのではないか。宮崎市内周辺に一極集中するのではなく、県内全体でバランスのとれた整備を行うべきではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「前回開催地である木花の運動公園に整備する場合は、津波などへの安全対策が必要不可欠であるが、そのためには多額の費用負担が見込まれる。本県の厳しい財政状況の中で施設整備費用を支出していくことになり、その整備に要する金額は、整備場所を選定する際の重要な判断材料となるので、しっかり示していただきたい。また、費用負担の意向など、施設整備に対する市町村の姿勢も十分尊重して検討していただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「財政負担や安全面などを考慮しながら、国体開催のためだけでなく、地域振興の視点を含め、丁寧に検討を重

ね、できるだけ早期に、県民や議会に納得いただけるような整備方針を出したい」との答弁がありました。

次に、防災拠点庁舎についてであります。

このことについて当局より、「平成29年3月に実施設計を完了した後、12月に工事に着手し、平成31年12月の完成を目指したい」との報告がありました。

これに対し委員より、災害時に庁舎で対応に当たる職員の数や、そのスペースの確保状況について質疑があり、当局より、「災害時の対応職員は、自衛隊等を含めて約1,400人を想定している。司令塔となる総合対策部室はもとより、防災拠点庁舎の3階から7階のフロアについては、平常時には、防災啓発のための研修室や県庁会議室として使用し、災害時には、応急対策活動の場とすることとしており、十分なスペースを確保できる」との答弁がありました。

これに対し委員より、「大勢の職員が災害対応に従事することになるが、その活動に支障を来さないよう、シャワー室の環境整備や食事の確保については、十分な配慮をお願いしたい。また、防災拠点庁舎や、あわせて整備する県庁5号館を初め、庭園などの県庁周辺施設が一体的に利用しやすいものとなるよう、今後も検討していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の

議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第66号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で42億3,200万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,032億3,700万円余となります。

このうち、新規事業「結婚に伴う新生活支援を行う自治体支援事業」についてであります。

この事業は、経済的理由で結婚に踏み出せない方々に対し、結婚に伴う新生活を、住宅の取得費用など金銭面で支援することにより、婚姻数の増加につなげようという市町村の取り組みを支援するものであり、綾町から応募があったものであります。

このことについて委員より、「事業を実施するに当たり、対象者の条件等はあるのか」との質疑があり、当局より、「移住者、在住者にかかわらず、事業開始から来年3月末までに新たに婚姻届を提出され、市町村で受理された夫婦が対象となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業を地域の人口増及び末永い結婚生活につなげていただくことを要望いたします。

次に、宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例についてであります。

このことについて委員より、「当基金の廃止により、必要な事業も継続できなくなるのではないか」との質疑があり、当局より、「この基

金により、ドクターヘリの導入など、本県医療提供体制の基盤整備が図られたが、基金事業が終了した現在においても、地域医療介護総合確保基金により、医師・看護師など、医療人材の育成・確保事業等は継続している」との答弁がありました。

次に、宮崎県国民健康保険運営協議会条例についてであります。

このことについて委員より、「当協議会の委員構成をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「委員11人で組織するが、国民健康保険の被保険者を代表する者として市町村国保運営協議会の委員に就任されている方3名、保険医・保険薬剤師を代表する者3名、公益を代表する者として大学教授等の学識経験者3名、被用者保険等被保険者を代表する者として協会けんぽや健保組合等から2名を想定している」との答弁がありました。

また別の委員より、「県民の意見を幅広く吸い上げるには、もつと構成員の数をふやすべきではないか」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、高額薬品使用量の増、平成28年熊本地震に係る災害救助に要した費用の求償及び県立宮崎病院の災害復旧工事に伴うものであり、病院事業収益1億6,300万円余、病院事業費用1億6,200万円余及び資本的収入100万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業収益は311億4,700万円余、病院事業費用は311億9,100万円余及び資本的収入は38億8,000万円余となります。

このうち、高額薬品の使用についてであります。

このことについて委員より、「がん治療の新

薬であるオプジーボの使用量が急激に伸びたのはなぜか」との質疑があり、当局より、「平成27年12月に肺がん保険適用が拡大されたことが主な要因である」との答弁がありました。

さらに委員より、「治療の初期段階からではなく、医療の過程において、医療側で使用を判断することになるのか」との質疑があり、当局より、「そのとおりであるが、ガイドラインが示されており、どの患者にでも使用できるものではない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「オプジーボに限らず、効果的な新薬ができた場合には、高度医療を担う県病院として、できるだけチャレンジしていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で62億4,700万円余、特別会計で4,700万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は377億4,900万円余となります。

このうち、新規事業「ローカルイノベーション促進施設整備事業」についてであります。

この事業は、工業技術センター・食品開発センターにおいて、産業振興戦略に重点分野として掲げるICT、フードビジネス分野の試験・研究機能及び企業支援強化のための施設整備を実施し、県内企業の新製品開発の促進や技術力の向上等を図るものであります。

当委員会といたしましては、魅力的な新製品開発等を支援することにより県内企業の発展を促し、安定した雇用を創出するなど、地方創生を推進する効果的な事業となるよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で82億6,700万円余の減額、特別会計で3,700万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は789億7,300万円余となります。

次に、建設工事等におけるコスト調査の結果についてであります。

このことについて当局より、「コスト調査の結果や、建設業の経営状況及び国や他県の状況を総合的に勘案すると、最低制限価格の水準を見直す状況ではないと判断されること、また、アンケート結果から、予定価格の適正な設定、適切な設計変更等に努めていくことが重要であると再認識できたため、品確法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応していく」との報告がありました。

これに関して複数の委員より、「建設業者などから、一般管理費の節減等により何とか利益を確保している状況であり、担い手確保のための処遇改善を行う余裕がないとの話も聞いている。建設産業は、災害復旧等において重要な役割を果たしており、人材獲得競争が激しさを増

す中、その担い手を確保するためにも、最低制限価格の見直し等については慎重に検討していく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「適正な予定価格の設定に努めるほか、適切な設計変更については、現場の状況等を反映できるよう、来年度から受注者と発注者間の協議の場を設けることとしている。今後とも、関係団体等と意見交換をしながら、社会資本整備等で重要な役割を担う建設産業の育成にしっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建設工事等の入札契約制度については、建設業者からさまざまな意見があることを踏まえ、関係団体と十分に意見交換を行い、必要に応じて見直しを検討するなど、社会資本の整備や防災・減災対策等において重要な役割を担う建設業者が、将来にわたりその機能を発揮できるよう取り組んでいただきますことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第49号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で36億2,400万円余、

特別会計で2,100万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は235億7,500万円余となります。

このことについて委員より、「不用額が生じているが、事業の進捗管理はうまくできているのか」との質疑があり、当局より、「今回の減額補正は、国庫補助金の内示額が県の予算額を下回ったこと、及び入札の結果で減額になったことの2つが主な要因である。今年度は、事業の進捗管理を部内で共有し、議論するなどしながら十分に留意してきたが、事業によっては目標のレベルまで至らなかったものもある。次年度は、予算をさらに有効活用できるように、より計画的な執行に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で66億1,700万円余、特別会計で600万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は505億9,500万円余となります。

次に、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。

当局より、本県で昨年12月とことし1月に発生した、2例の高病原性鳥インフルエンザに係る対応状況等についての報告があり、複数の委員より、「自衛隊を初め、建設業協会などの協力を得ながら、迅速かつ的確に防疫措置を実施されたことは高く評価したい」との意見がありました。

その一方で、委員より、「今回の発生農場はいずれも古い鶏舎であることから、鶏舎のあり方も含め、あらゆる視点での研究をすべきではないか」との意見や、「鳥インフルエンザの感染経路がいまだ解明されていない現状では、農

家は、緊張や不安を抱え続けながら、必死に防疫対策を行っている。当局は、農家の立場に立って、その実情などを国に訴えていただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事等におけるコスト調査の結果についてであります。

このことについては、先ほどの商工建設常任委員長の報告でも触れましたが、当委員会にも報告がなされたところであり、委員から、「調査結果を踏まえ、「最低制限価格の水準を見直す状況ではない」との対応方針は、直ちに結論づけるのではなく、しっかりと検証していただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、「党の部会と建設業協会等との意見交換の中では、それぞれの業者の営業努力などによるところもあるので、この調査結果が実態を十分に踏まえたものとは言いがたいとの声があった」という意見や、「単独の工事で利益が出ていても、通年で利益が出るのかといった側面についても考えていただきたい」といったさまざまな意見がありました。

当委員会といたしましては、建設業界が果たしているインフラ整備や災害時の緊急対応、さらには、雇用の場の確保といった役割を十分に勘案した上で、持続的に経営が成り立つための建設工事の発注のあり方などを、公共三部でしっかりと議論していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算

関係議案は、議案第49号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億200万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は263億8,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で28億1,200万円余の減額、育英資金特別会計で3億8,500万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,069億5,400万円余となります。

このうち、人件費等の不用額についてであります。

このことについて委員より、「教育委員会及び公安委員会において、人件費や退職手当等の不用額が一定以上あることから、その予算計上に当たっては、翌年度の見通しをより精査して積算すべきである」との意見がありました。

次に、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

このことについて当局より、交通事故が6件あったとの報告があり、「交通安全に努めるべき警察官が、たとえ緊急時等であっても事故を起こすことは、県民の信頼を損なうことになりかねないため、さらに職員の研修・指導に努めたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「パトカーによる巡回、取り締まり等は、県民の安全な暮らしに

とっては不可欠であるので、その出勤回数に応じたリスクは仕方がないが、今後は、事故がなくなるよう徹底してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県美術品等取得基金事業についてであります。

このことについて当局より、「平成27年12月の美術品等取得基金条例改正後初めての作品購入であるが、今回の購入予定作品は、郷土出身で現在中央で活躍する作家の彫刻作品であり、2点の制作時期の異なる特徴的な作品を収集することで、当該作家の研究が進み、県民の財産となり、親しんでいただけると考えている」との説明がありました。

これに関して委員より、「県によるこのような作品収集を、若い次世代の芸術家の励みになるような仕掛けとして生かすなど、今後とも有効に基金を活用していただきたい」との要望がありました。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針案についてであります。

このことについて当局より、陸上競技場、体育館及びプールの整備場所をそれぞれ2候補地に絞り込んだとの報告があり、円滑な大会運営、スポーツランドみやぎの新たな展開及びコスト面等の視点から、どういう検討課題があるかなどの説明がありました。

このことについて委員より、「土地造成費や津波対策経費など、コスト面で不確定要素が多いので、現段階では判断が難しいが、今後、整備コストをより精査した上で、国際大会の誘致などを見据えた国体後の施設の利活用や管理体制、障がい者の避難誘導を考慮した津波対策、市町村の費用負担など、十分勘案してもらいたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、当該施設の候補地絞り込みの最終判断に当たっては、さまざまな検討課題について十分な議論を尽くした上で、合理的で、かつ多くの県民が納得される選定をしていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内いたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党宮崎県議団を代表して、今議会上程の議案のうち、議案第63号及び第66号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

まず、第63号「国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

土地改良法施行令の一部改正に伴い、負担金徴収の利率の見直しを行うとするものですが、本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政や住民の暮らしを圧迫させないためにも、税率のいかんによらず、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、議案第66号「宮崎県国民健康保険運営協議会条例」についてです。

本議案は、国が2018年度から、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移す国保の都道府県化に伴い、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための「宮崎県国民健康保険運営協議会条例」を設置するというものですが、我が党は、国保の都道府県化そのものに反対です。

現在の国保の抱える最大の問題は、高過ぎる国保税が、貧困世帯をより貧困にしているという現実です。国保を広域化・都道府県化すればこうした問題を解決できるのか、どんなメリットがあるのか、国は明快な回答を示してはおりません。国保の都道府県化によって、高過ぎる国保税を抑えるために市町村が行っている一般会計から国保への繰り入れがなくなり、保険税の大幅引き上げにつながるものが懸念されています。

そもそも、国民皆医療保険として始まった国民健康保険制度は、構成員の多くは低所得者であり、保険税だけで運営することは不可能なために、多くを国庫負担で賄うことを条件としてスタートした制度です。

もともと国保財政の70%あった国庫負担が、1984年には約50%に低下し、現在は23%程度しかなく、減らされた国庫負担の穴埋めのために、市町村が一般会計や基金を取り崩して繰り入れを行い、高過ぎる国保税の軽減に充てているのが現状です。

国は、都道府県化に伴って、2015年度、国保財政に1,700億円の支援を投じましたが、繰入金半分の程度にしかすぎません。

今後は、県が、県全体の国保財政運営の責任者として、市町村ごとの納付金や標準保険料率

を提示し、市町村へ100%の納付を義務づけることとなります。

しかし、全国的に見て、保険税の平均収納率は90%です。県への100%納付のための方策として、市町村は、90%の収納率でも納付金100%になるように保険税を設定する可能性が一番高いと見られています。当然、高い保険税になるということです。

保険税の高騰を抑えなければ、給付の抑制、受診抑制が迫られることになり、結果、医療費の削減へとつながる。国保広域化・都道府県化の主な狙いはここにあると思います。

現在でも、高過ぎる国保税が問題で、滞納世帯への財産の差し押さえや保険証の取り上げが行われており、命の尊厳さえ脅かされる状況があります。国民に必要な医療を保障するためにも、国庫負担の抜本的引き上げによる保険税の引き下げこそ急がなければならない課題です。

国保加入者の願いは、暮らしを成り立たせ、払うことのできる妥当な保険料で、安心して受診できる公的保険制度です。

そういう点からも、貧困をさらに拡大する危険性のある国保の都道府県化を行うべきでないことを述べて、討論といたします。以上です。

(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第63号及び第66号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第63号及び第66号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第49号から第62号まで、第64号、第65号及び第67号から第70号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第49号から第62号まで、第64号、第65号及び第67号から第70号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成29年3月10日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則  
黒木 正一  
田口 雄二  
横田 照夫  
山下 博三  
西村 賢

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定に



より提出します。

記

議員発議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する  
意見書

---

◎ 議員発議案第2号追加日程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第71号及び第72号追加日程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第71号及び第72号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題と

することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第71号及び第72号を一括上程いたしません。

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 それでは、ただいま提案いたしました議案第71号及び議案第72号について御説明申し上げます。

このたび、宮崎県副知事、稲用博美氏及び内田欽也氏が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、郡司行敏氏及び鎌原宜文氏を平成29年4月1日付で、それぞれ副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

---

○星原 透議長 お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす11日から21日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

平成29年 3月10日(金)

次の本会議は、22日午前10時開会、平成29年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時38分散会

3 月 22 日 (水)

# 平成 29 年 3 月 22 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	西村賢	(自由民主党 青の国)
2 番	有岡浩一	(愛みやざき)
3 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
5 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	清山知憲	(同)
9 番	島田俊光	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	星原透	(同)
14 番	濱砂守	(ひむかの会)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
18 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
19 番	高橋透	(同)
20 番	丸山裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	黒木正一	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	山下博三	(同)
26 番	右松隆央	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	徳重忠夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満行潤一	(県民連合宮崎)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後藤哲朗	(同)
34 番	外山衛	(同)
35 番	松村悟郎	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	蓬原正三	(同)
38 番	井本英雄	(同)
39 番	宮原義久	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	永山英也
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
福祉保健部長	日隈俊郎
環境森林部長	大坪篤史
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	郡司行敏
県土整備部長	東憲之介
会計管理者	高原みゆき
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教育長	四本孝子
公安委員長	藤田紀
警察本部長	野口泰博
代表監査委員	高橋秀
人事委員長	村社秀

## 事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	奥野信利
議事課長	長倉健一
政策調査課長	小田博之
議事課長補佐	伊豆雅広
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第48号まで及び請願）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成29年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第48号までの各号議案、請願第21号並びに継続審査中の請願第17号及び第20号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第29号及び第31号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成29年度一般会計の予算規模は5,778億3,500万円で、T P P対策関連の国庫補助事業の減等により、前年度当初予算と比較して42億3,700万円、0.7%の減となっております。また、特別会計については10.5%の増、公営企業会計については2.7%の増となって

おります。

当初予算の特徴といたしまして、不断の取り組みとして第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、人口減少問題に真正面から向き合い、本県の未来を切り開く中長期的な視点に立った施策を着実に推進していくための「未来志向の地方創生に取り組む予算」として編成されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が法人事業税の増等により前年度と比較して1.2%の増、地方消費税清算金は地方消費税の減により3.5%の減、繰入金は地域医療介護総合確保基金からの繰り入れの増等により2.3%の増となっております。また、依存財源については、地方交付税が0.2%の減、臨時財政対策債も0.8%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は0.2%の減となっております。

なお、県債残高については平成29年度末で8,642億円程度となり、今年度末と比較して193億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,862億円程度となり、174億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、特別枠として総額61.4億円が措置されております。

収支不足額については、前年度より縮小したものの、208億円程度となっており、基金の取り崩しにより対応した結果、財源調整のための財政関係2基金の平成29年度末残高は243億円程度となる見込みであります。

このうち、地方消費税清算金について委員より、「平成29年度の税制改正における清算基準の見直しにおいて、人口比率を高める方向へと

シフトされた。本来、地方消費税の引き上げ分については社会保障の充実に充てることとされていることから、これを契機に本県に有利な配分がなされるよう、清算基準の見直しを国に求めていただきたい。また、臨時財政対策債については、平成13年度予算から導入されて以降、事実上の県の立てかえが恒常化し、その累積額も多大であり、地方行政にとっての不安材料である。地方交付税の法定率の引き上げなどの対策を講じ、本来あるべき姿となるよう、国に求めていただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「安定的な財政運営にとって、財源確保は非常に重要な課題であることから、地方消費税や地方交付税については、法の趣旨にのっとり適切な財政配分となるよう、全国知事会等のさまざまな機会を捉え、国に対し引き続き訴えていきたい」との答弁がありました。

次に、総合政策部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ130億1,200万円余で、前年度の予算と比較して2.1%の増となっております。

このうち、重点施策関連事業について当局より、「平成29年度は県総合計画アクションプランの折り返しを迎える年であり、人口減少対策と中山間地域対策の強化、世界ブランドのみやぎづくりの推進、成長産業の育成加速化と新たな産業づくりの3つの施策に重点を置いて取り組む」との説明がありました。

これに対し委員より、「人口減少や中山間地域振興などの課題解決を図り、県内全体でバランスよく発展していくためには、きめ細かな視点で各地域ごとの課題を把握することが必要で

ある。そのためには、地域に密着した市町村の取り組みが重要であることから、積極的に市町村に働きかけ、連携を図っていただきたい」との要望があり、当局より、「各市町村でそれぞれ戦略を持って取り組まれているが、市町村間の広域的な連携を図り、より踏み込んだ形で課題を分析・把握し、地域の実情に応じた効果的なよりよい施策が生まれるように、市町村と議論を重ね、ともに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「水素エネルギー利活用促進モデル事業」についてであります。

当局より、「国は、エネルギーの柱の一つとして水素を利活用する構想を定めており、2030年には家庭用燃料電池を国内全世帯の約1割に相当する530万台まで普及させる目標を定めるなど、水素社会の実現に向けた取り組みを進めている。このような動きを踏まえ、これまで関係機関等と意見交換を行ってきたところであるが、今後、県としての構想を取りまとめるとともに、市町村と連携して家庭用燃料電池の設置支援を行うなど、水素エネルギーの利用拡大を図っていきたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、エネルギーの地産地消の実現に向け、集合住宅や新たな住宅団地への燃料電池のモデル的な導入や、再生可能エネルギーを活用した水素の製造などを含むさまざまな可能性について研究するなど、引き続き、大学や民間企業等と連携し、積極的に検討していただくことを要望いたします。

次に、総務部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,642億6,100万円余で、前年度当初予算と比較して2.6%の増となっております。

ます。

このうち、新規事業「消防広域化・常備化支援事業」についてであります。

これは、消防本部が設置されていない、いわゆる消防非常備町村の常備化を後押しするため、市町村が設置する検討協議会の運営支援を行うものであり、当局より、「人口減少や高齢化が進む中で、消防団員の減少や救急業務に対する需要の高まりが予想されている。持続可能な消防体制を構築できるよう、今後の市町村の協議に際しては、県としてもしっかりとサポートし、地域防災力の強化を図っていきたい」との説明がありました。

これに対し委員より、「消防体制の構築など、さまざまな防災・減災対策が必要となるが、県民の安全を守るために、災害に強い地域づくりに今後とも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外13件であります。継続審査中の請願2件を含め、慎重に審査をいたしました結果、請願第20号については、請願者からの取り下げ申し出を了承し、その他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員

会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第29号及び請願第17号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ1,097億7,500万円余で、前年度の当初予算と比較して5.1%の増となっております。

このうち、新規事業「NEXT100年！民生委員応援事業」についてであります。

このことについて委員より、民生委員の現状及び事業効果に関する質疑があり、当局より、「民生委員の現時点での欠員は、改選当初の104名から84名にまで減っている。ことしは民生委員制度創設100周年の節目に当たるため、若い人たちが民生委員の仕事を実体験する取り組みなどを通じて、県民の理解を深め、担い手の確保等につなげていきたい」との答弁がありました。

次に、訪問看護ステーション等設置促進強化事業についてであります。

この事業は、条件不利地域等における訪問看護ステーションの立ち上げを支援するとともに、JA等による介護・看護サービスへの新規参入の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「JA以外にどのような団体を見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「山間地や僻地等において、医療法人や社会福祉法人などにも参入してほしいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業の着実な推進により、農山村地域等における介護・看護提供体制の充実・強化につなげていただくことを要望いたします。

次に、新規事業「農福連携障がい者就労支援事業」についてであります。

これは、就労継続支援B型事業所に農業の専門家等を派遣して、農業に関する知識習得や技術の向上を図るとともに、生鮮野菜等の展示・即売会等を実施することにより、農業と福祉分野の連携を進め、農業の担い手確保や障がい者の工賃向上等を図るものであります。

このことについて委員より、「事業所が望んでいる仕事をきちんと把握した上で、必要とされる技術や知識をつないでいくことが重要である。農作業を通じて働きがいを提供できる、非常に可能性のある事業であり、期待したい」との意見がありました。

次に、新規事業「動物愛護センター「いのちの教育」推進事業」についてであります。

これは、ことしの4月に動物愛護センターが開所するのを機に、動物を愛護する心が芽生える小学生に対し、同センターの動物との触れ合い等を通して動物との共存、命の大切さを学ぶための「いのちの教育」を、教育委員会と連携して推進することで、生命を尊重する心や豊かな人間性・社会性などを育み、究極の目標である犬・猫の殺処分ゼロを目指すものであります。

当委員会といたしましては、今後、動物愛護センターにおいて、動物の命をテーマとした映画「ひまわりと子犬の7日間」などの活用も検討していただくなど、より効果的な「いのちの教育」を推進し、犬・猫の殺処分数の減につなげていただくよう要望いたします。

次に、自殺対策についてであります。

このことについて委員より、「警察庁の平成28年の自殺統計における人口10万人当たりの自殺者数が前年の全国ワースト4位からワースト10位に改善したことは評価できる。その要因をどう考えるか」との質疑があり、当局より、「例えば、自殺者の3分の1がうつ病であるというデータに基づき、小林保健所を皮切りに、かかりつけ医と精神科医との連携を進めたところ、改善につながったことから、実施地域を広げるなど、さまざまなデータを分析し、対策を講じてきたことが要因と考えている」との答弁がありました。

次に、病院局の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益316億4,700万円余、費用316億3,600万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は1,100万円余の黒字であります。前年度の当初予算と比較して4,000万円余の減となっております。

これは、入院・外来患者数の増等により収益が増加する一方で、職員の給与改定等による給与費の増などにより費用が増加する見込みであることが、主な要因であります。

次に、新規事業「県立病院経営改善事業」についてであります。

これは、県立病院において、診療情報等を活用した専門的な見地からの分析をコンサルタントに委託して行い、有効な経営改善策を講じることにより、安定した経営基盤の確立を図るものであります。

これに関連して委員より、「委託を予定しているコンサルタントの実績はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「国内で100数



十病院のコンサル業務を受託しており、単年度で数億円規模の経営改善につなげた実績がある」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「収支改善を目指す余り、患者に対する治療が二の次にならないように注意してほしい」との要望がありました。

さらに、別の委員より、「病院局の役割として、自分たちで調査した上で、課題を把握し、経営改善につなげることも必要ではないか」との意見がありました。

次に、西池医師公舎外壁改修工事についてであります。

このことについて委員より、「県立宮崎病院の再整備について議論がある中で、同病院の医師公舎の外壁改修を行わなければならない緊急性があるのか」との質疑があり、当局より、「医師公舎は建築後27年が経過しており、外壁のひび割れ部分などから雨漏りしている。仮に移転するとしても10年ぐらいはかかるため、放っておける状況ではなく、医師確保の観点からも改修が必要だと考えている」との答弁がありました。

次に、県立宮崎病院再整備についてであります。

このことについて委員より、「収支計画は病院局が独自に作成したものなのか」との質疑があり、当局より、「総務省のフォーマットに基づき、同省と協議しながら、当局で作成したものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「病院局で算出した事業費が基本構想時から大幅に増加したこともあるので、専門家の意見も踏まえながら、収支計画の妥当性をきちんと検証すべきではないか」との意見がありました。

また、委員より、「事業費の大幅な増加につ

いて、納得できないという声が議会に多くあるので、納得させる努力をしてほしい」との要望があり、当局より、「事業費が増大していることについて、議会への報告がおくれ、本当に申しわけなく思っている。金額が膨らんだことについては、議会や県民の皆様には十分理解いただけるよう努力していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立宮崎病院再整備に要する金額が膨大となっており、開院後の病院経営への影響が非常に懸念されることから、改めて収支計画等の妥当性を検証し、議会に対して丁寧に説明していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて427億7,900万円余で、前年度と比較して0.5%の減となっております。

このうち、小規模事業対策について複数の委員より、商工会や商工会議所における経営指導員等の人件費補助対象人員が減少していることについて質疑があり、当局より、「実態に即して見直しを行っており、平成28年度と比べて2名減少しているが、一方で、経営指導員等の資質向上を図るため、研修等の充実強化に努めているところである。小規模事業者数が減少傾向にある中、商工会等の果たす役割は大きくなっているため、これまで以上に商工業者から頼られる存在となるにはどのような体制が望ましいのか、引き続き商工会等と十分に話し合ってもらいたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、小規模事業者は地域社会を支える重要な役割を果たしており、宮崎県中小企業振興条例においても持続的な発展がうたわれていることから、商工会等の経営支援能力が十分確保されるよう、引き続き支援いただくことを要望いたします。

次に、宮崎版DMO推進事業についてであります。

この事業は、みやざき観光コンベンション協会にマーケティング力やコーディネート力にすぐれた専門人材を配置し、宮崎版DMOを確立するための事業を実施することで、「稼ぐみやざき観光」を推進するものであります。

このことについて複数の委員より、専門人材の選定や活用等について質疑があり、当局より、「選定方法は協会と検討中であるが、単に専門知識があるだけでなく、データ分析に基づいた売れる旅行商品の開発や、その売り込みを効果的に行える方をお願いしてまいりたい」と

の答弁がありました。

これに関して委員より、「これまでの事業の延長ではなく、専門人材の知見を生かした新たな視点や手法で宮崎版DMOを推し進めるため、今後の事業展開もしっかりと見据えながら、その核となるにふさわしい人材を選定いただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて711億6,200万円余で、前年度と比較して0.4%の減となっております。

このうち、新規事業「美しい宮崎づくり推進事業」について委員より、「啓発活動がメインのようだが、実際に県民による活動が行われるための体制づくりが重要である。この予算額では、啓発はできても体制づくりまでは難しいのではないかと」の質疑があり、当局より、「これからは行政主導ではなく、県民や事業者の方々みずから美しい宮崎づくりに取り組んでいただきたいと考えており、まずはそのための普及啓発に力を入れてまいりたい。また、今後策定する推進計画については、PDCAサイクルをしっかりと構築しながら、必要な予算措置を行うなど、美しい宮崎づくりの推進に努めてまいりたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「推進計画が形だけに終わらないよう、9年後に控える宮崎国体も念頭に置きながら、県民一体となった美しい宮崎づくりが着実に進むよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工観光労働部と県土整備部の連携による効果的な観光推進についてであります。

予算審査の中で、商工観光労働部より、サーフコーストみやざきづくり推進事業などの観光

推進施策の説明があり、委員より、「サーフィンをスポーツランドみやぎきの大きな柱として確立し、国際大会の誘致活動等を行うとのことだが、アクセス道路等の周辺環境もあわせて整備しなければ、効果は薄いと考える。県土整備部等とも連携して取り組む必要があるのではないか」との意見がありました。

また、県土整備部から、美しい宮崎づくり推進条例の制定について説明があり、その際、委員より、「美しい宮崎づくりは観光推進にもつながるため、観光施策と関連づけて取り組む必要があるのではないかと」の意見がありました。

観光推進施策やスポーツ合宿・イベントの誘致などを効果的に行うためには、その目的に沿った周辺環境の整備についてもあわせて検討することが重要であることから、当委員会といたしましては、部局間で事業目的や目標を共有し、その達成に向け、足並みをそろえて取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれ

も全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて220億200万円余で、前年度と比較して4.5%の減となっております。

このうち、新規事業「食品ロス削減運動推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは大変な社会問題であるので、一般家庭の協力はもとより、飲食店や宿泊施設等といった事業者と連携しながら、総力を挙げてその削減を進めてほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「食品ロス削減については、県民一人一人の意識の醸成を図るとともに、食品ロスを削減するためのシステムづくりをあわせて行っていくことが重要である。食品の生産から流通、消費に至る各分野の事業者や行政機関等と連携しながら、しっかりと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、山村集落定住環境緊急整備事業についてであります。

これは、過疎地域等を対象に、土砂流出防止施設の整備や水源確保対策を実施し、災害に強い集落を緊急に整備することにより、集落機能の保全と定住の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「災害時において集落の避難場所となるべき公民館等が災害危険箇所となっているケースもあるので、そのような施設周辺の防災力向上には特に御努力をお願いしたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「緊急整備が必要な

箇所数は多いと考えるが、その割には予算額が少ないのではないか」との意見があり、当局より、「災害現場を訪問する中で、その切実な状況を肌で感じてきた。このような事業を契機として、災害に強い県土づくりを市町村とともに進めていき、その中で需要が多ければ、翌年度に向けての議論をしてみたい」との答弁がありました。

次に、山村地域の持続的な発展に向けた対策の推進体制についてであります。

このことについて当局より、「昨年の杉素材生産量25年連続日本一の達成を踏まえ、今後の25年、50年に向けて、平成29年を本格的な「再造林元年」と位置づけ、地域ごとに抱えるさまざまな課題に対応した取り組みが進められるよう、新たな推進体制を整備したところである。この推進体制を山村地域の持続的発展推進会議、通称「山会議」と命名し、西臼杵支庁や各農林振興局単位に設置した地区協議会と、本庁に設置した推進本部が連携し、市町村や関係団体等と一体となって、循環型林業の推進、山村地域の活性化及び山村地域の所得向上の3つの対策に重点的に取り組むこととしている」との説明がありました。

これに対して委員より、山会議の役割について質疑があり、当局より、「林業施策は、国、県、市町村がそれぞれの立場で推進しており、うまく連携がとれていなかったり、関係団体等においても、お互いに議論できる場が余りないように感じた。また、地域ごとに固有の課題等があることもわかってきたので、横断的に連携し、議論していくための場として山会議を設置した。今後はこれを十分に生かし、その成果を国や県、市町村が行うそれぞれの施策に反映させていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて400億2,900万円余で、前年度と比較して11.8%の減となっております。

このうち、新規事業「中山間地域農業年収アップ支援事業」についてであります。

これは、中山間地域の営農集団等を対象に、100万円以上の年収向上を目標とする「年収アップ実践プラン」の策定及びその実現のための支援を行うことにより、中山間地域の農業所得の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「所得向上を実現するためには、具体的なモデルを示していくことが重要である。市町村等と十分に意見交換を行った上でプランを策定させ、実を結ぶようにしっかりと取り組んでいただきたい」との要望や、「所得向上を達成するためには、その前提として、相応の先行投資が必要になるので、そのことも念頭に入れて、プラン策定等の支援をしていただきたい」との要望がありました。

また、本事業と関連して当局より、「中山間地域で暮らしていくためには、農外所得も重要な収入源であることから、農業所得については本事業で取り組み、農外所得に関しては、環境森林部及び福祉保健部の関係各課と連携して、その対策を進めることとしている」との説明がありました。

これに対して委員より、関係各課との今後の連携の進め方について質疑があり、当局より、「年収向上に関する庁内ワーキングチームを設置しているので、これを最大限に活用し、中山間地域が抱える諸課題の解決に向けて、連携して取り組んでみたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「世界農業遺産（G I A H S）地域力育成支援事業」についてであります。

一昨年12月に、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産の認定を受け、当局ではこれまで、地元5町村やJ A、観光協会等を構成員とする組織体制の構築や、地域資源等に係る情報収集及びロゴマーク作成などの活動を行ってきたところであります。

また、平成29年度は、これらの取り組みをベースに、地域の自主的な活動や、中高生みずからが地域の農林業や伝統工芸のたくみなどを訪問し、その経験や思いを聞き取り、文章化する「聞き書き」による若者育成に対する支援等を本事業で行うことで、さらなる地域活性化を図っていくこととしております。

このことについて委員より、「中高生の聞き書きはどのような効果が期待されるのか」との質疑があり、当局より、「学生がそれらの体験を通じて地域への理解や愛着を深めていくことを期待している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「未来を担う子供たちが、学習活動の中で世界農業遺産について学ぶことは、子供が郷土愛を育むことにとどまらず、保護者にとっても大きな刺激になり、ひいては地域を動かすことにつながる。この事業は、地域の活力向上に大きな効果が期待できるので、積極的に進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は一般会計282億7,000万円余であり、前年度予算と比較して4.1%の増となっております。

このうち、「交通安全施設整備事業」についてであります。

このことについて当局より、新年度は信号機14基の新設や信号制御機159基の更新等を行うとの報告があり、全国的にも老朽化対策が大きな課題となっているとの説明がありました。

これに対して委員より、「信号機等の設置は交通事故を防ぐための安全対策の基本であり、命にかかわることでもあるので、一層の予算確保に努めるとともに、事故の原因分析等に基づく適切な優先順位づけをお願いしたい」との要望がありました。

次に、警察官の不祥事についてであります。

これは、今回発生した、警察官が所持していた拳銃で自殺を図った事案についてであり、当局より、「まことに遺憾であり、再発防止に努めてまいりたい」との報告がありました。

このことについて委員より、「このような事業が再び起こらないよう、内面的なケアを含めた警察官に対する指導を徹底してもらいたい」との意見がありました。

次に、企業局の平成29年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益50億4,900万円余、事業費49億3,900万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は1億1,000万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億7,500万円余、事業費3億6,300万円余で、収支残は1,100万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,400万円余、事業費2,300万円余で、収支残は100万円余であります。

次に、小水力発電についてであります。

このことについて当局より、平成25年度に建設した下小原発電所の発電設備を町へ譲与する旨の説明がありました。

これに関して委員より、「当該事業の今後の計画はあるのか」との質疑があり、当局より、「当該事業は、小水力発電を検討している市町村等への支援に活用するため、各種データを取得する目的で実証試験を行っていたものであり、今後はこのノウハウを活用した技術的な支援を行うとともに、地域貢献や再生可能エネルギーの開発についても、引き続き取り組んでまいります」との答弁がありました。

次に、教育委員会の平成29年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,099億1,800万円余であ

り、前年度予算と比較して1.1%の増となっております。

このうち、新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」についてであります。

これは、企業と高校のネットワークを強化するために、就職支援エリアコーディネーターを県内8地域に配置することや、県外への就職割合が特に高い工業系高校の1・2年生に対する企業見学会、保護者に対する企業見学会などの実施を通じて、県内企業への理解を深め、高校生の県内就職率の向上を図ることをその内容とするものであります。

このことについて委員より、「保護者に対する企業見学会は、できるだけ早目に設定し、県内企業を就職の選択肢に入れることへの理解が進むようにしてほしい」との意見がありました。

また、これに関連して、「今年度初めて高校3年生を対象にしたアンケートを実施した」との当局の説明に対し、別の委員から、「県内に残りたかったのに県外で就職せざるを得なかった生徒がどのくらいいるのかなど、より施策に反映させられるよう、アンケートの内容を見直しながら進めるべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、教育委員会が商工観光労働部等とより緊密な連携を図りながら当該施策を推進することで、県内で就職する高校生がふえ、産業界全体の活性化につながっていくことを期待します。

次に、学力向上についてであります。

このことについては、当委員会からの指摘等も踏まえ、当局におかれては、学力調査の分析活用や市町村教育委員会との連携強化、授業改革の推進など、さまざまな取り組みを推進され

ているところであります。

これに関して委員より、「国語力は学力の基本であり、読解力をつけることが学力向上につながっていくと考えられる。日本一の読書県を目指すという事業も展開されているところであるが、学校においても、子供たちが読書に親しみ、その機会をふやしていくことが重要であるので、学校司書等の配置充実をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「読解力は新聞を活用した勉強によっても身につくものであり、さらに政治に対する関心を高め、主権者教育にもつながると考えられるので、新聞を活用した授業等についても積極的に進めていただきたい」との要望がありました。

次に、「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」についてであります。

このことについて当局より、学校だけでは解決困難ないじめに対応するための緊急支援チームの設置・派遣等について、「学校では、いじめ不登校対策委員会を設置し、それぞれいじめを見逃さない、そのままにしないという姿勢で取り組んでいる。それでも解決が難しい複雑な事案の場合に、緊急支援チームが調査・検証し、専門的な見地から支援を実施していくものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「外部の人が入ってきてすぐに実態を把握することは困難であるし、まずはしっかりと学校の責任で対応すべきである」との意見がありました。

次に、県有主要体育施設整備基本計画策定事業等についてであります。

このことについて委員より、「新年度には主要施設をどこに整備するかを決定することになると思うが、その検討に当たっては、市町村の

負担に不公平感がないようにするなど、十分考慮しながら進めていただきたい」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党を代表して、今議会上程の議案のうち、議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計予算」についてです。

地域経済や国民の暮らしに大きく影響を及ぼす安倍政権の経済政策「アベノミクス」の破綻は、明瞭になっています。「大企業を応援し、もうけを上げれば、いずれは家計に回ってくる」と言い続けたトリクルダウン政策は、大企業が史上最高の利益を上げる一方で、労働者の

実質賃金は4年連続マイナス、非正規社員はふえたが、正規社員は3年間で23万人も減少、経済の6割を占める家計消費はマイナスが続き、アベノミクス不況に陥っています。また、影響は一時的とした消費税率8%への増税は、実施から2年が経過しても深刻な消費の落ち込みは続いています。

さらに、異次元金融緩和で大量の資金供給に期待した投機的な動きにより、円安と株高が急激に進み、富裕層や大企業には巨額の利益がもたらされましたが、肝心の実体経済の活性化にはつながらず、国民には円安による生活必需品や資材の値上げが押しつけられています。そして、マイナス金利という異例の策を打ち出しましたが、それも効果を上げず、金融政策は打つ手なしの状況です。

こうした中、国の今年度予算では、戦争する国づくりのために、大軍拡が進められ、軍事費は5年連続で増加し、5兆1,251億円と膨れ上がり、暮らしの予算が削減され、社会保障費は自然増を1,400億円も削減しています。こうした国のあり方は、地方自治体や県民生活に大きく影を落としています。

今年度の地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債も減額です。こうした国民犠牲が続く中で、県民の暮らしや福祉、地域経済、基幹産業の農業や中山間地域をどう守っていくのか、地方自治体の役割、本旨が問われています。

本年度予算は、一般会計で5,778億3,500万円、基本方針は「未来志向の地方創生に取り組む予算」と位置づけられていますが、地方創生が地方再生につながるのか。また、本年度の重点施策も掲げられていますが、福祉の充実の位置づけは見当たりません。

本予算における問題点を幾つか挙げたいと思います。

第1に、国主導の域を出ない福祉・社会保障の施策で、果たして県民の命と暮らしが守れるのか。中でも、地域医療介護総合確保基金事業は、その財源の3分の2は消費税が充てられ、これからの高齢化に対応するとする地域医療構想のもとに各種事業が実施されますが、その背景にある医療や介護制度の改悪から改悪のもとに進められる事業です。病院から施設へ、施設から在宅への流れがつけられますが、本来、人としての尊厳が守られ、必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。

また、生活保護扶助費も年々削減され、貧困対策や子育て支援において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。中でも、子ども医療費助成事業については、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまっていますが、事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

第2に、TPP発効が事実上見通せなくなった状況の中で、農業予算では、農産物対策費や畜産振興費などが大幅に減額されています。TPP対策で打ち出された攻めの農業も必要な部分もあるでしょうが、今、必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保障や所得補償の予算、後継者対策の予算など、農家を直接支援することではないでしょうか。また、中山間地域対策も同様です。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への対策です。減額されている中小企業金融対策や小規模事業所対策をしっかりと進めると同時に、高校生の県内就職の促進、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の



整備など、県民が安心して働ける場をふやすことです。

ほかにも、県民の願いが届かない部分が随所に見受けられますが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を求めたいと思います。

次に、議案第29号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、県民の利便性の向上や事務手続の効率化を図ることを理由として、県が定める独自に個人番号を利用できる事務に、「肝炎治療費の助成に関する事務」を追加するものです。今回の県の条例改定は、障害福祉分野におけるマイナンバーの活用範囲を拡大するとする国の方針に沿った対応と言えます。我が党はこれまで、個人番号の利用、いわゆるマイナンバー制度の導入については、その問題点を指摘し、反対の立場から中止を求めてきました。

そもそも、マイナンバー制度の導入は、社会保障を自己責任の制度に後退させ、「負担に見合った給付」の名で徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大の狙いです。全ての国民に個人番号をつけて、税や社会保障の情報を一元的に管理するマイナンバー制度は、利用対象を広げれば広げるほど、個人情報危険にさらされ、国民に負担増をもたらすものであることを問題視しなければなりません。より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増大させるマイナンバー制度には反対です。

議案第31号「宮崎県個人情報保護条例の一部

を改正する条例」についても、同じくマイナンバー制度関連の条例改定であり、反対です。

次に、議案第41号から第43号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村の負担金徴収を行うとするものです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然です。全国知事会においても、「直轄事業負担金制度改革は、地域主権の確立に向けた重要な課題である」として、負担金制度の廃止を求める提言を行っておりますが、市町村とて負担の重みは同じです。こうした点からしても、負担金の徴収をすべきではないと考えるものです。

以上、各号議案に意見を述べ、討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております2つの請願について討論をいたします。

まず、請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願書」であります。委員長報告は、継続審査に決したとのことでありましたが、継続審査を改め、本請願を採択すべき立場から申し上げます。

本請願は、昨年9月9日に提出されたものであります。請願は、主権者である県民が直接、県政に参画する重要な形態の一つであり、請願の趣旨を是とするか否とするかは別にしても、一日も早く結論を出すことは、県民に対する責任であると考えます。本請願は、これまで2回の定例会において継続とされたもので、これ以上の先送りは許されないものと考えます。

請願の趣旨は、子供の医療費を中学校卒業ま

で無料にすることという一点であり、実に明快なものであります。子供の医療費無料化の拡大については、本議場においても多くが議論されてきたところであります。子供の貧困の状況などからも、その重要性については行政当局も認めているところでありますが、この制度は国の責任として行われることが望ましいという立場にあるようであります。私は、2つの点で問題があると考えます。

第1は、無料化の拡大は喫緊の課題であると同時に、最も重要な課題であるからであります。今日、6人に1人の子供が貧困状態にあります。貧富の格差はさらに拡大していくものと思います。生まれ育っていく環境に関係なく、全ての子供がひとしく医療を受けられるようにするのは、まさに政治の責任であります。したがって、国の制度を待つまでもなく、全国の多くの自治体で制度の拡大が図られており、県内においても、入院では、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体、通院では、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体と広がっております。また、新富町、川南町、木城町では、入院、通院とも高校卒業までに拡大されております。

第2に、国の責任において全国統一的に実施させるためにも、各都道府県を初め自治体が先行して拡大・実施することが重要ではないでしょうか。無料化を実施している自治体に対して、政府は不当にもペナルティーを科してしました。平成30年度から、就学前までについてはこれを解くということではありますが、この不当なペナルティーの解除も、この制度が全国的に広がり、今や国民的常識とも言うべきところになって、これが政府を動かしていると思いません。

次に、請願第21号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」法案に反対する請願」について、委員長報告は不採択であります。不採択に反対の立場から討論いたします。

政府は、テロ等組織犯罪準備罪・共謀罪を閣議決定いたしました。共謀罪法案は、過去3回、国会に提出されましたが、国民の人権を侵害するものとして、多くの国民や弁護士会などの反対によって、いずれも廃案になってきたものであります。

今回、テロ等組織犯罪準備罪に名称を変えておりますが、憲法が保障する国民の思想及び良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となることは何ら変わるものではありません。

安倍首相は、共謀罪を制定しなければ国際組織犯罪防止条約が締結できず、東京オリンピックは開催できないと主張していますが、これは全くのまやかしであります。確かに条約第5条で立法を求めています。同時に、第34条第1項には、「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」とあります。承知のように、日本では犯罪が実行されたことを処罰することが基本原則であり、これに反する共謀罪は必要ありません。

安倍首相は、テロ等組織犯罪準備罪は共謀罪ではない、つまり、国際組織犯罪防止条約が、あたかもテロ対策の条約であるかのように主張していますが、これも全く違います。この条約は、マフィア発祥の地イタリア・シチリア島のパレルモで署名会議が開かれ、パレルモ条約とも呼ばれるものであります。名称からもわかるように、マフィアや暴力団などの国際犯罪を取り締まるためのものであります。この条約の中には、テロやテロリストという文言はどこにも

ありません。

国連広報センターのホームページでは、テロ行為を防止するための14件の普遍的な法律文書が紹介されていますが、国際組織犯罪防止条約は入っておりません。また、日本政府は、14件のうち、発効済みの条約13本全てを締結いたしております。日本の刑法には、既に殺人予備罪や凶器準備集合罪など、テロなど重大犯罪の実行以前に取り締まる制度があります。銃や刀剣の所持自体が禁止されております。したがって、テロに対しては現行法で対処できるものがあります。

共謀罪は、実際には起きてもない犯罪について2人以上で話し合いただけで犯罪に問える実に恐ろしい法律であります。実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を処罰しないという大原則を根本から変えるもので、思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法第19条に反するものです。

政府は、組織的犯罪集団の行為のみが対象だと言っておりますが、これも限定はありません。何がテロ組織に当たるかについても定義はなく、組織的犯罪集団の認定は捜査機関が行うこととなります。戦争法の発動や憲法9条改憲に対する抗議の集会やデモなどが騒乱罪や組織的威力業務妨害罪に当たるとみなされたら、市民団体や政党が組織的犯罪集団とされ、一般市民が犯罪主体にされます。

準備行為がなければ処罰できないという説明も、重大な問題を含んでいます。何らかの準備行為があれば足りるというもので、例えばATMでお金をおろすことも含まれます。一旦警察が疑えば何でも準備行為とされ、共謀参加者のうちの1人が準備行為を行えば、相談にあずかった者は共謀罪に問われるものであります。

つまり、準備に犯罪の本質があるのではなく、共謀が本質でありますので、国民の内心を処罰の対象とするものであります。

共謀罪は、名称を変えても共謀罪であり、悪名高い治安維持法の現代版と言うべきものであります。日弁連を初め、全国の弁護士会が反対の態度を表明するのも当然であると思います。国会の内外で大きな闘いと運動になると思います。私どもは、市民や野党との共同を大切にしながら、憲法と民主主義を守る歴史的な闘いとして全力を尽くす決意であります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号まで採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第29号、第31号及び第41号から第43号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第28号まで、第30号、第32号から第40号まで及び第44号から第48号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第28号まで、第30号、第32号から第40号まで及び第44号から第48号までの各号議案について、一括お

諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第20号採決

○星原 透議長 次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取り下げの申し出があり、付託先の厚生常任委員会において、これが了承されております。本請願の取り下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げは承認されました。

---

◎ 請願第21号採決

○星原 透議長 次に、請願第21号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますの

で、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○星原 透議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意についての議案第71号及び第72号を一括議題といたします。

〔郡司農政水産部長退席・退場〕

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議案第71号及び第72号の「副知事選任の同意について」、討論をいたします。

同議案は、副知事の任期満了に伴う後任人事で、前回に続き、副知事2名が提案をされました。

我が党は、前回から導入された副知事2人制には賛成できない立場を表明し、これまでも副

知事人事については、県内事情に精通した、県内、庁内人事をもって充てるべきだと提案してまいりました。今回もその立場です。

したがって、今回、議案第72号で提案されました鎌原宜文氏に関しましては、同意することはできません。しかし、もとより御本人の人格や見識を何ら問うものではないことを申し上げておきたいと思っております。

また、議案第71号で提案されました郡司行敏氏につきましては、同意したいと思っております。

以上をもって、副知事人事についての態度表明といたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第72号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第72号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 議案第71号採決

○星原 透議長 次に、議案第71号についてお諮りいたします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔郡司農政水産部長入場・着席〕

---

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○星原 透議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、みやざき創生対策特別委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) みやざき創生対策特別委員会でございます。御報告いたします。

当委員会では、みやざき創生対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国の総人口は、2015年の国勢調査において初めて減少に転じ、本県を初め、39の道府県で前回調査を下回り、まさに人口減少社会の到来を象徴する結果となりました。

本県では、平成27年9月に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今年度から、県及び市町村において地方創生の取り組みが本格化したところであり、今後はさらなる深化が求められています。

このような中、本県議会におきましては、昨年度、地方創生対策特別委員会を設置し、地域経済の活性化、雇用対策及び高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて調査活動を行いました。

当委員会では、昨年度の調査活動を踏まえ、喫緊の課題である地方創生について、本県独自の課題に絞り込み、引き続き調査を行う必要があるという観点から、「人口減少の抑制に関すること」「これからのみやざきの産業に関すること」「高齢者が住みやすい社会に関するこ

と」を調査事項といたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「人口減少の抑制」についてであります。

平成8年をピークに人口が減少傾向にある本県において、人口減少対策は待ったなしの状態であり、県の来年度の予算においても、人口減少対策を重点施策に掲げて取り組むこととしております。また、人口減少対策は、すぐに効果があらわれるような決め手となる施策が少ないため、自然減対策と社会減対策を中長期的に展開していくことが重要です。

当委員会では、本県の総合戦略に掲げられた2060年の将来人口80万人超という困難な課題の克服に向けて、少子化対策と移住施策について調査を行いました。

まず、少子化対策についてですが、訪問した島根県は、少子化に関する県独自のアンケート調査を実施し、約75%の人が、「子育てに対する負担、不安がある」と回答しており、その結果を踏まえ、子育て世代の経済的負担を軽減するため、第3子に加え、第1子、第2子に係る3歳未満の保育料の軽減に取り組んでおります。

本県においても、県が実施した「結婚・子育て意識調査」によると、理想より予定している子供の数が少ない理由として、約48%の人が「子供を育てること全般においてお金がかかるから」と回答しており、島根県と同様に経済的な理由がトップであることを考慮すると、子育て世代に対する経済的支援は必要ではないかと考えます。

また、子育て世代への負担を軽減するためには、仕事と家庭の両立も大きな課題です。島根県が実施している「こっころカンパニー事業」では、子育て環境の充実に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定し、その認定を受けると、企業のイメージアップにつながるばかりでなく、県の融資制度や入札制度での優遇が受けられるメリットがあります。この事業の実施により、県は企業側に対して、子育て支援に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができ、また、職場内の子育てに対する機運の醸成を図ることができます。

本県の総合戦略では、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数を1,100件にふやすことを目標としておりますが、県が仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる姿勢を示すためにも、企業に対する具体的な支援が必要ではないかと考えます。

次は、重点的に調査を実施した移住施策についてです。

毎日新聞社等の調査によると、平成26年度に地方自治体の移住施策を利用するなどして移住した人は、全国で1万1,735人と1万人を超えており、年々増加傾向にあります。

本県の総合戦略における県内への移住世帯数の目標は、平成27年度から31年度の5年間で1,200世帯としており、平成27年度の実績が202世帯であることを考慮すると、さらなる移住施策の推進が求められています。

県では、市町村と連携し、空き家バンク制度などの支援策を活用した移住者数を把握しているところですが、そのような支援策を頼らずに移住された方も多く、その実態把握は難しい状況です。しかし、そのような支援策を活用せずに移住された方は、恵まれた自然や文化、食な

ど、真に本県の魅力を感じて移住された方であり、支援策に頼らない移住者数、U I Jターン者数を把握することにより、さらに効果的な施策の展開につながるものと考えます。

県当局には、県内市町村等の関係機関と一体となって、全体的な移住・U I Jターン者数の把握に努めていただくよう要望いたします。

また、県は関西地方でも移住セミナー等を実施していますが、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターは県外では東京都のみに設置しており、本県の移住施策は、関東地方を中心に展開されているように感じます。関西地方は、集団就職で本県から金の卵として移住された方も多く、本県にゆかりがある、またシンパシーを感じている移住予備軍がいる可能性は高いと思われるので、関西地方に対しても積極的に移住施策を展開すべきではないかと考えます。

次に、「これからのみやぎきの産業」についてであります。

人口減少に伴い、産業全般における就業人口の減少や生産力の低下が懸念されています。今後、本格的な人口減少社会に対応し、本県経済の活力を維持・拡大するためには、本県の産業構造の特性を生かした取り組みが必要です。

委員会では、本県の特性や強みを生かした成長産業として、フードビジネス、農林水産業における生産性向上や高付加価値化に向けた取り組み等について調査を実施しました。その中で、本県が産学官との共同研究により開発した世界最速の残留農薬分析装置及び機能性成分分析への取り組みについて、委員から、「機能性成分の分析技術を農業試験場にフィードバックし、品種改良に生かすべきではないか」といった意見が出されたところです。

県当局には、この分析技術を活用し、本県の

農産物の安心・安全・健康というブランドのエビデンスに加え、新たな高付加価値の創出に挑戦し、その付加価値をしっかりと消費者に発信する取り組みも推進していただくよう要望いたします。

最後に、「高齢者が住みやすい社会に関すること」についてであります。

高齢者が住みやすい社会づくりにおいて、まずは高齢者自身が心身ともに健康であることが何より求められます。

近年、健康に関する指標として注目されている健康寿命について、委員から、「日常生活が制限されてしまう要介護状態に注目し、その要因である脳卒中や認知症等、それらの予防にしっかりと取り組むことが健康寿命の延伸につながる」との意見がありました。

また、高齢者が心身ともに健康であるためには、心と体の関係から、生きがいがづくりは極めて重要です。県の健康長寿社会づくりプロジェクトでは、生きがいがづくりとして社会参加や就労を掲げていますが、さらに県民運動として盛り上げるためには、高齢者の生きがいを具体的に例示し、県民へ浸透させていくことが大事ではないでしょうか。生きがいがづくりの例示により、高齢者を初め、若者にも生きがいがづくりの大切さを伝えることにつながると考えられるため、健康長寿日本一に向けて、生きがいをテーマとした健康講座の開催など、生きがいがづくりの啓発にさらに取り組んでいただくよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、地方創生に向けた取り組みは多岐にわたり、各施策については一体的かつ中長期的に取り組んでいく必要があります。一方、国においては、人口減少対策で効果を上げた自治体

に地方交付税を一層手厚くするといった方針が表明されるなど、段階的に成果が求められようとしています。

調査先からは、「地方創生の成功条件は正しい戦略と継続であり、キーパーソンをかえなことが大事である」といった御意見をいただきました。先に申し上げました移住施策に置きかえても、相談窓口の担当者が次から次にかわれば、移住希望者との信頼関係を築くことができず、移住者を呼び込むことが困難であり、同様のことが言えるのではないかと考えます。

今後、地方創生に向けた取り組みが一層加速し、さらなる深化の段階に入りますが、本県の総合戦略で掲げる各施策の目標達成に向け、適宜、施策効果を検証し、より実効性の高い戦略へと成長させるとともに、本県が目指す人口減少に対応した社会づくりと「新しいゆたかさ」の実現に向けて、本県の力を一層結集させ、オールみやざきで取り組んでいただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

**○星原 透議長** 次は、海外経済戦略対策特別委員会、田口雄二委員長。

**○田口雄二議員** [登壇] (拍手) 当委員会では、海外経済戦略対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

近年、諸外国での輸入規制の緩和や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、さらには海外展開に向けた企業意識の高まりなど、経済交流を進める上での環境変化が見られます。

国においては、「世界に経済連携の網を張る」という考えのもと、世界各国・地域との経

済連携に向けた交渉の強化など、企業の国際ビジネスチャンスの拡大に向けた事業環境の整備や成長市場の獲得の推進などに取り組んでいるところです。

また、県内においても、海外への直接投資や、東アジアに限らず、よりグローバルに事業展開を行う企業が見られ、さらには、多様な主体、多様な分野での国際交流により構築したネットワークを経済交流分野に生かす取り組みなど、みずから持つ強みや資源を生かし、創意工夫をしながら、世界で稼ごうとする動きが見られます。

本県では、こうした近年の市場環境の変化や県内企業のターゲット国・地域の多様化等に対応するため、「みやざき東アジア経済交流戦略」を発展的に継承した「みやざきグローバル戦略」を昨年3月に策定し、世界市場にも視野を広げた取り組みを推進し、海外との交流拡大を図るよう取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、当委員会では、戦略として本県がさまざまな分野で海外展開を進めていく中で、経済分野に絞り込み、課題を見出しながら調査を行う必要があるという観点から、「本県の海外経済戦略に関すること」「インバウンド対策に関すること」「アジアとの交流促進に関すること」「輸出拡大に向けた取り組みに関すること」を調査事項に決定し、主な項目別に調査活動を行ってまいりました。

今回は、特に重点的に取り組んでまいりました「海外への展開促進の取り組み」について、述べさせていただきます。

県では、これまで東アジアを中心に県内生産品の認知度向上や販路開拓に取り組んできたところであり、近年、輸出に取り組む中小企業・団体数や、農水産物、加工食品、木材等を初め



とする県内生産品の輸出額は増加傾向にあります。そのうち、農畜水産物については、輸出額の8割近くを占める畜産物を初め、農産物、水産物とも輸出額が増加しており、主な輸出先は香港、シンガポール、台湾などの東・東南アジアが輸出額の半分以上を占めています。また、県内企業の海外進出の状況等について、県の調査によると、進出先の国・地域は、東アジアが約47%と最も多く、主に中国、香港、台湾となっています。

当委員会では、こうした現状を把握するため、県内生産品の輸出や県内企業の海外進出などの海外展開の状況について、県内の海外展開企業や貿易関連団体等の方々と意見交換を行うとともに、特別委員会では18年ぶりとなる海外調査により、香港・上海を訪問し、本県の海外展開の状況を、実際に現地のショッピングモールやデパート、本県企業の海外事業所において調査するとともに、現地の政府関係機関等と意見交換を行うなど、精力的に調査活動に取り組んできたところであります。

以下、意見交換先や海外調査先からいただいた御意見等を中心に御紹介いたします。

まず、海外展開に取り組む中小企業等への支援の観点では、自社製品の輸出を行っている海外展開企業から、「他県では海外への輸送に伴う優遇措置があるため、本県にも同様の支援制度があるとありがたい」との意見を伺いました。海外展開に意欲のある中小企業を後押しする施策の必要性を感じたところであります。

また、海外に現地法人を有する海外展開企業からは、「厳格な輸入品検査により、一つの商品が検査にひっかかると積み荷合わせの荷物の通関にまで影響し、一部が廃棄処分となること」や、「残留農薬問題による輸入規制のた

め、社員を派遣した催事場に販売するものが届かないこと」があるなど、輸送上のリスクに苦慮している状況があることを伺いました。

本県では、世界最速の残留農薬分析のほか、HACCP等の海外輸出に対応したキャビア加工場の整備や、EU等輸出基準に対応した最新鋭の食肉処理施設の整備など、海外の輸出に対応するための取り組みを進めているところでありますが、積極的に輸出に取り組む企業のリスクの低減につながるよう期待するものであります。

次に、県内生産品の輸出拡大の観点では、意見交換先の海外に現地法人を有する海外展開企業から、「商品は何が当たるのかわからない部分もあるので、他にないようなものの開発を急ぎ、実際に挑戦してみることが大事であるが、県などが一体となって農商工連携でやらないと難しい」との意見を伺いました。

また、ジェトロ宮崎からは、「付加価値を高めて、相手にいかに伝えるかというところが日本企業ではまだ徹底されておらず、伝え方の工夫が課題である」との意見や、宮崎県輸出促進コーディネーターからは、「生産現場などをもっとクローズアップして具体的に見せるだけで宮崎のPRになり、また、現地消費者も安心できるので、ブランドという面でも必然的にリンクして輸出先にアプローチができ、海外市場に展開していく可能性は十分にある」「香港やシンガポールでは生産風景などを見たことがないことから、生産者の顔が見えること、そして、こだわりをアピールすることが大事である」との意見が出されました。

また、香港貿易発展局では、「宮崎は香港でのスタートがおくれたが、さらに農畜産物の輸出をふやすための手法等があれば教えてほし

い」との委員の質問に対し、「香港への輸出のスタートがおくれても関係がない。あくまでも物自体の質のよさや付加価値があるといったすぐれた点を消費者にアピールすれば成功できる」との回答がありました。

県産品の質や付加価値を高め、取引先や消費者等へのアピール方法を工夫することにより、県内生産品の輸出拡大につながっていくのではないかと考えます。

また、上海市国際貿易促進委員会では、「中国は世界第1位の貿易大国であり、外国からの投資比重はだんだんと高まっており、海外貿易・投資は中国経済発展の重要な牽引力である」との話や、上海の日系デパートや県内企業の上海事業所からは、「中国経済はまだまだ伸びる。特に上海市の可能性は大きい」「中国は日本の10倍強の人口があり、巨大なマーケットとして非常に魅力を感じている」との話を伺いました。

また、在香港日本国総領事館では、日本からの食料品の輸入額は、香港における食料品・食料加工品の輸入額全体の約5%を占めるにすぎず、「まだまだ伸び代はある」との話を伺ったところです。

海外調査先との意見交換で、上海・香港市場への期待の大きさ、今後の本県の輸出拡大の可能性を感じたところであります。

次に、海外からの誘客促進の観点では、在香港日本国総領事館では、「香港人の訪日旅行のリピーターは非常に多く、5人に1人は10回以上日本を訪問している」との話を伺いました。これは、日本の地方への定期直行便がふえてきていることなども影響しているようですが、直行便のある本県としても積極的に誘客対策に取り組むほか、ソウル便や台湾便も含め、外国

人、日本人、双方の利用促進により安定的な運航の維持に努めながら、増便や新規路線の開拓等につなげていく必要があると感じたところであります。

以上、調査先からいただいた御意見を中心に御紹介してまいりましたが、まず、輸出拡大に向けた取り組みにおいては、人口減少に伴い、国内市場の縮小が見込まれる中で、輸出拡大を進めていくために、貿易関連の中小企業・小規模企業の育成・支援の方向づけや、輸出拡大が見込まれる国・地域の選定とそこでの海外展開、そして、より多くの現地消費者に購入してもらえるような流通・販売の方策などについて、より戦略的に取り組んでいかれるよう要望いたします。

また、県内生産品の輸出においては、農業生産技術や日本一の残留農薬分析技術も本県の強みであることから、この強みを生かすことにより、世界に誇れるさまざまな県内生産品の輸出が促進され、ひいては生産者に反映されるような海外戦略が展開されることを要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、海外調査を行ったことにより、現地の方々から今後の海外展開に関する貴重な御意見等をいただくとともに、調査先の皆さんから直接お話を伺うことで、県議会と海外とのパイプをつくる第一歩となったのではないかと考えています。

アメリカがTPP離脱を正式に表明するなど、今後の貿易交渉の動向が不透明な中で、今後とも、世界経済、貿易等の国際情勢の変化を注視しながら、海外戦略に取り組んでいかなければなりません。当委員会の調査は一旦終了しますが、今回の調査が一過性のもので終わらな

いよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

みやざきグローバル戦略の目的は、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出を図ることにより、本県経済・産業を活性化することにあります。この戦略の推進に当たっては、知事を本部長とする宮崎県グローバル戦略推進本部において全体をしっかりと把握し、関係部局が十分、連携・協力して、指標の進捗管理を行いながら、全庁体制で取り組んでいただくよう要望いたします。この戦略を着実に進めることで、県民生活が豊かで活力のあるものになること、そして本県が世界とともに成長していくことを期待いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、スポーツ・観光対策特別委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員 〔登壇〕(拍手) 当委員会では、スポーツ・観光対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

国民体育大会は、我が国最大の国民スポーツの祭典であります。本県では、昭和54年に「日本のふるさと宮崎国体」が開催され、国体の原点に立ち返る県民総参加の手づくり国体として、全国の方々との心の触れ合いを広める貴重な機会となりました。そして、この大会から35年が経過した一昨年7月、公益財団法人日本体育協会は、平成38年の第81回大会について、宮崎県での開催を事実上決定しました。

このような動きを踏まえ、当委員会では、「スポーツ振興対策に関すること」を1つ目の調査事項として、2巡目国体に向けての施設整

備やスポーツ競技力の向上に向けた取り組みなどについて幅広く調査することに決定しました。

次に、スポーツランドみやざきを掲げる本県は、これまで、ゴルフやトライアスロンなどの大規模大会の誘致や、プロ野球を初めとするスポーツキャンプ・合宿の誘致に取り組んできました。今後とも、継続的な受け入れや、受け入れ環境のさらなる充実に努めなければならないことはもとより、平成31年9月に開幕するラグビーワールドカップ2019日本大会や、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的スポーツイベントを控え、他県に出おくれることがないよう、事前合宿の誘致を初め、新たな受け入れの取り組みを加速させなければなりません。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開会式での「天岩戸開き」の再現や、神楽・古墳の世界遺産等への登録に向けた取り組みなど、本県が平成24年から32年までの9年間をかけて取り組みを進める記紀編さん1300年記念事業についても、これまでの取り組みの内容を検証し、これからの事業の方向性について、改めて議論しなければなりません。

このようなことを踏まえ、当委員会では、「観光振興対策に関すること」を2つ目の調査事項として、スポーツ大会・合宿受け入れの取り組みを初め、記紀編さん1300年記念事業などについて調査することに決定しました。

また、10月に実施した県外調査の結果を踏まえ、「スポーツ振興対策に関すること」及び「観光振興対策に関すること」の双方の調査事項にかかわることとして、スポーツ・観光に関する部局の設置についても調査することに決定いたしました。

以上の内容につきまして、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の関係上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、調査事項の「スポーツ振興対策」についてであります。

2巡目国体開催まで残り9年となりましたが、県有主要体育施設の整備を初めとして、各種視察団の受け入れ、県準備委員会あるいは県実行委員会の設置といった組織体制の整備など、開催に向けて取り組まなければならないことが非常に多い状況にあります。これらを滞りなく行うためには、必要な調査やデータの収集、整理を迅速に行った上で、早目に議論を開始し、スピード感を持ってこれを進めていく姿勢が求められます。

また、これだけの大きな大会になると、県のみにという発想ではなく、県民を初めとして、市町村、競技団体、民間団体等との連携や役割分担により取り組みを進めていく視点が極めて重要であります。そのため、県民や市町村、競技団体、民間団体等にも、2巡目国体に向けた議論に早い段階から参加してもらえるような仕組みづくりを考えなければなりません。

県当局には、2巡目国体に向けた取り組み、行事に関する議論を早目に開始し、スピード感を持ってこれを進めるとともに、2巡目国体や全国障害者スポーツ大会全般に関して、多様な意見を集約するための議論の場を早期に整えていただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けての施設整備についてであります。

最新の国勢調査によりますと、平成27年10月1日現在の本県の人口は約110万4,000人で、平成22年と比べ約3万1,000人減少しており、本県

の人口減少の進行は顕著となっております。このような状況において、仮に大規模かつ高度な機能を有する施設を整備したとしても、大幅な利用者増加は見込みにくいと予想されます。2巡目国体開催に求められる施設の規模や機能はどの程度なのかを考えると同時に、国体後に見込まれる利用者数をベースにした適正なランニングコストについても考える必要があります。

他方で、国体後に必要となる可能性が高い施設機能等については、多少費用がかさむとしても、建築時に整備するのが経済的であります。調査で訪れた山口県では、国体開催のみを念頭に設計、建築を行ったため、国体後に観客席や諸室の増設を行わざるを得なくなった事例が紹介されました。経済活性化の視点も踏まえ、国体後に必要となる可能性が高い施設整備等については、県民への十分な説明を行いながら前向きに検討することも必要と考えます。

県当局には、施設整備後におけるランニングコストの適正額について調査するとともに、国体後の状況により必要となる可能性が高い施設機能等の把握にも努め、2巡目国体後を見据えた施設整備となるよう要望いたします。

次に、調査事項の「観光振興対策」のうち、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

記紀編さん1300年記念事業の事業期間である9年間のうち、既に半分以上が経過しました。これまでの事業経過を振り返ってみますと、各講座・講演の参加人数やバスツアーの集客人数はおおむね増加傾向になっており、一定の事業効果は認められるところであります。

ただ、県民意識調査における「本県の神話や伝承、神楽、史跡など歴史的・文化的資源に関心がありますか」との問いに対して、「関心が

ある」または「少し関心がある」と答えた者の割合は、平成24年度から27年度まで、おおむね60%台後半で推移しており、増加には転じていません。また、肌感覚としても、県民による機運の高まりという点でやや乏しい印象があります。

県当局には、本県の神話・伝説や史跡などに関する県民認知度や経済波及効果に関する明確な数値目標を設定し、到達度を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行うなど、「効果が出る・見える」事業となるよう要望いたします。

次に、「スポーツ振興対策」「観光振興対策」双方の調査事項にかかわることとして、スポーツ・観光に関する部局の設置についてであります。

現地調査をしましたKIRISHIMAヤマザクラ宮崎県総合運動公園や宮崎県体育館では、改修では間に合わないほど老朽化が進行している実態を確認しました。これは、1巡目国体後に大規模な改修が適切に実施されなかったことが主な原因と考えられます。

一方、3年後に2巡目国体を迎える鹿児島県では、メイン会場の県立鴨池陸上競技場について、1巡目国体後に大規模な改修を行っており、2巡目国体に向けても既存施設の改修で十分対応できるとのことでした。メイン会場となる陸上競技場だけを見ても、隣県が約50億円程度の改修で2巡目国体を迎えることができるのに対し、本県は約150億円もの巨額を投じないと2巡目国体を迎えることができないという事実には、真摯に向き合わなければなりません。過去に大規模な改修が適切に実施されなかったのは何が原因かについて、徹底した議論が必要となります。

県当局には、1巡目国体時の反省に立ち、2巡目国体で整備される施設の改修が適切に実施されるよう、スポーツ行政の所管に係る組織体制のあり方について検討を進めるよう要望いたします。

次に、文化・スポーツ振興局の設置についてであります。

知事は、自身の政策提案において、文化・スポーツの振興を総合的に推進する部署「文化・スポーツ振興局」の設置を掲げておられます。長い時間をかけて守り育てられた本県の伝統・伝承文化や、これまで官民で積み上げてきたスポーツランドみやぎきの取り組みをさらに前に進め、これらを観光の振興にいかにつなげていくかは、観光を基幹産業とする本県にとっては極めて重要な視点の一つであります。

しかしながら、文化行政との融合や推進への意気込みを組織再編を通じて県内外にアピールする取り組みでは、沖縄県や佐賀県、山口県といった近隣県に先を越されている状況にあります。また、スポーツキャンプ・合宿誘致の取り組みではトップランナーであり続ける本県であります。他県の追い上げは激しいものがあり、今春キャンプインしたプロ野球1軍の球団数では沖縄県がトップになるなど、部分的に競り負けているのも事実です。時代にマッチした組織体制づくりやニーズに合った新規事業の開発について、本県はどういった振興戦略を打ち出すべきか、今まさに判断の岐路に立っていることを認識すべきだと考えます。

県当局には、知事が政策提案で示す「文化・スポーツ振興局」の設置について、その具体像を早期に明らかにするよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、これらの提言をまとめるに当たり1

年間にわたって調査活動を進めてまいりました。

特に、焦点となっている2巡目国体に向けた施設整備については、当委員会においても多くの時間を費やし、議論を積み重ねてまいりました。中でも、再整備が必要となります陸上競技場、体育館、プールといった県有主要体育施設のあり方については、多くの県民の皆様が議論の行方に強い関心を示されています。そのことを考えますと、県当局は、議論の透明性、公平性を十二分に確保し、県民の皆様が納得できる説明に努めなければなりません。また、2つまで絞り込まれている整備候補地の早急な決定、無理や無駄のない整備スケジュールの策定など、残り少ない時間を有意義に使っていく姿勢が求められるところであります。

これから本県が取り組む国民文化祭や国民体育大会といったビッグイベントは、数十年に一度の県を挙げての大事業となります。そのため、これらを一過性のイベントとして終わらせるのは惜しく、県勢発展の足がかりとして活用する姿勢が必要となると考えます。10年後、20年後、あるいはその先の本県の姿に思いをめぐらせ、本県が進むべき方向性について大局的な議論を積み重ねる上で、国民文化祭や国民体育大会はよい契機となり得ます。これらのビッグイベント成功のために構築される議論の場や、人と人とのつながりといった無形の財産は、これからの県勢発展の原動力となる可能性を秘めています。イベント後にこれらをどう生かすかは大切にしたい視点の一つであり、新たに整備される施設等の有形の財産の活用とあわせて、今後の議論が望まれるところであります。

ビッグイベントの開催に向けて乗り越えるべき課題は多くありますが、県勢発展へのきっか

けをつかむよいチャンスと前向きに捉え、県民皆でよりよいものをつくり上げようという機運が一層高まっていくことを切に願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成29年 3月22日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書

議員発議案第4号

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

議員発議案第5号

海洋ごみの処理推進を求める意見書

---

◎ 議員発議案第3号から第5号まで  
追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号から第5号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第3号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第3号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

---

### ◎ 副知事退任挨拶

○星原 透議長 ここで、3月31日をもって任期を終えられます稲用副知事及び内田副知事から御挨拶をいただきます。まず、稲用副知事、御登壇願います。

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 このような時間を設けていただきまして、お礼を申し上げます。

4年間、至らぬ副知事でありましたが、県議

会の皆様には大変広やかな心をもって接していただきましたことを感謝申し上げます。

とりたててすぐれたところというのは何もございません。ただ、誠実に真面目に物事に接する、人に接する、それだけを心がけてまいりました。そういうようなことですので、この4年間、副知事としてどれだけのことができたか、まことに心もとない限りであります。幸いなことに、私の周りにはたくさんすばらしい県庁の仲間がいてくれました。その彼らの助けを得、また、市町村、関係機関、あるいは県民の皆様の御協力をいただき、そして時には家族の支えもあって、何とか自分の仕事をやり遂げたのではないかと思っているところです。その評価というのはいろいろあるのだろうと思いますが、元気な宮崎、明るい宮崎が現在築き上げられているということを思うときに、自分なりに一定の達成感、満足感を持っているところでございます。

しかしながら、宮崎県はまだやるべきこと、やれることがたくさんございます。これから、県議会の皆様の御指導、御鞭撻、そしてさらには御協力のもとに、県庁の仲間たち、県職員が一丸となって、さらには県民の皆様の力を結集して、これからさまざまな課題を解決していただきたいと考えております。私も、これから県民の一人として、自分のできる限りのことをしていきたいと思っているところでございます。

重ねまして、これまでの御厚情に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次に、内田副知事、御登壇願います。

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 退任に当た

りまして、一言御挨拶を申し上げます。

星原議長を初め議員の皆様には、この4年間、公私にわたり御指導賜りましたことを、ま  
ず厚く御礼申し上げます。

副知事の仕事というのは、恐らく、知事の政策を実現するための各部長の取り組みをしっかりサポートしていくことだろう、そんなつもりで4年間過ごしてまいりました。国土交通行政以外の分野でも、例えばキャビアのブランド化でありましたり、「日本のひなた」のプロモーションでありましたり、幅広い分野に携わらせていただいたことを大変光栄に思っておりますし、この4年間で明るく前向きな話題が大変多かつたなど、改めてその機会にこの宮崎にいられたことを感謝しているところであります。

また、県内各地を回る中で、すばらしい景色ですとか、神楽等の文化に触れることができましたし、何よりも本当に多くの方々、農林水産業、商工業、建設業、多くの分野の方々と出会い、交流を深めることができました。私にとってはこれが一番大きな財産だなど、今、改めて思っているところであります。

今後は、また立場は変わりますが、宮崎の発展のために努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。4年間、大変ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 両副知事には丁重な御挨拶をいただき、まことにありがとうございました。

稲用、内田両副知事におかれましては、平成25年4月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力及び

御指導を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

---

## ◎ 閉 会

○星原 透議長 これをもちまして、平成29年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時3分閉会



資

料

# 平成29年2月定例県議会日程

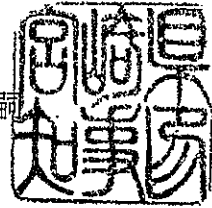
28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
2. 23	木	本会議	開会 議事録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 議会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
24	金	休 会	( 議 案 調 査 )	
25	土		( 閉 庁 日 )	
26	日			
27	月		( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
28	火			一般質問通告締切 12:00
3. 1	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
2	木			
3	金		一 般 質 問	請願締切 16:00
4	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
5	日			
6	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00
7	火		一 議 案 ・ 一 般 請 願 委 員 会 付 託 質 問	議会運営委員会 9:30
8	水	休 会	常任委員会 (補正)	
9	木			
10	金	本会議	常任委員長審査結果報告 (補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30 スポーツ・観光対策特別委員会
11	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
12	日			
13	月			
14	火			
15	水		常任委員会 (当初)	
16	木			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00
17	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会
18	土		( 閉 庁 日 )	
19	日			
20	月		( 閉 庁 日 ) 春分の日	
21	火	( 議 事 整 理 )		
22	水	本会議	常任委員長審査結果報告 (当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1318  
平成29年2月23日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊 殿



### 議案の送付について

平成29年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成29年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第16号 平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第17号 平成29年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第18号 平成29年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第19号 平成29年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第20号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第24号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 みやざき産業人財確保支援基金条例
- 議案第26号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例

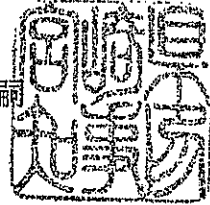
- 議案第31号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第33号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例
- 議案第36号 公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例
- 議案第37号 公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第38号 美しい宮崎づくり推進条例
- 議案第39号 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第41号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第42号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第43号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第44号 みやざき男女共同参画プランの変更について
- 議案第45号 みやざき文化振興ビジョンの変更について
- 議案第46号 都市計画に関する基本方針の変更について
- 議案第47号 公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限について
- 議案第48号 公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標の策定について
- 議案第49号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第50号 平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成28年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成28年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
- 議案第65号 宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例
- 議案第66号 宮崎県国民健康保険運営協議会条例
- 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 議案第70号 財産の処分について

(文書取扱 財政課)

215-1338  
平成29年3月10日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣



議案の送付について

平成29年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第71号 副知事の選任の同意について
- 議案第72号 副知事の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 3月1日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	外山 衛	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	後藤 哲朗	13:00~15:00	

### 3月2日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~12:00	休憩
4	公明党	河野 哲也	13:00~14:20	

\* 会派別の質問時間(質問取扱要領)

自由民主党 120分以内

県民連合宮崎 60分以内

公明党 40分以内

## 一般質問時間割

### 3月3日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00～11:00	
2	自由民主党県民クラブ	徳重 忠夫	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	清山 知憲	13:00～14:00	
4	自由民主党	山下 博三	14:00～15:00	休憩
5	自由民主党	中野 一則	15:10～16:10	

### 3月6日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	日高 博之	10:00～11:00	
7	愛みやざき	函師 博規	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	右松 隆央	13:00～14:00	
9	自由民主党	横田 照夫	14:00～15:00	

### 3月7日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	公明党	重松幸次郎	10:00～11:00	
11	日本共産党	来住 一人	11:00～12:00	休憩
12	県民連合宮崎	渡辺 創	13:00～14:00	
13	自由民主党	蓬原 正三	14:00～15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

## 議案 委員会審査結果表

[議案](平成28年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第49号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)	可決	可決	可決	可決	可決
第50号	平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第51号	平成28年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第52号	平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第53号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)				可決	
第54号	平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第55号	平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第56号	平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第57号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第58号	平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第59号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第60号	平成28年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第61号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第3号)		可決			
第62号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第63号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例				可決	
第64号	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例		可決			
第65号	宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例		可決			
第66号	宮崎県国民健康保険運営協議会条例		可決			
第67号	工事請負契約の締結について				可決	
第68号	工事請負契約の締結について				可決	
第69号	工事請負契約の締結について			可決		
第70号	財産の処分について				可決	



## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案](平成29年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成29年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成29年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 予算		可決			
第5号	平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計予算			可決		
第9号	平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーショ ン施設特別会計予算			可決		
第10号	平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第12号	平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第13号	平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第15号	平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第16号	平成29年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第17号	平成29年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算					可決
第18号	平成29年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予 算					可決
第19号	平成29年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第20号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例		可決			
第21号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する 条例					可決
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第23号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正 する条例	可決				
第24号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第25号	みやざき産業人財確保支援基金条例	可決				
第26号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例				可決	
第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第28号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決			
第30号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例	可決				
第31号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第32号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第33号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第34号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第35号	公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例		可決			
第36号	公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例		可決			
第37号	公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例		可決			
第38号	美しい宮崎づくり推進条例			可決		
第39号	宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例					可決
第40号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第41号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第42号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第43号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第44号	みやざき男女共同参画プランの変更について	可決				
第45号	みやざき文化振興ビジョンの変更について	可決				
第46号	都市計画に関する基本方針の変更について			可決		
第47号	公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上限について		可決			
第48号	公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標の策定について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第17号	子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願		継続			
第20号	受動喫煙防止対策強化処置についての請願		取下げ			
第21号	「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」法案に反対する請願					不採択

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成29年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第17号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成29年度宮崎県一般会計予算	3月22日・可 決
〃 第2号	平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成29年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第5号	平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第6号	平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第7号	平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第9号	平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第10号	平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第11号	平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第13号	平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第16号	平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第17号	平成29年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第18号	平成29年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第19号	平成29年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第20号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 第21号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	みやざき産業人財確保支援基金条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	3月22日・可 決
〃 第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例	〃
〃 第36号	公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例	〃
〃 第37号	公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第38号	美しい宮崎づくり推進条例	〃
〃 第39号	宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第41号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第42号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第43号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第44号	みやざき男女共同参画プランの変更について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第45号	みやざき文化振興ビジョンの変更について	3月22日・可 決
〃 第46号	都市計画に関する基本方針の変更について	〃
〃 第47号	公立大学法人宮崎県立看護大学が徴収する料金の上 限について	〃
〃 第48号	公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標の策定につ いて	〃
〃 第49号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	3月10日・可 決
〃 第50号	平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予 算（第1号）	〃
〃 第51号	平成28年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1 号）	〃
〃 第52号	平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第53号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 （第2号）	〃
〃 第54号	平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計補正予算（第1号）	〃
〃 第55号	平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーシ ョン施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第56号	平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第 1号）	〃
〃 第57号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予 算（第2号）	〃
〃 第58号	平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予 算（第1号）	〃
〃 第59号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 （第2号）	〃
〃 第60号	平成28年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第61号	平成28年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
〃 第62号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第63号	国営西諸土地改良事業負担金徴収条例及び国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	3月10日・可 決
〃 第64号	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例	〃
〃 第65号	宮崎県地域医療再生基金条例を廃止する条例	〃
〃 第66号	宮崎県国民健康保険運営協議会条例	〃
〃 第67号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第68号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第69号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第70号	財産の処分について	〃
〃 第71号	副知事の選任の同意について	3月22日・同 意
〃 第72号	副知事の選任の同意について	〃
議員発議案 第1号	受動喫煙防止対策の強化措置に関する意見書	3月1日・可 決
〃 第2号	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する意見書	3月10日・可 決
〃 第3号	「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書	3月22日・可 決
〃 第4号	地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書	〃
〃 第5号	海洋ごみの処理推進を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

受動喫煙防止対策の強化措置に関する意見書

国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、受動喫煙防止対策の強化が検討されている。健康増進の観点はもちろんのこと、国際オリンピック委員会は世界保健機関と共同で「たばこのない五輪」を推進しており、近年の大会開催地における受動喫煙防止対策の取組状況を踏まえると、次回開催国としても対策の強化が必要となっている。

こうした中、2016年10月に厚生労働省から「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」が公表された。このたたき台は、学校や医療機関等は敷地内禁煙、官公庁や運動施設などは建物内禁煙をそれぞれ義務化する等、オリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準を目指すものであり、その方向性は理解されるところである。

しかし一方で、サービス業においては、たたき台における「原則建物内禁煙（喫煙室設置可）」が利用者ニーズへの対応を著しく損ない、売上げが減少することが危惧されている。また、店舗の面積・構造、資金的な制約等から、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ない事態も想定され、経営への深刻な影響が避けられないとの意見が寄せられている。

よって、国民の健康増進等のため受動喫煙防止の促進は重要であるとの認識のもと、その対策の強化に当たっては、飲食店等のサービス業における店舗の実態や利用者のニーズ等も考慮し、対策を検討、整備する必要があることから、国におかれては、次の事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 飲食店等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 飲食店等のサービス業については、店舗の実態や利用者のニーズ等を考慮した支援制度の創設など、受動喫煙防止対策の内容を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
内閣官房長官	菅義偉殿

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する意見書

北朝鮮は、3月6日に弾道ミサイル4発を日本海に向けて発射し、うち3発が日本の排他的経済水域（EEZ）に着弾した。北朝鮮は、昨年9月に5回目の核実験を実施し、また8月と9月、さらに今年2月に弾道ミサイルを相次いで発射するなど、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙を繰り返している。

こうした一連の行為は、国連安全保障理事会決議を無視して強行されたものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発行為であるとともに、国民の生命と財産の安全を脅かす行為として、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し強く非難するとともに、弾道ミサイルの発射及び核実験による更なる挑発行為を行わないよう強く求める。

政府においては、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で強く抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と国際社会と一体となった更なる実効ある外交措置を行い、我が国の平和と国民の安全確保に万全を期すよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣	稲 田 朋 美 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の新設が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があるとして指摘されている。

よって、本県議会は、国に対し、「テロ等準備罪」の新設について、幅広い観点から慎重に検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
法 務 大 臣	金 田 勝 年 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

少子高齢化と核家族化により増加の一途をたどる空き家・空き室への対策や、外国人旅行者等の急増による宿泊施設の不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする「民泊」制度の法制化は大変有意義な取組であると考えます。

実際に、我が国の空き家や空き室は2013年の時点で約820万戸、うち耐震性等があり駅から1キロメートル以内の空き家は約48万戸、賃貸用空き室は約137万戸もあり、これらの利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得る。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者は、2016年にはその3倍の2400万人を突破し、さらに政府が2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には4000万人の目標を掲げる中で、宿泊施設の不足も懸念されている。

まさに、これらの諸課題に対応する「民泊」の推進は、遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されることである。

政府においては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立、並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住み良い地域の実現に寄与するように、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊制度」を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
- 2 「民泊」の運営に関する実態の監視や様々なトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
- 3 地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	伊達 忠一 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
総務大臣	高市 早苗 殿
国土交通大臣	石井 啓一 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	山本 幸三 殿

海洋ごみの処理推進を求める意見書

昨年、我が国を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、全国各地に甚大な被害をもたらした。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらしただけでなく、海岸に漂着した大量の流木の処理に長時間を要する事態が発生した。

海岸保全区域外での漂着物対策においては、以前は「地域グリーンニューディール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」のみで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっていない。

一方、海洋ごみは災害関連だけではない。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

海洋ごみには、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては、自ら発生抑制対策を行ったとしても、問題解決につながらない状況もある。特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。

については、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて下記の事項に取り組むよう求める。

記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
- 2 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
- 3 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査を更に推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
環 境 大 臣	山 本 公 一 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

請 願 一 覽 表



委員 会	請        願		計	備    考
	新    規	繼    続		
總 務 政 策	—	—	—	
厚          生	—	2	2	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	1	—	1	
計	1	2	3	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第21号	受理年月日	平成29年3月3日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原3-97 日本国民救援会宮崎県本部 会長 山田 秀一		
請願の件名	<p>「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」法案に反対する請願</p> <p><b>【請願事項】</b> 「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の新設に反対する意見書」を政府に提出してください。</p> <p><b>【請願の趣旨】</b> 安倍政権は、共謀罪を「テロ等準備罪」と名称を変えて新設しようとしています。 共謀罪法案は、過去3度国会に出されましたが、国民の人権を侵害するとして、多くの国民や弁護士会などの反対でいずれも廃案になった経過をもっています。 近代刑法は、犯罪がおこなわれ、被害が生じた場合（既遂）に処罰することを原則としています。日本の刑法も同様です。 しかし、共謀罪は、犯罪について、話し合い、合意したこと自体を処罰するもので、近代刑法の原則に反し、日本の刑法原則を覆すものです。 このような共謀罪は、憲法で保障された思想・信条の自由を侵す恐れがあります。また、「合意」を捜査することから、物的証拠を得ることが困難となり、会話やメール、自白や供述を証拠とすることになります。そのため、会話やメール・LINEなどが日常的に監視の対象とされることで国民のプライバシーが侵害されたり、自白の強要や司法取引によるウソの密告で冤罪を生むことになります。 政府は、「テロ対策のために必要」としていますが、日本は、国際的なテロ防止のための13条約すべてを締結し、現在においても「予備罪」や「準備罪」を極めて広く処罰しています。「テロ対策」のための新たな立法は必要ありません。 また、対象は「組織的な犯罪集団」であり、「一般の人」には関わりないと説明していますが、そもそも「犯罪集団」の定義もあいまいで、市民も対象となる恐れがあります。 さらに、「話し合い・合意」に加えて、「準備行為」を加えたので内心の自由は侵さないと説明していますが、どのような行為を「準備行為」とするかは、捜査にあたる警察官の判断に委ねられるなど、限定にはなりません。</p>		

政府は、過去の共謀罪とは違うと説明しますが、なんら本質は変わりません。

日本国憲法は、思想・信条の自由をはっきりと保障しています。それは、戦前、治安維持法にもとづき、特高警察などによって多くの国民の思想や信条が監視され、戦争に反対することが弾圧されたことへの深い反省があるからです。

近年、秘密保護法の制定、盗聴法（通信傍受法）の拡大などによって、国の情報を隠す一方で、国民を監視し情報を集める動きが強まっています。共謀罪もこれらの動きの一環です。

戦前、国が情報を隠し、国民を監視するもとで戦争へ突きすすんでいきました。二度と同じ誤りを繰り返さないために、共謀罪はつくってはならないものです。

紹介議員	前屋敷 恵美      来住 一人
------	-------------------

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第17号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 平野 千恵子 (署名 7,849筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める 請願書</p> <p><b>【請願の趣旨】</b>          現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は19.5%と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどいのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子も等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成28年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p><b>【請願事項】</b>          1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成28年12月2日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市高千穂通1丁目6番21号 宮崎県たばこ耕作組合 組合長 郡 利夫 鹿児島県鹿児島市荒田1丁目2番3号 九州南部たばこ販売協同組合連合会 会長 福島 洋一 宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館1階 宮崎県飲食業生活衛生同業組合 理事長 代口 修 宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館1階 宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 函師 義孝		
請願の件名	受動喫煙防止対策強化処置についての請願  (要旨) 受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願  (理由) たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実です。しかし、2016年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)(以下、“たたき台”という)」における受動喫煙防止対策は、業界がこれまで推進してきた取組みが無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いております。  宮崎県の葉たばこ耕作については、農家数336戸、面積671ha、販売高27億円を誇る一大産地であると共に、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置付けられており、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでおります。 また、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところです(平成26年度の宮崎県のたばこ税は、県税13.7億円、市町村税83.5億円)。 また、たばこ耕作組合とたばこ販売組合は、喫煙者のために喫煙場所の設置を要望する署名に取り組み、全国で64万筆の署名を集めるなど、喫煙環境の維持・向上に努めております。  成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、前述のたたき台による措置により、更なる喫煙機会の減少、		

結果として消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店、及びたばこ農家の経営にも多大な影響があるものと考えております。

一方で、飲食業においては、その業種や店舗・施設によって喫煙を望むお客様が多い状況も観られるところ、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努める他、お客様の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、店舗内の喫煙環境をステッカー等を用いて店頭に表示する取組等、実態に応じた様々な対策を自主的に進めております。

サービス業界では、たたき台による「原則禁煙」という措置がお客様ニーズへの対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少を懸念しています。また、多くの事業者は、いわゆる家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられません。なお、諸外国と異なり日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることも多く、お客様に店外での喫煙を求めることが出来ず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなることが懸念されます。加えて、効果的とされる分煙措置を取っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがあります。

以上の通り、たたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、私どもは、以下について、国に意見書を提出するようお願いいたします。

● 請願事項

1. 飲食業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
2. 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出いたします。

紹介議員

緒嶋 雅晃 中野 廣明

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月23日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（横田照夫議員、高橋 透議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第70号上程 知事提案理由説明
2月24日	金	休 会	（議案調査）
2月25日	土		（閉庁日）
2月26日	日		
2月27日	月		
2月28日	火		（議案調査）
3月1日	水	本 会 議	議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程、採決（可決） 代表質問（宮崎県議会自由民主党・外山 衛議員、 宮崎県議会自由民主党・後藤哲朗議員）
3月2日	木		代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
3月3日	金		一般質問（満行潤一議員、徳重忠夫議員、清山知憲議員、 山下博三議員、中野一則議員）
3月4日	土	休 会	（閉庁日）
3月5日	日		
3月6日	月		一般質問（日高博之議員、凶師博規議員、右松隆央議員、 横田照夫議員）
3月7日	火	本 会 議	一般質問（重松幸次郎議員、来住一人議員、渡辺 創議員、 蓬原正三議員） 議案・請願委員会付託
3月8日	水	休 会	常任委員会（補正）
3月9日	木		
3月10日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第49号～第70号） 討論（議案第63号、第66号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第63号、第66号）（可決） 採決（議案第49号～第62号、第64号、第65号、第67号～第70号）（可決） 議員発議案送付の通知



月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
3月10日	金	本 会 議	議員発議案第2号追加上程、採決（可決） 議案第71号、第72号追加上程 知事提案理由説明	
3月11日	土	休 会	(閉庁日)	
3月12日	日			
3月13日	月			
3月14日	火			
3月15日	水			常任委員会（当初）
3月16日	木			特別委員会
3月17日	金			
3月18日	土			
3月19日	日			(閉庁日)
3月20日	月			
3月21日	火			(議事整理)
3月22日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第1号～第48号及び請願） 討論（議案第1号、第29号、第31号、第41号～第43号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第17号継続、請願第21号不採択に反対）（来住一人議員） 採決（議案第1号、第29号、第31号、第41号～第43号）（可決） 採決（議案第2号～第28号、第30号、第32号～第40号、第44号～第48号）（可決） 採決（請願第20号）（取り下げ承認） 採決（請願第21号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 討論（議案第71号に賛成、議案第72号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第72号）（同意） 採決（議案第71号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第3号～第5号追加上程、採決（可決） 副知事退任挨拶 閉 会	

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 横 田 照 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 高 橋 透